

平成三十年二月十九日開会  
平成三十年三月二十七日閉会

# 平成三十年第一回定例会会議録

西之表市議会

平成三十年三月第一回定例会會議錄

西之表市議會

# 平成三十年第一回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 二月十九日(月)

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の施政方針並びに提案理由説明	六
八板市長	六
一、休 憩	一五
一、再 開	一五
一、議案審議	一五
議案第一号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	一五
八板市長説明	一五
議案第二号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	一七
八板市長説明	一七
議案第三号 西之表市農業委員会委員の任命について	一九
八板市長説明	一九
議案第四号 西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	二一
大瀬総務課長説明	二二
長野広美さん質疑	二三
大瀬総務課長	二三

和田香穂里さん質疑	133
吉田市民生活課長	133
議案第五号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	133
神村行政経営課長説明	133
長野広美さん質疑	133
神村行政経営課長	133
議案第六号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について	133
神村行政経営課長説明	133
議案第七号 平成二十九年度西之表市一般会計補正予算(第七号)	133
神村行政経営課長説明	133
一、予算特別委員会の設置及び構成	133
一、予算特別委員会委員の選任	133
一、予算特別委員会の正副委員長選出結果報告	133
議案第八号 平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第五号)	133
長野健康保険課長説明	133
議案第九号 平成二十九年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第五号)	133
長野健康保険課長説明	133
議案第一〇号 平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第五号)	133
長野健康保険課長説明	133
議案第一一号 平成二十九年度西之表市水道事業会計補正予算(第五号)	133
上妻水道課長説明	133
一、日程報告	133
一、散 会	133

第二号 三月二日（金）

一、開 議	四一
一、議案審議	四二
議案第四号 西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	四二
鮫島総務文教委員長報告	四二
長野広美さん質疑	四三
鮫島総務文教委員長	四三
議案第五号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	四四
鮫島総務文教委員長報告	四四
議案第六号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について	四五
鮫島総務文教委員長報告	四五
議案第七号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第七号）	四六
小倉予算特別委員長報告	四六
議案第八号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）	四七
小倉予算特別委員長報告	四七
議案第九号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）	四八
小倉予算特別委員長報告	四八
議案第一〇号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）	四九
小倉予算特別委員長報告	四九
議案第一一号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）	五〇
小倉予算特別委員長報告	五〇
議案第一二号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の	

	制定について	五二
	中里総務課総括課長補佐説明	五一
	議案第一三号 西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について	五二
	吉田市民生活課長説明	五二
	議案第一四号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	五四
	長吉税務課長説明	五四
	議案第一五号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	五四
	長吉税務課長説明	五五
	議案第一六号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	五六
	長野健康保険課長説明	五六
	橋口美幸さん質疑	五九
	長野健康保険課長	六〇
一、	休憩	六〇
一、	再開	六〇
一、	議案審議	六〇
	議案第一七号 西之表市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	六〇
	長野健康保険課長説明	六〇
	橋口美幸さん質疑	六二
	長野健康保険課長	六二
	議案第一八号 西之表市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	六二
	松元経済観光課長説明	六三

議案第一九号	西之表市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	六三
松元経済観光課長説明	．．．．．	六三
議案第二〇号	西之表市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	六四
戸川建設課長説明	．．．．．	六四
議案第二一号	西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	六五
戸川建設課長説明	．．．．．	六五
議案第二二号	西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	六六
小山田福祉事務所長説明	．．．．．	六六
議案第二三号	西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策定について	六六
長野健康保険課長説明	．．．．．	六七
議案第二四号	権利の放棄について	六八
戸川建設課長説明	．．．．．	六八
議案第二五号	平成三十年度西之表市一般会計予算	六八
神村行政経営課長説明	．．．．．	六八
一、休憩	．．．．．	七八
一、再開	．．．．．	七八
一、議案審議	．．．．．	七八
議案第二六号	平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計予算	七八
長野健康保険課長説明	．．．．．	七八
議案第二七号	平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算	八一
吉田市民生活課長説明	．．．．．	八二

議案第二八号	平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計予算	八二
園田農林水産課長説明		八二
議案第二九号	平成三十年度西之表市介護保険特別会計予算	八三
長野健康保険課長説明		八三
議案第三〇号	平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算	八五
長野健康保険課長説明		八五
議案第三一号	平成三十年度西之表市水道事業会計予算	八六
上妻水道課長説明		八六
一、請願・陳情の委員会付託		八八
一、日程報告		八八
一、散 会		八九
<b>第三号 三月五日(月)</b>		
一、開 議		九五
一、施政方針に対する質疑		九五
和田香穂里さん		九五
八板市長		九五
大瀬総務課長		九六
上妻地域支援課長		九六
園田農林水産課長		九八
松元経済観光課長		一〇〇
戸川建設課長		一〇三
一、休 憩		一〇三

一、再 開	．．．．．	一〇三
一、施政方針に対する質疑	．．．．．	一〇三
生田直弘君	．．．．．	一〇四
八板市長	．．．．．	一〇四
園田農林水産課長	．．．．．	一〇四
長野健康保険課長	．．．．．	一〇六
赤崎学校教育課長	．．．．．	一〇七
一、休 憩	．．．．．	一一一
一、再 開	．．．．．	一一一
一、施政方針に対する質疑	．．．．．	一一一
渡辺道大君	．．．．．	一一一
八板市長	．．．．．	一一一
松元経済観光課長	．．．．．	一一二
戸川建設課長	．．．．．	一一二
上妻地域支援課長	．．．．．	一一三
園田農林水産課長	．．．．．	一一四
福山教委総務課長	．．．．．	一一七
小山田福祉事務所長	．．．．．	一一七
大瀬総務課長	．．．．．	一一八
一、休 憩	．．．．．	一一九
一、再 開	．．．．．	一一九
一、施政方針に対する質疑	．．．．．	一一九
橋口美幸さん	．．．．．	一一九

八板市長	．．．．．	一一九
戸川建設課長	．．．．．	一二一
神村行政経営課長	．．．．．	一二二
園田農林水産課長	．．．．．	一二三
松元経済観光課長	．．．．．	一二五
長野健康保険課長	．．．．．	一二六
小山田福祉事務所長	．．．．．	一二六
赤崎学校教育課長	．．．．．	一二八
一、日程報告	．．．．．	一二八
一、散会	．．．．．	一二八

第四号 三月六日(火)

一、開議	．．．．．	一三五
一、一般質問	．．．．．	一三五
下川和博君	．．．．．	一三五
園田農林水産課長	．．．．．	一三六
八板市長	．．．．．	一三七
松元経済観光課長	．．．．．	一四一
戸川建設課長	．．．．．	一四四
一、休憩	．．．．．	一四八
一、再開	．．．．．	一四八
一、一般質問	．．．．．	一四八
小倉初男君	．．．．．	一四八

八板市長	．．．．．	一四八
園田農林水産課長	．．．．．	一四九
松元經濟観光課長	．．．．．	一五〇
上妻地域支援課長	．．．．．	一五三
戸川建設課長	．．．．．	一五五
一、休 憩	．．．．．	一六〇
一、再 開	．．．．．	一六〇
一、一般質問	．．．．．	一六〇
中野 周君	．．．．．	一六〇
長吉税務課長	．．．．．	一六一
八板市長	．．．．．	一六七
松下社会教育課長	．．．．．	一六八
吉田市民生活課長	．．．．．	一六九
園田農林水産課長	．．．．．	一七〇
松元經濟観光課長	．．．．．	一七一
一、休 憩	．．．．．	一七六
一、再 開	．．．．．	一七六
一、一般質問	．．．．．	一七六
和田香穂里さん	．．．．．	一七六
八板市長	．．．．．	一七七
小山田福祉事務所長	．．．．．	一七八
上妻地域支援課長	．．．．．	一七八
一、休 憩	．．．．．	一八八

一、再 開	．．．．．	一八八
一、一般質問	．．．．．	一八八
長野健康保険課長	．．．．．	一九二
一、休 憩	．．．．．	一九四
一、再 開	．．．．．	一九四
一、一般質問	．．．．．	一九四
生田直弘君	．．．．．	一九四
大瀬総務課長	．．．．．	一九四
八板市長	．．．．．	一九七
松元経済観光課長	．．．．．	一九八
下川行政経営課課長補佐	．．．．．	二〇三
園田農林水産課長	．．．．．	二〇六
一、日程報告	．．．．．	二〇八
一、散 会	．．．．．	二〇八

第五号 三月七日(水)

一、開 議	．．．．．	二一三
一、一般質問	．．．．．	二一三
竹下秀樹君	．．．．．	二一三
大瀬総務課長	．．．．．	二一四
八板市長	．．．．．	二一六
松元経済観光課長	．．．．．	二二五
一、休 憩	．．．．．	二三〇



第六号 三月八日(木)

一、一般質問	二六四
橋口好文君	二六四
園田農林水産課長	二六五
八板市長	二六五
一、休憩	二七六
一、再開	二七七
一、一般質問	二七七
一、日程報告	二七七
一、散会	二七七
一、開議	二八三
一、一般質問	二八三
鮫島市憲君	二八三
松元経済観光課長	二八三
上妻地域支援課長	二八四
松下社会教育課長	二八八
園田農林水産課長	二八九
八板市長	二九三
一、休憩	二九四
一、再開	二九四
一、一般質問	二九四
川村孝則君	二九五

長野健康保険課長	．．．．．	二九五
八板市長	．．．．．	二九七
園田農林水産課長	．．．．．	三〇〇
戸川建設課長	．．．．．	三〇三
松元経済観光課長	．．．．．	三〇三
下川行政経営課課長補佐	．．．．．	三〇五
一、休 憩	．．．．．	三一 一
一、再 開	．．．．．	三一 一
一、一般質問	．．．．．	三一 一
長野広美さん	．．．．．	三一 一
八板市長	．．．．．	三一 二
下川行政経営課課長補佐	．．．．．	三一 二
上妻地域支援課長	．．．．．	三一 四
松元経済観光課長	．．．．．	三一 六
園田農林水産課長	．．．．．	三一 〇
大瀬総務課長	．．．．．	三二 二
吉田市民生活課長	．．．．．	三二 七
赤崎学校教育課長	．．．．．	三二 八
一、議案追加上程・議案審議	．．．．．	三二 九
議案第三二号 西之表市障害者計画及び第五期西之表市障害福祉計画並びに第一期西之表市障害児福祉計画の策定について	．．．．．	三二 九
小山田福祉事務所長説明	．．．．．	三三 〇
議案第三三号 西之表市防災情報システム整備工事請負契約について	．．．．．	三三 三
大瀬総務課長説明	．．．．．	三三 三

一、日程追加	三三三
一、諸般の報告	三三四
一、日程報告	三三四
一、散 会	三三四

第七号 三月二十七日(火)

一、開 議	三三九
一、議案審議	三四〇
議案第一二号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	三四〇
鮫島総務文教委員長報告	三四〇
議案第一三号 西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について	三四一
木原産業厚生委員長報告	三四一
議案第一四号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	三四二
木原産業厚生委員長報告	三四二
橋口美幸さん反対討論	三四三
川村孝則君賛成討論	三四四
議案第一五号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	三四五
木原産業厚生委員長報告	三四五
橋口美幸さん反対討論	三四六
長野広美さん賛成討論	三四七
和田香穂里さん反対討論	三四七
田添辰郎君賛成討論	三四八

議案第一六号	西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	三四九
木原産業厚生委員長報告		三四九
橋口美幸さん反対討論		三五〇
和田香穂里さん反対討論		三五〇
田添辰郎君賛成討論		三五一
議案第一七号	西之表市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	三五二
木原産業厚生委員長報告		三五二
橋口美幸さん反対討論		三五三
議案第一八号	西之表市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	三五三
木原産業厚生委員長報告		三五三
議案第一九号	西之表市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	三五四
木原産業厚生委員長報告		三五四
議案第二〇号	西之表市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	三五五
木原産業厚生委員長報告		三五五
一、休憩		三五六
一、再開		三五六
一、議案審議		三五六
議案第二一号	西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	三五六
木原産業厚生委員長報告		三五六
議案第二二号	西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の	三五六

	制定について	三五七
	木原産業厚生委員長報告	三五七
	橋口美幸さん反対討論	三五八
	川村孝則君賛成討論	三五八
	議案第二三三号 西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策定について	三五九
	木原産業厚生委員長報告	三五九
	和田香穂里さん反対討論	三六〇
	橋口美幸さん反対討論	三六一
	長野広美さん賛成討論	三六二
	議案第二四号 権利の放棄について	三六二
	木原産業厚生委員長報告	三六二
	議案第二五号 平成三十年度西之表市一般会計予算	三六三
	小倉予算特別委員長報告	三六三
	橋口美幸さん反対討論	三六五
	下川和博君賛成討論	三六六
一、	休憩	三六七
一、	再開	三六七
一、	議案審議	三六七
	議案第二六号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計予算	三六七
	小倉予算特別委員長報告	三六七
	橋口美幸さん反対討論	三六九
	川村孝則君賛成討論	三六九
	議案第二七号 平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算	三七〇

小倉予算特別委員長報告	．．．．．	三七〇
議案第二八号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計予算	．．．．．	三七一
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	三七一
議案第二九号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計予算	．．．．．	三七一
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	三七一
橋口美幸さん反対討論	．．．．．	三七二
河本幸男君賛成討論	．．．．．	三七三
議案第三〇号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算	．．．．．	三七三
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	三七三
橋口美幸さん反対討論	．．．．．	三七四
川村孝則君賛成討論	．．．．．	三七四
議案第三一号 平成三十年度西之表市水道事業会計予算	．．．．．	三七五
小倉予算特別委員長報告	．．．．．	三七五
渡辺道大君反対討論	．．．．．	三七六
川村孝則君賛成討論	．．．．．	三七七
議案第三二号 西之表市障害者計画及び第五期西之表市障害福祉計画並びに第一期西之表市障害児福祉計画の策定について	．．．．．	三七八
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	三七八
渡辺道大君反対討論	．．．．．	三七八
議案第三三号 西之表市防災情報システム整備工事請負契約について	．．．．．	三七九
鮫島総務文教委員長報告	．．．．．	三七九
請願第五号 新岳之田橋から農道岳之田武部線への案内板設置についての請願書	．．．．．	三八〇
木原産業厚生委員長報告	．．．．．	三八〇
請願第六号 核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める意見書の提出を求める請願書	．．．．．	三八一

鮫島総務文教委員長報告	三八一
橋口美幸さん原案に賛成討論	三八二
中野 周君原案に反対討論	三八三
和田香穂里さん原案に賛成討論	三八六
田添辰郎君原案に反対討論	三九〇
一、休憩	三九一
一、再開	三九一
一、議案追加上程・議案審議	三九一
議案第三四号 西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	三九二
下川議会運営委員長説明	三九二
一、休憩	三九三
一、再開	三九三
一、議案追加上程・議案審議	三九三
議案第三五号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について	三九四
橋口美幸議員説明	三九四
一、航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告	三九五
田添航路改善港湾整備特別委員長報告	三九五
一、閉会中の継続審査	三九八
一、市長挨拶	三九八
八板市長	三九八
一、議長閉会挨拶	三九九
永田議長	三九九
一、閉会	四〇〇

# 平成三十年第一回西之表市議会定例会

## 一、会期日程

月	日	曜	種別	内容
二・十九	月	火	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の施政方針並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（平成二十九年関係議案審議、質疑・委員会付託）、予算特別委員会の設置及び構成、委員の選任、正副委員長選出結果の報告
二十	火	水	委員会	平成二十九年関係付託案件審査 予算特別委員会
二十一	水	木	委員会	平成二十九年関係付託案件審査 総務文教委員会
二十二	木	金	委員会	平成二十九年関係付託案件審査 各常任委員会
二十三	金	土	委員会	
二十四	土	日	休会	
二十五	日	月	休会	
二十六	月	火	休会	

十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	三・一	二十八	二十七
日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火
休 会	休 会	委 員 会	本 会 議	本 会 議	本 会 議	本 会 議	休 会	休 会	本 会 議	休 会	委 員 会	休 会
		平成三十年関係付託案件審査 予算特別委員会	一般質問、議案二件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託）	一般質問	一般質問	施政方針に対する質疑			議案審議（平成二十九年関係議案審議、総務文教委員会委員長及び予算特別委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、議案審議（平成三十年関係議案審議、質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託		議会運営委員会	

二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二
日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月
休 会	休 会	委 員 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会	委 員 会
		各特別委員会・議会運営委員会			平成三十年度関係付託案件審査 各常任委員会	平成三十年度関係付託案件審査 産業厚生委員会			平成三十年度関係付託案件審査 総務文教委員会	平成三十年度関係付託案件審査 予算特別委員会（予備日）	平成三十年度関係付託案件審査 予算特別委員会		平成三十年度関係付託案件審査 予算特別委員会

二十七	二十六	
火	月	
本 会 議	休 会	
<p>議案審議（各常任委員会委員長及び予算特別委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、請願・陳情審議（各常任委員会委員長報告・質疑・討論・表決）、議案二件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告、閉会中の継続審査、閉会</p>		

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
議案第一号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即決	二月十九日同意
議案第二号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即決	二月十九日同意
議案第三号	西之表市農業委員会委員の任命について	即決	二月十九日同意
議案第四号	西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二日原案可決
議案第五号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について	委員会付託	三月二日原案可決
議案第六号	西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について	委員会付託	三月二日原案可決
議案第七号	平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第七号）	委員会付託	三月二日原案可決
議案第八号	平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）	委員会付託	三月二日原案可決
議案第九号	平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）	委員会付託	三月二日原案可決
議案第一〇号	平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）	委員会付託	三月二日原案可決
議案第一一号	平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）	委員会付託	三月二日原案可決
議案第一二号	西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二十七日原案可決
議案第一三号	西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について	委員会付託	三月二十七日原案可決
議案第一四号	西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二十七日原案可決
議案第一五号	西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二十七日原案可決
議案第一六号	西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二十七日原案可決
議案第一七号	西之表市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	三月二十七日原案可決
議案第一八号	西之表市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する	委員会付託	三月二十七日原案可決

する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 一九号 西之表市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する委員会付託 三月二十七日原案可決

条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 二〇号 西之表市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について 委員会付託 三月二十七日原案可決

議案第 二一号 西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について 委員会付託 三月二十七日原案可決

ついて

議案第 二二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 委員会付託 三月二十七日原案可決

める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 二三号 西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備委員会付託 三月二十七日原案可決

計画の策定について

議案第 二四号 権利の放棄について 委員会付託 三月二十七日原案可決

議案第 二五号 平成三十年度西之表市一般会計予算 委員会付託 三月二十七日原案可決

議案第 二六号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計予算 委員会付託 三月二十七日原案可決

議案第 二七号 平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算 委員会付託 三月二十七日原案可決

議案第 二八号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計予算 委員会付託 三月二十七日原案可決

議案第 二九号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計予算 委員会付託 三月二十七日原案可決

議案第 三〇号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算 委員会付託 三月二十七日原案可決

議案第 三一号 平成三十年度西之表市水道事業会計予算 委員会付託 三月二十七日原案可決

一、付議事件（追加分）		審議方法	結 果
番 号	事 件 名		
議案第 三二号	西之表市障害者計画及び第五期西之表市障害福祉計画並びに第一期西之表市障害児福祉計画の策定について	委員会付託	三月二十七日原案可決
議案第 三三号	西之表市防災情報システム整備工事請負契約について	委員会付託	三月二十七日原案可決
議案第 三四号	西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	即 決	三月二十七日原案可決
議案第 三五号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について	即 決	三月二十七日原案可決

一、請願書・陳情書（新規分）

番号	事 件 名	提出者	結 果
請願第 五号	新岳之田橋から農道岳之田武部線への案内板設置	西之表市現和七〇四九番地	三月二十七日採 択
	についての請願書	横川 秋男 他二十一名	
請願第 六号	核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める意見書の提出を求める請願書	西之表市西之表六六七八番地一 尾形 公雄	三月二十七日採 択

本  
会  
議  
第  
一  
号  
（  
二  
月  
十  
九  
日  
）

# 本会議第一号（二月十九日）（月）

## ◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一一番 田添辰郎君  
一二番 生田直弘君  
一三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

## ◎欠席議員（〇名）

## ◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	福山隆一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年二月十九日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより平成三十年第一回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十六名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の施政方針並びに提案理由説明
- 日程第五 議案第一号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第六 議案第二号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第七 議案第三号 西之表市農業委員会委員の任命について

日程第八 議案第四号 西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第九 議案第五号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

日程第十 議案第六号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第十一 議案第七号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第七号）

日程第十二 予算特別委員会の設置及び構成

日程第十三 予算特別委員会委員の選任

日程第十四 予算特別委員会の正副委員長選出結果報告

日程第十五 議案第八号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）

日程第十六 議案第九号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）

日程第十七 議案第一〇号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）

日程第十八 議案第一一号 平成二十九年西之表市水道事業会計

補正予算(第五号)

△会議録署名議員の指名

○議長(永田 章君) 初めに、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、一六番議員橋口美幸さん、一番議員下川和博君を指名いたします。

△会期の決定

○議長(永田 章君) 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る二月十五日開催の議会運営委員会の決定のとおり、本定例会の会期は本日から三月二十七日までの三十七日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から三月二十七日までの三十七日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の一括上程

○議長(永田 章君) 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第一号から議案第三一号までを一括して上程いたします。

△市長の施政方針並びに提案理由説明

○議長(永田 章君) 次は、日程第四、市長に施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長(八板俊輔君) おはようございます。

本日、ここに平成三十年第一回西之表市議会定例会を開会しましたところ、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

また、先ほどは、ハンドベルの美しい調べをもちまして、「喜びの歌」で新年のすがすがしい気持ちにさせていただきました。また、「ようかい」の調べは、母の胸、またふるさとに生きる喜びを感じたところであります。

今年の正月は晴天にも恵まれて、初日の出、初詣でに出かけられた市民の皆さんが数多く見られました。今年こそ、本市の明るい展望を切り開いてまいりたいと切望するところであります。

とは申しましたが、平成二十九年、三十年期のさとうきびについては、昨年、たび重なる台風の襲来がありまして、厳しい気象環境の影響から大幅な収量減が見込まれております。大変心を痛めているところであります。基金事業など十分に活用して、県やJ A、会

社などとも連携して支援の充実に努めております。

また、うれしいニュースもありました。

一つは、本市にゆかりのある羽生善治さんが永世七冠を達成いたしました。そして、国民栄誉賞も受賞され、本市においても、ささやかながら祝賀式典を催してお祝いをいたしたところでございます。今後の御活躍に向けて引き続き声援していくとともに、新たな交流を図る機会も相談していけたらと願っております。

また、昨年十二月の第三十九回九州高校放送コンテストにおきまして、本市の種子島高校がテレビ番組とラジオ番組の両部門で優勝を果たしました。テレビ番組は、昨年五月の県総合防災訓練で臨時放送局として携わったところをもとに制作され、地元密着の取組みが高く評価されております。県勢の同時二冠は初めての快挙であり、市の今後を託す若者に頼もしさを感じたところであります。

一転、目を国際情勢に向けてみますと、米国におきましては、核態勢の見直し（NPR）を公表し、局地攻撃を想定した小型核弾頭の開発を進めるとしております。

また、北朝鮮の核・ミサイル問題に関する二十カ国外相会議においては、各国の独自制裁強化を含む北朝鮮への圧力維持と強化で同意したと伝えられております。我が国においても、先ほど成立いたしました補正予算の中で、ミサイル防衛強化の経費が計上されました。

一方、沖縄普天間飛行場の移設先となっている辺野古が所在する

名護市の市長選で移設推進派が勝利するなど、依然、緊張の高い状況が続いているところであります。米軍の戦闘機やヘリ等の事故や自衛隊機の事故も相次いでおり、私たちも平和のあり方について無関心ではいられない社会情勢にあります。

さて、昨年末には、平成三十年度からの本市の市政の指針となる第六次長期振興計画を議決いただきました。向後八年間を展望した基本構想と二〇二一年度までを対象とした前期基本計画を施政航海の羅針盤とし、「人・自然・文化 島の宝が育つまち」を目指して、本市が抱えるさまざまな課題に立ち向かい、それぞれの分野での目標達成に向けて取組みをスタートさせてまいります。

重点プロジェクトとしましては、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏襲し、安定した雇用の創出、新しい人の流れをつくる、結婚、出産、子育ての希望をかなえる、中心部と周辺の小さな拠点の連携による魅力ある地域の創出を横断的取組みの柱とし、多様な施策を推進していくとともに、第五期行財政改革大綱により、組織力と職員力の向上、財産の有効活用、健全な財政運営の確保、そして計画的で効率的な行政運営を図ることで市内の業務執行能力の向上を図ってまいります。

具体的には、一つ目に、昨年スタートしました有人国境離島特別措置法の地域社会維持推進交付金の活用により、起業や規模拡大などによる雇用機会の拡充を強く後押しするとともに、県と連携した事業構築により、一次産業における事業者の確保を進めてまいります。

す。

また、港町再生を目指して、中心的な施設や周辺商店街、地域の景観や機能回復について、歴史や文化などの資源を活用します。高等教育機関の設置可能性などを含めて人の流れの活性化を図っていくことで商工業等の振興を促進いたします。

さらに、子育ての支援といたしましては、医療費の無償化に加え、新年度より給食費の一部無償化を進めるとともに、各地域の保育園や放課後児童クラブの充実を支援しながら、夫婦が働きながら子育てのできる社会の実現を目指してまいります。

老朽化の進行と更新のあり方が課題となっております公共施設についてであります。施設ごとの長寿命化計画を策定し、効率的な改修、統合を進め、快適な生活環境の整備に力を注ぎます。

続いて政策について触れたいと思います。

まず、平成三十年は、市制施行六十周年となります。昭和三十三年十月に西之表市として生まれ変わってから還暦を迎えます。九月末の式典を初め、十一月の文化祭、いけばな展、ふるさとフェスタ、郷土芸能競演など各種事業の中で盛り上げるとともに、これまで課題であった市史の編さんにも着手いたします。

また、あわせてポルトガルのヴィラ・ド・ビスポ市の友好二十五周年にも当たります。このため、市民使節団の派遣や二〇二〇年東京オリンピックへ向けてのポルトガル語圏チームの誘致など、大使館等とも連携しながら、未来につながる交流の深化を図ってまいります。

ます。

横断的課題であります土地利用についてです。平成三十一年度から都市計画マスタープランの見直しを予定しております。本年度、さまざまな土地の用途も含めて、全体の指針を取りまとめさせていただきます。

次に、地域づくりについては、各地域の芸能、文化、自然環境などさまざまな資源を活用しながら地域の活性化を図ってまいります。また、移住定住については、引き続き情報発信を進め、空き家バンクによる住宅の確保に努め、移住定住者の増加を図ってまいります。

さらに、NPOなど市民活動団体の活動を支援し、協働、共生の取組みを強化してまいります。

喫緊の課題であります地域振興については、五年先、十年先を見据えたそれぞれの地域のあり方、方向性及び手法について、関係者との意見交換を踏まえ、地域が主体となった持続可能な取組方を構築してまいります。

こうした政策実現のためには、事務事業の効率化と実績に基づく効果の検証が不可欠であり、第五次行政改革大綱を踏まえ、相談窓口の一元化など時代の要請に応じた組織改革を進めます。

次は、馬毛島についてであります。

馬毛島の利活用に係る考え方について、昨年、庁内検討チームを編成し、検討を重ね、年末に庁議で決定したところであります。先

月の全員協議会の中でお示しをしているところでもあります。

利活用の案といたしましては、宇宙往還機の着陸場など宇宙関連事業での活用、二つ目に、大学などと連携し調査研究を行うことで馬毛島の持つ貴重な自然及び歴史的資源をつまびらかにし、教育、観光を視野に入れた活用を図ります。本市の保有財産である小中学校跡地や建物を拠点施設にしながら、子供たちによる馬毛島での自然観察、体験活動など教育的活用を目指します。

ただ、利活用については、地権者の理解はもとより、広域的な情報共有や市民の意見も反映しながら、今回策定した基本的な構想実現の条件を整えてまいりたいと考えております。

続いて政策分野別の取組みについてであります。

農業分野では、就農者の高齢化による農地の減少が懸念される中、農地中間管理事業を活用し、農地利用推進委員により強化された農業委員会と連携し、農地利用の最適化を推進してまいります。

また、新規就農者の掘り起こしとして、種子島宮農大学校、技連会組織の連携による技術指導、経営指導を進め、新規就農者、認定新規就農者、認定農業者、法人化へのステップアップを促進いたします。

さらに規模拡大を志向する農家や生産組織を支援してまいります。意欲のある新規就農者には、引き続き農業次世代人材投資資金や新規就農定着促進事業で支援し、経営の早期安定化に努めてまいります。

平成三十年年度から、西之表市農業振興公社において、水稻、WC S用稲、安納いもの育苗施設を改修し、農家の負担軽減や良質苗の供給を図ります。

多面的機能支払い交付金につきましては、地域の状況に即して、農業振興地域農用地区域を見直したことから、交付金額も再計算し、より地域の状況に即したものとなります。現在、三十五組織と拡大してきており、農村環境整備の基幹事業として推進し、集落が管理する農道、水路等の維持管理についての支援を図ってまいります。

土地改良事業につきましては、西京南地区、横山地区の早期完成を図るとともに、新たに県営中山間地域総合整備事業「西之表創生地区」に事業着手いたします。また、引き続き西京ダム機器及び西京畑地かんがい施設の修繕、更新に取り組みます。あわせて農道改良につきましても、横山地区、東海南地区の事業の早期完成を目指します。

ここ数年不安定なさとうきびは、反収向上の取組みや作業受託組織の育成など持続可能な生産体制整備を推進し、生産回復を目指してまいります。

園芸作物等につきましては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、輸送費の支援を図ります。安納いもは、バイオ苗の供給充実、品質の平準化を図り、他産地との差別化を図り、大消費地でのPR活動を展開いたします。

有害鳥獣対策については、捕獲と防護の両面への支援や鳥獣被害

防止活動お助け隊の継続による効果的な被害防止対策に努めるとともに、農作物残渣処理の適正化など農業者の意識向上も図ります。特にシカについてはジビエの活用を検討してまいります。

畜産では、感染病等の予防接種を支援いたします。和牛においては、好調な種子島産子牛を購買者へPRしながら、増頭推進を図ります。

また、機械施設等整備を図るため、国の畜産クラスター事業を推進し、後継者の規模拡大を支援してまいります。

林業では、公有林、民有林の整備を進め、主伐及び再造林を図ります。

また、木材チップ、製材の輸送コスト支援を行い、林材業の活性化と地材地建が推進されるよう関係団体と連携を図ってまいります。

漁業では、離島漁業再生支援交付金を活用して、資源の維持回復、魚食普及など、各漁業集落の実情に応じた活動を支援いたします。

また、活魚、鮮魚の島外出荷を推進するために、輸送コストの支援や鮮度保持技術の研究、導入を図ってまいります。

また、操業機器整備や経営費の支援により漁業経営の安定化を図り、就業支援による新規漁業者の育成、確保に努めます。

商工業の振興についてであります。消費の昨今の低迷を踏まえ、商工会等と連携した各種事業の推進や創業ネットワークによる起業活動及び創業支援を充実するとともに、国のセーフティネットワーク制度や利子補助など経営基盤の強化を図ります。

特に、海の玄関口である西之表港を中心に歴史と国際色豊かな港町の再生を図り、商店街の集客力向上及び中心市街地の活性化を目指します。東京オリンピック関連での国のさまざまな整備事業にも注視し、西之表港周辺の整備や市民の皆様から要望のある電線地中化など景観整備に向けた検討を進めます。

また、アニメによる誘客などのソフト事業にも取り組んでまいります。

地場産品の振興については、産官学連携を活用し、新たな特産品の開発及び販路開拓を進めます。

観光、交流につきましては、サーフィン大会やサイクリングイベントの実施と映画制作を通じた情報発信、訪日外国人旅行者確保に向けた取組みを推進し、交流人口の拡大を目指します。

また、グリーンツーリズム事業の充実には、種子島北部の観光施設や環境整備を進め、イベントや体験観光等を実施するとともに、島外とのネットワークを推進した誘客を図ってまいります。

産業振興を図るため、大学や企業との連携を推進し、交流人口の拡大や企業誘致、人材の育成に努めます。

有人国境離島法の交付金を活用し、創業又は事業の規模拡大を支援することで雇用機会の拡充を図ります。

多様な働き方を推進するための広報やセミナー等を通じて労働環境の改善を図るとともに、関係機関との連携やインターシップの推進により雇用の確保に努めてまいります。

次に、健康・医療・福祉分野について述べます。

まず、健康づくりについてであります。生活習慣病の予防や疾病等の早期発見のための各種健（検）診について、普及啓発を図ってまいります。

国民健康保険事業については、国民健康保険事業の都道府県単位化が本年四月から実施されます。国民健康保険制度創設以来の大きな改革であります。保険税収入の確保、保険給付の適正化、医療費の適正化を図り、事業の健全な運営に努めてまいります。

介護保険事業については、本市の六十五歳以上の高齢者人口は昨年十二月末現在で五千六百十九人、高齢化率は三五・八％で、高齢者のみの世帯も増加しております。市民が住みなれた地域で自立した生活が送り続けられるよう、健康で元気な高齢者の増加、地域ぐるみで高齢者を支える体制の確立、介護サービスの充実を図ってまいります。

子育て支援については、子育て支援センターを拠点としたさまざまな交流の場の提供や相談支援、情報発信に努めるとともに、子ども医療費の無償化等、経済支援を継続してまいります。

さらに、学校給食については、平成三十年年度より、義務教育期間中の子供を二人以上養育している世帯に対しまして、第二子以降の給食費を無償とし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

障害者福祉についてであります。施策の基本計画が平成二十九年年度で終わりますため、次期計画案を追加議案として提案する予定で

す。障害児を支え、障害者自らが望む地域生活を支援するため、種子島地区自立支援協議会に参画する支援事業所、団体との情報共有、連携を図り、支援の充実に努めてまいります。

地域福祉の充実については、組織再編の中で新設を予定しております市民総合相談係で市民生活課、福祉事務所の相談機能を集約し、個人や世帯が抱える複合的な困り事への対応や継続した支援の充実に図ります。

また、高齢者、障害者、子供の貧困、生活困窮、DV、自殺対策など、分野横断的な視点で要支援者や地域の課題を掘り起こし、包括的に支援する体制の構築を目指します。

交通安全・防犯対策については、警察等の関係機関や団体と連携した出前講座等の実施や無料法律相談、そして人権擁護委員による相談を進めてまいります。

消費者トラブルでは、市消費生活センターにおける基金を活用した啓発グッズの配布や消費生活相談員による出前講座を実施いたします。

市民相談業務においては、地域の現状を捉え支援や相談へつなげるための基礎情報として、支え合いマップなどを整理しながら、新たな横断的対応を図ってまいります。

次に、環境衛生対策につきましては、五月と十二月の第三日曜日を市の環境美化の日と定めております。十二月の年末市民一斉による道路清掃におきましては、建設業組合や建築業組合の皆さんの御

協力のもと、各地域を中心に多くの皆さんに取り組んでいただきました。心より感謝申し上げます。

ごみの減量化につきましては、資源として活用する家庭用生ごみ処理機器設置補助などの事業を進めてまいります。

また、生活環境の向上と公共用水域の水質保全のために、引き続き合併処理浄化槽の普及に取り組みとともに、下水道、漁業・農業集落排水事業などの汚水処理方法についても活用の可能性について研究、検討してまいります。

次に、公共施設の管理につきましては、西之表市公共施設等総合管理計画に基づいて、老朽化施設の統合又は長寿命化について計画的な改修を進めてまいります。

土地利用では、地籍調査を推進しながら、有効な土地利用計画の推進を図ってまいります。

道路につきましては、社会資本整備総合交付金事業で安城平松線の改良舗装及び西町上之原線の道路改良を促進を図ります。

橋梁におきましては、橋梁長寿命化計画に基づき、安徳橋、又延橋、曲川橋の補修を計画しております。

今年度新たに電子化して管理する道路台帳管理システムで道路台帳情報、敷地、境界確定情報等を一元管理いたします。各種検索機能を活用して資料作成の簡便化が進み、行政事務の効率化が期待されるところであります。

港湾については、昨年に引き続き、県営事業において重要港湾西

之表港の浮き桟橋及び屋根の新設、取替えを行い、施設の保全を図るとともに、田之脇港も防波堤改良の早期完成を目指してまいります。

あつぽくらんどは、老朽化していた多目的競技場のフェンスの取替え、改良を計画しており、利用者の利便性の向上を図ります。

公営住宅では、今年度より四年計画で桜が丘住宅の改修を実施し、居住環境の改善を図ります。

防災対策では、県営事業の急傾斜地崩壊対策事業西町二地区や東町地区の整備を実施いたします。

水道事業では、集落水道を上水道へ統合する事業を継続し、武部・深川・能野地区の年度内完成を目指します。これにあわせて、市内の各浄水場や配水池の状況を阿曾浄水場で遠隔監視する施設を整備し、管理体制の強化を図ることで事故の未然防止につなげ、水の安定供給に努めます。

また、耐震化を目的とした管路整備や老朽管の布設替え、漏水箇所早期発見と修繕を行い、無効となる水量の減少に努めるなど、引き続き健全な事業経営を目指してまいります。

次に、教育分野であります。

教育委員会では、平成三十年から四年間の新しい教育振興基本計画を策定し、これに基づいて教育振興に取り組んでまいります。

本市の教育理念であるひとりだちの教育を踏襲しながら、知の自立、心の自律、体の自立、この三本の柱を立て、知、徳、体、バラ

ンスのとれた子供たちを育成してまいります。

「知の自立」は、学力の定着、外国語教育の充実、小規模・複式教育の充実に取り組んでまいります。特に、外国語教育につきましては、A L T（外国語指導助手）を一人増員して、新しく始まる英語科の充実に取り組んでまいります。

「心の自律」は、生徒指導の充実、道徳・人権教育の充実、郷土教育の充実に取り組んでまいります。

「体の自立」は、体力、運動能力の向上、健康教育の充実、食育の推進等に取り組んでまいります。

学校施設につきましては、限られた予算を効率的に活用しながら計画的な施設整備の充実に努めてまいります。

社会教育につきましては、生涯学習の充実、文化芸術活動の推進、文化財の保存、活用、伝統文化、伝統行事の保存、活用等に取り組んでまいります。

文化財の保存、活用については、貴重な文化財を次代に引き継ぐため、今後も、歴史的な文化遺産や伝統文化財の調査研究、記録保存等に努め、観光資源やまちづくり資源として活用を検討いたします。

特に、平成三十年度は市制施行六十周年に当たることから、郷土芸能大会やいけばな展を計画しております。

種子島開発総合センターは、観光施設としての充実を図るとともに、明治に躍動した種子島の女性展など、これまで以上に企画展の

充実に努めてまいります。

社会体育につきましては、生涯スポーツの推進、競技スポーツの推進に取り組んでまいります。市民がいつでも気楽にスポーツ、レクリエーションに親しむことができるよう、さまざまな施設の有効的な利活用を進めてまいります。

平成三十年度には、第十一回全国離島交流中学生野球大会が種子島で開催されます。安納野球場のグラウンド等の整備を図ってまいります。

また、小学生から社会人までのスポーツ合宿の誘致に取り組み、競技力の向上に向けたスポーツ交流を促進いたします。

行政運営についてであります。

効果的、効率的な行政運営を図り、より健全な財政状況をつくるため、人、物、金、情報の経営資源を適切に配置できるよう努力を続けてまいります。

また、平成二十九年度に市政運営の基本となる長期振興計画を策定したところから、その実施体制を再整備するとともに、成果の検証など執行体制の確立に努めてまいります。

それでは、本定例議会に提案いたしました議案について御説明いたします。

本日本定例会に提案いたしました議案は、人権擁護委員候補者や農業委員など人事関連三件、西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定など条例の一部改正が十件、辺地に係る公共的施設の

総合整備計画の一部変更など計画議案が三件、平成二十九年年度補正予算関連議案が五件、給与関連議案が一件、条例制定議案が一件、権利の放棄議案が一件、平成三十年度当初予算関連議案七件の合計三十一件であります。

主な議案について御説明をいたします。

議案第一号及び第二号は、人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めるもの、議案第三号は、西之表市農業委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

議案第四号は、西之表市部課設置条例の一部を改正する条例を制定しようとするもので、昨年十二月議案での組織関連条例の議論やこれまでの庁内議論の経緯も踏まえ、再度、組織関係条例を提案しようとするものであります。

議案第五号、第六号及び第二三三号は、辺地、過疎、高齢者福祉、介護保険事業、地域介護・福祉空間整備などの計画に関して議会の議決を求めるもの、議案第七号から議案第一一一号は、平成二十九年年度補正予算関連の議案であります。

議案第一三三号は、西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例を制定しようとするもの、その他、条例の一部改正条例は、それぞれ関連法令等の改正に伴い改正を行うものであります。

議案第二五号、平成三十年度一般会計予算についてですが、本年度一般会計予算の主なもの、ふるさと応援寄附金を増額し二億二万一千円を見込んでいること、二年目となる有人国境離島関連の地

域社会維持推進交付金が航路支援、輸送補助、雇用拡充など、全体で一億九千四百七十二万六千円を計上していること、また六十周年の記念事業及びヴィラ・ド・ビスポとの友好二十五周年の関連経費として一千六百九十八万六千円、普通建設事業としては、能野漁港の整備等漁港建設費に二千九百十八万一千円、道路橋梁維持費の四橋の橋梁補修と道路新設改良費の安城平松線等五路線の整備で一億八千三百二十万三千円、ほかにはあっぱくらんのフェンス取替え、桜が丘住宅の外壁改修及び古園住宅等の維持修繕、さらに立山港の防波堤補修工事など港湾建設費として六千八百万円を計上しております。

教育の分野では、外国語指導助手の二名体制を実施するとともに、学校給食の一部無償化の経費として一千六百四十三万九千円を計上いたしました。

これらの結果、本年の一般会計の総額は、歳入歳出それぞれ百二億二百万円、昨年の当初比で一二・六％、六月予算と比較しても二・八％の増額予算となっております。

なお、後日、契約関連議案等の追加を予定いたしております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案説明については以上であります。これまで御説明してきたとおり、平成三十年度は、本市の基本計画である長期振興計画を初め、教育振興基本計画や環境基本計画、男女共同参画基本計画、人権教育・啓発基本計画、そして今回議案として御審議をお願いして

いる高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び追加上程を予定しております。障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画など、さまざまな分野における重要な計画の見直し、策定などが行われ、まさにスタートの年となります。

長期振興計画をもとにした、それぞれが目指す事業成果をしっかりと確認しながら、市民と情報を共有し、効率性、有効性のある推進体制を構築していくとともに、財政の健全化を維持しつつ、新たな時代に対応できる地域社会の礎を積み上げてまいります。

振り返りますと、昨年の二月十九日は、前任市長の任期が切れ、市長不在の一カ月が始まった日でありました。その空白を終え、私が就任いたしました。今定例会に最初の本格予算を提案するに至りました。西之表市そして種子島の地域おこしは、新しい時代に向けて市政を推進するハード、ソフト両面で歯車やギアボックスの修繕又は取替えが必要になってまいります。議員の諸兄を初め、市民の皆様方の叱咤激励を今後ともよろしくお願い申し上げます。

これで私の施政方針といたします。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 市長の施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

ここで、しばらく休憩をいたします。おおむね十時五十分ごろより再開いたします。

午前十時三十九分休憩

午前十時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案審議

○議長（永田 章君） これより議案審議を行います。

△議案第一号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、議案第一号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 御説明いたします。

本案は、人権擁護委員候補者の推薦に関するものであります。

人権擁護委員の榎本和枝氏が平成三十年六月三十日をもって任期満了となるため、同氏を再度法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所は西之表市西之表一〇〇七五番地、氏名は榎本和枝、昭和十九年三月四日生まれであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

本案に対し、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員数は十五名であります。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票をお願いいたします。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

一 番 下 川 和 博 議 員  
二 番 小 倉 初 男 議 員  
三 番 竹 下 秀 樹 議 員  
五 番 木 原 幸 四 議 員  
六 番 川 村 孝 則 議 員  
七 番 和 田 香 穂 里 議 員

八番 河本幸男議員  
九番 鮫島市憲議員  
一〇番 中野周議員  
一一番 田添辰郎議員  
一二番 生田直弘議員  
一三番 橋口好文議員  
一四番 長野広美議員  
一五番 渡辺道大議員  
一六番 橋口美幸議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。  
投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第一号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

△議案第二号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第二号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 御説明いたします。

本案は、人権擁護委員候補者の推薦に関するものであります。人権擁護委員の落合ミチヨ氏が平成三十年六月三十日をもって任期満了となるため、同氏を再度法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第六条第三項の規定により議会の意見を求めるものであり

ます。

住所は西之表市国上二五五三番地、氏名は落合ミチヨ、昭和三十四年十月九日生まれであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

本案に対し、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。お諮りいたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員数は十五名であります。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票をお願いいたします。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会议務局長氏名点呼・各員投票」

一番 下川 和博 議員

二番 小倉 初男 議員

三番 竹下秀樹議員  
 五番 木原幸四議員  
 六番 川村孝則議員  
 七番 和田香穂里議員  
 八番 河本幸男議員  
 九番 鮫島市憲議員  
 一〇番 中野周議員  
 一一番 田添辰郎議員  
 一二番 生田直弘議員  
 一三番 橋口好文議員  
 一四番 長野広美議員  
 一五番 渡辺道大議員  
 一六番 橋口美幸議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第二号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

△議案第三号 西之表市農業委員会委員の任命について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第三号、西之表市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 御説明いたします。

本案は、西之表市農業委員会委員の任命についてであります。

農業委員に欠員が生じたため、農業委員会等に関する法律第八条第一項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所、西之表市伊関二四三番地、氏名は杉為昭、昭和四十一年十月十八日生まれ、五十一歳でございます。

履歴等につきましては、議案書九ページをごらんください。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

本案に対し、討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

す。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。これより投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員数は十五名であります。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次投票をお願いいたします。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、

会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

「議会事務局長氏名点呼・各員投票」

一番 下川 和博 議員  
 二番 小倉 初男 議員  
 三番 竹下 秀樹 議員  
 五番 木原 幸四 議員  
 六番 川村 孝則 議員  
 七番 和田 香穂里 議員  
 八番 河本 幸男 議員  
 九番 鮫島 市憲 議員  
 一〇番 中野 周 議員  
 一一番 田添 辰郎 議員  
 一二番 生田 直弘 議員  
 一三番 橋口 好文 議員  
 一四番 長野 広美 議員  
 一五番 渡辺 道大 議員  
 一六番 橋口 美幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十五票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第三号、西之表市農業委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

△議案第四号 西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の

制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第四号、西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議案説明をいたします。

議案書一〇ページをお開きください。

議案第四号、西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

まず、第二条第二号を（二）企画課に改めます。第二条中に第八号高齢者支援課を加えるとともに、第二条中の各号数を整理をいたします。第三条については、第一号総務課以下、一二ページ、第十一号建設課までを改めるものであります。

一二ページをお開きください。

附則にしましては、施行期日を平成三十年四月一日とするとともに、機構改革と事務分掌の見直しに伴い、関係条例の整理を行うとしますものであります。

組織機構の見直しにしましては、条文だけではわかりにくいと思いますので、新旧対照表で説明を申し上げます。

議会資料後段に添付してございます西之表市部課設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。

右側の改正前、第二条第二号は行政経営課ですが、左側、改正後は企画課となります。

第二条第七号の次に高齢者支援課を加え、号数の整理をしてございます。

第三条では、総務課では、改正前はウ行政改革に関するところでしたが、二ページ左側、カ行財政改革に関するところとして新設の企画課に移管されております。

第三条第二号は、改正前は行政経営課でしたが、左側、改正後は企画課としております。

二ページをお開きください。

右側、改正前の行政経営課の事務分掌中、カ予算その他財務に関するところが、二ページ左側、改正後の財産監理課、ア予算その他財務に関するところに移管してございます。

引き続き二ページをごらんください。

右側、改正前の第三号市民生活課にありましたイ国民年金に関するところが左側、改正後、第七号の健康保険課、エ国民年金に関するところへ、右側、改正前、第三号市民生活課、オ市民生活及び市民相談に関するところ及びキ消費者行政に関するところが福祉事務所の事務分掌へ、ケ男女共同参画に関するところが左側、改正後、第五号の地域支援課、エ男女共同参画に関するところへ、左側、改正後の財産監理課にはア予算その他財務に関するところが加わります。

左側、改正後、地域支援課にはウ移住定住に関するところを明記するとともに、右側、改正前、第三号市民生活課から移されたエ男女共同参画に関するところが加わります。

第六号税務課に関しては変更はありません。

右側、改正前、第七号健康保険課にありましたイ老人保健医療に関すること及びオ介護保険に関することが改正後新設の高齢者支援課に移り、老人保健医療を包含したイ地域包括ケアシステムに関することとされており。

右側、改正前、経済観光課にありましたウ観光に関すること及びエ交流推進に関することは、まとめて左側、改正後、ウ観光交流に関することに整理されるとともに、改正後の経済観光課にエふるさと納税に関することが明記されます。

農林水産課及び建設課には変更はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） えっとですね、今課長のその説明の中にあつたかもしれませんけれども、ちよつと手元に福祉事務所の具体的な機能の部分について明細がないので、私の今説明していただいた認識では、市民生活課が持っていた市民相談それからそうした相談関係が福祉事務所ということなんですけど、そこら辺の部分は文章化しなくてもよろしいんですか、今回は。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

福祉事務所に関しては、福祉事務所の設置条例というものがございまして、その中で規定がされてございます。

で、文章の中ですね、福祉事務所の中の今の内容が包含されてございますので、で、実際上は、詳細な改正をしないといけなくなるんですけども、その場合には、西之表市福祉事務所規則という規則のほうの改正となりますので、委員会等のほうで内容の詳しいところは御説明申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「七番 和田香穂里さん」

○七番（和田香穂里さん） えっと、前に市民生活課にありました廃棄物の処理に関すること、これが市民生活課で一般廃棄物の処理に関することということで、一般という言葉が入っているんですけども、産業廃棄物関係のことについてはどこに所管されるのかと思ひまして、お尋ねします。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

今回、改めてこの一般という言葉をつけたわけですけど、産業廃棄物についてはですね、許可も含めて鹿児島県のほうが所管となりますので、そういった区別をしたところでございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第五号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第五号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議案書の二三ページをお開きください。  
議案第五号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてであります。

平成二十八年度から平成三十二年度を対象にいたしました西之表市辺地に係る総合整備計画については、施設ごと、事業主体ごとに辺地対策事業債の予定額の範囲を超える変更を行う必要が生じた場合については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第三条第八項において準用いたします同条第一項の規定により議会の議決を求めるといふうにされていますところでございます。

今回整備すべき公共的施設の中に電気通信施設、へき地集会室及び保育所を追加したことによりまして、総合整備計画書の公共的施設の整備を必要とする事情の文言を整理するとともに、公共的施

設の整備計画へ施設区分の追加を行い、またこれにより施設ごと、事業主体ごとの辺地対策事業債の予定額がこれまでの計画額を上回る部分が発生すること及びほかの施設についても事業費の増額が見込まれることから、それらの部分について変更を行おうとするものでございます。

別添の総合整備計画書をごらんください。変更点について御説明をいたします。

まず、計画書の右上、辺地の人口及び面積につきましては、昨年十二月末現在を基準として修正をさせていただきます。

一、辺地の概況、（二）地域の中心の位置が東町六番地となっております。これは、施行規則の中で地域の中心の考え方が示されておりまして、固定資産課税台帳に登録をされている宅地の三・三方メートル当たりの価格が最高の地点ということでお示しをしております。

その他、変更する部分について概略を御説明をいたします。

二の公共的施設の整備を必要とする事情の中に、（三）として、災害発生時の情報伝達手段の確保の必要性から電気通信施設を、また、二ページになりますけども、（五）に中学校の体育施設の改修の必要性があることからへき地集会室を、（六）として、保育所の老朽化に対応し機能充実を図る必要から保育所を追記してございます。

三ページになります。三の公共的施設の整備計画の変更でござい

ます。施設ごとの全体の変動についての表となります。施設名に電気通信施設、へき地集会室、保育所を新設するとともに、事業実績や事業期間の変更等に伴う事業の変更を行っております。

以上で説明は終わりますけれども、本計画書の上程に当たっては県知事との協議を行うこととされておりまして、これにつきましては二月の十三日に異議のない旨回答を得ておりますことを御報告いたします。

御承知のとおり、本計画書は、起債額の八〇%が後年度交付税措置とされる大変有利な辺地債を借り入れるための根拠となる計画書になるものがございます。御審議方をお願いいたします。

以上です。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） えっとですね、今課長に御説明いただいたとおりの、変更、新たに加えられた部分については十分理解しているんですが、詳細の三ページの公共的施設の整備計画の表の中でですね、道路・橋梁の部分の事業費が、ここが大幅に減額になっている理由をお願いします。

○行政経営課長（神村弘二君） お答えをいたします。

三ページの公共的施設の整備計画の道路・橋梁の金額の増減についてということだというふうに思いますけれども、御承知のとおり、国、今、道路橋梁等について、社会資本整備総合交付金を活用いた

しまして、順次、事業計画にのっとりつくっているという状況にございますけれども、残念ながら、この社会資本整備総合交付金の国の配当枠が非常に狭まっているという状況がございまして、できるだけ現状というか見通しに即したような形で変更を行ったということでございます。

以上です。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第六号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更につ

いて

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第六号、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

議案書の一四ページをお開きください。

本案は、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

過疎地域自立促進計画は、平成二十八年度から平成三十二年度ま

での計画について策定をしておりますが、一部変更が生じたために、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項の規定において準用いたします同条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議会の議決要件といたしましては、事業名（施設名）区分の追加又は中止及び大幅な事業量の増減というふうにされてございます。具体的には、施設区分項目の概算事業費の二割を超える変更で、かつ計画本文の修正を伴うものというふうにあります。

今回の大きなものについては、本年度から実施をいたします防災行政無線デジタル化設置事業につきまして、過疎債を充当する計画にしてございますけれども、金額の減額、期間の縮小の計画変更を行っております。

別添の過疎地域自立促進計画書をごらんください。変更となった箇所についてはアンダーラインが引かれてございます。

本文については、第六次長期振興計画の策定を受けて、当計画に沿った文言の修正や国の情勢の変化、新しい統計情報による修正等を行っております。

事業の追加について御説明をいたします。二九ページをお開きください。

産業の振興については、（一）基盤整備農業に西之表市公社育苗ハウス事業を、（二）漁港施設に漁港水産物供給基盤機能保全事業を、続いて三〇ページになります。（十）その他の中に、西之表市

農業振興公社支援事業を、さらに三二ページになります。港湾改修（離島・統合補助）事業をそれぞれ追加しております。

続いて三九ページをお開きください。

交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の分野ですが、（六）電気通信施設等情報化のための施設、通信用鉄塔施設に民放ラジオ難視聴解消支援事業を追加、続きまして六〇ページになりますけれども、地域文化の振興等の（一）地域文化振興施設等に月窓亭屋外トイレ整備事業を追加をしております。

各事業費については、実績や事業期間の変更による増減などもあり、それぞれ修正を行うとともに、年度表記についても整理をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第七号 平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第七号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第七号、平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第七号）を議題といたします。議案説明を求めます。

「行政経営課長 神村弘二君」

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明をいたします。

別冊になりますが、平成二十九年年度一般会計補正予算書をごらんください。

なお、詳細説明書も配付をしておりますので、参考にしていただけだと思います。

それでは、予算書条文をお開きください。

本案は、平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第七号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二億一千四百一十四千円を減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百一億一千百十八万六千円とするものであります。

五ページをお開きください。

第二表、繰越明許費補正についてでございます。繰越明許費補正は追加八件、総額で九億三千四百八万一千円で、そのうち九款、一項消防費の防災行政無線デジタル化設置事業につきましては、十二月議会において御説明をしたとおり、早急な対応が必要なために、本年度、設計等まで行って、次年度、事業実施を行おうとするものでございます。

その他の七件、道路、橋梁、港湾、漁港、災害等全て建設課関連の事業でございますが、天候不良や受益者等の交渉に不測の日数を要したことなどから、年度内完成が困難と見込まれることから翌年

度に繰り越そうとするものでございます。

六ページをお開きください。

第三表、債務負担行為でございます。債務負担行為は一件で、防災行政無線デジタル化設置事業の送信局土地借上料でございます。事業の実施に伴い、不感地区の解消のため送信局を設置する必要がある土地につきまして、平成三十年度から平成四十四年度までの借上料を計上してございます。

七ページをごらんください。

地方債補正は変更四件であります。辺地対策事業、過疎対策事業、緊急防災・減災事業、災害復旧債で、事業費の確定及びそれに伴う調整によるもので、五千九百七十万円の限度額の減額となります。

続いて事項別明細書の歳出から主なものについて御説明をいたしますけれども、三月補正でございますので、多くは実績又は実績見込みに伴う補正となっております。

まず、一七ページからお開きをください。

二款総務費、一項総務管理費は、項全体で一千八十九万九千円の追加補正でございます。

主なものについて御説明をいたします。十目財産管理費に六千三百七十七万五千円を追加しております。

主なものは二十五節積立金で、今回の予算調整により財政調整基金に九千二百七十四千円を増額、また西之表市ふるさと応援寄附金の見込みを一億円から七千五百万円に下方修正したことによりま

して二千五百万円の減額等としてございます。

なお、積立金につきましては、別途、本日お配りをしてございませぬ三月補正予算資料の五ページに現段階の状況をお示ししてございませぬので、参考にしてください。

この表にもございますように、三月補正段階での財政調整基金の状況は十五億七千二百五十三万七千円となる見込みでございます。対前年度期末五千六百七十八万円の増となる見込みでございます。

すみませぬ。予算書のほうにお戻りをいただきまして、十二目企画費になります。一千九百八十七万三千円の減額となっております。一八ページをごらんください。

主なものは十九節負担金補助及び交付金の負担金、有人国境離島特別措置法関連の交付金の航路・航空路運賃低廉化事業の実績見込みに伴うものがございます。

最下段になります、二十三目地域振興費は全体で二千四百四十二万三千円の減額となっております。

主なものは、一九ページをお開きください。

十三節委託料ですけれども、先ほどのふるさと納税寄附金の見込みを下方修正したことに伴いまして、寄附に対する返礼品の見込みも減となったために、委託料を一千二百五十万円減額とするものがございます。

続いて二一ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費は、項全体として二千六百八十一万

七千円の増額となっております。

主なものを御説明いたします。九目障害者福祉費が二千四百四十五万円の増額となっております。

要因の大きなものは二十節扶助費で、付記説明欄に記載のとおり、各種給付事業や支援事業の増減によるものございまして、特に更生医療給付費、就労継続支援、共同生活援助、生活介護などが利用者の増等により増えております。

二二ページになります。

二項児童福祉費は、項全体で三千百七十七万三千円の減額となっております。

一目児童福祉総務費では一千八百五十九万六千円の減額、主なものは二十節扶助費の児童手当が一千九百二万円減額となっております。

また、同様に、二目ひとり親福祉費も二十節扶助費の児童扶養手当が九百七十一万円の減額となっておりますが、これらは対象児童の減少によるものがございます。

二三ページをごらんください。

四款衛生費、一項保健衛生費は、項全体では二千五百八十三万八千円の減額補正となっております。

主なものは、六目環境衛生費が十九節負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置補助が設置数の減が見込まれることから一千四十五万四千円の減額、十二目上水道施設費の二十八節繰出金が消火栓

に要する経費につきまして事業の繰越しが発生をしたことから一千二百万円を減額としております。

二四ページをごらんください。

六款農林水産業費、一項農業費は、項全体としては四千二百三十四万五千円の減額補正であります。

主なものは、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金が鳥獣被害防止総合対策整備事業など事業実績に伴いまして三千六百三十万四千円の減額となっております。これは国の補助予算枠の配当減に伴うものでございます。

二七ページをお開きください。

八款土木費、二項道路橋梁費は、項全体で一億二千二百八万七千円の減額となっております。

主なものは三目道路新設改良費で、国の社会資本整備総合交付金の事業枠の縮小等によりまして、十五節工事請負費が一億四百五十万円、十七節公有財産購入費が一千五百二十三万一千円等、それぞれ実績に伴い減額を見込んでおります。

三〇ページをお開きください。

新たな事由によるものでございますが、十款教育費、二項小学校費、一目学校管理費の十一節需用費の消耗品費に二百十三万六千円を計上しております。これは、平成三十年度から道徳の教科化が行われることから、対応する教科書、指導書を整えようとするものでございます。

続きまして歳入について御説明をいたします。

一〇ページになりますが、一〇ページから一三ページまで、国、県の補助金、負担金の補正をお示しをしております。一部、財源組替えもございますけれども、いずれも歳出の実績又は実績見込みに伴うものでございます。

一三ページをお開きください。

十六款、一項、一目寄附金は、二千四百七十六万三千円の減額であります。

主なものは一節寄附金のふるさと応援寄附金で、歳出でも御説明をいたしましたが見込みの下方修正によりまして二千五百万円を減額するものでございます。

一四ページをお開きください。

二十款、一項市債は、全体で五千九百七十万円を減額しております。三目辺地債以下、それぞれ事業実績見込みに伴いまして事業費の変更及び調整を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願いをいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

△予算特別委員会の設置及び構成

○議長（永田 章君） ここで、日程第一二、予算特別委員会の設置及び構成についてお諮りいたします。

本案につきましては、十五人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第七号、平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第七号）は、十五名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

#### △予算特別委員会委員の選任

○議長（永田 章君） 次に、日程第一三、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第八条第一項の規定により議長が指名いたします。

ただいま設置されました予算特別委員会委員は、議長を除く全議員十五名の諸君を指名いたします。

#### △予算特別委員会の正副委員長選出結果報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、予算特別委員会の正副委員長選出結果について御報告いたします。

予算特別委員会委員長は小倉初男君、同副委員長は鮫島市憲君、以上のとおりであります。

よろしくお願いをいたします。

#### △議案第八号 平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計

##### 補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第八号、平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三十四万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億八千四十八万三千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。予算書の六ページをお開きください。

一款総務費、二項徴税費、一目賦課徴収費百二十一万三千円の減額は、四節共済費四十一万六千円及び七節賃金七十九万七千円の減

額によるもので、臨時職員の雇用形態が変わったことに伴うものでございます。

八款保健事業費、二項保健事業費、一目疾病予防費二十二万五千円の追加は、人間ドック施設利用者見込みの増に伴う補助金の補正でございます。

十一款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目償還金四十七万五千円の減額は、付記説明欄にありますとおり、療養給付費国庫負担金等精算返納金の追加並びに前年度特定健康診査等国庫負担金精算返納金及び前年度特定健康診査等県負担金精算負担金の減額補正でございます。

七ページをよろしくお願いいたします。

十二款予備費百十一万円の追加は、予算調整に伴うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

三款国庫支出金、一項国庫負担金及び六款県支出金、一項県負担金の補正は、特定健康診査負担金の交付決定に基づき、それぞれ七万三千円ずつ減額するものでございます。

十一款諸収入、四項、五目、一節雑入二十万七千円の減額は、歳出の補正に伴い、社会保険料個人負担金を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第九号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正

予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第九号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）であります。

予算書条文をよろしくお願いいたします。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千二百八十一万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億一千四百七十万円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。予算書七ページをお開きください。

二款保険給付費、一項介護サービス等諸費三百九十五万五千円の

追加は、一目居宅介護サービス給付費三百五十七万四千円の追加がその主なもので、給付費増加見込みによる補正でございます。

八ページをお開きください。

三款地域支援事業費、一項介護予防・生活支援サービス事業費、一目サービス事業費一千二百六十九万八千円の減額は、七節賃金、十三節委託料及び十九節負担金補助及び交付金の減額がその主なもので、それぞれ実績見込みによる補正でございます。

同項、二目介護予防ケアマネジメント事業費百四十六万九千円の減額は、実績見込みによる七節賃金の減額及びそれに伴う社会保険料の減額補正でございます。

同款、三項包括支援事業任意事業費、一目地域包括支援センター運営事業費五百八万七千円の減額は、実績見込みによる七節賃金の減額及びそれに伴う社会保険料の減額がその主なものでございます。

同項、二目任意事業費の財源組替えの主なものは、家族介護継続支援事業につきまして、十二月に受検した会計検査において、地域支援事業交付金の対象外の部分まで支給対象としているとの指摘を受けたことを受け、対象外の部分につきましては一般会計からの繰入れて対応しようとするものでございます。

同項、四目生活支援体制整備事業費二百六十八万二千円の減額は、実績見込みによる七節賃金の減額及びそれに伴う社会保険料の減額補正でございます。

四款、一項基金積立金四百十五万四千円の追加は、財源の調整に

よるものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

三款、二項国庫補助金八百四十四万九千円の減額は、二目地域支援事業交付金（総合事業）四百二十二万六千円の減額及び三目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）四百六十八万二千円の減額がその主なもので、歳出の地域支援事業費の補正に伴うものでございます。

なお、三目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）の四百六十八万二千円の減額のうち、先ほど歳出で述べました会計検査院からの指摘によるものにつきましては二百二十七万六千円となっております。

四款、一項支払い基金交付金二百六十五万円の減額は、介護給付費の増額に伴う一目介護給付費交付金百十六万八千円の追加、地域支援事業（総合事業）の減額に伴う二目地域支援事業交付金三百八十一万八千円の減額によるものでございます。

五款県支出金、二項県補助金四百四万六千円の減額は、一目地域支援事業交付金（総合事業）百七十万五千円の減額及び二目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）二百三十四万一千円の減額によるもので、歳出の地域支援事業費の減額に伴う補正でございます。

なお、二目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）

二百三十四万一千円の減額のうち、会計検査院からの指摘に係るものは百十三万八千円でございます。

六ページをお開きください。

七款繰入金、一項一般会計繰入金、二目地域支援事業交付金（総合事業）百七十万五千円の減額及び三目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）二百三十四万一千円の減額は、歳出の地域支援事業費の減額に伴う補正でございます。

なお、三目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）二百三十四万一千円の減額のうち、会計検査院からの指摘に係るものは百十三万八千円でございます。

同款、同項、五目その他一般会計繰入金五百三十七万六千円の追加は、三節家族介護継続支援事業（自立支援分）繰入金五百八十三万六千円の追加がその主なもので、会計検査院から指摘のあった地域支援事業交付金の対象外の部分について、一般会計からの繰入れに対応しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第一〇号 平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第一〇号、平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成二十九年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百五十三万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千五百五十四万八千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。予算書六ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金百五十三万四千円の減額は、広域連合からの決定通知に基づき、保険基盤安定分担当の補正をするものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金百三十九万円の減額は、一目的業務費繰入金の追加及び二目保険基盤安定繰入金の減額によるもので、

歳出の補正及び広域連合からの交付決定に伴う補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第一一号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第一一号、平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 上妻敏男君」

○水道課長（上妻敏男君） 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は、収益的収入及び支出の補正です。収入の事業収益を二百九十八万六千円減額して四億四千九百七十六万八千円に、支出の事業費を一千二百七十一万一千円増額して四億六千四百九十七千円に改めるものです。

内容につきましては、一四ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書です。

収入の一款事業収益、二項営業外収益二百九十八万六千円の減は、二目他会計補助金の増と五目消費税及び地方消費税還付金の減によるものです。

消費税については、当初、支出に係るものが収入を上回る見込みで還付を予定しておりましたが、収入が上回るための減額です。

支出の一款事業費、一項営業費用の百一万一千円の増は、時間外勤務手当、賞与及び法定福利費、引当金繰入額の増額によるものです。

二項営業外費用、二目消費税及び地方消費税は、収入に係る消費税が支出を上回ったことによる一千七百七十万円の支出です。

一ページにお戻りください。

第三条は、資本的収入及び支出です。資本的収入を一億三千二百七十七万六千円増額し七億七千二百五十五万九千円に、二ページの資本的支出を一億五千三百三十五万円増額し九億七千十五万円とするもので、不足額について、一ページ、第三条本文括弧書き中を二行目末尾からの不足する額一億九千七百五十九万一千円は、過年度分損益勘定留保資金一億六千四百七十八千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額三千三百五十一万三千円で補填するものとするに改めます。

内容につきましては、一六ページをお開きください。  
資本的収入及び支出の執行計画書です。

収入の一款資本的収入、二項負担金、一目工事負担金は、県が発注する工事に伴う配水管布設替工事費の減で、二目他会計負担金は、能野地区の配水池整備を来年度実施することとなったため、その設置に要する経費を減額しております。

三項企業債及び四項補助金は、簡易水道統合整備事業（西之表地区）の来年度予定していた国庫補助金が本年度追加決定されたことに伴う増額です。

支出の一款資本的支出、一項建設改良費は、簡易水道統合整備事業（西之表地区）の増額が主なものです。

二ページをお開きください。

第四条、債務負担行為の補正は、西之表地区簡易水道統合整備事業を平成二十九年度事業とすることから、債務負担行為を廃止するものです。

第五条は、企業債の限度額を三億七千二百四十万円に改めるものです。

第六条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を八十万円増額して七千七百六十五万九千円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。  
以上で本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす二十日と二十一日は予算特別委員会、二十二日は総務文教委員会、二十三日は各常任委員会で議案審議です。二十四日から二十七日は休会です。二十八日は午前十時から議会運営委員会です。三月一日は休会、二日は午前九時三十分から全員協議会、午前十時から本会議を開きます。  
日程は議案等審議であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午前十一時五十九分散会

本会議第二号（三月二日）

本会議第二号（三月二日）（金）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
 二番 小倉初男君  
 三番 竹下秀樹君  
 四番 永田章君  
 五番 木原幸四君  
 六番 川村孝則君  
 七番 和田香穂里さん  
 八番 河本幸男君  
 九番 鮫島市憲君  
 一〇番 中野周君  
 一一番 田添辰郎君  
 一二番 生田直弘君  
 一三番 橋口好文君  
 一四番 長野広美さん  
 一五番 渡辺道大君  
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課総括課長補佐	中里千秋君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君
水道課長	上妻敏男君

◎議会議務局職員出席者

福祉事務所長	小山田 八重子 さん
農委事務局長	日笠山 昭代 さん
監査事務局長	鎌田 員訓 君
教委総務課長兼	福山 隆一 君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎 晃洋 君
社会教育課長	松下 成悟 君
局長	濱尾 実君
次長	古市 善哉 君
書記	中島 恵さん
書記	小園 啓太 君

平成三十年三月二日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

- |       |                                      |       |   |
|-------|--------------------------------------|-------|---|
| 日程第 一 | 議案第 四号 西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について   | 日程第 七 | 議案第一〇号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）                                   |
| 日程第 二 | 議案第 五号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について    | 日程第 八 | 議案第一一号 平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）  |
| 日程第 三 | 議案第 六号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について       | 日程第 九 | 議案第一二号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第 四 | 議案第 七号 平成二十九年西之表市一般会計補正予算（第七号）       | 日程第一〇 | 議案第一三号 西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について  |
| 日程第 五 | 議案第 八号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号） | 日程第一一 | 議案第一四号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                                     |
| 日程第 六 | 議案第 九号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）   | 日程第一二 | 議案第一五号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  |
|       |                                      | 日程第一三 | 議案第一六号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
|       |                                      | 日程第一四 | 議案第一七号 西之表市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について                                     |
|       |                                      | 日程第一五 | 議案第一八号 西之表市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十條第一項の規定に基づく準則を定める条例の一部    |

を改正する条例の制定について

日程第一六 議案第一九号 西之表市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第一七 議案第二〇号 西之表市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第一八 議案第二一号 西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第一九 議案第二二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第二〇 議案第二三号 西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策定について

日程第二一 議案第二四号 権利の放棄について

日程第二二 議案第二五号 平成三十年度西之表市一般会計予算

日程第二三 議案第二六号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計予算

日程第二四 議案第二七号 平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算

日程第二五 議案第二八号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計予算

日程第二六 議案第二九号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計予算

日程第二七 議案第三〇号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第二八 議案第三一号 平成三十年度西之表市水道事業会計予算

日程第二九 請願・陳情の委員会付託

#### △議案審議

○議長（永田 章君） これより議案審議を行います。

△議案第四号 西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第四号、西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第四号、西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。本案は、組織機構の見直しに伴い、西之表市部課設置条例の一部

を改正しようとするもので、行政経営課を廃止し、企画課に、新たに高齢者支援課を設置するとともに、これにあわせ各課の事務分掌を見直しております。

事務分掌の変更の主なものは、総務課の行財政改革に関することを企画課に、行政経営課の予算その他財務に関することを財産監理課に、市民生活課の国民年金に関することを健康保険課に、男女共同参画に関することを地域支援課に、市民生活及び市民相談に関すること及び消費者行政に関することを福祉事務所に、健康保険課の介護保険に関することを新設する高齢者支援課にするとともに、地域包括ケアシステムに関することを新たに加え、経済観光課にふるさと納税に関することを加えています。

附則として、この条例は昭和三十年四月一日から施行しようとするものです。

審査の過程において、課題となっていた横断的な取組みについても説明がありました。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

「「今、昭和と言いましたが、平成じゃないでしょうか」と呼ぶ者あり」

○**総務文教委員長（鮫島市憲君）** 附則として、この条例は、平成三十年四月一日から施行しようとするものです。失礼いたしました。

○**議長（永田 章君）** 総務文教委員長の報告は終わりました。これより質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○**一四番（長野広美さん）** 委員長にお尋ねいたします。今、委員長報告にありました、課題になっていた横断的な取組みについての説明があったということでございましたので、概要で結構ですので、要点を御説明いただければと思います。

○**総務文教委員長（鮫島市憲君）** お答えいたします。課題となっていた横断的な取組みについてであります。

これまで九つあった会議を経営会議、政策調整会議、庁議の三つへとスリム化し、会議体の見直しを行った。その中でも政策調整会議は、各課等を四つの政策分野に分けて、政策分野ごとに会議を行うもので、課等の長と課長補佐等で組織され、議論のしやすい環境をつくることとありました。

以上で終わります。

○**議長（永田 章君）** ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（永田 章君）** 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（永田 章君）** 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第五号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

更について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第五号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第五号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、審査の結果を報告いたします。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画に一部変更を生じたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第三条第八項において準用する同条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

変更の主なものは、計画書冒頭の部分の人口と地域を中心の位置

について変更を行っており、中心の位置は本市の中心部で、一坪当たりの固定資産税評価額の高い土地であること、公共的施設の整備計画については、事業及び事業主体の追加並びに事業費の変動に伴い施設区分の追加や事業費等の変更を行っているとの説明を受けました。

また、「公共的施設の整備を必要とする事情」の「電気通信施設」、「へき地集会所」、「保育所」に関する事項を追加しております。

本計画を作成することにより、財政的に大変有利な起債である辺地債の活用をすることが可能になります。

本委員会は、審査の結果、優位な辺地債を活用しようとするものであり、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △議案第六号 西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更につ

いて

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第六号、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第六号、西之表市過疎地域自立促進計画の一部変更について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市過疎地域自立促進計画に一部変更を生じたので、過疎地域自立促進特別措置法第六条第七項において準用する同条第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

過疎地域自立促進計画の議会の議決を要する変更については、過疎地域自立促進計画市町村計画参考資料の一、事業計画の自立促進施策区分一から九の項目について、各項目の概算事業費合計額のおおむね二割を超える変更であって、なおかつ計画本文の修正を伴う

ものとされています。

西之表市過疎地域自立促進計画は、平成二十八年度から平成三十二年度となっておりますが、本市の長期振興計画の策定が今年度終わったことから、上位計画に合わせ、計画年度の表記方法を改め、本文を変更するとともに、事業計画に必要な事業名の変更や事業の追加を行っております。

追加の内容は、産業の振興では、西之表市公社育苗ハウス事業、漁港水産物供給基盤機能保全事業、西之表市農業振興公社支援事業、港湾改修離島総合補助事業、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、民間ラジオ難視聴解消支援事業、地域文化の振興等では、月窓亭屋外トイレ整備事業、その他地域自立促進に関し必要な事項では、地域課題チャレンジ交付金事業であります。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七号 平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第

七号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第七号、平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第七号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第七号、平成二十九年度西之表市一般会計補正予算（第七号）について、審査の結果を報告いたします。

本定例会から予算特別委員会を設置し、議長を除く十五名の委員で審査を行いました。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二億一千四百一十四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百十一億一千百十八万六千円とするものです。

繰越明許費補正は、追加八件であります。

消防費の防災行政無線デジタル化設置事業は、早急な対応が必要なため、本年度、設計等まで行って、次年度、事業実施を行おうとするものです。その他七件は、道路、橋梁、港湾、漁港、災害、全て建設関連の事業です。

債務負担行為は一件で、防災行政無線（デジタル化）設置事業で、不感地区の解消のため送信局を設置する土地の借上料によるものです。

地方債補正は、辺地対策事業、過疎対策事業、緊急防災・減災事業、災害復旧債の変更四件で、事業費の確定及びそれに伴う調整によるもので、限度額の減額となります。

次に、歳入から説明いたします。

使用料及び手数料の鉄砲展示室使用料の増は、企画展等による入館者数の増加に伴うものです。

国、県の補助金負担金の補正は、一部財源組み替えもありますが、いずれも歳出の実績に伴うものです。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の見込み額の下方修正により減額するものです。

次に、歳出について説明します。

財産管理費では、財政調整基金の増額、ふるさと応援寄附金の下方修正による減額をしております。

なお、三月補正段階での財政調整基金は、十五億七千二百五十三

万七千円となる見込みであります。

企画費の負担金の減額は、有人国境離島特別措置法関連の交付金の航路・航空路運賃低廉化事業の実績に伴うものです。

地域振興費は、ふるさと応援寄附金の見込みを下方修正したことに伴い、寄附に対する返礼品発送業務委託料が減額となっております。

障害者福祉費の扶助費の増額は、更生医療給付費、就労継続支援、共同生活援助、生活介護などの利用者の増加に伴うものです。

児童福祉総務費及びひとり親福祉費では、扶助費の児童手当、児童扶養手当が対象児童の減少により減額となっております。

農業振興費は、鳥獣被害防止総合対策整備事業などの事業実績に伴い減額となっております。

道路橋梁費は、国の社会資本整備総合交付金の事業枠の縮小等により、工事請負費、公有財産購入費において、実績に伴い減額を見込んでいるとの説明を受けました。

教育費の小学校費は、平成三十年度から道徳の教科化が行われることから、対応する教科書、指導書を整えようとするものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 予算特別委員長報告は終わりました。

本特別委員会は、議長を除く全議員十五人をもって構成する予算特別委員会でしたので、質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第八号 平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計

補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第八号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第八号、平成二十九年西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三十四万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十億八千四

十八万三千円とするものです。

補正の主なものについて、歳入の国庫負担金及び県負担金の減額は、特定健康診査負担金の交付決定通知に伴うものです。

次に、歳出について、保健事業費の追加は、人間ドッグ施設利用者の増に伴うものです。

償還金の減額は、療養給付費国庫負担金等精算返納金の追加並びに前年度特定健康診査等国庫負担金精算返納金及び前年度特定健康診査等県負担金精算負担金の確定によるものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第九号 平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正

予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第九号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第九号、平成二十九年西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千二百八十一万六千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億一千四百七万円とするものです。

補正の主なものについて、歳入から説明いたします。

国庫補助金、支払基金交付金、県補助金の減額は、歳出の地域支援事業費の減額に伴うものです。

一般会計繰入金の追加は、会計検査院から指摘のあった地域支援事業交付金の対象外の部分について、一般会計からの繰入れで対応しようとするものです。

次に、歳出について説明します。

介護サービス等諸費の追加は、給付費増加見込みによるものです。介護予防・生活支援サービス事業費の減額の主なものは、委託料

及び負担金補助及び交付金の減額で、実績見込みによるものです。

介護予防ケアマネジメント事業費、地域包括支援センター運営事業費、生活支援体制整備事業費の減額は、それぞれ賃金及び社会保険料の減額によるものです。

任意事業費の財源組み替えは、家族介護継続支援事業について、会計検査において、地域支援事業交付金の対象外の部分まで支給対象としているとの指摘を受けたことから、対象外の部分について一般会計からの繰入れで対応しようとするものです。

審査の過程において委員から、会計検査院からの指摘による介護継続支援事業の交付金減額について、一般会計からの繰入れは一般会計の政策にも影響を及ぼすものであり、介護保険制度については、今後も国による法改正等が予想されることから、介護保険制度の運用に当たっては、関係機関と連携をとり、改正内容等の正確な確認を行うようにとの意見がありました。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一〇号 平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険

特別会計補正予算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第一〇号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第一〇号、平成二十九年西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百五十三万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千五百五十四万八千円とするものです。

補正の主なものについて、歳入の事務費繰入金金の追加、保険基盤安定繰入金金の減額は、歳入の補正に伴うものです。

歳入の後期高齢者医療広域連合納付金の減額は、保険基盤安定分担金の実績通知に伴うものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一一号 平成二十九年度西之表市水道事業会計補正予

算（第五号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第一一号、平成二十九年西之表市水道事業会計補正予算（第五号）を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議

案第一一号、平成二十九年度西之表市水道事業会計補正予算（第五号）について、審査の結果を報告いたします。

収益的収入及び支出の補正は、収入の事業収益を二百九十八万六千円減額し、四億四千九百七十六万八千円、支出の事業費を一千二百七十一万一千円を増額し、四億六千四百九十七千円とするものです。

収入の主なものは、営業外収益の消費税及び地方消費税還付金三百万円の減額であります。

支出の主なものは、同じく消費税及び地方消費税に係るもので、営業外費用として一千百七十万円の増額であります。

資本的収入及び支出の補正は、資本的収入を一億三千二百七十七万六千円増額し七億七千二百五十五万九千円に、資本的支出は一億五千三百三十五万円増額し九億七千五百円とするものです。

収入の主なものは、簡易水道統合整備事業などの企業債補助金などであります。

支出の主なものは、県が発注する工事に伴う配水管布設替工事など建設改良費の増額であります。

資本的収入及び支出で不足する額一億九千七百五十九万一千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一二号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第一二号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課総括課長補佐 中里千秋君〕

○総務課総括課長補佐（中里千秋君） 御説明いたします。

議案第一二号、議案書一五ページから一六ページにかけてでございます。

西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本案は、平成二十九年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容について御説明いたします。

第一条の西之表市職員の給与に関する条例第十五条の改正については、法律改正によりまして、文言等表記を改めたものでございます。

第十六条第二項は、民間との特別給の支給割合の均衡を図るため、支給月数の再任用職員以外について〇・一月分引上げ、四・三〇月から四・四〇月に、再任用職員について〇・〇五月引上げ、二・二五月から二・三月に改正したところであります。

それぞれの引上げ分について、平成三十年度以降の六月期及び七月期の支給割合が均等になるように、今回配分しようとするものでございます。

続いて一五ページの下段にあります第二条でございます。

西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第十一条の第四項について、一般職等の特別給と同様、支給割合を〇・〇五月引上げ、三・二五月から三・三〇月と改正したところであります。

その引上げ分については、平成三十年度以降の六月期及び十二月

期の支給割合が均等となるよう、今回配分しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、総務文教委員会に付託いたします。

#### △議案第一三三号 西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例

##### の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第一三三号、西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 吉田孝一君〕

○市民生活課長（吉田孝一君） 議案第一三三号、西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について御説明をいたします。

議案書の一七ページをお開きください。

提案理由を御説明いたします。

本市では、西之表市西之表六千九百四十七番地、いわゆる洲之崎地域にある大野崎墓地においては、西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例で、西之表市西之表一万六十六番地一付近、いわゆる

上之原地域にあります中央墓園墓地においては、西之表市中央墓園管理規程により、それぞれ違う管理方法により運営をしております。

中央墓園墓地につきましては、区画割し、永代使用権による使用の許可をしておりますが、洲之崎、大野崎墓地につきましては、市営墓地として、条例制定された昭和四十年以来、年間使用料といたしまして三百円のままとなっております。

大野崎墓地についてでございますが、約百七十坪弱の荒地の中に十四基ほどの墓碑が点在している状況であったことから、今年度、この点在していた墓碑の移転整理及び墓地整備をしたことで墓地に余裕ができたことに伴い、使用料の見直しを行うとともに、あいた墓地の使用を開始しようとするものでございます。

墓地管理につきましては、これまで中央墓園墓地については財産監理課が、大野崎墓地については市民生活課がそれぞれ所管となっておりますが、今回、所掌事務の見直しにより、双方の墓地を市民生活課が一括して所管とすることとし、両墓地の管理に関する共通の手続を定めるため、条例を新たに制定するものでございます。

あわせて、西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例（昭和四十年西之表市条例第二二号）は廃止しようとするものでございます。条文について御説明をいたします。

第一条は市営墓地を設置することを、第二条は設置する墓地の名称と位置を定める規定でございます。第三条は墓地の使用許可に関

すること、第四条は許可できる対象に関する事、第五条は使用できる広さの制限に関する事、第六条では墓地の使用用途に関する事を規定してございます。

第七条については、使用する場合の使用料について規定してございます。この使用料についてでございますが、いずれの墓地も永代使用権料とし、中央墓園墓地についてはこれまで同様、区画単位での使用権料として、これまで同額の六万九千円とし、大野崎墓地につきましては、中央墓園墓地の積算基準と同様に評価額と整備費で算出をいたしまして、一平米当たりの使用権料を九千八百円として規定してございます。区画単位ではなく平米単位で規定した理由といたしましては、中央墓園墓地に比べて狭いこと、そして最近では小さなサイズの墓碑の需要が増えつつあることなどを考慮し、利用ニーズに合わせて、少しでも多くの方が設置しやすくしようとしたものでございます。

議案書の一八ページをお開きください。

続いて、第八条は使用許可に伴い納付した使用権料は還付しないこと、第九条は墳墓等施設を設置又は改修する場合の届け出に関する事、第十条は使用する墓地は使用者の責任で維持管理することを規定してございます。

第十一条は使用権者による売り渡し等の禁止に関する事を、第十二条は墓地の使用権を継承できる事を、第十三条は墓地の返還に関する事を規定してございます。

議案書一九ページにかけてとなりますが、第十四条は使用許可の取り消すことのできる条件に関する事を、第十五条は使用権を消滅させることのできる条件に関する事を、第十六条は使用に関し、詐欺その他不正の行為による場合の罰則に関する事を、第十七条は委任規定で、施行に関し必要なことは規則で定める事を規定してございます。

附則といたしまして、第一項は、この条例を平成三十年四月一日から施行することを規定してございます。第二項は、従前の西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例（昭和四十年西之表市条例第二二号）は廃止することを規定してございます。第三項では、本条例制定に伴い、西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例を改正することを、第四条は、経過措置といたしまして、本条例施行日の前日までにそれぞれの条例及び規定でなされた処分、手続その他行為等については、新たな条例の規定によりなされたものとみなすことを、第五項では、本条例施行日の前日までの行為に対する罰則については、従前の条例及び規定の例によることを規定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一四号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、議案第一四号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の二一ページをお開きください。

議案第一四号、本案は、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、西之表市国民健康保険税の算定方式の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容といたしましては、第二条は、国民健康保険税の課税額を定めています。平成三十年度から国民健康保険新制度移行に伴い、鹿児島県が財政運営の責任と国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととなります。このことから、県から示される納付金及び納付金を集めるために必要な標準保険料率を参考に市が保険料率を定めて賦課することに伴い、それぞれ基礎課税額、後期高齢者支援

金等課税額、介護納付金課税額を改めるものです。

二二ページをお開きください。

第二条の第二項及び同条第三項及び同条第四項中については、保険税の算定方式を定めています。平成三十年二月六日の国民健康保険運営協議会の答申を受け、四方式から三方式に変更することに伴い、資産割額を廃止するものです。

次に、第四条及び第七条及び第九条については、資産割額廃止に伴い条項を削除するものです。

次に、第二十三条は、国民健康保険税の減額を定めています。第一号から第三号の（ウ）については、被保険者に係る世帯平等割額の特定継続世帯の減額する額を改めるものです。

附則として、第一条の規定は施行期日を平成三十年四月一日とし、第二条として適用区分を定めております。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一五号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第一五号、西之表

市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） 御説明いたします。

議案書の二三ページをお開きください。

議案第一五号、本案は、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険法及び介護保険法施行規則等の一部改正並びに西之表市介護保険事業計画の策定により、保険料率に関する基準が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容といたしましては、第二条は保険料率を定めていますが、介護保険の介護保険料率は、三年を一期とした介護事業計画に基づき介護サービス給付費を算出し、そのサービス費を賄うことができよう保険料率を算出します。

平成三十年から第七期介護事業計画が開始されるため、第二条中、平成二十七年を平成三十年度に、平成二十九年度を平成三十年度に改め、同条の第一号から第三号における市税非課税世帯の所得段階においては、第一号中の保険料三万四千八百円を三万七千八百円に改め、同条第二号及び第三号中、五万二千二百円を五万六千七百円に改め、同条の第四号から第五号における本人が市税非課税での所得段階においては、同条第四号中、六万二千七百円を六万八

千円に改め、同条第五号中、六万九千六百円を七万五千六百円に改めるものです。

次に、同条の第六号から第九号における市税課税世帯の所得段階においては、第六号中の保険料八万三千六百円を九万七百元に改め、同条第七号中、九万五百円を九万八千二百円に改め、同条第八号中、十万四千四百円を十一万三千四百円に改め、同条第九号中、十一万八千四百円を十二万八千五百円に改めるものです。

次に、第十五条は罰則を定めていますが、第十五条中、第一号被保険者を被保険者に改めるもので、第一号被保険者に加え、第二号被保険者及びその世帯員にも対象の拡大を図ることができることとなります。

附則として、第一条の規定は施行期日を平成三十年四月一日とし、第二条として経過措置を、第三条として、平成三十年度における保険料率の特例を定めていますが、第一号の保険料率は同条の規定にかかわらず三万四千円とするもので、低所得者軽減措置を平成三十年度も継続するための改正です。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一六号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第一六号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書二五ページをお開きください。

議案第一六号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、必要な措置を講じるため、関係条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、条例の改正内容について御説明いたしますが、法令や条例の改正に伴う条項のずれの修正や軽微な字句の修正等については、説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず第一条、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正から御説明いたします。

改正内容については、別途配付いたしております新旧対照表のほうでご説明したいと思います。新旧対照表一六ページをお開きください。

本条例の改正は、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に係る基準の一部改正に伴うものでございます。

目次の改正は、条例に共生型地域密着型サービスに関する基準の規定を追加することに伴い、目次を改めるものでございます。

一六ページから一七ページにかけての第一条及び第二条の改正は、第一条の出資規定、第二条の定義規定にそれぞれ共生型地域密着型サービスに関する記述を追加するものでございます。

一七ページから二〇ページにかけての第六条から第三十九条までの改正は、定期巡回・随時対応訪問介護看護の事業に関する改正で、オペレーターに係る訪問介護サービス提供者の経験年数を三年以上から一年以上に改める改正、利用者へのサービス提供に支障がない場合におけるオペレーターの他の業務との兼務について、午前六時から午前八時までの間に限る規定を外し、日中でも兼務を可能とする改正、オペレーターが兼務できる同一敷地内の施設に介護医療院を加える改正、介護医療連携推進会議の開催頻度を三カ月に一回以上から六カ月に一回以上に改める改正等でございます。

二〇ページの第四十七条の改正は、夜間対応型訪問介護の事業に関する改正で、オペレーターに係る訪問介護サービス提供者の経験年数を三年以上から一年以上に改める改正です。

二〇ページから二二ページにかけての第五節、共生型地域密着型サービスに関する基準として、第五十九条の二十の二及び第五十九条の二十の三を追加する改正は、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援又は放課後デイサービス等の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして基準を設定するものでございます。

二三ページの第五十九条の二十五から第五十九条の三十八までの改正は、指定療養通所介護の事業に関する改正で、利用定員を九人以下から十八人以下に改める改正等でございます。

二四ページから二五ページにかけての第六十一条及び第六十五条の改正は、認知症対応型通所介護の事業に関する改正で、特別養護老人ホーム等の定義に介護医療院を加える改正、ユニット型指定密着型介護老人福祉施設における利用定員を一施設三人以下からユニット当たりユニットの入居者と合わせて十二人以下に改める改正等でございます。

二五ページから二八ページにかけての第八十二条から第一百三十五条の改正は、小規模多機能型居宅介護の事業に関する改正で、訪問サービスの定義にサテライト型指定看護小規模多機能居宅介護事業所の登録者の居宅で行うサービスを加える改正、小規模多機能型居

宅介護事業所の従業員が従事できる併設されている施設に介護医療院を加える改正、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者及び事業の代表者の従事経験に介護医療院での従事を加える改正、指定小規模多機能型居宅介護事業所が連携及び支援体制を整えなければならない施設に介護医療院を加える改正等でございます。

二九ページから三〇ページにかけての第一百一十一条から第二十五条までの改正は、認知症対応型共同生活介護の事業に関する改正で、共同生活住居の管理者及び指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者の従事経験に介護医療院での従事を加える改正、身体拘束の適正化を図るために講じなければならない措置について定める改正、指定認知症対応型共同生活介護事業所が連携及び支援体制を整えなければならない施設に介護医療院を加える改正等でございます。

三〇ページから三一ページにかけての第三十条及び第三十八条の改正は、地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に関する改正で、サテライト型施設に係る本体施設の定義に介護医療院を加える改正、サテライト型特定施設に生活相談員等を置かないことができる基準の改正、身体拘束の適正化を図るため講じなければならない措置について定める改正等でございます。

三一ページから三四ページにかけての第一百五十一条から第六十八条までの改正は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業に関する改正で、地域密着型介護老人福祉施設の従業者が専任でなくてもよい例外規定の改正、サテライト型施設に係る本体施設

の定義に介護医療院を追加する改正、サテライト型特定施設の生活相談員等を置かないことができる基準の改正、入院治療等のサービスの提供困難時に紹介すべき施設に介護医療院を加える改正、身体拘束の適正化を図るために講じなければならない措置について定める改正、緊急時の対応方針をあらかじめ定め、そのことを運営規定に規定しておかなければならないことを定める改正等でございます。

三四ページから三五ページにかけての第八十二条及び第八十六条の改正は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に関する改正で、身体拘束の適正化を図るために講じなければならない措置について定める改正、緊急時の対応方針を運営規定に規定しておかなければならないことを定める改正です。

三五ページから四一ページにかけての第九十一条から第二百二条までの改正は、看護小規模多機能型居宅介護の事業に関する改正で、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する基準を新たに定める改正、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の従事経験に介護医療院での従事を加える改正、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の従事経験に介護医療院での従事を加える改正、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合には病床を宿泊所として届けられることを加える改正等でございます。

四二ページから四三ページにかけての附則第十条から第十二条までの改正は、病床転換に係る経過措置を平成三十六年三月三十一日

まで延長する改正、四三ページから四四ページにかけての附則第十二条の二及び第十二条の三の追加は、病床転換に係る経過措置を新たに追加する改正でございます。

次に、議案書の三四ページの中段、第二条、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の改正は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準、厚生労働省ですけれども、その一部改正に伴うものでございます。

内容については、新旧対照表で御説明いたします。四五ページをお開きください。

四五ページから四六ページにかけての第五条及び第九条の改正は、介護予防・認知症対応型通所介護の事業に関する改正で、特別養護老人ホーム等の定義に介護医療院を加える改正、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における利用定員を一施設三人以下から一ユニット当たりユニットの入居者と合わせて十二人以下に改める改正でございます。

四六ページから四七ページにかけての第四十四条から第六十条までの改正は、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に関する改正

で、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が従事できる併設されている施設に介護医療院を加える改正、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者及び事業所の代表者の従事経験に介護医療院での従事を加える改正、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が連携及び支援体制を整えておかなければならない施設に介護医療院を加える改正でございます。

四八ページから四九ページにかけての第七十二条から第八十三条までの改正は、介護予防・認知症対応型共同生活介護の事業に関する改正で、共同生活住居の管理者及び介護予防・認知症対応型共同生活介護所の代表者の従事経験に介護医療院での従事を加える改正、身体拘束の適正化を図るために講じなければならない措置について定める改正、指定認知症対応型共同生活介護が連携及び支援体制を整えておかなければならない施設に介護医療院を加える改正です。

次に、議案書三五ページ上段、第三条、西之表市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本条例の改正は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準、厚生労働省でございます、の一部改正に伴うものでございます。

内容については、新旧対照表で御説明いたします。五〇ページを

お開きください。

五〇ページの第四条の改正は、指定介護予防支援事業者がその事業の運営に当たり障害福祉制度における特定相談支援事業者との連携に努める旨を加える改正、五〇ページから五一ページにかけての第七条の改正は、利用者との契約時に利用者が複数の指定介護予防サービス事業者の紹介を求めることが可能であること等について説明する義務があることを定める改正、及び利用者に対し入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを義務づける改正、五一ページから五二ページにかけての第三十三条の改正は、指定介護予防サービス事業者から提供を受けた服薬等、利用者の状況を主治医師等に提供することを義務づける改正、及び利用者が医療系サービスを希望する場合に主治医等の意見を求める際には主治医師にケアプランを交付することを義務づける改正でございます。

議案書のほうに戻っていただいて、三六ページをお開きください。最後に、附則は、三条例の一部改正を平成三十年四月一日から施行する規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 大まかに説明をしていただきましたけれども、非常に細かくて、なかなか理解ができないところもあった

ので、大まかに質問をしたいと思います。

この法案の提出というものは、今の介護施設の状況を緩和をするという、専門職の配置も、それから施設のあり方も緩和をするという理解の仕方なのかということが一点と、それからもう一点は、拘束を、拘束をするということの身体的拘束等の適正化のための指針を整備することというふうに三四ページにあるんですけれども、これは、身体的拘束というのは今まで割と禁じられたことではないかと思うんですけど、このことについても緩和をしていくという理解の仕方なのかを、二点お伺いしたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） はい、まず緩和については、例えばオペレーターさんとかが、についての時間の撤廃になったというようなところ、あとは、その入居者の人員が引き上げられたところとかいうところについては、おおむね緩和がされていると、ところでございます。縮小されたところはないと思っております。

それと、身体的拘束については、身体的拘束については限られた場合にだけできるということで、今回も追加しているのも、認知症患者を受け入れているような施設についてのところに追加をされているところでございます。それについては、今までもその身体的拘束はできるところはあったんですが、する場合にはこういう基準でこういった措置でしなさいということをおおむねはじめ運営規定等に定めておいて、それに基づいてやりなさいというよう

なことが定められたところでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時十五分ごろより再開いたします。

午前十一時二分休憩

午前十一時十四分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第一七号 西之表市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

る条例の制定について

○議長（永田 章君） 議案審議を続行いたします。

次は、日程第一四、議案第一七号、西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。  
議案書三七ページをお開きください。

議案第一七号、西之表市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な措置を講じるため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、条例の改正内容について、第一条、西之表市国民健康保険条例の一部改正から御説明いたします。

新旧対照表のほうで御説明いたしますので、五三ページをお開きください。

目次から第二条、本文までの改正は、国民健康保険法において、国民健康保険運営協議会の呼称が変更されたこと、及び都道府県にも当該協議会が設置されることになったことにより、国民健康保険運営協議会を本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めること等でございます。

第二条第一号から第三号までの四人を三人に改める改正は、当該協議会の各委員の定数を三人とするもので、鹿児島県の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数も三人と定められる予定であること、当市と同程度の人口規模市町村の定数も三人が多いこと、委員の選出が近年、困難になってきている状況にあること等により、定数を変更しようとするものでございます。

次に、議案書三七ページ中段からちよつと下、第二条、西之表市国民健康保険基金条例の一部改正について御説明いたします。

新旧対照表五四ページをお開きください。

本基金は、国民健康保険の保険給付及び保健事業に要する財源に充てることを目的として設置されたものでございましたが、国民健康保険法の改正により、保険給付については都道府県から交付される保険給付費等交付金の普通交付金により賄われることになり、給付の増加に対する備えの必要性が少なくなったため、基金の設置目的や処分について必要な改正を行うものでございます。

第一条の改正は、設置規定の改正で、基金の設置目的を国民健康保険事業の円滑な運営に図るためとするもの、第二条の改正は、積み立てる額を予算で定める額とする改正、第四条の改正は、運用益について基金に編入することとする改正、三八ページ上段の第六条の改正は、基金の処分について、国民健康保険事業の実施に必要な財源に充てる場合に限るとする改正でございます。

次に、議案書三八ページ、第三条、西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明いたします。

新旧対照表五六ページをお願いします。

一定の施設への入所のために転入した者について、前住所地の市町村又は広域連合が国民健康保険又は後期高齢者医療保険の保険者となる、いわゆる住所地特例については、年齢到達等により国民健康保険から後期高齢者医療保険に加入する場合は適用がございませんでしたが、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が年齢到達により後期高

高齢者医療保険に加入する際、前住所地の広域連合が保険者となるよう見直されたため、必要な改正を行うものがございます。

第三条、本市が保険料を徴収すべき被保険者に、第五号として国民健康保険の住所地特例適用者であった者で年齢到達等により後期高齢者医療保険の被保険者になった者を加える改正でございます。

議案書のほうに戻っていただいて、三八ページをお開きください。最後に附則は、運営協議会の委員の定数の改正は平成三十一年五月一日から、それ以外の改正は平成三十年四月一日から施行する規定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一六番 橋口美幸さん」

○一六番（橋口美幸さん） 二点質疑をしたいと思っております。

まず一点目は、協議会のメンバーについて、四人から三人になった。この三人のメンバーについてお伺いしたいと思います。

それから、議案書の三八ページ上から、第六条中なんですけど、基金は国民保険事業のうち市に必要な財源に充てる場合に限りこれをとというふうに改めるんですが、これは一般財源からの投入ということとの関係についてお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

運営委員会の委員のメンバーでございますが、新旧対照のほうのほうに三つのメンバー、グループが書いてあると思っております。それぞ

れその代表するのが、今まで四人ずつで十二人であったものが、三人ずつの九人になるということでございます。委員が誰かということについては、ちょっと今、資料は持ち合わせておりませんので、そこを代表する方が、四人ずつが三人ずつになるというものでございます。

それと、基金のそのことですが、一般会計からのことを規定しているものではございません。

以上でございます。

○議長（永田 章君） ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一八号 西之表市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

第十条第一項の規定に基づく準則を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第一八号、西之表市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化

に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） 御説明いたします。

議案書の三九ページをお開きください。

議案第一八号、本案は、西之表市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

なお、法律第十条第一項の規定とは、工場立地法の特例を定めたもので、工場又は事業場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を準則により定めることができると定めたものでございます。

主な内容といたしましては、根拠法である企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が、地域の成長発展の基盤強化を目的とした地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたことにより、題名及び第一条において文言等表記を改めたものです。

第三条では、区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を定めた表から住吉中学校跡地を削除するものです。

次に、附則において施行期日を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第一九号 西之表市企業立地の促進等による地域にお

ける固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第一九号、西之表

市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） 御説明いたします。

議案書の四一ページをお開きください。

議案第一九号、本案は、西之表市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な内容としたしましては、根拠法である企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が、地域の成長発展の基盤強化を目的とした地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたことにより、題名及び第一条において文言等表記を改めたものです。

第二条では、固定資産税の免除要件を定めており、主に基本計画の同意と課税の特例及び地方税措置に対して、事業費の上限の緩和、手続の緩和など、今回の根拠法改正に伴い、文言等表記を改めたものがございます。

第六条では、課税免除の取り消しについて計画名称を改めるものがございます。

附則として、施行期日と経過措置を定めております。  
以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二〇号 西之表市営住宅管理条例の一部を改正する条

例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第二〇号、西之表市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とい

たします。

議案説明を求めます。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） 御説明いたします。

議案書四三ページをお開きください。

議案第二〇号は、西之表市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由は、公営住宅法の一部改正により、認知症である者等の収入申告義務の免除が認められたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容については、平成二十九年四月二十六日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法が改正され、認知症である者等の公営住宅入居者が家賃算定の根拠となる収入の申告をすること等が困難な場合には、事業主体が官公署における必要な書類の閲覧により把握した当該認知症である者等の収入に基づき、公営住宅の家賃を定めることができるようになったものです。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたします。

新旧対照表の六〇ページをお開きください。

第六条は、法律の名称が変わったことによる改正でございます。

六一ページをごらんください。

第十五条第四項は、家賃の決定についてでございますが、家賃の

決定において、認知症である者等の公営住宅入居者が家賃算定の根拠となる収入の申告をすること等が困難な場合における公営住宅の毎月の家賃の算定方法について、公営住宅一般に係る家賃と同様のものとすることを定めるものです。

六二ページをお開きください。

三十一條第三項、第四項は、収入超過者である公営住宅の入居者が収入の申告をすること等が困難な事情にある場合における家賃の算定方法について、公営住宅一般に係る収入超過者の家賃の算定方法を準用することを定めるものです。

その他の条文につきましては、今回の法律改正に伴う条文の整理になります。

議案書四四ページをお開きください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二一号 西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第二一号、西之表

市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） 御説明いたします。

議案書四五ページをお開きください。

議案第二一号は、西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容については、平成二十九年六月十四日に公布された都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令により、都市公園法施行令の一部改正され、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないと規定されましたが、今回の改正で、百分の五十を参酌して、当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないに改正されたため、本市条例の公園施設の設置基準に、政令第八条第一項の条例で定める割合は百分の五十と定めるものです。

改正の背景として、既設運動公園施設のバリアフリー化や国際基準に対応するための改修等、社会状況の変化に対応した改修が全国的に増えていることが挙げられています。このため、従来の基準を

参酌した上で、地域の実情に応じて、地方公共団体が自ら条例で定めるとされたものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第二二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

議案書四六ページをお開きください。あわせて、別途お配りしている新旧対照表の六七ページもごらんください。

本案は、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、第七次地方分権一括法の制定に伴いまして、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部改正が行われたことによるものでございます。

この認定こども園法の改正内容としては、指定都市の区域に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事務が都道府県知事から指定都市の長へ権限移譲され、認定こども園法に新たにその規定が追加されました。その項のずれが生じたことによる改正でございます。

このことによる本市への影響はございませんが、本条例の第十五条第一項第二号、認定こども園に関する規定中、第九項を第十一項に整理するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二三号 西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事

業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策

## 定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第二三号、西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書四七ページをお開きください。

議案第二三号、西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策定についてであります。

本案は、西之表市後期高齢者計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画について、西之表市議会基本条例第九条第一項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、計画の内容について、別冊で配付しております計画書のほうで御説明いたします。

計画書の一ページから四ページまでは、計画策定の趣旨として、西之表市高齢者福祉計画、第六期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画が平成二十九年度までで終了することを受け、平成三十年度から三カ年の本計画を地域包括システムの構築に向け、他の計画との整合性を図りながら、老人福祉法及び介護保険法に基づき、一体的に策定することを記載しております。

五ページから二六ページまでは、高齢者を取り巻く現状と課題に

ついて、高齢化率の増加や高齢者世帯の増加、要介護認定者や給付の推移、高齢者等実態調査に基づく高齢者の意識等について記載をしております。

二七ページから三〇ページまでは、計画の理念と計画方針として、高齢者数や要介護者数の将来見込みや本計画の基本理念を「いきいき元気・よろくて支え合い安心して暮らせるまち 西之表」とし、基本理念の実現に向けた施策の基本方針について記載をしております。

三一ページから三五ページまでは、高齢者保健福祉施策の展開として、施策の基本方針ごとに、施策ごとに本計画で取り組む事業の概要、目標を記載しております。

五六ページから七二ページまでは、介護保険事業の展開、ここが第七期介護保険事業計画となるところでございますが、サービスの種類別ごとのサービス見込み量から介護保険事業量の推計、事業の運営に必要な保険料必要額及び保険料基準額について記載をしております。

七三ページから七八ページまでは、地域介護・福祉空間整備計画として、日常生活圏域ごとのサービスの現状と在宅介護サービスを推進する上での介護予防拠点の整備等について記載をしております。

最後に七九ページは、本計画が実行できるよう推進体制等を記載しているところでございます。

以上、大まかな説明でございますが、になりましたが、議案の説明を終わります。

以上です。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二四号 権利の放棄について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第二四号、権利の

放棄についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） 御説明いたします。

議案書四八ページをお開きください。

議案第二四号は、権利の放棄についてであります。

債務者が居所不明により債権回収が不能となったため、権利を放棄することについて、地方自治法第九十六条第一項第十号の規定に

より、議会の議決を求めるものです。

放棄する権利、債権。放棄の内容、住宅使用料。債務者、一人。

放棄する債権額、三十六万四千二百円。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第二五号 平成三十年度西之表市一般会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、議案第二五号、平成三

十年度西之表市一般会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 御説明いたします。

別冊の西之表市一般会計予算書のほうをごらんいただきたいと思

います。また、財政係が作成しました詳細説明書も配付をしてござ

いますので、参考にござらんいただければというふうに思います。

当初予算でございますので、多少時間がかかります。あらかじめ

御了承いただきたいと思ひます。

予算書の条文をお開きください。

本案は、平成三十年度西之表市一般会計予算でございます。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百二億二百万

円と定めるものであります。

前年度の当初は骨格予算でございましたが、その比較で十一億四

千二百万円、率にして一二・六%の増額、また、本予算となりまし

た六月補正の段階での比較では、二億七千六百七十九万円、約二・八%の増額予算となっております。

第二条、債務負担行為については七ページを開きください。

第二表、債務負担行為は一件であります。定住促進事業、住宅家賃補助（平成三十年申請分）で、期間は平成三十一年度から平成三十三年度まで、限度額は百四万円であります。

第三条、地方債については八ページを開きください。

第三表、地方債であります。起債の目的は、一、災害援護資金貸付事業以下、全七件、限度額もそれぞれお示ししているとおりで、全七億四千七百八万三千円と定めるものであります。

第四条は、一時借入金 の最高額を三十億円と定めるものであります。

それでは、まず本年度の予算の特徴についてでございますけれども、九ページを開きください。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入の総括表で款ごとに集計をされてございます。先ほど申し上げましたけれども、前年度の当初が骨格のため、単純比較はできにくいところでございますけれども、六月補正後の本予算とも比較をして、特徴的な部分を御説明をいたします。

まず一款市税について、前年度より三・三%、四千五百十四万円の増額を見込んでいること、九款地方交付税を前年度より六千七百六十七万五千円、一・七%増額を見込んでいること、一〇ページになりす、十六款寄附金を一億三千万円ほど増額していることなど

が挙げられます。

また、一一ページの歳出については、これも恐れ入りますけれども、前年度の六月補正との比較という形になりますけれども、増減率が大きいものが二款総務費、ここは六月補正と比べますと二億七千四百三十七万二千円ほど増えてございます。率にして一一七・八%。七款の商工費が七千四百八十八万八千円の増で一五・一・六%、八款の土木費が八千四万七千円の増で一三・四%増えてございます。一方で、三款民生費が一億六千七十一万七千円、四・六%の減、四款衛生費では六千九百四十万四千円、七・三%の減額となるところでございます。

要因については、後ほど項目ごとに触れたいと思います。

次に、明細書につきまして、歳出のほうから御説明をいたしますが、款項目中、前年度に比べて目の増減の大きいものや特徴的なものを中心に御説明をいたします。

最初に三四ページを開きください。

二款総務費、一款総務管理費、一目一般管理費が、対前年度四千五百十五万五千万円の増額の六億七千四十九万一千円を計上してございます。

これは、二節給料、職員給料が六百六十二万一千円、三節職員手当等の期末勤勉手当や時間外手当等の増により八百五十五万四千円、四節共済費、職員共済組合負担金等で一千三十五万八千円など、人件費関連で二千五百五十三万三千円の増、三六ページを開きくだ

さい、十五節工事請負費で、庁舎防災用電源設備工事が二千四百四十万円等が主なものでございます。

なお、財政係作成の同じページの詳細明細書に記載がございますけれども、市制施行六十周年記念事業式典等の経費として二百四十三万八千円、ヴィラ・ド・ビスポ市との姉妹都市盟約二十五周年記念として、九節旅費、特別旅費に六百三十万円等も計上してございます。

三九ページをお開きください。

十目財産管理費は二億四千九十九万六千円で、前年度より一億二千九百九十七万三千円、二・一七倍というふうになっております。

主な要因は、四〇ページをお開きください。

二十五節積立金で、付記説明欄下から二段目、西之表市ふるさと応援寄附基金について寄附の目標額を二億円としたことから、昨年より一億三千万円増額をしております。

十二目企画費ですが、一億二千四百八十二万九千円で、前年度より二六・三%、二千六百三万二千円の増額となっています。

四一ページをござらんください。

主な要因は、十九節負担金補助及び交付金で、まず有人国境離島航路・航空路運賃低廉化事業につきまして、前年度実績を踏まえ、また事業拡充も含めて五千九百三十六万六千円と、昨年より一千四百三十六万六千円の増、その下、開催負担金とありますが、これは平成三十年度に全国離島交流中学生野球大会を種子島で開催する

ことになったことから、一市二町の開催負担金五百四十万円を計上したことによるものでございます。

続いて四四ページをお開きください。

二十三節地域振興費ですが、二億八千三百九十九万一千円を計上し、前年度六月末予算二億九十万七千円と比較をいたしましても八千二百二十八万四千円、四〇%以上の増加となっております。

主な要因は、先ほど御説明をいたしましたふるさと納税寄附金の目標の増額に伴いまして、十二節役務費の付記説明欄、手数料を昨年より一千二百二十三万五千円の増の一千五百五十四万六千円見込み、これは広告媒体等の手数料でございます。また、十三節委託料、付記説明欄最下段となります参加事業者記念品発送業務を目標基本額の半額ということで、昨年度より六百五十万円の増を見込んでるところでございます。

次は五三ページをお開きください。

三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費は、前年度より九千九百七十八万一千円の減額で、二億八千九十五万五千円を計上しております。

主なものは、まず十九節負担金補助及び交付金が昨年度より七千六百十五万円減額となっております。これは、本年度まで実施をされておりました臨時福祉給付金が終了することに伴うものでございます。

五四ページをお開きください。

二十八節繰出金の付記説明欄の二段目、保険基盤安定が前年度より三千九百八十三万八千円減額の一億一千八十万六千円としてございます。当初比較では、前年度の約七五％の繰出しとなります。

六〇ページをごらんください。

同款、二項児童福祉費、一目児童福祉費総務費の二十節補助費でございます。付記説明欄二段目、児童手当がございます。昨年より一千七十八万五千円の減額で、二億三千三百二十五万五千円を計上しております。対象児童の減に伴うものであります。

六一ページをごらんください。

同款、同項、三目児童措置費は、前年より二千七百七十三万三千円増えて、六億二千三百三十万円を計上しております。

主なものは、十九節負担金補助及び交付金の補助金、保育所等設備交付金事業四百四十八万五千円は、現和みどり保育園の大規模改修につきまして、国及び市の補助を行おうとするもの、また二十節扶助費は、教育・保育給付費が一千六百四十一万五千円の増の六億一千六十四万円となっております。前年度までの八園に西之表幼稚園が加わったことによるものです。

七〇ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、一目農業委員会費は、前年度より八百五十三万六千円増額をし、五千七百六十四万六千円を計上しています。一節報酬が九百九十一万二千円の増で、二千七百二十五万五千円としてあります。前年度より配置をされました農地利用最適

化推進委員十三名の年間報酬の計上等によるものでございます。

七一ページをごらんください。

同款、同項、三目農業振興費は、七千九百九十二万九千円増えて、二億六百三十三万四千円となっておりますけれども、前年度六月補正予算と比較をいたしますと、前年度が一億八千七百二十五万四千円でございますので、一千九百八万円、一〇・二％の増というふうになります。

ただし、八節報償費がございますが、報償金一千五百六十六万円ですが、これについては、シカの捕獲に伴う報償金でございますけれども、前年度まで林業振興費に計上したものを組み替えたものでございまして、捕獲増を見込んだものを計上しております。三目全体としては微増という形になるうかと思えます。

増の大きなものは、七三ページをお開きください。

十九節負担金補助及び交付金の最下段になりますけれども、農水産物輸送コスト支援事業は、前年度より始まった有人国境離島の地域社会維持推進交付金を活用した事業ですが、安納いも、バレイシヨ、豆類、お茶を対象に、海上輸送コストの八割の支援を行うもので、五千四百八十八万円を計上しております。

新規の事業といたしましては、下から六行目にあります農業振興公社施設整備等事業の六百五十万円、これは伊関にあります鉄骨ハウス二棟の補修やトラクター等の機械導入に対する補助で、事業費の三分の一を計上してございます。

七四ページをお開きください。

同じく続きになりますけども、上から七行目、機械導入三百四十二万九千円とあります。これは、農家の労力不足を支援するため、受託組織の育成に力を入れておりまして、受託組織等による、さとうきび基幹作業機の整備を補助しようとする県事業になります。

四目農業経営合理化対策事業費は、前年より一千三百八万八千円減額の六千二十九万一千円であります。

七五ページをごらんください。

減の要因ですけども、十九節負担金補助及び交付金の付記説明欄、補助金の二段目、農業次世代人材投資資金とありますけども、前年まで青年就農交付金として拠出をしていたものでございますけども、今年度は若干の減を見込んでおります。

また、最下段の機構集積協力金につきましても、一定期間を経過したことによりまして、地域集積協力金等の補助単価が下がることになることから、全体で七百五十三万円減額の一千五百六万円を計上していること等によるものでございます。

七七ページ最下段になります。

同款、同項、十目農地費に四千三百三十三万九千円を計上しています。当初比較で四千四十八万八千円の増ですが、六月本予算比較では、前年度が七千七百六万六千円となり、逆に三千三百七十二万七千円、四三・八%の増額となっております。

主な要因は、七八ページをお開きください。

十九節負担金補助及び交付金、付記説明欄の負担金の一番目、県営中山間地域総合整備が二千百九十一万三千円減の三百六十万円となっていること、これは、これまで実施してきました県営中山間西之表地区が今年最終年度で終了いたしましたして、平成三十年から新たに県営中山間事業西之表創生地区がスタートをすることによるものでございます。

また、下から二つ目にあります農道網整備についても、前年とは事業量、事業箇所が変更となっていることから、一千五十四万八千円減額の百八十三万八千円となっていることなどによるものでございます。

八二ページをお開きください。

同款、三項水産業費、四目漁港建設費は、二千八百九十二万二千円の増で、二千九百八十八万一千円を計上しております。

主なものは、十三節委託料、付記説明欄、計画書作成は、新規事業で、国の漁港海岸堤防等老朽化対策緊急事業を活用いたしまして、能野、安城、湊海岸などの長寿命化対策の計画書を作成するもの、その下、測量設計は、同じく国の漁港水産物供給基盤機能保全事業を活用いたしまして、能野漁港の防波堤や物揚げ場等の測量設計を委託しようとする新規事業でございます。

八四ページをお開きください。

七款、一項商工費、四目観光費は、当初と比較いたしますと三千九十一万二千円の増といたしますけども、六月本予算との比較では

一千三百八十九万九千円、二五・九%の増というふうになってございます。

新規の事業といたしまして、十五節工事請負費、付記説明欄、W i・F i sポット整備事業は、浦田海水浴場におきまして、公衆無線LANアクセスポイント設置をし、来島者や島民の利便性を高めようとするものでございます。

前年度との予算増の主な要因については、八五ページを「らんく」  
ださい。

十九節負担金補助及び交付金の負担金の六番目、種子島観光協会  
一千二百十八万四千円となっております。昨年に引き続きまして、  
通常負担分に加えまして、有人国境離島法関連の地域社会維持推進  
交付金、種子島滞在型観光促進事業七百万円を計上しております。  
同じ負担金の三つ下になります。映画製作誘致一千万円は、種子島  
を舞台といたしました「ライフ・オン・ザ・ロングボード」の製  
作費の一部を負担するものでございます。

八六ページをお開きください。

同款、同項、五目産業創出費は、六千三百八十三万九千円増えま  
して、八千四百八十四万九千円となっております。六月本予算と比  
較をいたしましても六千六百六十二万一千円、二六五・三%の増とい  
うふうになります。

主な要因ですけれども、十九節負担金補助及び交付金の最下段、雇  
用機会拡充事業七千三百五十万円とあるのが、有人国境離島法の地

域社会維持推進交付金の雇用拡充事業で、雇用の拡大を伴う創業や  
設備投資に對しまして、国、県が十分の六、市が十分の一・五補助  
を行うもので、平成三十年度も八件の事業を見込んでおるところで  
ございます。

八七ページを「らんく」  
ださい。

八款土木費、二項道路橋梁費、一目道路橋梁総務費は、当初比較  
で四千九百四十六万三千円、六月本予算では四千四百八十四万三千  
円、一三二・七%の伸びとなっております。

主なものは、八八ページをお開きください。

十三節委託料の道路台帳整備であります。道路台帳の電子化を図  
り、道路情報の一元管理を行うことで、サービスの充実と業務の効  
率化を図ろうとする新規事業でございます。

同款、同項、二目道路橋梁維持費は、六月本予算比較で二千十二  
万八千円、二四%の増額です。

主なものは十三節委託料で、二百二十二万六千円増の一千七百六十  
一万五千円、平成三十年度は市道路面維持管理計画の策定や長寿命  
化計画に基づいた橋梁補修事業の測量設計等を行います。

また、十五節工事請負費は、前年より一千六百四十万円増えて五  
千四百三十万円を計上しております。社会資本整備総合交付金事業  
を活用した橋梁補修などを予定しております。

八九ページを「らんく」  
ださい。

同款、同項、三目道路新設改良費は、六月本予算が二億九千二十

九万一千円となっております、これと比較しますと六千三百八十五万七千円、二二%の減額となります。

主な要因は、十五節工事請負費で、減の一億一千九万七千円、本年度は社会資本整備総合交付金事業の西町上之原線、安城平松線、城上之原線などを予定しております。反対に、十三節委託料は、現和下之町石堂線の測量委託等によりまして、四千五百万二千円の増となっておりますでございます。

十九節負担金補助及び交付金の負担金、地方特定道路整備事業一千四百五十万円は、県道西之表南種子線の安城工区、伊関国上西之表港線の国上工区の道路工事の負担金であります。

なお、二項道路橋梁費の本年度計が四億八百九十三万八千円となっておりますが、前年度六月本予算が四億七千八百二十四円でございますまして、百一十一万四千円増とほぼ横ばいでございます。

九〇ページをお開きください。

同款、三項都市計画費、二目公園管理費は、前年度六月本予算と比較をいたしまして一千七百七十八万五千円、三〇%の減額というふうになっております。

九一ページをごらんください。

要因は、十五節工事請負費が一千九百万円減額となったことによるもので、本年度はあっぱらんの多目的グラウンドフェンスの取替え等を予定してございます。

同款、四項住宅費、一目住宅管理費は、前年六月本予算と比較を

いたしますと五千五百一十一万二千円、一一・二%の伸びとなりました。

主な要因は、九二ページをお開きください。  
十三節委託料の実施設計、施行管理業務などの委託、及び十五節工事請負費に住宅改修とありますが、本年度から、前年度策定をいたしました長寿命化計画に基づきまして、桜が丘住宅の改修工事に着手することから、増額となっております。

九三ページをごらんください。

同款、五項港湾費、二目港湾建設費は、前年度六月本予算で二千六百万円でしたので、五千二百万円、二〇〇%の伸びとなります。

昨年までは十九節の負担金のみでございましたけれども、平成三十二年度は、十三節委託料の計画書作成とありますが、これは国の港湾海岸堤防等老朽化対策緊急事業を活用いたしまして、浅川、大久保港の海岸保全施設長寿命化計画を策定しようとするもの、測量設計は、その下の十五節工事請負費、港湾改修（離島統合補助工事）で、立山港の防波堤補修を計画しておりますが、その測量設計を委託するものがございます。

九五ページをごらんください。

○議長（永田 章君）　ここで議長からお願いを申し上げます。  
正午となりましたが、一般会計まで終わらせたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

じゃあ、引き続き議案審議を行います。課長、お願いします。

○行政経営課長（神村弘二君） すみません、長くなりまして申しわけございません。

同款、同項、三目消防施設費でございますが、六千五百六十三万二千円を計上してございます。前年度の六月本予算が二千七百七十三万一千円となっております、比較をいたしますと四千三百九十万一千円、二〇二%を超える伸びとなっております。

十五節工事請負費では、市内二カ所への防火水槽の設置と一カ所の解体で二百四十万円を、十八節備品購入費では、榕城分団の水槽つきポンプ車及び立山分団の小型動力ポンプで四千二百三十四万一千円を計上していることによるものでございます。

同款、同項、四目災害対策費は、四千九十六万四千円で、前年度六月本予算と比較いたしますと、九百九十万八千円、三一・九%の伸びとなります。

九六ページをお開きください。

主な要因でございますが、十五節工事請負費に、新規事業となりますけれども、市内二十一カ所の緊急指定避難所及び拠点に、災害時の通信確保を目的といたしましてWi-Fiを設置しようとするものによるものでございます。

九八ページをお開きください。

十款教育費、一項教育総務費、四目外国青年招致費は、前年度より二・一四倍増えまして、一千百三十五万六千円を計上しております。これは、小学校の英語授業数の増加に伴いまして、外国語指導

助手を二名体制にするため、人件費等の増を行うものでございます。

一〇一ページをお開きいただきたいと思います。

同款、同項、十目学校給食費は、一千六百四十三万九千円を新規に計上いたしております。

これは、十九節負担金補助及び交付金の補助金でございまして、義務教育期間中の子供を二人以上養育する世帯に対しまして、第二子以降の給食費の無償化を図ろうとするもので、現在の試算では、小学校で三百四十一名、中学校で三十五名を予定しております。

一〇三ページをあらんください。

同款、三項中学校費、一目学校管理費は、一億二千二百七十一万八千円で、昨年度六月本予算と比較をいたしますと四千六十万円、五一・三%の増となっております。

一〇四ページをお開きください。

十三節委託料、付記説明欄下から二つ目に実施設計とあるのは、旧榕城中学校北側法面擁壁工事の実施設計を、その下、施行管理費につきましては、十五節工事請負費の中学校トイレ改修工事の施行管理業務委託というふうになります。工事請負費は、ほかに中学校のプールかさ上げ改修工事分も計上いたしております。昨年度との増額は、これらの要因によるものでございます。

一一一ページをお開きください。

同款、四項社会教育費、十目文化財保護費は、昨年六月本予算より二百八十九万一千円増の二千五十六万八千円を計上してございま

す。

市制施行六十周年関連で、郷土芸能フェスティバルや生け花展の開催、明治百五十周年記念事業として、地域振興事業を活用いたしました企画展や旧上妻家住宅の古文書修復等、八節報償費、十一節需用費の印刷製本費、十三節委託料等を増額というふうになってございます。

一一五ページをお開きください。

同款、五項保健体育費、五目体育施設管理費に、昨年の約一・五倍の三千五百一万九千円を計上しております。

増の要因は、十五節工事請負費一千二百六十万四千円で、本年度実施をされます全国離島交流中学生野球大会に合わせまして、安納の市営球場整備工事を行うとともに、老朽化が進み、緊急性の高い市営プールの改修を行うおとすものがございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

一二ページをお開きください。

一款市税につきましては、款全体で十四億二千三百六十六万八千円で、昨年より四千五百十四万円、三・三%の伸びを見込んでございます。伸び率はそれぞれでございますけれども、市たばこ税以外は前年度を上回る額の計上というふうになってございます。

一三ページをお開きください。

二款地方譲与税から一四ページの八款地方特例交付金までは、平成三十年年度の地方財政計画で示されました増減率及び平成二十八年

度の決算額をもとに計上しております。

九款、一項、一目地方交付税は、四十億六千九百九十四万八千円を計上しております。

普通交付税は、平成二十九年度の確定額をベースに、地方財政収支見通し及び補正係数等を考慮して試算をいたしており、特別交付税につきましては、平成二十九年度の決算見込みをもとに、ルール分と災害による減額を加味して試算をいたしております。

十一款分担金及び負担金、二項負担金、一目民生負担金は、五百五十七万一千円の増額とありますが、付記説明欄下段にありますように、本年から後期高齢者医療広域連合へ派遣する職員の人件費分でございます。

一五ページをお開きください。

十二款使用料及び手数料は、全体で一億六千九百六十一万五千円を計上しております。対前年度二百二十六万七千円の減となっておりますが、主に一六ページの六目土木使用料の公営住宅の調定見込み額の減によるものがございます。

一七ページの十三款国庫支出金から二五ページの県支出金までは、歳出の事務事業に見合う補助金等を計上しておりますけれども、土木費、農林水産業費、消防費等の国庫補助金や農林水産業費、商工費又は土木費の県補助金につきましては、前年度の骨格予算によりまして、前年度分が減額又は未計上となっているものがございます。

項同士で比較をいたしますと、一八ページになります。国庫負

担金が前年度六月本予算ベースで十一億五千八百四十七万九千円となりまして、一千六百四十七万円の減額となっております。

主な理由といたしましては、一目民生費国庫負担金、二節児童福祉費負担金の付記説明欄四段目、児童手当が一千二百三万八千円、その下、三節生活保護費負担金の生活保護費が六百五十四万四千円、それぞれ歳出に応じて減額となっているものがございます。

二項の国庫補助金です。二〇ページに計がございしますが、六月本予算で、六目の土木費国庫補助金が一億六千六十四万円と加わったことによりまして、前年度が三億二千百三万九千円となっております。して、差引き一千七百五十七万九千円の増額となっております。

要因は、一八ページの下段にございます。一目民生費国庫補助金の一節社会福祉費補助金において、臨時福祉給付金分等が七千九百四十万四千円の減額となっておりますけれども、逆に三目の教育費国庫補助金が、一九ページの七節公立学校施設等環境改善交付金の分と六目の土木費国庫補助金の三項港湾建設費補助金及び四節公営住宅建設費補助金等の増によりまして、土木費補助金で三千七百八十三万四千円の増額、また七目農林水産業費国庫補助金二千七百七十八万三千円、八目消費費国庫補助金一千九百八十八万六千円等が増になったことによる差引きでございます。

二三ページ、十四款県支出金、二項県補助金の計がございまして、六月本予算が四億一千百四十七万四千円、比較で五千八百万五千円の増となっております。

要因は、二一ページをお開きください。

一項総務費県補助金の六節総務費補助金、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の増によるものと、二二ページの四目農林水産業費県補助金の二節農業費補助金中、二三ページ一段目の鳥獣被害防止総合対策整備交付金が歳出に伴いまして二千万円の減額となっていること等によるものがございます。

二七ページをお開きください。

十六款、一項、一目寄附金は、二億一千円を計上しておりまして、一億三千万円の増となっております。ふるさと応援寄附金の見込み増に伴うものであります。

十七款繰入金、二項、一目基金繰入金に四億六千八百四十七万二千元を計上しております。前年度六月本予算との比較では、前年度が三億七千六百八十一万七千円となっております。九千六百六十五万五千円の増というふうになっております。

内訳では、特に減債基金が五千八百六十五万二千元、ふるさと応援寄附基金が前年度より六千八百八十三万三千円多く繰入れを行っているところと見られます。

なお、ふるさと応援寄附金の該当事業につきましては、財政係が作成をいたしました詳細明細書の中に記載をしております。参考にいらっしゃるだけだと思います。

二八ページをお開きください。

十九款諸収入、三項貸付金元利収入、四目地域総合整備資金貸付

金収入は、昨年より九百五十二万三千円増の二千三百八十二万六千円を計上しております。平成二十四年度に借入れました、せいざん病院分が本年度より返済額が倍になったことによるものでございませぬ。

三〇ページをお開きください。

最後に、二十款、一項市債につきまして、前年度六月本予算との比較について説明をいたします。

三目辺地債は、前年度三億一千二百五十万円で、比較をいたしますと、九千九百九十万円の減額。

三一ページをお開きください。

四目過疎債は、前年度予算が二億二千二百八十万円、比較をいたしますと、二千四百二十万円の減額。

三二ページをごらんください。

五目土木費は、前年度が二千八百十万円で、比較をしますと二百三十万円の増額、同じく八目消防費も前年がございませんでしたので、二千四百四十万円の増額となります。

一項市債での計ですが、七億四千七百八十三万三千円となりまして、前年度六月本予算では八億三千五百九十三万八千円となることから、比較をいたしますと、八千八百七十五万五千円の減額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、付託表のとおり、予算特別委員会に付託いたします。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時十五分ごろより再開いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第二六号 平成三十年西之表市国民健康保険特別会計  
予算

○議長（永田 章君） 議案審議を続行いたします。

次は、日程第二三、議案第二六号、平成三十年西之表市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年西之表市国民健康保険特別会計予算であります。

都道府県が国民健康保険財政運営の責任主体となる新制度に平成三十年から移行することに伴い、予算組みも大幅に変わっており、

款項目の新設、廃止や予算額の増減が大きい費目もあるところがございます。

また、昨年度までは当初予算編成時には不確定な要素も多いことから暫定的なものとして提案させていただいておりましたが、制度改正に伴い、県からの交付金額や県へ納める納付金額が示されていること等から、今回の当初予算がほぼ本予算ということになっております。

ただし、平成二十九年の所得がまだ確定しておりませんので、本賦課による税額の増減は、従前どおり六月補正時ということになります。

それでは、予算書条文をごらんください。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億九千三百万円と定めるものであります。

第二条は、地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入れの最高額を三億円と定めるものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書一二ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費には、健康保険課の給付担当職員六人、税務課の賦課徴収担当職員四人、計十人分の人件費や物件費のほかに電算処理委託料など、合わせて六千八百八万円を計上しております。昨年度と比較して九十七万四千円の減となっておりますが、これは一般管理費で計上しておりました医療費

適正化事業について、保険事業に移管したことが主な原因であります。

一四ページをお開きください。

二款保険給付費、一項療養諸費は、県が示す保険給付費等交付金の普通交付金の額に診査支払い手数料を加え計上しております。昨年度までは過去の療養給付費や被保険者数をもとに、本市独自で推計しておりましたが、制度改正により、県内の医療費動向や被保険者数の動向を踏まえ、県が普通交付金を算定することとなっております、普通交付金をもとに計上する方法に変更しております。

前年度と比較すると三千八百三十万八千円減少しておりますが、これは退職被保険者数の急激な減少や一般被保険者数の減少、医療費の推計において、一人当たり医療費の伸び率が近年小さくなってきていること等が主な要因でございます。

同款、二項高額療養諸費も同様に、普通交付金の額をもとに計上しており、対前年度比九百七十一万三千円減の二億三千五百七万円を計上しております。

この主な要因は、同様に、退職被保険者数の急激な減少、一般被保険者数の減少、医療費推計において一人当たり医療費の伸び率が近年小さくなってきていること等が主な要因でございます。

一五ページをごらんください。

同款、四項出産育児諸費、一目出産一時金は、過去五年間の実績から推計し、前年度に比べ百二十六万円減の一千九十二万円を計上

しております。

同款、五項、葬祭諸費、一目葬祭費は、過去五年間の実績及び平成二十九年度の見込みから推計しまして、前年度比十八万円減の八十二万円を計上しております。

三款国民健康保険事業費納付金は、市町村が都道府県に納める国民健康保険事業運営のための納付金で、制度改正により平成三十年から新たに創設されたものです。予算額は、県が示す納付金額を一目医療給付分として三億六千六百二十九万三千円、一六ページの二目後期高齢者支援等分として一億一千四百六十二万八千円、三目介護納付金分として四千八百九十九万一千円を計上しております。

これに関連しまして、従来、社会保険診療報酬支払基金に納入しておりました後期高齢者支援金等及び介護納付金等はなくなっているところがございます。

四款、一項、共同事業拠出金は、一目共同事業拠出金の千円を残り、保険財政共同安定化事業拠出金等については、制度改正の影響で廃目となっております。

一七ページにかけての五款、一項保健事業費、一目疾病予防費は、生活習慣病重症化予防対策事業に係る健診や人間ドック等施設設置料補助金など合わせて一千五十一万二千円を計上しております。

同項、二目医療費適正化費は、レセプト点検、看護師等による訪問指導、医療分析など、医療費適正化に関する経費一千二百二十八万一千円を計上しており、昨年度までは一款総務費で計上していたも

のでございます。

一八ページにかけての同款、二項、一目特定健康診査等事業費は、四十歳から七十四歳までの保険加入者を対象とした特定健診及び特定保健指導に係る費用で、一千七百二十六万七千円を計上しております。

六款、一項基金積立金、一目準備積立金は、二百六十五万八千円を計上しており、これにより平成三十年度末の基金残額は二千五百三十三万三千円となる見込みでございます。

一九ページをごらんください。

八款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、五目償還金には、平成二十九年度分の療養給付費国庫負担金等の精算分として一千七百一十四万一千円を計上しております。

九款、一項、一目予備費は、昨年度比二千八百七十一万三千七百六十五万二千円を計上しております。昨年度までは保険給付費の急激な伸びに対応するため、給付費の三%以上を計上しておりましたが、保険給付費については、県から交付される保険給付費等交付金の普通交付金により賄えることとなったため、減額をしております。

介護納付金、老人保健拠出金、前期高齢者納付金等及び次ページの後期高齢者支援金等につきましては、制度改正により廃款としております。

次に、歳入について御説明いたします。

七ページをお開きください。

一款、一項国民健康保険税は、過去三年の調定額、収納率、被保険者数の見込み等をもとに、昨年度比二億六百六十九万四千円減の三億七千七百七十一万一千円を計上しています。昨年度までの当初予算は暫定的なものでしたので、本予算である昨年度六月補正時と比較しますと、六千八百八十四万円の減少となっています。

これは、平成三十年度から賦課方式を三方式に変更し、資産割がなくなっていること、被保険者数が減少見込みであること、平成二十九年調定額の基礎となる所得が比較的高かったこと等が主な要因でございませう。

八ページをお開きください。

三款国庫支出金、一項国庫補助金の財政調整交付金は、制度改正により県が財政の責任主体となったことに伴い、廃目としておりませう。

同款の国庫負担金も、制度改正による廃項でございませう。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金、一節普通交付金は、県が保険給付費の推計により示した額をもとに、十五億七千三百十五万二千円を計上しております。二節特別交付金は、県の示す額及び過去の推計等から、五千四百七十一万一千円を計上しております。

同款の県負担金は、制度改正により廃項としております。

九ページをお開きください。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金は、法定内の繰入金として二億二千七百四十二万五千円を計上しております。内訳は付記説明欄のとおりでございませう。

七款、一項繰越金、一目前年度繰越金は、五千三百十五万八千円を計上しております。

一〇ページをごらんください。

八款諸収入、四項雑入、五目雑入は、対前年度比四百八十九万八千円減の八十一万円となっておりますが、これは、国民健康保険団体連合会積立資産返還金が平成二十九年までで返還終了となったことによるものでございませう。

療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び次ページの共同事業交付金は、制度改正により廃款としております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二七号 平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別

会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、議案第二七号、平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） 御説明いたします。

本案は、議案第二七号、平成三十年西之表市交通災害共済事業特別会計予算でございます。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百三十二万五千円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款、一項、一目事業費に二百二十七万七千円を計上してございます。

一節報酬及び九節旅費のうち費用弁償は、西之表市交通災害共済審査会に係るものでございます。四節共済費の社会保険料及び七節賃金は、共済加入業務のための臨時的雇用者に係るもので、月十五日雇用で三月分を見込んでございます。八節報償費は、共済掛金の取りまとめに係るものでございます。九節旅費のうち普通旅費は、出水市で開催予定の県下交通災害共済事務連絡会に出席するためのものでございます。十一節需用費のうち印刷製本費は、圧着はがき、いわゆる申込書の印刷に係る費用でございます。十九節負担金補助及び交付金は、共済見舞金となります。

二款、一項、一目基金積立金の一万四千円は、基金に積み立てる

もので、平成三十年度末における交通災害共済基金の残高は三千二百二十四千円になる見込みとなっております。

次に、歳入の主なものについて御説明をいたします。

五ページへお戻りください。

一款、一項、一目共済会費収入は二百三十一万円、会費納入加入者数七千二百人を見込んでございます。

二款、一項、一目利子及び配当金の一万三千円は、交通災害共済基金の運用利息となります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二八号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計

予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、議案第二八号、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 議案第二八号について御説明いたします。本案は、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計予算

についてでございます。

予算条文をお開きください。

第一条は、西之表市地方卸売市場特別会計予算の歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七万一千円とするものでございます。歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、昨年度より二万六千円減の四十五万九千円を計上してございます。

九節旅費は、各種研修会等の参加の九万四千円、十一節需用費は、一般施設部品など消耗品費四万円、施設管理費のための燃料費一万円、施設維持費のための修繕料五万円、計十万円でございます。十二節役務費は、浄化槽法定検査等手数料九千円、建物総合損害共済掛金の保険料七千円、計一万六千円、十三節委託料は、浄化槽維持管理に八万九千円、二十五節積立金は、地方卸売市場基金に八万円を積み立てて、二十八節繰出金は、一般会計に八万円を繰り出すものでございます。

この結果、市場基金の平成三十年末現在の見込みは、三百三十二万四千円となる見込みでございます。

続いて歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款使用料及び手数料、一項、一目使用料は、一節市場使用料で、面積割は三十五万五千円、売上高割が十万八千円で、前年より二万

七千円減額の四十六万三千円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第二九号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二六、議案第二九号、平成三

十年西之表市介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年西之表市介護保険特別会計予算であります。予算書条文をごらんください。

第一条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億一千二百万円と定めるものであります。

第二条は、地方自治法第二百三十五条の三第二項の規定による一時借入金（借入れの最高額を五千万円と定めるものであります）

予算の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書一〇ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、職員八名分の

人件費、物件費など合わせまして五千三百七十九万円を計上しております。

一六ページをごらんください。

同款、三項介護認定審査会費、一目認定審査事務負担金三千五百五十三万三千円は、介護認定審査業務を種子島地区広域事務組合に委託するための負担金でございます。

一二ページにかけての二款保険給付費、一項介護サービス等諸費は、第七期介護保険事業計画において見込んだサービスの種別ごとの給付見込み額をもとに、十六億六千五百四十八万二千円を計上しております。

一三ページにかけての同款、二項介護予防サービス等諸費も、第七期介護保険事業計画における給付見込み額をもとに、一千五百二十三万六千円を計上しております。

同款、四項高額介護サービス等諸費も、第七期計画における給付見込み額をもとに、四千五百五十二万一千円を計上しております。

一四ページをお開きください。

同款、五項特定入所者介護サービス等諸費も、第七期計画における給付見込み額をもとに、一億三百六十八万五千円を計上しております。

一五ページにかけての三款地域支援事業費、一項介護予防・生活支援サービス事業費は、対前年度比四百二十四万六千円減の八千五百四十四円を計上しております。

一六ページをお開きください。

同款、二項一般介護予防事業費には、元気度アップ・ポイント事業や入浴事業、地域サロンの推進などに係る経費一千九百十二万九千円を計上しております。

一七ページをごらんください。

同款、三項包括的支援事業任意事業費、一目地域包括支援センター運営事業費には、職員二名分の人件費、センター臨時職員の賃金、物件費など合わせて二千五百五十四万一千円を計上しております。

一八ページにかけての同款、二目任意事業費には、紙おむつの支給や家族介護手当の支給を行う家族介護継続支援事業、通報システムの設置及び管理事業など、一千四百九十七万四千円を計上しております。家族介護継続支援事業については、地域支援事業交付金対象外で、一般会計から繰入れで行う五百八十一万円を含んでおります。

四款、一項基金積立金、一目準備積立金は、前年度比三千五百三十三万八千円増の三千五百六十二万二千円を計上しております。増額の要因は、第七期介護保険事業計画において、平成三十年度から三カ年の介護保険料収納必要額をもとに保険料率を算定しており、各年度の必要額は増加見込みであることから、初年度における平成三十年度においては、余剰金が生じる見込みであることでございます。

次に、歳入について御説明いたします。  
七ページをお開きください。

一款、一項介護保険料、一目第一号被保険者保険料は、前年度比三千四百六十七万五千円増の三億四千八百六十六万六千円を計上しております。増額の主な要因は、被保険者の増加見込みや保険料率の引上げ等によるものでございます。

三款国庫支出金から次ページの五款県支出金につきましては、歳出で見込んだ給付費等にそれぞれ交付率を乗じて歳入額を計上しております。

七款繰入金、一項一般会計繰入金、一目介護給付費繰入金、二目地域支援事業繰入金総合事業及び三目地域支援事業繰入金総合事業以外の地域支援事業は、それぞれ交付率により算定した額を計上しております。

同款、同項、四目低所得者保険料軽減繰入金は、保険料第一段階の保険料率軽減分について、国からの補填に見合う額を計上しております。

同款、同項、五目その他一般会計繰入金、一節職員給与費及び二節事務費は、法定内の繰入金分を計上しております。三節家族介護継続支援事業自立支援分繰入金は、地域支援事業交付対象外のものについて一般会計からの繰入れで対応するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三〇号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特

別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二七、議案第三〇号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算であります。

予算書条文をごらんください。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千四百万円と定めるものであります。

主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

事項別明細書七ページをお願いします。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費は、職員二名分の人件費、物件費など九百九十二万七千円を計上しております。

八ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合からの通知により、保険基盤安定分担金及び保険料等負担金合わせて

二億四百七十五万七千円を計上しております。

三款保健事業費、一項健康保持増進事業費、一目健康診査費には、長寿健診対象者の受診券郵送料や健診委託料、健診データ管理システムの委託料など五百六十一万四千円を計上しております。

九ページをごらんください。

四款諸支出金、二項、一目繰出金は、人間ドッグ等費用に係るもので、百五万円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料、一目特別徴収保険料は七千九百八万三千円を、二目普通徴収保険料の現年度分四千三百三十八万八千円、滞納繰越分四十六万三千円を計上しております。

四款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金は、歳出一款総務費、歳出三款保健事業費に係る人件費や物件費などを一般会計から繰り入れるもので、一千四百二十四万五千円を計上しております。

同項、二目保険基盤安定繰入金八千三百八十八万七千円は、低所得者に係る保険料軽減分で、歳出二款、一項、一目の後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分担金に対応するものでございます。

六ページをお開きください。

六款諸収入、四項、一目雑入は、健康診査補助金及び人間ドッグ

に係る交付金など合わせて四百六十七万九千円を計上しております。以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三一号 平成三十四年度西之表市水道事業会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二八、議案第三一号、平成三

十四年度西之表市水道事業会計予算を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 上妻敏男君〕

○水道課長（上妻敏男君） 平成三十四年度西之表市水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は、業務の予定量です。

（一）給水件数は九万九千八百十六件で、前年度予定量から百二十件の減。（四）主要な建設改良事業は一億八千四百四十五万三千円で、四億九千三十四万一千円の減を予定しております。

第三条は、収益的収入及び支出の予定額です。

収入の事業収益を四億五千二百六十七万八千円、支出の事業費を四億四千七百一十一万五千円としております。

第四条は、資本的収入及び支出です。

収入合計を一億三千八百六十四万九千円、二ページをお開きください、支出合計を三億三千五百九十九万円と予定しております。

不足する額につきまして、一ページにお戻りください。

第四条の括弧書き、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額一億九千二百九十四万一千円は、過年度分損益勘定留保資金一億八千四百八十八万七千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額八百七十五万四千円で補填するものといたします。

第三条と第四条の内容につきましては、一七ページをお開きください。

第三条の収益的収入及び支出の執行計画書です。

収入の主なもの、一款事業収益、一項営業収益、一目給水収益の四億一千七十四千円で、前年度比百八十六万六千円の増となりますが、前年度決算比では〇・四％程度の減を予定しております。

二項営業外収益、一八ページをお開きください、二目他会計補助金は、総務省繰出し基準による経費で、一般会計からの繰入れです。

三目長期前受金戻し入れは、前年度比三百六十六万六千円の二千二百九十一万二千円を予定しております。主に補助金の増です。

五目消費税及び地方消費税還付金は、前年度決算見込みを踏まえ計上しております。

支出につきましては、一九ページ、一款事業費、一項営業費用、一目原水及び浄水費は、一億二千三十五万九千円を予定しております。

減額となりますのは、二十ページ、十六節委託料で、遠隔監視システムの整備を行うことから、電気計装設備点検分を減額いたします。

二一ページ、二目配水及び給水費は五千二百七十八万四千円で、増額の主なものは、二二ページ、十九節修繕費で、給配水施設の耐用年数を超えた施設が多くなり、その修繕に対応するためのものです。

四目業務費は二千九百八十六万円で、増の主なものは、二四ページ、十九節修繕費で、元号改正に伴う水道料金システムの改修を予定しております。

五目総係費は三千二百六十一万一千円で、増の主なものは、二五ページ、二十九節負担金の簡易水道事業負担金です。

六目減価償却費は一億五千八百七十九万六千円で、一千六百六十万三千円の減を予定しております。

二六ページ、二項営業外費用では、一目支払い利息の企業債利息が減となっております。

二目消費税及び地方消費税は、一千七百九十九千円の納付を予定しております。

二七ページからは第四条の資本的収入及び支出の執行計画書です。一款資本的収入、一項出資金は、総務省の繰出し基準に基づく一般会計出資金、統合簡易水道に要する経費で、増額となっております。

二項負担金は、一目工事負担金の県営事業に伴う送配水管移設補償費と二目他会計負担金の消火栓に要する経費で、能野地区の消火栓使用水量分の配水池設置に係る経費です。

三項企業債四千七百三十万円は、継続事業の国上、武部、深川地区に係るものです。

四項補助金、一目国庫補助金四千七百三十五万円は、継続事業三地区で、二目一般会計補助金はゼロです。

二八ページ、資本的支出の一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費の主なものは、五節工事請負費で、市道の改良や県営事業に伴う配水管布設替と継続事業の国上、武部、深川地区のほか、漏水事故率の高い配水管や第四配水池への送水管布設替など、一億六千百万円を予定しております。六節機械及び装置購入費では、送水ポンプやろ過ポンプの更新など一千六百二十五万三千円を予定しております。

二項企業債償還金は一億四千七百十三万七千円で、七百四十三万一千円の増額を予定しております。

二ページにお戻りください。

第五条は、起債の目的、限度額、起債の方法等を定めております。

第六条は、一時借入金の限度額を三億円と定めます。

第七条は、予定支出の各項の経費の流用については、営業費用と営業外費用のうち消費税及び地方消費税に限って流用できるものとします。

第八条は、議会の議決を経なければ流用できない経費で、その経費を職員給与費七千七百六十七万四千円と定めるものです。

第九条は、水道事業の経営基盤の強化を図るため、一般会計から補助を受ける額を一千二百三万四千円と定めるものです。

第十条は、棚卸資産の購入限度額を二百一万一千円と定めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第二九、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において本日まで受理した請願・陳情書は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

付託委員会欄のとおり、各常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） あす三月三日から四日まで休会です。三月

五日は午前十時から本会議を開きます。

日程は施政方針に対する質疑であります。

---

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後一時四十九分散会

本  
会  
議  
第  
三  
号  
（  
三  
月  
五  
日  
）

本会議第三号（三月五日）（月）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
 二番 小倉初男君  
 三番 竹下秀樹君  
 四番 永田章君  
 五番 木原幸四君  
 六番 川村孝則君  
 七番 和田香穂里さん  
 八番 河本幸男君  
 九番 鮫島市憲君  
 一〇番 中野周君  
 一一番 田添辰郎君  
 一二番 生田直弘君  
 一三番 橋口好文君  
 一四番 長野広美さん  
 一五番 渡辺道大君  
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君

◎議会事務局職員出席者

水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務所長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	福山隆一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年三月五日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 施政方針に対する質疑

七番 和田香穂里 議員

一二番 生田 直弘 議員

一五番 渡辺 道大 議員

一六番 橋口 美幸 議員

△施政方針に対する質疑

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、施政方針に対する質疑を行います。

発言は、別紙施政方針に対する質疑通告書の発言順位のとおり行います。

なお、質疑は簡潔にしてルールを遵守し、また、理事者の答弁に

つきましても、簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

初めに、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） おはようございます。和田香穂里でございます。

先般、第六次長期振興計画が策定され、八板市長の施政も二年目を迎えました。このたび示された施政方針は、八板市長を初めとする行政のこれからの西之表をつくるための重要な設計図として市民の注目を集めているところだと思っておりますので、施政方針に対する質疑通告書に基づいて質疑を行い、課題を明確にしていけたらと考えます。

まず、一番です。四ページ、下から六行目、「各地域の保育園や放課後児童クラブの充実を支援しながら」とありますが、充実とはいかなる状態を目指すのかをお示しいただきたいと思っております。

以下は質問者席にて行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

保育園や放課後児童クラブの充実とは、いかなる状態を目指すかという御質問であります。

保育所等につきましては、老朽化した施設の改修などを年次計画的に実施し、保育環境の整備を図ってまいります。また、市内七つ

の児童クラブにつきましては、支援員の確保や指導員のスキルアップの課題もあるかと思っておりますので、情報交換の場を積極的に設けるなどして、継続した運営の支援に努めてまいります。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、続いて二番です。

五ページ、上から八行目、「市民使節団の派遣」とありますが、

（一）使節団の規模、人数等はどれくらいを予定されているのでしょうか。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） 現在のところは、行政、議会、火縄銃保存会、児童・生徒など約十八名を想定してございますが、市民の中におきまして参加の意向のある方のお話もございますので、また今後、検討を進めてみたいと考えてございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは二番、（二）です。派遣時期をいつごろに設定しているのでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 現在、ポルトガル大使館に依頼をいたしまして、ヴィラ・ド・ビスポ市との仲介をしていただき、調整をしているところでございます。

時期につきましては、市の行事、それとヴィラ・ド・ビスポ市の意向等踏まえて、今後、正式に決定をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、二番の（三）です。使節団派遣の予算を幾らで計上しているのでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 前回の訪問をした時期が平成二十二年にございましたけれども、そのときの一人当たりの費用が三十五万円ということ、十八名を掛けまして六百三十万円ということになりますけれども、全額を執行するのかどうか、そういった執行のあり方も含めまして、あと、参加者の先ほどの調整も含めまして、詳しく決めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、三番です。五ページ、下から三行目、「移住定住については」、ここですね、「移住定住については、引き続き、情報発信を進め、空き家バンク等による住宅の確保に努め、移住定住者の増加を図ってまいります」とあります。

ここについて、（一）今年度の移住・定住の実績と過去五年間の推移をお聞かせください。

「地域支援課長 上妻誠一君」

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

地域支援課が把握している今年度の移住者の実績は、一月末現在で二十人でございます。平成二十五年度は五人、平成二十六年度は十六人、平成二十七年度は三十六人、平成二十八年度は二十三人となっております。昨年度は少し減っておりますが、年々増加傾向にあります。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは二番です。（二）住宅の確保とは何を指すのでしょうか。

○地域支援課長（上妻誠一君） 住宅の確保とは何を指すかとの御質問ですが、現在のところ、空き家バンク事業における賃貸住宅を移住定住者へ情報提供できるようにすることでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 次の質疑、四番に移る前にお願いがありません。これについては、施政方針、市長のお言葉だと考えますので、できる限り市長にお答えいただければとお願いいたします。

では四番、七ページ、上から四行目です。「構想実現の条件を整えてまいりたい」というふうにあります。この構想実現の条件とは何を指すのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

御質問の構想実現の条件ということでありませけれども、施政方針の、この前段のほうでも申し上げたところですが、地権者の理解や広域的な情報共有、それから市民の意見の反映を指しております。今回、馬毛島の活用計画案をお示したところでありませけれども、この計画が、市民の馬毛島に対する議論をさらに深めるためのきっかけにしていきたいと考えております。市民とともに本市のまちづくりを進めていく上で、大変意義深いことだと考えております。

今、本市がやるべきことは、馬毛島の問題を深く市民、住民に考えていただく、そうした取組みを進めていくことであると思っております。

それから、先ほど申し上げましたけれども、九九%の土地を保有しておられる地権者ですね、そのほかにもおりますけれども、地権者には、こうした馬毛島に係る活用について根気強く説明をし、我々の考え方を理解していただくという必要があるかと思えます。それがなければ、今回の馬毛島活用事業の効果的な展開は望めないと理解しております。

加えまして、馬毛島活用に係る事業については、幅広い市民の皆さんの御意見も伺いながら進めることが重要であり、皆様の後押しがあつて初めて現実味のある事業が可能になると思います。

さらに、また、議会の皆様の御理解、御協力をいただきながら、順序立てて条件を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは五番です。八ページ、下から五行目です。「反収向上の取組み」とありますが、（一）この取組みとは何を指すのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

さとうきびは、言うまでもなく本市の農業の基幹作物であります。製糖工場とともに、地域経済を支える重要な役割を担っております。しかし、昨年たび重なる台風の襲来、気象災害によって、生産量

が減少傾向にございます。こうした十分な原料の確保ができず、工場の操業率の低下する状況にあります。このようなことから、早急な生産回復を図り、農家経営の発展と工場の安定的操業を目指したいと考えております。

このほか詳細につきましては、担当課のほうからお答えをいたします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

主な取組みにつきましては、さとうきび栽培指針に基づく肥培管理の徹底はもとより、優良品種への転換を含め、優良種苗の供給、堆肥の投入等による土づくり、農作業受託組織の活用とあわせて営農用機械の導入による作業の効率化などを推進しているところでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、この反収向上について、数値目標があるのかどうかお聞かせください。

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

県のさとうきび増産計画において、平成三十七年度目標、十アール当たり七千四百キログラムを掲げております。平成三十年産につきましては、六千五百キロを目標に、関係機関・団体一体となって、着実な達成に努めてまいります。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、続いて六番にまいります。九ページ、上から六行目です。「特にシカについてはジビエの活用を検討してまいります」とあります。

それでは、（一）この検討とはどのようなものでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

シカによる農林業への被害は深刻でありまして、その対策として三つほど分けられるかと思いますが、まず捕獲駆除、それから被害防止の対策の推進、三つ目に捕獲したシカを地域資源として有効利用する、特産物として開発を考えるというものであります。この三つの対策がバランスよく実施されるためにはどうしたらいいか、そういう検討を進めているところであります。

その具体的な、詳細なものについては、担当課よりお答えをいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

平成二十九年度において、シカの利活用に係る調査を実施しました。屋久島の既存施設、新規施設、阿久根市の既存施設の現地調査、全国ジビエサミットに参加、日本ジビエ振興会による講演会、シカ肉を活用しました試食会等を実施し、情報収集を行ったところです。搬入処理加工、販売、廃棄物対策までを確実に責任を持って運営できる体制づくり、食肉処理施設整備にかかるコスト、健全運営するためのランニングコスト試算、食肉処理に従事する人材育成、販路開拓及び消費者の求める品質衛生管理など、クリアする課題が数

多くあります。

全国的に見ましても、行政支援に頼らざるを得ない施設が多く、また、ジビエ認証制度も始まることから、処理衛生基準の厳格が求められる状況であります。本市での可能性を探るには、先ほどの課題を一つずつ、確実に検証することが必要でないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは（二）ジビエ関連予算は、来年度当初予算、どのように計上されているでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

平成三十年度においては、まだ検討中のため、具体的な事業は未定でございますが、必要な場合は、鳥獣被害防止総合推進交付金の事業のメニューの一つとして対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それでは、続いて七番です。一〇ページ、下から七行目、「二〇二〇年の東京オリンピック関連での国のさまざまな整備事業にも注視し、西之表港周辺の整備や市民の皆様から要望のある電線地中化など、景観整備に向けた検討を進めます」とあります。

それでは、（一）です。東京オリンピック関連での国の整備事業で、特に想定されているものがあるのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

国は、オリンピックに関連しまして、平成二十八年十二月九日に成立した無電柱化の推進に関する法律の推進のため、無電柱化推進計画を策定中と見ております。この中におきまして、二〇二〇年に東京オリンピック・パラリンピックの競技大会が開催され、我が国の風景や町並みの映像が世界に発信される機会が増加することが見込まれますことから、センターコアエリア内の道路の無電柱化を推進することとしております。

この無電柱化の推進に関する目標において、防災、二つ目に安全円滑な交通確保、三つ目として景観形成・観光振興、四つ目にオリンピック・パラリンピック関連を掲げております。

本市におきましても、防災や景観形成、そして、観光振興を図るためにも、電線地中化などの推進に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） では、（二）です。ここにある西之表港の整備とは何を指すのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

西之表港の整備についてでありますけれども、現在、西之表港の中央地区の整備により、平成二十年度から、「飛鳥Ⅱ」ですとか「ばしふいつくびいなす」などの大型客船の寄港が実現しております。これによって、種子島の地域活性化の原動力といえますか、プラスチックになつていてと考えているところですか。

このような中で、東日本大震災を機に、防災対策が重要視されており、種子島は南海トラフ地震強化地域に指定され、岸壁の耐震化、あるいは緊急物資輸送確保に資する整備が必要となっており。

また、種子島カップヨットレースにおけるマリナーの整備、いわゆるヨットハーバーというようなものでも、そうしたものの整備の事業採択を考えているところであります。

○七番（和田香穂里さん） それでは八番です。一〇ページ、下から三行目です。「地場産品の振興については、産官学連携を活用し、新たな特産品の開発及び販路開拓を進めます」とあります。

（一）産官学連携の具体例をお示しくください。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

産官学連携の具体例ということでございますけれども、一次産品を活用した特産品開発を複数の大学、企業と実施しております。

具体的な施策につきましては、担当課のほうからお答えをいたします。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） 御説明いたします。

産官学連携の具体例につきましては、農業分野では、地場産品である安納いものブランド化を図るために、京都大学と行政、農業関係団体と連携したプロジェクトが進められております。また、水産分野では、水産資源の振興を図るために、トコブシ、アオリイカの

生息調査をそれぞれ、鹿児島大学や三重大学等と行政、種子島漁協と連携した取組みなどが行われております。

また、現在、心身の健康維持・増進を図るウエルネスツーリズム、健康増進旅行のような形なんです。そういったものを鹿児島大学と大病院の関連企業、行政、商工会、観光協会等と連携した中で、特産品開発にかかわる内容の提案もいただいているところでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） では、二番です。今も少しあったんですが、新たな特産品の開発とは何を指すのかお示しくください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

新たな特産品の開発につきましては、私の一年前の選挙での公約、マニフェストでもふれている部分がございますけれども、豊富な草資源で健康産業育成というふうな表現をしたと思いますが、その一つとして、薬膳料理の開発を進めてまいります。

具体的な取組みにつきましては、担当課のほうからお答えをいたします。

○経済観光課長（松元明和君） 御説明いたします。

新たな特産品としての薬膳料理の開発につきましては、先ほど説明しました大学及び大病院の医療系ベンチャー企業と連携しまして、心身の健康維持・増進を図るウエルネスツーリズムとして、島外の高所得、高級志向のある層をターゲットにした旅行ツアーを計

画しており、この中で、スポーツ等の運動とあわせて、地元食  
材を活用した健康食づくりを目的に薬膳料理の開発を行うこととし  
ております。

既に地元でもセミナーを開催するなどしていますが、今後、ツア  
ー主催者による商工会及び観光協会支部会員向けの説明会を開くな  
ど、地元の受入態勢づくりについて検討してまいりたいと考えてお  
ります。

また、薬膳料理とは別に、スーパー安納いもプロジェクトの中で、  
京都祇園の菓子会社等が大学と連携し、具体的に安納いもを活用し  
たレシピづくりを行っており、本市に提案していただけるような事  
業も構築しているところでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、三番です。販路開拓とは何  
を指すのかお示しく下さい。

○市長（八板俊輔君） 販路開拓についての御質問ですが、関係す  
る企業などのネットワークを通じた新規販路への展開といったもの  
を想定しております。

これも具体的な点につきましては、担当課のほうよりお答えをい  
たします。

○経済観光課長（松元明和君） 御説明いたします。

販路開拓につきましては、さまざまな大学との連携を通じて、か  
わりのある企業等に対する新たな特産品の取引、また金融機関等

の持つネットワークを活用した島外への販路開拓等を想定している  
ところでございます。

また、先ほどの薬膳料理など健康増進ツアーの中で、島に来ても  
らい、商品を提供する仕組みを構築することも販路開拓の一つであ  
ると考えているところでございます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、九番です。一ページ、一  
行目です。「訪日外国人旅行者確保に向けた取組みを推進し」とあ  
ります。（一）今年度の外国人旅行者の来島実績と経年比較をお示  
しく下さい。

○経済観光課長（松元明和君） 御説明いたします。

現在、経済観光課におきまして、市内宿泊事業者へ定期的に宿泊  
状況の調査を行っているところでありますが、平成二十八年度までの実績  
といたしましては、平成二十六年度が七十人、平成二十七年度が二  
百六十人、平成二十八年度が三百六十人となっている状況です。  
以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、二番です。「訪日外国人旅  
行者確保に向けた取組み」とは具体的に何を指すのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

訪日外国人旅行者確保に向けた取組みのことでありますけれども、  
特に、種子島の持つ歴史・文化等を活用し、訪日外国人旅行者の確  
保を進めていくことを考えております。

このほか、幾つか取組みを考えておりますけれども、具体的な観光施策については、担当課のほうからお答えをいたします。

○経済観光課長（松元明和君） 御説明いたします。

訪日外国人旅行者確保に向けた取組みにつきましては、今議会で上程いたしております当初予算にて計上させていただいておりますが、種子島滞在型観光促進事業の一つとして実施したいと考えております。

この事業は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用しており、アニメツーリズム、サイクルツーリズム、外国人観光客滞在型促進プロモーション事業を展開していく予定としております。

また、ユーチューブを活用しまして、本市の神社仏閣を英語で紹介する準備も整えております。また、先ほどありました薬膳料理、その中で、つくり方、メニュー、レシピ等をですね、英語訳をしたものをまたユーチューブのほうで掲載するなど、今後も、さまざまな視点で訪日外国人旅行者確保に向けた取組みを進めてまいります。以上です。

○七番（和田香穂里さん） では、続いて一〇番です。一二ページ、下から七行目です。「介護サービスの充実を図ってまいります」とあります。この介護サービスの充実とは何を指すのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

介護サービスの充実とは何かということでございますけれども、これは高齢者が住みなれた地域で自立した生活が送り続けられるよ

うにするために、事業所と高齢者支援協議会などが連携して、地域密着型サービスの充実、そして医療・介護、その他の多職種連携のもとに、地域で安心して生活が続けられるような在宅系サービスの充実などと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 続いて一一番、一三ページ、上から七行目です。「地域福祉の充実について」とありますが、この地域福祉とは何を指すのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり助けられたりするそういう関係、その仕組みをつくっていくことと理解しております。

これからのまちづくりは、子供から高齢者まで、住民の誰もが住みなれた地域での心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させることが求められております。

そのためには、さまざまな生活課題について、自助、共助、公助、公の公助の連携によって解決していこうとする取組みが必要だと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは最後、一二番になります。一五ページ、下から四行目です。ここに「道路台帳管理システムを導

入し」とあります。このシステムについて具体的な御説明をいただきたいと思えます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

道路台帳については、今まで紙ベースで管理していましたが、平成三十年度、新たに整備、電子化し、これを管理する道路台帳システムを導入します。

作業内容は、既存の道路台帳図をスキヤニングし、数値化します。そして、新たにMMS（モバイルマッピングシステム）搭載車両で、本市市道のほぼ全路線の道路周辺の三次元計測を行い、新規図面化、数値化するとともに、道路台帳調書をデータベース化し、そのデータを管理するGIS（地理情報システム）である道路台帳システムを導入します。

三次元計測システム、MMS（モバイルマッピングシステム）について簡単に説明しますと、GPS、データスキヤナ、カメラなどの機器を車両に搭載し、走行しながら建物、道路の形状、標識、ガードレール、マンホール等の道路周辺の三次元位置情報を高精度で効率的に取得することができるシステムです。この道路台帳システム導入により、道路台帳情報、敷地・境界確定情報等を一元管理することができるようになります。

また、各種検索機能を活用することで、災害時の対応を初め、住民や事業者への迅速で的確な対応ができるようになるほか、議会資

料や告示資料の作成の簡便化、交付税算定資料や国県統計、報告資料の作成もできますので、行政事務の効率化を図ることが期待できます。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、このシステム導入の予算がお幾らになるかを教えてください。

○建設課長（戸川信正君） お答えします。

道路台帳の委託料として四千三百二十万円を計上いたしております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 以上で私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で和田香穂里さんの質疑は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十時四十五分ごろより再開いたします。

午前十時三十一分休憩

午前十時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

施政方針に対する質疑を続行いたします。

次は、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） おはようございます。

それでは、八板市長の平成三十年度施政方針に対して質疑を行います。

まず最初に、九ページ、上から三行目から五行目、「有害鳥獣対策について、農業残渣処理の適正化など」とあります。この部分につきまして、農業残渣処理の適正化とは具体的に何かお尋ねします。以下は質問席からお尋ねします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農作物残渣処理の適正化とは何かということでございますけれども、最近、市民から、規格外の農産物と思われましても、そういったものの不法投棄が、野山への不法投棄がなされていることが相次いでおります。

この不法投棄を防止するために、家畜飼料としての供給及び圃場内でのすき込みをお願いするところでありまして、将来的には、粗飼料から、地域の未利用資源でありますでん粉かす、焼酎かす、飼料用稲との混ぜた混合飼料化を検討したいと考えております。以上です。

○一二番（生田直弘君） 今、具体的なお聞きしたんですけれども、適正化という点について、もう少し具体的にお願ひします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 適正化でございますけれども、現在でも、一部は、一部といたしますか、家畜飼料として、粗飼料として供給されておりますので、それをここ数年はお願いする必要があらうかなと考えております。

また、市長の答弁もありましたように、将来的にはですね、粗飼料、それと未利用資源でございますでん粉かす、それから焼酎かす、それとあわせて飼料用稲が生産拡大されておりますので、それを混ぜた混合飼料化を検討したいというところ。また、今、エネルギー化もなっておりますので、その芋を、またエネルギーにもできないかという検討も必要じゃなからうかと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） すいません、農作物の残渣の処理等については具体的にお聞きしたんですけど、適正化ということについて具体的にお聞きしたいんですけど。

○農林水産課長（園田博己君） すいません、答弁がちよつとちぐはぐになりました。

適正化につきましては、先ほど言いましたように、飼料用の供給とか、圃場でのすき込みが適正な処理でございますので、それに対しては、農家に協力をお願いしたいというところ。それから、市民からの寄せられた情報につきましては、そこに出向いていって、看板の設置等、関係各課と連携を図りながら不法投棄の防止に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） よろしいですか。

○一二番（生田直弘君） はい。ありがとうございます。

九ページの、続きまして上から七行目からですけれども、「畜産では」からですね、「和牛においては、好調な種子島産子牛を購入者へPRしながらですね、増頭推進、国の畜産クラスター事業を推進し支援してまいります」とありますけれども、一つ目、種子島産子牛を購入者へPR、増頭推進とは具体的に何をするのかお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

畜産につきましては、依然として好調な取引が続いております、昨年の第十一回全国和牛能力共進会において、鹿児島黒牛が日本の栄冠に輝いたところであります。

今後の本県及び本市畜産業界において、さらなる発展が期待されますので、この優位性を最大限に生かした積極的なPRによって、畜産振興に努めていきたいと考えております。

こうした中で、意欲的な生産者も増えておりますので、増頭の希望については、その希望を伺いながら、適正に支援してまいりたいということでもあります。

以上です。

○一二番（生田直弘君） すいません。もう少し、具体的に何をするのか聞いていますので、積極的にPRということなんですか

ども、その購入者へのPRのところは、積極的にPR、具体的に、すいません、もう少しお答えいただけますか。

○農林水産課長（園田博己君） 購入者へのPRについてでございますが、毎年、年初めに、子牛競りがございます。そのときに、種子島産子牛のPRのために、購買者との情報交換等を行っているところでございます。

また、あわせて各関係機関と連携いたしまして、優良種苗、精子の供給とか、そういうところで、種を持っているところに相談といいますが、購入のトップで、市長、農協長を初め、トップの方々に購入に行っていたというところと、あと、増頭の確保につきましては、子牛育成牛を導入し、増頭した場合、畜産農家に対して、増頭頭数に対しまして奨励金を支給しております。奨励金につきましては、一頭に対して四万円、市が二万、JAが二万円というような奨励金を交付しているところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

二番に移ります。国の畜産クラスター事業推進とは具体的に何をするのかお聞かせください。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

本事業は、国県の直接採択事業でございます。畜産農家と地域の畜産関係市が、クラスター、いわゆるブドウの房のように一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための畜産

クラスター計画に基づきまして、定められた地域の中心的な経営体の収益向上に必要な機械等のリース整備、また畜産環境問題への対応についての必要な施設整備等を支援するものでございます。

補助率は二分の一以内の補助事業でございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

すいません、クラスター事業の概要は説明いただいたんですけども、推進という点については、具体的に何をするのかお聞かせいただけますか。

○農林水産課長（園田博己君） 失礼しました。

このクラスター事業におきましては、直接採択事業というところでございますので、本市の予算は通りません。その関係上、事業主体につきましては、西之表市畜産クラスター協議会が実施計画者となりまして事業を実施しております。

なお、事業実施については、JA、農協や県の酪農協同組合になるかと思いますので、そういう方々と連携しながら、各中心となる経営体にこの事業推進を行っているというところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。よくわかりました。

三番移ります。「後継者の規模拡大を支援」とは具体的に何をするのかお聞かせください。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

畜産後継者、新規就農者の畜産の規模拡大に係る国県事業では対応できない小規模の畜産施設整備等や家畜導入についての助成金、先ほど説明しました導入資金に引き上げなどの助成金のプラスアルファなどの支援を行っている事業でございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

次の三番のところに移ります。一二ページでございます。上から一行目、「国民健康保険事業については」のところからでございますけれども、「事業の健全な運営に努めてまいります」とありますけれども、事業の健全な運営とは、具体的な定義は何かお聞かせください。

「健康保険課長（長野 望君）」

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

国民健康保険は、一会計年度単位で行う短期保険であり、各年度において収支が均衡していることが原則であることを踏まえれば、事業の健全な運営とは、簡単に申し上げれば、各年度において収支がマイナスにならないような運営を行うということでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

それでは二番ですね。健全かどうかの具体的な基準は何なんですか。お聞かせください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

鹿児島県国民健康保険運営方針のほうで赤字の定義がございました、決算補填目的の法定外一般会計の繰入額と繰り上げ充用金の増加額の合計が解消すべき赤字というふうに定義されているところでございますので、これが生じていない状態が健全な状態ということでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。

「健全な運営に努めてまいります」とありますので、そういうふうに理解しました。

四番です。一七ページに移ります。一番上ですね、教育・文化・スポーツのところからですが、**「教育委員会では、平成三十年代から四年間の新しい教育振興基本計画を策定し、これに基づいて教育振興に取り組んでまいります」と。**「本市の教育理念である、ひとりだちの教育を踏襲しながら、知の自立、心の自律、体の自立の三本の柱を立てて、知、徳、体、バランスのとれた子供たちを育成してまいります」とありますけれども、この知、徳、体、バランスのとれた子供たちとは、具体的な定義は何なんでしょうか。お聞かせください。

「学校教育課長 赤崎晃洋君」

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

知、徳、体のバランスのとれた子供たちの定義は何かというお尋

ねでございます。

人間を定義するというのはなかなか困難なことでありますが、あえて申し上げますならば、バランスのとれた状態というのは、外から物差しを当ててはかるものではなく、一人一人の児童・生徒がそれぞれの特性に応じて持っている能力を、知の分野、徳の分野、体の分野で十分開花させている状態といえるかと思えます。

大人になれば、自分の能力、特性、価値観に従って三つの分野を重点的に伸ばしていくわけでありますが、義務教育段階では、この三つの分野をバランスよく伸ばしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

すいません、ちよっと、一番そのバランスよく伸ばしていくことということなんですけれども、バランスのとれた子供たちということですよ。もう少し、この知、徳、体、ちよっとうまくつながらないんですが、もう少しその定義をわかりやすくお聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

知の分野、徳の分野、体の分野。これは、例えば、知の分野でありましたら、学力がまず一つ挙げられるかと思えます。学力だけでなく、さまざまな知の分野の、我々が育てていけない内容というのがあるわけでございます。

それから、徳の分野につきましては、心の教育、規範意識とかさまざまな道徳に係る分野を伸ばしていくという部分でございます。体の分野といえますのは、体力、それから運動能力、そういったものを含めまして、健康教育、食育、そういったものが含まれてくるかと考えます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

二番に移ります。このバランスのとれた子供たちの育成ということなんですけれども、具体的に何で確認するんでしょうか。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

バランスのとれた子供たちの育成について、具体的に何で確認するのかというお尋ねでございます。

直接的には、学習指導要領に定められた内容を偏りなく身につけているか、教師が一人一人の児童・生徒について、その習得状況を見届けることとなります。加えて、県や国が行う諸調査も参考となります。

議員も御承知のとおり、人間は自らのありようを自ら決定している存在であり、自らの価値を自らが決定していく存在でありますから、児童・生徒一人一人が、教科及び特別活動などの各領域において、自分の能力、特性を可能な限り伸ばしていくことが大切であると考えます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

今のお話はわかるんですけども、バランスのとれた子供たちの育成っていうものが、具体的に何で確認するのかなんですけれども、その方向性とかそのあり方とかがどうなるかについては、今、御説明いただいて、重々よく、非常にわかりやすかったですけれども、その部分については、自分自身が話していけるといふふうな、自分自身でつかんでいくものだというような方向でございますので、その分は何でバランスのとれているかどうかというのは確認するんですか。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

義務教育におきましては、学習指導要領に習得すべき内容が定められております。毎日の授業の中で、学校教育の活動の中で、そういった内容を身につけていくべく教育を進めているわけでございます。その中で、各教師が、どこまで今到達しているのか、どこでつまづいているのか、そういったところを一人一人の児童生徒に寄り添いながら、そこは確認して進めていくと、そういうことなるかと考えます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。

次の五に移ります。同じページ、一七ページでございますけれども、上から八行目から十一行目にかけてなんですが、「知の自立において」です。「学力の定着、外国語教育の充実、小規模」、ず

つとございました、最後は、「英語科の充実に取り組んでまいりませす」というところでございますけれども、この知の自立の具体的な定義と、その状態について、それは何なのかお聞かせください。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

知の自立の具体的な定義と状態は何かというお尋ねでございます。一言で言えば、将来、社会の中でたくましく自らの人生を切り開いていくことができるだけの知的能力ということになります。そのため義務教育段階でおこななければならないことは、学校の授業をしっかりと理解し、自ら考え、よりよく問題を解決していこうとする思考力、判断力を身につけることであります。

県や国が行う諸調査も参考になりますが、それぞれ特性を持った児童・生徒を一律に判断することはできないわけでありますから、大切なことはそれぞれの持つ能力、特性を最大限に伸ばすということであると考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 説明ありがとうございます。

一言、知の自立の一言で、知的能力ということです。もうちょっと、すいません、せっかくの機会ですので、もうちょっとお時間とって丁寧にご説明いただきたいんですけども。

知の自立ですよ、具体的な定義なんですけれども。ちょっとよくわからないな。自立って言ったときには、何を指しているんですかね。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） この知の自立につきましては、本市の教育理念であります「ひとりだちの教育」でございます。ひとりだち、子供たちはいつかしていかなければならないわけですけども、義務教育段階におきまして、このひとりだちをしていくために必要な学力、それから、そういった学力をつけていく段階で学ぶ喜びを知る、そして、ただ教えられるだけでなく、自分から、自ら興味を持って学習に向かっていく、そういった、先ほど自ら考え、よりよく問題を解決していこうとする思考力、判断力、こういった力を身につけさせて、社会に出してやると、そういうような意味合いでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） そしたら、今、おっしゃっていた、自ら興味を持って進んでいって、そういった思考力、判断力を身につけている状態のことであるというふうな整理でよろしいですか。

すいません、ちょっと思考力というようなことでしたので、状態のことをちょっとお聞きしたかったですけれども、そういった思考力があるというような状態であるというふうな整理しましたので、次に移ります。

六番移ります。一七ページの一二行目から十三行目のことです。

「心の自律」、ここの自律のところは「立つ」という字じゃなくて「律する」というところですけども、心の自律の具体的な定義と状態については何なのかお聞かせください。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

心の自律の具体的な定義と状態とは何かというお尋ねでございます。

心につきましては、自ら立つでなく、自ら律すると、御指摘のとおりしております。自分の生き方を自分で決定していく人生を生きていくこと、そして、その自ら決定した生き方が、人を傷つけるものではなく、自分を幸福に導き、かつ社会の役に立つものでなければならぬと考えております。

そのような人間に成長していくために、義務教育段階で身につけておかなければならないことは、誘惑に負けず、真つすぐに歩いていく正しい心、思いやりのある広い心、困難にぶつかってもくじけず乗り越えていく強い心、自分の生まれ育ったふるさとを愛し大切にする心等であろうかと考えております。

子供たちの豊かな心を育てるために、学校、家庭、地域が一体となつて見守り、育てていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。

七番に移ります。最後ですね。「体の自立」についてですけれども、「おいては、体力・運動能力の向上、健康教育の充実、食育の推進等に取り組んでまいります」というふうにありますけれども、体の自立ですね、体の自立の具体的な定義と状態についてお聞かせください。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

からだ、体の自立の具体的な定義と状態とは何かというお尋ねでございます。

これにつきましても、生涯にわたって健康な生活を送っていくために、それぞれの能力、特性に応じて体を鍛え、運動能力を磨いていくことが大切であると考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

すいません、もう少し、そこを。自立という点において、きちつとした定義をですね、誤解なく理解しておきたいもんですから、そのあたりについてお聞かせいただけますか。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

知の自立と同様でございますが、やはり、自立という言葉を三つの柱の中で使ったことにつきましては、やはりひとりだちの教育という理念がそのもとなつております。

子供たちが自分の能力を知り、自分の特性を知り、それを踏まえて精いっぱい自分を磨き鍛えながら、生涯にわたつてそういう喜びを知りながら、自分の理想、目標を追い求めていく、そういった姿をイメージしております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。非常によくわかりました。

非常に、ちょっと短い言葉がありましたので、そこをきちつと誤解なく理解したかったもんですから、ちよつとしつこいような質問になりましたけれども、他意は特にごさいませんので。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で生田直弘君の質疑は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時二十分ごろより再開いたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時二十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

施政方針に対する質疑を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 日本共産党議員団を代表いたしましたして、平成三十年度施政方針に対する質疑を行います。

二〇一八年度の政府予算は、全体で九十七兆七千二百二十八億円と、六年連続で過去最高となっておりますが、農林水産予算は、当初で五十億円減少の二十兆三千二十一億円と、三年連続で据え置きとなっております。しかし、前年度の比較からしても、農林水産予算は

減少傾向にあるようです。

安倍首相が、施政方針演説の中で、生産農業所得は過去十八年で最も高いと言っておりましたが、地域の農業においては、農業をやる方が増えたことによる生産力の低下、それが一時的な農産物の価格上昇を招いているのであり、地域の荒廃は進んでいる状態であります。競争力のない経営を置き去りにするような農政を改めて、規模の大きい、小さいにかかわらず安心して生産を続けられるように、国の支援が重要であります。

市長の施政方針の中でもあるように、さとうきびを初め多くの農産物が台風等の被害に遭われ、本市においても柔軟な支援策が求められます。

まず初めに、昨年より始まった有人国境離島特別措置法の雇用機会拡充による一次産業就業者の確保とありますが、どのような方法で確保を進めていくのかお答えをいただきたいと思っております。

以下は質問者席より行います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

一次産業における就業者、担い手の不足というものは、深刻なものがございます。

例えば、農業につきましては、就農者の高齢化と担い手不足で、就農者の確保が非常に困難になっている状況があります。これについては、援農隊、市の農業振興公社で雇用しております援農隊です

とか、そういうもの、それから、その他、可能性のあるものにつきましてですね、有人国境離島特別措置法の交付金等の活用にもらみながら、いろんな対策を講じていくということでありませう。

こうした点の具体的な詳細のことにつきましては、担当課のほうからお答えをいたします。

「経済観光課長 松元明和君」

○**経済観光課長（松元明和君）** 御説明いたします。

雇用機会拡充事業につきましては、特定有人国境離島地域における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的とし、また、雇用を伴う操業又は事業拡大を伴う民間事業者等に対して、その事業資金の一部を補助することで、雇用機会の拡充を図ろうとするものでございます。

平成二十九年度におきましては、事業採択が八事業所で、十七人の新たな雇用が見込まれております。その中で、農業分野におきましては、一事業所二名、将来的には四名の雇用を目指しているというところでございます。

一次産業における就業者の確保につきましては、島外からの人材も含め、雇用のマッチングが重要であると考えております。現在、この有人国境離島、雇用拡充事業を活用しながら企業誘致を進めておりますが、以前は企業誘致の企業活動の向上を主とした誘致が中心だったところだったんですが、現在は、地域の課題も相談し、社会貢献的な視点でも参加していただいているような状況でございます。

して、この企業誘致の中で、例えば種子島において、農業を希望する島外の若者の情報をいただき、モニタ的に来島いただき、具体的にはもう既に就農できるようなところに紹介をしたという事例もございますので、今後このような形で、企業誘致ともあわせ、雇用の確保のほうを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○**一五番（渡辺道大君）** 当然、一次産業というふうになっていきますので、農業、漁業、林業の各分野においてですね、確保の仕方というのも異なると思いますけれども、人口が減っていく中でこの人材確保というのがやっぱり大変だというふうにして思っていますので、働く場所、機会を増やしていくためにですね、県との連携、事業構築というものを今後、進めていただきたいと思っております。

次に、土地の利用についてということで、平成三十一年度から都市計画マスタープランの見直しとありますが、見直しの内容についてお答えをいただきたいと思っております。

「建設課長 戸川信正君」

○**建設課長（戸川信正君）** お答えいたします。

西之表市都市計画マスタープランは、平成十五年三月に、基準年を平成十五年、目標年を平成三十四年とした、二十年の中長期を見据えた計画になっています。この都市計画マスタープランの目標年が平成三十年であることから、この見直しに向けた都市計画基礎調査を平成三十一年度を実施し、その結果を踏まえて、平成三十二年

から平成三十三年に見直し業務を実施したいと考えております。

この都市計画マスタープランの役割は、まちづくりの指針として実現すべき都市の将来像、行政ビジョンとして、土地利用、都市施設及び市街地開発事業の先導、市街地整備の手法や各施設の優先度、住民ビジョンとして、地域ごとの将来のあるべき姿、課題、道路・公園等の計画等を定めるものです。

現在、休止状態になっている松原運動公園や街路中央線の方向性についても、この中で検討してまいりたいと考えてます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ぜひ、この土地の利用についてはですね、円滑に進んでいって、市民にも開かれた活用ができるように進めていっていただきたいと思えます。

次に、「地域づくり、各地域の芸能・文化・自然環境などさまざまな資源を活用しながら、地域の活性化」というふうにしてありますけれども、この資源の活用とは何かお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

地域の資源につきましては、地域それぞれの風土であり、自然の豊かさであり、そこに住む人の人情の豊かさであり、人とのつながりであったりいたします。

また、種子島の先人や先輩たちが築いた歴史、それと文化といったものも資源になり得ると思っております。そして、この土地や海

でできた産物があります。さとうきびや安納いもなどの農産物、トコブシやトビウオなどの海産物、黒糖焼酎等の加工品など、魅力となるものが多数この島には、西之表には存在していると思っております。

こうしたものを観光振興、あるいは交流人口の拡大、移住定住の促進につないでいきたいと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 了解いたしました。

次の移住定住のほうに進んでいきたいと思えますけれども、引き続き、情報発信を進めてですね、空き家バンク等による、この住宅の確保というふうにしてありますけれども、現在、この空き家バンクの件数というのがどのようになっているかお答えいただきたいと思えます。

「地域支援課長 上妻誠一君」

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

現在、空き家バンクに登録している件数は十三件でございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） それではですね、二番目の確保についてはですね、どのように進めていくかということをお答えいただきたいと思えます。

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

住宅の確保につきましては、主に空き家バンク事業をホームページ

ジや「市政の窓」等で周知を図りながら取り組んでいるところがございます。

本市には居住可能な空き家がありますので、貸しやすく借りやすい環境づくりを探りながら、一層、住宅確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） この空き家対策についてはですね、やはり、さきのこの議会報告会とかでも、市民からもありましたので、すね、空き家に対するさまざまな取組みというのを今後も進めていただきたいと思っております。

次に、平成三十年度からの西之表市農業振興公社において、水稻、WCS用稲、安納いもの育苗施設を改修し、農家の負担軽減というふうにしてありますけれども、この農家の負担軽減とは何かお答えをいただきたいと思えます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

島外からの需要の高い種子島産安納いもの販路拡大を図るに当たり、生産量の増が必須であります。高品質な安納いもの生産量を増やすためには、安納いもの優良苗、いわゆるバイオ苗が必要となります。現在、老朽化をしている育苗施設では、バイオ苗の育苗が困難であることから、これを改修することで苗床を増設しまして、より多くの優良苗を供給するものがございます。

このことによりまして、育苗作業の負担軽減が図られまして、あわせて優良苗の供給により、生産量が増加につながり、農家の所得向上が図られます。

なお、この事業につきましては、事業拡大に伴う雇用機会の拡充につながることから、特定有人国境離島地域社会維持交付金の雇用機会拡大事業補助金を活用してと考えております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） わかりました。

次に、多面的機能の支払交付金についての、地域の状況に即した農業振興地域農用地区域は、どのように見直しがされたのかお答えをいただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） お答えします。

平成二十九年の三月に、西之表市農業振興整備計画によりまして、多面的機能支払交付金の交付算定基礎の農用地区域面積が三千三百二十九ヘクタールから三千九百九十七ヘクタールに拡大いたしましたところでございます。

このことによりまして、多面的機能支払交付金の各活動組織における交付金の増額が見込まれますし、新規組織の増加につながると考えているところでございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） より地域に、状況に即したものになっていくというふうにして、今、ありましたので、地域を持続させてい

くためにも、進めていただきたいなというふうにして思っております。

次にですね、さとうきびの単収向上の取組みはですね、作業受託組織の育成など、持続可能な生産体制整備とは何かお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

本市の基幹作物でありますさとうきびは、についてでございますけれども、製糖工場とともに地域経済を支える重要な役割を担っているところであります。しかしながら、昨年の台風のたび重なる襲来等によって、生産量は減少傾向にあります。それと、また、糖度も上がらないという厳しい状況になっております。十分な原料の確保ができないために、工場の操業も短縮の見通しもなされているようなことになっております。

このようなことから、肥培管理の徹底はもとより、優良品種への転換も含めて、優良種苗の供給、それから堆肥の投入などによる土づくり、それから農作業受託組織の活用とあわせて、営農用機械の導入による作業の効率化なども推進していかねばなりません。

将来にわたって安定的な生産を実施できるように体制を整備して、生産拡大と向上の安定操業を図るために努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、私も製糖工場との懇談の中

でですね、生産者の高齢化が進んでいて、若手の担い手が遅れているということや、耕作面積の確保ということがありましたのでですね、このさまざまな生産体制の整備をですね、進めていただきたいなというふうにして思っております。

次に、漁業振興ですけれども、漁業の就業者数が年々減少し続けていてですね、担い手の確保も急がれていると思います。本市でもですね、漁業の支援策が重要なものというふうにして考えますが、輸送コストの支援や鮮度保持技術の研究とあります。この輸送コストの支援策とは何か、お答えをいただきたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） お答えします。

水産物の輸送コスト支援策につきましては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用しまして、鹿児島本土へ向けて出荷する鮮魚等の輸送及び輸送容器の輸入にかかる海上輸送コストの支援を考えております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） それでは、二番目の鮮度保持技術の研究導入というものをどのように進めていくかお答えをいただきたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

去る二月十七日に開催しました水産シンポジウムにおいて、研究機関による研修を行い、漁業者への技術の周知を図ったところでございます。

今後も、鮮度保持技術の研究に取り組んでいる研究機関、自治体、漁協等の既存情報の収集を行い、研究機関、種子島漁協と検討のもと、必要な施設整備等に関するコスト分析、技術効果の分析などを行いまして、漁業者が望む鮮度保持技術を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） やはりですね、本市においても、この漁業は農業と同じようにですね、基幹産業として位置づけられていると思いますので、漁業を続けられる支援策、あるいは新規就業者担い手確保などに、今後ですね、取り組んでいただきたいというふうにして思っております。

次にですね、「グリーンツーリズム事業の充実で、種子島北部の観光施設や環境整備を進め」とありますけれども、観光施設や環境整備の内容というものは何か、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

観光施設や環境の整備とは何かということですが、特に、浦田海水浴場を中心とした北部地域の整備を検討しております。

地元の国上校区の方や観光関係者の方から御意見を伺いながら、各種事業の活用を図り、具体的な整備を進めていくこととしております。

詳細につきましては、担当課のほうからお答えをいたします。

○経済観光課長（松元明和君） 御説明いたします。

種子島北部の観光施設や環境の整備につきましては、今議会で上程いたしました当初予算にて計上させていただいておりますが、平成三十年度は浦田海水浴場のWifiスポット整備と大原岬展望所の解体工事を予定しております。

また、平成二十九年第四回定例会の一般質問の際に説明しましたとおり、浦田海水浴場、キャンプ場整備を核とした種子島北部地域周遊環境整備として、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業に提案を行っているところです。この提案では、浦田海水浴場、キャンプ場を初め、奥神社のアカウの木周辺、ヘゴ自生群落周辺の三カ所の整備を盛り込んでおります。

そのほかに、喜志鹿崎灯台へのトイレ設置につきましても、県の地域振興事業に提案をしているところでございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、地元の要望に応じてですね、訪れた方や帰郷した方がですね、利用しやすい環境整備になるよう取り組んでいただきたいというふうにして思います。

次に、子育て支援についてですけども、子ども医療費の無料化がですね、高校生までに拡充されて、喜ばれております。さらに今年度ですね、この平成三十年度より、義務教育期間中の子供の二人以上を養育している世帯の第二子以降の給食費無料というふうにしてありますけれども、対象人数というものをどのくらいを見込んでいくかお答えをいただきたいと思えます。

「教委総務課長 福山隆一君」

○教委総務課長（福山隆一君） お答えいたします。

この制度により新たに給食費の無償化の対象となる人数につきましては、小学生が三百四十一人、中学生が三十五人、合計で三百七十六人程度というふうに推計をいたしております。

しかしながら、既に就学援助制度により給食費相当額の支給を受けている小学生が百五十八人、中学生が九十九人おりますことから、小学生で四百九十九人、中学生百三十四人、合計で六百三十三人程度が、実質、給食費の無償化の対象ということになるかと思えます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ぜひですね、県内でも進んだ取組みとなつておりますし、子育て世帯ですね、負担軽減となるようにですね、今後の運営についてもですね、幅広く検討をいただきたいと思えます。

次に、地域福祉の充実についてですけども、新設を予定している市民総合相談係で相談機能を集約し、個人や世帯が抱える複合的な困り事への対応や継続した支援の充実とありますけれども、これまでも市民からですね、寄せられていると思えます。この複合的なこの困り事というものはどのようなことか、お答えをいただきたいと思えます。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

複合的な困り事についてでございますが、債務の問題や子供の育成の問題、それから健康や就労の問題、DVや虐待など、個人又は世帯の中で連鎖的に発生する複数の困り事、これについて複合的な困り事という表現を用いているところでございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 理解をいたしましたので、次の、学校施設について、いきたいと思えます。

その限られた予算をですね、効率的に活用しながらというふうにしてありますけれども、計画的な施設整備の充実というものはどのようなことかお答えをいただきたいと思えます。

○教委総務課長（福山隆一君） お答えをいたします。

学校施設につきましては、校舎、体育館、プール、グラウンドなど補修・改修等を必要とする施設が多数ございます。応急的な修理につきましても、学校からの依頼を受け、実施をいたしておるところでございますが、大規模な修繕等につきましても、児童・生徒の安全面や学習活動で支障を来すものについて、国の補助制度を活用しながら整備を進めてきているところでございます。

国から早期の策定が求められております学校施設の長寿命化計画を平成三十二年度までに策定することとされておりますので、それに基づき、費用の平準化を図りながら、施設整備の充実を図ってまいりますというふうに考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 国の、その学校施設の整備費というものです。二〇一八年度の当初予算は前年度比でも減少傾向にありますので、大変厳しい財源での計画になるというふうにして思われますけれども、取組みについては進めていただきたいと思ひますし、今後はですね、国にこの予算の増額とか、改善を求めていくことが議会側のほうでも必要なところではないかというふうにして思ひつております。

次にですね、社会体育についてですけども、市民がいつでも気軽にスポーツレクリエーションに親しめるように、さまざまな施設の有効活用というふうにしてありますけれども、どのような有効的な利活用ができるかお答えをいただきたいと思ひます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

体育施設の有効な利活用のところでありますけれども、これは先ほどの御質問の中で、建設課長のほうから、マスタープランのことに触れてもりましたが、それとも関連してくることにありますけれども、市営グラウンド、それから市民体育館、市営プール等の社会体育施設については、市民が利用しやすい施設として開放しているところがございます。

この市の有する体育施設につきましては、施設の整備を進めながら、広く市民の利用に供するとともに、島外からのイベント、あるいは合宿等の誘致を進め、有効な利活用を図ってまいりたいと思ひます。

ております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 最後にですね、効果的かつ効率的な行政運営を図り、より健全な財政状況をつくるため、「ひと」「もの」「かね」「情報」の経営資源を適切に配置というふうにしてありますけれども、四つのこの経営資源というものは何かお答えをいただきたいと思ひます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

「ひと」「もの」「かね」「情報」ということですが、「ひと」に関しては、職員あるいは市役所で働いている人について言ったほうがいいのかもありません。あるいは組織体。

「もの」に関しては、財産なんですけれども、主に動産、不動産を中心にした財産です。それと、形を変えます施設ということにもなりますので、施設関係も「もの」ということになるかと思ひます。

あと「かね」ですけれども、端的に言いましたら予算もそうなんですけれども、財産の中の一部には入るんですけれども、債権ということもその一部に入るのかなと思ひます。

あと「情報」でございますけれども、日常活動を行っているときのデータですとか統計情報、あるいは計画とかですね、広報ですね、広報に関しましても、情報的な考え方をさせていただきます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 以上で私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質疑は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

施政方針に対する質疑を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） こんにちは。

通告に従いまして質疑をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、市長が施政方針で述べましたまちづくりについてお聞きしたいと思います。本市のまちづくりは、これまでも議会でも特別委員会も設定し、これから、そしてこれまでも、重要な柱として位置づけていくかなめの一つであると思っております。そして、また地域の発展のかなめでもあります。

まず、市長が述べておられます、四ページ五行目の「港町再生を目指して、中心的な施設や周辺商店街、地域の景観や機能回復について」などと述べておられます。まず、中心的な施設についての質疑をしたいと思います。

あとは質問者席で伺います。よろしく願います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

港町再生につきましては、古くから交易の中継地として港町が形成されてきたというのが、本市の歴史上の特徴でございます。そこを中心に、人や物が集まる機能も備えた港湾都市として、活気ある港町への再生を図ることを目指すものであります。

中心的な施設ということですが、これを含めまして、具体的な整備計画の検討にはまだ至っておりませんけれども、これまで前市長のもとでも議論されてきた中心拠点施設の計画や、それからにぎわい創出の取組みも踏まえながら、より発展的に検討していくため、今年度は、庁内の関係課で関連する計画や取組みについての課題の整理を行ってまいります。

そして、商工会の関係者を中心にしたにぎわい創出実行委員会において、港町再生のコンセプトを絞り込むアンケート調査を実施し、今後の検討材料を整理してきたところであります。

今回のアンケート調査でも、島内外の方を対象にした簡易な調査でありますけれども、中心的な施設については、港町再生に必要な

ものとして、情報が集まっている拠点、食を楽しむ場所、その土地を知れてゆつくり過ごせる場所を望む声が多くありました。

こうした結果からも、西之表港周辺を入り口として、市内や種子島全体を結ぶ中心的な施設の必要性は高いと感じております。施設の機能につきましても、これまでの議論を踏まえながら、改めて関係機関や市民の皆さんの御意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） もうちよつと具体的にお聞きしたいんですけど、その中心的な施設というのは、今ある施設ではないということでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 今ある施設を再利用することが可能であれば、そうですけれども、見当てるものはございませんので、新たに考えていかなければならないかなと思っております。

○一六番（橋口美幸さん） 次の質問に移りますが、そういう新たな施設というお答えでした。そういう、その同じ文面の中で、「歴史や文化などの資源を活用します」という文章が前にあります。その前文のこの意味と、高等教育機関の設置可能性ということとは関連があるのか、あるとすればどのような関連なのかを教えてください。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

歴史・文化などの資源活用につきましては、港町再生を目指して

中心的な施設や周辺商店街、地域の景観や機能回復の手段としての活用方針を示しております。

高等教育機関の設置の可能性についても、そのことで人の流れをつくり、商工業の振興に資するという視点を述べているところであります。

直接的な結びつきはありませんけれども、例えば立地ですとか、あるいは学校創立の精神的なものとかがですね、そういう点で、歴史的、文化的な観点を忘れないで。地域の商店街、商工業の振興のための高等教育機関の手段となり得るといような考え方、位置づけをしております。

○一六番（橋口美幸さん） もう一つ教えてください。高等教育機関というのは、どのような職種なのかというのは、どういうふうには計画は立てられてるんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 職種と言われましたが、学科のことではなかるうかなと思いますけれども、これまで公立短大の形で看護学科ですとか、あるいはロケットの島ですので、宇宙関連の学科は可能ではないか、その辺のところ、まだほかにも可能性があれば探ってみりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

では、四ページ、下から六行目の質問に移りたいと思います。この一番の放課後児童クラブの充実と支援については、先ほど、同僚議員の質問でお答えいただいたので、二番の「夫婦が働きながら子

育てのできる社会の実現」というふう述べておられます。このことを、具体的にどういふことなのかを教えてください。

○市長（八板俊輔君） 御説明いたします。

働きながら子育てをすることでの最大の課題は、子供を預かってくれるところがあるかということだろうと思います。本市におきましては、おおむね第一希望の施設への入園が可能となっております。待機児童はおりませんが、働き方が多様化する中で、休日や夜間の預かり、それから病児・病後児保育の要望もあるところで、保育士の確保等の課題がございます。今後、この保育士の確保という課題を継続した課題として認識しております。

小学校の放課後の預かりにつきましては、各校区や法人などの御協力によって環境が整ってまいりました。今後は、放課後児童クラブのない校区について、地域の声を聞きながら、開設の可能性を探ってまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 病児・病後児保育を想定してらっしゃるといふことで、保育士の確保ができれば、これは実現できるといふ理解の仕方よろしいでしょうか。

○議長（永田 章君） 次に進んでください。質問に入りました。

○一六番（橋口美幸さん） はい。計画があるというふうにお聞きしたいと思つたんですが、次に質問を進めたいと思います。今後の課題として残したいと思ひます。

次に、四ページ、下から三行目なんですが、「老朽化の進行と更

新のあり方が」といふ文脈で、「施設ごとの長寿命化計画を策定し、効率的な改修・統合を進め、快適な生活環境の整備に力を注ぎます」といふ文脈なんですけれども、快適な生活環境の整備とは何を指しているのかをお伺いしたいと思ひます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

快適な生活環境の整備につきましては、第六次長期振興計画のくらし分野の一施策に位置づけられています。具体的には、市営住宅や道路、橋梁、港湾、漁港、都市計画などの整備を推進するとともに、ストックの有効活用、施設の長寿命化を図り、効率的な維持管理を推進します。

また、水道事業の安定供給を図るとともに、河川や海域の水質を保全し、汚水処理人口普及率の向上を図るため、合併浄化槽の設置推進や下水処理施設のあり方についても検討いたします。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。そこも含めて、汚水処理も含まれているという認識をいたしました。

続きまして、六ページ、下から四行目に入りたいと思ひます。利活用の案として、馬毛島の問題についてなんですけれども、この馬毛島の利活用の案としては、まず、宇宙往還機の着陸場など宇宙関連事業での活用というのがまず初めにありますので、この宇宙往還機の着陸場などの宇宙関連事業での活用ということは、どうい

ことを想定するのをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

馬毛島に係る利活用計画での宇宙関連事業とは、活用とは何かということでありますけれども、庁内の検討チームにおいて、国策による活用がベストではないかとの視点から、種子島になじみの深い宇宙関連事業で検討を進めたところであります。

現在でも、鹿児島県宇宙開発促進協議会においては、国等へ宇宙往還機開発の推進と実用段階における宇宙往還機着陸場の馬毛島への建設について、要望活動を行っております。

また、県議会でも、宇宙開発など、近未来技術特区の実現での研究機関や関連企業の誘致について、種子島への誘致の実現性の質疑がなされており、県としては、特区制度に係る国の動向も踏まえながら、種子島地域も含め、積極的な研究機関の誘致に取り組んでいきたい旨を回答している状況でございます。

活用案の具体的な展開につきましては今後の検討となりますけれども、国におきましては、昨年六月に、内閣府が所管いたします宇宙政策委員会の中で、宇宙基本計画の中間取りまとめとしまして、宇宙基本計画を策定していくことや再使用型宇宙輸送システムの実験について、平成二十九年度に小型実験機の準備を行い、平成三十年度には飛行実験を実施して、H3ロケット等の次の宇宙輸送技術構築に向けた課題等の整理を行うとしております。

そういった動向も注視しながら活用検討を進めるとともに、県や

熊毛の各種広域協議会と連携して、各所への要請活動等にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 今、県議会でもそういう質疑がありますということをお答えいただいたんですが、県議会の特区制度という課題として、今、議論されているという理解でよろしいでしょうか。

〔行政経営課長 神村弘二君〕

○行政経営課長（神村弘二君） 今、市長が説明をいたしましたけれども、県議会の部分については、昨年の三月の議会の中で、松里県議の質問に対して、知事が答えられている内容だということでございます。その中で、こういうふうな回答をしておりますので、そういう可能性については、県が検討を始めているというような御理解をいただければと思います。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

次に進みたいと思います。七ページに入ります。七ページの下から九行目ですが、「農業分野では」というふうにあります。「農地中間管理事業を活用し」という文面があります。具体的な事業とはどのように活用するののかという質疑をしたいと思っております。お願いします。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

農地中間管理事業は、農地の所有者と耕作者の間に、農地中間管理機構、いわゆる県の地域振興公社が仲介をしまして、農地を貸借する事業でございます。

所有者と公社、公社と耕作者が貸借契約を結びます。通常、耕作者が高齢で農業をやめる場合、農地の所有者が次の耕作者を探さなければなくなり、時間がかかることが多く、農地が荒れてしまうというところが想定されています。そこで、農地中間管理事業を活用すれば、公社が仲介しているため、農業委員会の連携によります耕作者のデータを持っており、農地が荒れる前に、次の耕作者が見つめることができる。結果、耕作放棄地の発生の予防につながりますというところでございます。

このことは、農業経営の規模拡大、また集団化、あと、新たな農業経営をしようとするものの参入を促進することになりまして、農地の利用の効率化につながる。この事業を活用したいと考えているところでございます。

また、この制度を活用しますと、国の制度で、貸し借りの間で賃借料以外に協力金という制度もございますので、そういう制度も活用できるというところで、中間管理事業を活用したいと考えています。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 丁寧な説明、ありがとうございます。

次に、進みたいと思います。七ページ、下から三行目に入ります。が、「意欲のある新規就農者には、引き続き農業次世代人材投資資金や新規就農定着促進事業で支援をする」と。「支援をし」というふうにありますけれども、これも同じく新規就農定着促進事業とはどういうものなのかをお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） お答えします。

新規就農定着事業でございますが、これはもう数年来、実施している事業でございますけれども、新規就農者の経営が不安定な農業初期の経済的負担を軽減するために、就農直後の農業用機械の導入や施設の整備に対しまして二分の一の助成、上限がございますが、五十万円の、を行う市の単独事業でございます。平成二十九年度は、平成三十年二月時点で一名が事業を活用しております。

助成の対象となるものにつきましては、認定新規就農者の認定後一年以内、または種子島営農大学校を卒業して一年以内の新規就農者であります。対象者につきましては、市から個別に事業の活用を推奨しているところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） よろしくお願ひします。

新規就農促進事業、経営が不安定な人に対応するというところでございましたけれども、これは申告なんでしょうか。それとも、どうということなんでしょうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） ちょっと私の説明がちょっと不十

分だったかなというところですが、新規就農者につきましては、初めて農業に就農したというところがございます。最初から経営が確実にうまくいくという方はほとんどおりませんので、経営が不安定な就農初期に対して、市単独でこの事業を活用して、経営安定を図っていただきたいという事業でございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） では、八ページ、下から二行目に移りたいと思います。園芸作物のことなんですけれども、「園芸作物等につきましては、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用して、輸送費の支援を図ります」とありますが、これまでもそういう制度は活用してりましたが、どのようなことなのかを、また具体的にお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えします。

平成二十九年度同様、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用しまして、農産物の輸送費支援を行うものでございます。品目の選定につきましては、平成二十九年度同様、生産量の多い青果用さつまいも、バレイショ、豆類、茶を計画しております。なお、補助率につきましては十分の八でございます。

また、新規品目の追加につきましては、平成三十年度中に検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） その補助率十分の一というのも変わら

ないということでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 確認でございます。十分の八でございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 失礼しました。

次、一〇ページ、下から三行目に行きたいと思っております。地場産品の振興について、すいません、こちらは先ほどの同僚議員とダブっておりますので飛ばしたいと思っております。

次にいききたいと思っております。一一ページ、上から九行目、「多様な働き方」とあります。多様な働き方を推進するということはどのようなことなのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

国が示しております働き方の改革のあり方というのもありますけれども、本市の実態を踏まえた中で、働き方の課題を解決していきたいと考えております。

そのような中で、施政方針でも述べてまいりましたけれども、関係機関とも連携して、広報やセミナーなどの強化などを実施してまいります。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 多様な働き方と、国が示すのはちょっと違うような答弁だったと思いますが、本市の実態とはどのようなことなんでしょうか。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） 御説明いたします。

先ほどの国が示した改革のあり方と申しますのは、二〇一七年三月に、働き方改革実行計画というものが国の政府計画として示されております。

この本市の実態を踏まえた中でという説明につきましては、この国が示した働き方のそのガイドラインに基づく中で、特にまた、この離島でありますとか、本市のその部分に特にかかわりのあるような、そのようなものを指しております。

例えばですけれども、テレワーク、働き方の時間や場所などを全く今までどおり枠にはめないというような考え方もあるんですけども、そのような考え方を持つと、逆に、例えば企業誘致につながってきたりとか、今、九項目ぐらいそのガイドラインの中で示されておりますが、それぞれの部分のところで多面的にいろいろ考えていかなければいけないところはあるんですが、その中でも特に本市の部分のところに通じるところは、重点的に考えていかなければいけないというふうな考えているところです。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 今、説明がありましたけれども、二番の、「多様な働き方を推進するための広報やセミナーを行う」というふうにも書いてありますので、この対象者をどのように想定しているのかをお伺いしたいと思います。

○経済観光課長（松元明和君） 御説明いたします。

多様な働き方を推進するための広報やセミナー等の対象者につきましては、まず、働き方改革の目指すものについて理解していただくために、例えば鹿児島県ですと、鹿児島労働局のホームページですとか、鹿児島労働局がセミナーを実施したりするなどして、広く県民、市民の方にも理解をしていただくような機会を設けております。

そのような中で、我々もそういった指針というものを、また広く広報紙などを活用しながらですね、周知を図っていくというふうな考えております。

また、事業者に通ずるところもございますので、その分につきましては、地元のハローワーク、商工会とも連携を図りながら、市内の事業者を対象にしたセミナー等を実施していきたいというふうな考えています。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） では、大体、理解をいたしました。

次に、移りたいと思います。一二ページの保険税収入の確保、国の健全な財政運営のところでもあります。これ、先ほども同僚議員の質疑にもあったんですけれども、もう一回、事業の健全な運営とはどのようなことを言っているのかをもう一回お答えください。お願いします。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

事業の健全な運営とは、各年度において収支がマイナスにならないような運営というところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 収支がマイナスにならないような健全な運営ということで理解しましたが、収支がマイナスにならないのが健全な運営だということの状況というのが、どういう状況でつくられるのかっていうのは、すいません。じゃあ、これはよろしいです。

次に進みたいと思います。一二ページ、上から八行目にいきいたいと思います。一二ページ、上から八行目ですが、「市民が住みなれた地域で自立した生活が続けられるように、健康で元気な高齢者の増加、地域ぐるみで高齢者を支える体制づくり」ということがあります。介護サービスの充実、これも先ほど、ちよつとダブってはおりますが、どのようなことだったか、充実についてお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） 先ほど市長が答弁されたとおりにでございますが、高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送り続けられるために、事業所と高齢者協議会などの地域が連携した地域密着型サービス、その充実及び医療・介護その他の多職種連携のもとで地域で安心した生活が続けられるよう、在宅系のサービス、これらの充実などございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 連携の課題についてお伺いをしたいと思いますすがいかがでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） 連携についてですけれども、今、事業所の地域密着型のデイサービスとかを行っているところでは、地域の高齢者協議会と定期的な形で会合を持って、連携を進めているところでございます。

その中でいろいろ出てくるわけでございます。地域の中でこうしたほうがいいのか、そういったのがありますので、そういったところを一つ一つクリアして、充実させていくというようなふうに考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 次の一二番に進みたいと思います。一三ページ、上から四行目になりますが、「障害者自らが望む地域生活を支援するための」という項目があります。この項目について、種子島地区自立支援協議会に参画する支援事業者や団体との情報共有、連携をどのように図るということをお伺いしたいと思います。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

種子島地区自立支援協議会についてでございますが、専門部会として相談支援部会、くらし部会、はたらく部会、こども部会がございますが、協議会は年二回、専門部会は二回から三回の頻度で開催

されております。会議には、支援事業所、医療機関、当事者団体など多くの関係機関とともに、熊毛支庁や一市二町の行政からも、障害福祉担当職員、療育支援担当職員、保健師等が参加をして、事例検討など議論を重ねているところでございます。

会議に参加することで、支援に携わる人と人とのネットワークが充実をし、緊急時の対応や支援困難なケースにも相互に連携して対応することが可能となっていると思っております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 横の連携がとても大事だと思います。

そういう意味では、ネットワークが充実されるのではないかと期待をしております。

一三番に移りたいと思います。一三ページ、上から八行目なんですけど、組織再編の中で充実を図るということがうたつてあります。市民総合相談係とは、今後、何人体制で対応するのかをお伺いしたいと思っております。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

相談員の体制としましては、消費生活相談員一名、家庭児童相談員一名、あわせまして、現在、社会福祉協議会で生活困窮者自立支援を担当しております主任相談員一名、就労支援員一名の四名体制となります。また、現在、包括支援係に配属をされております生活支援コーディネーター二名と行政職員を含めると、合わせて七名程度の職員体制になるかと思っております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） もう一点、二番目の地域の課題の掘り起こしということが課題とありますが、この体制の、七名の体制の人たちが中心になって、あらゆる活動をするということになるのかどうかということをお伺いしたいと思います。地域に出かけていくのかどうかということも含めましてお願いします。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 次の質問の地域の課題の掘り起こしというところの御質問でよろしいでしょうか。

○一六番（橋口美幸さん） はい。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明をいたします。

市民総合相談係では、相談を受けるだけではなくて、積極的に地域に向いていきまして、子供の貧困やひとり暮らしの高齢者、障害者など、個人の置かれている環境の把握にも取り組む予定でございます。

七名全員がその地域に出ていくのかどうかというのはですね、状況に応じて、今後、検討していく、その動き方についても、今後、組織の動かし方というものをですね、整理をしていく必要があります。そして、その際に、出ていった場合に、地域の課題というものもお聞きすることになるかと思っておりますので、そういったことに対して、庁内連携をして対応していくということでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。相談係の充実

を、ぜひ、ここでもですね、大事な課題だと思しますので、期待したいと思います。

最後になりますが、一七ページ、下から三行目になります。「食育の推進に取り組んでまいります」というふうにあります。まず、食育の推進などというふうにあります。ここを具体的にお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

〔学校教育課長 赤崎晃洋君〕

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

食育の取組みといたしましては、学校の授業等教育活動の中で、栄養教諭や地域人材の活用、地元の食材を生かした教育活動を進めているところがございます。

その一例といたしまして、小学校において、栄養教諭が授業に加わり、食べ物の栄養と働き、配膳の仕方や箸の持ち方、バランスのよい食事のとり方、食べ物の栄養素やバランスのとれた献立などの内容で、実際の食材や調理用具を使うなどして食育を進めております。

また、給食センターにおいても、献立紹介の中で地元食材の紹介を行っており、先日は、毎月二十三日の読書の日に合わせて、本の中に出てくる料理を給食の献立に取り入れるなどの試みも行ってまいります。

今後、地産地消を視野に入れながら、地域と連携した食育の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 地域の食材を生かした栄養教育という項目がもう何回も出てきましたけれども、さらに、食育と地域地産地消の関連の重要性について、どのように各学校に、栄養士の配置もあわせてですね、その食育の推進がどのように進んでいっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（永田 章君） そこはいいですか。

○一六番（橋口美幸さん） はい。また課題として残したいと思ひます。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） ただいまの橋口美幸さんの質疑をもって本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす三月六日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後一時三十五分散会

本會議第四号（三月六日）

本会議第四号（三月六日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一一番 田添辰郎君  
一二番 生田直弘君  
一三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長 八板俊輔君  
副市長 中野哲男君  
教育長 大平和男君  
会計管理者兼  
会計課長 毛井文子さん  
総務課長兼  
選管書記長 大瀬浩一郎君  
行政経営課課長補佐  
市民生活課長 下川昭代さん  
財産監理課長 吉田孝一君  
地域支援課長 奥村裕昭君  
税務課長 上妻誠一君  
健康保険課長 長吉輝久君  
経済観光課長 松元明和君  
農林水産課長 園田博己君  
建設課長 戸川信正君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	福山隆一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年三月六日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

- |     |       |    |    |
|-----|-------|----|----|
| 一番  | 下川    | 和博 | 議員 |
| 二番  | 小倉    | 初男 | 議員 |
| 一〇番 | 中野    | 周  | 議員 |
| 七番  | 和田香穂里 |    | 議員 |
| 一二番 | 生田直弘  |    | 議員 |

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、下川和博君の発言を許可いたします。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） おはようございます。

一般質問をいたします。

まず、平昌の冬季オリンピックも終了しました。九日からはパラリンピックが始まるということでもあります。今回のオリンピックでは、日本選手の活躍は大変目をみはるばかりで、大変勇気ももらいました。金メダル四個を含む十三個のメダルは、冬季のオリンピックとしては史上最多ということのようです。また、入賞者も過去最多であったとあります。

今回のオリンピックで私が特に印象に残ったところは、女子の五百メートルスピードスケートの小平選手が、金メダルを決まった瞬間に韓国の選手に寄り添ってお互いの健闘をたたえ合った姿は、私は感動いたしました。スポーツはさまざまな壁を乗り越えることができるんだと改めて感じたところでもあります。

選手の皆さん、本当に御苦労さまでした。ありがとうございます。

それでは、通告に従い質問をいたします。

まず、農政についてであります。

本市の基幹作物であるさとうきび、でん粉用甘しょ、安納いも等

の生育状況について伺います。

以下については質問者席からいたします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

まず、さとうきびにつきましては、新光糖業によりますと、二月二十日現在の集荷量は一万七千八百四十トン、集荷率六三・六八%でございます。平均糖度は十一・〇九度、島内平均は十一・〇八度となっております。お答えいたします。

また、当初、反収五トン五百キログラムを見込んでいましたけれども、二月一日現在で四千七百四十七キログラムに下方修正となり、史上二番目に低い状況で、大変厳しい状況であると認識しております。

次に、でん粉用甘しょにつきましては、昨年の十月十五日から工場の受入れが開始され、十一月三十日に終了しております。生産量につきましては五千三百六十二トン、前年対比八一・一%、反収一千九百五十六キログラム、前年対比八二・一%、過去十年で一番低い実績となっております。植えつけの遅れ、台風被害、生育時の雨天続きが影響していると考えられます。

最後に、安納いもにつきましても、JA実績によりますと、生産量で三千六百四十一トン、前年対比八〇・五%、反収で一千八百九十キログラム、前年対比八〇・七%と、でん粉甘しょと同様、低い実績となっております。

以上でございます。

○一番（下川和博君） ただいま課長の説明がありましたけれども、農家の方々は本が大変な一年であると思えます。

そこで、今回、私、質問の中で、特にさとうきびとでん粉用甘しょについてこの後質問をしていくわけですけれども、農家の手取りがこのような状態で非常に少なくなっておりますので、少しでも農家の労働力を軽減をして、反収が少しでも上がるような方法をぜひとっていただきたいということで質問をさせていただきます。

ちなみにですね、三月三日にスマートエコアイルランドのシンポジウムがございまして、京都大学の加納先生という先生がスーパースーパー安納いもをこれからつくるんだということで、講演がございました。糖度帯を上げて、全体の本当にいい芋をつくりたいということでしたので、ぜひ頑張っていたきたいなと思ったところです。

それでは、次に入ります。

さとうきび及びでん粉用甘しょの増反についてでありますけれども、まず現状については、ぜひ皆さん方、資料一のほう、お手元にあると思うんですが、まずさとうきびですけれども、この平成二十年からの表になりますと、平成二十一年が生産量が最も多かったということ。面積についても、平成二十三年度が面積が多かったんですけれども、平成二十九年度は六百町歩を割っております。今課長が説明しましたように、史上二番目に悪い数字が出ているようであります。

また、農家の戸数にしてもですね、九百三十六戸から六百二十二戸に減少しております。これについては、高齢化等の影響もあろうかと思えますけれども、からいもにしては、その下にありますけれども、平成二十年度からすると、かなり、面積は約半分近くに減っておりますし、生産量もやはり半分近くに減っております。

このような状況でありますので、この現状についてどのような分析をしているのか、お願いをいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 現状につきましては、先ほど議員の御指摘のとおりでございます。さとうきびの生産状況につきましては、栽培面積が五百九十八ヘクタール、前年対比で五十五ヘクタールの減でございます。農家戸数につきましても六百二十二戸、前年対比で六十一戸の減。平成二十四年度以降、年々減少傾向であります。

平成二十九年度のでん粉甘しよの生産状況につきましては、栽培面積二百七十四ヘクタール、前年対比でマイナスの三ヘクタール、農家戸数四百五十二戸と、さとうきび同様、年々減少傾向であるというところでございます。

以上でございます。

○一番（下川和博君） ただいま説明がございましたけども、市長はどのような感じで、感じといたしますか、思われておりますかね。この状況について。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

言うまでもなく、さとうきびは本市の基幹産業でありまして、このさとうきびの生産を中心にこの農業が成り立っているという事情がございます。さとうきびが倒れたら、この西之表市も倒れる、種子島も倒れるという認識を持っております。

そういう中で、作付面積それから担い手の農家が減少しているということについては、あらゆる手だてを講じて、増やす方向で努力をしております。

今期も基金事業を利用して、新植の作付について、生産者にお願いをしているところです。農家の担い手についてはですね、なかなか思うようにはかどらない面がございますけれども、今後、引き続き努力をしております。

○一番（下川和博君） 次の増反の対策に入りますけれども、この増反についてはですね、十一月か十二月かに各家庭を回って増反の推進をした、二晩でしたけれども、あったんですが、その前の会の折に、農業公社のほうから、新規で増反をとつても、農業公社ではもう対応ができないというふうな報告がございました。で、実際に、農業公社のほうも、人手不足と植えつけ機が少ない関係もありまして、対応ができないということだったんです。

で、たくさんつくっている方々については、もう自分たちで植えただけければ、その分が浮いてくるんで、できないかということ、新年度に向けてはいろいろ対策も講じているようであります。

で、よろしくお願いをいたします。

この増反についてですね、何か具体的な対策があれば、教えていただきたいと思うんですけども。

○市長（八板俊輔君） 増反の対策についてでございます。

さとうきびの増産基金事業を活用して、生産農家の意欲向上に努めてまいりたいと考えております。

十二月補正では、基金事業の補助残の半額を助成して、栽培面積の維持拡大に向けて、緊急的な対策を講じているところであります。

それから、でん粉甘しょにつきましては、適期植えつけ及び管理を励行し、関係機関と一体となって生産農家への指導を行っていきたいと考えております。

○一番（下川和博君） 課長、何か具体的な増反の方法があれば、お願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

初日の施政方針でも御解答したように、主な取組みにつきましては、さとうきび栽培指針に基づく肥培管理の徹底はもとより、優良品種への転換を含めまして優良種苗の供給、堆肥等投入による土づくり、なお、農作業受託組織の活用とあわせて営農機械の導入による作業の効率化、省力化などを推進しているという状況でございます。

以上でございます。

○一番（下川和博君） 具体的にぜひその対策をよろしくお願いを

いたします。

えっと、次ですね、農業用廃プラスチックの処理についてなんですけれども、これについては、今、クリーン産業のほうで廃プラスチック関係はやっておりますけれども、五月からいろんな何かシステムが変わったりとかというふうな話を聞いておりますけれども、この今の現状と、廃プラスチックの処理の状況と今後の変更するようなどがあれば、今後のことも続いて説明をお願いいたします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

農業用廃プラスチックの処理につきましては、本年度、収集・積み替え・保管業務を各市内の業者、処分業務を宮崎県の業者に業務委託しております。

収集日が毎月第一・第三・第五週の月曜日、金曜日となっております。平成二十九年度は、三月十六日をもちまして最終の受入れという状況でございます。

処理に係る負担につきましては、キログラム当たり廃ビニールで二十五円、廃ポリで二十九円となっております。

また、海上輸送費の経費の三分の二を市及び資材取扱店で負担をしているというところでございます。

あと、今後の廃プラスチック類の処理等の状況という質問でございますが、現在、廃プラスチック類の廃棄物の最大の輸入国は中国でございます。その中国において輸入が禁止されまして、輸出をするにはペレットに加工または再生する必要や、また国内用に仕向

けるため、品質の向上を図る必要があることから、処理工場におかれましては相当な経費がかかるということで、処分料の高騰が懸念されているという状況でございます。

廃プラスチックの適正処理につきましては、適正処理協議会がございまして、その中で、その対策について検討してまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○一番（下川和博君） 処分料が高騰するというものでしたけれども、大体の概算で、大体倍ぐらいになるんですか。どうなんですかね。

○農林水産課長（園田博己君） えっと、こっちでもちよつと若干試算をしたところではございますけど、大体本年の倍に近くなるんじゃないかなと推測をしているところでございます。

○一番（下川和博君） 倍ぐらいになるということになる、農家のほうも負担がまた大変になるんですけれども、この処分をするときに、今現状のように、例えばビニールであれば、二カ所、何っちゆうんですか、結んで出していますけれども、出し方は一緒ですか。

○農林水産課長（園田博己君） 搬入の方法につきましては従来どおりと考えております。

○一番（下川和博君） そういうふうな感じで、出し方は一緒だということですけども、その価格が今よりも倍ぐらいになるということ、農家の負担がますます増えていくわけですけども、そこ

で、この資料の二なんですけど、これについては、さとうきびの七トン、七トン、これ、新植の場合です。春植えの場合の価格なんですけど、最終的には三万八千円、マルチをしなかった場合は一万一千円というのが農家の所得となっております。

ただ、この労働費の中とかには、堆肥代であるとか肥やし代であるとか作業代であるとか、自分の作業賃金とか、また新植の場合は種代も入ってきますんで、そういうものもいろいろ加味されておりますから、実際の農家の所得の手取りとは幾らか違うところはあろうかと思えますけれども、現状はこういう状態です。

ただ、これに機械刈りを入れますと、一トン当たり六千七百円ですか。ですから、機械で植えると、非常に苦しい状態だと。

で、次の、もう一つの資料三というのがありますけれども、これは株出しです。新植して次の一年目、二年目のやつなんですけど、さとうきびは特に二年目のオーギが一番いいというふうに言われていますんで、これについては、農家所得が七万一千円、七万二千円、マルチをしなかった場合は四万六千円ということになります。

先ほども言いましたけれども、これに機械で刈ると、機械代が一トン当たり六千七百円出すということですから、今年は五トンぐらいということなんで、一番右のほうの生産量になるうかと思えますけれども、これにも自分の賃金等が入っていますから、最終的な手取りとは幾らか違うのかもしれないけれども、大まかに言えば、こういうふうな状態で農家の皆さん方が今やっているというふうな

状態です。

そこですが、次の生分解性マルチの活用と助成についてに入りますけれども、これを見てわかるように、マルチを、今までの透明のマルチと生分解性マルチとの違いが数字で出ているんですが、この生分解性マルチについて、ちょっと具体的な説明をいただければと思いますけれども。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

まず、生分解性マルチでございますが、議員の示した資料にもございますとおりに、使用後、土中等にすき込みますと、微生物によりまして水等々に分解をされるマルチでございます。通常のマルチと比較しましても、地温上昇効果とか雑草抑制効果等、同等の性能があるというところでございます。

で、メリットといたしましては、環境に優しい資材であるということ、それから先ほども言うように、廃棄の処理の省力化と廃プラスチックの処理費用が不要になるということがメリットでございます。

また、デメリットとしましては、今まで従来のポリと比較しますと、価格が高いというところでございます。

で、現在、この生分解性のマルチにつきましては、さとうきび、でん粉用甘しよで、新光糖業、JAで現地試験を実施している状況でございます。

先ほどの答弁でもありますが、通常マルチの二倍ほどの高額であ

ると。それから、圃場でのマルチ作業に要する時間等短縮及び廃プラスチック処理料の軽減が期待されるので、収量とあと対費用効果等も分析しながら検討を進めてまいりたいというところでございます。

以上でございます。

○一番（下川和博君） すみません。資料の四のほうに、ちょっといろいろ説明もあるんですけども、実際に、今の通常のマルチであれば三千六百八円から四千七百二十円です。この分解マルチであれば七千円から八千円ぐらい一本でございます。大体一反に、一反は大体千メートルで計算しますんで、二本半ぐらい必要であるということであれば、この分解マルチを使えば二万円ぐらい、通常のマルチであれば一万円程度ということ、やっぱり倍ぐらいします。

そこでなんですけれども、この分解マルチも、いいところ、悪いところ、いろいろありますけれども、例えば、今回お見せしているのはJAのあいさいマルチということですが、例えば、JAとか地元のほか業者もおりますから、そういう皆さん方といろいろ情報交換をして、そしてそれぞれが使っている化学メーカーですか、そういうところともいろんな情報提供をしたり強化をしたりして、このポリ生分解のマルチがもう少し安くできないものか、そういうところも研究をいただければありがたいかなと思うんです。

で、西之表市だけ単独でやっても、ですから、一市二町協力をして全体で購入をしていく、そういうことにすれば、価格的にもかな

り下がってくるのではないかなと、これは私の個人的な思いですが、それでも、そういうところもありますんで、ぜひ、市長、そういうところは検討をさせていただきませんかでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員の貴重な御意見ですので、費用対効果という話もありましたけれども、おっしゃるように、農家の皆さんそれからメーカー等、関係者と協議しながら、すぐれたものはすぐれたように取り組んでいきたいと思えます。

○一番（下川和博君） ぜひ前向きに一刻も早くお願いをしたいと思えます。今回、当初ですから、できれば平成三十年度中のどこかで補正なり組めるようにしていただければありがたいかなと思えます。

えっと、実は、今日、現和のほうで生分解マルチの試験をしております。さとうきびの。ですから、そういう試験の結果等もいろいろ検討されて、前向きにお願いをしたいと思っております。

この分解マルチを使うことによって、農家も高齢化をしておりますんで、特に、ビニールをかぶせるのはいいんですけども、そこは結構草が生えて、草取りも大変ですし、剥がすのも非常に一難儀をします。実際には。ですから、暖かくなって植えたりですね、寒いときにはできるだけ避けて、そういうふうな現状です。ですから、マルチをすれば、早目にいろんな作業もできますんで、ぜひお願いをしたいと思えます。

どこかまだ足りないところもあるんですけども、次に行きたいと思えます。

それでは、大きな二番目になりますけれども、人手不足問題についてです。

これについても、今の農業関係のほうもありますし、いろんな、農業ばかりではなくて、商業、工業、いろんな全体のスタンスで考えていただきたいと思うんですけども、この人手不足については、非常にいろんな業種で今大変な状況になっております。

そこでですね、この人手不足について、現状をどのように当局としては把握をしておられるか、お願いをいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

本市の産業での、建築業、建設業、それから一次産業、それから福祉関連、それぞれ人手不足ということがあるということは十分に承知しております。

ハローワーク等で発行する業務月報等により把握をしながら、それぞれの業種について対策を考えているところがあります。交流人口の増加とか定住人口の増加ということも関連がございますので、あらゆる部署で検討しているところでありまして、詳細についてはそれぞれのところから答えをしたいと思えます。

「経済観光課長 松元明和君」

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

ただいま市長のほうから説明がございましたが、数値的なことも

ございますので、事務方のほうでも説明いたします。

この状況につきましては、先ほど説明がありましたとおり、ハローワーク熊毛が発行する業務月報により、全体把握及び業種別把握を行っております。

平成二十九年十二月の月間有効求職者数五百九人に対し有効求人数は七百十四人で、有効求人倍率は一・四倍となっております。

このうち、特徴的なものとしては、建築、土木、測量、技術的な職業の有効求人倍率は四・六七倍となっております。求人に対し求職が少ない、労働者不足の状況となっております。

また、社会福祉専門の職業におきましても、有効求人倍率は四・四倍となっております。同様に労働者不足であると認識しております。

このこと以外にも、直接経営者の方々とお話をさせていただいており、医療・サービス・農業分野など、全般的な人手不足が生じると認識しております。

一方で、一般事務、軽作業などの職業は、有効求人倍率〇・四二倍、〇・二三倍など、雇用不足が発生しており、雇用のミスマッチ、職業技能訓練のさらなる必要性を感じているところでございます。

以上です。

○一番（下川和博君） 現状は確かにわかっておられるだろうなと思いますけれども、なかなかこれが、職種でいろいろ差があるというのが現状だろうと思います。

そこですね、次の解消に向けての対策なんですけれども、外国人の登用ということで、二月の二十一日の日経新聞にちよつと記事が出ていますんで、読んでみます。

大きな見出しで「外国人活用で人手不足補う」と。その下に、総理が今年の夏に方向性を出す。受入拡大、在留上限が壁であるというのを見出しで載っております。

安倍総理は、二十日、外国人労働者の受入拡大を検討する意向を示した。慢性化する人手不足を解消する即戦力として受入拡大の具体策を詰めると。在留の上限が制約になる可能性も残っている。外国人労働者の受入拡大について、今年の夏に方向性を示したいと述べております。

既存の資格のうち専門・技術分野を優先して見直す方向であると。経営・管理、医療、技術・人文知識など十八種類ある専門的・技術的分野の在留資格を人手不足の業種に合わせて増やす道を探る。それぞれの要件も緩めて、外国人が働きやすくなると。早ければ、今年の秋の臨時国会での入管法改正を目指すことでもあります。

農業などは、受入れを全国的に広げる方式を検討。介護では、技能実習で国家資格をとった場合は、再来日して働けるようにする。

日本の生産年齢人口は、一九九七年を境に減少が続いておるということであります。外国人の登用は一定程度欠かせないとの危機意識が一連の対応の背景にあるということです。

在留期間の上限を設定し、家族の帯同は認めない。在留の上限は

五年を目途とする方向。単純労働の受入れは認めない。永住権も付与しないことで移民政策との批判も避けております。国際的な人材競争の中で、働く場所として選んでもらえる国になれるか、なお課題は多いというところであります。

現在、外国人の労働者は、二〇一七年十月時点で百二十八万人。増加が著しいのは留学生と技能実習制度で、外国人労働者に占める比率は四割超であるというところであります。また、技能実習として入国して失踪した外国人が二〇一七年の上期だけで三千人を超えているということでもあります。

最後になりますけれども、日本の技術に海外から憧れがあった時代と違って、門戸を広げても、なかなか来てくれない時代であると。技能実習生に頼り切っている矛盾を見直して、制度を整備する必要があったと指摘しております。

そこで、働く、生産年齢の人口が減っているということなんですけれども、この南日本新聞にですね、「鹿県生産人口九十万割れ」という見出しで二月二十七日に出しておりますけれども、いわゆる高齢化率と生産年齢人口があります。

西之表市の場合は、人口が一万五千四百七十二人、生産年齢、いわゆる十五歳から六十四歳までの人口になると思いますけれども、この方が七千九百七十五人。高齢化率が三五・七%と、西之表市が出ております。

今から十年、高齢者にはほとんど団塊の世代はなっておりますけ

れども、それでも一次産業等については六十五歳を過ぎても働いている方もおられますんで、これが十年すると、本当にますますこの働く人がいなくなる時代になっていくんだらうなと思うんですけれども、ちよつと長くなりましたが、解消に向けて、とにかくこの外国人の登用なども本当に真剣に考えていかなくてはならないんじゃないかなと思うんですけれども、市長の見解はいかがですかね。

○市長（八板俊輔君） 外国人の労働力の利用ということについては、もう既に島内、市内でも活用されているところもあるように見受けております。

国としましても、この問題は、移民の問題と労働力の輸入というところではいろいろ使い分けが難しいところで、なかなか国としてもはつきり打ち出せていないような面がございます。

そういう中で、いろいろな制度等を見ながらですね、この市の労働力の強化のために役立つようであれば、積極的に利用していきたいと考えております。

○一番（下川和博君） 外国人の登用、言葉の問題等もありましていろいろ難しいのかもしれませんが、やはりそこに行政がひとつ動いていただいて、いろんな助成等できるのであれば、業者に対してのそういうところも検討していただければありがたいかなと思っております。

次に、住宅改修環境整備事業補助金についてでありますけれども、この事業の効果については、資料の五のほうに平成二十一年度から

の件数と工事額、補助額が載っておりますので、この工事が費用対効果になるかどうかと思うんですけども、この事業についての効果はどのようなであったのか、見解をお願いいたします。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

本事業は、地域経済対策の一環として、市内業者の振興を図るため、市内業者により住宅の改修を行った者に対し補助金を交付することを目的に、平成二十一年十月一日に施行されました。

申請条件は、改修に要する費用が二十万円以上で、補助金の額は改修に要した費用の百分の十に相当する金額で、三十万円を上限としています。

事業実績は、資料にもありますけれども、平成二十一年度から平成二十九年年度までの九年間で二百六十一件、補助金額は四千八百六十二万二千元、工事費が六億一千五十五万一千円で、補助金に対する工事費の割合は十二・六倍となり、地域経済対策として市内業者の振興に寄与するとともに、住民の住環境の向上が図られたものと考えております。

以上です。

○一番（下川和博君） この事業については、かなり地元の業者にしてもそうですけれども、改修する方も期待をしておいた事業だったんだらうなと思うんですが、この平成二十九年年度でこの事業が終わる、実際、予算がついていないわけですけども、これについて

はその理由をお願いいたします。市長に。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、この事業は、地域経済対策の一環として始めまして、市内業者の振興に寄与をいたしました。

しかしながら、補助事業の終期が、終わりの時期の終期が、三年という当初の計画期間を大幅に経過していることから、事業の見直しの時期に来ているという判断をしたところです。

このほかにも、財政の面で申しますと、例えば、道路補修に対する住民からの要望が多く、それにも対応しなければならないという、そのために、今年度は、前年度に対して道路維持補修工事の予算を大幅に増加しております。

そうした事業の、新たな時代に対応した事業の選択ということもございまして、涙をのんで、住宅関連のこの事業についてやめたということでもあります。

ちなみに、道路維持補修工事の予算を八百五十万円から一千五百万円、六百五十万円の増額をいたしております。交通安全対策事業を百五十万円から五百万円へ、三百五十万円増額しております。

そういう政策の事業の転換というようなこともございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○一番（下川和博君） 政策の転換、確かにわかりますけれども、結構要望があつてるんですね。で、苦渋の選択だらうと思えますけれども、私個人的にはぜひ再構築をして続けてほしいなど。今言

われました事業自体を見直してですね、継続をしながらも、形を見直した方向でぜひこの再構築はできないものかというふうに思っています。

また、この再構築をした場合に、その際、今回、プレカットに地元材を使ってプレカットで出す場合は、海上運賃の片道補助が予算計上されているようですけれども、非常にありがたいことだと思っております。

そういう、それで、地元の材を使った場合、大きな柱でなくても、何っちゅうんですか、たるきとかのごまとかいろいろあるかと思えますけれども、本当に地元材かどうかちゅうのをしっかり確認してですね、そういう方にも私は再構築をしたりいろいろ見直したりしてやってほしいんですけれども、この事業をやるのであれば、そういうところにも助成の上乗せといいますか、そういうものもあって地元材の活用がより進んでいくような方向をつくっていただければありがたいかなと思うんですけれども、まずはこの再構築をする考えはやはりないのか、どっかから予算を持ってきてぜひ私はやってほしいと思うんですけれども、市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 議員おっしゃるように、再構築が可能であれば、また復活ということもあり得ると思いますけれども、そのところはまた慎重に検討しながらやってまいりたいと思います。

議員おっしゃいました、今、地材地建のことにつきましてもですね、また有効であれば、そういう助成ですとかそういうことも視野

に入れて考えてまいりたいと思います。

○一番（下川和博君） 確かにこの事業については経済効果はかなりあったんですけれども、例えば、トイレをかえるとか風呂場をかえるとかすると、ほとんどよそのメーカーがつくったやつになってくるんで、そういうところもあつたんだろうと思いますけれども、この地材地建ということになると、ほとんど地元のもが出ていくわけですから、そういうところにはぜひ形を変えた方向で検討していただければありがたいかなと思っております。ぜひお願いをいたします。

それでは、最後の学校給食の無償化事業について質問いたします。私は、前の一般質問でもこのことについてちよつと聞いたんですけれども、平成三十九年度当初予算では、学校給食補助金千六百三十四万九千円が一般財源で計上されております。子育て支援策の一環として評価はいたしますけれども、財源的には、一般財源ですから、今後、恒久的なものになるかと思えますけれども、大丈夫なんだろうかと。また、この事業は本当に一般財源でずっと継続をしていくつもりか、まずそれから市長のほうからお願います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。給食費無償化の実施に当たりましては、恒久的な財源の問題をどのように解決していくのかというところがございまして、財政部署のほうで検討を重ねてきたところであります。

本事業については、安心して子育てをしていただくために、本市

にとつてはどうしても必要な事業であると考えております。今後も継続をしていきたいと考えております。

○一番（下川和博君） 今後も継続をするということですが、財源は一般財源でずっと継続をしていくことでよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） 適当な財源がほかに見つければですけども、今のところ、一般財源を充てていきたいと考えております。

○一番（下川和博君） 非常に厳しい状況であつて、子育て支援の一環ですから確かに評価はいたしますけれども、この制度上ですね、例えば所得制限を設定するかという、前も聞きましたけれども、設定はしないということでありましたけれども、ここで私も非常にこう思うんですけども、例えば両方とも学校の先生方とか、公務員と言えば語弊もあるかもしれませんが、そういう方々の家庭の子供さんたちも当然なつてくるんだらうと思うんですけども、そういうところも所得制限等は今後も一切考えていないのかどうなのか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

この給食費無償化につきましては、子育て世代における経済的な負担を軽減するという見地から事業化しようとするものであります。所得制限については、やはり設けないことといたしました。

なお、経済的な問題で就学困難と見られる児童生徒に対しては、就学援助制度において既に給食費の相当額の給付が行われております。

議員の御質問は、例えば、所得の低い層ということだけでなく、高いほうのところもというようなことであるとすれば。

○一番（下川和博君） いや、逆、逆。

○市長（八板俊輔君） 逆ですかね。であれば、要するに、制度としては、その対象を明確に規定する必要がありますので、義務教育期間に二人、複数の子供さんがある家庭については、二人は大変だろからということでございますので、そういう御理解をいただきたいと思ひます。

○一番（下川和博君） 今、市長が経済的負担を軽減する意味でのこの無償化という話がありました。所得制限を設けると、非常にその設定の段階でもいろいろあるかと思ひますけれども、経済的負担をというのであれば、その後にもありますけれども、子供が一人しかいない世帯が決して経済が裕福であるということではないと思ひます。確かにいろいろ考え方はあるかと思ひますけれども、経済的負担を緩和するためにこういうふうな政策をするのであれば、私は所得制限も設けるべきであるし、子供が一人の世帯の場合も、税務課のほうで所得もわかるんだらうと思ひます。そういうところも支援をしていくふうな方向もあつていいのかなと思ひます。

昨日の施政方針の中で、課長のほうから、就学援助と今回の給食費の負担軽減によつて六百三十三名が実質そういうふうになるということでした。市内の小中学生、中学生、千二百五十五名おるそうですけれども、その中の五〇・四%であるというふうな説明があつた

わけですが、やはり非常にいいことだと思うんです。子供の、子育ての支援ですから。

ただ、そこは、経済負担というのであれば、上限の設定があってもしかるべきだろうし、この一人しかいない、一人っ子の子供さんたちもやはりするべきだろうと思うところ、私は非常にそこを、何かくどいようですけれども、非常に思うところなんです。

またもし何かあればお願いします。

○市長（八板俊輔君） 子供が一人の世帯の場合はどうなるのかと、援助すべきではないかということでございますけれども、やはり長子の給食費については負担をしていただくこととしております。子育て世帯の経済的負担を軽減するということでありますけれども、対象を広げますと、やはり財政的な問題も出てまいりますので、その辺の線引きは、議員のおっしゃるところも研究しながら、今後、改められるところがあればですね、研究して改善に努めてまいりたいと思います。

○一番（下川和博君） ちょっと納得余りできませんけれども。やはり私は、経済負担というのであれば、くどいようですけれども、そういうところもあっていいのかなというふうに思いますし、予算がない中でいろいろやってくださるのは非常にありがたいんですが、先ほども、道の補修を予算を上げたとか、交通安全関係にあげたと、確かにそれもわかりますけども、今まであったものがすばつと切られるというところもまたちょっとどうかなというところもあります

んで、ぜひ今後でも検討してほしいと思います。

で、一つ、すみません、また元に戻るんですが、生分解性マルチの活用のところでも一つ抜かしておりました。

ぜひ活用を検討していただきたいというのと、今、倍しますから、これが一市二町で分解マルチをみんな使おうということになれば、当然、価格も下がってくると思います。であれば、その差額分について、農家も当然ですけれども、農家とか行政、JA、また新光糖業、そのほかの事業者等も含めてお互いに折半をしながら、その分の補助、できれば行政ですから幾らか頑張っていたら、今の現状よりもちょっと高いかもしれないけれども、現状並みになっていただいて、農家がより使いやすくしていただけるような、そういう助成みたいなのは考えていないかなと、最後になりますけれども、市長のほうからお願いします。

○市長（八板俊輔君） 今のところ、助成については考えておりませんが、せんけれども、議員おっしゃるような、農家の所得向上のために資することであれば、今後、研究して前向きに検討してまいりたいと思います。

○一番（下川和博君） すみません、前に戻りますけれども、この生分解マルチについてはいろんなメーカーもありますんで、そういうところも、再度になりますけれども、情報をとっていただいて、この島に、この作物に一番適したものを、そして農家が少しでも労働力が下がっていくように、軽減されていくような、そして反収も上

がるような、そういうものにしていただければ、さとうきびの農家もからいも農家もそのほかの業種もですけども、面積も増えていくんじゃないかなと私は思っています、今回この質問をさせていただきます。ぜひ前向きに御検討をお願いします。

以上で終わります。

○議長（永田 章君） 以上で下川和博君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時ごろより再開いたします。

午前十時四十八分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、小倉初男君の発言を許可いたします。

〔二番 小倉初男君登壇〕

○二番（小倉初男君） 二番議員の小倉初男でございます。

通告に従い質問をいたします。よろしくお願いいたします。

最初に、北部観光について幾つかお伺いいたします。

西之表市の北部観光のコース一覧を見ますと、西之表を出発し西、国上、伊関、安納へと続く観光マップが作成されています。最近では、イプシロンの打ち上げを近くで見ることができると

から、喜志鹿崎灯台に来る人たちも増えているようです。一月十八日早朝に打ち上げられた際は、ロケットから伸びる明るい光跡やその後に残る複雑な形の帯状の雲など珍しい現象がしばらくの間見ることができ、とてもきれいでした。朝早いにもかかわらず多くの人たちが見学に来ていてにぎやかでした。

では、質問に入ります。まず一点目に、大田のへゴ自生群落の保全に向けての質問です。

以前、へゴ自生群落の中を通る道路の名義変更について、また暗渠の排水工事、群落の維持管理手当について質問をしたことがあります。当局の答弁として、道路は私有地になっており、市としての整備が難しい、今後、地権者の意向を直接確認し、どういった取扱いをすべきか検討していきたいとのことでした。

そこで、再度、道路の名義変更の件と暗渠の件、維持管理費の件についてお伺いいたします。

へゴ自生群落の道路は二名の方の名義でありますがお二人とも、市が名義変更をしてくれるのであれば、いつでも応じるとの話を聞いております。その後、名義変更はどうなっていますか、お聞かせください。

以下の質問は質問者席より行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

北部観光のうちのその大田のへゴ群落についての保全についての

貴重な提案をいただきまして、まことにありがとうございます。おかげさまで、このヘゴ群落を北部観光の目玉にするように、保全ないしは地主の方々からの協力も得られて順調に進んでいるところでございます。

詳細については担当課のほうからお答えをいたします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） 御説明申し上げます。

道路の名義変更の件につきましての御質問でございますが、本道路は農道大田線でございます。全線三筆に分筆されており、ともに二名の方の共有名義となっておりますが、寄附採納によりまして所有権の移転の手続を終え、平成二十八年五月十九日に全線公衆用道路として登記完了しているという状況でございます。

以上でございます。

○二番（小倉初男君） ただいま課長の答弁の中に、平成二十八年度に名義変更は既に終了しておるということでございます。

本人とも話したところ、本人の話の中には、ちよつとまだはつきりしていないようなところがありましたので、再度の質問ですけれども、所管課はそしたら農林水産課ということになるうかと思うんですけれども、この農林水産課の所管になった場合に、現在、今出ている不具合なところについての現地の確認等についてはどうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

暗渠排水の工事につきましては、大雨の際に落ち葉、枝等によりまして詰まることをお聞きしております。地権者とも現地立ち会いを行ったところでございます。大雨の現状を再確認しまして、平成三十年度の予算において対策工事を実施いたします。

以上でございます。

○二番（小倉初男君） ただいま答弁をいただきましたけれども、

この暗渠排水は、以前にも申し上げましたけれども、地主さんが道路工事でできた廃材を使って個人で入れたものだそうです。

大雨のときはすぐに木くずなども詰まって、そのたびに地主さんが取り除いていることから、大雨で暗渠が詰まると、道路のまた路肩が崩れる心配もあるということでの要望を再三聞いておったわけですが、平成三十年度にこれも市長は予定をしておるということでございますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

この暗渠排水も含めて、道路の中に、道路のアスファルトもひび割れて、少し大きな車が通ることにより壊れそうな場所が二、三カ所あるわけですが、ここらあたりの確認もできておるのか、またここらに対しても対処はどう計画があるのか、お聞かせください。

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

台風通過等と豪雨等の見回りについては適時行っております。また、補修が必要な箇所についても、関係各課と協議しながら適切な維持管理、補修等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○二番（小倉初男君） 先ほども言いましたように、そのアスファルトのひび割れた部分については、応急的な措置でもしてもらったほうがいいのかなど。少し大きな車が通るたびに地主さんも心配をしておられます。ぜひともよろしくお願いをいたします。

次に、保護樹林の維持管理費についてお伺いをいたします。

ヘゴの自生群落は、平成十一年、十九年前に西之表市名木・古木等の保存に関する規則で保存樹林に指定され、山の面積は、ヘゴが自生していないところまで含め、二町六反近くもあります。この広い山に守られてこそ、ヘゴの数も増えてきています。いつ行ってもきれいな状態であるのは、二人の地主さんが一年中を通して手をかけているからではないでしょうか。

しかし、今、地主さんもうに八十歳を超えた高齢となり、「以前のように下払いや間伐などもできんとよな」と、そうも言いながらも頑張っておられる状況です。

以前は、幾らかの謝礼金があつたり、草払い機等の刃を支給してもらったこともあつたようですけども、山を守るためには、機械を使える人を雇ってでも作業を進めていかなければ、維持管理ができなくなりつつあります。「来てくれる人が喜んでくれたら、それでよかとよ」とも言いながら頑張っておられる地権者の労に報いるためにも、人件費及び燃料代を観光予算として確保し管理補助をしていただけないか、お伺いをいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

台風通過の後ですとか豪雨時の見回りは今でも行っておるところであります。地主の方々に御負担をおかけしている部分につきましては、建設課でふだん見回っておりますけれども、そうした活動とあわせまして、適切な維持管理、補修を行ってまいりたいと思っております。

特別な予算を立てるかどうかにつきましては、またそのことも研究してまいりたいと思っております。

以上です。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

ただいまの御質問につきまして、道路部分とあと名木・古木、山間部のほうの部分、二つちよつと考えられるのかと思ひまして、道路部分につきましては市長がお答えしたとおりで、山のほうの部分につきましては、今までも市民のボランティアグループの方、それから校区のほうですね、複数回にわたって間伐等作業のほうをしていただいているという実績がございます。

で、行政につきましては、以前、ボランティア活動支援補助のような形で、臨時的にですね、拠出をした経緯がございます。

ただ、先ほどの農道管理ということもありますので、今後、いろいろな事業整備も含め、維持管理も含め、庁内に全体的にまた話をしながら、その枠組み、仕組みというものをちよつとつくって

くことができればと考えておりますので、予算の部分のところの検討もまた今後させていただきたいというふうにご考えています。

以上です。

○二番（小倉初男君） ただいま御答弁をいただきましたけれども、やはり市の財産として大きな観光資源でございます。それを含めた段階に、地主さん、この面積も本当に二町六反という広い面積であります。校区のボランティアの中、一集落の方々が年に一回程度下払い等も協力をしているようですけれども、やはり一年中を通した段階で、見回りするのは本人さんというか、近くに見ている方でございます。地主さんの実費の部分だけでも、ガソリン代、草払い機等とかそういうことをぜひとも考えていただきたいなど。本人が一生懸命頑張る中で、やはり市がバックアップすることによって、また本人もより一層頑張ってくれるんじゃないかなと思うところです。ぜひとも御検討をお願いいたします。

先ほど市長からも答弁をいただきましたけれども、このへゴ自生群落の保全に向けて根本的に市長の考え方、施政方針の中にも自然環境の活用を図り、地域の活性化を図ってまいりますと述べられていますけれども、このへゴ群落の保全のあり方について、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

大田のへゴ群落は、単に観光資源というだけでなく、この西之表市の貴重な自然の財産であると考えております。あらゆる方策を講

じて、活用、保全に努めてまいりたいと思います。

○二番（小倉初男君） ありがとうございます。

へゴ群落は、同じ敷地内に樹齢百年を越す五葉松もあり、大変貴重な観光資源です。皆さんも御存じのように、グリーンツーリズムで来島した子供たち、また観光ガイド、ボランティアガイドも案内する人気の場所となっています。

先ほど申しましたが、地権者の方は高齢となり、自力での管理は大変厳しいです。ぜひとも管理補助の支援を心からお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

二点目は、北部観光コースのトイレの問題です。市の観光ガイドの方から、今のままではイメージダウンになるので、トイレの整備をどうしてもしてほしいと、再三の要望が寄せられております。トイレ建設の要望を出しても、五年も六年もたつのにまだにできていないと、厳しい指摘も受けています。

現状確認のため、先日、浦田海水浴場と喜志鹿崎灯台のトイレを見てまいりました。浦田海水浴場は、冬場のため、男女共用の障害用のトイレが一カ所使えるだけで、二階の男女別のトイレには鍵がかかっておりました。喜志鹿崎灯台には簡易トイレが一つ設置されていましたが、手を洗うこともできない状態でした。

北部地区には、浦田海水浴場、奥神社のアコウの気根、喜志鹿崎灯台、へゴ自生群落、そして湊のメヒルギなど、見どころがたくさんあります。このコースの中にもどうしてもトイレが必要だと思いま

す。

質問に入ります。まず一点目に、県の魅力ある観光地づくりの事業が本年度再提案を行っているとのことですが、現在の状況についての説明をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

この北部観光ルートのトイレのことでございますけれども、議員御指摘のように、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業に種子島北部地域周遊環境整備として提案をしているところであります。

詳細については担当のほうからお答えをいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

昨日の施政方針に対する質疑でもお答えいたしましたとおり、現在、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業に種子島北部地域周遊環境整備として提案を行っているところであります。

この整備計画では、浦田海水浴場・キャンプ場、奥神社のアコウの木周辺、ヘゴ自生群落周辺整備を盛り込んでおりまして、この事業の中では、トイレ設置は考えておりません。

事業の可否につきましては六月ごろ判断されるとお聞きしております。事業が認可されますと、平成三十年度に実施計画を行い、その後、複数年をかけて整備が行われていく予定となっております。トイレにつきましては、次の質問にかかっておりますので、またそっこのほうで説明をいたします。

○二番（小倉初男君） ただいま、課長の答弁では、この魅力ある

観光地づくり事業、この事業の中にはトイレは入っていないという御答弁でしたが、入っていないわけですか。もう一度お願いします。

○経済観光課長（松元明和君） このトイレにつきましては、別の事業で導入を検討しているところでございます。

で、先ほどの五年をかけて全く進んでいないという話だったんですが、この案件に関しましては、それ以前からずっとこちらの行政側としても要望しております、どうにか中途としてですね、財源的なところも考慮しながら、最適化された形の中で事業のほうを導入していこうということを検討してまいりまして今現在に至っているところでございます。そういった中で、事業のほうもすみ分けをしながらですね、トイレについては、トイレのまた整備ができるような事業のほうを検討しているところでございます。

以上です。

○二番（小倉初男君） トイレについては別の事業で検討してまいりたいということでございますけれども、以前の説明の中でも、岬の灯台までは非常に距離も長いし、県のほうでは水道関係までの負担はできない、ところが、市のほうでも予算が大き過ぎるからできないということ、校区のコース内にということで二カ所、三カ所も見て回ったこともございますけれども、なおかつ、まだこれが前向きというか、検討がなされていない。

以前、喜志鹿崎灯台にトイレができれば、地元の老人クラブも清掃活動なども協力しながら、どうしても管理もしていきたい、その

ような話も聞いておりました。

私個人的にですけれども、灯台の入り口付近は市有地でもありませんし、近くまで市の水道も通っております。市がいろいろさわる、関連する宝くじ事業とか、そのほかの事業等でも優先的にやはりこのトイレ問題については早急に取り組むべきではないのかなと思うわけですけれども、この事業についてですね、ただいま出た、話をしました宝くじ等そこあたりの検討は、優先的な取組みというのはいかないものなのか、御答弁をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

喜志鹿崎は本市でも有数の景勝地でもありますし、その景観の保全と観光客の誘導、それから衛生管理というところでは力を入れていかなければなりません。その意味でも、トイレの設置は重要な課題だと考えて取り組んできたところです。

途中で市独自でやると幾らかかるかということをはじきましたところ、何か三千万円ぐらいかかるということ、ちよつと大きいなということもございました。

その上で、別の、現在、平成三十年地域振興推進事業というものを活用できないかというところで提案をしているところです。

進行の詳細につきましては担当のほうからお答えをいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

喜志鹿崎灯台の入り口付近にトイレを建設できないかという御質問でございますが、現在、平成三十年地域振興推進事業を活用しまし

て、喜志鹿崎灯台の駐車場の付近に建設ができないかということで事業要望をもう既に行っているところでございます。

事業の可否につきましては四月ごろに判断される予定ですが、灯台にトイレが設置されますと、議員御指摘のとおり、先ほどの整備も含めまして、北部の一体的なルートの中にトイレが中継、中間地点としてですね、建設され、一定のそのトイレ問題につきましては目途が立つものではないかというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（永田 章君） 課長、宝くじ事業のあれは、関連はどうですか。

「地域支援課長 上妻誠一君」

○地域支援課長（上妻誠一君） 宝くじ助成事業につきましては、えつとですね、年々採択が厳しくなってきました。えつと、平成二十九年度もですね、一件の事業が採択されたということでございますが、上限が二百五十万円ということでございますので、改修事業についてはちよつと厳しいのかなというふうに考えます。

以上です。

○二番（小倉初男君） わかりました。

ただいま課長の話の中で喜志鹿崎灯台の駐車場付近というお話が出ましたけれども、というのは、市の別の事業の中で、その水道まで含めた工事ということでございますか、お願いします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

現在要望を行っている内容につきましては、水道管の布設、それからトイレの建設、あとは一部小型のバスでありますとか、駐車場の若干ちよつと拡幅の部分のところまで含めた要望のほうを行っているところでございます。

以上です。

○二番（小倉初男君） ただいま答弁を聞きながら、本当にぜひとも進めてほしいなと思うところです。北部観光コースの中にトイレ休憩する場所がない。北部観光を進めるのであれば、まずトイレから、そういうことではないのかなと私は個人的に思うわけです。大型観光バスで移動する修学旅行生や観光客がトイレ休憩に不自由しないで済むように、前向きに検討していただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次に、浦田海水浴場の砂の流出及び歩道の整備についてお伺いたします。

浦田海水浴場は、土手そのものが砂山であります。近年の台風や大潮などで、一年一年、土手が削り切り取ったような形になっていきます。今の状態が続くと、シーサイドハウスの中まで砂が吹き上げてくるのではないかと心配をしております。毎年、砂浜へおりの道を変えながらつくっておりますけれども、道を変えるたびに土手がえぐられるという悪循環です。

根本的な土手の防護さくを設置など砂の流出防止に向けて具体的

な計画案があれば、お願いいたします。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

浦田海水浴場の砂の流出防止につきましては、海岸へおりの土手、今おっしゃられた部分だと思われませんが、平成二十八年第一回定例会においてお答えいたしましたとおり、浸食を防ぐ抜本的な対策構築はかなり難しい状況であると認識しております。特に大型の台風通過時に被害が出ていることは把握しております、毎年、重機でならすなど対応している状況です。

工作物を設置するなどした場合、大規模な事業費を要することと、景観を損ねるおそれもあり、十分な検討が必要かと考えております。当然、このことにつきましては、技術的なことに関しまして、県等も含め何度も相談をさせていただいておりますが、砂の浸食に関しましては、もうかなりの部分、基礎のほうからつくり上げていかなないと対策は講じられないのではないかとということも御意見を伺っております、ここは諦めるのではなく継続的には議論はしてまいります、今できる部分のところを対応していきたいというふうには考えております。

歩道の整備につきましては、先ほど説明しました魅力ある観光地づくり事業の中で、場内におけるための階段部分の整備ですとか、スキューバダイビングを行う山の手側のほうに今遊歩道を整備していただくよう要望している段階でございますので、採択された場合には、実施に向けた環境整備に努めてまいります。

以上です。

○二番（小倉初男君） 浦田海水浴場は、シーズン中、ビーチバレー大会やただいま話があったスキューバダイビング等、大勢の観光客でにぎわい、水浴場八十八選にも選ばれている自慢の海水浴場です。

国上校区も、八年ぶりに地びき網大会を復活させたり、海水浴場への三文字近くにシーサイドハウス等海岸一帯が一望できる展望所もつくり、地区としての動きも出てきております。校区も頑張っておりますので、ぜひとも市でも見張り台や海岸へのおり口、手すりなどの補強に向けた歩道の整備、よろしくお願いいたします。

また、その階段の、おり口の件ですけれども、先ほど景観のことも話されましたけども、やはり来た子供たちとか高齢者の方々とか、階段を手づくりでつくるわけですけども、どうしても一夏でくずれたり、そのシーズン中もたないということもあります。

ぜひとも資材提供などをして、校区の方々と連携をとりながら、不自由なく海岸にも下がれる、利用できるという体制づくりをお願いをいたしたいと思えます。市の大きな財産として守っていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。都市公園整備について伺いいたします。本市には八カ所の都市公園があり、直接市が管理したり民間委託となつていますが、まず最初に、上之原共同墓園の水道施設、水道施設というよりも水飲み場について質問をいたします。

花をかえたり水をくむ水道施設が、利用者の方からとても不便であるとの声が寄せられております。蛇口までの高さが低くて、四十センチメートルぐらいしかありません。囲いもなく、下は直接メントになっていきます。

先日、年配の女性の方が、風が強い日は足が水でぬれるし、花瓶も倒れやすい、花の水をかえるときは、水がかからないように足を開いて腰を後ろに引いた状態でかえているんですよと話されました。

実際に水道をひねってみましたところ、靴やズボンがぬれてしまいました。足がぬれないで、また腰も曲げずに花の取替えができるように、使いやすい水飲み場の改善を検討していただけないのか、伺いをいたします。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

中央墓地公園内には水栓柱が数カ所ありますが、排水が悪く、水がはねる状態が見受けられました。このことにつきましては、他の議員さんを通して住民から改善要望もあつたことから、先週の二月二十八日に、市の直営で水栓の回りに水受けますを設置するとともに、芝生マットを敷いて水の飛散防止を図ったほか、排水溝を設置すること等により、公園利用者の利便性の向上を図っております。

以上です。  
○二番（小倉初男君） ありがとうございます。

出郷者の方々も、お盆や命日など、西之表市に帰ってきたときは墓参りに行くと思います。花をかえたり手を洗ったりする施設がきちんと使いやすく整備されていたら、墓地行政に対しても、またふるさとに対する思いも強くなるのではないのでしょうか。墓地公園また墓地公園の下の段の水飲み場付近には鉢植えの花も置いてあり、とても感じがよかったです。

次に、嘉永山公園の遊歩道及び公園の遊具について伺いました。

これも、先般、市民の方から「嘉永山公園の遊歩道はあのままじやいけど。何とかしてもらわんばな」と、そういう声も聞きました。

実際に現場も歩いてみました。桜が丘や松島などの近隣の方々にとっては、近くで、健康づくりにとてもよいコースだと見受けられました。

最初に遊歩道の件ですが、長い間手をかけていないように見えましたが、その理由はなぜなのか、お答えください。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

嘉永山公園の遊歩道の整備については、桜が丘公園の前から公園広場に通ずる歩道は、現在、通行禁止にしております。

現地調査を実施したところ、桜が丘団地の入り口の部分は歩道がないことや市道がカーブしており見通しが悪く、利用者の安全が確保できない状況にあります。また、歩道の一部は急勾配のため、滑

る危険性が高く安全に通行できないことや公園区域を外れ用地が民有地となっているところがあるため、整備が厳しい状況でございます。

以上です。

○二番（小倉初男君） ただいま御答弁をいただきましたけれども、民有地もあるということですが、この遊歩道は途中まではさくもあり、きちんと整備されておるようですけれども、これが、民有地の関係で歩道がそのままつくれなかった、現在もまた対策とか管理をしていないということなんでしょうか。

○建設課長（戸川信正君） えっと、先ほども説明しましたように、桜が丘付近ですね、それはもうカーブになっていて、直接そこにおりると危ないというのがございます。それと、あと管理が、急勾配になっているところがあって、落ち葉が今現在すごい積もっている状態で非常に危ないということが挙げられると思います。

以上です。

○二番（小倉初男君） ということは、今後整備する計画はないという判断なんでしょうか。

○建設課長（戸川信正君） 現在のところ、非常に厳しいのではないかと。そして、仮に整備したとしても、すごいお金がかかると。あと、落ち葉等が落ちてですね、管理にもすごい維持費もかかってくる。もう一つが、あの広場、カーブ付近の危険性があるということが挙げられます。

以上です。

○二番（小倉初男君） わかりました。

嘉永山公園は、桜も植えてあり、広いグラウンドと子供たちが遊べる遊具もあります。幼児から高齢者までが気軽に利用できる公園です。

遊歩道に関しては、新しい道をつくってくださいという、地元とか市民の要望の中に、新しいのをつくってくださいというのではなく、今ある道を整備してくださいという市民からの声だったわけですが、ただいまの課長の中で、また利用、難しい部分もあるのかなと判断しております。

次に、遊具の点検はどうなっているのか、お伺いをいたします。

遊歩道を歩いた後、公園に立ち寄りますと、公園は桜も植えてあり、桜もほころび、また子供連れの家族が何組も遊びに来ておりました。三人の子供を連れられたお母さんは、「わかさ公園は広くて遠いもんだから、一人で連れてくるときには、ここがちょうどいい広さなんですよ」ということでありましたし、また年配の方々も来ておりました。子供を、手を引きながらのお父さん連れもありました。

ふだんでは、なかなか生活の中では来ることの少ない公園ですけれども、来てみるというと、本当にいい公園だと改めて感じました。

そして、いろいろな話をする中に、滑り台が壊れていることやさびが噴き出していて危険な場所があるので修理してほしいなど、そういう話も聞きました。この遊具の点検についての御答弁をお願い

いたします。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

遊具の点検についてですが、現在、都市公園は指定管理者による管理を行い、管理業務の中で、週に一回点検を実施しております。遊具は子供たちが利用する施設であることから、これからも安心・安全に利用できるように、いろいろな点検や補修を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○二番（小倉初男君） 管理委託した中で、週に一遍の点検はして

おるということですが、ぜひともまた滑り台ここらあたり、子供たちがよく使う遊具ですので、壊れている状態には確かになっておりますので、またその対策をお願いし、子供たちが事故の起きないように、定期的な安全点検をお願いいたします。

次に、市街地の栄町公園の件に移ります。

栄町公園も東町公園も市街地の中にあり、隣には広い駐車場もあります。少しのすき間時間でも気軽に立ち寄れる、利用しやすい位置にあります。栄町公園には、大きなヤシも二十本以上、二十五本程度ですか、あり、木陰もとても涼しくて、芝生も生えています。ぜひこの公園を整備していただき、子供たちの健全育成の場、コミュニケーションの場として活用できないか、質問をいたします。

以前もらった都市公園一覧表の種別に、栄町公園も東町公園も、街区公園、括弧書きの中で児童となっておりますが、この児童が入っ

ている公園はどんな公園なのか、児童が入っていない公園との違いは何なのかなど思うところです。公園の位置付けについての御答弁をお願いいたします。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

栄町公園、東町公園は街区公園となっております。街区公園とは、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離二百五十メートルの範囲内で、一カ所当たり面積〇・二五ヘクタールを標準として配置することとなっております。

この街区とは、恒久的な施設又は河川、水路等で囲まれた市街地の一区画のことであり、街区公園とは、簡単に言いますと、近隣住民のための公園になります。

栄町公園、東町公園の利用状況につきましては、利用申請を徴する公園でないことから、利用者の把握はしておりませんが、トイレも古く、遊具がないことから、余り近隣住民の利活用が図られていないのが現状のようです。

このような課題を解決するため、栄町公園では、国の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を活用してトイレの改築を平成二十九年度事業で取り組んでおります。今後、児童用の遊具の設置等、施設の充実を年次的に図ってまいります。

また、東町公園の老朽化したトイレにつきましては、近くに栄町公園があることから再整備は行わず、解体を計画しております。

今後も、利用者が使いやすく、市民が憩える公園整備に努めてま

いりたいと考えております。

以上です。

○二番（小倉初男君） ありがとうございます。

ただいまの課長の答弁の中に、近隣の住民の利用する街区公園ということで位置付けされておるという説明もございました。

市長にお伺いいたしますけれども、栄町公園に、小さな子供たちが遊べる、ただいま課長の答弁にもありましたけれども、年次計画にということでございましたけれども、小さな子供たちが遊べる滑り台やブランコ、シーソーなどごく普通の遊具を置いてもいいんじゃないかな、また夏場の水遊びができるじゃぶじゃぶ池など工夫した公園づくりはできないのかなと、お伺いをいたします。

海に囲まれている種子島ですが、遊泳禁止の場所が多く、子供が小さいと気軽に海にも連れて行けないのが現状であります。夏休みに入った子供たちがわいわい遊べるような場所、乳幼児連れでも来れる場所、育児のストレスや孤独から親たちもリフレッシュできる場所、近くに整備された公園があれば、子供の声も聞こえるようになります。

街区公園整備は、商店街の集客力向上と中心市街地の活性化にもつながります。市長の港町再生構想の中に、この栄町公園、東町公園の街区公園整備も入れていきたいと思うところですが、市長はどのように思っているのか、お答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市街地の公園につきましては、議員がおっしゃるように、市民の声あるいは子供たちの歓声が聞こえるような、そういう愛される公園が望ましいことは言うまでもないところでありますし、そのために、遊具の設置などは検討に値することだと思います。

また、二〇二〇年には東京オリンピックもありませんし、スポーツについての市民の関心というかそういうものも高まっておりますので、スポーツ利用とかそういうことも視野に入れて、設備の改善というか、新設を含めてですね、検討してまいりたいと思います。

○二番（小倉初男君） 先ほども申しましたけれども、滑り台やブランコ、シーソーなどごく普通の遊具からそろえて、それだけでもまた子供たちが立ち寄る、立ち寄るというか、親子連れが見受けられるような市街地の公園になるんじゃないかなと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

なお、街区公園というのは、普通の方でも時間の仕事の合間、すき間時間でも気軽に休憩に行ける公園、また子供たちの声が聞こえる公園ということで、ぜひとも進めてほしいと思います。

次に、公衆トイレを管理するに当たり、市民に対する啓発活動を行う必要があると思いますので、二点ほど質問をいたします。

前回、同僚議員から質問がありました公衆トイレの管理の件です。管理委託業者への業務確認や指導すべきことは当然のことではありますが、公衆トイレなどみんなが使う場所をきれいにするには、利用する側と管理する側の相互協力が必要かと思えます。利用する側の

モラルの向上に向けた啓発活動や対策を講じなければ、いつまでもとてもきれいにはなりません。

新しくできた中央墓園のトイレには、男女それぞれの個室に小さなブラシが置いてありました。私は、これだと、これが必要なんだなと思いました。目の前にブラシなどがあれば、汚した場合、少なくとも心ある人は掃除をするはずですよ。今はほとんどが水洗トイレでありますから、汚しても、すぐに洗えば、簡単に汚れは落ちると思います。

掃除用のブラシなどの設置や市民への啓発活動についてはどう思うのか、御答弁をお願いいたします。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

都市公園の管理は指定管理者に委託しており、トイレの維持管理については、定期的に清掃やトイレトペーパーの補充等を実施しておりますが、利用者によるマナーの悪い状況が見受けられることもございます。

そこで、利用者に対し注意喚起を促すために、新たに「禁煙」と「いつもきれいに御利用いただき、ありがとうございます」の二種類の張り紙を掲示し、トイレをきれいに使用するよう啓発に努めております。

また、汚した場合、今議員の提案にもありましたけれども、利用者自身が清掃するよう、清掃用具を配置する等の体制の検討もいたしてまいりたいと考えております。

以上です。

○二番（小倉初男君） ぜひともやはり市民のモラルの向上のためにも啓発活動、以前、空き缶が散乱した時期に、やはり市民のモラルが上がってきたことよって、今は空き缶のポイ捨て、空き缶の捨てた道つちゆうのもありません。少なくなっております。市民のモラルをやはり上げていくことが、啓発活動に力を入れることが市のまちもきれいになっていくんじゃないかなと思います。ぜひともまたこの件についての検討をよろしくお願いいたします。

市民の意見や要望に耳を傾け、できることを一つ一つ改善していくことが西之表市の活性化につながると思います。よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で小倉初男君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時四十四分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、中野周君の発言を許可いたします。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 皆様、こんにちは。

一般質問通告書に従い質問いたします。

本日最初の質問は、固定資産税の公平で適正な賦課を求めてを課題といたします。

質問の趣旨は、市税や手数料などの賦課と徴収は、該当する市民全てに分け隔てなく一様に、法律や条例を遵守し、公平を基本に、賦課すべきは適正に賦課をし、徴収すべきは適正に徴収することが行政の責務であり、健全な財政運営の基礎であると考えます。

特に、償却資産である太陽光発電施設に対する固定資産税の賦課状況や税額は、同じような発電規模を持つ施設保有者がお互いに対比、比較した場合、似たような税額であって初めて公平性が保たれた執行状況だと言えます。

果たして、本市の賦課状況は公平性が保たれているのでしょうか。私にはそのような思えませんので、前の十二月議会に引き続き同じ質問をさせていただきます。

本定例会に本市平成三十年一般会計歳入歳出予算が提案されていますので、その一部を紹介させていただきます。一般会計当初予算の総額は、歳入歳出ともに百二億二千万円であります。歳入予算総額百二億二千万円に占める市税の現年度課税額は、市民税が五億八千万円、固定資産税が五億八千万円などを初め、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税を含めた市税五税現年度課税予算額の総額

は十三億二千百万円であります。これに過年度の滞納繰越額を加えて十四億二千三百万円になっていきます。

すなわち、西之表市が平成三十年度、職員の給与費やこれまでの借入返済のための公債費を初め事業費及び扶助費等、最低限必要とする歳出予算総額百二億二百万円の必要経費に対し、自主財源である市税の課税総額は滞納分も含めて十四億二千三百万円であり、比率にして一三・九四八%にすぎません。

この予算内容からしても、いかに本市が国や県にどっぷり依存した自治体であるかが一目瞭然に、しかも明確に見てとれる予算書内容だと言えます。

同じように、これまで長年にわたり逼迫した財政状況から脱却できず、しかも税収の伸びも期待できない状況であっても、背に腹はかえられぬということわざがあるように、不足する財源は市債や地方債という名目の借金を重ね、今を生き、急場をしのぎ、返済を後年度に先送りしているのが実情です。

その結果、本市地方債の平成二十九年度末現在見込み額は百十億五千八百万円にも上り、当初予算の総額をはるかに超えております。その一般会計における地方債残高百十億五千八百万円に加え、水道会計、国民健康保険会計、介護保険会計などの特別会計の借入や運営費も、我々市民が一般会計と同じく負担していかなければなりません。

加えて、ごみ処理事業や介護事業などの広域事務組合、そして消

防組合、産婦人科病院会計などの負担すべき準元利償還金もありません。

すなわち、一般会計、特別会計、その他の企業会計の借入も全て市民がこれから長年にかけて返済しながら、それらを運営していかなければならない責任があります。

そればかりではありません。民間というなら連帯保証人と似たような制度に債務負担行為というものもあります。これは、金融機関が農業者に貸し付けた支援資金に係る利子補給とか、土地改良区に農業基盤整備資金として貸し付けた額の元利金の補給補助など、公共性を備えたいろいろな団体に対する債務負担行為なども含めて言うなら相当な額になるかと思えます。

これらのことからしても、いかに西之表市の財政状況は厳し過ぎる状況にあるかということをも市民の皆様方にもぜひ御認識をいただけたらという思いで御紹介をさせていただきました。

これらの現状を紹介した上で、またこうした逼迫した財政状況をお互いに共有認識していることを前提に一般質問に入ります。

まず最初の質問は、本市平成三十年度当初予算に計上している固定資産税現年課税分五億八千四百十五万円に占める償却資産のうち、太陽光発電施設に賦課した件数と税額及び発電量についての報告を求めまして、以下の質問は質問者席より行います。

〔税務課長 長吉輝久君〕

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

固定資産税額現年課税分五億八千四百十五万円に占める償却資産のうち、太陽光発電施設に賦課予定件数は二月末時点で二十一件、二十七施設、税額にして一千九百十九万円、発電量については三千七十六・二キロワットであります。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） たいま紹介をいただきました数字は、おおむね一年前の平成二十八年度の決算額に対し、課税件数、対象発電量及び税額ともに約二倍以上になっています。数字だけ見ますと、一定の評価に値する伸び率だと言えます。果たして成果なのかどうかも含め、課税件数、課税電力等については後ほど詳細に議論をいたします。

その前に、償却資産に係る固定資産税額の賦課に至るまでの全体的な流れを確認させていただきます。

償却資産を所有する事業者は、その資産の所在する市町村に、毎年一月一日現在で所有している資産について、毎年一月三十一日までに申告するように、地方税法第三百八十三条において義務づけられております。

そこで、お尋ねですが、今年一月三十一日現在の事業用償却資産申告書の送付件数、そして申告書の提出者の数、実績を報告をお願いします。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

平成三十年一月三十一日現在の事業所償却資産申告送付件数は九

百十二件で、申告提出数は七百六十五件となっております。以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

送付件数は新規事業者も含めて九百十二件、そして七百六十五件の方が申告書を提出したとの報告です。

すなわち、未提出者が百四十七件に上っております。すなわち、一六%以上の方が、償却資産を保有しながら申告していないこととなります。昨年も、おおむね百三十件以上の未提出者の事業所があったとの報告を受けた記憶があります。

お尋ねをいたします。それらの未提出事業者への対応についての実務実績を詳しく教えてください。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

未提出事業者の中には、資産の増減や異動がなく、昨年と同じ内容で申告しないケースもありますが、対象者には別途申告を促す文書を発送し、さらなる周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） えっと、去年のですね、十二月議会でも、同じような質問に対して、再度通知書等を送付して申告を促してまいりますというような答弁をいただきました。

私の調査結果です。平成二十九年二月一日から平成三十年二月二十八日までの十三カ月間、一通も再送付をしております。すなわち、未提出した事業者に対し、再送付するなどの働きかけを一切し

ないまま、資産の増減を全く確認しないまま、前年度の資料をもとに課税しているのが現状の実態のようであります。

もし異論があったら、課長、答弁してくださいね。

もう一点確認いたしますが、当局は、地方税法第三百五十四条の二第一項の規定において、所得税及び法人税に関する国税資料の閲覧もできることになっていますが、過年度において、担当課職員が税務署等に出向き、国税に関する資料等の閲覧するなどの調査実績があったのかどうか、教えてください。

○**税務課長（長吉輝久君）** 税務署への、何というんですか、資料への把握につきましてはですね、市税等については行っておりますので、市税等のその提出資料をもとに固定資産税の把握を行っているような状況でありますので、固定資産税係においてもですね、直接、税務資料等ですね、資料の把握に努めていきたいと考えております。

それと、あと催告書についてもですね、電話等の催促についても行っているような状況でありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○**一〇番（中野 周君）** 私が今ここで聞いているのはですね、償却資産に対する調査の実態等々を尋ねていきますので、その件に絞って答弁をいただかないと誤解を招くことになりますので、今後、よろしくお願いいたします。

このようにしてですね、法律でしっかりそのような手法も認めら

れておりますので、ぜひこういうものを活用してですね、未提出者、すなわち今後懸念される虚偽の申告等も含めてですね、ぜひ管理をしつかりしていただきたいと思っております。

次に進みますが、当局が現在把握している太陽光発電施設で、課税対象施設であるにもかかわらず、課税されていない施設の件数とその発電量の報告を求めます。

○**税務課長（長吉輝久君）** お答えいたします。

現在把握している太陽光発電施設は八施設ありますが、発電量等が不明であるため、電力会社等に照会をかけている状況であります。以上でございます。

○**一〇番（中野 周君）** ありがとうございます。

この八件についてもですね、二月の九日、聞き取りをしたところがゼロでした。それから約一カ月間の中に八件出てきたということは一定の進歩ではなからうかと思うところですが、今課長から説明いただいたように、今現在その課税をしているのは二十一件、二十七施設とかですね、あと八施設課税すべきものが出てきたと、こういうものをプラスしても三十件前後です。

参考までに私の調査結果を紹介しておきますが、メガ施設といわれる五百キロワット以上、千キロワットを超える施設も含めて、五件から六件はあります。このメガ施設の総発電量だけでも軽く五千キロワットを超えます。それからまた一般的な施設、十キロワットから五十キロワット未満の施設が五十施設あります。この五十施設

の総発電量だけで千三百八十キロワットに達します。今紹介したこの五十五ないし五十六施設だけでも六千五百キロワットには上りま  
す。このほかにもですね、五十キロワットを超えて五百キロワット  
未満の施設も相当数あります。これが、私が調べた実態です。

これらの情報をもとにですね、これまで何回か、担当課窓口でい  
ろいろすり合わせをしてみました。しかし、私と担当課職員の間  
ですね、問題意識の温度差があり過ぎたり、一方では、個人情報保  
護法という法律の壁で一向にらちが明かないのも実情でした。

いま一度はつきり申し上げますが、発電施設の数、件数というな  
らば、当局が把握している約三十件に比べて、私の調査結果では、  
ごく一般的な施設規模十キロワットから五十キロワットだけでも五  
十はあるんです。施設だけいってもですね。それにメガも五つ、六  
つは必ずあります。それから五百キロワット以下、五十キロワット  
以上というものも数多くあります。

それから、もう一点、角度を変えて、今度は発電量で比較してみ  
ますと、当局は、現在三千七十六キロワット、そして、今発覚した  
八件、八施設にいかほどの発電量か今調査中だということですが、  
それらをプラスしてもですね、私が知り得ているそのメガ施設の五  
千百キロワットにも満たない数字であります。そういうことが今  
の実情です。

こういうようですね、次の質問ですが、課税対象設備の把握手  
法、どのような手法でこういう資料を入手しているのか、教えてく

ださい。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

課税対象施設の把握については、経済産業省の情報公表用ウェブ  
サイトや法務局からの土地の地目異動、農地転用情報等を参考に現  
地確認を行い、さらには航空写真等で確認しております。また、  
市県民税申告の減価償却資産との突合により把握しております。

今後については、税務署に提出される国税資料の効率的な活用を  
図るとともに、必要な場合は事業所に税務署提出資料等の提出を求  
めるなどにより、実効性のある対応を行ってまいります。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ぜひですね、精力的にその把握に努めて  
いただいでですね、適正な賦課に努めていただきたいと思ってい  
るところです。

さっきのその施設の数にしてもですね、私が今知り得ている、今  
さっき報告したこの数以外にもですね、私が知り得ているのは西之  
表市に本当にある施設のほんの一部だと、私はそう思っているんで  
す。その三分の一にも満たないのが今課長が答弁している施設の数  
とか電力量ですので、いかにこの開きがあるかということをごひ理  
解していただきたいと思います。

それから、いろんな努力の結果ですね、入手したその貴重な資料  
をいかに活用して申告につなげていくかというのがあなた方の大き  
な責務だろうと思うんです。

そこで、参考になるかどうかわかりませんが、実例を二つほど紹介させていただきます。

これ、二、三日前に聞いた話です。西之表市在住の友人から聞いた話です。太陽光発電五十キロワットクラスの施設を平成二十八年七月に鹿児島県の志布志に一カ所、薩摩川内市に一カ所新規に設置したそうです。二カ所とも、申し合わせたように、その年のうちに償却資産申告の手引という冊子が郵送されてきたので、初年度である平成二十九年分から既に納税しているそうです。

一方、この同じ方です。今紹介した同じ方です。この鹿児島のように設置する三年前、平成二十五年に西之表市内に二カ所、五十キロワットクラス、同じような規模の施設を設置しているにもかかわらず、まだ一度も申告を促すような指導はなかったとのこと。もちろんその方はほかの市のこの手引を見て、本市にも平成二十九年分から納税をしているそうです。

それから、もう一件、私個人です。十二月議会でも紹介をいたしました。私、平成二十六年の五月か六月ごろ、二十三・四キロワットの施設を設置しました。償却資産になることを知らずにそのまま放置しておりましたが、去年、平成二十九年の十月ごろ、茶飲み話で固定資産税の話が出て、それも該当するやに聞いたもんですから、税務課で確認したところ、早急に、すぐに申告しなさいということ、去年十一月、申告をしております。

こういうふうですね、この実例からしても、この本市の償却資

産に対する取組姿勢及び指導の方法等、もう少し検討する必要があるように思えます。他の市や町の対応を参考にしながらですね、本市になじむようなマニュアル等を作成したりですね、改善する必要があるうかと考えるんですが、いかがでしょうか。

○税務課長（長吉輝久君） お答えいたします。

太陽光発電ですね、把握につきましては、どこの市町村におきましても厳しいような状況でありますので、また先進地の事例を参考にしながらですね、こちらとしてもですね、太陽光発電の把握とかなですね、償却資産の把握に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ぜひですね、精力的にお願いいたします。御承知のように、平成三十年地方税制改正案について、与党の税制改正大綱の地方税制関係の概要によりまして、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は今後も堅持すると明記しているように、償却資産に対する課税は、土地や家屋と同様、資産に対する税金です。

冒頭に申し上げましたとおり、本市の逼迫した財政状況から鑑みてもですね、特に精力的に慎重に対応すべき税目であり、同時に歳入確保、自主財源確保の貴重な税目でもあり、貴重な財源でございます。公平、公正な課税の見地からも、スピード感をもって償却資産である太陽光発電施設設置状況の適正な把握に努めていただき、

公平で適正な賦課に努めるべきと考えます。

特にお願いしたいことは、償却資産の申告はあくまでも自主申告制であるがゆえに、新規事業者には強制的には課税できないシステムでしょうから、公平性が保たれにくい税目だと考えられます。言いかえれば、申告しない限り課税できない制度があるゆえに、故意に申告しない市民もいるかも知れません。もしいるとしたならば、正直者がばかを見て、横着者が得を見ることになります。決して正直者がばかを見るようなまちであってはなりません。不正がまかり通るようなまちであつてもなりません。このように住みにくいまちにならないように、市民の意識改革及び職員の意識改革も必要ではなからうかと考えます。

また、必要によつてはですね、担当職員を増員するとか、業務を全て民間委託するとかなどの方法もぜひ御検討いただき、今以上に、一日も早く公平、公正で適正な賦課及び徴収が執行されますようお願いいたします。次に進みます。

現在課税している太陽光発電施設の課税額についてのお尋ねです。一キロワット当たりの税額の最高額と最低額、そして平均額を教えてください。

○**税務課長（長吉輝久君）** お答えいたします。

現在課税している太陽光発電施設の一キロワット当たりの税額の最高額は七千五百五十七円、最低額は二千百七十一円、平均額は四千八百十二円です。

以上です。

○**一〇番（中野 周君）** 最高額が七千五百五十七円、最低額が二千七百七十一円、平均が四千八百十二円との報告でしたが、この現在の課税額及び課税状況は公平性が保たれているとお考えなのかどうか、教えてください。

○**税務課長（長吉輝久君）** 太陽光パネルの一枚当たりの発電能力の差、国内業者又は海外業者による金額の違い等、または設置年度、さまざまな要因が考えられますので、取得価格に大きな差が出てくるので、やむを得ないと考えられております。

以上でございます。

○**一〇番（中野 周君）** やむを得ないというような答弁でございます。

参考までに紹介いたします。私が平成二十六年度に設置した私の施設、最高出力が二十三・四キロワットの施設ですが、償却資産の対象になる取得価格は八百三十三万五千六百円でしたので、一キロワット当たりの取得価格は三十五万六千二百二十二円になります。税額は、地方税法の附則第十五条第三十三項のあの軽減特例を活用しなかった場合、年額で十万一千八百七十七円になります。すなわち、一キロワット当たりに換算しますと四千三百五十三円になります。この施設の年間売り上げが三年間平均で約百二十万円ぐらいでした。金利、減価償却費などの経費を差し引いた雑所得が年間十五万円程度になります。

この実例からしてもですね、税額並びに所得金額が、今説明した最低額と最高額の違いは三・三倍にもなるんです。これがやむを得ないとするのであれば、正直者がばかを見るまちではなからうかと私は思うんです。

申告する場合、取得価格が評価額になりますよね。ですから、その取得額のある程度の市としての、例えば、住宅に、家に、木造は坪幾らとか鉄筋コンクリートは坪幾らとかいろんな評価額みたいな基準になるものがあるかと思うんです。例えば、土地も、路線価格によっていろいろ基準があるようにですね。こういう太陽光発電も含めてですね、ある程度その評価額みたいな、しっかりした市としての参考の基準額みたいなものも持っていてですね、そして市民の申告書を見て、これが果たして適正な申告なのかどうかっちゃうことも見きわめながら課税をしていただかないとですね、今言うように、三・三倍の開きがあってもいたし方ないというような答弁しかできない状況だと思うんです。

例えば、今説明したのは三・三倍でした。ところが、二月の九日ですね、同じような質問をして窓口で調べてみましたところが、二月九日現在の最高額が七千六百四十六円、最低が千二百九十一円という報告でした。このときの比較対象は五・九二三倍になります。六倍近く最低と最高が違っているんです。

それから、十二月議会であなたが答弁した最高額五千二百六十円、最低額千二百九十一円、これは四・〇七四倍になります。

こういうようなですね、非常にかけ離れた数字がいたし方ないというような形でもってですね、処理させていただくと、納税者である市民は、なかなかその公平さ、正直に申告している人が何かばかを見ているような感じにはせんかと思うんです。

例えば、同じ百キロワットの施設が隣にこうしてあったときですよ、ここの、右側の施設は百万円、税額が年間に。これが三・三倍の三百三十万円であったとしますよ。これでもっていたし方ないと言えるんでしょうかね。市長、いかがでしょうか。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

太陽光発電の施設の償却資産としての課税につきましては、今担当、税務課長も申し上げましたように、その実態の、実態というか、保有資産の正確な把握が難しいというところが現在の最大の課題であろうと思います。やむを得ないと申し上げたのは、その不公平なところがやむを得ないという意味ではございませんで、今の困難な状況からすると、議員御指摘の不公平な状況になっているところがやむを得ないと、そういう意味でありますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

○一〇番（中野 周君） 繰り返しになるやもわかりませんが、私は、この太陽光発電施設と風力発電施設の税額を比較しているわけではないんです。同じ西之表市に同じような太陽光発電を設置した事業者が、これほどまでの税額の開きがあつていいものかどうかと

いうことを追及しているわけです。

例えば、ソーラーパネルのメーカーの違いがあったとしてもですよ、または取り付け業者の違いがあるが、今のこの時代は、いつでもどこでも誰でも、必要に応じて正確な情報が一樣に閲覧できる現状であるにもかかわらず、取得額が三・三倍もの、四・五倍もの開きが生じる時代だと思いませんか。私には決して理解できません。

先ほども紹介したように、私の個人の施設、一キロワット当たり三十数万円以上、三十三万何千円ですが、そういうような一キロワット当たりの設備です。これが三倍も開くとですね、これを理解して設置する事業者がいるでしょうか。私には到底これはできません。理解ができません。

やっぱりこの太陽光発電施設の固定資産税の税額のさらなる公平性を追求するならばですね、日ごろから地方税法第三百五十三条及び第四百八条の規定に基づいて担当職員が発電事業者の事務所などを赴き、帳簿とか現物の確認を行う現地調査を行うとかですね、地方税法第三百五十四条の二の規定に基づいて所得税及び法人税に対する国税資料の閲覧など、あらかじめ一定のキロワット当たりの平均的な取得価格を導き出してですね、先ほども申し上げましたが、そういうものを参考にして、ぜひこの平準的なものを構築していただきたいと思います。

それでは、そういうことを切にお願いを申し上げまして、最後に、

地方税法第三百八十五条第一項、「固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪」という欄の説明をお願いいたします。

○**税務課長（長吉輝久君）** お答えいたします。

地方税法第三百八十五条は、固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪を記載しておりますが、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合は、罰金を科されることがあるとの規定であります。

以上でございます。

○**一〇番（中野 周君）** この法律は、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金を科すことができる規定をしております。

間違っても、今紹介してもらったこのような地方税法第三百八十五条をこのまちで執行することのないように、遅滞のない申告が自主的に行われるような適正な指導対策をぜひお願いをし、あわせて担当課の職員の方々には公平、公正で適正な賦課・徴収業務を遂行していただきますようお願いをいたしまして、次へ進みます。

次は、絶滅危惧種のハナサンゴモドキの保護、育成、活用について、前の議会でもいろいろお願いをしてあったことの確認になります。

まず、種子島固有種であるハナサンゴモドキの天然記念物指定への活動状況、経緯、見直し等について報告をお願いします。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○**社会教育課長（松下成悟君）** お答えいたします。

ハナサンゴモドキの天然記念物指定への活動状況につきましては、本年一月開催の西之表市文化財保護審議会の中でハナサンゴモドキについてのこれまでの経緯を報告し、協議後、種子島海域に分布する貴重なサンゴであるということで、種子島地区での県指定の天然記念物にしたほうがよいという意見が示されました。

その後、種子島一市二町共通理解をする上で、二月開催の種子島地区文化財保護審議会に追加協議ということで提案し、協議の結果、鹿児島県指定での天然記念物として県に打診することとなり、現在、申請に向けて準備をしているところであります。

また、これまでにかごしま水族館にも足を運び、ハナサンゴモドキの特性等について意見交換を行い、今後の調査等の協力も得たところでございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

申請に向けて今準備をしているというような報告でしたが、いづごろその申請が執行されるんでしょうか。

○社会教育課長（松下成悟君） はっきりした日にはございませぬが、なるべく早目に申請を出すように準備をいたしています。

○一〇番（中野 周君） まずはその天然記念物に指定をしていたことがですね、これからいろいろ問題になります保護の問題とかですね、育成の問題とか、非常に重要な冠になりますので、できるだけスピーディーに正確に天然記念物として指定をしていただき

ますように御尽力を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

次ですが、育成環境の保全策についてどのように、前の議会からどのような対応をとったのか、具体的に教えてください。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

育成環境の保全についての御質問でございますが、前回の御質問の中でもお答えをさせていただきましたけれども、海洋生物においては、海岸に流れ込む土砂などが大きなダメージを受ける要因の一つである場合がございます。各種公共事業等において、こういった土砂などの流出が起きないように、各関係課との連携を図りながら、環境に配慮した事業実施を求めてまいりたいと考えております。

また、希少生物を守るといふ部分につきましては、地球温暖化や環境汚染、森林伐採など、環境破壊問題という地球規模での課題にやっぱり一人一人が理解を示して、こつこつとできることから取り組んでいく必要があるところでございますが、今回の御質問の海洋生物への保全策についてはですね、ちょうどタベのニュースで、かごしま水族館内でハナサンゴモドキの繁殖に世界で初めて成功したというニュースがございましたけれども、その中でも地球温暖化の影響も受けやすいという説明がなされておりますので、本市といたしましても、地球温暖化防止への啓発活動や生活排水対策など、これまで同様、粛々と取り組んでまいりたいと考えております。

加えて、その他の要因等による危険発生が想定される場合につい

ては、庁内外の関係機関と情報を共有しながら、その都度、対応を検討していく必要があると考えております。

前回の議会の中の答弁の中で、一市二町ではどうかという御質問もありましたけど、まだ現在のところ、そこまで至っておりますが、社会教育課の動きも兼ね備えてですね、機会を見てそういった協議もしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

ぜひですね、この育成環境の保全に向けて、その取り組みをですね、強くしていただきたいのは、特にこの繁殖地、今たくさんあるところですね、犬城や等々が中種子町の圏内にあるもんですから、やっぱり種子島一市二町が横断的にスクラムを組んでですね、こういうような保全活動に向けた話し合い等々もぜひ積極的にやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） ハナサングモドキの保護、育成について、中種子町ですね、中種子町ないしはひよつとしたら南種子町もあるかもしれませんが、全島的な取組みにするために、各種協議会あるいは首長同士で会合する場もございますので、そこで前向きに検討、話し合いを続けていきたいと思えます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

今県に申請を予定しているのが、種子島近海におけるというような文言も入っているみたいですのでですね、やっぱり一市二町スク

ラムを組んで取り組んでいただきたいなと思うところでございます。それから、三番目に入ります。盗難予防対策の現状について。

残念ながら、今でもですね、ネット等で盗難とか販売等があるように見受けられます。非常に貴重な品種ですので、ぜひ保護をしていただきたいと思うんですけれども、その辺についてどのような対応策があったものかどうか、教えてください。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

盗難予防対策につきましての御質問でございますが、現状では、特に対策が講じられておりません。

今後は、市といたしましても、漁協、漁業者との情報提供それから収集等の御協力を得ながら、関係各課が協力しまして、市民による監視など、保護意識を高めるなど、盗難予防の対策を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 特に、この盗難予防に対するその対策の大きな鍵が、さっき言ったその天然記念物に対する指定があるのとないのと比較した場合ですね、全く結果が違いますが予想されますので、ぜひそちらのほうの申請を一日も早くお願いしたいと思えます。

観光資源としての取組状況についてお願いいたします。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

観光資源としての取組みにつきましては、十分に種子島の観光資源になり得ると認識しているところでございます。

先ほどからハナサンゴモドキの天然記念物の指定ですとか育成、環境への保全対策、盗難予防対策について議論されておりますが、観光に位置付ける上で、天然記念物指定、保護活動が最優先課題であると考えておりますので、現段階での観光資源としてのPRは、外部に情報を発信できるタイミングを見計らっている状況でございます。

PRを実施した場合は、観光パンフレット、各種ホームページ、ユーチューブ等動画での情報発信、旅行商品のたてつけ時に組み込むなど、実施する予定でございます。

内部においては、会議時に情報共有するなど実施しておりますので、今後も、関係課と情報共有を行いながら、活用方策について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

特にこの問題については、横断的な、例えば、各課、庁内の横断的な取組みとかですね、情報の共有とか、それから種子島一市二町を取り込んだ地域での取組み等々も非常に大事だと思うんです。ぜひ今後そういうことも念頭に置きながらですね、しっかりと情報共有しながらこの問題に取り組んでいただけたらと思いますの

で、よろしくお願いを申し上げます。

次の質問に入ります。農業の基盤強化策についてです。

これまでの取組状況と今後の中長期的計画等についてお知らせください。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

農業基盤強化対策の取組みの状況についての御質問です。

その強化の促進に必要な施設として、県営畑地帯総合整備事業五地区、県営中山間地域総合整備事業を実施してきているところがございます。

県営畑地帯総合整備事業において、土層改良を行うことにより、土地の疲弊による収量の低下が取り沙汰される中、優良農用地としての重要な要素となる土づくりについてその効果が期待されるころであります。

農道整備事業についても三地区を実施しております。

また、畑地かんがい施設が老朽化による突発的な故障が発生してきており、維持管理及び用排水供給に支障を来している現状に対応するため、平成二十八年より県営基幹水利施設ストックマネジメント事業に着手してきています。

今後の中長期計画であります。平成三十年新規事業中山間地域総合整備事業（西之表創生地区）、平成三十一年度は、新規事業農地整備事業（通作・保全）（住吉地区）として、住吉、能野、深川の基幹農道の補修等、保全工事の計画を予定しております。平成三

十四年度の新規事業につきましては、農地整備事業（現和地区）として、現和地区の基幹農道の整備を予定しております。

以上が平成二十九年農地整備事業管理計画で予定している事業でございます。

以上でございます。

〇一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

何といってもですね、本市にとって、大きな命題の一つが、この農業基盤の強化策ではなからうかと思う一人です。

そういうような中であつてですね、二番目の質問に入りますが、これまでの取組み等々も含めてですね、畑地帯総合整備事業とか中山間事業、それから地域農業水利施設ストックマネジメント事業、農地等補完保全整備事業、内容等、詳しく説明をしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

土地改良事業の事業内容について、詳しく説明させていただきます。

畑地帯総合整備事業の事業工期は平成二十六年から三十一年度で、安納下郷から現和浅川を除いた現和西俣、武部までの圃場整備地区内の畑地かんがい給水栓更新千四百五十九カ所、土層改良事業百十八・二ヘクタール、現和西俣、武部地区内の圃場整備地区内の道路改良舗装工事千四百七十五メートルを整備する事業であります。畑地帯総合整備事業（横山地区）の事業工期は平成二十八年度か

ら三十三年度で、横山地区内の圃場整備地区内の畑地かんがい給水栓更新四百三十カ所、土層改良四十・八ヘクタール、道路改良舗装工事四千二百メートルを整備する事業であります。

中山間地域総合整備事業（西之表創生地区）の事業工期は平成三十年代から三十六年度で、市内全域を対象とした農業生産基盤整備、農道十五路線、農業用排水施設整備七路線、圃場整備六団地と農村生活環境基盤整備、集落排水路整備二路線、集落防災安全施設整備一路線を整備する事業であります。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業の事業工期は平成二十三年度から二十七年で、昭和五十四年から平成十年において実施されました畑地帯総合整備事業（西京地区）で整備されました畑地かんがい施設における支川及び末端施設の空気弁、減圧弁、排泥弁、ポンプ、バルブ等の更新、整備、補修及び県単農道整備事業により整備されましたコイン給水場の整備、補修、更新を実施した事業でございます。

農地等補完保全整備事業の事業工期は平成二十年度から二十二年で、地域特産物のブランド化、経営の効率安定化、経営規模拡大による農業振興による地域活性化を図るために、バレイシヨ、豆類等の生産量拡大、商品化率の向上を実現するため、温度センサーつき寒暖散水自動バルブ装置を導入、バレイシヨ、豆類の販売量の増加と生産安定を図ることを目的として、三年間で温度センサー八十基、スプリンクラー十三セット、導水ホース十二本を導入した事

業でございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

次の質問に入りますけども、ストックマネジメント事業及び農地等補完保全整備事業等に係る備品とか物品の管理状況について御報告ください。

○農林水産課長（園田博己君） 各土地改良事業に係る備品、物品の管理状況について御説明をいたします。

地域農業水利施設ストックマネジメント事業等により整備、補修、更新された施設は西京畑地かんがい施設の一部であり、御質問なされている備品、物品というより、一体の施設と考えております。

農林水産課では、これらの事業など県営事業等で導入した土地改良施設等は、導入年度、県からの譲渡時期等々が異なることから、管理する台帳等の整理が十分ではございません。

今後は、財産管理課で取り組んでいる固定資産台帳の整備と歩調を合わせながら、畑地かんがい施設台帳として様式をそろえた上で、整備内容、整備記録、更新時期等、維持管理に必要なデータの整備を行い、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ちょっと早口でわからなかったんですけどね。備品、物品等の台帳等がないですよ、今現在ですね。今現在。

それで、今の説明では、一つの施設として管理していくんだというような説明だと思うんですが、この物品とか備品台帳が備えつけなくてもよいというような何か通達とか法令とかあるんでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 一般通例上、補助事業の場合は、適正な管理者のもとで管理するという附則がございます。規定がございますので、市としても、管理というと、先ほど管理する台帳の整理が十分でないという報告をいたしましたけども、ある程度の文書での整理をしているという状況ですので、先ほども言いましたが、その畑地かんがい施設の台帳としてしっかりとした様式をそろえまして、整備内容、整備記録、更新時期等、維持管理に必要なデータを整備をしっかりと行って、適正管理、維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） この備品台帳等がなくて、非常に私も戸惑ったんですけども、なかなかこれ、今、去年も今年もこのマネジメント事業で相当額なその事業が展開されているようです。そういう中ですね、この備品台帳、物品台帳がないということは、なかなか、いつ移設したものですね、何年経過したものか、それとまた過年度、何年前にどれほどの事業をかけてやったものかというのがなかなかさつと見れないような状況のように感じたもんですから、この辺のところの改善に向けた働きかけをお願いしたところでございましたので、もうぜひですね、担当がかわったとしても即わ

かるような、そういう管理状況を構築していただきたいなと思うところですが。

一つ教えてください。このストックマネジメント事業で、今、水槽を修理していますよね。あの水槽の底辺が遮水シート、シートになっっているんです。素人的には、コンクリートで張ったほうが非常に工事費も安くて、今後、その維持管理費も要らないような気もするんですけども、なぜ今のような防水シートでもって、この水槽があのような状況で設定されているのかどうか。これはもちろん県の事業でしょうから、設計の段階では、県でしたことでしょうかからわかりませんが、わかっている範囲内で結構ですので教えてください。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

当時の導入時期といえますか、建設当時の工法については、詳細な資料等、確認はしていませんのでございますけども、構造上の強度の確保をした上で、経済性、施工性の比較検討をして、適正な工法が合成ゴムシートの工法を用いたと推測しているところでございます。

また、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業についてもですね、県の農村整備課に問い合わせたところ、基本的には、この事業は、補修を目的に、施設の耐用年数を延ばすための事業でございます。まして、本来なら破れた箇所の補修を対応すべきでございますけど、今回、漏水箇所の特定が困難なため、国に全面張りの張り替えの申

請を平成二十九年度に行いまして、承認を得て工事を実施しております。その補修工事についても、先ほど申し上げましたように、経済比較を行って決定をいたしているという回答を得ているところでございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） 例えば、今年もこの事業が計画されているんでしょうかね。

○農林水産課長（園田博己君） このファームポンドの補修等については、本年度が随時予定をしているというところでございます。

○一〇番（中野 周君） こういうような事業をするときですね、例えばまたこれも、後年度、何年も大事に使うべき施設でしょうか、例えば、防水シートじゃなくてコンクリートにするとかですね、そういうような専門的な分野でも検討をぜひ進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 申しわけありません。私の事業の説明がちょっと不足しておりました。

このストックマネジメント事業については、機能向上を目的にしております。要するに、耐用年数を延ばすための事業でございますので、改修でコンクリート張りをしないのはなぜかというところでございますけども、この事業自体がコンクリート張りをするということは機能向上になるというところで、ストックマネジメントの対象になっていないというところでございます。

また、先ほども言いましたように、経済比較を行ったようでありますので、そのデータ的にはですね、底版のコンクリート張りをしなると、概算で二千二百六十万円ほどかかるみたいでございます。現設計工法の合成ゴムシート工法でいきますと一千五百万円程度というところで、七百万円程度の安価になるというところで現計画の工法が決定されたと聞いております。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

農業経営合理化対策事業の中に、農業次世代人材投資資金として、今年度も四千五十万円計上していますが、これまでの青年就農給付金事業も含めて、これまでの実績及び今後の見通し等についてお尋ねいたします。

○農林水産課長（園田博己君） 農業次世代人材投資資金のこれまでの実績と今後の見込みについて御説明いたします。

平成二十四年度に青年就農給付金として創設され、平成二十九年に農業次世代人材投資資金と名称が変わりました。

その実績は、平成二十四年度は、交付者十六名、交付金二千四百万円、平成二十五年度、交付者二十名、交付額二千九百十二万五千円、平成二十六年度は、交付者二十四名、交付額四千八百万円、次年度の前倒し分の交付も含んでおります。平成二十七年度は、交付者二十七名、交付額二千五百五十万円、平成二十八年度は、交付

者三十一名、交付額四千四百二十五万円でございます。

次に、見込みでございますが、平成二十九年度は、交付者二十八名、交付額三千九百七十五万四千六百八十八円、平成三十年度は、交付者二十五名、交付額三千六百七十五万円を見込んでおります。

また、交付後は、半年に一度の報告書の提出や年三回から六回、作物によって回数が異なるわけですが、指導農業者等によります圃場の巡回を行い、早く経営が安定するように、県の機関、市、JAなど関係機関と協力して指導を行っているところでございます。

特に、平成二十九年度の法改正において、対象となります新規就農者の要件にですね、次世代を担う農業者となることを志向するという文言が追加されておまして、資金の交付を受けることを目的としているのではなく、自らの経営を発展させようとする意欲があり、そのために努力している新規就農者に対して本事業を活用した支援が行われていくものと考えております。今後、ますます採択要件が厳しくなっていくものと予想されているところでございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

この農業次世代人材投資資金というのは、平たく言うと、後継者育成というふうに理解してもよろしいんでしょうかね。

○農林水産課長（園田博己君） 新規就農者の育成、それを図ることによって、農業者、担い手を育成していこうという考え方の資金でございます。

○一〇番（中野 周君） そういう意味からしてですね、これ、以前は、青年就農給付金とかいう名称でこの事業がなされてきたと思うんですが、この事業、青年就農給付金事業が発足してから何年ぐらいたっているんでしょうかね、今。

○農林水産課長（園田博己君） えっと、平成二十四年度から始まっていますので、丸、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、六年目でございます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

それで、その中で、まだたった六年しかたっていないということ、実績とか後追いの調査というのなかなか含みがあつて大変でしょうけども、課長の判断で構いませんが、こういう効能という分野について、効能、こういう事業を展開した実績、成果等をどのように判断しているのか、教えていただけませんか。

○農林水産課長（園田博己君） この資金といますか、給付制度につきましては、新規就農を確保するまでは有効な対策だったと評価しております。

しかし、先ほど後半のほうで説明したように、やっぱり自ら経営を発展しようという意欲が、やっぱり努力が必要でございますので、そういう努力を持たせる指導が大変なのかなという認識を持っておられます。

以上でございます。

○一〇番（中野 周君） ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で中野周君の質問は終了いたしました。ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時十五分ごろより再開いたします。

午後二時休憩

午後二時十六分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） お疲れさまです。和田香穂里でございます。

通告書に従って一般質問を行います。

先週の土曜日に、自然と共生するスマートエコアイランド種子島シンポジウムに参加させていただきました。東京大学を初め、名立たる大学の先生方、学生の方々が次世代へつなぐ持続可能なまちづくりに向けてさまざまな取組みをされていることに感動し、同時に非常に刺激を受けました。

また、種子島高校の生徒による発表は、諸先生方も感心されるすばらしいものでした。キーワードの一つは、帰ってきたいたねがし

まんまという言葉で、一度はふるさとを離れても、豊かな自然と人情あふれる今と変わらないこのままの種子島にいつかは帰ってきたという思いを込めた言葉でした。けれど、何もしないままでは島のよさは持続できずに衰退してしまう。では、何が必要かということとを高校生が真剣に考えて、彼らなりの答えを提示してくれました。「市長、よろしくお願いします」と話を振られた市長は、私のところからはその表情は拝見できませんでしたが、恐らくたじたじたものではなにかと思います。

そしてまた、講師の一人は、行政、特に首長の姿勢が肝心、首長の考え一つで決まってしまうことがあると、非常に重要で意味深長な指摘をされていました。

さて、新年度に向けて、第六次長期振興計画に基づいたさまざまな計画案、事業案が立案、検討され、今回の定例会においても上程されており、市長の施政方針も第六次長期振興計画をもとに打ち出されたものと理解していますので、島内の高校生や島外の学術研究者の課題解決への熱意に応えて余りある「島の宝が育つまち」を目指す施政方針に沿って伺ってまいります。

まず、三ページにある「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」についてですが、これは第六次長期振興計画の重点プロジェクトの一つである西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標をスライドしたものであると理解しております。

では、一番です。実際にはどのような希望が市長のもとに届いて

いるか、当事者のニーズの把握状況をお答えください。

以下の質問は質問者席より行います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員のおっしゃったシンポジウムの件では、私も高校生の発表に大変感銘を受けました。我々の後輩たちが立派な考えを堂々と披露したことについては、まことに頼もしく感じたところであります。

また、議員の皆様からの叱咤激励についても、私へのエールと申して邁進してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、お尋ねの点にお答えをいたします。結婚、出産、子育ての件で、どのような希望が市民から届いているかとの御質問であります。

市民アンケートの結果を見ますと、子育て世代からは、経済的負担の軽減や保育園、幼稚園、小中学校の設備など施設面での環境整備といったものを望む声が多くなっております。

また、結婚については、地方創生住民評価会議の委員や校区の役員の皆様から、市の婚活事業を継続してほしいという要望、御意見をいただいております。

このアンケートの詳細な部分については担当のほうからお答えをいたしたいと思います。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） それでは、市民アンケートの結果について御報告をさせていただきます。

これは、中学生以下の子供がおられる方々への質問となっております。「子育てしやすい環境が整っている」と思われる割合が五三・六%、「どちらかといえばそう思わない」また「全くそう思わない」と答えた方が三三・六%となっております。残り一二・七%の方は「わからない」と答えている方々でございます。

また、子育てしやすい環境が整っていないと思う理由について、先ほど市長も述べられましたが、一番目に、子育てに関する経済的負担が大きい、二番目に、保育園や幼稚園、小中学校の設備など施設面での環境整備が不十分、三番目につきましては、子育て支援サービスが不十分、四番目は、職場や地域等で周囲の人の子育てに対する理解が少ないという回答になっております。

また、医療機関は整っているかという質問に対して、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせますと二八・七%、「どちらかといえばそう思わない」、「全くそう思わない」と回答された方が五四・八%となっております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） アンケートの結果ということなので、具体的に市長のもとにこうしてほしい、ああしてほしいということが届いているというようなお答えではなかったんですが、いずれにしても、いろいろなニーズがあると思います。

この希望、ニーズに対してマッチする施策や今後の取組みの具体的な目標などをお示しいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 安心して出産できるためには、周産期医療について長期的、安定的に確保していく必要があります。本市にあります種子島産婦人科医院組合がその大きな役割を担っているところであります。現在のところ、産科医一名体制でございます。随時、鹿児島大学から医師派遣や種子島医療センターからの小児科・麻酔科医の支援を受けながら対応しているところです。組合としては、産科医複数の体制を希望しておりますので、市としても、二人目の産科医の確保に努めているところであります。

そのほか、補足する点につきましては担当のほうから御説明申し上げます。

「地域支援課長 上妻誠一君」

○地域支援課長（上妻誠一君） まず、結婚についてでございます。結婚につきましては、毎年、市内の若手男女有志で実行委員会を組織して、婚活イベントを実施しております。参加男性は市内の独身男性として、参加女性は島内外に広く呼びかけております。

また、本市では、独自に西之表市婚活応援プロジェクト事業を行っており、世話人の協力をいただきながら、お見合い形式での出会いの場を提供しております。

目標といたしましては、イベントや見合いでのカップル成立を目指しており、西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略での数値は、

二〇一五年度カップル成立の現状値二件を二〇一九年度の目標値五件と設定しているところでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） それなりに一応政策目標は設定がされていると思うんですが、ここで市長に伺いたいのは、西之表市で結婚してよかった、出産してよかった、子育てができてよかったと実感できるために必要なことは何だとお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 結婚、出産、子育てそれぞれの時点ですかったと実感できるためにはということですが、結婚については、夫婦間のことで、他人に言うのとはわかるようなものもあるかもしれませんが。はばかるということではないですかね。総じて、子供の成長に喜びを感じるというのが実感につながるのだと思います。

ということではありますけれども、子育ての不安というものがやはり若い世代では大きいと思います。いろんな要素がありますけれども、そのそういう不安を取り除く、そういう地域をつくり上げるというのが地域、市民全体であり、また行政の果たす役割に通じるものであろうかなと思います。

結婚、妊娠、出産、子育てそれぞれのライフステージにおいて切れ目なく支援できる体制を整える、いつでも相談できる人がいる、一緒に結婚や子供の成長を喜んでくれる人がいる、あるいは困ったら助けてくれる人がいる、そういう人と人とのつながりを大切に育

ていかなければならない。そういうことが感じられる市にしていることが肝要であろうかなと思います。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 今お伺いしたお答えは、多分、西之表市ではなくて、どこにいてもそうであるべきだというお答えだとは思いますが、市長がこれからいろいろお示しになる中で、西之表市ならではのよかったが確認できたらいいなと今思っているところがございますが、四番に移ります。

子育て支援に関して、保育園や放課後児童クラブの充実が欠かれないことは施政方針に示されているとおりでですが、その充実のためには、働く職員の処遇改善、特に賃金を上げることが欠かせないというところまで視野に入れていただいているでしょうか。人材の継続的な確保や職員の資質の向上が子供たちの健全な育成を支え、現場が充実し、子育てを支える力になります。保育園や放課後児童クラブの職員の処遇改善に関して、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

人材確保の面からも、職員の処遇の改善というのは重要なことであると認識いたしております。引き続き働く人たちの処遇が改善されるよう努めてまいりたいと考えます。

改善につきましてはさまざまな観点、論点もございますので、それぞれの所管課のほうから御説明をいたします。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

まず、保育所等で働く保育士等の処遇改善についてでございます。現状の状況を御説明をさせていただきます。

国において、子育て、介護の環境整備として処遇改善措置を実施しております。平成二十九年度におきましては、二%相当の処遇改善を行うとともに、保育士としての技能、経験を積んだ職員について、全産業の女性労働者との賃金差がなくなるよう四万円程度の追加的な処遇改善を実施しております。

これまでも、国の加算に基づきまして、市としては、施設給付費に処遇改善分を加算して各法人に交付しているところでございます。続きまして放課後児童クラブにつきましてでございますが、市が法人等に運営を委託している放課後児童クラブの支援員、補助員の賃金額の設定についてでございますが、それぞれの児童クラブの判断になります。開設当初のお願いとして、市の賃金格付表の保育士を基準に設定をさせていただくように依頼をしているところでございます。

平成三十年度の取組みになります。支援員のキャリアアップ処遇改善事業分を予算計上しているところでございます。これは経験年数により支給するもので、五年未満の方に年額十二万四千円、五年以上の方に年額二十四万八千円を支給するもので、総額百七十三万六千円を計上しております。

放課後児童クラブの運営は利用児童数にも大きく左右されること

から、引き続き各クラブの運営状況、利用児童数の推移を注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） ただいま処遇改善にいろいろ加算等があるということは伺いました。これが本当に、何というんですか、人材確保、資質向上につながることを願いますが、先ほど市長の答えの中には、種子島産婦人科に関することが出てきました。離島に限らず、多くの自治体で産婦人科医療の衰退が問題にされている中で、私たちの種子島においては、この種子島産婦人科の存在によって、地元で、あるいは里帰りして安心して出産に臨めると。この体制、異例ともいえる喜ばしい状況だと思っております。今後も、一市二町が協力して種子島産婦人科を支え盛り立てていきたいものだと思います。

また、十八歳までの医療費の無料化が実現し、新年度からは給食費も一部無償化される予定ということで、子育て支援も着実に充実が図られてきていて、行政の努力が実っていくことはうれしい限りです。

さらにニーズを掘り起こし、特に妊娠中から出産、子育てにつながる切れ目のない支援体制、これは先ほど市長のお言葉にありました。この切れ目のない支援体制の整備や子ども医療費の窓口無料化、給食費の完全無償化などより一層の施策の充実によって、結婚、出産、子育ての希望をかなえ、人口減少に歯どめをかけ、生産年齢人

口の増加を図ることは、市の活性化に必要不可欠だと思えます。

また、昨年の質問で取り上げた子供の貧困問題、世帯の生活が苦しい状況になっても子供にはつらい思いをさせない西之表市のまちづくりを推進していただきたいと思えます。

さて、人口減少への対策としては、移住定住の促進がこれまでも重要な課題と位置付けられてきました。

施政方針においては、五ページに「引き続き情報発信を進め、空き家バンク等による住宅の確保に努め」とあります。質疑でも伺ったところですが、さらに市長の見解や姿勢を伺っていききたいと思えます。

まず、空き家バンクによる住宅の確保以外に、主に移住者に向けた取組み、移住者が利用できる制度にはどのようなものがあるのか、その活用状況はどうかをお示しくください。

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

移住者に向けた取組みといたしましては、年間五回程度、国や県が都市部で主催する移住関連セミナー等に参加し、移住相談対応を行っております。

相談内容につきましては、住宅や仕事、生活関連情報などございます。

また、庁内において、窓口や電話での相談対応も行ってまいります。移住者が活用できる補助事業といたしましては、大字への若者世代の誘導策として実施しております定住促進事業の利用が可能でござ

います。

平成二十九年度において本事業を申請された世帯は十二件であります。市外から転入の利用は、新築住宅の建設が一件、リフォーム補助が二件となっております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 情報発信のほうを伺いたいと思えます。

今セミナーのお話もあつたんですが、えっとですね、市のホームページから移住支援情報サイトというところを見ますと、正直、これだけでは積極的に住んでみようという気にならないというのが私個人の正直な感想です。もちろん人によって受けとめ方は違うと思うんですが、目新しい情報は少なく、利用できる魅力的な支援制度も住宅支援以外に余り見当たらず、ぜひ来てという熱意も余り伝わってこないように感じます。何事も第一印象でのつかみは大事です。

今、移住を考える人は、ほぼ一〇〇%インターネットで情報を収集すると思えますので、サイトを充実させることは肝心かなめだと思えますが、今後、どのような展開を考えているでしょうか。

また、移住セミナーのことも伺いたかったんですが、今お話がありましたので、そのセミナーの開催やセミナーでの対応、電話対応等も含めて、今後、移住希望者の心に響く情報発信をどのように展開していくのかをお聞かせください。

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

移住希望者への情報発信につきましては、市のホームページ及び定住サイト、地域おこし協力隊のフェイスブックにより情報提供をしているところでございます。

また、空き家バンク事業開始に伴い、新たに賃貸物件の情報提供ができるウエブサイトを構築し、定住サイトからリンクできるようにしております。

平成二十九年四月から既に五千件を超えるアクセス件数となっております、一定の成果は出ているものと思っております。

また、移住希望者は、本市が発信している情報だけではなくて、市民の方々や民間団体等が発信しているウエブサイトやSNS、YouTube等によりさまざまな情報を取得していると思われるので、それらを参考にし、今後も関係部署と連携を図りながら、引き続きよりよい情報提供に努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） そうですね。えっと、ほかの自治体の移住サイト等をのぞいてみますと、例えば、移住にかかる費用を全額負担しますとか、五年住み続けたらその家も土地も差し上げますといった、かなり思い切りのいい支援策を掲げているところもあるんですが、逆に、例えば、妊婦健康診断の受診費の補助、出産祝い金、十八歳までの医療費無料化などといった、その自治体に住んでいれば当たり前に受けられる制度を前面に出して子育て支援や暮らしやすさをアピールしているところもあるようです。

同じ制度でも、情報提供に当たったっての効果的な演出が必要とか、効果的に演出することで、おっと、つかみをね、がちり握るところもできるのではないかと思いますので、そういった工夫をしていただきたいと思います。

そして、三番ですが、昨日の質疑のお答えでは、平成二十五年から今年度の一月までの移住の方の人数を伺ったんですけども、確実に増加傾向であると。

しかしながら、せっかく移住してきてくださっても、何らかの理由で転出してしまう場合もあるようで、それが個人的な事情によるものなのか、それとも西之表市での暮らしが望ましい形にならなかったからなのか、深く突っ込んで把握することはなかなか難しいとは思いますが、転入、転出や出産、死亡等を含めて、移住者に絞った人口移動の状況や移住者に絞った生活満足度などの実態把握は行われているのでしょうか、お聞かせください。

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

議員の御質問ですね、異動の状況につきましてはですね、転入者全て移住者と限らないことから、把握が難しいためですね、移住相談をした方と転入者リストを照合し人数の把握を行っております。今御指摘のような、より正確ですね、状況をですね、把握するため、先月ですね、二月一日より転入の手続の際にアンケート調査を実施したところでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） ありがとうございます。

そうですね、転入時のアンケートというのとはとてもいいなと思います。

そして、移住の決め手の一つとしては、新しい暮らしのスタートを後押しする、ちよつとお得かな、ちよつとうれいなと感じてもらえる仕組みも必要なのではないかと思えます。

例えば、移住祝いとして、現金は無理でも、例えばむじよか商品券を差上げるとか、鉄砲館のパスポートを発行する、トッピー乗船のクーポン券、あるいは移住者限定、期間限定の割引や特典が受けられるカードの発行など、私もいろいろなアイデアの提案をいただいております。

そのほかにも、この島に、西之表市に住んでみたい、住み続けたいと思つてもらえるために何が必要か、それをどのように充実させていくかについてはまだまだ調査検討の余地があつて、Uターン、Iターンの経験者、希望者など、当事者の声をもつともつと聞く必要があると思えます。

また、若者や子育て世代だけではなく、シニア向けの移住定住支援も十分検討に値すると思えます。大都市圏で人気のある田舎暮らしのテレビ番組や雑誌の記事で見るのは、ほとんどが定年退職をされた還暦世代なんですね。過疎化、高齢化が進む地域では、その還暦世代も十分に若手として喜ばれ、地域の活性化に一役買っている例も少なくありません。よくよく考えてみれば、市長もUターンの

すばらしい実例ではないかと考えるとありますが、ぜひシニア移住にも目を向け手を差し伸べていただきたいと思えます。

移住者獲得競争は自治体間で激化する一方で、種子島はいいところですが、住むところは支援しませんが、さまざまに掛けを考へ、実現させて、一人でも多くの方の移住の夢をかなえていくことが市の大きな課題に対する一つの答えになっていくのではないかと思います。

次に、地域振興について。これは、六ページに四行、いささ寂しいんですが、一応喫緊の課題であると位置付けられています。

実際に、昨年三月末における状況では、限界集落といわれる六十五歳以上の割合が五〇%を超える集落、つまり、高齢化率五〇%以上の限界集落が九十六集落中二十七集落で二八%、五年後に限界集落となる六十五歳以上の人口の割合が五〇%を超える集落は五十七集落で六割に迫ります。

施政方針では、五年先、十年先を見据えるとありますが、現時点で三割弱、五年先には六割の集落が限界集落になるという現実を前にすると、多くの集落が今このときの支援を必要としている地域であると考へますが、そういう地域への対応として何が行われているか、お示しくください。

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

今支援を必要としている地域といたしましては一番人口の少ない中割校区であり、昨年度、旧鴻峰小学校を交流拠点施設として整備

し、高齢者の集いや地域の会議等で活用していただいているところがございます。

また、地域住民が主体となり、地域内において必要最低限の生活サービスが受けられるよう活動を行っており、市としまして、地域の話し合いに参加し、助言指導などの支援を行っているところがございます。

また、他の地域におきましても、地域活性化交付金や課題チャレンジ交付金等による財政支援、外からの視点による課題発見と解決策を探るため、地域おこし協力隊を派遣して人的支援等を行っております。

今後、区長や自治会長、地域の方々との意見交換を重ねながら、それぞれの地域に合った支援を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 非常に厳しい状況で、いろいろな課題があると思います。ここで地域支援課の果たす役割に対する期待は大きいものだと考えますが、本議会で示されている機構改革案においては、地域支援課の所管する内容として、移住定住に関することと男女共同参画に関することが追加されました。

これによって課の業務量が増え、職員の負担が大きくなり過ぎるということはないのでしょうか。新しい体制をどのように考えているかという点を含め、市長にお考えを伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） 今回の組織改革については、先般、議案を議決いただきました、まことにありがとうございます。

今度の機構改革に沿って、業務量、事務分掌の業務の組替えもいたしております。そういう中で、所管する内容が追加されたり、あるいはなくなったりというか、移動したりするところも出てくるわけですが、職員が負担が大きくならないように、なり過ぎないかという御質問ですけれども、業務量に応じて職員配置をするのといたしておりますので、大丈夫ではなからうかと考えております。

○七番（和田香穂里さん） ただいまのお答えでは、業務量に応じてということではありましたが、それではですね、この男女共同参画、内容ですね、男女共同参画に関する内容を地域支援課が所管する意味について、どのような考え方から地域支援課なのか、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 今回の機構改革におきまして、地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につなげていくためには、男女を問わず、その個性と能力を十分に発揮することが地域再生につながるという考え方があります。そういう位置付けで地域支援課協働推進係へ移管したところであります。

○七番（和田香穂里さん） それではですね、四番、地域支援課として、男女共同参画についてどのような取組みを行っていくのか、第三次西之表市男女共同参画基本計画を前提に具体的な方針や事業

の展開に対する市長のお考えをお示しく下さい。

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

具体的な取組みの方針や事業展開についての御質問ですが、第三次西之表市男女共同参画基本計画において、重点目標ごとに施策の方向性と概要及び担当となる課を設定しております。

具体的な取組みについては、これから担当課で見出しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） えっとですね、ただいまあったように、具体的にはこれから取り組みますということ、つまりは、まだ決まっていませんよというところにおいて市長のお考えを伺いたかったんですが。

えっと、実はですね、第六次長期振興計画において、地域に関する分野には男女共同参画は盛り込まれていません。地域の人材育成等に関して、高齢者や女性の活躍という言葉は使われているんですが、男女共同参画に関するものは行政分野に組み込まれて、男女が社会の対等なパートナーとしてまちづくりに参画できるように男女共同参画の浸透を図りますとあって、関連計画として第三次西之表市男女共同参画基本計画が挙げられています。

このことから考えると、地域支援課が担当部署となることは、長期振興計画との整合性の面でどうなのでしょう。市長はどうかお考えですか。

○市長（八板俊輔君） 男女共同参画に関する仕事の担当課をどこにするかということで、地域支援課に今回移したわけでありませけれども、実は、地域支援課が創設された時点では、これが平成二十三年四月でございますけれども、男女共同参画に関する業務は、当時の市民活動支援係にございました。平成二十七年の機構改革時に人権問題分野として市民生活課市民相談係に移管されたという経緯がございます。

そういう中ですね、これまで、議員御指摘のように、男女共同参画に関する市としての取組みも少々弱かったかもしれませんが。その点を反省しまして、今回、新たに再度地域支援課に組み込んで精力的に取り組んでまいりたいと、そういう考えでございます。

○七番（和田香穂里さん） 男女共同参画社会基本法で定められている地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する」と定められています。この区域の特性に応じたというところから見れば、その地域支援課ということもあながち全く方向違いではないのかもしれませんが。

また、第二次計画においてこの責務が十分に果たされてきたかどうかという検証は必要だと思っておりますが、今市長のほうから取組みも弱かったかもしれませんというお答えがありましたので、ここについては、今後、しっかり第三次基本計画を実効性あるものにする

ためにも、担当所管課の再検討はともかくですが、全庁的な取組みの見直し等を含めより適切な対応が行われることを強く求めて、この項を終わりにします。

次に、馬毛島についてです。先月十六日に米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会が解散となりました。また、施政方針にあるとおり、馬毛島活用に係る報告書によって馬毛島の利活用案が示され、国の動きはいま一つ見えてこない中で、市長の新たな動きが注目されているところですが、

そこで、一番、まず、協議会解散について市長から経緯の説明を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

御承知のとおり、その協議会は、平成三十年二月十六日に解散いたしました。それに至る経緯といたしましては、昨年、平成二十九年十二月二十六日の第二回協議会臨時総会に際して、中種子町長及び南種子町長が離脱の意向を表明したことがございました。この問題の主たる地域である種子島の一市二町のうち、三分の二の自治体が離脱したという状況になりました、この協議会を存続させることは困難であるという見解に一致したところであります。そういうことで、二月十六日に解散総会を行ったところであります。

しかし、今後とも、この問題は依然として熊毛地域の重要な問題であると思っております。引き続き他の自治体とも連携し情報共有に努め、住民に正確で十分な情報をタイムリーに提供していくこと

を基本としたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） それは、この解散について、市民に対してはいつどのように報告されたのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

協議会の当日、報道機関の取材も受けました。また、その後、いろんなところでお会いする市民の方に問われた場合には、その都度、この説明をいたしております。

また、今回、こうして議員に御質問を受けて説明をすることによって、その説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 本来であれば、解散直後に市民に向けてやはりそれなりの発表があるべき、あってしかるべきであったのではないかと私は考えるところですが、中種子・南種子各町議会がまず離脱し、その後、各町長も離脱の意思を表明し、ということによって解散に至ったわけですが、協議会の会長として、恐らく市長はニュートラルな立場で協議会を保とうとされたのではないかと、ニュートラルな立場に意味があったのかどうか、どのように評価されているか、お聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 意味はあったと考えております。

私が本協議会の会長となりましたのが平成二十九年の五月十七日の通常総会でありました。中種子町長及び南種子町長が、これまでは反対色が強かった協議会、協議会が反対色が強いということでは

離脱も辞さないというような意向を表明されました。

これを受けて、本問題は熊毛地域全体の問題であり、熊毛地域の関係自治体が連携して取り組んでいくことが肝要であるということから、当協議会において、賛成、反対を問わず郡民に正確な情報を提供することを前提とすべきであると、そういう意見にまとまってきた経緯がございます。

そういう協議会の方向性を示して、一度は意見の一致を見たところでありますけれども、既に離脱していた中種子町議会及び南種子町議会の再加入についても働きかけをすることを確認して、理解を求める、そういう努力をしてきたところです。

ところが、残念ながら、そういう方向にはならなかった。それまでの協議会全体としての反対色を払拭できないですとかそういう理由をもとに、また秋以降、解散に向けたそういう意見が出てきたと、というような流れで解散のやむなきに至ったわけでありまして、熊毛地域として中立的な情報収集の活動を行う必要があるということについては、これは変わらない見解でございました。

そうした中で、意味があったのはですね、その後、地権者とお会いしたりして、市の保有する学校用地のところ、渡島して管理を全うすることが、管理の作業をすることができたことなどもございます。そういう意味では、意味があったと考えております。

○七番（和田香穂里さん） えっと、今のお答えですと、協議会の会長としてのニュートラルな立場には正直余り効果がなかったの

はないかと私は受けとめたんですが、ただ、おっしゃったとおり、立場や考え方は違っても、一市三町での情報の共有等は今後も重要なことだと思いますので、ぜひその辺の協力はしていただきたいと思います。

次に移ります。

十二月の一般質問では、ニュートラルな立場で得られた情報は必要な場所、機会を捉えて市民に提供すると答弁されましたが、協議会が解散し、活用案が提示された今こそ、市民への情報提供に必要必要な場所、機会であるはずだと私は思います。これまでニュートラルな立場で得られた情報をぜひお示しいただきたいと思っております。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

昨年の五月の協議会の通常総会において、情報収集のため国との意見交換会などを行う方向性を決定いたしました。その後、調整をする中で、防衛省と昨年の八月末に意見交換をする計画を立てていたところがあります。

しかし、その事前打ち合わせや今後の協議会活動について具体的な検討を行うために開催した八月九日の第一回臨時総会において、反対色の、あ、えっと、ニュートラルな立場によって得られた情報ということでございますですね。

これについては、この協議会としてニュートラルな立場をとることを表明した後に、地権者と話をすることがございまして、ここ八

年間上陸することができなかった馬毛島に上陸することができました。それは、本市の所有する土地であります馬毛島小中学校跡地の管理保全ないしは利活用の観点から地権者にその渡島の必要性を申し上げたところ、その調査活動を行うことができましたので、そういう、そこで、学校の現状ですとか今の学校用地の現状、それから建物の管理補修の方向性等を考える上で貴重な情報が得られたと、そういうふうを考えております。

○議長（永田 章君） ちよつとしばらく休憩します。

午後三時三分休憩

午後三時六分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○市長（八板俊輔君） 先ほどの答弁は少し違っておりますので、もう一度、答弁をし直したいと思います。

ニュートラルな立場によつてその得られた情報があったかどうかということでありませけれども、昨年五月の協議会の通常総会そして八月九日の臨時総会というふうに協議会の意見交換が続いたことは先ほど述べたとおりでございます。

十二月の第二回臨時総会で解散の方向が示されましたのは先ほどの説明のとおりであり、協議会全体としては、結果として情報の収集ができなかったということになるかと思えます。

途中の過程では、熊毛一体として動いて防衛省との意見交換をしようということでもまとまった時期もございましたけれども、その後の状況の変化で、協議会としての情報は得られてはおりませんでした。

そういうふうには答弁をしたいと思います。

○七番（和田香穂里さん） 協議会の会長としてのニュートラルな立場以外にも、市長は、市長としてニュートラルな立場と表明されていまして、市長としてニュートラルな立場で国や防衛省からの情報は何か得られていますか、お聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 市長としてニュートラルな立場でというふうに申し上げたことはございません。

○七番（和田香穂里さん） それでは、利活用案の件に移らせていただきます。

利活用案には希望あふれる豊かな夢が描かれていると感じましたが、ですが、このままではあどけない子供の夢と同じとも感じました。行政が企画立案するということは、夢をただ描くだけではなく、実現することが大前提です。そして、実現のためには幾つもの課題があります。

質疑でも構想実現の条件を伺いましたが、地権者の理解を得ること以外には具体性がないお答えでした。具体的に誰もが考える最大な課題の一つとしては、実現にはお金がかかるということだと思います。

そこで、伺いますが、利活用案の実現のために、どれくらいの費用を見積もっておられますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 御説明をいたします。

平成三十年度予算では、馬毛島における体験活動の準備費用として、備船料や謝金、食料費、消耗品など六十五万七千円を計上しております。

内容といたしましては、教育及び観光的な活用を展開し、馬毛島の自然や歴史など、市民に知っていただく取組みとなります。

馬毛島の活用計画においては、宇宙関連事業の展開、馬毛島自然保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置、馬毛島における体験活動の実施などを定めております。

実施に当たっては地権者の理解が不可欠でありますので、今後も、地権者へ事業内容等の細やかで根気強い説明を行っていく必要があると考えております。

当面の利活用にかかる費用は、先ほど御説明いたしました馬毛島における体験活動に係る準備費用等になりますが、将来的には、宿泊を伴う体験や条件を整えば宇宙関連事業、これは国策との連動となりますが、馬毛島自然保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置も考えており、その費用についても、旅費や消耗品費、施設改修に係る費用として、现阶段ではおよそ一億円近い事業費も想定しているところ です。

ただし、これについては、まず馬毛島の持つ自然、歴史、文化的

価値や水産の漁場としての価値など十分な情報の提供を行いながら、利活用計画についても十分周知し、幅広い市民の御意見を確認しながら進めていくことが前提であると考えております。皆様の理解をいただきながら、一步一步進めてまいりたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 今一億円という金額が提示されたんですが、費用がかかる、当然のことです。そして、そうになると、財源が必要です。厳しい財政状況で、待ったなしの課題が山積している中、どのように財源を確保するのでしょうか、お聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 御説明いたします。

議員御指摘のとおり、脆弱な財政基盤である本市におきましては、この問題は非常に悩ましいものであります。他の事業同様、財源確保としては補助事業の活用などが考えられますが、馬毛島に係る考えが国や地権者と乖離している状況下での補助事業の活用はなかなか難しいと思われま す。

このことから、トラストなどの展開を検討していきたいと考えております。トラストの活動を行うことで、馬毛島の課題を世界に情報発信していくとともに、活動資金の一部とできればと考えております。

○七番（和田香穂里さん） トラストのお答えがいただけたので、六番にスムーズにつながります。

これ、このトラストという運動がどういふものであるのか、ごく簡単な御説明をいただきたいのですね、トラスト運動というのは、

そもそも土地の利用や自然保護の観点から見てふさわしくない状況への対抗策として行われてきた歴史があります。乱開発などに反対し、自然や文化を守る明確な意思のもとに展開される、特に、地元以外の方々に対しては、自然や文化の継承を阻むものに反対する明確な意思や立場の表明がないと、賛同を得るのは難しいと思います。

したがって、例えば、ニュートラルな立場での取組みというのはあり得ないと考えますが、馬毛島でトラストに取り組む具体的な構想と実現性をそのもととなる姿勢、立場とあわせてお答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島活用に係る事業につきましては、一般財源を用いて展開していくことは市の財政上も非常に厳しいことであると考えております。同時に、仮にそれを行う場合においても、まず議会や市民の意見を幅広く確認し、賛同を得ていく必要があります。

馬毛島トラストの構想ですが、馬毛島の自然環境や歴史、文化的な価値を後世に残すべき貴重な財産として世界中に発信し、あわせて馬毛島に係る問題を伝えていくには、トラストは有効な手段であると考えております。

トラストにつきましては今後の検討課題であり、トラストを行っている団体や日本ナショナル・トラスト協会などに事業内容や手法について確認作業を進める必要があります。現段階ではまだ活用の具体的可能性が図れない状況でございますので、実現性に言及する段階ではないかもしれません。ただ、それに向けて努力をしてまい

りたいということでございます。

○七番（和田香穂里さん） それではですね、この馬毛島の利活用において、九九%以上が他人の土地である点はこれまでも何度も指摘されていて、報告書においても、地権者への説明が重要であると記されています。現実問題として、現在の土地所有の状況で、地権者の意向や地権者企業が抱える問題も考えたときに、利活用の展望は本来にあるというふうにお考えでしょうか。ある、なしで結構です。お答えください。

○市長（八板俊輔君） あると考えております。

○七番（和田香穂里さん） 当然ですね。そこでないと言ってしまうのは、この利活用案は水泡に帰すんですが。

では、地権者の合意以上に利活用の実現の最大の障壁となるのが日米合意だと思います。ツー・プラス・ツーに明記されている以上、馬毛島は恒久的なFCLP施設の候補地であり続けます。財源が何であれ、馬毛島の利活用のためにお金を使っても、このFCLPのですね、施設建設に至れば、全て水泡に帰すこととなります。税金が無駄に使われるということですが、継続中で、かつ重大なこの点をどう考えていらっしゃるか、市長の見解をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

平成二十三年六月二十一日に日米両政府がツー・プラス・ツーを開催し、共同文書に馬毛島がFCLP訓練の恒久的な施設になると明記されて以降、この問題は市民の大きな関心事となっております、市

民の間においてもさまざまな意見が交わされているところですが。

今回、私の公約であります馬毛島の活用計画案をお示しいたしましたけれども、この計画が多くの市民が馬毛島に係る議論をさらに深めるためのきっかけになることは、市民とともに本市のまちづくりを進めていく上で大変意義のあることだと考えております。

御指摘のとおり、ツー・プラス・ツーの合意事項は現在もなお継続中であります。しかし、今本市がやるべきことは、馬毛島問題について交錯する情報を整理し、それを土台に、後世に残すための馬毛島という資産について住民とともに考えていくことであると思っております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 情報を整理しというお答えもあつたんですが、ぜひ市長には整理して発言していただきたいと思えます。

ですね、もしもこのFCLP施設や他の軍事に関連する施設ができることになればですね、今回示されたどの案の利活用も当然できません。基地のある地域で、各種の調査研究や子供たちの体験活動が許されるはずありません。それは自衛隊施設でも同じことだと思います。軍事関連施設や国防関連施設の建設と市長がふさわしいと考える利活用案とは完全に相反するものだと思います。もちろんトラストの案にも矛盾すると思います。

協議会も解散に至った今、利活用案を示した市長の今後の立場、姿勢を、軍事施設絶対反対という公約も踏まえて改めて明確にお示

しただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員の御指摘を待つまでもなく、FCLP訓練施設等は、今回市が取りまとめた馬毛島の利活用計画と相反するものであります。かつ、本市が検討に入ろうとしているトラストの趣旨からも大きく乖離しているという点は御指摘のとおりであります。

確かに米軍基地等馬毛島移設問題対策協議会も本年二月をもって解散したところではありますけれども、昨年から何度となく申し上げておりますとおり、この問題に関し私が必要だと思っているのは、さまざまな情報を収集、整理し、市民や郡民にお知らせをした上でしっかりと議論を行い、方向性を定めることであり、その観点から言えば、今後とも引き続き関係自治体と連携して情報共有に努め、住民に正確かつ十分な情報をタイムリーに提供していくという方向性に変更はございません。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 今後も情報収集、整理、そして市民に伝え、関係自治体と協力してというところは、今日の伺った中では一つも示されなかったというふうに思っておりますので、今後の努力に期待するところです。

さて、最後の問題、介護保険事業と地域福祉について伺ってまいります。

介護保険料が今回上がるという条例案が出ています。基準額が月

に五百円上がります。年額では、第一段階から第九段階まであるんですが、第一段階に関しては現行額に据え置きですね。第二段階もですね。ですが、年額で四千五百円から、第九段階では何と一万円も上がるんです。

介護が必要になった人を支えるという保険制度ではありません。そして、みんなで介護が必要になった人を支えましょうという中で、高齢化が進む自治体では保険料を低く抑えることは確かに難しいとは思いますが、一方で、要支援一・二の実質的な介護保険制度からの切り捨てや特別養護老人ホームの入所基準の変更、その他介護サービスを利用しにくくなっていく現状において、地域包括ケアシステムの推進は、地域で支え合い、介護が必要になっても住みなれた地域で暮らし続けられることを目的としています。地域への介護の押しつけとなっていく面があることも一つの現実で、高齢化、過疎化の進む地域では地域で老々介護という状況を招くというふうにも言われています。

そういった状況の中で、施政方針において表明されている介護サービスの充実とは何か。昨日の質疑では、地域密着型サービスと在宅サービスだということは理解しましたが、充実の内容がよくわかりませんでしたので、この上がり続ける保険料に見合うと感ぜられ、要介護になっても安心して暮らせる介護サービスの内容になるのかどうか、お答えいただきたいと思えます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

平成三十年度から平成三十二年度までの介護保険料につきまして、この期間における要介護者等に対する必要な介護給付費の見込みから算出しているところです。

高齢者の増加に伴い、要支援、要介護の認定率も増加見込みではありますが、介護予防の効果も踏まえて、自然増よりは緩やかに見込んでいくところでございます。それでも必要と思われる給付確保のためには、保険料の増額を提案せざるを得なかったところでございます。

被保険者の皆様に負担増をお願いすることになるわけですが、保険者としたしましては、高齢者の介護需要に過不足なく応えられるよう、また高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送り続けられるよう、行政、事業所、地域、その他関係機関が連携し支えていく体制の整備を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 今後、具体的な面について伺っていきたいと思いますが、この介護問題について考える際に、家族や介護施設等の職員、あるいは地域の方々等介護する側に対する支援も必要だと思えます。

西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画にも挙げられているところですが、家族介護者への支援として、一層の充実を図るために従前と変わった点をお示し

ください。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

本市においては、要介護・要支援認定を受けている方の中でも、認知症の診断を受けている高齢者が七百人程度と、高齢者の七人から八人に一人が認知症という状況を踏まえまして、家族介護交流事業の記述の中に、認知症高齢者を介護している家族に対する心身のリフレッシュを図る機会の記述について、今回新たに記述させていただきますところでございます。

既に、百合砂診療所の協力を得まして、二カ月に一回程度の割合で認知症のカフェを開催し、認知症である本人や介護している家族の健康診断や交流会を通じまして心身のリフレッシュを図る機会を設けてはおりますが、それ以外の場所でもこのような機会を設けることができないか、検討をしているところでございます。

以上でございます。

○七番（和田香穂里さん） 同じく、計画には介護人材の確保及び資質の向上が挙げられていますが、やはり人材確保について保育の面でも伺ったのと同様に、介護従事者の処遇改善、特に賃金を上げることが不可欠なんです、恐らくこれに対して返ってくる答えは処遇改善手当、国の出しているその施策以外にはないだろうと思うんですけども、市長、何かほかにありますか。市独自のものが。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

議員のおっしゃるとおりでございます。はい。

○七番（和田香穂里さん） そうですね。

ただですね、時間がないので、大変申しわけないんですが、次の地域福祉について、市民総合相談係の設置についてお伺いしたかったんですが、いずれにしても、複合的な困り事の相談を適切な支援に結びつけるにも、やはり的確な人材の配置、そして育成が求められると思います。

いろんなところで人材の不足そして資質の向上が言われているところではあるんですが、それに対して、やはり市長、どういった方向性を持って進めていくかをちょっとお聞かせいただいてよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 各方面における人材の確保というのは、今後とも、市職員の採用に始まり、それから市内の各機関の人材の確保という面でも支援を続けることとあわせて努力を続けていきたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 地域福祉についての質問を残してしまつたのは申しわけございません。

ただ、この市民総合相談係については、やはりいわゆるワンストップの窓口になるかと思えます。これについて、ハード面、ソフト面も含め、そして人材の配置も含め、羊頭狗肉にならないように、しっかりとした計画、企画等、準備をもとに運営されることを望み、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしました。

ました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十五時四十分ごろより再開いたします。

午後三時二十九分休憩

午後三時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） こんにちは。生田直弘です。よろしくお願いたします。

それでは、一般質問通告書に従いまして、行財政改革と地域産業と農林水産業の振興をテーマに、大きく四つの項目について質問をさせていただきます。

一つ目は、機構改革に伴う市役所全体の行財政改革についてですが、右肩上がりでの国からの交付金が増えていく時代と異なり、創意工夫と実行力とやる気のある地方自治体に国の予算がより多く配分されるという地方自治体間競争の時代に入ってきている状況下、機構改革を含めて、時代や環境の変化に沿ってスピーディーに対応することは、今後、西之表市が生き残っていくためにも大切なことだと私は考えます。

そこで、お尋ねします。今般の機構改革について、組織の内部的には、新体制における市長、副市長のリーダーシップや組織運営に期待するところでありますが、機構改革後、市民が受け取る行政サービスはどのように向上するのか、期待される効果をお聞かせください。

以下は質問席からお尋ねします。

「総務課長 大瀬浩一郎君」

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

機構改革で期待される効果ということですが、全体的な大きなくくりで話をいたしますと、実効性がある政策推進体制ができるということ、企画課というところをつくっておりますけれども、その中で、市長の政策推進の部分と計画の調整の部分に分かれまして、実効的なものができるように配置してございます。

で、新たに行革を配置してございますので、行革の体制と一緒に政策推進の仕組みができるというのがその実効性の部分で、それによって迅速な意思決定ができるという部分で市民のサービスの向上するというのが期待されると思います。

実際的に目に見えてわかりやすいのは、先ほどもちょっと議論がございましたけれども、やはり市民総合相談窓口というのがございまして、そのところで相談員が複数配置されますので、金銭的なお困り事とか健康的なこと、あるいは子供さんたちのお困り事、そういったことが連携をとられながらいろいろ対応できていくということ

とが期待される効果で挙げられるかと思えます。

大体以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 組織のすね、改革によって迅速な意思決定ができるということはまさにそのとおりだと思いますし、それによって、間接的というか、その意思決定できることが市民生活の向上につながるということなんですけれども、もう少し、すみません、具体的に、直接的なところは市民相談のところということではあるんですが、もう少し直接的にすね、市民が受け取る行政サービスはどのように向上するかということをお聞かせいただけますか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 直接的な部分で一番近いのは、先ほどの市民総合相談窓口かと思うんですけども、今度、健康保険の分野を分けまして、窓口に近い部分と高齢者への対策が打ちやすいような支援する部分に分けましたので、そういったところに関しましても、市民が一番近いところで効果が出る分野ではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） わかりました。やってみたいとわからないということもたくさんあると思いますし、迅速に意思決定ができる、実効性がきちつと行革の中でも担保されていくということがですね、本当に直接市民が受け取る行政サービスがすね、向上していくというふうなことを、今の答弁をしっかり受けとめまして、その実効性をフォローしていきたいと思えますので、ぜひ機構改革後のです

ね、新体制のもと、行政一丸となってしっかりと市民の福祉向上を図られますようお願いいたします。

次に、実務面における所管課内の業務の整理、統合の方向性についてですが、今回の機構改革で、市役所内の全体の経営会議的なものというのは七つぐらいあったかと思うんですけども、それが大きく三つに整理統合したということだと思います。

その行革、何か組織を改革していくときの整理し、設計し、直すという行革の実務作業を行うにはすね、会議体の中身をいま一度精査し、棚卸しをして業務の整理統合をするという過程があったはずです。

会議体の棚卸しができるのであれば、今後は、所管課内の業務の棚卸しもできるのではないのでしょうか、当局の見解を求めます。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

業務の棚卸しあるいは事務事業というふうに言ってもいいかと思うんですけども、そこら辺の中身についてはすね、確かに整理が必要な部分だと思います。

今回も、長期振興計画を策定する時点で事務事業の整理に取り組んだ部分もあったんですけども、残念ながら、まだ完全にできたかというところ、なかなか難しい面があるかと思えます。

いま一度、その業務の定義あるいは事務事業の定義づけというのをすね、さらに、今、行政経営課のほうでやっておりますけれども、行政経営課で今取り組みも継続してございますので、ぜひ定義づけを

終えた上で、庁内職員が共通認識を持ってそれに取り組めるような体制に進めていけたらと考えてございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。しっかりと願います。

私はですね、所管課内の業務の棚卸しをすることで、さらに特定できた簡易作業的な業務ですね、それに加えて、平易な企画・調整・連携業務というのは、まちづくり公社等への外注、いわゆるワークシェアといわれるものなんですけれども、これを積極的に視野に入れるということを提案したいと思います。

なぜなら、今後、そうしていかないとですね、再編に伴いまして、先ほど市長は業務の量に応じてきちつとその分担がされているということではあるんですけども、実際、今の話を聞くと、まだまだちよつと手が入っていないところがあるということでしたので、業務だけがスライドをして人の手当てができないというふうな問題が起きたりしますと、現在の職員の人数では仕事が回らなくなったり、その結果、仕事や市民サービスの質が低下されるなどの懸念があるからです。

そこで、お尋ねします。市役所業務の一部を外注しているまちづくり公社の今後の運用の方向性についてお聞かせください。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。えっと、議員のおっしゃいますように、なかなかその業務だけが

増えていって整理ができないというのは一番の困り事の問題としてございます。

その解消策にもなるかもしれませんが、まちづくり公社の今後の運用の方向性ということですけども、公社の目的自体は、行政事務の支援及び地域振興のための事業を行うことというふうに定義されてございます。

で、現段階で、この中で、三年間の取組みの中で、行政事務の支援というものに関しましては、ありがたいことに職員の皆さんがなれてきましたんで、大分効率的にやっていただけのようになりました。

で、平成二十九年度の総会等の議論でもあったんですけども、先ほど議員からも御指摘もありましたように、地域振興のためのちよつとした企画とかですね、そういったところへの何か取組みが少しかつてきたらいいというのが今課題として取り組んでいる分野でございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 方向性はわかりました。ありがとうございます。

私はですね、公社で受けた業務をさらに細分化して、例えば一時間であるとか二時間単位にしまして、そうすることでですね、公社がその部分を埋めることができる人や団体を柔軟的に募集しまして、地域社会の中に経済性を伴った役割分担の輪を広げることができる

と思うんです。はい。

そうすればですね、元気なのに、年齢制限とかによってですね、仕事を通じた社会とのつながりが少なくなってしまうがちなですね、高齢者の方が引きこもることなくですね、社会とのつながりを得るきっかけの一助となると思いますし、また、少額であっても、経済的な恩恵があることで意欲や責任感や持続性が増すと考えます。そのことは元気な高齢者の方々が増えていく環境づくりにも寄与するものと私は考えられるのですが、そんなふうには考えられないでしょうか。

まちづくり公社ですので、このまちづくりというのはそういう側面があると思うんですけども、市長、見解、お願いします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

まちづくり公社の活用については、市の行政事務の効率化あるいは民間活力の利用によってその公社の役割を、仕事を増やすということは、市としても期待しているところでございます。

公社自体は、副市長が理事長としております。で、事務局長は総務課長が兼務し、事務局次長を市の職員から派遣しているという状況でありますけども、こういう状況をさらに民間の色の強い組織にしていくように将来は持っていきたいと考えております。

そうすることによって、また民間の知恵と人材も活用しながら、雇用の面でも確保の面でも貢献することになると思いますので、そ

ういう方向で市としても支援を続けてまいりたいと考えております。○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

今ちよつと御答弁いただきました力強い組織にしていくという、将来的には民間としての活力を期待しているというところではあるわけなんですけども、具体的にそのスケジュールというか、将来といったときに、どのくらいの時間軸で、五年なのか十年なのか、それとももう二年、三年ぐらいの時間軸の中で見ていらっしゃるのか、もしありましたらお願いします。

○市長（八板俊輔君） 具体的な時間軸のところは今お示しすることはできませんけれども、なるべく早い段階で実現に向けて努力したいと考えております。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

行財政改革におけるですね、部分におきましては、ぜひ、企画立案をしたりとか何かを推進していく際にはですね、その内容がその目先のことだけではなくてほかの課題にもつながっていくような、横断的に拡張性のある視点を持つてですね、企画、運営、執行されますようお願いしたいと思います。

それでは、続きまして地域産業及び農林水産業の振興についてお尋ねしていきたいと思えます。

まず、地元にて人が定着し、当市に人が転入し、出ていかない状況をつくるためには、地元の経済の活性化が喫緊の課題であります。そのためには、地域産業及び農林水産業の振興が大変重要になつ

てくると私は強く考えておりまして、これまでの議会において政策提言や要望等をさせていただきました。

この平成二十九年内の本件に関連する当局からの答弁を受けまして、検討状況と進捗状況をお聞きしていきたいと思いますが、一つ目、企業、研究機関等の誘致活動についてです。

市長の施政方針に反映されておりますとおり、宇宙関連産業の誘致も企業誘致の中には含まれていくものと理解しておりますが、検討状況と現在の進捗状況をお聞かせください。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

宇宙関連産業の誘致につきましては、庁内若手職員による検討チームにおいて提案されました県と連携した国への要請活動や情報収集等の活用計画も踏まえまして、関係課とも連携をしながら企業誘致につながるよう検討してまいりたいと考えております。

具体的には、現在、IT、ICTを活用した企業立地の協議を複数進めておりまして、今後、関連企業を巻き込んだ形で集積化していく予定でございます。

働き方改革が示されている方向性、地域の実情、課題解決につながるようなことを目的としておりますが、これらの企業ですとかほかに連携しております大学、これらに対しまして、関連のある宇宙関連企業への切り口として打診をさせていただいております。

ただ、現在、まだ具体的なお話はいただいていないところが現状

でございます。

今後、全てのかかわりのあるネットワークを駆使しながら、この宇宙関連企業への誘致活動を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況はわかりました。ありがとうございます。

昨年の議会内の本会議や各委員会内で、宇宙関連産業の分野については、主に次の三つを私のほうから共有させていただきました。

一つ目、民間への規制緩和等がなされた二〇一六年に宇宙活動法が整備されたこと、二つ目、鹿児島県が宇宙関連産業の企業誘致に係る予算を計上したこと、そして三つ目、小型民間ロケットの打ち上げに係る宇宙開発産業の誘致の可能性等についてです。これらは、昨年二月以降、繰り返しお伝えしたところであります。

そこで、二〇一八年、今年ですね、一月二十六日の報道を少し共有したいと思います。今までは宇宙関連産業の施設のない和歌山県の串本町が、当該宇宙活動法の整備の後、大手民間企業複数社が共同で立ち上げた宇宙開発企業の誘致に成功し、二〇二一年には打ち上げができそうだという報道がございました。この宇宙開発企業が日本初の民間ロケット発射場を建設し、発射場建設の事業費は数十億円になる見込みだそうです。

和歌山県の串本町と比べると、赤道にも近く、軌道投入角度の燃

料消費量等の観点からすると、小型ロケットの発射場等という観点からしますと、西之表市はとても優位にあります。

そこで、お尋ねします。二〇一六年の宇宙活動法の成立以降、これまで私からの質疑や政策提言に対して当局はどのように受けとめていたのか、そしてどのように対応していたのか、お聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

御案内の宇宙活動法は、宇宙開発への民間の参入を促進させるために、人工衛星の打ち上げを許可制にするともに、打ち上げ失敗による損害賠償保険制度への加入の義務づけや保険を上回る損害の政府補填について定めたものであります。これによって、宇宙ビジネスへの参入や事業の拡大が期待されるところであります。

昨年も議員から御案内いただきましたけれども、県におきましては、宇宙開発など近未来技術特区の実現で、研究機関の誘致と関連産業の企業誘致を図ることを重点的に取り組むこととしております。県議会の論議の中でも、特区制度等に係る国の動向も踏まえて、種子島地域も含めた積極的な研究機関等の誘致に取り組んでいくと答弁のあったところでもあります。

これまで、宇宙開発関連としましては、広域的取組みとして、種子島屋久島振興協議会が中心となつて、本地区への航空宇宙関連産業の立地支援や宇宙往還機も、あるいは機材の再使用の計画なども含んだ施設設置について、県宇宙開発促進協議会とも連携し、国な

どもにも要請を行っております。

さらに少し踏み込んで、種子島への特区の可能性、それから研究機関の誘致等について、引き続き県の取組みを促していく必要があると考えております。

本市といたしましても、今後も、馬毛島の活用手法の一つとして計画に掲載してもおりますし、高等教育機関の宇宙関連産業の人材育成に資する展開の可能性などの調査もしながら、関連産業の誘致につながる仕組みを検討してまいります。

議員御指摘の串本の事例も参考にしながら、研究を深めてまいりたいと思います。

○議長（永田 章君） ここで、議長からお願いをいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。力強いお言葉、ありがとうございます。

民間の動きはとても早いです。法律の規制緩和により新たなビジネスチャンスが生まれることというのは間違いありません。そうした規制緩和や民間の動きを的確に捉え、新たな税収のパイプをつくるという、つまり、知恵を使って収入を増やすことというのは、行政の活動においてもとても大切なことだと私は常々考えております。この民間小型ロケット打ち上げの分野につきましては、今後、兆単位、億じゃなくですね、兆単位の市場規模になると予想される分

野でもありますので、アンテナを高くして、新たな税収獲得の道を切り開いていくためのチャンスと捉えていただきたく、お願いいたします。

それでは、二つ目の訪日外国人旅行者の誘致の質問に移ります。

日本全体の消費人口が減少傾向にある中で、二〇二〇年の東京オリンピックに向けて、日本政府は、国を挙げて、海外からの外国人旅行者四千万人の目標の実現に向けて誘致活動をさまざまな面で積極的に進めています。

日本政府観光局の統計では、二〇一七年二月現在の最新の速報値で、累計二千八百六十八万人の外国人が日本を訪れていると発表されています。そのうち一%、いや〇・一%の外国人の旅行者の往来をつかむことができれば、一%で年間二十八・六九万人、〇・一%でも約三万人の旅行者が増えるわけです。

机上での計算のように単純にはいきませんが、全体の九九・九%の流れを失ったとしても、全体のたった〇・一%の流れを押さえるだけでも、西之表市の既存産業への経済波及効果は相当プラスに働くものと私は強く考えるところであります。そんなふうには考えられないでしょうか。

西之表市の最上位計画である第六次長期振興計画にも、訪日外国人旅行者の誘致を盛り込んでいただいたことが、これは本当にとてますばらしい考えだと思います。

ついでには、現在の事業推進に係る検討状況と展開の進捗をお聞か

せください。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず、訪日外国人旅行者の誘致につきましては、まず議員のおっしゃるとおり、我々もそのようなことを目標に取り組んでまいりたいと思っております。

また、平成二十九年第四回定例会におきまして回答しましたとおり、今年度実施している種子島滞在型観光促進事業の中で、アニメツーリズム、サイクルツーリズム、インバウンドにつながるような事業を展開しておりますが、今年度は、旅行商品ですとか滞在プランの企画開発を中心に行っております。これらを踏まえ、次年度以降も継続して取り組んでいくこととしております。

これまで観光業関係者との意見交換ですとか、留学生を活用したモニターツアー等を行いながら観光需要の把握や分析を行ってきましたが、ターゲットとしましては、鹿児島県に飛行機の直行便が就航している国や地域、台湾、香港、上海、中国、韓国を中心に、ロングステイを好む欧州についても視野に入れながら進めていくべきだと判断しているところです。

そこで、次年度に、種子島滞在型観光促進事業の中で外国人観光客滞在促進プロモーション事業として盛り込み、外国の旅行会社の事前視察や海外向けテレビを活用した情報発信、食をキーワードとした事業を展開していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況はわかりました。ありがとうございます。

前回のですね、十二月の議会定例会において、外国人旅行者の誘致に成功している自治体の事例をですね、共有させていただきました。

こちらですね、御紹介しました自治体のほうは、実践的に、取組みの過程の中で、官民が一体になってしっかり入り込み客の分析を行い、対象国を絞って資源を投入し、粘り強く誘致活動を展開したことも奏功しているようですけれども、市長、このあたりにつきましてみ解をお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

近年、我が国への訪日外国人が増えていることは御指摘のとおりでありまして、やはりアジア、中国、台湾、それから韓国というところが多いわけですが、そのほか欧米の日本への関心も高まっているやに伺っております。

特に、最近ではやはり種子島にも、中国ないしは台湾、韓国あたりの打診的な種子島を訪れたいという要望がですね、少しずつ来ておりますので、それは日本全体の傾向と一致しております。それをしっかり受けとめて、地元の経済浮揚に結びつけたいと。

そのためには、まず受入態勢、インフラもありますけれども、インフラ、それから国内での種子島への航空便ですとか航路その辺の補強というのにも必要になってくるかと思えます。

もう一つは、二〇二〇年に東京オリンピック・パラリンピックが予定されておるわけですが、例えば、種子島との縁の深いポルトガルないしはポルトガル語圏のチームの合宿誘致ですとかそういう可能性も探るように、大使館等にもお願いしながら、そういう種子島へのインバウンド獲得に向けて努力をしていきたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

いろんなところでですね、具体的に、交通の部分の補強等ですね、についても、既に御検討並びに頭の中に入れて展開されていくという市長からの強いお言葉もありましたので、期待したいと思えます。私はですね、本当にこの今の西之表市の職員の力なら地元の関係機関としっかりと協力して誘致ができると、期待を持って見ておりますので、ぜひ西之表市内の既存産業が活性化する起爆剤の一つとして、引き続き積極的にですね、事業推進を図られますよう、切にお願い申し上げます。

はい、それでは、次の三つ目です。分散型エネルギーインフラマスタートプラン推進事業についてお尋ねします。

この事業はですね、表題のとおり、ちよつとやや片仮名が多くて難しい言い方をしているようですね、内容もちよつとやや難しく見受けられるんですけども、誤解を恐れずにわかりやすく全体のイメージをイメージ的に申し上げるならば、西之表市内にふん尿等の有機物がたくさん発生するので、大きな肥だめをつくって、

それで処理しようという方向性の事業というふうに理解しております。

また、ここではわかりやすく肥だめというような言い方をしましたけれども、近代的な肥だめ施設ができることにより、農業分野を中心とした西之表市の次の三つの課題を解決しようという話なのではないかというふうに考えているところであります。

一つ目は、畜産部門から生じるふん尿による地域の悪臭問題、海や河川の水質汚染、それに加えて水産業への影響、また畜産部門の労働環境等を解決しようというところが一点目。

二つ目はですね、ふん尿処理の環境が整うことで、増頭等により畜産部門の生産性を上げていきたいと思います。

そして、三つ目が、処理する際に出てくる液肥を畑の肥やしにして、肥料代を節約しながら農作物の分野の振興を図りましょうという話だというふうに思っておるわけです。

昔と違うのは、進歩した科学技術を使って、この肥だめという言い方をしますけども、肥だめの中でふん尿が発酵する際に出てくるガスを利用して、地域で生まれた燃料、エネルギーとして地域社会に循環させて利用しようという話だと思っております。ここまでは、十年、二十年前の技術導入や設備資金に係る補助金制度等を使っていますね、というものが存在しております。

しかし、さらに進んで、少し前と国の制度面で違うのは、市長も以前お話しいただきましたけれども、二〇一一年の三月の原発事故

等をきっかけに、最近では、地域の資源を使って生まれたエネルギーで電気をつくれれば、国が固定価格で買い取りますよという制度が二〇一七年にできました。特に、天候に左右されない、こうした大きな肥だめというまた言い方をしますけど、から出てくるメタン発酵ガスを利用した電力というのは、太陽光や風力と違って安定電源にもなるので、高値で買い取りますというのがここ数年の流れなわけです。

こうした制度ができたので、この国の制度をうまく利用すれば、さきに述べた農業を中心とした肥だめやガスの発生装置等の施設の維持管理費が賄える、うまく維持管理していけばおつりが来て、電気やガスを得ることで得られる収入や固定資産が得られて、西之表市の財源にとってプラスに働く可能性があるのではないかと、そして、発生するガスについては、将来、水素社会の実現にも利用できる可能性があるのではないかと提言しているのであります。

すみません。ここまでは、この件に関して提言している内容の全体像をイメージ化できるように、市民の方々にもわかりやすく整理しておさらいをさせていただいたわけですけれども、専門的な知見を既にお持ちの方については、ややちよっとお聞き苦しい点があり、失礼したかと思われませんが、少しわかりやすい説明をしてほしいというお声もいただきましたので、少々長くなりましたが、整理する時間をいただきました。

さて、質問に入ります。

一つ目、昨年十二月の答弁で、先進視察をしたとお聞きしました。その際の考察内容をお聞かせください。

「行政経営課課長補佐 下川昭代さん」

○行政経営課課長補佐（下川昭代さん） 御説明いたします。

議員御案内のとおり、昨年の十一月三十日から十二月一日にかけて、分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランの推進検討委員会の委員五名及び事務局二名の計七名で京都府の南丹市及び京丹波町に訪問をして、有機廃棄物系バイオマス施設、それから木質バイオマス施設の視察を行いました。

南丹市のほうでは、有機廃棄物系バイオマス施設である南丹市八木バイオエコロジーセンターを視察し、ふん尿の収集方法や液肥の利用、運営体制や経営状況等について確認を行ったところです。

南丹市のバイオエコロジーセンターでは、平成十年に供給開始したというところで、日本で最も古いバイオマス施設ということであり、畜産が古くから盛んな地域でふん尿公害が発生をして、その課題解決のために、当時の八木町が設置を行った施設ということでした。

乳牛のふん尿を中心としてメタン発酵を行う施設と肉牛のふん尿を堆肥化する施設があり、指定管理者によって運営がされていたようです。

参加した委員の意見では、消化液を液肥として利用できない場合、その排水処理に経費がかかっているということから、消化液をどれ

だけ液肥として利用できるかという点が重要な点であるということで見が多かったところです。

この点については、南丹市では、関係者や学識経験者による液肥利用協議会という組織を設置をし、実証データの分析や現地検討会、視察などを実施をして利活用に向けた取組みを行っているということでありました。本市においても継続的な取組みが必要ではないかという御意見をいただいたところです。

また、運営主体についても検討を進めていく必要があるという意見もございました。

もう一つ、京丹波町においては、木質バイオマスによる地域熱供給施設を視察をいたしました。施設設備の背景や経費、住民の理解を深めるための取組み等について確認を行ったところです。

もともと林業が盛んであった京丹波町では、林地残滓の活用として木質バイオマスの活用を検討してきており、特別養護老人ホームや保育所に熱供給を始めたばかりという状況であり、施設整備については環境省の事業を活用し一部補助を受けながら整備をしているということでした。

また、住民には、地域で開催される懇談会等において説明を行いながら理解を深めてきたということでした。

こちらのほうは市が主体として運営を行っているようですけれども、施設が稼働した直後ということもあり、成果や課題もまだ未把握ということで、施設整備に係る背景とともに、京丹波町では平成

二十八年度にバイオマス産業都市の認定を受けているということでしたので、その認定作業についてもお聞きをしたところでございます。

バイオマス産業都市の認定については、京丹波町のほうでは、検討組織を設置の上、地域の資源であるバイオマスの利活用について活用策を検討し策定を行ったということで、その第一弾の取組みとして今回の地域熱供給施設の設置をしたということでした。

今後は、その運営とともに、その有機廃棄物系バイオマスのほうにも取り組んでいく予定とのことでした。

また、こちらの視察に参加した委員の意見としましては、木質バイオマスよりも、本市においては有機廃棄物系バイオマスのほうが波及効果を期待できるのではないかと御意見もありました。

また、今後、本市が取組みを進めていく上で必要なものとしては、やはり住民や利害関係者の理解を深めていくことが大事であるという意見が多く、これまでの検討委員会の取組みと同様、住民や利害関係者に対して十分な説明をする機会をつくり、その上で液肥の利活用策や液肥を利用した栽培暦、経費削減に向けた意見交換等を実施していくことが必要であると考えます。

あわせて、国のさまざまな支援をいただけるバイオマス産業都市の認定、これも視野に運営主体の検討や施設整備に向けた検討も先進事例を参考に進めていきながら、多くの方に御意見をいただく機会をつくっていくことが必要であると考えます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 丁寧な説明、ありがとうございました。

今、二つ目の事例です。先進地のほうが、今後、そのバイオマスの中でもですね、有機系の、今当市のほうが取り組もうとするガスのほうに移っていくというようなお話でしたけども、これは最近改正されましたFIT法のほうにおきましてもですね、一つ、経済合理性という点から当てはまるものでございまして、最近ではですね、固定価格買い取り制度の中でも、太陽光であるとか風力というのとは、不安定な電源というだけではなくて、その買い取り価格というのがどんどん下がってきております。

で、今、直近です。ね、調達価格からしますと、事業系の太陽光というのは、今、平成二十九年度におきましては二十一円程度になつておりまして、当初、一番最初に始まったころは四十円です。ね、十キロワット以上のものですね、四十円というようなものでございますけれども、バイオマスメタン発酵ガスにつきましてはですね、ずっと三十九円と高値で行っていますし、そういう意味では、風力よりも一・八倍、太陽光よりも約一・九倍ですね、高い価格で安定的に買ってもらえるというようにございまして、そのあたりについても、やはり先進地においてはそういった動きをしているんだというのがよくわかりました。ありがとうございます。

二つ目の、先進地との比較をしたときです。ね、当市にあるもの

と不足しているものというものが、今少し触れていただきましただけ  
れども、もう少し具体的にあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

○行政経営課課長補佐（下川昭代さん） お答えをいたします。

有機廃棄物系のバイオマスの資源としましては、乳用牛のふん尿  
や生ごみ、刈り草等、南丹市として比較をしましても、本市におい  
て発生量は多く、また本市の特徴ある資源としては、焼酎かすなど  
も資源としてあるものということで活用できる可能性があると考え  
ます。

また、木質バイオマスについても、京丹波町で利用している量に  
ついては本市においても確保が可能であるというふうに考えており  
ます。

また、液肥を利用するための農地面積については、南丹市八木町  
と比較をしても十分な面積ではないかというふうに思います。

一方で、不足しているものということですが、やはり住民及び利  
害関係者の理解かと思えます。液肥の利用についても、先進地では  
従来の化学肥料とほぼ遜色がないという結果が出ておりまして、南  
丹市では、液肥を利用して規定の栽培を行ってきた米については  
特別成熟米としてブランド化をし、高額で販売を行うなどの取組み  
も実施されたというふうな報告を受けています。そういった栽培方  
法の周知や理解も必要かと思えます。

また、専門的な知見を有する人材も不足しているのではないかと

思います。京丹波町においては、木質バイオマスの取組みを進める  
ために、林野庁の職員が出向をして事業推進に当たっていただけ  
こともあり、今後、人材の確保とともに育成も必要ではないかと考  
えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 状況はよくわかりました。ありがとうございます。

この事業を進めていく上です、一部の技術、知識、情報、い  
ろんな合意とかも含めてなんですけども、含めて、また資金の手当  
てについてもですね、西之表市内に潤沢にあるものではないと私も  
考えております。潤沢にあるものとは私も考えておりません。

そこですね、私は、公費を使わずに自費で、今年の一月、神奈  
川県にあります国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発  
機構の本社に訪問してまいりました。

理由はですね、この機構というのは、全国で同様の取組みや事業  
を行っている自治体や企業の実践的な成功事例や失敗事例、留意点  
等の情報を一元管理していますので、その実践的かつ中立的な知見  
を西之表市に持ち帰るためです。

資金面や技術面の手当ての際の留意点も含めていろんな意見を聞  
いてまいりましたが、本日は時間に限りがありますので、利害関係  
のあるコンサルタントやですね、業者等からは偏った情報しか聞け  
ませんので、それと、そういったところから余り耳にすることがで

きない、うまくいっていない事例について、その共通点をですね、ここで共有したいと思います。

ほかの地域でうまくいっていないところにつきましては、共通しているのが、まさに今御答弁いただきました地域の合意形成と緻密な事業上の協力関係に基づいた社会システムがしっかりできていないというものです。

つまり、当市でいいますと、重要な留意点が大きく二つあります。一つ目は、資源を投入する側の畜産部門の生産者が、いわゆる先ほど申しました肥だめ施設という、投入する施設ですね、こちらに入れるふん尿等を約束した一定量を安定して供給してくれること。

二つ目は、この施設から出てくる液体肥料を農作物栽培を行っている生産者が約束した一定量を安定して農地で使ってくれること。

これは、まさに今答弁いただいたところと重なってくる大事な部分なんだというふうに改めて私もお聞きしながら思ったわけなんですけれども、逆に言えば、成功しているところというのは、この仕組みや協力連携体制がその地域内でできているということなんです。

さらに言いますと、成功事例の中にはですね、先ほど紹介しました固定価格買い取り制度を使わなくても採算が成り立ち、地域内で事業の持続性や事業の拡張性が担保されている、いうものもございました。

そこで、お尋ねします。現在検討中の有機系廃棄物のバイオガス利用について、当市におけるふん尿等の有機物を供給する畜産部門

との連携調整状況とその進捗状況についてお聞かせください。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

畜産部門の連携調整状況については、施設の持続可能な運営を行うためには、効率的な原料収集システムの構築により家畜ふん尿等原料を安定して確保することが重要であります。農家ごとの飼養頭数、ふん尿の発生量、敷料の種類などを把握した上で、処理施設の能力に応じた収集方法、収集ルート、収集時期等を畜産農家の意向も踏まえ検討する必要があるかと考えております。

進捗状況につきましては、昨年実施しましたラボテストの継続として、本市畜産農家から搬出されます乳用牛ふん尿を提供していただき、実際の施設で連続運転の際に、障害等の可能性を含め、運転条件の安全性、消化液の性状を委託業者に調査をいただいたところであります。

調査結果につきましては、今後、御報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 状況はよくわかりました。

そのラボテスト等の出てきたものについてどう使うかというのわかりましたけれども、酪農家部門とのその連携調整等の意見交換等につきましてはどのような進捗状況になっているのか、お聞かせください。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほどの行政経営課の質問もございましたけれども、要するに、液肥利用の耕種農家と原料提供者である酪農家等々の共通認識を深める必要があるところでございますので、それにつきましては、今月の十九日ですね、有識者による懇話等を含めた勉強会を兼ねた報告会を開催しまして、本年度の取組みそれから有機廃棄物系バイオマス事業及び液肥利用についての理解促進を図ろうと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

私は酪農家のところを聞いて、二番のところにもかなりちよっと触れていたんでいるんですけども、えっと、今月の十九日に、そういった酪農家さん等の委員会等での協議を行うというような理解でよろしいんですか。

○農林水産課長（園田博己君） 有識者を招いてですね、講演会を含める。それと、今まで本市が取り組んだ取組みについて、勉強会を兼ねてそういう報告会を実施したいという考え方でございます。以上です。

○一二番（生田直弘君） わかりました。ありがとうございます。

とても重要な部分ですので、一朝一夕にはいけませんけれども、また大変骨が折れるところではあります、ぜひですね、一歩ずつ一歩ずつ積み上げていただいて、形にしていければと思います。えっと、最後の部分になりますけれども、もう一つの鍵となりま

す液肥の利用のところにつきまして、今少し触れていただきましたけれども、それ以外に、今御答弁いただいた部分以外ですね、当市における液肥の利用に係るですね、推進状況、足もとの現在ですね、進捗等、ありましたらお聞かせください。

○農林水産課長（園田博己君） 消化液の利用につきましては、さとうきび、バレイショ、牧草で実証試験を実施しております。さとうきび、牧草での調査結果はまだ出ておりませんが、バレイショにつきましては、化学合成肥料を半減しまして液肥十アール当たり三トンを施用した区が慣行区と同等の収量があり、一定の成果はありと考えられますが、これまでの取組みを踏まえ、今年度も継続的な検討を進めるため、液肥の実証を引き続き行いたいと思っております。

なお、本市においては、作物の植えつけ時期によりまして、春、秋に液肥の利用が集中すると想定されますので、利用量また保存期間に応じた貯留タンクの規模、また実証結果等を踏まえた施肥基準の作成、作物の生産コストの低減等の周知を行い、耕種農家の理解等を求める必要があるかと考えております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 状況はわかりました。ありがとうございます。

今後ですね、この件につきましては、適宜しっかり情報を共有しながらですね、当市にある諸問題の解決に向けて一緒に考えてい

きたいと思しますので、しっかりと事業推進を図られますようお願いいたします。

以上で私からの一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（永田 章君） 生田議員、自席のほうに。

ただいまの生田直弘君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

---

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす七日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問であります。

---

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後四時三十分散会

本會議第五号（三月七日）

本会議第五号（三月七日）（水）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一一番 田添辰郎君  
一二番 生田直弘君  
一三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長 八板俊輔君  
副市長 中野哲男君  
教育長 大平和男君  
会計管理者兼  
会計課長 毛井文子さん  
総務課長兼  
選管書記長 大瀬浩一郎君  
行政経営課課長補佐  
市民生活課長 下川昭代さん  
財産監理課長 吉田孝一君  
地域支援課長 奥村裕昭君  
税務課長 上妻誠一君  
健康保険課長 長吉輝久君  
経済観光課長 松元明和君  
農林水産課長 園田博己君  
建設課長 戸川信正君

◎議会事務局職員出席者

水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務所長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	福山隆一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年三月七日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第一 一般質問

三番	竹下	秀樹	議員
一五番	渡辺	道大	議員
一六番	橋口	美幸	議員
八番	河本	幸男	議員
一三番	橋口	好文	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

〔三番 竹下秀樹君登壇〕

○三番（竹下秀樹君） おはようございます。

それでは、通告書に従いまして質問を始めさせていただきます。

大きく分けて、地域防災計画関連と商工振興及び観光交流についてお伺いをいたします。

まずは地域防災計画関連ですが、もとより自然災害は台風を初めいろいろあり、本市の計画も一般災害対策編と地震・津波災害対策編で構成されておりますが、今回はその被害の大きさ、避難者の避難生活の長期化を鑑み、主に南海トラフ、種子島沖地震を想定した質問をさせていただきます。

消防庁が各市町村に調査しました地方公共団体における業務継続策定状況によりますと、本市におきましては、今年度ぐらいを目安に策定予定となっておりますが、まず、この業務継続計画とはどういう目的で策定されるものなのか、また、本市が定める地域防災計画においてどういう位置付けになる計画なのか、そして、質問のイになりますけれども、その計画策定に向けての進捗状況まであわせて御答弁をいただきたいと思っております。

以下は質問者席より行います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

まず、業務継続計画のことでございますけれども、計画自体は非常時において必要な業務が的確に行えるように、非常時優先業務の特定、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保、そのための対策などを取りまとめることを目的に計画したものでございまして、そういったことを目的としてございます。

位置付けでございますけれども、防災計画、おっしゃいますように、一般災害、その他災害いろいろございますけれども、非常時の場合につきましてもは応急対策のマニュアルがございまして、その後、しっかりとその事業を継続していくために必要な重要な計画であるというふうな位置付けにあらうかと思えます。

あと進捗状況でございますけれども、平成二十九年度で計画の中では策定するということを予定してございましたけれども、昨年の十二月に市町村の職員を対象の研修会がございまして、その研修会を受けまして策定をするという状況になってございますので、現在のところまではまだ完成とまでは至っておりませんが、ある程度のところまでの整理ができてるといって、项目的には、被害状況の想定や非常時優先業務の範囲やら特定、非常時優先業務の実施体制についての検討、業務継続のための執行環境の整備、役場の庁舎ですとか代替庁舎、あと重要なデータ、行政データの関係の確保、そういったものを中心な項目としまして計画の策定をまだ続けておる最中でございます。年度中にはどうか素案のところまでは持って

いきたいなというふうに考えてございます。

以上、目的と位置付けと進捗状況までということで、以上でございました。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

地域防災計画にはやるべきこと、W H A T が書かれているわけですが、どのようにやるのか、H O W については決まっておらず、そこを補完するのが業務継続計画というふうな理解だというふうに思っております。

そういう意味で、業務継続計画よりも、むしろ業務継続マネジメントという表現が合っているような気もするわけですが、その計画をどのような文書体系にするかは各自治体の実情に合わせればいいわけでございます。その今御案内ありましたところで、既に地域防災計画の中にも定められている事項もあるかと思えますので、確認の意味も込めまして、以下質問をさせていただきます。

平成二十五年度に伊豆大島におきまして大規模な土砂災害が発生したわけですが、その際、町長、副町長ともに島外に出張してまして、行政の危機管理体制が問われた事案もございました。緊急時において重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠であるわけですが、まずは、本市におきまして、首長不在時の代行順位とそれぞれの出張スケジュールの一元的な管理はどうなっているか御質問させていただきます。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

伊豆大島の件は非常に大変な事件でございまして、それがあってということではございませんけども、本市の場合では、災害対策本部を設置した場合には、本部長に市長、副本部長に副市長、教育長ということになってございすけども、市長が不在の場合の順番につきましては、副本部長ということになります。この場合、副本部長二人おりますので、副市長、教育長というふうな順番になります。

あと、総務対策部の中で総務課長、行政経営課長、地域支援課長、財産監理課長の順はございすけども、先般、行政改革の組織機構改革がございましたので、若干のまた調整が必要になってこようなというふうに考えてございす。組織の順番につきましては以上なようなところでございす。

先ほど議員がおっしゃいましたように、地域防災計画の中でも本部の構成についてはうたわれておりますけども、明確には記入はしてございせんので、BCPの中で整理できるところまでしっかり整理していきたいというふうに考えてございす。

あと、出張スケジュールの一元的な管理なんですけども、一元的な管理、市長、副市長の場合には秘書のほうで出張スケジュールを把握しますけど、一元的には秘書で行います。ただ、人事係のほうでも旅程等の確認をございすので、そのダブルで調整を行ってございす。で、主に秘書のほうで調整をいたしますが、大変恐縮でもあるんですけども、市長には業務用の携帯を持っていたいただいございすので、すぐに連絡のとれるような体制のほうは整備で

きているというふうに思っております。

以上でございす。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

ぜひ休日も含め、年間を通して、あり得ないことかもしれないけれども、職務代行者が全員不在にならないような一元的なマネジメントを行っていただきたいと思ひます。

続きまして、早朝、夜間、休日など勤務時間外に大規模災害が発生した場合の職員の参集体制はどういうふうになってるのか説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

災害の発生時の体制につきましては、災害の規模によりまして違ってくるわけなんですけども、一番西之表市で多いケースは、実は台風でございまして、台風のときの災害の体制が一番多くなるわけなんですけども、通常は第一配備ということで主だったところの課長さん方で、あと関係するような係長も入ってくるんですけども、第一配備が中心にありまして、その次に第二配備、第三配備までございす。第三配備までなりますと、もう職員全体になりますので、相当大きな災害のときには第三配備ということになるかと思ひます。

連絡体制につきましては、通常はそれぞれの課長を通じて連絡するわけなんですけども、災害のときにはそういうことも言うっておられませんので、メール等を利用いたしまして連絡をするようにし

でございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

また、その事業継続計画においてのまた参集の実施体制におきましては、本人も被災する可能性がある。及び家族の被災、負傷、もろもろ参集できない職員がいることを前提に組み立てなければならぬと思いますので、平時より可能な限りの職員の生活環境も含め、その把握を行っていただき、弾力的な参加可能人員の掌握に努めていただきたいというふうに思うところであります。

毎年三月十一日に行つてますその市の震災対策訓練は、全市民及び消防団を対象とした避難訓練になつてゐるわけですが、庁内においても災害対策本部を設置し、第二もしくは第三配備体制をとる災害状況を想定した訓練となつております。先ほど説明がありました業務継続計画が次年度策定される際には、庁内においても少なくとも全対策部の長は参集し、災害対策本部との連携及びそれぞれの役割を確認するような全庁的な訓練の場にもすべきだと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

災害対策本部に相当する事案に津波訓練の場合にはなると思います。三月十一日の津波避難訓練の想定は、先ほど総務課長がお答えしましたとおり、第三配備による災害対応ということになります。今回

の訓練におきましては、規模をそのように定めて実施しているところであります。

今後また、この体制については、本部のところもごきますけれども、市民にも広げて、災害、いざというときに職員並びに市民も対応するような、即時対応して被害を少なくするような体制がとれるように備えてまいりたいと考えております。

○議長（永田 章君） 市長、庁内対策の件については。

○市長（八板俊輔君） 庁内対策でしたか。

○三番（竹下秀樹君） 質問の趣旨としては、全庁的な体制も必要じゃないかということでございますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次の質問です。

東日本大震災においては、本庁舎が被災し使用できなくなった市町村は二十八自治体あったと聞いております。津波がなかった熊本大震災でも、八市町村の庁舎が甚大な被害を受け、庁舎内で業務の遂行が困難になつたというふうに聞いております。

ちなみに、鹿児島県が定めた事業継続計画では、熊毛支庁は新耐震補強工事は済んでいますけれども、著しい損傷を受けた場合には、安納の農業開発総合センターを代替庁舎としております。

本市におきましても、庁舎が被災して使えなくなった場合の代替庁舎、もしくは災害対策本部設置場所の想定はどうなっているのか、お伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

今の御質問の前に、若干先ほどの市長の御答弁に補足を加えさせていただきます。今回の三・一一は、職員全員に周知しまして理解を求めて、そういった体制を追求いたしますけれども、今回の場合では、第一配備の中の各対策部長のところを具体的に中心に動かして配備をしていきたいと考えてございますので、若干追加でしたいと思います。ただ、先ほど市長が答弁いたしましたように、全職員を念頭に置きまして情報等の周知をすることには変わりございませんので、御承知おきいただきたいと思います。

それで、今の代替庁舎の件についてでございますけれども、災害対策本部につきましては、これも実は地域防災計画の中に書いてございまして、本部は原則として市庁舎庁議室ですね、に配置する。市庁舎が被災して使用できないときには市消防本部に配置をするということになってございます。で、以下は市長が定めることになっておるわけなんですけれども、BCPの中でも決めていくことになるかと思えますけれども、具体的には、保健センターすこやかとか市民会館、体育館等の公共施設を想定いたしますが、実際上は、市役所が使えなくなるような大規模なときに、ほかの公共施設が大丈夫かというのはちょっと疑問もございしますので、実際上はプレハブの使用とかですね、そういったところまでしっかり検討していかないといけないのではないかなと思います。

後半のところはまだ、申しわけございませんけれども、しっかり定

めてございませんので、これから整理をしていきたいと思えます。以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

本庁舎が被災して規模の災害時には、当然低地にあります消防署も津波被害により対策本部の設置は不可能かと思えます。そういう中で、そういう形に設定されてるのかもしれないかという思うところですので、それも含めて、また御検討方お願いしたいと思います。

これに関連してなんですけれども、さきの十二月議会の同僚議員の消防本部移転の質問に対しまして、市長は、移転の必要性は十分に感じているが、用地の確保など課題もあり、更新時期に来ているほかの公共施設との兼ね合いを勘案しながら検討を進めていく旨の答弁があったわけですけれども、市民の生命、財産に直結する危機管理上重要な施設と老朽化した施設の更新を並列に捉えるのは果たして妥当なのかどうか。いずれにしろ実現までには長期の時間を要する案件でございますので、その協議する場すらも設定できないのが現状ですので、できれば平成三十年度内には少なくとも協議の緒につく場の設置をお願いしたいところであります。

続きまして、庁内業務を遂行する上での非常用発電機の燃料の備蓄及び職員向けの水、食料の備蓄についてはどうなっているか、お伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

本庁舎の非常用発電機は現在一機なんですけれども、燃料タンクの容量が千九百リットルでございます、時間的に六十五時間の継続の運用が可能です。電力関係についてはそのような状況なんですけれども、今後、民間企業との協定の締結などで燃料の確保を図りたいと考えてございます。

職員にしましての水とか食料なんですけれども、今年度、平成二十九年度で購入予定でございます、もう一部購入してございますけれども、白飯、白飯ですね、二百食、パン二百食、飲料水で六百リットルを整備することとしてございます。職員用の備蓄について三日以上が必要ということで、職員用につきましてはそういった準備をしております。

ちなみにでございますけれども、一般市民用には別で、食料分で現在のところ三千二百七十食、飲料水で二千六百五十八リットル、ほかに粉ミルクとかもたくさんいっぱいありますけれども、御紹介はちょっとやめておきますけれども、そういったところの備蓄はほかでしております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

職員の皆様には一市民として、自助の一環としての家族分の飲料水、食料品の備蓄には努めてもらいたいと思うところではありますが、一旦参集し業務にいたら長時間従事することになり、職員自身による食料等の調達が困難になるわけでございますので、災害時にそ

の職責を果たす職員を援護するためには必要な計画でございますので、ぜひ継続して予算措置、もしくは災害協定の中での確保をお願いしたいと思います。

先ほど課長から御説明ありましたけれども、本市の実情に合わせた形での非常時優先業務についての整理はできるといふふうにお伺いしたところですが、そちらについてお伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

非常時の優先業務についてでございますけれども、非常時で人命、財産の被害を防ぐための業務ですとか、被害の拡大を抑制するための業務、今後発生するであろう大きな問題に先回りして対応する業務ということになるわけなんですけれども、実際上は三時間以内に災害対策本部の確立をいたしましたり、被災状況の把握、機動、救助とか援護の開始、一日以内で救急活動の体制の整備とかですね、そういったものをしっかり時間を決めまして整備していく必要があります。

実際上、手元には非常時優先業務の選定の基準の一覧表もあるわけなんですけれども、若干残念なのが、本市の実態に合わせていふところまでの検討はまだ十分にはできてないというのが実情でございますので、これから本当の今の本市の現状に合った、どういうパターンでしっかりやっていくのかというのを、大変申しわけないんですけれども、これからちょっと整備させていただこうかと思っております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

地域防災対策においては、予防業務、応急対策業務、復旧対策業務等が整理され網羅されているわけでありますが、事業継続計画におきましては、縮小しながらも優先的に継続すべき通常業務も対象業務に入ってくるわけでございます。この計画策定を実効性のあるものにするためには、部門を越えた優先順位等の合意形成が庁内に求められますから、災害時に責任を持つ市長自らがリーダーシップを発揮して計画策定に取り組むことが肝要というふうに内閣による提言もございますので、まず市長のほう、よろしく願いをしたいと思います。

次の質問です。

ちょっと通告書とニュアンスが異なるかもしれませんけれども、業務の遂行に必要とされる重要な行政データは、紙及び電子データとしてルーティンの業務の中ではバックアップがとられてるかと思えますけれども、そのバックアップにより、庁舎が被災するような大規模な被災時でも業務が継続できるようなシステムの構築になっているのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

本市の総合行政ネットワーク、電算関係のデータなんですけれども、県の鹿児島県町村会の業務の中に入って、総合ネットワークの中に入っております。実は鹿児島県の町村会というのがですね、京都です、京都府の自治体情報化推進協議会というのがあるわけな

んですけれども、そこでの連携、あるいは長崎県との連携、鹿児島県の町村会の中でも熊本の町村も入っておりますので、そういったところでの連携をさせていただきます。そういったところで話し合いを行います。広域でのバックアップ体制による体制をとってございまして、その仕組みの中にも現在入っております。

で、実際データセンターなるものがどっかにこうあって、こっちで被害受けてもこっちでバックアップするという体制ができていくわけなんですけれども、データセンターの場所はある程度わかるんですけども、実際上はですね、セキュリティの関係で位置の特定はなかなか表には出せないということがありますけれども、鹿児島県外でデータセンターをバックアップしてございまして、そういった体制はとられてございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

要するに、一部自治体クラウドというのか、そういうそのグループの中に位置付けられてシステムが保護されると。そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 自治体クラウドとは若干ニュアンス

が違いかもしれませんけれども、要するに、どこかに必ずこうデータを置く場所がないといけない、物理的に置くところがいけないわけ、通常はサーバーなわけなんですけれども、そのところをほかの鹿児島県以外の場所に置いてあるということでございます。はい。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

それでは、次に、西之表市災害要援護者支援制度実施要綱が平成十八年に制定され、十年強経過しておりますけれども、その要援護者の把握及び登録の状況と関係機関との情報の共有は現状どうなっているのか、お伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

西之表市災害時要援護者支援制度の実施要綱というのが定められてございますけれども、その要綱に關しましての把握と登録の状況でございますけれども、身体障害者のうち障害の程度が一級及び二級の人が四百九十七名、介護保険法に基づく要介護認定結果が要介護三、四又は五と判定された方が五百三十三名、難病患者、その他の者が百二十二名となっております。システム台帳に登録がされておるといのが現状でございます。

関係機関との共有でございますけれども、実際上その細かいところにつきましては、区長、校区役員、民生委員等で構成される高齢者支援協議会と業務委託契約を結びまして、支援に関する情報を共有して、日ごろの見守り活動とかに生かしていただいておりますけれども、實際上、中身は完全に個人情報でございますので、何でもかんでも提供できるということにはならないんですけれども、要綱の中で登録台帳の提供で第五条のところ、要援護者の生命及び財産を守る必要が生じた場合に限り、警察署又は福祉関係施設に提供できるということになりますので、実際上の災害が発生して、その必要が

出た場合には、そういったデータを関係機関に提供することにはなると思っています。通常は、あくまで個人情報でございますので、秘密のほうは守られるということになります。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

この要援護者の把握及び避難誘導につきましては、津波訓練の説明会でも地域から出る課題でもありますし、いずれにしろ、この制度を実効性のあるものにするためには民生委員の協力が不可欠だとは思いますが、把握と情報の共有に向けての何かしらの働きかけも必要じゃないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問です。

大規模災害時に孤立する可能性のある集落ですけれども、平成二十四年度、平成二十五年度分で県が公表した地震など災害被害予測調査では、南海トラフ西側ケース、種子島東方沖地震において孤立に至る条件に該当する集落数が四件に対し、孤立する可能性がある集落数はゼロ件となっておりますけれども、本市におきましても、そのような認識なのかをお伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

平成十七年調査でございますので、若干再確認の必要もあるかもしれませんが、把握の仕方としては、集落につながる道路において迂回路がない集落ということで、国上の大久保と千段峯の二集

落の把握をしてございます。あと、集落につながる道路等において落石や崩土の発生により交通途絶の可能性があるということで、国上校区の上古田ですとか古田校区の鹿之峯ですね、そういったところの集落を認識してございますけども、鹿之峯等現状がちょっと変わってるかもしれないので、そういった再調査は必要かなと思います。今のところ、把握の状況としては以上のような状況でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

孤立化集落対策マニュアルでもございますし、市町村において孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者を災害情報連絡員として任命し、情報提供等々の整備をしていくというような対策もマニュアル化はされていますけれども、その対策の部分につきましてはいかがでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 対策の部分に関しましては、衛星の携帯電話と非常用の発電機を整備いたしましたして、非常時での連絡がとれるようにということで、その整備をしてございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

次に移ります。

職員の防災スペシャリスト養成講座の受講、あるいは民間の地域防災リーダーの研修などは、自主防災組織の強化にどう反映しているのか御説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 防災スペシャリスト養成研修ということでなかなか専門的な研修なので、たくさん行っていたくのもなかなかできないんですけども、昨年度ですね、係長ですけども、職員一名が参加してございまして、そのカリキュラムの中で自助とか共助の取組みの促進、それが大切だなということを本人も学んできたようでございます。

で、早速その学んできたことを生かして、今度の三月十一日の訓練の中では、これまでは集まっていただけで、そこで把握をして、それで解散で終わってたというのが現状なんですけども、救急救命訓練をですね、消防団の方々にやっていただくという取組みを今一生懸命準備してやっています。三・一一ではやっていただけのんじゃないかなと思いますけども、そういった取組みと、あと防災スペシャリスト養成研修で学んできた中で、どうしても地域のうちの地区の防災計画づくりというのが大事だということを学んできたようでございます。まして、早速、今年度、現和校区をモデルにいたしまして、専門家をお呼びして地区計画をつくってもらおう作業を今やってる最中でございます。もう最終段階に来てます。三・一一の日に、多分完成すると思いますので、そういったものを発表していただく場とこののを考えてございます。

防災スペシャリスト養成研修で強化に寄与したというのは、そういった取組みができるような研修をしっかりと受けてきてもらったということが効果になるかと思えます。

で、もう一つは、地域防災リーダーの研修でございますけれども、平成二十四年度から自主防災組織の会長、区長さんなんですけれども、区長さん方に参加いただきまして、大体毎年一、二名程度の御参加でいただいております。今年、平成二十九年度で榕城校区と上西校区の区長さんに行っていたりしてらるわけなんですけれども、こういった三・一一の防災訓練とかですね、そういった訓練のときに積極的に御協力いただける体制がとれてございますので、そういったところで寄与できてるのではないかなと思います。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

共助のかなめとなる自主防災組織ですので、引き続き、その強化に向けて取組みをお願いしたいと思います。

市のホームページの防災のコーナーの中でも、地域防災リーダーの研修等が一部アップされてますけれども、もう少し詳しいまたそのアップも、その訓練の内容も含めてのアップも必要じゃないかと思っております、あわせてお願いをしたいと思います。

続きまして、応援協定の整備状況とDマットの連携について、現状の御説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 応援協定につきましては、これまで多いんですけども、十六の協定を交わしてございまして、平成八年六月七日の災害時における電力復旧等に関する協定、これは九州電力となんですけども、これまで十六の中で、十六協定、大体八十一

団体と協定を結んでございます。で、一番最近では長浜市とかですね、姉妹都市との関連協定を結ばせていただいております。

あと、Dマットとの連携でございますけれども、今度の三月十一日の訓練におきまして、市の災害拠点医療機関であります種子島医療センターと、それとDマットと連携をいたしまして、救急搬送とですね、トリアージ、トリアージって一どきにけが人がたくさん発生したときに順番をつけていく作業なんですけれども、そのトリアージというのを実際やっていただいて訓練をしていただくことになってございます。

大体そういう状況でございます。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

市内におけます協定先事業者はほとんど低地にありまして、津波の際は被災してる可能性が高いことも勘案しながら、物資及び車両調達等の応援協定の整備は進めていただきたいと思います。

また、防災計画の中には、現在営業をしていない事業所もまだ記載があったり、忘れているのか協定を結んでも認識してない事業所もありましたので、一定期間の中で確認整理も必要なのではないかというふうに思うところであります。

続きまして、社会福祉協議会は災害の状況に応じて災害ボランティアセンターを設置するわけですけども、設置に当たった際の担当部局の支援体制はどうなっているのか、お伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

市の体制の中では、防災対策の体制としましては民生対策部というのが設置されますけども、その中で福祉事務所が中心になってくると思うんですけども、すみません、そういったところと福祉事務所等を中心に支援が行われることになると思います。とは申しませんが、實際上、計画の中に書いてあるだけなので、なかなか実感がつかみにくいわけなんですけども、幸いなことに昨年の五月の県の総合防災訓練の中で実際そういった作業をやっていたいただきましたので、そういったところも含めまして、支援体制につきましてはしっかり強化をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

熊本大震災においても、立ち上げた災害ボランティアセンターが混乱して、避難所運営及びボランティアのコーディネートに支障が生じたことも報告されているところであります。本市におきましても、マニュアルもあるんでしょうけれども、日ごろより、どこに設置するか、場所も含めたセンター運営に向けての協議も必要でしょうし、資機材の整備も初め、災害ボランティアコーディネーターの育成の支援もまた求められるとこだと思いますので、その連携のあり方について再確認をお願いしたいというふうに思うところであります。

地域防災計画におきましては、市長は総合防災訓練実施計画を定めて、各機関の協力を得て実施するものと規定されております。こ

こでいう各機関とは、消防組合、消防団はもとより、警察署、医師会、熊毛支庁、九電、昨年行われた県の防災訓練に準じる対象が、訓練参加機関として計画書の中に記載されてるわけであります。記載はありませんが、海上保安庁も当然入ってくるものというふうに思っております。

来年以降、各機関の日程調整の問題はありますけれども、場合によつては三・一にこだわらず、災害対策訓練は防災計画にこのように定めてるわけですから、この規模での訓練にしてみたいと思います。また、その訓練に合わせて、防災専門家を招聘して講演、講習会を開催し、自助の一環としての個人、各家庭での備蓄の啓発や、例えば、昨年行われました避難所運営の図上訓練等で共助の意識づけを図っていくようなプログラムも必要ではないかというような要望もまた消防団本部等々から上がっておりますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

災害時に市民が自らの生命と生活を守るためには、議員おっしゃるように、地域の共助と、もちろん自らの自助というものが必要になってくると思います。これまで地域防災リーダーの育成や出前講座、防災訓練の実施、要配慮者の見守り支援体制の整備などを行ってまいりました。

それからまた、先ほどもちよつと紹介がありましたけれども、自主防災組織の強化として、今年度は現和地区を重点地区として取り

組んでいただく。地区防災計画づくりを実施するためには、この自主防災組織の育成・強化が重要であると思いますので、努めてまいりますと考えております。

津波避難訓練の規模ということでございますけれども、段階的に各機関の協力を得まして、連携の実効性を高めながら、迅速でなお円滑な対応が進むように訓練を実施していきたいと思えます。先ほど紹介もありました防災講演会ですとか、それから、その講演会の開催とともに、市民の防災意識の普及・啓発もあわせて図ってまいりますと考えています。

○三番（竹下秀樹君） はい、ぜひよろしくお願いをします。次に参ります。

消防団活動体制の整備・強化についてでございますけれども、消防団は常備消防とともに地域社会での消防防災の中核としてその役割を果たしているわけですが、消防団員が少なかったり、仕事の関係で日中に団員が不足する地区があるのも現状でございます。

ほかの市町村においては、同様な状況の対応策として、消防団員OBや消防署職員OBから構成される消防団活動協力員制度を定めるところもあり、一定な効果も上げていることから、本市においても同じような制度導入の要望が消防団等から上がってきてるわけでありませぬ。もとよりその候補が多数いるわけではありませぬけれども、訓練を積み経験豊富な人材の活用は、消防団活動を補完し地域防災力向上に大きく寄与するものというふうに思っております。こ

の協力員制度導入につきましての市長の見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

消防職員、消防団OBの方は、引退をされてもなお体軀壯健で気力も充実した方々がたくさんおられます。災害時における消防職員OBや消防団員のOBの持つ知識、そして経験の活用は、災害を乗り切るためには必要になってまいりますし、活用することが重要になると思います。

今後、先ほどのその消防団活動協力員制度につきましても、活動内容や組織、それから指揮命令、処遇等を整理いたしまして、消防団員の確保に向けて準備を進めていきたいと考えております。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

ほかの市町村の事例見ましても、基本的にはボランティアで報酬等が発生するわけでもなく、登録制にして、活動のけがに關しましては、団員同様、公務災害を適用するよというふうなことで、大きな予算は必要なく、今現在でも制度ができれば活動に協力したいという方も既にいらつしやるといふふうに聞いておりますので、ぜひ早急な制度導入に向けてお力添えをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、平成三十年度に避難所にネット環境を整備する計画があります。当然必要な事業だといふふうに認識しております。で、災害時には消防団の各分団詰所がその地区においての対策拠点となるわけですが、迅速な情報収集を図る上でも、その分団詰所

にも避難所同様に順次ネット環境の整備はできないものなのかについてお伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

今回、今年度の事業といたしまして、国の補助事業を活用しますが、指定避難所等に公衆無線LANを整備することとしてございしますが、議員おっしゃいますように、実際上は避難所というのは各小学校とかですね、公共施設が中心でして、各分団の施設まではいきませんけども、その分団の関係につきまして情報の収集が必要だという認識はございますので、早急にできるかどうかというのはいろいろございますけども、財源等含めて調査はしてみたいと思います。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） 予算もありますので、全部、十三分団全て同時というわけにはいかないかもしれませんが、順次その整備をお願いしたいというふうに思います。

次に、商工関連の質問に移らせていただきます。

地域通貨、いわゆるプレミアム商品券「むじよか」についてお伺いいたします。

まず、この種子島通貨発行業業についての担当課の事業評価を御説明ください。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

プレミアムつき商品券につきましては、平成二十年度から商工会の補助金を通じまして取り組んでございます。過去累計の実額ベースですと、市の補助金総額が約六千三百万円に対し発行総額約四億六千五百万円と、費用対効果は七倍以上となっております。また、発行総額のうちの八割が島内資本で消費され、島内循環されることで経済波及効果も高い事業です。

本市の経済が衰退していく最大の要因としましては、島の外に資金が流失していくことがございます。本事業は、その費用対効果と資金流出防止に最大の効果を示していると判断しております。

消費喚起策としまして、市民の購買意欲を高め、地域経済の活性化を推進する目的で実施されてきたもので、これまで厳しい景気状況の中で、少しでも地元消費を増やし、経済が回ることで一定の成果を残してきたものと考えてるところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

担当課も高い事業評価をし、事業体の商工会からも強く継続を求められ、市民の認知度も高い事業であるわけでございます。ましてや、本市の平成二十八年から平成三十二年度までの過疎地域自立促進計画書におきましても過疎地域自立促進特別事業として計画されている事業が、なぜ平成三十年度予算案には措置されていないのか。全庁的な政策調整の中で市長判断だというふうに思いますので、担当課ではなく市長に答弁をお願いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） はい、お答えをいたします。

過疎地域自立促進計画書におきまして、過疎地域自立促進特別事業という項目がございます。これに掲載されているのになぜという御質問かと思えます。

この計画書におきましては、平成二十八年度から平成三十二年度までの計画期間中に実施予定の事業として、本文中の事業計画に掲載をされております。毎年度事業計画の見直しがされておりますけれども、平成二十九年度は過疎債の特別枠を財源に充当するため、当初、一、産業振興の十番目になります。その他に分類していた事業を九番目の過疎地域自立促進特別事業の分類に項目を移行したことが、今回のその変更理由になっております。つまり、個別の年度ごとに事業を表示したというものではございません。事業採択につきましては、毎年度、次年度の事業計画の見直しがされておりますけれども、市全体の方針や予算配分等の協議の中で、総合的に予算案が決定される流れとなっております。

本事業は、当初、消費喚起のために有効であるということと実施されました。その後も十年間にわたって継続されてきており、一つの節目と考えております。一方で、時代に応じてさまざまな施策を展開していく必要もございますので、今後は他自治体の状況も参考にしながら、より効果的な事業のあり方について検討をしてみたいと考えております。

○三番（竹下秀樹君） 地域振興に向けて行政も、農林水産課であ

ればJAであったり、経済観光課は商工会や商店街振興協同組合であったり、目的をとにもするそれぞれ所管のカウンターパートナーと目線を一にして、その連携の中で各種事業の推進を図るわけですが、本当に必要なのは相互の信頼関係になるかと思えます。今回、この唐突な事業の廃止に対しましては、商工会も憤りを感じてるふうに聞いておりますし、その長年築き上げた信頼関係を損なうものでないかと危惧するところであります。

この事業が一定の役割を終えたと判断するのであれば、せめて一年前に議会で終了する旨を伝え、ともにその事業にかわる振興策を構築する猶予と配慮が必要だったのではないかとというふうに思うところではありますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

このプレミアムつき商品券の事業はですね、消費喚起の意味で大きな役割を果たしているということがあります。一方、先ほど申し上げましたように、その他の事業との勘案で、いずれの時点でもかかの商工振興策のために振り替えられれば、そういう展開も可能であるということと、このプレミアム商品券の補助というか助成の見送りということについては、商工会とかなり事前に協議をいたしております。

そういう中で、直接的なその何と申しますか、この効果というものがですね、あるのは十分わかっておりますけれども、商店街の活性化のために、商店街のその努力というか、新たな方法の展開、こ

の商品券の直接的なものに頼るだけでなく、新たなやり方というものはできないだろうかという御相談などもしてきたわけであります。そういう中で、今回の節目ということで判断をしたわけでございます。

○三番（竹下秀樹君） 商工会側と協議を重ねてきたというふうなお話でありましたけれども、その協議の期間、時間軸については若干疑問に思うところでありますけれども、次の質問に移らせていただきます。

港町再生ということで、地域経済の振興につきましては、中長期的なビジョンは市長はお持ちというふうに認識しておりますけれども、この足下の疲労している、疲弊している中心市街地に対する短期的な商工政策はどのように考えていらっしゃるのか、いわゆる地域通貨にかわる振興策はどういうふうに考えていらっしゃるのか、御見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） 今年、西之表市は市制施行六十周年を迎えます。六十年前の西之表市の町は、西町、東町を中心に大変活気がございました。人口は当時三万人、今の倍以上あったわけです。半分になって、まあ少し寂しくなったということがあります。

当時のことを思い出しながら、その西之表市の港町が、この中心商店街を中心にまたにぎわいを取り戻して、商店、あるいはホテル、旅館、それからいろんな職種がございますけれども、そういう一件一件の皆さんの主体的な取組みによって町を盛り上げていく。そう

いうものを行政として支えていくということだと思います。

現状を見ましたときに、飛躍的な発展というのは、飛躍的な改善というのは難しいかもしれませんが、今ある資源を活用して重点をつくり、そこから少しずつ波紋が広がるように段階的に向上させていくということが必要だと思います。

私は港町再生ということを提唱しておりますけれども、これは海の玄関口である西之表港を中心にしまして、歴史と国際色豊かな港町の再生を図って、商店街の集客力の向上ですとか中心市街地の活性化を目指そうとするものでございます。この実現のためには、商工会などの機関、それから一件一件の経営者の皆さんたちともにつくり上げていくということが必要になってくると思います。こうした商工政策の具体的なビジョンについては、今年度また改めて具体的なビジョンを示して、検討、実現を目指していきたいと考えております。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

ぜひ具体的に、それこそ具体的な施策として落とし込むような形を平成三十年度に取り組んでいただけたらというふうに思うわけがあります。よろしくお願いをします。

次に、観光交流について質問をさせていただきます。

昨年、一般社団法人アニメツーリズム協会が、全世界のアニメファンが選んだ「訪れてみたい日本のアニメ聖地八十八」を発表し、本市が鹿児島県では唯一、アニメ「君の名は」で時の人となった新

海監督の「秒速五センチメートル」とゲーム化もされました「ロボティクス・ノーツ」の二作品で聖地で選ばれましたことは、昨年六月議会でも報告したところであります。

総務省は、放送コンテンツ海外展開推進事業でこのアニメ聖地を観光資源として活用し、海外へのPRを推進し、インバウンド需要の拡大に取り組んでいくこととあります。このアニメファン層に、今後どうアニメツーリストとして来島に結びつけるような仕掛けをしていくのか。その受入れの環境整備を含めまして、担当課の御説明をお願いしたいと思います。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

アニメツーリズムにつきましては、平成二十九年第三回定例会で回答いたしましたとおり、特定有人国境離島地域社会維持交付金を活用した種子島滞在型促進事業の中で、今年度展開しているところでございます。事業の中では、海外、今回は台湾のほうから世間と与える影響力のある人、ちなみにインフルエンサーという言葉で今通称なっておりますが、その方の招聘ですとか講演会、こちらはアニメツーリズム協議会のほうが全国規模であるんですが、こちらのほうの講演会などを実施したところでございます。

また、商店街振興協同組合と連携した取組みにつきましては、地方創生推進交付金を活用した商店街魅力創出事業として、来たる三月十四日から十八日までの五日間、種子島を舞台にしたゲーム「ロボティクス・ノーツ」のラッピングを施したラッピングバスでめぐ

る聖地巡礼ツアーを実施予定でございます。

今後の対応、環境整備につきましては、次年度も引き続き種子島滞在型促進事業及び地方創生推進交付金の中で延長的に取り組んでいくよう、当初予算に計上させていただいてるところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

今御案内ありました商店街振興協同組合も、来週ですか、その「ロボティクス・ノーツ」のキャラクターでラッピングしたバスで島内の聖地めぐりをする予定だというふうに確かに聞いております。今回、日本人のみの応募のようですけれども、このような企画の効果的な海外の情報発信につきましては、組合等々と連携しながら推進していただければというふうに思うところであります。

過去に二回ほど実施しました留学生によるモニターツアーは、このインバウンド対策にはどういふふう反映されているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

留学生を活用したモニターツアーにつきましては、これまで平成二十七年に二回、平成二十八年度にも二回、さらに本年度は鹿児島大学側の留学生ツアーが行われまして、累計で合計二十一カ国、七十名が来島しております。

内容は、種子島の観光地視察ですとか体験観光、地域住民との交流、地元高校生との交流等、さまざまなプログラムを実施したとこ

ろです。その中で、インバウンドに向けた取組みを推進する際の課題や問題点、また逆に外国人が喜ぶ観光メニューの確認を行いまして、情報を共有する意味でも、外国人から逆に市民向けに発表会なども行ったとごさいます。

インバウンド対策にどう反映されているかという御質問ですが、何の施設かわかりづらいという指摘がまずありました。そういったとこで、今回の商店街景観統制事業で外国人向けマップの製作、わかりやすい店舗マーク製作などを実施しております。

また、Wi-Fiスポットの不足も指摘されております。段階的にはありますが、来年度の整備を計画してるところでございます。今、既存のインフォメーションセンターのほうには先行的に整備をさせてもらっておりますが、来年度は浦田海水浴場であるとか観光施設のほうの整備を予定してるところでございます。

さらに、交通手段としての自転車の活用や情報発信不足等の課題がございました。こちらに対しましては、来年度、種子島滞在型促進事業の中でサイクルツーリズム事業、それから外国人観光客滞在促進プロモーション事業、アニメツーリズム事業を実施する計画をさせていただきます。ツアー参加者へは、別に個人のSNS、インスタグラムですとかユーチューブ、フェイスブックなどで種子島の魅力を発信していただくことはもう既に実施しております、複合的に取組みを進めているとごさいます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

今ちよつとお話のほうが出ましたアニメツーリズムについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） はい。お答えいたします。

この種子島滞在型促進事業の中でのアニメツーリズム造成支援事業につきましては、アニメツーリズムに向けた聖地巡礼を軸とした滞在プランの企画開発に、直接エージェントさんとお話をしながらですね、進めていきたいということで、ちよつと大手のエージェントさんとは、四月の五、六日で場所の視察ですとか、あとは企画商品化のための一市二町との合同のディスカッションの場、そういったものを設けておりますので、具体的に人を誘客していただくような形で取り組めないかということで進めております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

モニターツアーを含め、もろもろの調査結果は、都度都度、やはり各関係団体にフィードバックしていただきまして、その団体の中でも、やっぱりそしやくしていただきながら対応にに応じていただくというような取組みについて御尽力いただければというふうに思います。

ありがとうございます。以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で竹下秀樹君の質問は終了いたしました。  
た。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時十分ごろより再開いたします。

午前十時五十八分休憩

午前十一時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 日本共産党議員団を代表して一般質問を行います。

昨年、たび重なる四度の台風襲来や日照不足により、これまで比較的安定していたと言われている安納いもやでん粉用甘しよなど、農作物に大きな被害を与えています。特にさとうきびは生産量、品質ともに大変厳しい事態となり、生産者手取りにも影響を与えそうあります。

二月の「市政の窓」においても、種子島のさとうきびが危ないとの見出しで、生産の現状や課題の取組みについても掲載がされております。その中で、さとうきびは本市の基幹産業として、畜産や園芸などと組み合わせた複合経営の中で重要な役割を持っています。

また、生産者と関係機関、団体がさらに力強く結集し、農業経営や地域経済の大切な柱、さとうきび振興を図るようにしていくと書かれております。

昨日の一般質問答弁でもあり、繰り返しとなりますけれども、まず初めに、さとうきびの現状と今後の見通しについて質問をいたします。

以下は質問者席より行います。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

さとうきびの現状と見通しにつきましては、平成二十九年度、平成三十年度のさとうきび生産状況につきましては、収穫見込み面積五百九十八ヘクタール、前年対比で九一・一％、栽培農家戸数六百二十二戸、前年対比九一・一％と、平成二十四年度以降、年々減少傾向であります。

新光糖業の情報でありますと、二月二十日現在の集荷量が一万七千八百四十トン、集荷率で六三・六八％、島内の平均につきましては六六・二八％となっております。平均度数につきましては十一・〇九度、島内平均が十一・〇八度という状況でございます。

また、当初、単収は五千五十キロを見込んでおりましたが、二月一日現在で四千七百四十七キログラムに下方修正となり、史上二番目に低い状況で大変厳しい現状であると認識しております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 先日ですね、JAの種子屋久営農課に話を伺うことできましたけども、やはり当初からですね、いろいろな話をされて、最終的には収量も上がる可能性はあるかもしれないけれども、糖度はこれ以上上がらないという見方もしております。

しかしですね、今課長から答弁あったように、やはり下方修正されているということで、過去最低ではないかと言われていた二年前よりも生産量が減っていて、糖度も大変厳しい状況にあるということがわかります。

この糖度についてなんですけども、さきの新聞等で鹿児島県内の糖度最低基準との報道がされておりましたけども、二月二十日現在で十一・八六度、過去最低だった〇四年度産の十二・五七度を下回るということを書かれておりました。その中でもですね、種子島については十一・〇八度。糖度には十四・三度から十三・一度、この基準の範囲があつてですね、この基準内であれば生産者交付金というものが一律一万六千四百二十円になっております。増減でいろいろ変わるものなので、十一・〇八度というふうになると、評価で見るとですね、一万四千三百二十円。これだけでもですね、一トン当たり二千百円の収入減というふうになるわけです。

さとうきびの価格はですね、さらに原料代と交付金をプラスして出しますので、十一・〇八度の場合は一萬八千六百二円、十三・一度では二萬一千百五十九円というふうになってますので、二千九百十七円という差が出るわけですよ。

昨日資料をいただきましたけども、さとうきびに関しては、やはり面積、生産量、単収、生産額、農家戸数を相対的に見ても右肩下がりと言えそうです。このような状況ではですね、さとうきび生産が続けられないと生産農家から声がありますけれども、市にはですね、農家からどのような要望が届いているか、お答えをいただきましたと思います。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

昨年十一月に実施しました生産農家へのアンケート調査の結果によりますと、調査対象者数が六百二十六名、回答率八〇・八%でございますが、その結果によりますと、今後五年間の栽培意向につきましては、増反の意向が一二・三%、現状維持が五七・九%、減反二〇・一%、やめるという方が九・七%という結果でございます。

減反及びやめるの主な理由につきましては、高齢化で五九・三%、もうからないからということで一六・六%という結果でございますので、この結果からいいますと、やっぱり求められているのは後継者対策、それから生産量の確保対策、あわせて急速に生産者が減少しておりますので、その中で大規模経営体、いわゆる法人化なり、それから受託組織も含めてですが、そういう大規模経営体の育成、それから農地集積等も求められていると考えております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 私もですね、若いさとうきび生産者の方の話を伺うことできましたんですけども、やはり収量は平年並みかなと

いうふうにして思ったんですけども、糖度が全く立たないということと、十度いくかわからないというような話をされておりました。その方、悪いと言われていた二年前もですね、話を伺ったんですけども、そのときは平均ぐらいいだったと言ってた方だったんですけども、今度のこの影響はかなり大きいようで、やはり今後のことについても、長い間続くさとうきびの不作ですね、やってはいけないと。やめてですね、スナップエンドウとかほかの農産物に切り替えようかなというふうにして考えていると話されておりました。

今の課長の言われたそのアンケート、私も拝見したんですけども、やはり三〇%の方がですね、やはりさとうきび生産をやめていく方向にあるというふうに見られるんですけども、やはり今度の方でもですね、貴重な若いさとうきび生産者としてですね、その方を大切にしていきたいと。で、そして全体的にですね、やはりさとうきびを継続してつくっていくように、何らかの支援、あるいは措置が必要だというふうにして思います。

またですね、畜産農家の方にも、乳牛を飼ってる方なんですけども、やはり話を聞きました。さとうきびのトップ、餌がなくて非常に困っているということと、燕麦を食わせているけども、やはりコストがかかるということと、畜産農家の経営にも大変影響を与えているような状況であります。

そして、昨日質疑の中でもですね、さとうきびの持続可能な生産体制整備の推進の中で、市長も製糖工場さんと話し合いをされたと

いうふうにしてありましたけれども、製糖工場も直近の三年間で一番厳しいというふうにして話されていまして、糖度が低ければですね、歩どまりが落ちるために、単純計算でも赤字になるというふうな見通しでした。当然ですね、これではですね、経営にも大きな影響を与えるわけですので、このままでは撤退せざるを得ないという、ここまで言われたんですね。

やはり地元の企業を支える、またそこで働く人たちの雇用を守るためにもですね、総合的に支援をするという取組みが必要と考えますけども、地域経済を回すという観点からですね、見方からしても、さとうきび生産と関連する業者も成り立たなくなると思いますが、さまざまな分野におかれて、今後どのような対策を考えているか、お答えをいただきたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

先ほどの貴重なアンケートの結果をもとに、関係機関と連携し、施策を展開していきたいと考えております。

高齢化していく中で、植えつけ、株出しなど管理作業がなかなかできないことも要因で、先ほど説明したとおりでございます。このような状況の中でさまざまな対策をやってまいりましたけども、本市を含め、種子島のさとうきびにつきましては、まだ生産回復ができていないという状況でございますので、したがって、栽培面積の拡大、それから、前日も申し上げましたが、優良種苗供給、収穫後の管理作業までの栽培管理を徹底して行う体制整備を構築して、

単収向上に取り組むことが急務と考えております。

また、本年度ではございましたが、その単収向上というところで、国庫のさとうきび基金事業を活用しまして、種苗代の助成なり、それから各種資材購入等の助成を行つてるところでございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 基金を活用した支援とかですね、今ありましたように新植の補助、資材の補助というふうにして、やはりこういうところでも大変助かつてるという声はあります。必要な補助事業というふうにしてなるんですけども、やはりこの近年の不作ですね、農家一人一人の生活、食べていけるかどうかというところまで、やはり来てるんじゃないかなというふうにして思いますのでですね、やはり生活の支援が必要な時期になってきているんだなというふうにして思います。

市長にですね、この項目の最後にお聞きしたいんですけども、沖縄県を初めですね、鹿児島県内の離島でもですね、さとうきびをつくっているところがありますよね。沖縄にはですね、地元の農家の方にもちょっと話を直接伺ったんですけども、やはり台風の影響がさほどなくて豊作とも言える年だったというふうにして現地の話を伝え聞いております。

奄美群島ではですね、一月三十一日付けの地元新聞、南海日日新聞がですね、さとうきびの糖度が記録的な低水準で推移していると報じております。特にですね、喜界島の製糖工場と徳之島の製糖工

場ではですね、十一度台に落ち込んでいたようです。当時ですね。

そしてですね、二月の二十五日付けの新聞ではですね、徳之島産のさとうきびの現状というものが報道されました。糖度がですね、十一・八九度ということ、基準を満たさない割合というのが八六・五三%を占めたそうです。これによって一トン当たりの農家の手取りが一万九千七百七十三円となったと報道がされておりますし、こうした事態にですね、私も大島支庁の農政普及課ですね、そのさとうきびの担当者から話を伺うことできたんですけども、やはり奄美群島全体的な収量について、平年並みになるかなというふうな話をされてたんですけども、やはり糖度が上がっても十二度ぐらいで推移するということでした。やはり平年並みに届かないという話でしたので、やはり奄美群島も台風の被害と低温による生育がよくなかったというふうにして言われておりましたので、ただ、その担当者の方もですね、やはり種子島の数字だけ見ると、本当に大変厳しい状況ですねというふうにして言われていましたので、やはりほかの地域から見ても、この種子島のさとうきびの現状が厳しいということがわかります。

そして、三月二日にわかったとされる新聞報道では、やはり喜界島十一・六九度、徳之島、糖度がですね、十一・八八度、さらに沖縄永良部島が十二・六五度で与論島十二・七四度と、基準の糖度帯に入っていないという自治体になってます。

やはりそれによって農家の手取りが下がるというふうにしてなり

ますので、かつてですね、離島の議員の発案で船を仕立てて、ここ種子島から議員やさとうきび関係者もその船に乗ってですね、国に要請活動に出かけていって、幾らか交付金が上がったということも伝え聞いております。

昨日の市長の答弁でもありましたように、さとうきびがだめだったら西之表市も種子島も倒れるという認識を持っているというふうにして言っておりますし、もちろん安納いも、でん粉用甘しょなど農産物全般の支援も大切であります。やはりですね、今回そういったですね、こちら側がしっかりと構えを持って、これまでとは違う特別な時期なんだと。さとうきびをつくっている離島の自治体ですね、あるいは、この奄美からも選出された国会議員、地元の国会議員とですね、力を合わせて連携して、特別な要請活動をですね、国に行くべきではないかというふうにして考えますけれども、市長の考えをお答えいただきたいと思えます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 今期のさとうきびの苦境については、もう議員御案内のとおりであります。私も生産者の農家の方々からそういう窮状を伺っているところであります。

これについては、農家の収入を上げるために一番いいのは交付金の単価を上げるといふことでもありますけれども、これはもう繰り返し繰り返し返し国会、あるいは県も通して、国会議員を通して、そして国に対しても繰り返し要望しているところであります、せんだっ

ても、私も東京に参りましたときに、国会議員と国に要望いたしました。

で、今月下旬に、国会議員とそれから農林水産省のメンバーが種子島を訪れて、そのさとうきびの耕作の現地を調査するという機会が持たれるようであります。その際に、やはり私も直接現場でこの窮状と、それから農家の支援についての要望を続けてまいりたいと思っております。

そして、非常に史上二番目の厳しい状況でありますけれども、見方を変えますと、昨年の台風襲来のような苛酷な条件の中でも、まだ半分の収穫を得られたということは、そういうすばらしい作物でありますので、今後とも種子島の基幹作物として維持しなければならぬと考えております。国、国会議員への要望とともに、あらゆる手段を尽くして農家のさとうきびの支援を続けてまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） やはり今言われたように、繰り返し要望しているというところで確認をいたしました。

やはりきつとですね、糖度が基準帯に入っていないかった徳之島とかですね、喜界島、沖永良部島、与論島のさとうきび生産者というのは、やはり困っているというふうにして、やはり地域も同じような気持ちにあると思いますので、今回この農業問題、やはりさとうきびの支援などを問うという議員がですね、やはり多いというところでは、さとうきびの現状について多くの議員もですね、やはり同

じような気持ちにあるかと思われるので、ぜひ市長もですね、頑張っている姿を見せて、さとうきび生産意欲をですね、持続していただくよう取組みを進めていただきたいと思いますというふうにして思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

次に、住宅改修環境整備事業の補助金についてということですが、すみません、これ以降、この事業をですね、簡単に住宅リフォーム助成制度と言わせていただきます。

これまで平成二十一年度から平成二十八年年度まで、実に八年間、長く継続してきました事業でありますけども、利用者から大変喜ばれてると思います。昨日も資料や質問、答弁ありましたけれども、再度伺いいたします。これまでの事業実績と評価をお答えいただきたいと思えます。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

本事業の事業実績は、平成二十一年度から平成二十九年度までの九年間で二百六十一件、補助金額が四千八百六十二万二千元、工事費が六億一千五十五万一千円で、補助金に対する工事費の割合は十二・六倍となり、本事業の目的である地域経済対策としての市内業者の振興に寄与するとともに、住民の居住環境の向上が図られたものと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 市民からも要望が多いと。そしてですね、補助金に対して工事費が十二倍というふうにしてあるということで、経済効果がある。そしてですね、住環境整備ができるということですね、大変評価が高い事業と受け取ります。

昨日の質問ですね、事業終了の理由について市長からもありましたけども、当初三年間の計画で、それが経過したことや、事業の見直し、財源面での道路予算計上など、いろいろさまざまあるかと思われま。道路予算をですね、六百五十万円増額して、交通安全対策を三百五十万円ですかね、増額して、確かにどれもですね、市民からの要望が多いということだというふうにして私も認識をしておりますし、大切な予算計上だと思えます。

またですね、事業の見直しについてですけども、これまでたびたび店舗へのリフォーム助成、あるいはですね、店舗兼住宅などできないかというの提案も行いました。本市においてはですね、企業活動支援事業補助ということで空き店舗への補助その他が充実されていて、これまでよりも取組みが進んでいると認識もいたします。県内でもですね、指宿市ではですね、商業者リフォーム助成、創業者支援リフォームなどありましたけれども、内容のほうはですね、ちよつと少し検討が必要なものかなというふうにして思われます。

またですね、鹿屋市ではですね、支え愛ファミリー住宅改修応援事業というふうにしまして、補助区分の一として、子育て世帯を中

心に持ち家を有する世帯の住環境づくりを応援と。子育て世帯と高齢者世帯の補助率が二〇%、限度額が二十万円、一般世帯が一五%、限度額二十万円というふうになっております。

また、補助区分二についてもですね、住宅の安全性を向上させる住まいづくりを応援しようということで、耐震の診断補助三分の二の限度額十万円、また耐震改修工事の補助四〇%の限度額八十二・二万円と。あと改修応援補助というふうになっておりまして、これまでと違った事業内容になっているのではないかなというふうにして思われます。

こういった事業内容の把握というのは、やはり担当課のほうでももうわかっているというふうにして思われますけども、事業の見直しを判断したのであれば、こういった内容の転換というものも必要ではないかなというふうにして思います。

この事業のですね、やはり継続した予算というものを求めるものですけども、やはり事前にいただいた資料からですね、課税新増築の件数がですね、平成二十七年から平成二十九年まで、やはり減り続けてきてる。減少し続けてきてるんですね。社会的な背景というものもやはり大きいものだと思いますけども、建築業者や大工さんの仕事ですね、少なくなってきたというふうに見えます。

この住宅リフォーム助成制度のおかげでですね、業者側も、補助金がありますよと、改修工事をしませんかというふうにして宣伝が

しやすくなっている。呼び水にもなっているんですね。そういった業者の声にもですね、応えるためにも、景気対策の大きな柱としてですね、予算化の実現を目指すべきだと思われまますけども、このことについてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、この事業は本市の景気対策の一翼を担ってきたことも事実でございます。これからの事業再構築の方向性としたしましては、今後想定される大規模地震に備えるためにも、他市同様に耐震診断ですとか耐震改修補助の可能性、さらに地元材を活用した場合の加算措置ですとか、いろいろな方法を研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） やはりこの事業がですね、実現した、中心となってですね、運動をしたですね、建築業組合の方の話を伺うことできたんですけども、やはりこの事業があったこと、またこうしないかと進められていたんですけども、最初は戸惑っていたそうです。しかしですね、やはり建築業組合の人たちの仕事が増えるならと、地域がね、元気になるならと運動を起こして実現したということ、やはりずっと続けてほしいと。実現してですね、やはり継続されているということ、やはりこの方はですね、この事業を誇りに思っているんですね。ぜひですね、そういった思いにも、そしてですね、継続してほしいという要望が多い市民の声にも応えてい

ただけますよう求めてですね、次の質問に入らせていただきたいと思  
います。

最後の質問になります。馬毛島問題についてであります。

昨日ですね、ちよつととまつてしまったという部分があったので  
ですね、ゆつくり順を追っていきたいと思いますけども、まず冒頭  
にですね、八板市長が就任して一年が経過しようとしておりますけ  
ども、さきの市長選の公約の中に、馬毛島への訓練基地反対を掲げ  
て当選されたと私は認識しております。その後ですね、馬毛島に  
関する問題では、馬毛島移設問題対策協議会など、さまざまな場面  
で活動されております。

そして、今回ですね、一番目の馬毛島への宇宙往還機着陸場の建  
設に向けた取組みを展開していくと。宇宙関連事業の展開ですね。  
二番目の生態調査などの共同研究施設の設置を目指す。馬毛島自然  
保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置ということでですね、  
あります。三番目の体験学習などのイベントを行う、その拠点の馬  
毛島小中学校跡地、校舎を活用するというところで、馬毛島における  
体験活動の実施。四番目の土地購入や施設整備活動に必要な資金確  
保のための馬毛島トラスト（仮称）の展開ですね。この四つの項目  
を掲げて、馬毛島活用の方角性というものを私たちのさきの全員協  
議会でも示してくれました。

しかしですね、国は馬毛島を米軍空母艦載機離着陸訓練施設、F  
CLPの移転候補地としています。この馬毛島活用の方角性とです

ね、国が示す基地建設とは相入れないものだというふうにして思  
います。昨日の答弁でもそう言われました。私もですね、市長が示す  
このような方向で進んでいくことに大変期待をいたしますし、その  
ような方も多いかと思われま

す。しかしですね、この構想を実現するにはどうすればよいか、今回  
はそのような立場ですね、私も質問をさせていただきます。

まず初めにですね、現在の馬毛島への立ち入りというものがど  
うになっているか、お答えをいただきたいと思

います。  
○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員も御案内のように、平成二十一年から、馬毛島の立ち入りに  
つきましては、地権者の同意がなければ上陸できない状況が続いて  
おりました。本年度ようやく、市有財産、市の保有する財産ですけ  
れども、小中学校跡地の管理を目的として、馬毛島へ二回上陸し、  
地権者の協力も得て、学校跡地の管理作業と現地の確認調査を行っ  
てきたところで、平成三十年以降も施設管理を目的とした渡航  
を計画しております。例えば、清掃のための池の水の利用などを地  
権者にもお願いしているところです。現段階では、市の財産管理を  
目的とした上陸については、理解を得ていただいているところであ  
ります。

しかしながら、例えば、庁内の対策協議会で毎年各所管課が抱え  
ている課題がございます。文化財の確認でありますとか、森林法関  
連の確認ですとか、毎年調査の要請を地権者に行っているところ

ありますけれども、依然できていない現状にあります。

今回市が取りまとめました利活用計画にある体験活動についても、やはり今後地権者に対して根気強く理解、協力を求めていく必要があると考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 今ありましたけれども、やはり馬毛島のほとんどが所有者タストン・エアポート社の所有になっていて、一部の市道や小中学校跡地が市の所有となっておりませぬ。確かに今言われたように、市長の一行はですね、行けたかもしれませぬけれども、やはり誰でも行けるような状況ではないというふうにして思いますし、さきの構想実現のためにはです、それに戻りますけれども、やはり市民が行けないと。これを行けるようにするにはどうすればよいかというふうにして考えますけれども、所有者がですね、やはり所有権を前面に出して、やはり通行権を認めていません。誰でもですね、通行することを認めていませんよね。ではですね、市長がですね、構想を進めるに当たって、通行権ですね、これをですね、どのように確保できるかということをお答えいただきたいと思いません。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市道馬毛島一号、二号、三号線に関する御質問だと思います。

馬毛島に現存する市道につきましては、これまでどおりのお答えとなりますけれども、市といたしましては、市道としての登録の手

続が行われ、廃止がなされておりませぬ。農道は廃止されておりませぬけれども、市道としての登録がありますので、その有効性を主張しております。一方、地権者側は対応が少し異なっております、市からの国への返還と、国と会社との売買によりまして、その消滅を唱えているところがあります。

市道としての有効性が明らかとなれば、通行権は一般市民においても確保できるものと推察するところではありますけれども、法的な司法判断をもとにした明確にするというところまでは至っていないわけです。こうしたことから、市道の通行権の確保は現段階では非常に難しい。そして、この点について市があえて主張するということは留保しているという状況にございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） それではですね、やはり残念ながら、やっぱりそれでは市長が示す構想っていうものは実現しないと思えますよ。地権者の理解を求めていくというふうにして立場あるかと思えますけれども、やはり相手側とですね、対立をしないといけないと。私はやっぱり通行できるというふうにして思っておりますけれども、再度この通行権の確保の仕方というものがあるか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 今のお答えに直接結びつかないかもしれませんが、今対立すると言われましたけれども、例えば、例え話ではあれですけれども、まあ、市民の私どもの生活の中で、自分の

敷地と隣の敷地があつて、争いがあると。例えば、境界線について争いがあるということがあつたときにですね、隣に住んでおる隣人と自分との間で、顔を合わせるたびに、そのことをあしるこうしろというふうにして対立することはですね、いかがなものかと。いや、それは解決には必ずしもすぐには結びつかないということがあると思います。それは近所づき合いの中で、お互いの、例えば、ほかのいろんな趣味のことですとか、体育祭のことですとか、地域活動のことですとか、そういうことを話しながら人間関係をつくっていく中で、またそうした根本的な対立のところは、また時間が解決するようなこともあると思います。

そういう意味で、主張としては、こちらは持つておりますけれども、そういうことを踏まえて、先ほど来から申し上げているように、現在市の保有する土地の管理については、非常に理解を示してですね、非常に協力的であります。そういうところは、やはりその対立する、本来は対立するようなところをあえて触れずに、いろいろ話をすると。対話を重ねていくことよつて今年度の進展があつたわけでありますから、こういう関係が続けていく中で、本来私どもが持つていく目標について一歩でも実現に近づけていきたい。そういうことでもあります。この通行権の問題につきましても、そういうことが肝要ではなからうかと、そう考えております。

○一五番（渡辺道大君） それではですね、少し論点を変えたいというふうにして思いますけれども、一例なんですけども、市道で市

の所有権に登記されているというところがあります。税の対象になつていて、通行する、しないのトラブルがあつたというふうにしても聞いております。そのときにはですね、妥協点でお金を払つて通行を確保したということも聞いております。

ここですね、法律のことを伺いたいんですけれども、市道として認定された道路が、所有権が移つた場合ですね、市道は閉鎖をしないとイケないのか。それともですね、市道としてそのまま通行できるのかという法律上の見解というものを求めたいと思います。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

馬毛島の市道につきましては、昭和四十五年に農道から市道に認定されており、道路管理者は使用権限を有し、市民も通行できるものと考えております。しかしながら、タストン・エアポート社長によりますと、道路は農地法第七十四条の二、第一項で廃止しており存在しない。市道廃止を市が怠つていただけとの主張がございます。法律上通行可能と考えますが、それぞれの見解に隔たりがあるのが現状でございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 私はですね、やはり車とかではやっぱり行けないかもしれないですけども、歩行は可能であると。民法上にはですね、やはりそこには行ける権利があるということをやはり認識しておりますので、市長が書かれていました著書、さまざまな思いを馬毛島にやはり持つていくということですね、やはり私も行

ってみたいなどいうふうにして思いますですね、小学生のころに友達と、種子島の横には無人島があつて、そこではバツタが異常発生してですね、種子島まで海を渡つて飛んでくるかもしれないというふうな話をですね、隣の屋久島からも、どんなところだろうというふうにして思ったのをふと思ひ出しました。

やはりそれだけのイメージしか持っていないんですけども、やはりそこにですね、小中学校の跡地と市道と、行政財産というものを残しているということは大変大きいものだというふうにして考えますし、所有者の十分な理解というふうにしてやはり言われてますけども、やはり法律上の権利としてあるということでしたらですね、市長の構想を具体化するために、最後のほうなんですけども、通行権を認めさせるように、やはり訴訟等をですね、起こすことは考えないか、最後にお聞きしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

この問題は時間をかけなければ解決しないかもしれませんが、早くしなければいけないというところもございます。そこで、訴訟ということはどうだろうかということでございますけれども、現段階では考えておりません。

○一五番（渡辺道大君） やはりですね、やっぱりはっきりさせないと、この構想が絵に描いた餅というふうにしてなりかねませんし、やはり市民もですね、方向性出されたけども認めないというふうにして思うんですね。

私はですね、馬毛島への米軍訓練基地化には断固として反対をいたします。そのためにはですね、小中学校跡地や市道が通行権として確保されるということが一番の力になるというふうにしてやっぱり確信してますのでですね、市長にはぜひ力を発揮していただいて、これからも取り組んでいただきたいというふうにしております。

最後長くなりましたけども、これで私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） こんにちは。午後の第一番目に一般質問をしたいと思います。日本共産党議員団を代表しまして、また市民の要求実現のための一般質問を行います。

今日は、本市に限らず、少子高齢化の社会を迎えております。

この状況は自然発生的なものではなくて、政治の力による働く人たちの低賃金が続くこと、そしてまた今回は、国の農業政策を第一次産業として位置付けていく、このことの重要性を訴えて一般質問をしたいと思います。

まず、少子高齢化の問題であります。

政治が本当に今国民の暮らしに目を向ける、このことが大事になつていきたいと思います。まず、子育て支援の充実で若い人たちが住みやすく子育てしやすい地域づくりの施策、このことを提案したいと思います。そのうちの一つの施策である子育て応援券、今本市でも実施はしておりますが、この子育て応援券の充実を求めて質問をしたいと思います。

以下は質問者席より伺います。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

子育て応援券の充実についてという御質問でございますが、子育て応援券は、本市で出生した乳幼児の出生と成長を祝福し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る目的で交付しているものでございまして、出生時と満一歳に達した乳幼児に対して、一枚千円に相当する応援券十二枚、一万二千円分を交付しているところでございます。平成二十九年度の予算総額が二百九十四万円、平成三十年年度予算につきましては三百十二万円を予定してるところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 子育て応援券支給制度、私も求めまして、前市長のときから実現をいたしました。その中でお母さんたちが、本当に今までゼロだったこの応援制度が、月千円とはいえ、年間一万二千円、本当にありがたいという声をいただきました。そして、今大分時間も過ぎておりますけれども、年間一万二千円のおむつ代とかミルクの足しになるようにということがありますけれども、今その当時よりも、おむつの値段もミルクの値段も上がっております。ちなみに、おむつの値段でいいますと、一パック六十枚から八十枚入って千三百円から千五百円という値段になっております。

この子育て応援制度、本当にありがたい制度なんですけれども、ほとんど六カ月ぐらいでなくなるとい声もいただいております。また、二歳になったときにできる制度であります。ぜひこの子育て応援券、二倍にも三倍にもできないかという提案でございます。

で、今、市長と副市長と担当課の皆さんには熊毛郡内の資料をいただきました。これは子育て応援券の制度とはちよつと違いますが、出産祝い金という制度なんですけれども、隣の中種子町では、第一子五万円、第二子十万円、第三子二十万円、第四子以降が三十万円という金額になっております。南種子町では、第一子が十万円ですけど、第二子、三子、四子以降は、中種子町、南種子町は一緒です。屋久島町も、生まれた第一子から第四子以降、一律三万円の出産祝い金を出しております。

そういう中で、この西之表市が生まれたときに一万二千円ついで

う応援券制度、もっと充実するべきじゃないかなというふうに思います。冒頭申し上げましたように、やはりこの西之表市で子育てがしやすい制度、さまざまほかの制度も充実はしておりますけれども、この赤ちゃんが生まれたときの応援、本当にありがたいというふうに聞こえてまいります。ぜひ予算計上をですね、二倍なり三倍なりしていただいて、西之表市の若い人たちがこの地域で子育てをしたい、そういう人たちを増やしていきたいと思うんです。

で、以前この子育て応援制度がなかったときは、中種子町、南種子町に移り住んで、そしてここに通うという若い家族もいらつしやいました。そういう意味では、本当に大きい、子育て応援というのは大事な制度だなというふうに思いますので、ぜひ市長がどのようなお考えで今後この子育て応援追求していつてもらえるのかということをお伺いしたいと思います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

子育て世帯、世代への応援というのは、しっかり進めていかなければならないと思っております。その中で、これまでも限られた財源の中で、医療費の十八歳までの無償化、そして、新年度は給食費の無償化について一部実施したところであります。

今のこの子育て応援券につきましては、仮に議員おっしゃるように、二倍にした場合にどうなるかということを試算をいたしました。年額を平成三十年予算のベースで二倍にいたしますと、金額を二

万四千円ということになりますけれども、必要経費は倍の六千二百四十万円、失礼しました、六百二十四万円となり、さらに二歳まで拡大いたしますと、対象が百三十人というふうに試算をいたしますと、必要経費は九百三十六万円という試算になります。

こういう経費がかかるわけですので、他の自治体の様子も見ながら、どの辺に財源というか、支援の配分したらいいかということの研究して、今後いい方向に進むように研究してまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひいい方向で検討をいただきたいと思えます。種子島産婦人科での出産児数も、二〇一四年、二百二十一人、二〇一五年が二百六人、そして二〇一六年は百八十五人、産婦人科のお産の人数ですけど、二〇一七年、本市で生まれた一月から十二月では百六人というふうに徐々に減ってきております。そういう少ない子どもたちを支援するっていうことが、本当に行政にとってはこれから将来展望するときに大事な課題だと思いますので、ぜひ前向きに検討をしていただくようお願いを申し上げますと思います。

そして、次の質問に移ります。

次の質問ですが、やはり子育て支援センターのことなんですけど、「にこにこひろば」子育て支援センターがありますけれども、この「にこにこひろば」と榕城児童クラブの現状の認識や課題について、まずお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

現状の認識と課題についてでございますが、施設の課題としましては、施設の狭さ、そして施設の老朽化に伴う雨漏り等になるうかと思っております。改修等については、耐震のために改修等が制限されるために、環境整備が進まない状況にございます。

榕城児童クラブにつきましては、屋外の広場がないということから、子どもたちは室内での生活が中心となっております。窮屈な生活となっているのが実態でございます。適切な施設への移転が望ましいと判断をしているところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

今「にこにこひろば」の現状と榕城児童クラブの現状、まず狭いということが非常に以前から訴えが多くなっております。子育て支援センター「にこにこひろば」につきましても、やはり狭い、そして暗いということに加えて、保育士の業務としまして、子どもたちや保護者に系統的に寄り添う支援が求められる、そういう場所でありまして、西之表市では唯一の公的なゼロ歳から就学前の子どもたちが相談ができる施設だというふうに思っております。保育所は各地域で法人化されましたので、直接的ではありません。民間の保育園になっていきましたが、公的な子育て支援センター「にこにこひろば」の充実は、保育士の待遇改善も含めてですね、ぜひ検討をいただきたい。まず、場所の検討をしていただきたいという

ふうに思います。

それから、榕城児童クラブの現状についても、今あの部屋、フロアをちよつと改築していただきましたが、昨年、やはり一年生から六年生まで四十人、縦の集団があスペースに入ることについては、やはり場所を移転するということは急がれていると思います。

このような「にこにこひろば」、榕城児童クラブの現状認識について、市長にまずお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

榕城児童クラブは、現在、図書館の一階のほうに設置しております。多数の子どもさんが利用されているということでもあります。今、やはりその利用の仕方については、建物が古いということと、それからスペースの問題など、要望が福祉事務所のほうに來ているということを知っております。現状では、その古いということと、例えば、雨漏りがあったりとかですね、そういうところの改善を何とか移転ということを含めて適地を探しているような状況にあると思っております。

○一六番（橋口美幸さん） 適地を探しているということでしたので、私も前回、昨年、榕城中学校跡地への移転を提案しているところなんですけれども、また四月、新学期になります。そうすると、「にこにこひろば」にしても榕城児童クラブにしても、子どもの入れかわりもありますし、大人の入れかわりもあります。そうすると、

またさらに相談に来られる方や、また新学期に向けての申請も多くなるのではないかとというふうに思っております。所信表明でも市長も述べておられましたけれども、働く人たちが安心して預けられる子育ての条件、そしてまた、子どもたちが安心して放課後を過ごせるような状況を文教地域にふさわしい榕城中学校跡地にぜひ開設してほしいと思うんですけれども、場所もいいですし、子育てしやすいまちづくりの柱として発信をする。こういう構想を柱に据えてはいかがでしょうかということをご提案したいと思いますが、このことについて市長の考えをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

先ほど私、適地を検討するというふうに申し上げたのは、移転が決まるということではございませんで、所長が申し上げたように、例えば、改修ということで解決すれば、その方法もまだ残されているとは思いますが。しかしながら、その榕城中学校の跡地に移転するという案も検討してまいったことございます。今後、市全体として土地利用のあり方を検討することとしておりますので、その中で適地を探っていきたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ子どもたちの成長も待っていませんので、今いる子どもたちがなるべく早くそういう広い場所に、そして、快適な子育て支援の場所として生活ができる空間をぜひ急いで検討をしていただきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思っております。

次に、療育支援の問題についてです。

まず、療育支援は、健康保険課、そして福祉事務所、教育委員会。一人の子どもさんが誕生したときに、健康保険課にもかかり、そして福祉事務所にもかかり、教育委員会にかかり、そして、社会的に十八歳以上は福祉事務所でもかかわっていくという系列になっております。そういう意味で、横の連携が大事な施策だということ、三課に質問を出しております。

まず、健康保険課の取組みについてお伺いしたいと思います。

乳児健診の現状、そしてまた特に五歳児健診がなぜ必要になったか、そういうことの意義などについてお伺いしたいと思います。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

まず、健診の現状からお答えしたいと思います。

乳幼児の心身の発達状況の把握や病気の早期発見・予防のために乳幼児健診を行っております。平成二十八年度の実施状況は、三から四カ月児健診の受診者が九十四人で受診率一〇〇%、七から八カ月児健診が九十五人で九三・一%、一歳児健診が百六人で九九・一%、一歳六カ月児健診が百十一人で九七・二%、三歳児健診が百二十八人で九九・二%となっております。また、五歳児健診・相談につきましても、百三十二人で一〇〇%という実績でございました。次のイになろうかと思うんですが、五歳児健診の意義ということでお答えしたいと思います。

五歳児の健康診断・相談につきましては、就学を控えた五歳児を対象としており、乳幼児期の子育ての振り返りや就学期を迎える準備を始める契機とするなどのほかに、軽度発達障害や種々の要因による集団不適合などの発達上の問題があり支援を必要とする子どもに対し、保護者、関係機関で養育環境について考え、環境を整えていくためのスタート地点ということで捉えているところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） はい、ありがとうございます。

乳児健診も本当に当初は、七、八年前は八〇％台ではあったと思いますが、今徐々に一〇〇％近く乳児健診が行われるようになった。本当に大事なことで、いいことだと思います。

五歳児健診のことについて主にいますと、この五歳児健診の意義っていうものが本当に大事になって、一〇〇％になってるということも、これまでの取組みの成果だというふうに思います。この五歳児健診がこのように実施されているということについては、その後、健康保険課では、専門の人たちがずっと生まれてから三カ月健診からずっと見守っていくわけですが、この療育支援っていうことに特化して質問をしたいと思いますが、この療育支援の事業を進めるに当たって、健康保険課での問題点とか成果とか感じていることをお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） 療育支援の問題点ということで、

ウのところになりますかね。

○一六番（橋口美幸さん） ウのところをお願いします。

○健康保険課長（長野 望君） はい。では、お答えします。

療育支援については、保護者、関係者が発達上の課題を持つ子どもに対し、それがその子の特性であるというふうに捉えた上で、早期に支援を受けることが重要となってまいります。その部分について、まだ理解がまだ深まっていない部分もあるように感じているところでございます。子どもの育ちに関する普及啓発活動を図りながら、早期支援につなげられるような取組みが大事になってまいりますので、関係機関と連携しながら、その部分について取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） やはり三カ月健診からずっと五歳児健診まで系統的な対応を子どもたちと接していくという健康保険課の役割はすごく大きいと思うんですけども、やはり今コスモス教室が福祉事務所と一緒にやっていらっしゃるんですけども、この乳児健診を担当している健康保険課が主にこのコスモス教室を担当していく。こういうことが大事ではないかと私は思います。

それにつけ加えまして、やはり専門職、保健師、看護師の皆さんが待機してるすこやかの中で、本当に保健師、看護師の皆さんが専門職の知見を生かした業務に専念できているかどうか。こういうことも含めて、ぜひ改善をするべきことはないか、問題点は感じてい

ないかということもお伺いしたいと思います。私は問題点として感じて、で、本当に保健師の皆さんが、子どもたちに対応する、保護者に対応する時間を十分とっているのかどうかということを問題視をしているところですが、十分な専門職の力が発揮できているのかどうか、どのようにお考えでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

今コスモス教室のことが出ましたが、その前に、五歳児健診のときには一応判定というものがありまして、その判定結果に基づきまして、保健師とかがですね、保護者や保育施設に対し今後の認識を説明し、その観察の結果によって、相談の機会の増設とか保健師による保育園等への巡回とか、そういったふうなところで観察をするとか、そういったところをしてるところでございます。

コスモス教室については、福祉事務所のほうが開いておりますが、そのコスモス教室開催時には必ず保健師同行すると。行って、その中で観察する、保護者との相談をする、お話を聞く、そういった機会にしているところでございます。横の連携は当然とっていかなければならない、必ずとっていかなければならない点だというふうに認識しております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ横の連携をとるというのは前提であります、どこが中心にその事業を運営するかということが、今後ぜひ市長とともにですね、検討をしていただきたいというこ

とを提案したいと思います。

次に、福祉事務所の取組みについてお伺いしたいと思います、療育支援、障害児のための放課後児童デイサービスなどの取組みの現状と課題についてお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） まず、療育支援と障害児福祉サービスの状況について御説明をいたします。

療育支援につきましては、コスモス教室の開催、それから療育支援ネットワーク会議、保育所等巡回相談等を実施しております。

コスモス教室は、先ほど健康保険課長のほうからもちよつとありましたけれども、発達上何らかの課題を持つ子どもとその保護者のために、親子で一緒に遊ぶ場を提供しながら早期の療育につなげる取組みでございます。

療育支援ネットワーク会議につきましては、地域の支援関係者、幼稚園、保育園、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、養護学校、小中学校、高校、医療機関など、そういった方々が協議をする場として実施しております。

また、障害福祉サービスの利用状況についてでございますが、支援事業所が、現在、児童発達支援が中種子町の増田にあります「すまいるキッズ」が一方所、放課後児童デイサービスについては「すまいるキッズ」とこすもの「ガリレオ」、住吉の風の街の中にございます。この二カ所となっております。

三月二日時点で西之表市の児童の利用状況は、実数でございます

が、児童発達支援が十七人、放課後等デイサービスが十八人となっております。

課題についてでございますが、児童発達支援につきましては、事業所が中種子町の旧増田中学校の中にございますために、移動距離を考えますと、子どもたちや保護者にはかなりの負担となっているのではないかと思っております。

また、療育支援や障害児支援につきましては、医療等の高度な専門知識を必要とするほか、医療機関、児童発達支援事業所、児童発達支援センター等、さまざまな専門機関との連携が必要になってきますし、庁内においても複数の部署が支援に当たっている状況でございます。

五歳児健診の結果からも発達が気になる子どもが増えているという状況をお聞きしておりますので、健康保険課長も申し上げましたとおり、子どもやその家族に対する幼児期からの早期介入や継続した支援のために、庁内の連携についてもさらに強化して取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） はい、ありがとうございます。

ぜひ発達支援児童デイサービスなどの取組みについて主にお伺いしたいと思うんですけども、西之表市から中種子町の増田中学校跡地までの距離というのは、まあ真っすぐ行くと三十分で着くんですけれども、途中で学校やら保育園やさまざま寄ってから「すまい

るキッズ」に着いたりしますので、一時間以上バスに揺られている子どもたちもいます。そういう観点から、私はこの子どもたちの放課後児童デイサービスの場所もですね、ぜひ榕城児童クラブの意味合いと一緒にするので、榕城中学校跡地に検討をしていただきたい。このことも含めてお願いをしたいと思うんですけども、このコスモス教室と、そしてまた療育支援、放課後児童デイサービス、これらの取組みについて市長の見解をお伺いしたいと思います。場所の検討も含めてお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御指摘のように、障害の療育支援のところは保護者の皆様方に負担が大きい分もございしますので、そういった点も考慮しながら有効なことが西之表市としても講じられるようでありましたら、先に申し上げました移転、先ほどの児童クラブのところに含めて検討したらどうかという御提案でございますけれども、そういうことも含めて、市の全体的な跡地の利用の検討、そしてまた療育支援の総合的な検討の中から、いい方法を探ってまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 五歳児健診の結果が出ておりますけれども、本当にほとんどの子どもたちに何らかの支援が必要な結果が出ております。そういうことでいいますと、またさらに要望する子どもたちが多くなると思いますので、早急な対応・対策をお願いしたいと思っております。

次に、教育委員会の取組みについてお伺いしたいと思います。  
まず、通常の学級に通う支援が必要な児童生徒の現状と対策についてお伺いしたいと思います。支援が必要だと思われる児童の人数についてお願いいたします。

〔学校教育課長 赤崎晃洋君〕

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

本市における通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数は、平成二十九年九月一日現在で、小学校八十四名、中学校十三名の計九十七名となっております。

現在、これらの児童生徒に対して特別支援教育支援員を配置し、読むこと、書くこと、計算すること等の学習面の支援のほか、身の回りのことや友達とのコミュニケーションのとり方等、生活面の支援にも当たっております。

また、特別支援教育支援員の配置につきましては、現在、小学校九校に十二名、中学校に二名の計十四名を配置しておりますが、平成三十年度は四名増員して十八名で支援に当たることとしております。通常の学級に在籍する教育的支援が必要な児童生徒は増加しており、より充実した支援ができるものと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

十四名から、四月から十八名にも要望しているということですので、ぜひこの人数がかなうといいなというふうに思います。子どもたち

が、五歳児健診の中でも必要な子どもたちが増えましたので、この四名増員が本当に足りてるのかどうか、これは新学期が始まってから、今後もお見守っていただきたいというふうに思います。

続きまして、通常の学級に子どもたちが入っていくわけですが、通常の学級を担任している先生たちの研修の場があるのかどうか、そういうことをどのように取り組んでいるのかをお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

通常の学級の担任の特別支援教育に関する研修につきましては、主として各学校で行われている校内研修によって進められております。今年度は、市内全ての小中学校が年に二回以上の特別支援教育に関する研修を行っております。

また、学期一回行われる中種子養護学校による巡回相談の際に、教育的支援が必要な児童生徒への適切な支援のあり方について指導・助言を受けており、この場も通常の学級の担任にとってはよい研修の機会となっております。

さらに、本市主催で実施している市カウンセリングセミナーにおきましても、発達障害のある児童生徒の保護者との教育相談の進め方について、ロールプレイングによる研修を実施したところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 先ほども福祉事務所の担当の方もおっ

しゃいました。やはり子どもたちには医療の面も必要だと思えます。学校での巡回相談も含めまして、医療の現場からの研修も、ぜひ取り入れていただきたいというふうに要望をしたいと思います。続きまして、特別支援教育支援員の役割と研修のあり方についてお伺いしたいと思います。

○**学校教育課長（赤崎晃洋君）** お答えいたします。

特別支援教育支援員の役割といたしましては、一般的には、発達障害等特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学級担任と協力しながら学習上のサポートを行うとともに、食事、排せつ、教室の移動補助等、日常生活動作の補助を行うこととなっております。

本市においても同様に、読むことや書くこと、計算すること等の学習支援や、身の回りのこと、友達とのコミュニケーションとり方の支援等、生活面の支援を行っております。

なお、これら日常の指導内容につきましては、毎日指導記録簿をつけており、管理職が確認し、その都度、指導・助言を行っております。

特別支援教育支援員の研修につきましては、勤務経験三年までの方については県が実施している研修会に派遣しており、さらに、全員を対象とする市主催の研修会を年二回実施しております。また、中種子養護学校の教諭による巡回相談に参加して研修する支援員もおります。

以上でございます。

○**一六番（橋口美幸さん）** 経験豊富な特別支援員の皆さんが本市にはたくさん勤務を継続をしていらっしゃるということで、大変中身も充実しているとは思いますが、やはり子どもたちは一人一人発達が違いますし、個性がありますので、経験年数が長くても対応は違っていると思います。その意味では、各学校で従事している支援員同士の交流だとか、それから実践を教育発表のような形で実践交流をしたり、そういう場所が必要じゃないかなと思います。で、年一回の研修、そしてまた、ほかの養護学校の研修も含めまして、新たに現場での実習も含める必要があるのではないかと思います。この点につきましてはいかがでしょうか。

○**学校教育課長（赤崎晃洋君）** 御指摘のとおり、やはり特別支援教育支援員同士の交流による研修、それから、さらにさまざまな専門機関による、先ほど御指摘ありました医療的な分野からの支援、そういった方向につきましては、今後どのような形で研修が企画できるか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**一六番（橋口美幸さん）** はい、ありがとうございます。

ぜひ一人一人の子どもたちの成長、小さければ小さいときに本当手を差し伸べれば、その子が持つてる能力を十分に発揮できるということが大事になっておりますので、療育の現場でも学校の現場でも、ぜひ手を携えて一緒に成長していけるような体制をとっていただきたいと思います。

それから、特別支援員の出勤日数についてでありますけれども、年間百九十日と決められております。で、この百九十日と決められているのは何か根拠があるのかが一点と、それから、土曜授業が昨年から、昨年その前ですね、もう二年間土曜授業が始まっておりません。そういう土曜授業が始まって授業日数が増えたにもかかわらず、土曜日は支援員の皆さんは入っていないようなことを伺ったんですけども、この百九十日という出勤日数が現状の実態とは合わなくなっているのではないかと思います、上限を決めずに必要な勤務日数を入っていたかどうかという点はいかがでしょう。

「「通告ないでしょう」と呼ぶ者あり」

○一六番（橋口美幸さん） はい。

「「通告ないよね」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 橋口議員、これは研修のあり方の関連質問ですか。全く別件ですか。

○一六番（橋口美幸さん） ああ、支援員の体制のあり方ということですね。

○議長（永田 章君） 申しわけございません。先にお願います。

○一六番（橋口美幸さん） はい。先に進みます。  
では、そういうことも含めましてですね、実態に合った研修とあわせて対応をしていただきたいというふうをお願いいたします。  
では、次の質問に移りたいと思います。

次は、農業政策についてであります。今回は農業政策の充実につ

いてという質問が多かったですけれども、私は農業次世代人材投資事業、旧青年就農給付金事業の取組みについてお伺いをしたいと思います。

まず、この旧制度との違いについての説明をお願いします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

農業次世代人材投資資金につきましては、平成二十四年度に青年就農給付金が創設され、平成二十九年度から名称が変更されたものでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） この旧青年給付金事業っていうのと農業次世代人材投資事業の違いというものはですね、青年給付金事業から主な変更点、二点変更点があります。これはハードルが高くなつたというふうに解釈もできるんですけども、やはりさらにハードルが高くなつたということは、その高くなつたハードルを認識しての制度の活用ということで、農業で生きていくという青年の決意のあらわれかなというふうには私は思っております。

五年、十年と定着に向けて、この給付金、次世代人材投資事業の青年を支援していくことについて、どのような支援が必要とされているか、そして、若い人たちがこの農業を今後支えていくためには、担当課としてはどのような支援が必要なのかをお伺いしたいと思えます。

○議長（永田 章君） これ、橋口議員、これ、アの質問なんです。全くここの中にはないように見受けられています。通告の中には。

○一六番（橋口美幸さん） すいません。今この制度を利用している四十二人、まあ二人離農をしているというふうになっておりますけれども、この制度を活用している人たちの現状、そして今後の展望について伺いしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 予定されてました一般質問の条項につきまして御説明申し上げます。現状及びこれまでの成果と今後の展望について述べさせていただきます。

本市におきましては、これまで四十一名の事業を活用され、平成三十年度二月末時点での交付対象者は二十六名となっております。

制度の有効性についてでございますが、事業創設前五年間の新規就農者が十七名であったことに対しまして、創設後五年間の新規就農者は、これは交付対象外も含みますが、四十七名と大きく増加しております。若者が農業を志すきっかけをつくったという点においては、多くな効果があつたものかと考えております。

また、将来展望についてでございますが、事業創設からまだ六年であり、これまで何度か法改正に伴う制度の見直しがなされております。特に平成二十九年度の法改正において、対象となる新規就農者の要件に、議員御案内のとおり、次世代を担う農業者となることを志向するという文言が追加されており、資金の交付を受けること

を目的としているものではなく、自らの経営を発展させようとする意欲があり、そのために努力している新規就農者に対して本事業を活用した支援が行われていくものと考えております。

今後ますます採択要件が若干厳しくなると予想されておりますので、さらなる対象者へのですね、五年後の農業者になっていくためのフォローアップが必要かと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 五年間受けて、そしてさらに五年間農業で頑張らなくちゃいけないという決まりがあるわけですが、その五年間、合わせて十年間、農業に従事できるためにどのようなフォローが必要だと思っておりますでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほども言ってますようにですね、今後厳しくなるという状況でございます。それで、議員の指摘のは、ちよつと御確認させていただきたいのは、五年プラス五年という給付金を追加というお話でしょうか。

○一六番（橋口美幸さん） 私が理解しておりますのは、五年間給付金を受け取る制度を活用して、それが終わったら、さらに五年間農業に従事しないと五年間給付した分は返していただきますよというの、この新しい制度の決まりじゃないかなというふうに理解しております。いかがでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） はい。失礼しました。議員御指摘のとおりでございます。

要するに、就農後、給付金が終了後、最低三年以上の報告義務がございますので、その報告の中できつちりとした営農を行っているという必要ですので、それに対して、我々としては各種関係機関の連携を一緒にして、フォローアップをして、一人前の経営者に育ていく必要が一番重要じゃなかるうかと考えてるところでございます。

○一六番（橋口美幸さん） 昨日からですね、農業が本当に、さとうきび、からいも、厳しい状況になっているということとあわせて、この制度を利用してる青年たちも、四十五歳以下の人たちもですね、青果用さつまいもが十九人、さとうきびが五人、そして生産牛三人、スナップエンドウ三人、レザーリーフファン三人、それぞれいらつしやいます。そういう人たちが、今後本市の農業を支えていく重要な柱になっていくのではないかなというふうに私は思いました、この質問をしているわけですけども、やはり昨日担当課長もおつしやいましたように、不安定な経営状況だということは認識していらつしやると思っています。

そういうことでは、ハウスの補助、今三分の一なんですけれども、若い人たちが十年、二十年この地域の農業を支えていくというふうになっていきますと、今は先行投資という形で、ハウスの補助三分の二に上げていくというフォローアップはできないかということ提案したいと思いますけれども、そこは現場の担当課長、そして市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（永田 章君） 橋口議員、シカネットの補助は出ているんですけど、ハウスについての。

○一六番（橋口美幸さん） いえ、この若い人たちへの支援です。フォローアップというところの支援です。

○議長（永田 章君） いや、これではですね、ちよつと若干厳しいと思いますが、いやまあ、課長さん、ハウスの補助について答えられます。答えられなければもう。

○農林水産課長（園田博己君） 議員の御提案は、新規就農者へのハウス補助という御提案でございますが、今、施政方針でも御説明したとおり、新規就農者定着促進事業というのを今実施しております。内容につきましては、新規就農者の早期に経営安定を図るための助成事業です。その中で施設等の整備をできるようにしておりますので、そういう事業の活用をお願いしたいところです。それからまた、充実を図るためにメニューの再検討とかは必要ですので、今後メニュー化等の中身につきましては、事業の中身については検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひそのような前向きな検討をお願いしたいと思います。

では、次に移りたいと思います。

シカネットの補助拡大についてでございますが、シカネットについては農業の被害が中心だというふうにお伺いしております。しか

し、今回、市長も施政方針の中でですね、捕獲と防護の両面での支援をしていくところから鑑みてみますと、やはり被害地域の実情について、農業被害も含めまして、人家の庭先の野菜や花など、そこにネットを利用する拡大をできるような対策は考えておられないかどうかをお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） シカのネットの助成拡大についてお答えをいたします。

農業者からの強い要望のあるため、シカの侵入防止ネットの資材の購入助成につきましては、御承知のとおり、県の地域振興事業を活用しまして、ネットに三分の二、支柱に二分の一の助成を農業者を対象に実施をしております。今後も農業者の要望に対応する数量が充足できるよう、平成三十一年度以降についても県への事業継続を要望してるところでございます。

また、農業者以外の対応でございますが、議員御指摘のことも理解するところではございますけど、予算に限度もありますし、補助事業がですね、農業振興上、農業の経営上、必要な施設であることから補助事業を計上しておりますので、農業者以外の方につきましては御理解をいただきたいというところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 私もそこは理解はするんですけども、シカの立場からといいますか、シカの都合からいきますと、残渣処理にしましても、庭の野菜や花にしましても、そこが餌場になるわ

けですよね。捕獲をするという観点から見ましても、やはり残渣処理への農家に意識を高めるといふふうにありましたけれども、やはり捕獲をする、広げていくことを考えていかないと、このシカの全般的な農業に対する被害もなくなるのではないかなというふうに思います。

ちなみに、シカの捕獲場所を数字を見てみますと、住吉が毎年多くなっております。特にこの人家にシカがおりてくるっていう被害の声をよく住吉の皆さんから聞いております。ここはぜひ捕獲と防護の両面、再度追求していただきたいというふうに要望いたします。次の質問に移りたいと思います。

次に、花きの振興についてお伺いしたいと思います。

皆さんの机の上にレーザーリーフファンの認証のかごしまブランド指定証をお配りしてあると思いますけれども、やはり今、さとうきびやからいもとあわせまして、今後、花き園芸ということも本当に力を入れなければいけない作物ではないかというふうに思います。このかごしまブランド指定証は、平成三十三年度までということになっております。そういう意味からいいますと、本当に一定の生産量をとらないと、なかなかこのブランドが長続きをしないということになりますけれども、この花き振興について担当課の所見をお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 花き振興についての御質問にお答えいたします。

花き振興つきましたは、特にレザーリーフファンのことについてかと考えておりますが、レザーリーフファンにつきましては、議員御承知のとおりで、かごしまブランド産地に平成二十四年の六月から実際受けまして、今回、平成二十九年の五月二十六日で、また更新をしているという状況でございます。このブランド指定につきましては、県の条項がございまして、系統販売量、それから系統販売面積、それと品質の確保という条項がございまして、それをクリアしたものについてブランド指定を受けてるところでございます。

本市のレザーリーフファンにつきましては、平成二十七年度に国庫の補助事業を活用しまして施設整備を行ったところでございます。現在においては、ブランド指定へ向けまして消費地から種子島産への期待が高まっている状況でございます。

しかし、他町と比較しまして、新規の方々、本市の生産者の方は新規の方々が多いということで、技術力が十分でございませぬ。品質格差等々が出ておりますので、関係機関の技術員等とも協力しながら、高品質化、生産量の確保のための栽培技術の高平準化を目指しまして、現地巡回等の充実を図ってるところでございます。また、それ以外につきましては、三戸以上の農家が市場流通を図ろうとする場合には、資材費、種苗費の助成を行っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひレザーリーフファン、今後、南種

子町でも減りつつ、高齢化の影響ですすね、栽培農家が減りつつあるという現状もあります。一市二町でこのレザーリーフファンをぜひブランドを長く続けていくためには、本市でも作付農家の研修会をしたりとか、増やすっていうことをぜひ力を入れていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

で、個々の花き農家に対する補助は、今担当課長もおっしゃいましたけれども、三戸以上のまとまった制限がありますけれども、そこは、今までそういう制度が活用できたという過去の実績はどれぐらいあるのでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 手元に資料がなくて若干調べられませんが、予算ベースで申しますと、平成二十九年度で七十万円弱の実績になるかと考えておりますし、平成二十八年度も同様の額だったと私は記憶をしております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひせつかくある制度ですすね、より使えるようなフォローをしていただきたい。そして、このかごしまブランド指定証、長く続けるような支援ですすね、お願いしたいと思います。

最後に、生活保護制度の項目に移りたいと思っております。生活保護の活用についてお伺いしたいと思います。利用の現状について、よろしく願います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 利用の現状といえますか、

世帯の現状について御説明をいたします。

平成三十年一月三十一日現在のデータでございますが、被保護世帯が二百十世帯、被保護者数が二百四十四人となっております。また、世帯の分類をしてみますと、高齢世帯が百四十世帯、母子世帯が二世帯、障害者世帯が十八世帯、傷病者世帯が二世帯、その他世帯が二十八世帯となっております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） はい、ありがとうございます。

今、二百十世帯が生活保護を利用していらっしゃるという実数が出ておりますけれども、私は、国民健康保険だけの資料ですけれども、今、年間百五十万円に満たない世帯が三千百六十六世帯中二千四百八十六世帯、約七八%いらっしゃいます。そういう中で本市の保護率についていいいますと、本当に百五十万円以下で暮らしている人たちが本当に圧倒的に多いのだなということを痛感しております。

で、子どもの貧困問題について特に移っていきまされども、国民健康保険の資料で見ますと、滞納世帯が、三十歳代七・七八%、四十歳代が八・八九%、五十歳代が八・八四%、こういう国民健康保険の滞納の実態があります。そういうことから見ますと、本当に子どもたちが貧困の中で暮らしているのではないかというふうに思います。

で、そういう子どもの貧困問題について対応できる就学援助制度というものがありませんけれども、この就学援助制度はですね、子ども

もたちが学習に困窮しないように対応できる制度です。で、主に就学援助制度の概要としましては、学校教育法第十九条において、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を与えなければならないとされて、就学援助制度は昭和三十一年からずっとある制度なんですけれども、この西之表市の実態でいいますと、小学生が一八・九%、そして中学校では二一・三%の子どもたちが、この要保護及び要保護援助費を支給しております。そのおかげで、本当に学用品費に困らないということはないでしょうけど、不足してる分を少しは補助していただいております。

そういう経済的な子どもたちの貧困の実情の中で、一つ市長に、時間もありませんが、提案をしたいと思えます。この制度がありません。自立支援事業、生活困窮者自立支援事業っていうものがあります。これは平成十五年度から学習支援が始まっております。

県内でも薩摩川内市、日置市、霧島市、そして平成十六年度は五町を管轄するくらし・しごとサポーターと鹿児島市、曾於市が新たに始めております。そういうこともぜひ研究をしていただいて、本市の子どもたちの学習支援教室なり、何か手だてをする必要があるのではないかと思います。市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（永田 章君） えーとですね、橋口議員、どうも私映りにくいんですけども、子どもの貧困問題と生活保護についての関連はということ、私はこの質問事項を受けとめているんですけど。

○一六番（橋口美幸さん） この就学援助制度というものが、先ほども読み上げましたように、生活保護を受けてる子どもたちと、その生活保護に準じる経済的困難な子どもたちに支給している就学援助制度なんですね。子どもの貧困の問題はそこから発生していると思うので、その子どもたちの貧困問題に対する援助が、こういう制度がありますよということを今市長に提案をしているということなんでしょう。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

生活困窮者自立支援事業における学習支援事業と就学援助の部分は、ちよつと切り離して整理をしていったほうがいいと思います。

○一六番（橋口美幸さん） ああ、すみません。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） で、生活困窮者自立支援事業に伴う学習支援につきましてでございますが、また西之表市で実施ができていないところでございます。本市の生活保護世帯にも二世帯母子世帯がおりまして、子どもたちがいるわけでございますが、現在、平成三十年度からの取組みになりますけれども、総合相談窓口のところ、現在社会福祉協議会にございます生活困窮者自立支援事業に伴い設置されましたくらしサポートセンター、ここを中心に今生活困窮者の事業に取り組んでいるわけでございますが、平成三十年度からは総合相談窓口にかつちが移ってまいりますので、今後、教育委員会や福祉事務所等とも連携をしながら、これまで以上に充実した支援ができていくのではないかとというふうに考えており

ますので、学習支援についてはなかなか実施が難しい状況でございますが、今後検討してまいりますので、御理解をいただきたいと思

います。  
○一六番（橋口美幸さん） 失礼しました。つきり私は教育委員会なりの主催でやると思っていまして、認識不足でございました。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十四時十五分ごろより再開いたします。

午後二時一分休憩

午後二時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。

それでは、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。質問内容が同僚議員と重なった部分もありますので、予定時間を残すこととなりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、まず水産業について御質問をしたいと思えます。

過日、喜志鹿崎灯台沖です、水難事故が発生したということは、皆さんも御承知のことだと思います。引き縄の最中にですね、転落をして溺死をされたということで、夜になっても帰ってこないということ、海上保安部に捜索を依頼し、翌朝に船は宮崎沖で見つかったものの、船主は乗っていないということ、地元の漁師の方がですね、捜索に加わり、喜志鹿崎灯台の沖、約十数キロの沖合で御遺体となって発見をされたということであり、雨合羽を着ていたということですね。それがフロートの役目をして、身内の方もですね、見つかったということは大変奇跡だということをおっしゃっておられました。その漁のときの規定ではですね、漁師の方も一人で船に乗るときには必ず救命胴衣を着用するというのがですね、決まりになっているようにございますけれども、事故に遭われた方はですね、その救命胴衣を着用していなかったようであります。そこで質問ですけども、本市にですね、海上保安部もでき、注意喚起は漁協とともにですね、行っていると思えますけれども、本市行政としてどのような注意喚起をしていたのか教えていただきたいと思えます。

以下の質問は質問者席で行います。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

水難防止の対策につきましては、ライフジャケット着用義務化に

伴いまして、各漁業集落総会時等に漁業者に対しまして再度周知徹底を図ったところでございます。その後も、関係役員会等の折、随時周知徹底を図ったところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） こういった事故についてはですね、個人の責任といえはそれまででございますけれども、本市としてもですね、今課長がおっしゃいましたようにですね、浜回り等ですね、注意喚起を行っていただいでですね、ぜひこの安全操業に資するようにですね、御指導をお願いしたいと思います。ただでさえですね、少ない漁師の方がですね、このような事故ですね、さらに減るようなことのないようにですね、今後とも注意喚起をよろしくお願いをしたいと思えます。

次に移りたいと思えます。

私も市の職員時代にですね、六年ほど水産係に在職をしておりました。その当時は景気もよくてですね、漁師の方も多くて、当時はまだ合併をしておりませんでしたので、西之表市だけの組合ということでありましたけれども、六年間の間にですね、当初七億円近くの水揚げがですね、六年間の間に十一億円ぐらいますね、毎年伸びていって、その後もまだ何年かはですね、伸びたようでもありますけれども、そういう状況でございました。モジャコ漁、あるいはイカ漁、トコブシ、イセエビ漁などが好調ですね、四、五年の間です、ね、新しい船に乗りかえると、買いかえるというような、そういう

う時代でもありました。漁協のほうも、毎年、種子島周辺漁業対策事業等を活用してですね、製氷施設、あるいは加工施設、漁民研修施設、あるいは漁具倉庫などをつくっております。また、漁港・港湾の整備も盛んに行われておりました。

現在の水揚げを見てもですね、そういった時代ではないかもしれませんが。しかし、この平成三十年度ですね、水産業についた予算を見てみますと、離島漁業再生支援交付金を除けばですね、非常に少ないように感じてならないところであります。国と県とで大隅海峡のほうにですね、大型の漁礁を設置するという話は聞いております。また、先ほどからいろんな事業ですね、なくなったり、あるいは増えたりということですね、そういう事業の予算の配分ですね、めり張りをつけるということもわかっておりますけれども、余りにも少ないような気がしてなりません。そこで、市長、このことについてどのように感じられているのかお聞かせください。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

水産業の振興というのは、本市にとって農業の振興と同等以上に重要なことかもしれません。そういう意味では、本議会に提案いたしました機構改革の中で、現状の林務水産係を分離して独立させて、その漁業対策を強化しようとしているところであります。

予算が少ないのではないかと、そういう御質問ですけれども、年度ごとの比較をいたしますと、確かに少なくなっている部分がございます

いますけれども、それはまあ、ハード面での事業が前年あつて今年はないとかというようにすることも影響していると思います。詳細の点については担当のほうからお答えしたいと思っております。いずれにしても、今後水産業の事業については、積極的にいろいろな補助事業なども見ながら、漁業者がもうかるように、それから漁業が魅力的な産業として若者が新規参入するような、そういう状況になるべく努力をしてまいりたいと思っております。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

平成二十九年度は、種子島周辺漁業対策事業で冷凍・保冷車、液晶リーダーの整備を行った結果、前年度より増額となっております。平成三十年度は、要望等によりまして、それらの整備事業が縮小したことから減額となっております。また、平成二十九年年度から繰り越した広域漁場整備事業で、三瀬沖、それから田之脇沖に増殖礁を整備したいと考えております。また、平成二十九年年度と同様に、種子島周辺漁業対策事業では、担い手を対象に耐用年数が五年以上のもので漁業経営に必要な施設等を整備する計画でございます。

なお、平成三十一年度は漁協の加工所の修繕、それから、平成三十二年度は燃料貯蔵タンクの更新を計画しております。また、市周辺の水産資源回復に向けて、藻場の整備計画も検討したいと考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。

施政方針のほうにもですね、離島漁業再生交付金事業等を活用して、資源の維持回復や魚食の普及、なかなかこう魚食が普及していないということもあります。そういった部分に力を入れていきたいというふうなこともおっしゃってます。ぜひ漁業のほうにもですね、力を入れていってほしいと思います。

次に移りたいと思います。

水産資源の生息調査について質問をしたいと思います。

鹿児島大学とですね、水産学部等と連携をして調査を行ってきておりますけれども、まあ、今年度まだ三月でありますので、まだ結果は出てないかもしれませんが、どのような調査結果が出るかというのをお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 水産資源の生態実際調査についてお答えをいたします。

平成二十八年度までの期間で、馬毛島でのナガラメの生育数、海底調査及び漁獲調査を行い、平成二十九年度では、西之表市周辺海域の海底調査及び稚貝放流の経過調査を行ったところでございます。

議員御案内のとおりで、平成二十九年度の調査結果に關しましては、最終報告はまだでございますが、平成二十八年度以前の調査にて、馬毛島周辺では東側の海域でナガラメの生育密度が最も高く、次いで南側東部の海域が高いという報告等も受けております。馬毛島周辺海域においては、トコブシ資源を管理していくためには、転石や藻場造成など生育環境を整備しつつ、放流などの資源量の増大

を図っていく必要があるかと考えております。

平成二十九年度の調査は、漁協にて水揚げされたトコブシを漁業者ごとに漁獲個数の係数測定及び聞き取り調査を行い、比較を行ったところでございます。

また、西之表市周辺の海底調査を住吉、美浜、大久保、安城、安納に行行ったんですが、海域ごとで漁獲された個体数は大きく異なっております。西海岸より東海岸のほうが漁獲個体数は多かったという結果でございます。また、重量においても、馬毛島、安納海域の個体が大きく、大崎、持田海域の個体が小さかった。ただし、同じ海域でも個体差が大きいため、一概に海域によつての差とは言いがたいという報告でございます。

海底調査につきましては、海域によつて転石の上、藻類の付着状況が異なっているというところでございます。

以上のことより、各海域の藻類や転石の状況とトコブシ資源及び重量に關してはと考えられている。そのことから、先ほども申し上げましたように、西之表市周辺の海域の環境整備が必要であろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） はい、ありがとうございます。

このような調査というのはですね、継続的な調査を行わないんですね、そのデータの蓄積が大切ではないかなと思つているんですけども、今後このような事業というのはもう行わないのか、調査を行

わないのかということをお聞きします。

○農林水産課長（園田博己君） 今後の計画でございますが、お答えをいたします。

今後は、水産資源の回復に向けて必要となる調査及び試験を中心に行い、そのデータをもとに西之表市周辺の資源回復に向けての活動を行っていきたくと考えております。特に周辺海域の環境変化が著しいため、藻類の資源回復を第一の目標として調査を行っていかうと考えております。そのために、本年度、調査計画を十分に精査しまして、単年度で結果が出るような方向で調査を行いたいというところがございますので、平成三十一年度以降で予算要求を考えているというところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 先ほど市長の答弁でもですね、この一次産業の振興が本市の大きな礎になってると。産業経済のですね。そういった部分で、この水産業というのですね、やっぱり大事な部分だと思えます。やっぱりこういう試験というのはですね、やっぱり継続した上で、そのデータのものにしっかりと対策を講じるというところが大事であろうと思います。

水産業も、高齢化とか後継者不足、燃料の高騰ですね、消費者の魚離れなど非常に大きな問題を抱えております。ぜひ水産業に対してもですね、大きな予算を使っていたいでですね、できるだけ以前とまでにはいかななくてもですね、それに近づけるような水産の収

入を上げられるようにですね、今後とも御協力をよろしくお願いたいと思います。

次に移りたいと思います。

次に、農業振興策についてであります。

本年度の議員活動の中でですね、二班体制で各校区で議会の報告会を実施をしてきております。その中でいろいろ提案がなされるわけですけども、やはりこの農業の振興というのがですね、やはり大に行きますと大きな課題であり、もちろんそのきび、芋類を初めとするですね、産業の振興というのが非常に大事なウエートを占めてるわけですけども、施設園芸、園芸作物にもですね、力を入れてほしいというようなですね、まあ、これまでも園芸の、例えばハウスについてはですね、過去には補助をもらったこともありますが、やはりそういった補助がもう一回つくっていただけないかなという要望が結構ありました。

そういう中で、今年ですね、うちのところにあった古いハウスをですね、どうしても園芸をするために買いたいという方がおりました。そういうこともありましたので、ぜひこのハウスのですね、補助についてちょっと検討していただけないかと思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農業振興の中で園芸作物の普及といいますか、奨励につきましては、非常に高収益を上げるところで注目しているところであ

ります。特に今期の冬に寒波で非常に、例えばキャベツが一個何千円もするとかですね、そういう状況もございましたし、そういう寒冷地に、例えば、種子島の時期の早い園芸作物を売り込むという新たな販路拡大とか、そういうことも視野に入れながら、いろいろ研究をしてみたいと考えております。

園芸作物の中で今代表的なのがスナップエンドウでございますけれども、その強化について、ハウスの援助はできないかというような希望は常々伺っているところでありますけれども、まあそうした声を受けて、いろいろなその事業の展開は考えてははいけません。具体的な事業をどういうふうを選んで実施していくか、具体的などころについては担当課のほうから御説明をいたします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

現在のところ、施設園芸の助成につきましては、直接ハウス導入と対する支援は予算がございませんが、先ほどの議員にも説明したとおり、現状的には、市場流通拡大促進事業にて、三戸以上の農家が市場流通を図ろうとする場合に、資材費と種苗費の助成を行っているというところでございます。

また、施設園芸については、本市ではレーザーリーフファンを中心に今施設を整備しましたので、そこを中心に技術指導を行っているといるところでございます。

市長からも若干説明がございましたが、本年度、平成二十九年度ですが、一月、二月に向けて、あらねなりがありまして、それとま

た霜等、冷害によりまして豆類にかなりの被害が出たと聞いておりますので、その被害対策として簡易的な施設整備等の助成も今後検討する必要があるかなというところで、費用対効果等も含めながら検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 今、市長も課長も述べられました。今年のスナップエンドウ、本当に台風で苗の時期にですね、もまれて、生育が遅くですね、せつかくこう伸びてきたので霜でやられ、あるいは、あられですね、肌が傷ついてですね、商品にならないという方が、ぼやきなんでしょうけども、やっぱりそういった方がですね、大分おりました、商品価値が出てないということで出荷できないという農家も結構おられました。

そういった自然災害にもですね、強くてですね、また、荒天時にも作業ができるといったですね、利点もあります。雨にも左右されませんのでですね。ぜひそういった部分ではですね、こういった施設園芸にですね、やっぱり初期投資というのが大変だと思えます。農家はですね。私も二棟ハウスを自分で退職と同時にですね、つくりましたけども、六メートルの四十メートルで一棟約八十万円ぐらいかかります。それを農家がですね、ぼつと出せといえはですね、非常に難しいんじゃないかと思えます。そういった部分ですね、一部補助をしてくれたらつくりたいという方もいると思えますので、ぜひそういったことをですね、考えていってほしいと。

また、今課長がおっしゃりました簡易的な対策ですね、例えば、あれ対策とかですね、そういった部分ではもう南種子町なんかはですね、先進的に取り組んで、上に寒冷紗か何かをですね、かぶせて、それこそ霜をよける、あるいはあれをよけるという対策も既にとられているようにございますので、そういった部分ですね、やはりそういった検討もしてほしいなと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

このことについてはですね、同僚議員の質問にもありましたので、私は簡単にいきたいと思いますけども、同僚議員の質問ですね、来年度から農業用廃プラスチック等の処分費用が約二倍になるんじゃないかということでありますけども、きびマルチについては、これまで新光糖業がですね、補助をしていただいて、処分費用はかからなかったということですが、このことは、また新光糖業のほうは継続をされるんでしょうか、どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

一応直接聞いてはおりませんが、今の経営状況等々からいいますと、ちょっとほかの事業も私お願いしたところはございますが、若干検討してくるんじゃないかなと私は考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） そうすると、芋マルチ、この輸送費に対して補助をされておりますけども、これはまた今年度も継続をされるわけですか。どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 処分費用につきましては、先日も答したとおりでございますけど、処分費用が倍増になるというのが想定されておりますので、適正処理協議会での検討を踏まえまして、市長も答弁もありましたように、費用分担のあり方等々も再度検討して、助成の方向で検討する必要があるかなと考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） この処分費用ですね、大分農家にとっては痛い部分で、この処分をですね、今年度、市内でたくさん家のためにする方もいるんじゃないかなと思います。そういった部分ですね、この処分費用が上がるということというのは、農家の皆さんにはお知らせをしているんでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 生産者の皆さんにつきましては、まだ周知を行っておりません。私たちが単価が上がるっていう情報を仕入れたのがですね、先週の業者から相談に見えて、それからしたので、今後、単価の想定をきっちりしてから周知を図るのかなというところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） そうであると、農家の方は知らないわけですか。そうすると、例えば、四月から上がるとすれば、それを聞く農家の方ですね、それだったら三月中に出しておくのということもあるんじゃないかなと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 議員御指摘のとおりでございますので、こちらとしては、早急に対策協議会を通じてですね、周知を図っていいこうと思います。

○八番（河本幸男君） ぜひですね、早目に周知をしていただいておりますね、このことを農家に。もう三月も中旬に差しかかってきますのでですね。一、三、五の月曜日ですかね。そうすると、もうあと二回ぐらいしかないわけですよ。そういうこともありますので、ぜひ早目に周知をしていただいでですね、今年度中に処分するなら処分する、あるいは、四月までこの単価については、例えば延ばすとかですね、そういうことも含めてですね、御検討していただいで、早目の対策をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 議員御指摘の方向が達成できるように進めてまいりたいと思います。

○八番（河本幸男君） それでは、最後の質問になります。

このことも同僚議員が話をしておりますので簡単にいききたいと思いますが、私もさつまいはつくっておりますけれども、芋掘りのときにですね、やはりこのマルチを剥ぐという作業がですね、大変苦痛であります。もうそれこそ着ていた物は泥まみれになってですね、非常に手をやきます。

そういった部分で、この生分解マルチですね、やっぱりこの推進というのは、畑のためにも、どうしても分解しないマルチですと畑に幾らか残りますので、それがずっと長年蓄積されていきますと、

また畑の害にもなっていくきます。そういう分ではですね、この生分解マルチというのはですね、非常に有効な手段ではないかなと思っております。

そういった部分で、ぜひこの部分は同僚議員の質問の中でもですね、今後検討していきたいということですが、市長、ぜひともこの部分についてはですね、今年度とは言わず、来年度以降ですね、ぜひ推進をしていってほしいんですけど、やはりこう単価がですね、やっぱり倍近くかかりますので、これが少しでも助成されればですね、大分使いやすくなるんじゃないかなと思います。

また、これについてですね、大量に持つとくということもできない品物でありますので、その年その年で使い切るということも含めてですね、やはりこう、そのためにも、やはりこう助成をですね、しっかりと部分をつくってほしいと思いますが、同僚議員の質問と同じ内容になりますけれども、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

生分解マルチにつきましては、農家の労働力の負担軽減、それからまた、そういった利点がございませけれども、やはり価格が高いということ、それもまた負担になるということで、これまでのいろんな状況を分析しながら、助成も含めて推進を図ってまいりたいと考えております。

○八番（河本幸男君） ぜひですね、このマルチの部分についてはですね、推進が図られるようにですね、今後とも御協力をよろしく

お願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で河本幸男君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十四時五十分ごろより再開いたします。

午後二時四十二分休憩

午後二時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） こんにちは。本日最後の質問者となりました。

私はさとうきび栽培の現状と将来についてを質問させていただきますが、その前に、新光糖業株式会社代表取締役社長、森永剛司氏のさとうきび栽培面積拡大のお願い文がございます。読み上げて御紹介を申し上げたいと思います。

さとうきび生産農家様。二〇一八年一月二十九日。さとうきび栽培面積拡大のお願い。新光糖業株式会社代表取締役社長、森永剛司。日ごろより種子島の基幹産業であるさとうきびの生産に携わっていただき、まことにありがとうございます。

今期は、昨年の生育期のたび重なる台風の来襲や八月の干ばつの影響で、さとうきびは残念ながら低単収、低品質となっております。生産者の皆様の御苦労もいかばかりのものかと推察いたします。

昨年十一月に行われました平成二十九年種子島さとうきび生産者振興大会でもお話しさせていただきましたとおり、種子島のさとうきび栽培面積は、この六年間で五百十九ヘクタール減少しております。特に直近の三年間では四百十五ヘクタール減少し、栽培面積は二千二百九十ヘクタールとなっております。今年の不作を勘案いたしますと、今年のさとうきびの生産量並びに砂糖の生産量は、当社創業以来、最低の水準になるものと見込んでおります。

さらに、お話し申し上げますとおり、当社が安定して操業を続けてまいりましたためには、最低でも十五万トンのさとうきびが必要となっております。この四年間で三回も十五万トン割り込んでいく現状、さらに栽培面積が減少を続けている状況では、今後種子島で製糖業を続けていけるのかという危機的状況にまで追い込まれております。

つきましては、国からセーフティーネット基金が発動されている今期こそ、種子島糖業振興会が作成した目標面積に向けて、全島を挙げて栽培面積の拡大をお願いいたしたく、よろしくお願い申し上げます。

特に農家戸数の減少並びに人手不足から、春植えだけでは目標面積に届かないのではないかと懸念があることも十分認識してお

りますが、何とかさとうきび向けの面積を確保した上での夏植えや秋植えを実施いただき、目標達成をぜひ実現していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上となっております。

このたぐいま御紹介申し上げました文章でもわかるように、会社も必至であります。会社も今期は洗缶の時期に従業員をさとうきび栽培農家に派遣して、作業の加勢をさせております。植えつけの加勢とかそういうのをさせております。そしてまた従業員にも、畑のある従業員には、さとうきびを栽培するようにちゅう会社の方針も出されているようにございます。

ですから、この会社と栽培農家は運命共同体であり、車の両輪だということがよくわかると思いますが、平成二十九年から平成三十年期のさとうきびの収量と品質についてお尋ねしたいと思いますが、もう昨日も本日午前中も同僚議員から質問がございますが、よろしくお願ひします。

以下は質問者席より質問します。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

これまでの答弁と重複いたしますが、平成二十九年、平成三十年期のさとうきびにつきましては、新光糖業による情報では、二月二十日現在の集荷量が一万七千八百四十トン、集荷量六三・六八％となっております。平均糖度は十一・〇九度となっております、また、当

初単収を五トン五十キロを見込んでおりましたが、二月一日現在で四トン七十七キロに下方修正となり、史上二番目に低い状況で大変厳しい現状であると認識をしております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） たぐいま答弁いただきましたが、この収量と糖度では七万円そこそこの一反歩の売り上げでございます。

それで、鹿児島県が出しているさとうきびの農業所得というのがございます。春植えの場合、十アール当たり単収を六トンと計算しております。そのとき、いろいろ経費を引いた残りが、農業所得は十アール当たり二万二千二百一十円となっております。また、夏植えでは、夏植えでは、まあ。株出しでは七トンの計算になっております。株出しの場合、十アール当たり農業所得は二万八千五百七十七円です。ですから、六トンから七トンのさとうきびつくっても二万二千円から二万八千円という計算で、一町歩つくっても二、三十万円ぐらいかならんということでございます。

農家としては、こういう現状を実際体験したとき、これでは飯を食っていけないと、どうかしてもらわんばいけないということも、市内各地のさとうきび生産農家から私のところに意見が寄せられております。この現実を八板市長はどうお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

昨日より、さとうきびの今期の厳しい状況については御指摘いただいているとおりでございます。この農家の窮状について、行政といたしましても可能な限りの方策を用いて支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） その可能な限りの支援とは具体的にどういうことでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

今までの推進につきましては、議員御承知のとおりでございます。平成二十九年産につきましては、国のさとうきび基金事業を活用しまして、新植の苗の助成、それから土づくりの推進、あと肥料代の助成、またマルチの助成というところを国の事業を行つてるところです。

また、市独自にいたしましても、その新植助成につきまして、国が三分の二助成しますので、それを新光糖業の協力もいただきながら、市が十二分の一、それから新光糖業は十二分の一というところで、今農家に対して六分の五の補助を行ったところでございます。

また、単独の事業につきましては、土づくりの観点から土地改良事業における土層改良事業、それから、さとうきびに限っては、土壌改良事業というところで堆肥の投入、土壌改良資材の投入などの作業代金の助成を行っております。

また、適期に管理をしていただくために、さとうきびの管理作業

の三分の一の助成、それから、新しい優良種苗を植えていただくというところで、その種苗費の助成等々をやっているところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） まあ、数々のいろんな助成事業をしていただき、栽培農家にとつては大変ありがたいことだと考えます。

そこですね、本年、異常気象でさとうきびが収量、品質ともに非常に悪かったと。特に収量においては四千七百何十キロですから。それで、十アール当たり四トンを割った場合、ハーベスターで機械作業を委託されてですね、農家さんが、四トンを割った場合は追加金を取る。振興公社は追加金を取つてると。これではですね、やっぱり農家はやる気を出せないんですよ。つくつて出した上に、出しても追加金まで取られると。平年の気候が順調な年なれば、取られても、それはもう自己責任で栽培管理に不手際があったということもありましょうけど、今回の場合は、四回も台風が来て、干ばつが来て、品質、収量とも上がってないわけですから、こういう、いたら自然災害だと私は考えます。農家さんもそう考えております。ですから、こういう年は、その四トンない農家から追加金を取るというのはどうしたものかと。そこら辺ももう少しやる気を起こさせるためにも、そういうのはやめていただきたいという栽培農家からの声が上がっておりますが、どうですか。

○議長（永田 章君） ここはちよつとですね、橋口議員、農林水

産課長の立場では答えられないと思いますよ。

○一三番（橋口好文君） そうですか。

○議長（永田 章君） はい。

「それはですよ、補助金のあり方の問題じゃないですか」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） いや、受託組織の関係もありますから、作業料金の関係がありますから、そこは課長答弁では難しいと思います。

○一三番（橋口好文君） ですか。

○議長（永田 章君） はい。

○一三番（橋口好文君） 誰が答弁するんですか。

○議長（永田 章君） そこは事前に通告をして、その部分を通告していただければ、課長は連絡とって答えると思いますけど、今は通告外の質問と受けとめますから、そこはなかなか今の現時点での課長答弁は非常に難しいと判断します。

○一三番（橋口好文君） はい、わかりました。

じゃあ、次の質問に参ります。

反当収量の引上げと栽培面積の拡大について、当局は行政としてどういう策を考えておられるでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほどの回答と一緒にありますが、増反対策につきましては、さとうきび増産基金事業を活用しまして、生産農家の意欲向上に努めてまいるところでございます。

また、基金事業の活用、それに上乗せ等をして、今、平成二十九年度については実施をしているところでございます。平成三十年年度につきましても、補助事業等の見直しも行いましたが、土づくりが重要だということで、土壌改良事業につきましては、今まで五分の一だった補助を農家の負担軽減のために三分の一の補助率のアップを行っているところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今土づくりを、前の同僚議員の質問にも土づくりの答弁がございましたが、確かに土づくりは大事なことです。それでですね、さとうきび農家は有畜農家があんまりないわけです。西之表市畜産が非常に盛んですので、畜産農家とタイアップして、さとうきび農家にも畜産農家から堆肥を散布していただくというそういう補助事業とか、そういうのはございませんでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 議員が申すのは耕畜連携の関係だと思っております。さとうきびと畜産につきましては、先ほど工場と農家の話じゃございませんが、両輪の輪でございます。お互いに協力し合って、さとうきびを助け、畜産を支えていくというのが重要でございますので、今御指摘いただいたことについては検討を進めてまいりたいと思います。また、その梢頭部等につきましては、いろいろと精脱の絡みで出てきておりますので、精脱工場も含んでですね、有効活用、飼料化等々の検討を進めてまいりたいと思っ

おります。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） この土づくりで堆肥を投入するということは、さとうきび栽培にとつて、肥培管理にとつては大変重要な問題だと考えております。

もう一つ、その堆肥を投入することによって、収量は確かに、やっぱり地力がつくということで収量も上がると思いますが、何と云っても品質も向上させるためには、正確な土壌検査が必要だと。土づくりをする上で。十二月議会でも土壌検査室の設置を求めたんだが、財政的な問題で、市は振興公社に土壌を持ってきてもらって、委託して、どっか鹿児島かどっかに送って検査してもらおうようなことを調査してまいりますと申し上げておりましたが、この問題は今日は質問通告書に出しておりませんので、それあえて申し上げますんが、やっぱりそこら辺も農林水産課としては、担当課としては、今後考えていただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。次に、栽培面積の拡大についてであります。午前中もでしたか、同僚議員の質問の答弁で担当課長が農家の意向調査もお示しされておりますが、拡大策の方策をいま一度お願いします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

先ほどの答弁と一緒にございまして、増産対策と同様な事業等を活用しまして面積拡大に図りたいと考えております。  
以上でございます。

○一三番（橋口好文君） この意向調査の資料がございしますが、これを見ますと、栽培面積減らす、またはやめる理由として、高齢が五九%、それから、もうからないが一七%でございます。この高齢だから五九%ありますが、実際はもうからないからもうやめるといのが、まだこの中に入ってるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、今月、三月二十一日ですか、自民党の農林部会議員が来島して、この種子島さとうきびの工場とか圃場を視察して歩くんですけど、八板市長、その席でまたこの要望されるという答弁が、午前中でしたか、ありました。どのような要望をされるんですか。

○議長（永田 章君） これは、橋口議員、次の質問と絡めてやっ  
たほうが。

○一三番（橋口好文君） ああ、そうですか。

○議長（永田 章君） はい、いいと思えますが。

○一三番（橋口好文君） 次の質問。

○議長（永田 章君） 甘味資源交付金。

○一三番（橋口好文君） じゃ、次の質問に行きます。

○議長（永田 章君） 橋口議員、もう一度お願いします。

○一三番（橋口好文君） はい。

次に、甘味資源作物交付金についてです。

日本列島は、北海道はビート、サトウダイコンですね、あれからでん粉用甘しよとかさとうきびがその対象作物になっておるわけですが、現在この交付金は、基準糖度で一万六千四百二十円になって

おります。農家から届いてる声は、これでは全然問題ならんと。生活でけん。先ほども県のあれをお示しました。これをやっぱりさとうきび一トン当たり、現在も原料代と交付金で大体二万円です。基準糖度のさとうきびを出した場合。これをもう農家としては二万五千円じゃだめだと。三万円にしたらわんばいけん。そういう声がございます。八板市長、東京に行つてそういう要請もされたんですか。具体的にお願いします。

○市長（八板俊輔君） はい。お答えをいたします。

甘味資源作物交付金の単価の引上げにつきましては、先ほどの御質問にもございましたけれども、繰り返して、私も西之表市だけではなく種子島の一市二町こそつて、繰り返し国会議員を通して要望をしているところであります。ですが、なかなかその要望が伝わらない。今の交付金の額そのものが、もう上限に近いんだというふうな説明もございます。

そういう中で、そうは言っても農家からの要望は大きいわけで、農家の収入を上げるというためには、この交付金の引上げというのが一番直接的な問題でございますので、引き続き要望を続けてまいりたいと思います。

それから、今、三月二十一日という視察のことがございましたけれども、その情報は私どもも承知しております。その機会を捉えて、また同様な要望、ないしはそれ以外の予算措置、補助金の適用等も含めてですね、要望をしまいたいと思います。

いずれにしても、この種子島の現場の窮状を見てもらうこと、そしてまた生産者の声を直接聞いてもらうことが有効なことだと思つて、また、私どもも改めて要望を伝えるといういい機会だと思つておりますので、精いっぱい要望を届けたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） ここにですね、安倍政権は農業の所得増大にこだわりが強い。まず、政権復帰後の自民党が二〇一三年四月につくつた農業・農村所得倍増目標十カ年戦略で所得倍増を打ち出してあります。この方針に沿つて、政府が農林水産業・地域の活力創造プランと「日本再興戦略」改訂二〇一四、それと一四年六月閣議決定に至つておりますが、農業・農村の所得倍増を目指すとしております。

その中で、補助金を含む農業所得を倍増させていくという文言が書かれておるわけでございますが、やっぱり国に要請するときは、こういう国会、何ですか、閣議決定、こういうのも出していただいて、交付金を含むとなつておりますので、ですから、さとうきびのこの甘味資源の交付金も引き上げていただきたいということを強く要望していただきたいと思つています。

私、先週の土曜日、中種子町の町長さんとお話をさせていただきましたが、その中で、やっぱり中種子町の町長さんも八板市長と同じようなお答えをいただきました。この交付金の問題については、私も、私は中種子町の町長さんにも、何ですか、生産者はもとより、JA、農政連、行政が一丸となつて、それでオール種子島で運動を

強めていただきたいということの中種子町の町長さんにも要望を届けております。

そして、これが種子島ばかりでなく、奄美大島、沖縄に、これも巻き込んだ運動が展開でけんことには、やっぱり種子島のさとうきびの交付金というのは、なかなか引き上げるのは難しいんじゃないかと。過去何十年前前には、奄美大島の栽培農家とフェリーをチャーターして東京に陳情したこともございます。あのときは農家も戸数も大分多くて農家自体が元気もあつたと思いますが、ぜひ農家のためであり、また種子島のためでもございます。このさとうきびなくしたら種子島は成り立っていきません。さとうきびの、何ですか、経済波及効果ですよ、これはどれぐらいあると思っておられますか。

○議長（永田 章君） ちよつと通告外ですね。

○一三番（橋口好文君） じゃあ、私のほうから申し上げますが、大体さとうきびの経済波及効果は四倍から五倍だそうです。鹿児島県が出しておるんですが、四倍から五倍。一番さとうきびの原料代が多かったところは四十億円あつたそうです。四十億。そういう年もあつたそうです。

ですから、やっぱりこのさとうきびは絶対残していかんと、種子島は成り立っていかんということがよくわかると思いますので、市長さんにはぜひ国に対しても強い要望を求めていると思います。

次の質問に入ります。

シカ対策についてお伺いいたします。

○議長（永田 章君） 橋口議員、このエの部分はいいんですか。労働力。

○一三番（橋口好文君） 労働力の確保についてであります。もうこのさとうきび栽培においては、何といつても収穫作業時の労力がもう一番のネックになっておるわけでございます。農家も高齢化してなかなか大変だということで、近年はずっともうハーベスターを、機械刈りに依頼する農家さんも増えておりますが、行政としては、今後、労働力の確保についてはどう考えておられますか。

○農林水産課長（園田博己君） さとうきびの労働力の確保についてお答えをいたします。

先日も全般的な労力の確保の関係で御説明いたしました。労働力の確保につきましては、援農隊の活用をお願いしたいと考えております。

まず、現在、御指摘のとおり、農業者の高齢化及び農業後継者が不足が進行しております。労働力を補うための受託体制の拡大・充実が求められている中で、農業労働力の受託事業として、平成二十八年の十月から開始しております。内訳につきましては、男性四名、女性二名の六名で構成されております。西之表市の農業公社で開始をしているという状況でございます。

また、既に各生産法人においては外国人の雇用等も実施されておりますので、関係各課と連携をしまして、外国人等の雇用について

も研究する必要があるかと思っております。

またあわせて、確保ができない地域、高齢者対策としましては、集落営農も視野に入れまして、平成二十九年度からモデル地区を中心に集落単位の農作業受託組織の育成・確保を推進しているという状況でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今後とも、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、シカ対策についてお尋ねいたします。

市内の農家はシカ対策をするために大変難儀をしております。平成二十九年度捕獲頭数は何頭だったでしょうか。また、農作物の被害金額は幾らだったでしょうか。前年度はたしか六千五百万円強だったと思いますが。そしてまた、平成三十年度の捕獲目標頭数は何頭かを教えてください。

○議長（永田 章君） 答えられる部分だけ答えてください。

○農林水産課長（園田博己君） まず、本年度の捕獲実績でございますが、目標頭数が二千頭でございます。確実に二千頭達成が可能です。でございます。

それと、被害額につきましては、これから年度末において被害調査を、聞き取り調査を行いますので、その後、結果については、結果がまとまり次第、皆さんには周知図りたいというところでございます。

また、平成三十年度の捕獲目標でございますが、また二十三日の全員協議会でもお示ししますが、西之表市の有害鳥獣防除計画を見直しましたので、それに基づいて、向こう三年間、シカの捕獲頭数につきましては二千五百頭を目標にいたしております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） もう一つ、今回シカネットの注文がありまして、現在もう配付が始まっているようですが、注文した数量が届かないと。希望者が多いということだったと思いますが、特に幅が一メートル五十センチ幅のネットが足りないということで、注文者が多かったという現状がありますが、今後は、やっぱりこういうのをできるだけ農家の意向に十分応えられるような措置をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

「議長、通告外でしょう」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 橋口議員、再三にわたって申し上げますけども、通告外が多いようです。

○一三番（橋口好文君） シカ対策について書いてるんですから、関連したことだからと思うんですが、だめですか。

○議長（永田 章君） だめですね。

○一三番（橋口好文君） だめですか。

○議長（永田 章君） はい。

○一三番（橋口好文君） わかりました。

では、もうシカの対策はこれで終わりますが、次の質問のジビエ

の、シカのジビエ活用についてでございます。

一月二十五日、二十六日、二十七日、第四回目のジビエサミット in 鹿児島が県民交流センターで開催されました。担当課の職員も出席しておりましたが、その内容について報告求めます。また、阿久根市と屋久島町でもあったそうですから、その内容についても報告をお願いします。

○農林水産課長（園田博己君） 本年度、シカの利活用に係る調査を実施しました。総体的な内容について御説明申し上げます。

まず、屋久島町の既存施設、新規施設、それから阿久根市の既存施設の現地調査、全国ジビエサミット参加、日本ジビエ振興協会による講演会、シカ肉を活用しました試食会等を実施し、情報収集に努めたところでございます。

搬入、処理加工、販売、それから廃棄物対策までを確実に責任を持って運営できる体制づくり、それから、食肉処理施設整備に係るコスト、健全運営にするためのランニングコストの試算、食肉処理に従事する人材育成、販路開拓及び消費者が求める品質、衛生管理など、クリアする課題が数多くあるという状況でございます。

全国に見ても行政支援に頼らざるを得ない施設が多く、またジビエの認証制度も始まることから、処理衛生基準の厳格化が求められる状況でございます。本市では、可能性を探るには、先ほど申し上げました課題を一つずつ確実に検証することが必要でないかと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 私も一月二十六日にこの会に参加したわけですが、いろんなテーマがございましてですね、そのテーマごとに会場が分かれておりましたので、だったんですけど、やっぱりいろんな府県から見えておられました。特に肉のジビエですから、レストラン関係の方も結構見えておられました。

それで、会場の入り口、まず、外にジビエカーが二台展示してありました。一台は二トン車でございます。価格が二千三百万円だそうです。冷蔵庫、冷凍庫、ウインチがついてですね、外でシカをつるして水洗いして、それから車内に入れて解体するというジビエカーです。そして、軽トラックもございました。軽トラックは五百五十万円。やっぱり冷蔵庫とかあれがついてる車でございました。

先ほど捕獲頭数が二千頭間違いなくできるということでございます。昨年の生息頭数は五千四百頭。今年ですか。調査では五千四百頭となっております。それで二千頭も捕獲するわけですから、種子島西之表市にはもう三千四百頭しかないということになります。このジビエは採算的に合うものかと。どうなのかということ。私は非常に疑念を持っておりますが、鹿児島県の幹部職員も採算合わない。西之表市じゃだめだということをおられます。また、農業のある振興会の幹部役員は、八板市長にばかなことはやめえと言うとけど、こういうことまで言われます。ですから、農家はこのジビエについては全然希望してないんですよ、市長。

そして、このジビエは大体農林水産省の官僚がつくった、編んだ計画だと思いますが、やっぱり西之表市に市民税を払うのは、現在もシカ被害に遭ってる農家も含めて、農家なんですよ。地元の農家なんですよ、税金を払うのは。東京の永田町か霞が関か知らんけど、向こうにおける官僚が払うわけじゃないですよ、西之表市の市民税を。八板市長、ですから、あなたも市民が難儀して働いて税金を納めてるわけですから、市民に軸足を置いた農政を展開していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（永田 章君） これジビエの活用についてですよ。八板市長もちょっと今戸惑っておるようでありますけど、答弁に。ジビエ活用について市長に問いを。

○一三番（橋口好文君） じゃ、八板市長、あなたがやるうとしてるジビエ活用について、あなたが現在描いてる具体的な方法はどのようなものか教えてください。それはできるでしょう。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御紹介いただいたように、先月二十七日でしたか、全国ジビエサミットが鹿児島市で行われまして、本市からも職員を中心に参加をいたしました。議員も参加されたということですから、大変ジビエに対しては関心が高いということで、大変共感を持ってお聞きしたところであります。

このジビエの導入の研究につきましては、まずは特産品の開発という目標がございます。それ以前に、やはり農作物への被害、シカ

の食害というものが非常に蔓延して農家が困っておりますので、大きく三つの観点から、これはせんだつての答弁でもありましたけれども、捕獲、駆除をするというのが一点、二つ目は農作物の被害防止をするという観点が二点目、三つ目として、この種子島に生息するシカを肉ほか資源として活用する方法はないかということ、三番目のところで今研究をしてるわけであります。

で、採算のところをおっしゃいましたけれども、それもこれから進める上では非常に大きなところでありますので、議員が見られたそのジビエカーですか、その他の衛生処理施設の費用ですか、これは、そういうものを初期投資を含めて採算がどうなるのかということは、非常に大きな観点になると思います。

その上で、これは西之表市が行政として直営をするというふうには考えておりません。今のところですね。民間の力で何かやる。それについて行政として支援するという形がいいのかなと思っております。そうしたことを含めて、いろいろ、いろんな条件、課題を探って、この西之表市の産業の振興、農業の振興、あるいは農業被害の除去という観点からですね、いろいろ総合的に見て、このジビエというのは、まあ私としては研究に値すると思っておりますので、御理解をいただきたい。

議員、ちょっと誤解があるというのですね、猟師の皆さん、それから農家の皆さんも、このジビエの取組みというのが、農家の被害をなくす上で阻害要因になるのではというような見方をされてい

る方がいるやに思います。それはやはり誤解であると思います。ジビエの振興とシカの駆除、ないしは被害防止というのは、まあ言うなれば表裏一体と申しますか、農業振興の両輪的な捉え方をしていたいただきたい。私はそういうふうに捉えて考えているところであり  
ます。

○一三番（橋口好文君） このジビエですが、本年は残りが三千四百頭です。調査結果からいたしましたら。それで、平成三十年は捕獲目標頭数が二千五百頭ですから、二千五百頭とつたら、本市には九百頭しかシカはいないことになります。その次の年、また二千五百頭、二千頭でも捕獲目標は立てられないわけですから。もう九百頭しかないわけですから。市長、シカはなくなるんじゃないですか。原料となるシカがいなくなれば、ジビエ施設つくっても事業は頓挫するのはわかってるじゃないですか。そう思いませんか。どうですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

種子島、ないしは西之表市のシカの生息数の推定についての御質問かと思えますけれども、今議員おっしゃった五千四百頭という頭数は、たしか幅があったと思います。推定の幅が二千頭前後から八千頭前後で、中位数が五千頭ということがありました。

で、しかもこれは、仮に五千頭いたとして、二千頭減らして三千四百頭としますと、その間にやはり繁殖もございますので、単純にそれが三千四百頭となるわけではありません。まあ、雌が半分いて

全て出産、一年一産というのが通常ですので、それが増えることになりません。あるいは、頭数が減ってきますと、種の保存の本能から、年、例えば、一産ではなくて二産というようなこともあるように伺っております。

そうしたことから、この生息数については非常に幅があつて、なかなか推定が難しいということがありますけれども、まあ、その推定をしながら、このジビエ遂行が可能かどうか、そういうこともいろいろ調査しながら、実現、活用の方法を探っていきたいと。こういうことでございます。

○一三番（橋口好文君） 私は昨年十二月議会でも意見申し上げましたが、屋久島とか内地は、本土は、山が深いし、例えば、鹿児島県でジビエ事業をやつて捕獲しても、熊本や宮崎の山中からまたずつと来るわけですよ。屋久島の場合はほとんど国有林ですから、国有林の中では捕獲はできないわけです。屋久島の場合は、国有林の外で捕獲して、出てきたシカに対して国有林の外で捕獲しているわけですから、そこら辺の違いがあるんですよ。ですから、種子島西之表市の場合は、もう種子島は離島ですから、周り海ですから、外部から入ってこないわけですよ。ですから、捕獲を毎年強めていけば、シカはもうほとんどいなくなってしまうことになるんじゃないですか。

またもう一つ、市長は、農家は勘違い、誤解をされているんじゃないかということがございました。全然誤解はしてません。そのジ

ビエと農家の思いはもう正反対です。農家は、市長は誤解をしてるとおっしゃいますが、市長は農家の、シカ被害に遭われている農家の痛み、苦しみがわかっていないからそういうことを言うんだと、私はそう考えました。もう少し市長、市長、農家に足を運んでますか。農家に足も運んでくださいよ。そして、農家の生の声を直接聞いてくださいよ。市長選のときは畑の中行って農家さんと握手もしたじゃないですか。どうですか。そういうことせんと、現場の声を、直接生の声を聞いていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（永田 章君） 市長、先ほどのシカの活用について、いま一度詳しく説明してもらえませんか。二本立ての活用がありましたよね。シカを削減する目的とジビエを活用する目的は別個で考えてるといふ市長の説明があつたように思いますが、そこが橋口議員には受け入れられていないと私は思うんですけど。そこをもうちょっと詳しく説明してもらえたらいいと思えますが。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。農家のところに足を運べという厳しい視点については、真摯に受けとめて、これまでどおり農家から意見を伺うということは続けてまいりたいと思えます。

それから、農家に誤解があるかもしれないというのは私の言い過ぎだったかもしれません。ただ、議員のおっしゃりようを聞いてみるとそういう感じがしたので、そういう発言に行き過ぎがあつたとすれば御容赦いただきたいと思えますけれども、議長からのお話で

すので、いま一度簡単に申し上げようと思えますけれども、ジビエの活用と申しますのは、先ほどは特産品の創出というところから申し上げましたけれども、やはり動機といたしましては、農家の農作物の被害を与えるシカの有害鳥獣の駆除というのが、これが第一の目的であります。

そして、その駆除するシカを今埋設して捨てているわけですよ。それが非常にもつたいたないと。もつたいたないというだけでは、このジビエという事業は成り立たないと思えます。ジビエをやるためには、ジビエのシカの肉を、肉の質を高めるために、ジビエとしてのとめ刺しの仕方、放血の仕方というのをきちんとしなければなりません。そういうことがあります。

つまり、私の考えているジビエとしては、二つの面がやはりあると思えます。農家の農作物の被害を抑えるためというのが第一であつて、それと同時に、特産品の創出によって島民の所得向上につながるという、その二つの面からどうか御理解をいただきたいと思えます。

○一三番（橋口好文君） 今、特産品と言われますが、先ほどから、このシカの肉は特産品として、私はこの食文化がないんですよ。シカを食べるといふ食文化が。これは北海道庁の講師に見えられた、ジビエサミットに講師に見えられた方もおっしゃっておいりました。食文化がないということをおっしゃっておられました。北海道の場合にはエゾシカで、飼育してるそうです。飼育して、人工的に家畜と

して飼育して、それを都内の、東京都の有名レストランに送っているそうです。ですから、地元ではジビエじゃないんじゃないかと。人工的に飼育したら家畜になるんじゃないかという、まあそういう批判もあったそうですけど。

やっぱり市長、無理ですよ、これは。やめてください、ジビエは八板市長、ジビエはやめてください。八板市長、ジビエはやめてください。よろしく願います。

次の質問に行きます。議長よろしいですか。

次は、市有林の生育状況と処分についてでございます。

西之表市内には針葉樹林もありますが、雑木林が結構ございます。この雑木林についても、恐らく戦後一回も伐採がなされていない山がほとんどあるんじゃないかと思えます。やっぱり植物ですから、時期になったら切り倒して、次の芽を出させてという循環、そういうサイクルでいかないと、なかなかいけないと思えます。

まあ、パルプ業者に販売しても、最近はこの山林のパルプの価格が非常に安くてですね、あるパルプ業者さんに聞いたら、もう反当六千円から八千円だそうです。一町歩売っても六万円、八万円ぐらいだそうですけど、やっぱりそれで市の財政のほうも自主財源の確保に努めなければならぬということになっておりますので、ぜひこれをもう早急に払い下げて、そのサイクルを回していただきたいと思えます。担当課の説明をお願いします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

ただいまの質問については、市有林における雑木林の払い下げはどうかということかと思えます。

それでは、天然林の払い下げにつきましては、平成二十八年度に立ち木売却をして以降、実施がございません。天然林についても、伐期に応じて伐採し更新していくことが、森林資源の循環の面からも必要であろうと考えております。ある程度集約されていること、境界が明確であること、搬出経路等が地理的条件を見ながら、今後計画的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） どうぞよろしくお願いいたします。

最後の質問になります。

種子島公設卸売市場の運営についてであります。これは私は本当は質問の内容は、種子島中央青果の運営と将来についてを表題にしておったんですが、種子島中央青果は市が直接経営をしてないということ、質問するのはまずいという事務局長からのお達しがありましたので、この公設卸売市場の運営についてと質問を変えさせていただきます。この予算書を見ますと、平成三十年中央卸売市場特別会計ですけど、収入の欄に。

○議長（永田 章君） 橋口議員、ちよつと休憩とります。ちよつと休憩とります。ちよつとすみません。

午後三時四十分休憩

午後三時四十三分開議

○議長（永田 章君） それでは、一般質問を続行いたします。

○一三番（橋口好文君） 今し方の質問で不適切な発言がございましたので取り消しをいたします。

質問に入ります。よろしいですか。

種子島公設卸売市場の運営について質問いたします。

予算書でも、収入の欄で面積割三十五万五千円、それから売上高割十万八千円となつて、売上高割は昨年よりも減額になつております。面積割というのは、面積は変わらないから毎年同じなんですけど、この売上高割が減額になつてゐるんですが、そこら辺の説明をお願いします。

○農林水産課長（園田博己君） 予算の関係の質問でございましたが、特別会計予算については御承知のとおりで、売り上げ料金についての算定をしています。予算化をする段階ではですね、確実に見込める数字が必要というところでございます。平成二十七年年度はですね、一億四千五百万円、それから平成二十八年度においては一億三千八百万円という形、それで平成二十九年度も二月末まではですね、一億一千万円という数字が実績が上がっておりますので、予算の計上上確実な数字が見込めるところで、売り上げを一億二千万円というの売り上げをしまして、それをもとに収入を算出したところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） はい、わかりました。これで質問終わります。

○議長（永田 章君） 自席にお願いします。

ただいまの橋口好文君の一般質問をもつて本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす八日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後三時四十六分散会

平成三十年三月七日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第一 一般質問

三番	竹下	秀樹	議員
一五番	渡辺	道大	議員
一六番	橋口	美幸	議員
八番	河本	幸男	議員
一三番	橋口	好文	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

〔三番 竹下秀樹君登壇〕

○三番（竹下秀樹君） おはようございます。

それでは、通告書に従いまして質問を始めさせていただきます。

大きく分けて、地域防災計画関連と商工振興及び観光交流についてお伺いをいたします。

まずは地域防災計画関連ですが、もとより自然災害は台風を初めいろいろあり、本市の計画も一般災害対策編と地震・津波災害対策編で構成されておりますが、今回はその被害の大きさ、避難者の避難生活の長期化を鑑み、主に南海トラフ、種子島沖地震を想定した質問をさせていただきます。

消防庁が各市町村に調査しました地方公共団体における業務継続策定状況によりますと、本市におきましては、今年度ぐらいを目安に策定予定となっておりますが、まず、この業務継続計画とはどういう目的で策定されるものなのか、また、本市が定める地域防災計画においてどういう位置付けになる計画なのか、そして、質問のいになりませうけれども、その計画策定に向けての進捗状況まであわせて御答弁をいただきたいと思っております。

以下は質問者席より行います。  
〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

まず、業務継続計画のことでございますけれども、計画自体は非常時において必要な業務が的確に行えるように、非常時優先業務の特定、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保、そのための対策などを取りまとめることを目的に計画したものでございまして、そういったことを目的としてございます。

位置付けでございますけれども、防災計画、おっしゃいますように、一般災害、その他災害いろいろございますけれども、非常時の場合につきましてもは応急対策のマニュアルがございまして、その後、しっかりとその事業を継続していくために必要な重要な計画であるというふうな位置付けにあらうかと思えます。

あと進捗状況でございますけれども、平成二十九年度で計画の中では策定するということを予定してございましたけれども、昨年の十二月に市町村の職員を対象の研修会がございまして、その研修会を受けまして策定をするという状況になってございますので、現在のところまではまだ完成とまでは至っておりませんが、ある程度のところまでの整理ができてるといって、项目的には、被害状況の想定や非常時優先業務の範囲やら特定、非常時優先業務の実施体制についての検討、業務継続のための執行環境の整備、役場の庁舎ですとか代替庁舎、あと重要なデータ、行政データの関係の確保、そういったものを中心な項目としまして計画の策定をまだ続けておる最中でございます。年度中にはどうか素案のところまでは持って

いきたいなというふうに考えてございます。

以上、目的と位置付けと進捗状況までということで、以上でございました。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

地域防災計画にはやるべきこと、W H A T が書かれているわけですが、どのようにやるのか、H O W については決まっておらず、そこを補完するのが業務継続計画というふうな理解だというふうに思っております。

そういう意味で、業務継続計画よりも、むしろ業務継続マネジメントという表現が合っているような気もするわけですが、その計画をどのような文書体系にするかは各自治体の実情に合わせればいいわけでございます。その今御案内ありましたところで、既に地域防災計画の中にも定められてる事項もあるかと思えますので、確認の意味も込めまして、以下質問をさせていただきます。

平成二十五年度に伊豆大島におきまして大規模な土砂災害が発生したわけですが、その際、町長、副町長ともに島外に出張してまして、行政の危機管理体制が問われた事案もございました。緊急時において重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠であるわけですが、まずは、本市におきまして、首長不在時の代行順位とそれぞれの出張スケジュールの一元的な管理はどうなっているか御質問させていただきます。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

伊豆大島の件は非常に大変な事件でございまして、それがあってということではございませんけども、本市の場合では、災害対策本部を設置した場合には、本部長に市長、副本部長に副市長、教育長ということになってございすけども、市長が不在の場合の順番につきましては、副本部長ということになります。この場合、副本部長二人おりますので、副市長、教育長というふうな順番になります。

あと、総務対策部の中で総務課長、行政経営課長、地域支援課長、財産監理課長の順はございすけども、先般、行政改革の組織機構改革がございましたので、若干のまた調整が必要になってこようなというふうに考えてございす。組織の順番につきましては以上なようなところでございす。

先ほど議員がおっしゃいましたように、地域防災計画の中でも本部の構成についてはうたわれておりますけども、明確には記入はしてございせんので、BCPの中で整理できるところまでしっかり整理していきたいというふうに考えてございす。

あと、出張スケジュールの一元的な管理なんですけども、一元的な管理、市長、副市長の場合には秘書のほうで出張スケジュールを把握しますけど、一元的には秘書で行います。ただ、人事係のほうでも旅程等の確認をございすので、そのダブルで調整を行ってございす。で、主に秘書のほうで調整をいたしますが、大変恐縮でもあるんですけども、市長には業務用の携帯を持っていたいただいございすので、すぐに連絡のとれるような体制のほうは整備で

きているというふうに思っております。

以上でございす。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

ぜひ休日も含め、年間を通して、あり得ないことかもしれないけれども、職務代行者が全員不在にならないような一元的なマネジメントを行っていただきたいと思ひます。

続きまして、早朝、夜間、休日など勤務時間外に大規模災害が発生した場合の職員の参集体制はどういうふうになってるのか説明をお願いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

災害の発生時の体制につきましては、災害の規模によりまして違ってくるわけなんですけども、一番西之表市で多いケースは、実は台風でございまして、台風のときの災害の体制が一番多くなるわけなんですけども、通常は第一配備ということで主だったところの課長さん方で、あと関係するような係長も入ってくるんですけども、第一配備が中心にありまして、その次に第二配備、第三配備までございす。第三配備までなりますと、もう職員全体になりますので、相当大きな災害のときには第三配備ということになろうかと思ひます。

連絡体制につきましては、通常はそれぞれの課長を通じて連絡するわけなんですけども、災害のときにはそういうことも言うっておられませんので、メール等を利用いたしまして連絡をするようにし

でございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

また、その事業継続計画においてのまた参集の実施体制におきましては、本人も被災する可能性がある。及び家族の被災、負傷、もろもろ参集できない職員がいることを前提に組み立てなければならぬと思いますので、平時より可能な限りの職員の生活環境も含め、その把握を行っていただき、弾力的な参加可能人員の掌握に努めていただきたいというふうに思うところであります。

毎年三月十一日に行つてますその市の震災対策訓練は、全市民及び消防団を対象とした避難訓練になつてゐるわけですが、庁内においても災害対策本部を設置し、第二もしくは第三配備体制をとる災害状況を想定した訓練となつております。先ほど説明がありました業務継続計画が次年度策定される際には、庁内においても少なくとも全対策部の長は参集し、災害対策本部との連携及びそれぞれの役割を確認するような全庁的な訓練の場にもすべきだと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

災害対策本部に相当する事案に津波訓練の場合にはなると思います。三月十一日の津波避難訓練の想定は、先ほど総務課長がお答えしましたとおり、第三配備による災害対応ということになります。今回

の訓練におきましては、規模をそのように定めて実施しているところであります。

今後また、この体制については、本部のところもごきますけれども、市民にも広げて、災害、いざというときに職員並びに市民も対応するような、即時対応して被害を少なくするような体制がとれるように備えてまいりたいと考えております。

○議長（永田 章君） 市長、庁内対策の件については。

○市長（八板俊輔君） 庁内対策でしたか。

○三番（竹下秀樹君） 質問の趣旨としては、全庁的な体制もとる必要じゃないかということでございますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次の質問です。

東日本大震災においては、本庁舎が被災し使用できなくなった市町村は二十八自治体あったと聞いております。津波がなかった熊本大震災でも、八市町村の庁舎が甚大な被害を受け、庁舎内で業務の遂行が困難になつたというふうに聞いております。

ちなみに、鹿児島県が定めた事業継続計画では、熊毛支庁は新耐震補強工事は済んでいますけれども、著しい損傷を受けた場合には、安納の農業開発総合センターを代替庁舎としております。

本市におきましても、庁舎が被災して使えなくなった場合の代替庁舎、もしくは災害対策本部設置場所の想定はどうなっているのか、お伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

今の御質問の前に、若干先ほどの市長の御答弁に補足を加えさせていただきます。今回の三・一一は、職員全員に周知しまして理解を求めて、そういった体制を追求いたします。今回の場合では、第一配備の中の各対策部長のところを具体的に中心に動かして配備をしていきたいと考えてございますので、若干追加でしたいと思います。ただ、先ほど市長が答弁いたしましたように、全職員を念頭に置きまして情報等の周知をすることには変わりございませんので、御承知おきいただきたいと思います。

それで、今の代替庁舎の件についてでございます。災害対策本部につきましては、これも実は地域防災計画の中に書いてございまして、本部は原則として市庁舎庁議室ですね、に配置する。市庁舎が被災して使用できないときには市消防本部に配置をするということになってございます。で、以下は市長が定めることになっておるわけなんですけども、BCPの中でも決めていくことになるかと思えますけども、具体的には、保健センターすこやかとか市民会館、体育館等の公共施設を想定いたしますが、実際上は、市役所が使えなくなるような大規模なときに、ほかの公共施設が大丈夫かというのはちょっと疑問もございしますので、実際上はプレハブの使用とかですね、そういったところまでしっかり検討していかないといけないのではないかなと思います。

後半のところはまだ、申しわけございませんけども、しっかり定

めてございませんので、これから整理をしていきたいと思っております。以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

本庁舎が被災して規模の災害時には、当然低地にあります消防署も津波被害により対策本部の設置は不可能かと思えます。そういう中で、そういう形に設定されてるものもいかなものかという思うところですので、それも含めて、また御検討方お願いしたいと思います。

これに関連してなんですけれども、さきの十二月議会の同僚議員の消防本部移転の質問に対しまして、市長は、移転の必要性は十分に感じているが、用地の確保など課題もあり、更新時期に来ているほかの公共施設との兼ね合いを勘案しながら検討を進めていく旨の答弁があったわけですけども、市民の生命、財産に直結する危機管理上重要な施設と老朽化した施設の更新を並列に捉えるのは果たして妥当なのかどうか。いずれにしろ実現までには長期の時間を要する案件でございますので、その協議する場すらも設定できないのが現状ですので、できれば平成三十年度内には少なくとも協議の緒につく場の設置をお願いしたいところであります。

続きまして、庁内業務を遂行する上での非常用発電機の燃料の備蓄及び職員向けの水、食料の備蓄についてはどうなっているか、お伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明を申し上げます。

本庁舎の非常用発電機は現在一機なんですけれども、燃料タンクの容量が千九百リットルでございます、時間的に六十五時間の継続の運用が可能です。電力関係についてはそのような状況なんですけれども、今後、民間企業との協定の締結などで燃料の確保を図りたいと考えてございます。

職員にしましての水とか食料なんですけれども、今年度、平成二十九年度で購入予定でございます、もう一部購入してございますけれども、白飯、白飯ですね、二百食、パン二百食、飲料水で六百リットルを整備することとしてございます。職員用の備蓄について三日以上が必要ということで、職員用につきましてはそういった準備をしております。

ちなみにでございますけれども、一般市民用には別で、食料分で現在のところ三千二百七十食、飲料水で二千六百五十八リットル、ほかに粉ミルクとかもたくさんいっぱいありますけれども、御紹介はちょっとやめておきますけれども、そういったところの備蓄はほかでしております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

職員の皆様には一市民として、自助の一環としての家族分の飲料水、食料品の備蓄には努めてもらいたいと思うところではありますが、一旦参集し業務にいたら長時間従事することになり、職員自身による食料等の調達が困難になるわけでございますので、災害時にそ

の職責を果たす職員を援護するためには必要な計画でございますので、ぜひ継続して予算措置、もしくは災害協定の中での確保をお願いしたいと思います。

先ほど課長から御説明ありましたけれども、本市の実情に合わせた形での非常時優先業務についての整理はできるといふふうにお伺いしたところですが、そちらについてお伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

非常時の優先業務についてでございますけれども、非常時で人命、財産の被害を防ぐための業務ですとか、被害の拡大を抑制するための業務、今後発生するであろう大きな問題に先回りして対応する業務ということになるわけなんですけれども、実際上は三時間以内に災害対策本部の確立をいたしましたり、被災状況の把握、機動、救助とか援護の開始、一日以内で救急活動の体制の整備とかですね、そういったものをしっかり時間を決めまして整備していく必要があります。

実際上、手元には非常時優先業務の選定の基準の一覧表もあるわけなんですけれども、若干残念なのが、本市の実態に合わせていふところまでの検討はまだ十分にはできてないというのが実情でございますので、これから本当の今の本市の現状に合った、どういうパターンでしっかりやっていくのかというのを、大変申しわけないんですけれども、これからちょっと整備させていただこうかと思っております。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

地域防災対策においては、予防業務、応急対策業務、復旧対策業務等が整理され網羅されているわけでありますが、事業継続計画におきましては、縮小しながらも優先的に継続すべき通常業務も対象業務に入ってくるわけでございます。この計画策定を実効性のあるものにするためには、部門を越えた優先順位等の合意形成が庁内に求められますから、災害時に責任を持つ市長自らがリーダーシップを発揮して計画策定に取り組むことが肝要というふうに内閣による提言もございますので、まず市長のほう、よろしく願いをしたいと思います。

次の質問です。

ちよつと通告書とニュアンスが異なるかもしれませんけれども、業務の遂行に必要とされる重要な行政データは、紙及び電子データとしてルーティンの業務の中ではバックアップがとられてるかと思えますけれども、そのバックアップにより、庁舎が被災するような大規模な被災時でも業務が継続できるようなシステムの構築になっているのか、お伺いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

本市の総合行政ネットワーク、電算関係のデータなんですけれども、県の鹿児島県町村会の業務の中に入って、総合ネットワークの中に入っております。実は鹿児島県の町村会というのがですね、京都です、京都府の自治体情報化推進協議会というのがあるわけな

んですけれども、そこでの連携、あるいは長崎県との連携、鹿児島県の町村会の中でも熊本の町村も入っておりますので、そういったところでの連携をさせていただきます。そういったところで話し合いを行います。広域でのバックアップ体制による体制をとってございまして、その仕組みの中にも現在入っております。

で、実際データセンターなるものがどっかにこうあって、こっちで被害受けてもこっちでバックアップするという体制ができていくわけなんですけれども、データセンターの場所はある程度わかるんですけども、実際上はですね、セキュリティーの関係で位置の特定はなかなか表には出せないということがありますけれども、鹿児島県外でデータセンターをバックアップしてございまして、そういった体制はとられてございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

要するに、一部自治体クラウドというのか、そういうそのグループの中に位置付けられてシステムが保護されると。そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 自治体クラウドとは若干ニュアンス

が違いかもしれませんけれども、要するに、どこかに必ずこうデータを置く場所がないといけない、物理的に置くところがいけないわけ、通常はサーバーなわけなんですけれども、そのところをほかの鹿児島県以外の場所に置いてあるということでございます。はい。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

それでは、次に、西之表市災害要援護者支援制度実施要綱が平成十八年に制定され、十年強経過しておりますけれども、その要援護者の把握及び登録の状況と関係機関との情報の共有は現状どうなっているのか、お伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

西之表市災害時要援護者支援制度の実施要綱というのが定められてございますけれども、その要綱に關しましての把握と登録の状況でございますけれども、身体障害者のうち障害の程度が一級及び二級の人が四百九十七名、介護保険法に基づく要介護認定結果が要介護三、四又は五と判定された方が五百三十三名、難病患者、その他の者が百二十二名となっております。システム台帳に登録がされておるといのが現状でございます。

関係機関との共有でございますけれども、実際上その細かいところにつきましては、区長、校区役員、民生委員等で構成される高齢者支援協議会と業務委託契約を結びまして、支援に関する情報を共有して、日ごろの見守り活動とかに生かしていただいておりますけれども、実際上、中身は完全に個人情報でございますので、何でもかんでも提供できるということにはならないんですけれども、要綱の中で登録台帳の提供で第五条のところ、要援護者の生命及び財産を守る必要が生じた場合に限り、警察署又は福祉関係施設に提供できるということになりますので、実際上の災害が発生して、その必要が

出た場合には、そういったデータを関係機関に提供することにはなると思っています。通常は、あくまで個人情報でございますので、秘密のほうは守られるということになります。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

この要援護者の把握及び避難誘導につきましては、津波訓練の説明会でも地域から出る課題でもありますし、いずれにしろ、この制度を実効性のあるものにするためには民生委員の協力が不可欠だとは思いますが、把握と情報の共有に向けての何かしらの働きかけも必要じゃないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問です。

大規模災害時に孤立する可能性のある集落ですけれども、平成二十四年度、平成二十五年度分で県が公表した地震など災害被害予測調査では、南海トラフ西側ケース、種子島東方沖地震において孤立に至る条件に該当する集落数が四件に対し、孤立する可能性がある集落数はゼロ件となっておりますけれども、本市におきましても、そのような認識なのかをお伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

平成十七年調査でございますので、若干再確認の必要もあるかもしれないけれども、把握の仕方としては、集落につながる道路において迂回路がない集落ということで、国上の大久保と千段峯の二集

落の把握をしてございます。あと、集落につながる道路等において落石や崩土の発生により交通途絶の可能性があるということで、国上校区の上古田ですとか古田校区の鹿之峯ですね、そういったところの集落を認識してございますけども、鹿之峯等現状がちょっと変わってるかもしれないので、そういった再調査は必要かなと思います。今のところ、把握の状況としては以上のような状況でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

孤立化集落対策マニュアルでもございますし、市町村において孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者を災害情報連絡員として任命し、情報提供等々の整備をしていくというような対策もマニュアル化はされていますけれども、その対策の部分につきましてはいかがでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 対策の部分に関しましては、衛星の携帯電話と非常用の発電機を整備いたしましたして、非常時での連絡がとれるようにということで、その整備をしてございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。  
次に移ります。

職員の防災スペシャリスト養成講座の受講、あるいは民間の地域防災リーダーの研修などは、自主防災組織の強化にどう反映しているのか御説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 防災スペシャリスト養成研修ということでなかなか専門的な研修なので、たくさん行っていたくのもなかなかできないんですけども、昨年度ですね、係長ですけども、職員一名が参加してございまして、そのカリキュラムの中で自助とか共助の取組みの促進、それが大切だなということを本人も学んできたようでございます。

で、早速その学んできたことを生かして、今度の三月十一日の訓練の中では、これまでは集まっていただけで、そこで把握をして、それで解散で終わってたというのが現状なんですけども、救急救命訓練をですね、消防団の方々にやっていただくという取組みを今一生懸命準備してやっています。三・一一ではやっていただけのんじゃないかなと思いますけども、そういった取組みと、あと防災スペシャリスト養成研修で学んできた中で、どうしても地域のうちの地区の防災計画づくりというのが大事だということを学んできたようでございます。まして、早速、今年度、現和校区をモデルにいたしまして、専門家をお呼びして地区計画をつくってもらおう作業を今やってる最中でございます。もう最終段階に来てます。三・一一の日に、多分完成すると思いますので、そういったものを発表していただく場と、こののを考えてございます。

防災スペシャリスト養成研修で強化に寄与したというのは、そういった取組みができるような研修をしっかりと受けてきてもらったということが効果になるかと思えます。

で、もう一つは、地域防災リーダーの研修でございますけれども、平成二十四年度から自主防災組織の会長、区長さんなんですけれども、区長さん方に参加いただきまして、大体毎年一、二名程度の御参加でいただいております。今年、平成二十九年度で榕城校区と上西校区の区長さんに行っていたりしてらるわけなんですけれども、こういった三・一一の防災訓練とかですね、そういった訓練のときに積極的に御協力いただける体制がとれてございますので、そういったところで寄与できてるのではないかなと思います。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。共助のかなめとなる自主防災組織ですので、引き続き、その強化に向けて取組みをお願いしたいと思います。

市のホームページの防災のコーナーの中でも、地域防災リーダーの研修等が一部アップされてますけれども、もう少し詳しいまたそのアップも、その訓練の内容も含めてのアップも必要じゃないかと思っております、あわせてお願いをしたいと思います。

続きまして、応援協定の整備状況とDマットの連携について、現状の御説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 応援協定につきましては、これまで多いんですけども、十六の協定を交わしてございまして、平成八年六月七日の災害時における電力復旧等に関する協定、これは九州電力となんですけども、これまで十六の中で、十六協定、大体八十一

団体と協定を結んでございます。で、一番最近では長浜市とかですね、姉妹都市との関連協定を結ばせていただいております。

あと、Dマットとの連携でございますけれども、今度の三月十一日の訓練におきまして、市の災害拠点医療機関であります種子島医療センターと、それとDマットと連携をいたしまして、救急搬送とですね、トリアージ、トリアージって一どきにけが人がたくさん発生したときに順番をつけていく作業なんですけれども、そのトリアージというのを実際やっていただいております。訓練をしていただくことになってございます。

大体そういう状況でございます。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。市内におけます協定先事業者はほとんど低地にありまして、津波の際には被災してる可能性が高いことも勘案しながら、物資及び車両調達等の応援協定の整備は進めていただきたいと思います。

また、防災計画の中には、現在営業をしていない事業所もまだ記載があったり、忘れているのか協定を結んでも認識してない事業所もありましたので、一定期間の中で確認整理も必要なのではないかというふうに思うところであります。

続きまして、社会福祉協議会は災害の状況に応じて災害ボランティアセンターを設置するわけですけども、設置に当たった際の担当部局の支援体制はどうなっているのか、お伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明申し上げます。

市の体制の中では、防災対策の体制としましては民生対策部というのが設置されますけども、その中で福祉事務所が中心になってくると思うんですけども、すみません、そういったところと福祉事務所等を中心に支援が行われることになると思います。とは申しませんが、實際上、計画の中に書いてあるだけなので、なかなか実感がつかみにくいわけなんですけども、幸いなことに昨年の五月の県の総合防災訓練の中で実際そういった作業をやっていたいただきましたので、そういったところも含めまして、支援体制につきましてはしっかり強化をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

熊本大震災においても、立ち上げた災害ボランティアセンターが混乱して、避難所運営及びボランティアのコーディネートに支障が生じたことも報告されているところであります。本市におきましても、マニュアルもあるんでしょうけれども、日ごろより、どこに設置するか、場所も含めたセンター運営に向けての協議も必要でしょうし、資機材の整備も初め、災害ボランティアコーディネーターの育成の支援もまた求められるとこだと思いますので、その連携のあり方について再確認をお願いしたいというふうに思うところであります。

地域防災計画におきましては、市長は総合防災訓練実施計画を定めて、各機関の協力を得て実施するものと規定されております。こ

こでいう各機関とは、消防組合、消防団はもとより、警察署、医師会、熊毛支庁、九電、昨年行われた県の防災訓練に準じる対象が、訓練参加機関として計画書の中に記載されてるわけであります。記載はありませんが、海上保安庁も当然入ってくるものというふうに思っております。

来年以降、各機関の日程調整の問題はありますけれども、場合によつては三・一にこだわらず、災害対策訓練は防災計画にこのように定めてるわけですから、この規模での訓練にしてみたいと思います。また、その訓練に合わせて、防災専門家を招聘して講演、講習会を開催し、自助の一環としての個人、各家庭での備蓄の啓発や、例えば、昨年行われました避難所運営の図上訓練等で共助の意識づけを図っていくようなプログラムも必要ではないかというような要望もまた消防団本部等々から上がっておりますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

災害時に市民が自らの生命と生活を守るためには、議員おっしゃるように、地域の共助と、もちろん自らの自助というものが必要になってくると思います。これまで地域防災リーダーの育成や出前講座、防災訓練の実施、要配慮者の見守り支援体制の整備などを行ってまいりました。

それからまた、先ほどもちよつと紹介がありましたけれども、自主防災組織の強化として、今年度は現和地区を重点地区として取り

組んでいただく。地区防災計画づくりを実施するためには、この自主防災組織の育成・強化が重要であると思いますので、努めてまいりますと考えております。

津波避難訓練の規模ということでございますけれども、段階的に各機関の協力を得まして、連携の実効性を高めながら、迅速でなお円滑な対応が進むように訓練を実施していきたいと思えます。先ほど紹介もありました防災講演会ですとか、それから、その講演会の開催とともに、市民の防災意識の普及・啓発もあわせて図ってまいりますと考えています。

○三番（竹下秀樹君） はい、ぜひよろしくお願いをします。次に参ります。

消防団活動体制の整備・強化についてでございますけれども、消防団は常備消防とともに地域社会での消防防災の中核としてその役割を果たしているわけですが、消防団員が少なかったり、仕事の関係で日中に団員が不足する地区があるのも現状でございます。

ほかの市町村においては、同様な状況の対応策として、消防団員OBや消防署職員OBから構成される消防団活動協力員制度を定めるところもあり、一定な効果も上げていることから、本市においても同じような制度導入の要望が消防団等から上がってきてるわけでありませぬ。もとよりその候補が多数いるわけではありませぬけれども、訓練を積み経験豊富な人材の活用は、消防団活動を補完し地域防災力向上に大きく寄与するものというふうに思っております。こ

の協力員制度導入につきましての市長の見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

消防職員、消防団OBの方は、引退をされてもなお体軀壯健で気力も充実した方々がたくさんおられます。災害時における消防職員OBや消防団員のOBの持つ知識、そして経験の活用は、災害を乗り切るためには必要になってまいりますし、活用することが重要になると思えます。

今後、先ほどのその消防団活動協力員制度につきましても、活動内容や組織、それから指揮命令、処遇等を整理いたしまして、消防団員の確保に向けて準備を進めていきたいと考えております。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

ほかの市町村の事例見ましても、基本的にはボランティアで報酬等が発生するわけでもなく、登録制にして、活動のけがに關しましては、団員同様、公務災害を適用するよというふうなことで、大きな予算は必要なく、今現在でも制度ができれば活動に協力したいという方も既にいらつしやるというふうに聞いておりますので、ぜひ早急な制度導入に向けてお力添えをお願いしたいというふうに思います。

続きまして、平成三十年度に避難所にネット環境を整備する計画があります。当然必要な事業だというふうに認識しております。で、災害時には消防団の各分団詰所がその地区においての対策拠点となるわけですが、迅速な情報収集を図る上でも、その分団詰所

にも避難所同様に順次ネット環境の整備はできないものなのかについてお伺いいたします。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明をいたします。

今回、今年度の事業といたしまして、国の補助事業を活用しますが、指定避難所等に公衆無線LANを整備することとしてございしますが、議員おっしゃいますように、実際上は避難所というのは各小学校とかですね、公共施設が中心でして、各分団の施設まではいきませんけども、その分団の関係につきまして情報の収集が必要だという認識はございますので、早急にできるかどうかというのはいろいろございますけども、財源等含めて調査はしてみたいと思います。

以上でございます。

○三番（竹下秀樹君） 予算もありますので、全部、十三分団全て同時というわけにはいかないかもしれませんが、順次その整備をお願いしたいというふうに思います。

次に、商工関連の質問に移らせていただきます。

地域通貨、いわゆるプレミアム商品券「むじよか」についてお伺いいたします。

まず、この種子島通貨発行業業についての担当課の事業評価を御説明ください。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

プレミアムつき商品券につきましては、平成二十年度から商工会の補助金を通じまして取り組んでございます。過去累計の実額ベースですと、市の補助金総額が約六千三百万円に対し発行総額約四億六千五百万円と、費用対効果は七倍以上となっております。また、発行総額のうちの八割が島内資本で消費され、島内循環されることで経済波及効果も高い事業です。

本市の経済が衰退していく最大の要因としましては、島の外に資金が流失していくことがございます。本事業は、その費用対効果と資金流出防止に最大の効果を示していると判断しております。

消費喚起策としまして、市民の購買意欲を高め、地域経済の活性化を推進する目的で実施されてきたもので、これまで厳しい景気状況の中で、少しでも地元消費を増やし、経済が回ることで一定の成果を残してきたものと考えてるところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

担当課も高い事業評価をし、事業体の商工会からも強く継続を求められ、市民の認知度も高い事業であるわけでございます。ましてや、本市の平成二十八年から平成三十二年度までの過疎地域自立促進計画書におきましても過疎地域自立促進特別事業として計画されている事業が、なぜ平成三十年度予算案には措置されていないのか。全庁的な政策調整の中での市長判断だというふうに思いますので、担当課ではなく市長に答弁をお願いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） はい、お答えをいたします。

過疎地域自立促進計画書におきまして、過疎地域自立促進特別事業という項目がございます。これに掲載されているのになぜという御質問かと思えます。

この計画書におきましては、平成二十八年度から平成三十二年度までの計画期間中に実施予定の事業として、本文中の事業計画に掲載をされております。毎年度事業計画の見直しがされておりますけれども、平成二十九年度は過疎債の特別枠を財源に充当するため、当初、一、産業振興の十番目になります。その他に分類していた事業を九番目の過疎地域自立促進特別事業の分類に項目を移行したことが、今回のその変更理由になっております。つまり、個別の年度ごとに事業を表示したというものではございません。事業採択につきましては、毎年度、次年度の事業計画の見直しがされておりますけれども、市全体の方針や予算配分等の協議の中で、総合的に予算案が決定される流れとなっております。

本事業は、当初、消費喚起のために有効であるということと実施されました。その後も十年間にわたって継続されてきており、一つの節目と考えております。一方で、時代に応じてさまざまな施策を展開していく必要もございますので、今後は他自治体の状況も参考にしながら、より効果的な事業のあり方について検討をしてみたいと考えております。

○三番（竹下秀樹君） 地域振興に向けて行政も、農林水産課であ

ればJAであったり、経済観光課は商工会や商店街振興協同組合であったり、目的をとにもするそれぞれ所管のカウンターパートナーと目線を一にして、その連携の中で各種事業の推進を図るわけですが、本当に必要なのは相互の信頼関係になるかと思えます。今回、この唐突な事業の廃止に対しましては、商工会も憤りを感じてるふうに聞いておりますし、その長年築き上げた信頼関係を損なうものでないかと危惧するところであります。

この事業が一定の役割を終えたと判断するのであれば、せめて一年前に議会で終了する旨を伝え、ともにその事業にかわる振興策を構築する猶予と配慮が必要だったのではないかとというふうに思うところではありますが、市長の御見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

このプレミアムつき商品券の事業はですね、消費喚起の意味で大きな役割を果たしているということがあります。一方、先ほど申し上げましたように、その他の事業との勘案で、いずれの時点でもかかの商工振興策のために振り替えられれば、そういう展開も可能であるということと、このプレミアム商品券の補助というか助成の見送りということについては、商工会とかなり事前に協議をいたしております。

そういう中で、直接的なその何と申しますか、この効果というものがですね、あるのは十分わかっておりますけれども、商店街の活性化のために、商店街のその努力というか、新たな方法の展開、こ

の商品券の直接的なものに頼るだけでなく、新たなやり方というものはできないだろうかという御相談などもしてきたわけであります。そういう中で、今回の節目ということで判断をしたわけでございます。

○三番（竹下秀樹君） 商工会側と協議を重ねてきたというふうなお話でありましたけれども、その協議の期間、時間軸については若干疑問に思うところでありますけれども、次の質問に移らせていただきます。

港町再生ということで、地域経済の振興につきましては、中長期的なビジョンは市長はお持ちというふうに認識しておりますけれども、この足下の疲労している、疲弊している中心市街地に対する短期的な商工政策はどのように考えていらっしゃるのか、いわゆる地域通貨にかわる振興策はどういうふうに考えていらっしゃるのか、御見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） 今年、西之表市は市制施行六十周年を迎えます。六十年前の西之表市の町は、西町、東町を中心に大変活気がございました。人口は当時三万人、今の倍以上あったわけです。半分になって、まあ少し寂しくなったということがあります。

当時のことを思い出しながら、その西之表市の港町が、この中心商店街を中心にまたにぎわいを取り戻して、商店、あるいはホテル、旅館、それからいろんな職種がございますけれども、そういう一件一件の皆さんの主体的な取組みによって町を盛り上げていく。そう

いうものを行政として支えていくということだと思えます。

現状を見ましたときに、飛躍的な発展というのは、飛躍的な改善というのは難しいかもしれませんが、今ある資源を活用して重点をつくり、そこから少しずつ波紋が広がるように段階的に向上させていくということが必要だと思えます。

私は港町再生ということを提唱しておりますけれども、これは海の玄関口である西之表港を中心にしまして、歴史と国際色豊かな港町の再生を図って、商店街の集客力の向上ですとか中心市街地の活性化を目指そうとするものでございます。この実現のためには、商工会などの機関、それから一件一件の経営者の皆さんたちとともにつくり上げていくということが必要になってくると思います。こうした商工政策の具体的なビジョンについては、今年度また改めて具体的なビジョンを示して、検討、実現を目指していきたいと考えております。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

ぜひ具体的に、それこそ具体的な施策として落とし込むような形を平成三十年度に取り組んでいただけたらというふうに思うわけがあります。よろしくお願いをします。

次に、観光交流について質問をさせていただきます。

昨年、一般社団法人アニメツーリズム協会が、全世界のアニメファンが選んだ「訪れてみたい日本のアニメ聖地八十八」を発表し、本市が鹿児島県では唯一、アニメ「君の名は」で時の人となった新

海監督の「秒速五センチメートル」とゲーム化もされました「ロボティクス・ノーツ」の二作品で聖地で選ばれましたことは、昨年六月議会でも報告したところであります。

総務省は、放送コンテンツ海外展開推進事業でこのアニメ聖地を観光資源として活用し、海外へのPRを推進し、インバウンド需要の拡大に取り組んでいくこととあります。このアニメファン層に、今後どうアニメツーリストとして来島に結びつけるような仕掛けをしていくのか。その受入れの環境整備を含めまして、担当課の御説明をお願いしたいと思います。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

アニメツーリズムにつきましては、平成二十九年第三回定例会で回答いたしましたとおり、特定有人国境離島地域社会維持交付金を活用した種子島滞在型促進事業の中で、今年度展開しているところでございます。事業の中では、海外、今回は台湾のほうから世間と与える影響力のある人、ちなみにインフルエンサーという言葉で今通称なっておりますが、その方の招聘ですとか講演会、こちらはアニメツーリズム協議会のほうが全国規模であるんですが、こちらのほうの講演会などを実施したところでございます。

また、商店街振興協同組合と連携した取組みにつきましては、地方創生推進交付金を活用した商店街魅力創出事業として、来たる三月十四日から十八日までの五日間、種子島を舞台にしたゲーム「ロボティクス・ノーツ」のラッピングを施したラッピングバスでめぐ

る聖地巡礼ツアーを実施予定でございます。

今後の対応、環境整備につきましては、次年度も引き続き種子島滞在型促進事業及び地方創生推進交付金の中で延長的に取り組んでいくよう、当初予算に計上させていただいてるところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

今御案内ありました商店街振興協同組合も、来週ですか、その「ロボティクス・ノーツ」のキャラクターでラッピングしたバスで島内の聖地めぐりをする予定だというふうに確かに聞いております。今回、日本人のみの応募のようですけれども、このような企画の効果的な海外の情報発信につきましては、組合等々と連携しながら推進していただければというふうに思うところであります。

過去に二回ほど実施しました留学生によるモニターツアーは、このインバウンド対策にはどういふふうに反映されているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

留学生を活用したモニターツアーにつきましては、これまで平成二十七年に二回、平成二十八年度にも二回、さらに本年度は鹿児島大学側の留学生ツアーが行われまして、累計で合計二十一カ国、七十名が来島しております。

内容は、種子島の観光地視察ですとか体験観光、地域住民との交流、地元高校生との交流等、さまざまなプログラムを実施したとこ

ろです。その中で、インバウンドに向けた取組みを推進する際の課題や問題点、また逆に外国人が喜ぶ観光メニューの確認を行いまして、情報を共有する意味でも、外国人から逆に市民向けに発表会なども行ったとごさいます。

インバウンド対策にどう反映されているかという御質問ですが、何の施設かわかりづらいという指摘がまずありました。そういったとこで、今回の商店街景観統制事業で外国人向けマップの製作、わかりやすい店舗マーク製作などを実施しております。

また、Wi-Fiスポットの不足も指摘されております。段階的にはありますが、来年度の整備を計画してるところでございます。今、既存のインフォメーションセンターのほうには先行的に整備をさせてもらっておりますが、来年度は浦田海水浴場であるとか観光施設のほうの整備を予定してるところでございます。

さらに、交通手段としての自転車の活用や情報発信不足等の課題がございました。こちらに対しましては、来年度、種子島滞在型促進事業の中でサイクルツーリズム事業、それから外国人観光客滞在促進プロモーション事業、アニメツーリズム事業を実施する計画をさせていただきます。ツアー参加者へは、別に個人のSNS、インスタグラムですとかユーチューブ、フェイスブックなどで種子島の魅力を発信していただくことはもう既に実施しております、複合的に取組みを進めているとごさいます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

今ちよつとお話のほうが出ましたアニメツーリズムについて、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○経済観光課長（松元明和君） はい。お答えいたします。

この種子島滞在型促進事業の中でのアニメツーリズム造成支援事業につきましては、アニメツーリズムに向けた聖地巡礼を軸とした滞在プランの企画開発に、直接エージェントさんとお話をしながらですね、進めていきたいということで、ちよつと大手のエージェントさんとは、四月の五、六日で場所の視察ですとか、あとは企画商品化のための一市二町との合同のディスカッションの場、そういったものを設けておりますので、具体的に人を誘客していただくような形で取り組めないかということで進めております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） はい、ありがとうございます。

モニターツアーを含め、もろもろの調査結果は、都度都度、やはり各関係団体にフィードバックしていただきまして、その団体の中でも、やっぱりそしやくしていただきながら対応に感じていただくというような取組みについて御尽力いただければというふうに思います。

ありがとうございます。以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で竹下秀樹君の質問は終了いたしました。  
た。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時十分ごろより再開いたします。

午前十時五十八分休憩

午前十一時十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 日本共産党議員団を代表して一般質問を行います。

昨年、たび重なる四度の台風襲来や日照不足により、これまで比較的安定していたと言われている安納いもやでん粉用甘しよなど、農作物に大きな被害を与えています。特にさとうきびは生産量、品質ともに大変厳しい事態となり、生産者手取りにも影響を与えそうあります。

二月の「市政の窓」においても、種子島のさとうきびが危ないとの見出しで、生産の現状や課題の取組みについても掲載がされております。その中で、さとうきびは本市の基幹産業として、畜産や園芸などと組み合わせた複合経営の中で重要な役割を持っています。

また、生産者と関係機関、団体がさらに力強く結集し、農業経営や地域経済の大切な柱、さとうきび振興を図るようにしていくと書かれております。

昨日の一般質問答弁でもあり、繰り返しとなりますけれども、まず初めに、さとうきびの現状と今後の見通しについて質問をいたします。

以下は質問者席より行います。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

さとうきびの現状と見通しにつきましては、平成二十九年度、平成三十年度のさとうきび生産状況につきましては、収穫見込み面積五百九十八ヘクタール、前年対比で九一・一％、栽培農家戸数六百二十二戸、前年対比九一・一％と、平成二十四年度以降、年々減少傾向であります。

新光糖業の情報でありますと、二月二十日現在の集荷量が一万七千八百四十トン、集荷率で六三・六八％、島内の平均につきましては六六・二八％となっております。平均度数につきましては十一・〇九度、島内平均が十一・〇八度という状況でございます。

また、当初、単収は五千五十キロを見込んでおりましたが、二月一日現在で四千七百四十七キログラムに下方修正となり、史上二番目に低い状況で大変厳しい現状であると認識しております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 先日ですね、JAの種子屋久営農課に話を伺うことできましたけども、やはり当初からですね、いろいろな話をされて、最終的には収量も上がる可能性はあるかもしれないけれども、糖度はこれ以上上がらないという見方もしております。

しかしですね、今課長から答弁あったように、やはり下方修正されているということで、過去最低ではないかと言われていた二年前よりも生産量が減っていて、糖度も大変厳しい状況にあるということがわかります。

この糖度についてなんですけども、さきの新聞等で鹿児島県内の糖度最低基準との報道がされておりましたけども、二月二十日現在で十一・八六度、過去最低だった〇四年度産の十二・五七度を下回るということを書かれておりました。その中でもですね、種子島については十一・〇八度。糖度には十四・三度から十三・一度、この基準の範囲があつてですね、この基準内であれば生産者交付金というものが一律一万六千四百二十円になっております。増減でいろいろ変わるものなので、十一・〇八度というふうになると、評価で見るとですね、一万四千三百二十円。これだけでもですね、一トン当たり二千百円の収入減というふうになるわけです。

さとうきびの価格はですね、さらに原料代と交付金をプラスして出しますので、十一・〇八度の場合は一萬八千六百二円、十三・一度では二萬一千百五十九円というふうになってますので、二千九百十七円という差が出るわけですよ。

昨日資料をいただきましたけども、さとうきびに関しては、やはり面積、生産量、単収、生産額、農家戸数を相対的に見ても右肩下がりと言えそうです。このような状況ではですね、さとうきび生産が続けられないと生産農家から声がありますけれども、市にはですね、農家からどのような要望が届いているか、お答えをいただきましたと思います。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

昨年十一月に実施しました生産農家へのアンケート調査の結果によりますと、調査対象者数が六百二十六名、回答率八〇・八%でございますが、その結果によりますと、今後五年間の栽培意向につきましては、増反の意向が一二・三%、現状維持が五七・九%、減反二〇・一%、やめるという方が九・七%という結果でございます。

減反及びやめるの主な理由につきましては、高齢化で五九・三%、もうからないからということで一六・六%という結果でございますので、この結果からいいますと、やっぱり求められているのは後継者対策、それから生産量の確保対策、あわせて急速に生産者が減少しておりますので、その中で大規模経営体、いわゆる法人化なり、それから受託組織も含めてですが、そういう大規模経営体の育成、それから農地集積等も求められていると考えております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 私もですね、若いさとうきび生産者の方の話を伺うことできましたんですけども、やはり収量は平年並みかなと

いうふうにして思ったんですけども、糖度が全く立たないということと、十度いくかわからないというような話をされておりました。その方、悪いと言われていた二年前もですね、話を伺ったんですけども、そのときは平均ぐらいだったと言ってた方だったんですけども、今度のこの影響はかなり大きいようで、やはり今後のことについても、長い間続くさとうきびの不作ですね、やってはいけないと。やめてですね、スナップエンドウとかほかの農産物に切り替えようかなというふうにして考えていると話されておりました。

今の課長の言われたそのアンケート、私も拝見したんですけども、やはり三〇%の方がですね、やはりさとうきび生産をやめていく方向にあるというふうに見られるんですけども、やはり今度の方でもですね、貴重な若いさとうきび生産者としてですね、その方を大切にしていきたいと。で、そして全体的にですね、やはりさとうきびを継続してつくっていくように、何らかの支援、あるいは措置が必要だというふうにして思います。

またですね、畜産農家の方にも、乳牛を飼ってる方なんですけども、やはり話を聞きました。さとうきびのトップ、餌がなくて非常に困っているということと、燕麦を食わせているけども、やはりコストがかかるということと、畜産農家の経営にも大変影響を与えているような状況であります。

そして、昨日質疑の中でもですね、さとうきびの持続可能な生産体制整備の推進の中で、市長も製糖工場さんと話し合いをされたと

いうふうにしてありましたけれども、製糖工場も直近の三年間で一番厳しいというふうにして話されていまして、糖度が低ければですね、歩どまりが落ちるために、単純計算でも赤字になるというふうな見通しでした。当然ですね、これではですね、経営にも大きな影響を与えるわけですので、このままでは撤退せざるを得ないという、ここまで言われたんですね。

やはり地元の企業を支える、またそこで働く人たちの雇用を守るためにもですね、総合的に支援をするという取組みが必要と考えますけども、地域経済を回すという観点からですね、見方からしても、さとうきび生産と関連する業者も成り立たなくなると思いますが、さまざまな分野におかれて、今後どのような対策を考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

先ほどの貴重なアンケートの結果をもとに、関係機関と連携し、施策を展開していきたいと考えております。

高齢化していく中で、植えつけ、株出しなど管理作業がなかなかできないことも要因で、先ほど説明したとおりでございます。このような状況の中でさまざまな対策をやってまいりましたけども、本市を含め、種子島のさとうきびにつきましても、まだ生産回復ができていないという状況でございますので、したがって、栽培面積の拡大、それから、前日も申し上げましたが、優良種苗供給、収穫後の管理作業までの栽培管理を徹底して行う体制整備を構築して、

単収向上に取り組むことが急務と考えております。

また、本年度ではございましたが、その単収向上というところで、国庫のさとうきび基金事業を活用しまして、種苗代の助成なり、それから各種資材購入等の助成を行つてるところでございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 基金を活用した支援とかですね、今ありましたように新植の補助、資材の補助というふうにして、やはりこういうところでも大変助かつてるという声はあります。必要な補助事業というふうにしてなるんですけども、やはりこの近年の不作ですね、農家一人一人の生活、食べていけるかどうかというところまで、やはり来てるんじゃないかなというふうにして思いますのでですね、やはり生活の支援が必要な時期になってきているんだなというふうにして思います。

市長にですね、この項目の最後にお聞きしたいんですけども、沖縄県を初めですね、鹿児島県内の離島でもですね、さとうきびをつくっているところはありますよね。沖縄にはですね、地元の農家の方にちよつと話を直接伺ったんですけども、やはり台風の影響がさほどなくて豊作とも言える年だったというふうにして現地の話を伝え聞いております。

奄美群島ではですね、一月三十一日付けの地元新聞、南海日日新聞がですね、さとうきびの糖度が記録的な低水準で推移していると報じております。特にですね、喜界島の製糖工場と徳之島の製糖工

場ではですね、十一度台に落ち込んでいたようです。当時ですね。

そしてですね、二月の二十五日付けの新聞ではですね、徳之島産のさとうきびの現状というものが報道されました。糖度がですね、十一・八九度ということ、基準を満たさない割合というのが八六・五三%を占めたそうです。これによつて一トン当たりの農家の手取りが一万九千七百七十三円となつたと報道がされておりますし、こうした事態にですね、私も大島支庁の農政普及課ですね、そのさとうきびの担当者から話を伺うことできたんですけども、やはり奄美群島全体的な収量について、平年並みになるかなというふうな話をされてたんですけども、やはり糖度が上がつても十二度ぐらいで推移するということでした。やはり平年並みに届かないという話でしたので、やはり奄美群島も台風の被害と低温による生育がよくなつたというふうにして言われておりましたので、ただ、その担当者の方もですね、やはり種子島の数字だけ見ると、本当に大変厳しい状況ですねというふうにして言われていましたので、やはりほかの地域から見ても、この種子島のさとうきびの現状が厳しいということがわかります。

そして、三月二日にわかつたとされる新聞報道では、やはり喜界島十一・六九度、徳之島、糖度がですね、十一・八八度、さらに沖縄永良部島が十二・六五度で与論島十二・七四度と、基準の糖度帯に入っていないという自治体になってます。

やはりそれによつて農家の手取りが下がるというふうにしてなり

ますので、かつてですね、離島の議員の発案で船を仕立てて、ここ種子島から議員やさとうきび関係者もその船に乗ってですね、国に要請活動に出かけていって、幾らか交付金が上がったということも伝え聞いております。

昨日の市長の答弁でもありましたように、さとうきびがだめだったら西之表市も種子島も倒れるという認識を持っているというふうにして言っておりますし、もちろん安納いも、でん粉用甘しょなど農産物全般の支援も大切であります。やはりですね、今回そういったですね、こちら側がしっかりと構えを持って、これまでとは違う特別な時期なんだと。さとうきびをつくっている離島の自治体ですね、あるいは、この奄美からも選出された国会議員、地元の国会議員とですね、力を合わせて連携して、特別な要請活動をですね、国に行くべきではないかというふうにして考えますけれども、市長の考えをお答えいただきたいと思えます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 今期のさとうきびの苦境については、もう議員御案内のとおりであります。私も生産者の農家の方々からそういう窮状を伺っているところであります。

これについては、農家の収入を上げるために一番いいのは交付金の単価を上げるといふことでもありますけれども、これはもう繰り返し繰り返し返し国会、あるいは県も通して、国会議員を通して、そして国に対しても繰り返し要望しているところであります、せんだっ

ても、私も東京に参りましたときに、国会議員と国に要望いたしました。

で、今月下旬に、国会議員とそれから農林水産省のメンバーが種子島を訪れて、そのさとうきびの耕作の現地を調査するという機会が持たれるようであります。その際に、やはり私も直接現場でこの窮状と、それから農家の支援についての要望を続けてまいりたいと思えます。

そして、非常に史上二番目の厳しい状況でありますけれども、見方を変えますと、昨年の台風襲来のような苛酷な条件の中でも、まだ半分の収穫を得られたということは、そういうすばらしい作物でありますので、今後とも種子島の基幹作物として維持しなければならぬと考えております。国、国会議員への要望とともに、あらゆる手段を尽くして農家のさとうきびの支援を続けてまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） やはり今言われたように、繰り返し要望しているというところで確認をいたしました。

やはりきつとですね、糖度が基準帯に入っていないかった徳之島とかですね、喜界島、沖永良部島、与論島のさとうきび生産者というのは、やはり困っているというふうにして、やはり地域も同じような気持ちにあると思いますので、今回この農業問題、やはりさとうきびの支援などを問うという議員がですね、やはり多いというところでは、さとうきびの現状について多くの議員もですね、やはり同

じような気持ちにあるかと思われるので、ぜひ市長もですね、頑張っている姿を見せて、さとうきび生産意欲をですね、持続していただくよう取組みを進めていただきたいと思いますというふうにして思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。

次に、住宅改修環境整備事業の補助金についてということですが、すみません、これ以降、この事業をですね、簡単に住宅リフォーム助成制度と言わせていただきます。

これまで平成二十一年度から平成二十八年年度まで、実に八年間、長く継続してきました事業でありますけども、利用者から大変喜ばれてると思います。昨日も資料や質問、答弁ありましたけれども、再度伺いいたします。これまでの事業実績と評価をお答えいただきたいと思えます。

「建設課長 戸川信正君」

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

本事業の事業実績は、平成二十一年度から平成二十九年度までの九年間で二百六十一件、補助金額が四千八百六十二万二千元、工事費が六億一千五十五万一千円で、補助金に対する工事費の割合は十二・六倍となり、本事業の目的である地域経済対策としての市内業者の振興に寄与するとともに、住民の居住環境の向上が図られたものと考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 市民からも要望が多いと。そしてですね、補助金に対して工事費が十二倍というふうにしてあるということで、経済効果がある。そしてですね、住環境整備ができるということですね、大変評価が高い事業と受け取ります。

昨日の質問ですね、事業終了の理由について市長からもありましたけども、当初三年間の計画で、それが経過したということや、事業の見直し、財源面での道路予算計上など、いろいろさまざまあるかと思われまます。道路予算をですね、六百五十万円増額して、交通安全対策を三百五十万円ですかね、増額して、確かにどれもですね、市民からの要望が多いということだというふうにして私も認識をしておりますし、大切な予算計上だと思えます。

またですね、事業の見直しについてですけども、これまでたびたび店舗へのリフォーム助成、あるいはですね、店舗兼住宅などできないかというの提案も行いました。本市においてはですね、企業活動支援事業補助ということで空き店舗への補助その他が充実されていて、これまでよりも取組みが進んでいると認識もいたします。県内でもですね、指宿市ではですね、商業者リフォーム助成、創業者支援リフォームなどありましたけれども、内容のほうはですね、ちよつとこう少し検討が必要なものかなというふうにして思われます。

またですね、鹿屋市ではですね、支え愛ファミリー住宅改修応援事業というふうにしまして、補助区分の一として、子育て世帯を中

心に持ち家を有する世帯の住環境づくりを応援と。子育て世帯と高齢者世帯の補助率が二〇%、限度額が二十万円、一般世帯が一五%、限度額二十万円というふうになっております。

また、補助区分二についてもですね、住宅の安全性を向上させる住まいづくりを応援しようということで、耐震の診断補助三分の二の限度額十万円、また耐震改修工事の補助四〇%の限度額八十二・二万円と。あと改修応援補助というふうになっておりまして、これまでと違った事業内容になっているのではないかなというふうにして思われます。

こういった事業内容の把握というのは、やはり担当課のほうでももうわかっているというふうにして思われますけども、事業の見直しを判断したのであれば、こういった内容の転換というものも必要ではないかなというふうにして思います。

この事業のですね、やはり継続した予算というものを求めるものですけども、やはり事前にいただいた資料からですね、課税新増築の件数がですね、平成二十七年から平成二十九年度まで、やはり減り続けてきてる。減少し続けてきてるんですね。社会的な背景というものもやはり大きいものだと思いますけども、建築業者や大工さんの仕事ですね、少なくなってきたというふうに見えます。

この住宅リフォーム助成制度のおかげでですね、業者側も、補助金がありますよと、改修工事をしませんかというふうにして宣伝が

しやすくなっている。呼び水にもなっているんですね。そういった業者の声にもですね、応えるためにも、景気対策の大きな柱としてですね、予算化の実現を目指すべきだと思われまますけども、このことについてどのように考えているか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、この事業は本市の景気対策の一翼を担ってきたことも事実でございます。これからの事業再構築の方向性としたしましては、今後想定される大規模地震に備えるためにも、他市同様に耐震診断ですとか耐震改修補助の可能性、さらに地元材を活用した場合の加算措置ですとか、いろいろな方法を研究しながら検討してまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） やはりこの事業がですね、実現した、中心となつてですね、運動をしたですね、建築業組合の方の話を伺うことできたんですけども、やはりこの事業があったこと、またこうしないかと進められていたんですけども、最初は戸惑っていたそうです。しかしですね、やはり建築業組合の人たちの仕事が増えるならと、地域がね、元気になるならと運動を起こして実現したということ、やはりずっと続けてほしいと。実現してですね、やはり継続されているということ、やはりこの方はですね、この事業を誇りに思っているんですね。ぜひですね、そういった思いにも、そしてですね、継続してほしいという要望が多い市民の声にも応えてい

ただけますよう求めてですね、次の質問に入らせていただきたいと思  
います。

最後の質問になります。馬毛島問題についてであります。

昨日ですね、ちよつととまつてしまったという部分があったので  
ですね、ゆつくり順を追っていきたいと思いますけども、まず冒頭  
にですね、八板市長が就任して一年が経過しようとしておりますけ  
ども、さきの市長選の公約の中に、馬毛島への訓練基地反対を掲げ  
て当選されたと私は認識しております。その後ですね、馬毛島に  
関する問題では、馬毛島移設問題対策協議会など、さまざまな場面  
で活動されております。

そして、今回ですね、一番目の馬毛島への宇宙往還機着陸場の建  
設に向けた取組みを展開していくと。宇宙関連事業の展開ですね。  
二番目の生態調査などの共同研究施設の設置を目指す。馬毛島自然  
保護区及び自然・文化総合学術調査施設の設置ということでですね、  
あります。三番目の体験学習などのイベントを行う、その拠点の馬  
毛島小中学校跡地、校舎を活用するというところで、馬毛島における  
体験活動の実施。四番目の土地購入や施設整備活動に必要な資金確  
保のための馬毛島トラスト（仮称）の展開ですね。この四つの項目  
を掲げて、馬毛島活用の方角性というものを私たちのさきの全員協  
議会でも示してくれました。

しかしですね、国は馬毛島を米軍空母艦載機離着陸訓練施設、F  
CLPの移転候補地としています。この馬毛島活用の方角性とです

ね、国が示す基地建設とは相入れないものだというふうにして思  
います。昨日の答弁でもそう言われました。私もですね、市長が示す  
このような方向で進んでいくことに大変期待をいたしますし、その  
ような方も多いかと思われま

す。しかしですね、この構想を実現するにはどうすればよいか、今回  
はそのような立場ですね、私も質問をさせていただきます。

まず初めにですね、現在の馬毛島への立ち入りというものがど  
うになっているか、お答えをいただきたいと思

います。  
○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員も御案内のように、平成二十一年から、馬毛島の立ち入りに  
つきましては、地権者の同意がなければ上陸できない状況が続いて  
おりました。本年度ようやく、市有財産、市の保有する財産ですけ  
れども、小中学校跡地の管理を目的として、馬毛島へ二回上陸し、  
地権者の協力も得て、学校跡地の管理作業と現地の確認調査を行っ  
てきたところで、平成三十年以降も施設管理を目的とした渡航  
を計画しております。例えば、清掃のための池の水の利用などを地  
権者にもお願いしているところです。現段階では、市の財産管理を  
目的とした上陸については、理解を得ていただいているところであ  
ります。

しかしながら、例えば、庁内の対策協議会で毎年各所管課が抱え  
ている課題がございます。文化財の確認でありますとか、森林法関  
連の確認ですとか、毎年調査の要請を地権者に行っているところ

ありますけれども、依然できていない現状にあります。

今回市が取りまとめました利活用計画にある体験活動についても、やはり今後地権者に対して根気強く理解、協力を求めていく必要があると考えております。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 今ありましたけれども、やはり馬毛島のほとんどが所有者タストン・エアポート社の所有になっていて、一部の市道や小中学校跡地が市の所有となっておりすよね。確かに今言われたように、市長の一行はですね、行けたかもしれないんですけども、やはり誰でも行けるような状況ではないというふうにして思いますが、さきの構想実現のためにはです、それに戻りますけれども、やはり市民が行けないと。これを行けるようにするにはどうすればよいかというふうにして考えますけれども、所有者がですね、やはり所有権を前面に出して、やはり通行権を認めていません。誰でもですね、通行することを認めていませんよね。ではですね、市長がですね、構想を進めるに当たって、通行権ですね、これをですね、どのように確保できるかということをお答えいただきたいと思いません。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市道馬毛島一号、二号、三号線に関する御質問だと思います。

馬毛島に現存する市道につきましては、これまでどおりのお答えとなりますけれども、市といたしましては、市道としての登録の手

続が行われ、廃止がなされておりません。農道は廃止されておりませんが、市道としての登録がありますので、その有効性を主張しております。一方、地権者側は対応が少し異なっております、市からの国への返還と、国と会社との売買によりまして、その消滅を唱えているところがあります。

市道としての有効性が明らかとなれば、通行権は一般市民においても確保できるものと推察するところではありますけれども、法的な司法判断をもとにした明確にするというところまでは至っていないわけです。こうしたことから、市道の通行権の確保は現段階では非常に難しい。そして、この点について市があえて主張するということは留保しているという状況にございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） それではですね、やはり残念ながら、やっぱりそれでは市長が示す構想っていうものは実現しないと思えますよ。地権者の理解を求めていくというふうにして立場あるかと思えますけれども、やはり相手側とですね、対立をしないといけない。私はやっぱり通行できるというふうにして思っておりますけれども、再度この通行権の確保の仕方というものがあるか、お答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 今のお答えに直接結びつかないかもしれませんが、今対立すると言われましたけれども、例えば、例え話ではあれですけれども、まあ、市民の私どもの生活の中で、自分の

敷地と隣の敷地があつて、争いがあると。例えば、境界線について争いがあるということがあつたときにですね、隣に住んでおる隣人と自分との間で、顔を合わせるたびに、そのことをあしるこうしろというふうにして対立することはですね、いかがなものかと。いや、それは解決には必ずしもすぐには結びつかないということがあつてと思います。それは近所づき合いの中で、お互いの、例えば、ほかのいろんな趣味のことですとか、体育祭のことですとか、地域活動のことですとか、そういうことを話しながら人間関係をつくっていく中で、またそうした根本的な対立のところは、また時間が解決するようなこともあると思います。

そういう意味で、主張としては、こちらは持つておりますけれども、そういうことを踏まえて、先ほど来から申し上げているように、現在市の保有する土地の管理については、非常に理解を示してですね、非常に協力的であります。そういうところは、やはりその対立する、本来は対立するようなところをあえて触れずに、いろいろ話をすると。対話を重ねていくことよつて今年度の進展があつたわけでありますから、こういう関係が続けていく中で、本来私どもが持つていく目標について一歩でも実現に近づけていきたい。そういうことでもあります。この通行権の問題につきましても、そういうことが肝要ではなからうかと、そう考えております。

○一五番（渡辺道大君） それではですね、少し論点を変えたいというふうにして思いますけれども、一例なんですけども、市道で市

の所有権に登記されているというところがあります。税の対象になつていて、通行する、しないのトラブルがあつたというふうにしても聞いております。そのときにはですね、妥協点でお金を払つて通行を確保したということも聞いております。

ここですね、法律のことを伺いたいんですけれども、市道として認定された道路が、所有権が移つた場合ですね、市道は閉鎖をしないとイケないのか。それともですね、市道としてそのまま通行できるのかという法律上の見解というものを求めたいと思います。

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

馬毛島の市道につきましては、昭和四十五年に農道から市道に認定されており、道路管理者は使用権限を有し、市民も通行できるものと考えております。しかしながら、タストン・エアポート社長によりますと、道路は農地法第七十四条の二、第一項で廃止しており存在しない。市道廃止を市が怠つていただけとの主張がございます。法律上通行可能と考えますが、それぞれの見解に隔たりがあるのが現状でございます。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 私はですね、やはり車とかではやっぱり行けないかもしれないですけども、歩行は可能であると。民法上にはですね、やはりそこには行ける権利があるということをやはり認識しておりますので、市長が書かれていました著書、さまざまな思いを馬毛島にやはり持つていくということですね、やはり私も行

ってみたいなどいうふうにして思いますですね、小学生のころに友達と、種子島の横には無人島があつて、そこではバツタが異常発生してですね、種子島まで海を渡つて飛んでくるかもしれないというふうな話をですね、隣の屋久島からも、どんなところだろうというふうにして思ったのをふと思ひ出しました。

やはりそれだけのイメージしか持っていないんですけども、やはりそこにですね、小中学校の跡地と市道と、行政財産というものを残しているということは大変大きいものだというふうにして考えますし、所有者の十分な理解というふうにしてやはり言われてますけども、やはり法律上の権利としてあるということでしたらですね、市長の構想を具体化するために、最後のほうなんですけども、通行権を認めさせるように、やはり訴訟等をですね、起こすことは考えないか、最後にお聞きしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

この問題は時間をかけなければ解決しないかもしれませんが、早くしなければいけないというところもございます。そこで、訴訟ということはどうだろうかということでございますけれども、現段階では考えておりません。

○一五番（渡辺道大君） やはりですね、やっぱりはっきりさせないと、この構想が絵に描いた餅というふうにしてなりかねませんし、やはり市民もですね、方向性出されたけども認めないというふうにして思うんですね。

私はですね、馬毛島への米軍訓練基地化には断固として反対をいたします。そのためにはですね、小中学校跡地や市道が通行権として確保されるということが一番の力になるというふうにしてやっぱり確信してますのでですね、市長にはぜひ力を発揮していただいて、これからも取り組んでいただきたいというふうにしております。

最後長くなりましたけども、これで私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） こんにちは。午後の第一番目に一般質問をしたいと思います。日本共産党議員団を代表しまして、また市民の要求実現のための一般質問を行います。

今日は、本市に限らず、少子高齢化の社会を迎えております。

この状況は自然発生的なものではなくて、政治の力による働く人たちの低賃金が続くこと、そしてまた今回は、国の農業政策を第一次産業として位置付けていく、このことの重要性を訴えて一般質問をしたいと思います。

まず、少子高齢化の問題であります。

政治が本当に今国民の暮らしに目を向ける、このことが大事になつていきたいと思います。まず、子育て支援の充実で若い人たちが住みやすく子育てしやすい地域づくりの施策、このことを提案したいと思います。そのうちの一つの施策である子育て応援券、今本市でも実施はしておりますが、この子育て応援券の充実を求めて質問をしたいと思います。

以下は質問者席より伺います。

「福祉事務所長 小山田八重子さん」

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

子育て応援券の充実についてという御質問でございますが、子育て応援券は、本市で出生した乳幼児の出生と成長を祝福し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る目的で交付しているものでございまして、出生時と満一歳に達した乳幼児に対して、一枚千円に相当する応援券十二枚、一万二千円分を交付しているところでございます。平成二十九年度の予算総額が二百九十四万円、平成三十年年度予算につきましては三百十二万円を予定してるところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 子育て応援券支給制度、私も求めまして、前市長のときから実現をいたしました。その中でお母さんたちが、本当に今までゼロだったこの応援制度が、月千円とはいえ、年間一万二千円、本当にありがたいという声をいただきました。そして、今大分時間も過ぎておりますけれども、年間一万二千円のおむつ代とかミルクの足しになるようにということがありますけれども、今その当時よりも、おむつの値段もミルクの値段も上がっております。ちなみに、おむつの値段でいいますと、一パック六十枚から八十枚入って千三百円から千五百円という値段になっております。

この子育て応援制度、本当にありがたい制度なんですけれども、ほとんど六カ月ぐらいでなくなるとい声もいただいております。また、二歳になったときにできる制度であります。ぜひこの子育て応援券、二倍にも三倍にもできないかという提案でございます。

で、今、市長と副市長と担当課の皆さんには熊毛郡内の資料をいただきました。これは子育て応援券の制度とはちよつと違いますが、出産祝い金という制度なんですけれども、隣の中種子町では、第一子五万円、第二子十万円、第三子二十万円、第四子以降が三十万円という金額になっております。南種子町では、第一子が十万円ですけど、第二子、三子、四子以降は、中種子町、南種子町は一緒です。屋久島町も、生まれた第一子から第四子以降、一律三万円の出産祝い金を出しております。

そういう中で、この西之表市が生まれたときに一万二千円ついで

う応援券制度、もっと充実するべきじゃないかなというふうに思います。冒頭申しあげましたように、やはりこの西之表市で子育てがしやすい制度、さまざまほかの制度も充実はしておりますけれども、この赤ちゃんが生まれたときの応援、本当にありがたいというふうに聞こえてまいります。ぜひ予算計上をですね、二倍なり三倍なりしていただいて、西之表市の若い人たちがこの地域で子育てをしたい、そういう人たちを増やしていきたいと思うんです。

で、以前この子育て応援制度がなかったときは、中種子町、南種子町に移り住んで、そしてここに通うという若い家族もいらつしやいました。そういう意味では、本当に大きい、子育て応援というのは大事な制度だなというふうに思いますので、ぜひ市長がどのようなお考えで今後この子育て応援追求していつてもらえるのかということをお伺いしたいと思います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

子育て世帯、世代への応援というのは、しっかり進めていかなければならないと思っております。その中で、これまでも限られた財源の中で、医療費の十八歳までの無償化、そして、新年度は給食費の無償化について一部実施したところであります。

今のこの子育て応援券につきましては、仮に議員おっしゃるように、二倍にした場合にどうなるかということを試算をいたしました。年額を平成三十年予算のベースで二倍にいたしますと、金額を二

万四千円ということになりますけれども、必要経費は倍の六千二百四十万円、失礼しました、六百二十四万円となり、さらに二歳まで拡大いたしますと、対象が百三十人というふうに試算をいたしますと、必要経費は九百三十六万円という試算になります。

こういう経費がかかるわけですので、他の自治体の様子も見ながら、どの辺に財源というか、支援の配分したらいいかということの研究して、今後いい方向に進むように研究してまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひいい方向で検討をいただきたいと思えます。種子島産婦人科での出産児数も、二〇一四年、二百二十一人、二〇一五年が二百六人、そして二〇一六年は百八十五人、産婦人科のお産の人数ですけど、二〇一七年、本市で生まれた一月から十二月では百六人というふうに徐々に減ってきております。そういう少ない子どもたちを支援するっていうことが、本当に行政にとってはこれから将来展望するときに大事な課題だと思いますので、ぜひ前向きに検討をしていただくようお願いを申し上げますと思います。

そして、次の質問に移ります。

次の質問ですが、やはり子育て支援センターのことなんですけど、「にこにこひろば」子育て支援センターがありますけれども、この「にこにこひろば」と榕城児童クラブの現状の認識や課題について、まずお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

現状の認識と課題についてでございますが、施設の課題としましては、施設の狭さ、そして施設の老朽化に伴う雨漏り等になるうかと思っております。改修等については、耐震のために改修等が制限されるために、環境整備が進まない状況にございます。

榕城児童クラブにつきましては、屋外の広場がないということから、子どもたちは室内での生活が中心となっております。窮屈な生活となっているのが実態でございます。適切な施設への移転が望ましいと判断をしているところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

今「にこにこひろば」の現状と榕城児童クラブの現状、まず狭いということが非常に以前から訴えが多くなっております。子育て支援センター「にこにこひろば」につきましても、やはり狭い、そして暗いということに加えて、保育士の業務としまして、子どもたちや保護者に系統的に寄り添う支援が求められる、そういう場所でありまして、西之表市では唯一の公的なゼロ歳から就学前の子どもたちが相談ができる施設だというふうに思っております。保育所は各地域で法人化されましたので、直接的ではありません。民間の保育園になっていきましたが、公的な子育て支援センター「にこにこひろば」の充実は、保育士の待遇改善も含めてですね、ぜひ検討をいただきたい。まず、場所の検討をしていただきたいという

ふうに思います。

それから、榕城児童クラブの現状についても、今あの部屋、フロアをちよつと改築していただきましたが、昨年、やはり一年生から六年生まで四十人、縦の集団があスペースに入ることについては、やはり場所を移転するということは急がれていると思います。

このような「にこにこひろば」、榕城児童クラブの現状認識について、市長にまずお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

榕城児童クラブは、現在、図書館の一階のほうに設置しております。多数の子どもさんが利用されているということでもあります。今、やはりその利用の仕方については、建物が古いということと、それからスペースの問題など、要望が福祉事務所のほうに來ているということを知っております。現状では、その古いということと、例えば、雨漏りがあったりとかですね、そういうところの改善を何とか移転ということを含めて適地を探しているような状況にあると思っております。

○一六番（橋口美幸さん） 適地を探しているということでしたので、私も前回、昨年、榕城中学校跡地への移転を提案しているところなんですけれども、また四月、新学期になります。そうすると、「にこにこひろば」にしても榕城児童クラブにしても、子どもの入れかわりもありますし、大人の入れかわりもあります。そうすると、

またさらに相談に来られる方や、また新学期に向けての申請も多くなるのではないかとというふうに思っております。所信表明でも市長も述べておられましたけれども、働く人たちが安心して預けられる子育ての条件、そしてまた、子どもたちが安心して放課後を過ごせるような状況を文教地域にふさわしい榕城中学校跡地にぜひ開設してほしいと思うんですけれども、場所もいいですし、子育てしやすいまちづくりの柱として発信をする。こういう構想を柱に据えてはいかがでしょうかということをご提案したいと思いますが、このことについて市長の考えをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

先ほど私、適地を検討するというふうに申し上げたのは、移転が決まるということではございませんで、所長が申し上げたように、例えば、改修ということで解決すれば、その方法もまだ残されているとは思いますが。しかしながら、その榕城中学校の跡地に移転するという案も検討してまいったことございます。今後、市全体として土地利用のあり方を検討することとしておりますので、その中で適地を探っていきたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ子どもたちの成長も待っていませんので、今いる子どもたちがなるべく早くそういう広い場所に、そして、快適な子育て支援の場所として生活ができる空間をぜひ急いで検討をしていただきたいと思えます。

次の質問に移りたいと思います。

次に、療育支援の問題についてです。

まず、療育支援は、健康保険課、そして福祉事務所、教育委員会。一人の子どもさんが誕生したときに、健康保険課にもかかり、そして福祉事務所にもかかり、教育委員会にかかり、そして、社会的に十八歳以上は福祉事務所がかかわっていくという系列になっております。そういう意味で、横の連携が大事な施策だということ、三課に質問を出しております。

まず、健康保険課の取組みについてお伺いしたいと思います。

乳児健診の現状、そしてまた特に五歳児健診がなぜ必要になったか、そういうことの意義などについてお伺いしたいと思います。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

まず、健診の現状からお答えしたいと思います。

乳幼児の心身の発達状況の把握や病気の早期発見・予防のために乳幼児健診を行っております。平成二十八年度の実施状況は、三から四カ月児健診の受診者が九十四人で受診率一〇〇%、七から八カ月児健診が九十五人で九三・一%、一歳児健診が百六人で九九・一%、一歳六カ月児健診が百十一人で九七・二%、三歳児健診が百二十八人で九九・二%となっております。また、五歳児健診・相談につきましても、百三十二人で一〇〇%という実績でございました。次のイになろうかと思うんですが、五歳児健診の意義ということでお答えしたいと思います。

五歳児の健康診断・相談につきましては、就学を控えた五歳児を対象としており、乳幼児期の子育ての振り返りや就学期を迎える準備を始める契機とするなどのほかに、軽度発達障害や種々の要因による集団不適合などの発達上の問題があり支援を必要とする子どもに対し、保護者、関係機関で養育環境について考え、環境を整えていくためのスタート地点ということで捉えているところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） はい、ありがとうございます。

乳児健診も本場に当初は、七、八年前は八〇％台ではあったと思いますが、今徐々に一〇〇％近く乳児健診が行われるようになった。本場に大事なことで、いいことだと思います。

五歳児健診のことについて主にいますと、この五歳児健診の意義っていうものが本場に大事になって、一〇〇％になってるということも、これまでの取組みの成果だというふうに思います。この五歳児健診がこのように実施されているということについては、その後、健康保険課では、専門の人たちがずっと生まれてから三カ月健診からずっと見守っていくわけですが、この療育支援っていうことに特化して質問をしたいと思いますが、この療育支援の事業を進めるに当たって、健康保険課での問題点とか成果とか感じていることをお伺いしたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） 療育支援の問題点ということで、

ウのところになりますかね。

○一六番（橋口美幸さん） ウのところをお願いします。

○健康保険課長（長野 望君） はい。では、お答えします。

療育支援については、保護者、関係者が発達上の課題を持つ子どもに対し、それがその子の特性であるというふうに捉えた上で、早期に支援を受けることが重要となっております。その部分について、まだ理解がまだ深まっていない部分もあるように感じているところでございます。子どもの育ちに関する普及啓発活動を図りながら、早期支援につなげられるような取組みが大事になってまいりますので、関係機関と連携しながら、その部分について取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） やはり三カ月健診からずっと五歳児健診まで系統的な対応を子どもたちと接していくという健康保険課の役割はすごく大きいと思うんですけども、やはり今コスモス教室が福祉事務所と一緒にやっていらっしゃるんですけども、この乳児健診を担当している健康保険課が主にこのコスモス教室を担当していく。こういうことが大事ではないかと私は思います。

それにつけ加えまして、やはり専門職、保健師、看護師の皆さんが待機してるすこやかの中で、本当に保健師、看護師の皆さんが専門職の知見を生かした業務に専念できているかどうか。こういうことも含めて、ぜひ改善をするべきことはないか、問題点は感じてい

ないかということもお伺いしたいと思います。私は問題点として感じて、で、本当に保健師の皆さんが、子どもたちに対応する、保護者に対応する時間を十分とっているのかどうかということの問題視をしているところですが、十分な専門職の力が発揮できているのかどうか、どのようにお考えでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

今コスモス教室のことが出ましたが、その前に、五歳児健診のときには一応判定というものがありまして、その判定結果に基づきまして、保健師とかがですね、保護者や保育施設に対し今後の認識を説明し、その観察の結果によって、相談の機会の増設とか保健師による保育園等への巡回とか、そういったふうなところで観察をするとか、そういったところをしてるところでございます。

コスモス教室については、福祉事務所のほうが開いておりますが、そのコスモス教室開催時には必ず保健師同行すると。行って、その中で観察する、保護者との相談をする、お話を聞く、そういった機会にしているところでございます。横の連携は当然とっていかなければならない、必ずとっていかなければならない点だというふうに認識しております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひ横の連携をとるというのは前提であります、どこが中心にその事業を運営するかということが、今後ぜひ市長とともにですね、検討をしていただきたいというこ

とを提案したいと思います。

次に、福祉事務所の取組みについてお伺いしたいと思います、療育支援、障害児のための放課後児童デイサービスなどの取組みの現状と課題についてお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） まず、療育支援と障害児福祉サービスの状況について御説明をいたします。

療育支援につきましては、コスモス教室の開催、それから療育支援ネットワーク会議、保育所等巡回相談等を実施しております。

コスモス教室は、先ほど健康保険課長のほうからもちよつとありましたけれども、発達上何らかの課題を持つ子どもとその保護者のために、親子で一緒に遊ぶ場を提供しながら早期の療育につなげる取組みでございます。

療育支援ネットワーク会議につきましては、地域の支援関係者、幼稚園、保育園、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、養護学校、小中学校、高校、医療機関など、そういった方々が協議をする場として実施しております。

また、障害福祉サービスの利用状況についてでございますが、支援事業所が、現在、児童発達支援が中種子町の増田にあります「すまいるキッズ」が一方所、放課後児童デイサービスについては「すまいるキッズ」とこすもの「ガリレオ」、住吉の風の街の中にございます。この二カ所となっております。

三月二日時点で西之表市の児童の利用状況は、実数でございます

が、児童発達支援が十七人、放課後等デイサービスが十八人となっております。

課題についてでございますが、児童発達支援につきましては、事業所が中種子町の旧増田中学校の中にございますために、移動距離を考えますと、子どもたちや保護者にはかなりの負担となっているのではないかと思っているところでございます。

また、療育支援や障害児支援につきましては、医療等の高度な専門知識を必要とするほか、医療機関、児童発達支援事業所、児童発達支援センター等、さまざまな専門機関との連携が必要になってきますし、庁内においても複数の部署が支援に当たっている状況でございます。

五歳児健診の結果からも発達が気になる子どもが増えているという状況をお聞きしておりますので、健康保険課長も申し上げましたとおり、子どもやその家族に対する幼児期からの早期介入や継続した支援のために、庁内の連携についてもさらに強化して取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） はい、ありがとうございます。

ぜひ発達支援児童デイサービスなどの取組みについて主にお伺いしたいと思うんですけども、西之表市から中種子町の増田中学校跡地までの距離というのは、まあ真っすぐ行くと三十分で着くんですけれども、途中で学校やら保育園やさまざま寄ってから「すまい

るキッズ」に着いたりしますので、一時間以上バスに揺られている子どもたちもいます。そういう観点から、私はこの子どもたちの放課後児童デイサービスの場所もですね、ぜひ榕城児童クラブの意味合いと一緒にするので、榕城中学校跡地に検討をしていただきたい。このことも含めてお願いをしたいと思います。このコスモス教室と、そしてまた療育支援、放課後児童デイサービス、これらの取組みについて市長の見解をお伺いしたいと思います。場所の検討も含めてお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御指摘のように、障害の療育支援のところは保護者の皆様方に負担が大きい分もございしますので、そういった点も考慮しながら有効なことが西之表市としても講じられるようでありましたら、先に申し上げました移転、先ほどの児童クラブのところに含めて検討したらどうかという御提案でございますけれども、そういうことも含めて、市の全体的な跡地の利用の検討、そしてまた療育支援の総合的な検討の中から、いい方法を探ってまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 五歳児健診の結果が出ておりますけれども、本当にほとんどの子どもたちに何らかの支援が必要な結果が出ております。そういうことでいいますと、またさらに要望する子どもたちが多くなると思っておりますので、早急な対応・対策をお願いしたいと思っております。

次に、教育委員会の取組みについてお伺いしたいと思います。  
まず、通常の学級に通う支援が必要な児童生徒の現状と対策についてお伺いしたいと思います。支援が必要だと思われる児童の人数についてお願いいたします。

〔学校教育課長 赤崎晃洋君〕

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

本市における通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数は、平成二十九年九月一日現在で、小学校八十四名、中学校十三名の計九十七名となっております。

現在、これらの児童生徒に対して特別支援教育支援員を配置し、読むこと、書くこと、計算すること等の学習面の支援のほか、身の回りのことや友達とのコミュニケーションのとり方等、生活面の支援にも当たっております。

また、特別支援教育支援員の配置につきましては、現在、小学校九校に十二名、中学校に二名の計十四名を配置しておりますが、平成三十年度は四名増員して十八名で支援に当たることとしております。通常の学級に在籍する教育的支援が必要な児童生徒は増加しており、より充実した支援ができるものと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

十四名から、四月から十八名にも要望しているということですので、ぜひこの人数がかなうといいなというふうに思います。子どもたち

が、五歳児健診の中でも必要な子どもたちが増えましたので、この四名増員が本当に足りてるのかどうか、これは新学期が始まってから、今後もお見守っていただきたいというふうに思います。

続きまして、通常の学級に子どもたちが入っていくわけですが、通常の学級を担任している先生たちの研修の場があるのかどうか、そういうことをどのように取り組んでいるのかをお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

通常の学級の担任の特別支援教育に関する研修につきましては、主として各学校で行われている校内研修によって進められております。今年度は、市内全ての小中学校が年に二回以上の特別支援教育に関する研修を行っております。

また、学期一回行われる中種子養護学校による巡回相談の際に、教育的支援が必要な児童生徒への適切な支援のあり方について指導・助言を受けており、この場も通常の学級の担任にとってはよい研修の機会となっております。

さらに、本市主催で実施している市カウンセリングセミナーにおきましても、発達障害のある児童生徒の保護者との教育相談の進め方について、ロールプレイングによる研修を実施したところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 先ほども福祉事務所の担当の方もおつ

しゃいました。やはり子どもたちには医療の面も必要だと思えます。学校での巡回相談も含めまして、医療の現場からの研修も、ぜひ取り入れていただきたいというふうに要望をしたいと思います。続きまして、特別支援教育支援員の役割と研修のあり方についてお伺いしたいと思います。

○**学校教育課長（赤崎晃洋君）** お答えいたします。

特別支援教育支援員の役割といたしましては、一般的には、発達障害等特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学級担任と協力しながら学習上のサポートを行うとともに、食事、排せつ、教室の移動補助等、日常生活動作の補助を行うこととなっております。

本市においても同様に、読むことや書くこと、計算すること等の学習支援や、身の回りのこと、友達とのコミュニケーションとり方の支援等、生活面の支援を行っております。

なお、これら日常の指導内容につきましては、毎日指導記録簿をつけており、管理職が確認し、その都度、指導・助言を行っております。

特別支援教育支援員の研修につきましては、勤務経験三年までの方については県が実施している研修会に派遣しており、さらに、全員を対象とする市主催の研修会を年二回実施しております。また、中種子養護学校の教諭による巡回相談に参加して研修する支援員もおります。

以上でございます。

○**一六番（橋口美幸さん）** 経験豊富な特別支援員の皆さんが本市にはたくさん勤務を継続をしていらっしゃるということで、大変中身も充実しているとは思いますが、やはり子どもたちは一人一人発達が違いますし、個性がありますので、経験年数が長くても対応は違っていると思います。その意味では、各学校で従事している支援員同士の交流だとか、それから実践を教育発表のような形で実践交流をしたり、そういう場所が必要じゃないかなと思います。で、年一回の研修、そしてまた、ほかの養護学校の研修も含めまして、新たに現場での実習も含める必要があるのではないかと思います。この点につきましてはいかがでしょうか。

○**学校教育課長（赤崎晃洋君）** 御指摘のとおり、やはり特別支援教育支援員同士の交流による研修、それから、さらにさまざまな専門機関による、先ほど御指摘ありました医療的な分野からの支援、そういった方向につきましては、今後どのような形で研修が企画できるか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**一六番（橋口美幸さん）** はい、ありがとうございます。

ぜひ一人一人の子どもたちの成長、小さければ小さいときに本当手を差し伸べれば、その子を持つてる能力を十分に発揮できるということが大事になっておりますので、療育の現場でも学校の現場でも、ぜひ手を携えて一緒に成長していけるような体制をとっていただきたいと思います。

それから、特別支援員の出勤日数についてでありますけれども、年間百九十日と決められております。で、この百九十日と決められているのは何か根拠があるのかが一点と、それから、土曜授業が昨年から、昨年その前ですね、もう二年間土曜授業が始まっておりません。そういう土曜授業が始まって授業日数が増えたにもかかわらず、土曜日は支援員の皆さんは入っていないようなことを伺ったんですけども、この百九十日という出勤日数が現状の実態とは合わなくなっているのではないかと思います、上限を決めずに必要な勤務日数を入っていたかどうかという点はいかがでしょう。

「「通告ないでしょう」と呼ぶ者あり」

○一六番（橋口美幸さん） はい。

「「通告ないよね」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 橋口議員、これは研修のあり方の関連質問ですか。全く別件ですか。

○一六番（橋口美幸さん） ああ、支援員の体制のあり方ということですね。

○議長（永田 章君） 申しわけございません。先にお願います。  
○一六番（橋口美幸さん） はい。先に進みます。

では、そういうことも含めましてですね、実態に合った研修とあわせて対応をしていただきたいというふうにお願いをいたします。では、次の質問に移りたいと思います。

次は、農業政策についてであります。今回は農業政策の充実につ

いてという質問が多かったですけれども、私は農業次世代人材投資事業、旧青年就農給付金事業の取組みについてお伺いをしたいと思います。

まず、この旧制度との違いについての説明をお願いいたします。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

農業次世代人材投資資金につきましては、平成二十四年度に青年就農給付金が創設され、平成二十九年度から名称が変更されたものでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） この旧青年給付金事業っていうのと農業次世代人材投資事業の違いというものはですね、青年給付金事業から主な変更点、二点変更点があります。これはハードルが高くなったというふうに解釈もできるんですけども、やはりさらにハードルが高くなったということは、その高くなったハードルを認識しての制度の活用ということで、農業で生きていくという青年の決意のあらわれかなというふうには私は思っております。

五年、十年と定着に向けて、この給付金、次世代人材投資事業の青年を支援していくということについて、どのような支援が必要とされているか、そして、若い人たちがこの農業を今後支えていくためには、担当課としてはどのような支援が必要なのかをお伺いしたいと思っております。

○議長（永田 章君） これ、橋口議員、これ、アの質問なんです。全くここの中にはないように見受けられています。通告の中には。

○一六番（橋口美幸さん） すいません。今この制度を利用して四十二人、まあ二人離農をしているというふうになっておりますけれども、この制度を活用している人たちの現状、そして今後の展望について伺いしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 予定されてました一般質問の条項につきまして御説明申し上げます。現状及びこれまでの成果と今後の展望について述べさせていただきます。

本市におきましては、これまで四十一名の事業を活用され、平成三十年度二月末時点での交付対象者は二十六名となっております。

制度の有効性についてでございますが、事業創設前五年間の新規就農者が十七名であったことに対しまして、創設後五年間の新規就農者は、これは交付対象外も含みますが、四十七名と大きく増加しております。若者が農業を志すきっかけをつくったという点においては、多くな効果があつたものかと考えております。

また、将来展望についてでございますが、事業創設からまだ六年であり、これまで何度か法改正に伴う制度の見直しがなされております。特に平成二十九年度の法改正において、対象となる新規就農者の要件に、議員御案内のとおり、次世代を担う農業者となることを志向するという文言が追加されており、資金の交付を受けること

を目的としているものではなく、自らの経営を発展させようとする意欲があり、そのために努力している新規就農者に対して本事業を活用した支援が行われていくものと考えております。

今後ますます採択要件が若干厳しくなると予想されておりますので、さらなる対象者へのですね、五年後の農業者になっていくためのフォローアップが必要かと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 五年間受けて、そしてさらに五年間農業で頑張らなくちゃいけないという決まりがあるわけですが、その五年間、合わせて十年間、農業に従事できるためにどのようなフォローが必要だと思っておりますでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほども言ってますようにですね、今後厳しくなるという状況でございます。それで、議員の指摘のは、ちよつと御確認させていただきたいのは、五年プラス五年という給付金を追加というお話でしょうか。

○一六番（橋口美幸さん） 私が理解しておりますのは、五年間給付金を受け取る制度を活用して、それが終わったら、さらに五年間農業に従事しないと五年間給付した分は返していただきますよというの、この新しい制度の決まりじゃないかなというふうに理解しております。いかがでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） はい。失礼しました。議員御指摘のとおりでございます。

要するに、就農後、給付金が終了後、最低三年以上の報告義務が  
ございますので、その報告の中できつちりとした営農を行っている  
という必要ですので、それに対して、我々としては各種関係機関の  
連携を一緒にして、フォローアップをして、一人前の経営者に育て  
ていく必要が一番重要じゃなかるうかと考えてるところでございま  
す。

○一六番（橋口美幸さん） 昨日からですね、農業が本当に、さと  
うきび、からいも、厳しい状況になっていくということとあわせま  
して、この制度を利用してる青年たちも、四十五歳以下の人たちも  
ですね、青果用さつまいもが十九人、さとうきびが五人、そして生  
産牛三人、スナップエンドウ三人、レザリーフファン三人、それ  
ぞれいらつしやいます。そういう人たちが、今後本市の農業を支え  
ていく重要な柱になっていくのではないかなというふうに私は思い  
まして、この質問をしているわけですけれども、やはり昨日担当課  
長もおつしやいましたように、不安定な経営状況だということは認  
識していらつしやると思います。

そういうことでいえば、ハウスの補助、今三分の一なんですけれ  
ども、若い人たちが十年、二十年この地域の農業を支えていくとい  
うふうになっていきますと、今は先行投資という形で、ハウスの補  
助三分の二に上げていくというフォローアップはできないかという  
ことを提案したいと思いますけれども、そこは現場の担当課長、そ  
して市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（永田 章君） 橋口議員、シカネットの補助は出ているん  
ですけど、ハウスについての。

○一六番（橋口美幸さん） いえ、この若い人たちへの支援です。  
フォローアップというところの支援です。

○議長（永田 章君） いや、これではですね、ちよつと若干厳し  
いと思いますが、いやまあ、課長さん、ハウスの補助について答え  
られます。答えられなければもう。

○農林水産課長（園田博己君） 議員の御提案は、新規就農者への  
ハウス補助という御提案でございますが、今、施政方針でも御説明  
したとおり、新規就農者定着促進事業というのを今実施しておりま  
す。内容につきましては、新規就農者の早期に経営安定を図るため  
の助成事業です。その中で施設等の整備をできるようになっており  
ますので、そういう事業の活用をお願いしたいところです。  
それからまた、充実を図るためにメニューの再検討とかは必要で  
すので、今後メニュー化等の中身につきましては、事業の中身にっ  
いては検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひそのような前向きな検討をお願い  
したいと思います。

では、次に移りたいと思います。

シカネットの補助拡大についてでございますが、シカネットにつ  
いては農業の被害が中心だというふうにお伺いしております。しか

し、今回、市長も施政方針の中でですね、捕獲と防護の両面での支援をしていくところから鑑みてみますと、やはり被害地域の実情について、農業被害も含めまして、人家の庭先の野菜や花など、そこにネットを利用する拡大をできるような対策は考えておられないかどうかをお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） シカのネットの助成拡大についてお答えをいたします。

農業者からの強い要望のあるため、シカの侵入防止ネットの資材の購入助成につきましては、御承知のとおり、県の地域振興事業を活用しまして、ネットに三分の二、支柱に二分の一の助成を農業者を対象に実施をしております。今後も農業者の要望に対応する数量が充足できるよう、平成三十一年度以降についても県への事業継続を要望してるところでございます。

また、農業者以外の対応でございますが、議員御指摘のことも理解するところではございますけど、予算に限度もありますし、補助事業がですね、農業振興上、農業の経営上、必要な施設であることから補助事業を計上しておりますので、農業者以外の方につきましては御理解をいただきたいというところでございます。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 私もそこは理解はするんですけども、シカの立場からといいますか、シカの都合からいきますと、残渣処理にしましても、庭の野菜や花にしましても、そこが餌場になるわ

けですよね。捕獲をするという観点から見ましても、やはり残渣処理への農家に意識を高めるといふふうにありましたけれども、やはり捕獲をする、広げていくことを考えていかないと、このシカの全般的な農業に対する被害もなくなるのではないかなというふうに思います。

ちなみに、シカの捕獲場所を数字を見てみますと、住吉が毎年多くなっております。特にこの人家にシカがおりてくるっていう被害の声をよく住吉の皆さんから聞いております。ここはぜひ捕獲と防護の両面、再度追求していただきたいというふうに要望いたします。次の質問に移りたいと思います。

次に、花きの振興についてお伺いしたいと思います。

皆さんの机の上にレーザーリーフファンの認証のかごしまブランド指定証をお配りしてあると思いますけれども、やはり今、さとうきびやからいもとあわせまして、今後、花き園芸ということも本当に力を入れなければいけない作物ではないかというふうに思います。このかごしまブランド指定証は、平成三十三年度までということになっております。そういう意味からいいますと、本当に一定の生産量をとらないと、なかなかこのブランドが長続きをしないということになりますけれども、この花き振興について担当課の所見をお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 花き振興についての御質問にお答えいたします。

花き振興つきましたは、特にレザーリーフファンのことについてかと考えておりますが、レザーリーフファンにつきましては、議員御承知のとおりで、かごしまブランド産地に平成二十四年の六月から実際受けまして、今回、平成二十九年の五月二十六日で、また更新をしてるという状況でございます。このブランド指定につきましては、県の条項がございまして、系統販売量、それから系統販売面積、それと品質の確保という条項がございまして、それをクリアしたものについてブランド指定を受けてるところでございます。

本市のレザーリーフファンにつきましては、平成二十七年度に国庫の補助事業を活用しまして施設整備を行ったところでございます。現在においては、ブランド指定へ向けまして消費地から種子島産への期待が高まっている状況でございます。

しかし、他町と比較しまして、新規の方々、本市の生産者の方は新規の方々が多いということで、技術力が十分でございませぬ。品質格差等々が出ておりますので、関係機関の技術員等とも協力しながら、高品質化、生産量の確保のための栽培技術の高平準化を目指しまして、現地巡回等の充実を図ってるというところでございます。また、それ以外につきましては、三戸以上の農家が市場流通を図ろうとする場合には、資材費、種苗費の助成を行っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひレザーリーフファン、今後、南種

子町でも減りつつ、高齢化の影響ですすね、栽培農家が減りつつあるという現状もあります。一市二町でこのレザーリーフファンをぜひブランドを長く続けていくためには、本市でも作付農家の研修会をしたりとか、増やすっていうことをぜひ力を入れていかなければいけないんじゃないかというふうに思います。

で、個々の花き農家に対する補助は、今担当課長もおっしゃいましたけれども、三戸以上のまとまった制限がありますけれども、そこは、今までそういう制度が活用できたという過去の実績はどれぐらいあるのでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 手元に資料がなくて若干調べられませんが、予算ベースで申しますと、平成二十九年度で七十万円弱の実績になるかと考えておりますし、平成二十八年度も同様の額だったと私は記憶をしております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひせつかくある制度ですすね、より使えるようなフォローをしていただきたい。そして、このかごしまブランド指定証、長く続けるような支援ですすね、お願いしたいと思います。

最後に、生活保護制度の項目に移りたいと思います。生活保護の活用についてお伺いしたいと思います。利用の現状について、よろしく願います。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 利用の現状といえますか、

世帯の現状について御説明をいたします。

平成三十年一月三十一日現在のデータでございますが、被保護世帯が二百十世帯、被保護者数が二百四十四人となっております。また、世帯の分類をしてみますと、高齢世帯が百四十世帯、母子世帯が二世帯、障害者世帯が十八世帯、傷病者世帯が二世帯、その他世帯が二十八世帯となっております。

以上でございます。

○一六番（橋口美幸さん） はい、ありがとうございます。

今、二百十世帯が生活保護を利用していらっしゃるという実数が出ておりますけれども、私は、国民健康保険だけの資料ですけれども、今、年間百五十万円に満たない世帯が三千百六十六世帯中二千四百八十六世帯、約七八%いらっしゃいます。そういう中で本市の保護率についていいいますと、本当に百五十万円以下で暮らしている人たちが本当に圧倒的に多いのだなということを痛感しております。

で、子どもの貧困問題について特に移っていきまされども、国民健康保険の資料で見ますと、滞納世帯が、三十歳代七・七八%、四十歳代が八・八九%、五十歳代が八・八四%、こういう国民健康保険の滞納の実態があります。そういうことから見ますと、本当に子どもたちが貧困の中で暮らしているのではないかというふうに思います。

で、そういう子どもの貧困問題について対応できる就学援助制度というものがありませんけれども、この就学援助制度はですね、子ども

もたちが学習に困窮しないように対応できる制度です。で、主に就学援助制度の概要としましては、学校教育法第十九条において、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を与えなければならぬとされて、就学援助制度は昭和三十一年からずっとある制度なんですけれども、この西之表市の実態でいいますと、小学生が一八・九%、そして中学校では二一・三%の子どもたちが、この要保護及び要保護援助費を支給しております。そのおかげで、本当に学用品費に困らないということはないでしょうけど、不足してる分を少しは補助していただいております。

そういう経済的な子どもたちの貧困の実情の中で、一つ市長に、時間もありませんが、提案をしたいと思えます。この制度がありません。自立支援事業、生活困窮者自立支援事業というものがあります。これは平成十五年度から学習支援が始まっております。

県内でも薩摩川内市、日置市、霧島市、そして平成十六年度は五町を管轄するくらし・しごとサポーターと鹿児島市、曾於市が新たに始めております。そういうこともぜひ研究をしていただいて、本市の子どもたちの学習支援教室なり、何か手だてをする必要があるのではないかと思えますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（永田 章君） えーとですね、橋口議員、どうも私映りにくいんですけども、子どもの貧困問題と生活保護についての関連はということ、私はこの質問事項を受けとめているんですけど。

○一六番（橋口美幸さん） この就学援助制度というものが、先ほども読み上げましたように、生活保護を受けてる子どもたちと、その生活保護に準じる経済的困難な子どもたちに支給している就学援助制度なんですね。子どもの貧困の問題はそこから発生していると思うので、その子どもたちの貧困問題に対する援助が、こういう制度がありますよということを今市長に提案をしているということなんでしょう。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

生活困窮者自立支援事業における学習支援事業と就学援助の部分は、ちよつと切り離して整理をしていったほうがいいと思います。

○一六番（橋口美幸さん） ああ、すみません。

○福祉事務所長（小山田八重子さん） で、生活困窮者自立支援事業に伴う学習支援につきましてでございますが、また西之表市で実施ができていないところでございます。本市の生活保護世帯にも二世帯母子世帯がおりまして、子どもたちがいるわけでございますが、現在、平成三十年度からの取組みになりますけれども、総合相談窓口のところ、現在社会福祉協議会にございます生活困窮者自立支援事業に伴い設置されましたくらしサポートセンター、ここを中心に今生活困窮者の事業に取り組んでいるわけでございますが、平成三十年度からは総合相談窓口に移ってまいりますので、今後、教育委員会や福祉事務所等とも連携をしながら、これまで以上に充実した支援ができていくのではないかとというふうに考えており

ますので、学習支援についてはなかなか実施が難しい状況でございますが、今後検討してまいりますので、御理解をいただきたいと思

います。  
○一六番（橋口美幸さん） 失礼しました。てつきり私は教育委員会なりの主催でやると思っていましたので、認識不足でございました。ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十四時十五分ごろより再開いたします。

午後二時一分休憩

午後二時十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、河本幸男君の発言を許可いたします。

「八番 河本幸男君登壇」

○八番（河本幸男君） 皆さん、こんにちは。

それでは、一般質問通告書に沿って質問をさせていただきます。質問内容が同僚議員と重なった部分もありますので、予定時間を残すこととなりますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、まず水産業について御質問をしたいと思います。

過日、喜志鹿崎灯台沖です、水難事故が発生したということは、皆さんも御承知のことだと思います。引き縄の最中にですね、転落をして溺死をされたということで、夜になっても帰ってこないということ、海上保安部に捜索を依頼し、翌朝に船は宮崎沖で見つかったものの、船主は乗っていないということ、地元の漁師の方がですね、捜索に加わり、喜志鹿崎灯台の沖、約十数キロの沖合で御遺体となって発見をされたということであり、雨合羽を着ていたということですね。それがフロートの役目をして、身内の方もですね、見つかったということは大変奇跡だということをおっしゃっておられました。その漁のときの規定ではですね、漁師の方も一人で船に乗るときには必ず救命胴衣を着用するというのがですね、決まりになっているようにございますけれども、事故に遭われた方はですね、その救命胴衣を着用していなかったようであります。そこで質問ですけども、本市にですね、海上保安部もでき、注意喚起は漁協とともにですね、行っていると思えますけれども、本市行政としてどのような注意喚起をしていたのか教えていただきたいと思えます。

以下の質問は質問者席で行います。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

水難防止の対策につきましては、ライフジャケット着用義務化に

伴いまして、各漁業集落総会時等に漁業者に対しまして再度周知徹底を図ったところでございます。その後も、関係役員会等の折、随時周知徹底を図ったところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） こういった事故についてはですね、個人の責任といえはそれまででございますけれども、本市としてもですね、今課長がおっしゃいましたようにですね、浜回り等ですね、注意喚起を行っていただいでですね、ぜひこの安全操業に資するようにですね、御指導をお願いしたいと思います。ただでさえですね、少ない漁師の方がですね、このような事故ですね、さらに減るようなことのないようにですね、今後とも注意喚起をよろしくお願いをしたいと思えます。

次に移りたいと思えます。

私も市の職員時代にですね、六年ほど水産係に在職をしておりました。その当時は景気もよくてですね、漁師の方も多くて、当時はまだ合併をしておりませんでしたので、西之表市だけの組合ということでありましたけれども、六年間の間にですね、当初七億円近くの水揚げがですね、六年間の間に十一億円ぐらいますね、毎年伸びていって、その後もまだ何年かはですね、伸びたようでもありますけれども、そういう状況でございました。モジャコ漁、あるいはイカ漁、トコブシ、イセエビ漁などが好調ですね、四、五年の間です、ね、新しい船に乗りかえると、買いかえるというような、そういう

う時代でもありました。漁協のほうも、毎年、種子島周辺漁業対策事業等を活用してですね、製氷施設、あるいは加工施設、漁民研修施設、あるいは漁具倉庫などをつくっております。また、漁港・港湾の整備も盛んに行われておりました。

現在の水揚げを見てもですね、そういった時代ではないかもしれませんが。しかし、この平成三十年度ですね、水産業についた予算を見てみますと、離島漁業再生支援交付金を除けばですね、非常に少ないように感じてならないところであります。国と県とで大隅海峡のほうにですね、大型の漁礁を設置するという話は聞いております。また、先ほどからいろんな事業ですね、なくなったり、あるいは増えたりということですね、そういう事業の予算の配分ですね、めり張りをつけるということもわかっておりますけれども、余りにも少ないような気がしてなりません。そこで、市長、このことについてどのように感じられているのかお聞かせください。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

水産業の振興というのは、本市にとって農業の振興と同等以上に重要なことかもしれません。そういう意味では、本議会に提案いたしました機構改革の中で、現状の林務水産係を分離して独立させて、その漁業対策を強化しようとしているところであります。

予算が少ないのではないかと、そういう御質問ですけれども、年度ごとの比較をいたしますと、確かに少なくなっている部分がございます

いますけれども、それはまあ、ハード面での事業が前年あつて今年はないとかというようにすることも影響していると思います。詳細の点については担当のほうからお答えしたいと思っております。いずれにしても、今後水産業の事業については、積極的にいろいろな補助事業なども見ながら、漁業者がもうかるように、それから漁業が魅力的な産業として若者が新規参入するような、そういう状況になるべく努力をしてまいりたいと思っております。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

平成二十九年度は、種子島周辺漁業対策事業で冷凍・保冷車、液晶リーダーの整備を行った結果、前年度より増額となっております。平成三十年度は、要望等によりまして、それらの整備事業が縮小したことから減額となっております。また、平成二十九年年度から繰り越した広域漁場整備事業で、三瀬沖、それから田之脇沖に増殖礁を整備したいと考えております。また、平成二十九年年度と同様に、種子島周辺漁業対策事業では、担い手を対象に耐用年数が五年以上のもので漁業経営に必要な施設等を整備する計画でございます。

なお、平成三十一年度は漁協の加工所の修繕、それから、平成三十二年度は燃料貯蔵タンクの更新を計画しております。また、市周辺の水産資源回復に向けて、藻場の整備計画も検討したいと考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） ありがとうございます。

施政方針のほうにもですね、離島漁業再生交付金事業等を活用して、資源の維持回復や魚食の普及、なかなかこう魚食が普及していないということもあります。そういった部分に力を入れていきたいというふうなこともおっしゃってます。ぜひ漁業のほうにもですね、力を入れていってほしいと思います。

次に移りたいと思います。

水産資源の生息調査について質問をしたいと思います。

鹿児島大学とですね、水産学部等と連携をして調査を行ってきておりますけれども、まあ、今年度まだ三月でありますので、まだ結果は出てないかもしれませんが、どのような調査結果が出るかというのをお聞きしたいと思います。

○農林水産課長（園田博己君） 水産資源の生態実際調査についてお答えをいたします。

平成二十八年度までの期間で、馬毛島でのナガラメの生育数、海底調査及び漁獲調査を行い、平成二十九年度では、西之表市周辺海域の海底調査及び稚貝放流の経過調査を行ったところでございます。

議員御案内のとおりで、平成二十九年度の調査結果に關しましては、最終報告はまだでございますが、平成二十八年度以前の調査にて、馬毛島周辺では東側の海域でナガラメの生育密度が最も高く、次いで南側東部の海域が高いという報告等も受けております。馬毛島周辺海域においては、トコブシ資源を管理していくためには、転石や藻場造成など生育環境を整備しつつ、放流などの資源量の増大

を図っていく必要があるかと考えております。

平成二十九年度の調査は、漁協にて水揚げされたトコブシを漁業者ごとに漁獲個数の係数測定及び聞き取り調査を行い、比較を行ったところでございます。

また、西之表市周辺の海底調査を住吉、美浜、大久保、安城、安納に行行ったんですが、海域ごとで漁獲された個体数は大きく異なっております。西海岸より東海岸のほうが漁獲個体数は多かったですという結果でございます。また、重量においても、馬毛島、安納海域の個体が大きく、大崎、持田海域の個体が小さかった。ただし、同じ海域でも個体差が大きいため、一概に海域によつての差とは言いがたいという報告でございます。

海底調査につきましては、海域によつて転石の上、藻類の付着状況が異なっているところがございます。

以上のことより、各海域の藻類や転石の状況とトコブシ資源及び重量に關してはと考えられている。そのことから、先ほども申し上げましたように、西之表市周辺の海域の環境整備が必要であろうかと考えているところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） はい、ありがとうございます。

このような調査というのはですね、継続的な調査を行わないんですね、そのデータの蓄積が大切ではないかなと思つているんですけども、今後このような事業というのはもう行わないのか、調査を行

わないのかということをお聞きします。

○農林水産課長（園田博己君） 今後の計画でございますが、お答えをいたします。

今後は、水産資源の回復に向けて必要となる調査及び試験を中心に行い、そのデータをもとに西之表市周辺の資源回復に向けての活動を行っていきたくと考えております。特に周辺海域の環境変化が著しいため、藻類の資源回復を第一の目標として調査を行っていかうと考えております。そのために、本年度、調査計画を十分に精査しまして、単年度で結果が出るような方向で調査を行いたいというところがございますので、平成三十一年度以降で予算要求を考えているというところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 先ほど市長の答弁でもですね、この一次産業の振興が本市の大きな礎になってると。産業経済のですね。そういった部分で、この水産業というのですね、やっぱり大事な部分だと思えます。やっぱりこういう試験というのはですね、やっぱり継続した上で、そのデータのものにしっかりと対策を講じるというところが大事であろうと思います。

水産業も、高齢化とか後継者不足、燃料の高騰ですね、消費者の魚離れなど非常に大きな問題を抱えております。ぜひ水産業に対してもですね、大きな予算を使っていたいでですね、できるだけ以前とまでにはいかななくてもですね、それに近づけるような水産の収

入を上げられるようにですね、今後とも御協力をよろしくお願いたいと思います。

次に移りたいと思います。

次に、農業振興策についてであります。

本年度の議員活動の中でですね、二班体制で各校区で議会の報告会を実施をしてきております。その中でいろいろ提案がなされるわけですけども、やはりこの農業の振興というのがですね、やはり大に行きますと大きな課題であり、もちろんそのきび、芋類を初めとするですね、産業の振興というのが非常に大事なウエートを占めてるわけですけども、施設園芸、園芸作物にもですね、力を入れてほしいというようなですね、まあ、これまでも園芸の、例えばハウスについてはですね、過去には補助をもらったこともありますが、やはりそういった補助がもう一回つくっていただけないかなという要望が結構ありました。

そういう中で、今年ですね、うちのところにあった古いハウスをですね、どうしても園芸をするために買いたいという方がおりました。そういうこともありましたので、ぜひこのハウスのですね、補助についてちょっと検討していただけないかと思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

農業振興の中で園芸作物の普及といいますか、奨励につきましては、非常に高収益を上げるところで注目しているところであ

ります。特に今期の冬に寒波で非常に、例えばキャベツが一個何千円もするとかですね、そういう状況もございましたし、そういう寒冷地に、例えば、種子島の時期の早い園芸作物を売り込むという新たな販路拡大とか、そういうことも視野に入れながら、いろいろ研究をしてみたいと考えております。

園芸作物の中で今代表的なのがスナップエンドウでございますけれども、その強化について、ハウスの援助はできないかというような希望は常々伺っているところでありますけれども、まあそうした声を受けて、いろいろなその事業の展開は考えてははいけません。具体的な事業をどういうふうを選んで実施していくか、具体的などころについては担当課のほうから御説明をいたします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

現在のところ、施設園芸の助成につきましては、直接ハウス導入と対する支援は予算がございませんが、先ほどの議員にも説明したとおり、現状的には、市場流通拡大促進事業にて、三戸以上の農家が市場流通を図ろうとする場合に、資材費と種苗費の助成を行っているというところでございます。

また、施設園芸については、本市ではレーザーリーフファンを中心に今施設を整備しましたので、そこを中心に技術指導を行っているといるところでございます。

市長からも若干説明がございましたが、本年度、平成二十九年度ですが、一月、二月に向けて、あらねなりがありまして、それとま

た霜等、冷害によりまして豆類にかなりの被害が出たと聞いておりますので、その被害対策として簡易的な施設整備等の助成も今後検討する必要があるかなというところで、費用対効果等も含めながら検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） 今、市長も課長も述べられました。今年のスナップエンドウ、本当に台風で苗の時期にですね、もまれて、生育が遅くですね、せつかくこう伸びてきたので霜でやられ、あるいは、あられですね、肌が傷ついてですね、商品にならないという方が、ぼやきなんでしょうけども、やっぱりそういった方がですね、大分おりました、商品価値が出てないということで出荷できないという農家も結構おられました。

そういった自然災害にもですね、強くてですね、また、荒天時にも作業ができるといったですね、利点もあります。雨にも左右されませんのでですね。ぜひそういった部分ではですね、こういった施設園芸にですね、やっぱり初期投資というのが大変だと思えます。農家はですね。私も二棟ハウスを自分で退職と同時にですね、つくりましたけども、六メートルの四十メートルで一棟約八十万円ぐらいかかります。それを農家がですね、ぼつと出せといえはですね、非常に難しいんじゃないかと思えます。そういった部分ですね、一部補助をしてくれたらつくりたいという方もいると思えますので、ぜひそういったことをですね、考えていってほしいと。

また、今課長がおっしゃりました簡易的な対策ですね、例えば、あれ対策とかですね、そういった部分ではもう南種子町なんかはですね、先進的に取り組んで、上に寒冷紗か何かをですね、かぶせて、それこそ霜をよける、あるいはあれをよけるという対策も既にとられているようにございますので、そういった部分ですね、やはりそういった検討もしてほしいなと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

このことについてはですね、同僚議員の質問にもありましたので、私は簡単にいきたいと思いますけども、同僚議員の質問ですね、来年度から農業用廃プラスチック等の処分費用が約二倍になるんじゃないかということでありますけども、きびマルチについては、これまで新光糖業がですね、補助をしていただいて、処分費用はかかるなかったということですが、このことは、また新光糖業のほうは継続をされるんでしょうか、どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

一応直接聞いてはおりませんが、今の経営状況等々からいいますと、ちょっとほかの事業も私お願いしたところはございますが、若干検討してくるんじゃないかなと私は考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） そうすると、芋マルチ、この輸送費に対して補助をされておりますけども、これはまた今年度も継続をされるわけですよね。どうでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 処分費用につきましては、先日も答したとおりでございますけど、処分費用が倍増になるというのが想定されておりますので、適正処理協議会での検討を踏まえまして、市長も答弁もありましたように、費用分担のあり方等々も再度検討して、助成の方向で検討する必要があるかなと考えております。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） この処分費用ですね、大分農家にとっては痛い部分で、この処分をですね、今年度、市内でたくさん家のためにする方もいるんじゃないかなと思います。そういった部分ですね、この処分費用が上がるということというのは、農家の皆さんにはお知らせをしているんでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 生産者の皆さんにつきましては、まだ周知を行っておりません。私たちが単価が上がるっていう情報を仕入れたのがですね、先週の業者から相談に見えて、それからしたので、今後、単価の想定をきっちりしてから周知を図るのかなというところでございます。

以上でございます。

○八番（河本幸男君） そうであると、農家の方は知らないわけですよね。そうすると、例えば、四月から上がるとすれば、それを聞く農家の方ですね、それだったら三月中に出しておくのということもあるんじゃないかなと思います。その点についてはいかがでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 議員御指摘のとおりでございますので、こちらとしては、早急に対策協議会を通じてですね、周知を図っていいこうと思います。

○八番（河本幸男君） ぜひですね、早目に周知をしていただいておりますね、このことを農家に。もう三月も中旬に差しかかってきますのでですね。一、三、五の月曜日ですかね。そうすると、もうあと二回ぐらいしかないわけですよ。そういうこともありますので、ぜひ早目に周知をしていただいでですね、今年度中に処分するなら処分する、あるいは、四月までこの単価については、例えば延ばすとかですね、そういうことも含めてですね、御検討していただいで、早目の対策をお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 議員御指摘の方向が達成できるように進めてまいりたいと思います。

○八番（河本幸男君） それでは、最後の質問になります。

このことも同僚議員が話をしておりましたので簡単にいききたいと思いますが、私もさつまいもはつくっておりますけれども、芋掘りのときにですね、やはりこのマルチを剥ぐという作業がですね、大変苦痛であります。もうそれこそ着ていた物は泥まみれになってですね、非常に手をやきます。

そういった部分で、この生分解マルチですね、やっぱりこの推進というのは、畑のためにも、どうしても分解しないマルチですと畑に幾らか残りますので、それがずっと長年蓄積されていきますと、

また畑の害にもなっていくきます。そういう分ではですね、この生分解マルチというのはですね、非常に有効な手段ではないかなと思っております。

そういった部分で、ぜひこの部分は同僚議員の質問の中でもですね、今後検討していきたいということですが、市長、ぜひともこの部分についてはですね、今年度とは言わず、来年度以降ですね、ぜひ推進をしていってほしいんですけど、やはりこう単価がですね、やっぱり倍近くかかりますので、これが少しでも助成されればですね、大分使いやすくなるんじゃないかなと思います。

また、これについてですね、大量に持つとくということもできない品物でありますので、その年その年で使い切るということも含めてですね、やはりこう、そのためにも、やはりこう助成をですね、しっかりと部分をつくってほしいと思いますが、同僚議員の質問と同じ内容になりますけれども、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

生分解マルチにつきましては、農家の労働力の負担軽減、それからまた、そういった利点がございませけれども、やはり価格が高いということ、それもまた負担になるということで、これまでのいろんな状況を分析しながら、助成も含めて推進を図ってまいりたいと考えております。

○八番（河本幸男君） ぜひですね、このマルチの部分についてはですね、推進が図られるようにですね、今後とも御協力をよろしく

お願いをして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で河本幸男君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十四時五十分ごろより再開いたします。

午後二時四十二分休憩

午後二時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番（橋口好文君） こんにちは。本日最後の質問者となりました。

私はさとうきび栽培の現状と将来についてを質問させていただきますが、その前に、新光糖業株式会社代表取締役社長、森永剛司氏のさとうきび栽培面積拡大のお願い文がございます。読み上げて御紹介を申し上げたいと思います。

さとうきび生産農家様。二〇一八年一月二十九日。さとうきび栽培面積拡大のお願い。新光糖業株式会社代表取締役社長、森永剛司。日ごろより種子島の基幹産業であるさとうきびの生産に携わっていただき、まことにありがとうございます。

今期は、昨年の生育期のたび重なる台風の来襲や八月の干ばつの影響で、さとうきびは残念ながら低単収、低品質となっております。生産者の皆様の御苦労もいかばかりのものかと推察いたします。

昨年十一月に行われました平成二十九年種子島さとうきび生産者振興大会でもお話しさせていただきましたとおり、種子島のさとうきび栽培面積は、この六年間で五百十九ヘクタール減少しております。特に直近の三年間では四百十五ヘクタール減少し、栽培面積は二千二百九十ヘクタールとなっております。今年の不作を勘案いたしますと、今年のさとうきびの生産量並びに砂糖の生産量は、当社創業以来、最低の水準になるものと見込んでおります。

さらに、お話し申し上げますとおり、当社が安定して操業を続けてまいりましたためには、最低でも十五万トンのさとうきびが必要となっております。この四年間で三回も十五万トン割り込んでいく現状、さらに栽培面積が減少を続けている状況では、今後種子島で製糖業を続けていけるのかという危機的状況にまで追い込まれております。

つきましては、国からセーフティーネット基金が発動されている今期こそ、種子島糖業振興会が作成した目標面積に向けて、全島を挙げて栽培面積の拡大をお願いいたしたく、よろしくお願い申し上げます。

特に農家戸数の減少並びに人手不足から、春植えだけでは目標面積に届かないのではないかと懸念があることも十分認識してお

りますが、何とかさとうきび向けの面積を確保した上での夏植えや秋植えを実施いただき、目標達成をぜひ実現していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上となっております。

このたぐいま御紹介申し上げました文章でもわかるように、会社も必至であります。会社も今期は洗缶の時期に従業員をさとうきび栽培農家に派遣して、作業の加勢をさせております。植えつけの加勢とかそういうのをさせております。そしてまた従業員にも、畑のある従業員には、さとうきびを栽培するようにちゅう会社の方針も出されているようにございます。

ですから、この会社と栽培農家は運命共同体であり、車の両輪だということがよくわかると思いますが、平成二十九年から平成三十年期のさとうきびの収量と品質についてお尋ねしたいと思いますが、もう昨日も本日午前中も同僚議員から質問がございますが、よろしくお願いたします。

以下は質問者席より質問します。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

これまでの答弁と重複いたしますが、平成二十九年、平成三十年期のさとうきびにつきましては、新光糖業による情報では、二月二十日現在の集荷量が一万七千八百四十トン、集荷量六三・六八％となっております。平均糖度は十一・〇九度となっております、また、当

初単収を五トン五十キロを見込んでおりましたが、二月一日現在で四トン七百四十七キロに下方修正となり、史上二番目に低い状況で大変厳しい現状であると認識をしております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） たぐいま答弁いただきましたが、この収

量と糖度では七万円そこそこの一反歩の売り上げでございます。

それで、鹿児島県が出しているさとうきびの農業所得というのがございます。春植えの場合、十アール当たり単収を六トンと計算しております。そのとき、いろいろ経費を引いた残りが、農業所得は十アール当たり二万二千二百一十円となっております。また、夏植えでは、夏植えでは、まあ。株出しでは七トンの計算になっております。株出しの場合、十アール当たり農業所得は二万八千五百七十七円です。ですから、六トンから七トンのさとうきびつくっても二万二千円から二万八千円という計算で、一町歩つくっても二、三十万円ぐらいかならんということでございます。

農家としては、こういう現状を実際体験したとき、これでは飯を食っていけないと、どうかしてもらわんばいけないということも、市内各地のさとうきび生産農家から私のところに意見が寄せられております。この現実を八板市長はどうお考えでしょうか。よろしくお願いたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

昨日より、さとうきびの今期の厳しい状況については御指摘いただいているとおりでございます。この農家の窮状について、行政といたしましても可能な限りの方策を用いて支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） その可能な限りの支援とは具体的にどういうことでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 御説明いたします。

今までの推進につきましては、議員御承知のとおりでございます。平成二十九年産につきましては、国のさとうきび基金事業を活用しまして、新植の苗の助成、それから土づくりの推進、あと肥料代の助成、またマルチの助成というところを国の事業を行つてるところです。

また、市独自にいたしましても、その新植助成につきまして、国が三分の二助成しますので、それを新光糖業の協力もいただきながら、市が十二分の一、それから新光糖業は十二分の一というところで、今農家に対して六分の五の補助を行ったところでございます。

また、単独の事業につきましては、土づくりの観点から土地改良事業における土層改良事業、それから、さとうきびに限っては、土壌改良事業というところで堆肥の投入、土壌改良資材の投入などの作業代金の助成を行っております。

また、適期に管理をしていただくために、さとうきびの管理作業

の三分の一の助成、それから、新しい優良種苗を植えていただくというところで、その種苗費の助成等々をやっているところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） まあ、数々のいろんな助成事業をしていただき、栽培農家にとつては大変ありがたいことだと考えます。

そこですね、本年、異常気象でさとうきびが収量、品質ともに非常に悪かったと。特に収量においては四千七百何十キロですから。それで、十アール当たり四トンを割った場合、ハーベスターで機械作業を委託されてですね、農家さんが、四トンを割った場合は追加金を取ると。振興公社は追加金を取つてると。これではですね、やっぱり農家はやる気を出せないんですよ。つくつて出した上に、出しても追加金まで取られると。平年の気候が順調な年なれば、取られても、それはもう自己責任で栽培管理に不手際があったということもありましょうけど、今回の場合は、四回も台風が来て、干ばつが来て、品質、収量とも上がってないわけですから、こういう、いたら自然災害だと私は考えます。農家さんもそう考えております。ですから、こういう年は、その四トンない農家から追加金を取るというのはどうしたものかと。そこら辺ももう少しやる気を起こさせるためにも、そういうのはやめていただきたいという栽培農家からの声が上がっておりますが、どうですか。

○議長（永田 章君） ここはちよつとですね、橋口議員、農林水

産課長の立場では答えられないと思いますよ。

○一三番（橋口好文君） そうですか。

○議長（永田 章君） はい。

「それはですよ、補助金のあり方の問題じゃないですか」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） いや、受託組織の関係もありますから、作業料金の関係がありますから、そこは課長答弁では難しいと思います。

○一三番（橋口好文君） ですか。

○議長（永田 章君） はい。

○一三番（橋口好文君） 誰が答弁するんですか。

○議長（永田 章君） そこは事前に通告をして、その部分を通告していただければ、課長は連絡とって答えると思いますけど、今は通告外の質問と受けとめますから、そこはなかなか今の現時点での課長答弁は非常に難しいと判断します。

○一三番（橋口好文君） はい、わかりました。

じゃあ、次の質問に参ります。

反当収量の引上げと栽培面積の拡大について、当局は行政としてどういう策を考えておられるでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほどの回答と一緒にありますが、増反対策につきましては、さとうきび増産基金事業を活用しまして、生産農家の意欲向上に努めてまいるところでございます。

また、基金事業の活用、それに上乘せ等をして、今、平成二十九年度については実施をしているところでございます。平成三十年度につきましても、補助事業等の見直しも行いましたが、土づくりが重要だということで、土壌改良事業につきましては、今まで五分の一だった補助を農家の負担軽減のために三分の一の補助率のアップを行っているところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今土づくりを、前の同僚議員の質問にも土づくりの答弁がございましたが、確かに土づくりは大事なことです。それでですね、さとうきび農家は有畜農家があんまりないわけです。西之表市畜産が非常に盛んですので、畜産農家とタイアップして、さとうきび農家にも畜産農家から堆肥を散布していただくというそういう補助事業とか、そういうのはございませんでしょうか。

○農林水産課長（園田博己君） 議員が申すのは耕畜連携の関係だと思っております。さとうきびと畜産につきましては、先ほど工場と農家の話じゃございませんが、両輪の輪でございます。お互いに協力し合って、さとうきびを助け、畜産を支えていくというのが重要でございますので、今御指摘いただいたことについては検討を進めてまいりたいと思います。また、その梢頭部等につきましては、いろいろと精脱の絡みで出てきておりますので、精脱工場も含んでですね、有効活用、飼料化等々の検討を進めてまいりたいと思っ

おります。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） この土づくりで堆肥を投入するということは、さとうきび栽培にとって、肥培管理にとっては大変重要な問題だと考えております。

もう一つ、その堆肥を投入することによって、収量は確かに、やっぱり地力がつくということで収量も上がると思いますが、何と云っても品質も向上させるためには、正確な土壌検査が必要だと。土づくりをする上で。十二月議会でも土壌検査室の設置を求めたんだが、財政的な問題で、市は振興公社に土壌を持ってきてもらって、委託して、どっか鹿児島かどっかに送って検査してもらおうようなことを調査してまいりますと申し上げておりましたが、この問題は今日は質問通告書に出しておりませんので、それあえて申し上げますんが、やっぱりそこら辺も農林水産課としては、担当課としては、今後考えていただきたいと思えます。よろしくお願い申し上げます。次に、栽培面積の拡大についてでありますが、午前中もでしたか、同僚議員の質問の答弁で担当課長が農家の意向調査もお示しされておりますが、拡大策の方策をいま一度お願いします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

先ほどの答弁と一緒にございまして、増産対策と同様な事業等を活用しまして面積拡大に図りたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） この意向調査の資料がございしますが、これを見ますと、栽培面積減らす、またはやめる理由として、高齢が五九%、それから、もうからないが一七%でございます。この高齢だから五九%ありますが、実際はもうからないからもうやめるといのが、まだこの中に入ってるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、今月、三月二十一日ですか、自民党の農林部会議員が来島して、この種子島さとうきびの工場とか圃場を視察して歩くんですけど、八板市長、その席でまたこの要望されるという答弁が、午前中でしたか、ありましたか、どのような要望をされるんですか。

○議長（永田 章君） これは、橋口議員、次の質問と絡めてやっただろうが。

○一三番（橋口好文君） ああ、そうですか。

○議長（永田 章君） はい、いいと思えますが。

○一三番（橋口好文君） 次の質問。

○議長（永田 章君） 甘味資源交付金。

○一三番（橋口好文君） じゃ、次の質問に行きます。

○議長（永田 章君） 橋口議員、もう一度お願いします。

○一三番（橋口好文君） はい。

次に、甘味資源作物交付金についてです。

日本列島は、北海道はビート、サトウダイコンですね、あれからでん粉用甘しよとかさとうきびがその対象作物になっておるわけですが、現在この交付金は、基準糖度で一万六千四百二十円になって

おります。農家から届いてる声は、これでは全然問題ならんと。生活でけん。先ほども県のを示したましたが、これをやっぱりさとうきび一トン当たり、現在も原料代と交付金で大体二万円です。基準糖度のさとうきびを出した場合。これをもう農家としては二万五千円じゃだめだと。三万円してもらわんばいけん。そういう声がございます。八板市長、東京に行つてそういう要請もされたんですか。具体的にお願いします。

○市長（八板俊輔君） はい。お答えをいたします。

甘味資源作物交付金の単価の引上げにつきましては、先ほどの御質問にもございましたけれども、繰り返し、私も西之表市だけではなく種子島の一市二町こそつて、繰り返し国会議員を通して要望をしているところであります。ですが、なかなかその要望が伝わらない。今の交付金の額そのものが、もう上限に近いんだというふうな説明もございます。

そういう中で、そうは言っても農家からの要望は大きいわけで、農家の収入を上げるというためには、この交付金の引上げというのが一番直接的な問題でございますので、引き続き要望を続けてまいりたいと思います。

それから、今、三月二十一日という視察のことがございましたけれども、その情報は私どもも承知しております、その機会を捉えて、また同様な要望、ないしはそれ以外の予算措置、補助金の適用等も含めてですね、要望をしまりたいと思います。

いずれにしても、この種子島の現場の窮状を見てもらうこと、そしてまた生産者の声を直接聞いてもらうことが有効なことだと思つて、また、私どもも改めて要望を伝えるといういい機会だと思つておりますので、精いっぱい要望を届けたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） ここにですね、安倍政権は農業の所得増大にこだわりが強い。まず、政権復帰後の自民党が二〇一三年四月につくつた農業・農村所得倍増目標十カ年戦略で所得倍増を打ち出してあります。この方針に沿つて、政府が農林水産業・地域の活力創造プランと「日本再興戦略」改訂二〇一四、それと一四年六月閣議決定に至つておりますが、農業・農村の所得倍増を目指すとしております。

その中で、補助金を含む農業所得を倍増させていくという文言が書かれておるわけでございますが、やっぱり国に要請するときは、こういう国会、何ですか、閣議決定、こういうのも出していただいて、交付金を含むとなつておりますので、ですから、さとうきびのこの甘味資源の交付金も引き上げていただきたいということを強く要望していただきたいと思つています。

私、先週の土曜日、中種子町の町長さんとお話をさせていただきましたが、その中で、やっぱり中種子町の町長さんも八板市長と同じようなお答えをいただきました。この交付金の問題については、私も、私は中種子町の町長さんにも、何ですか、生産者はもとより、JA、農政連、行政が一丸となつて、それでオール種子島で運動を

強めていただきたいということの中種子町の町長さんにも要望を届けております。

そして、これが種子島ばかりでなく、奄美大島、沖縄に、これも巻き込んだ運動が展開でけんことには、やっぱり種子島のさとうきびの交付金というのは、なかなか引き上げるのは難しいんじゃないかと。過去何十年前前には、奄美大島の栽培農家とフェリーをチャーターして東京に陳情したこともございます。あのときは農家も戸数も大分多くて農家自体が元気もあつたと思いますが、ぜひ農家のためであり、また種子島のためでもございます。このさとうきびなくしたら種子島は成り立っていきません。さとうきびの、何ですか、経済波及効果ですよ、これはどれぐらいあると思っておられますか。

○議長（永田 章君） ちよつと通告外ですね。

○一三番（橋口好文君） じゃあ、私のほうから申し上げますが、大体さとうきびの経済波及効果は四倍から五倍だそうです。鹿児島県が出しておるんですが、四倍から五倍。一番さとうきびの原料代が多かったところは四十億円あつたそうです。四十億。そういう年もあつたそうです。

ですから、やっぱりこのさとうきびは絶対残していかんと、種子島は成り立っていかんということがよくわかると思いますので、市長さんにはぜひ国に対しても強い要望を求めていると思います。

次の質問に入ります。

シカ対策についてお伺いいたします。

○議長（永田 章君） 橋口議員、このエの部分はいいんですか。労働力。

○一三番（橋口好文君） 労働力の確保についてであります。もうこのさとうきび栽培においては、何といつても収穫作業時の労力がもう一番のネックになっておるわけでございます。農家も高齢化してなかなか大変だということで、近年はずっともうハーベスターを、機械刈りに依頼する農家さんも増えておりますが、行政としては、今後、労働力の確保についてはどう考えておられますか。

○農林水産課長（園田博己君） さとうきびの労働力の確保についてお答えをいたします。

先日も全般的な労力の確保の関係で御説明いたしました。労働力の確保につきましては、援農隊の活用をお願いしたいと考えております。

まず、現在、御指摘のとおり、農業者の高齢化及び農業後継者が不足が進行しております。労働力を補うための受託体制の拡大・充実が求められている中で、農業労働力の受託事業として、平成二十八年の十月から開始しております。内訳につきましては、男性四名、女性二名の六名で構成されております。西之表市の農業公社で開始をしているという状況でございます。

また、既に各生産法人においては外国人の雇用等も実施されておりますので、関係各課と連携をしまして、外国人等の雇用について

も研究する必要があるかと思っております。

またあわせて、確保ができない地域、高齢者対策としましては、集落営農も視野に入れまして、平成二十九年度からモデル地区を中心に集落単位の農作業受託組織の育成・確保を推進しているという状況でございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 今後とも、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、シカ対策についてお尋ねいたします。

市内の農家はシカ対策をするために大変難儀しております。平成二十九年度捕獲頭数は何頭だったでしょうか。また、農作物の被害金額は幾らだったでしょうか。前年度はたしか六千五百万円強だったと思いますが。そしてまた、平成三十年度の捕獲目標頭数は何頭かを教えてください。

○議長（永田 章君） 答えられる部分だけ答えてください。

○農林水産課長（園田博己君） まず、本年度の捕獲実績でございますが、目標頭数が二千頭でございます。確実に二千頭達成が可能です。

それと、被害額につきましては、これから年度末において被害調査を、聞き取り調査を行いますので、その後、結果については、結果がまとまり次第、皆さんには周知図りたいというところでございます。

また、平成三十年度の捕獲目標でございますが、また二十三日の全員協議会でもお示ししますが、西之表市の有害鳥獣防除計画を見直しましたので、それに基づいて、向こう三年間、シカの捕獲頭数につきましては二千五百頭を目標にいたしております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） もう一つ、今回シカネットの注文がありまして、現在もう配付が始まっているようですが、注文した数量が届かないと。希望者が多いということだったと思いますが、特に幅が一メートル五十センチ幅のネットが足りないということで、注文者が多かったという現状がありますが、今後は、やっぱりこういうのできるだけ農家の意向に十分応えられるような措置をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

「議長、通告外でしょう」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 橋口議員、再三にわたって申し上げますけども、通告外が多いようです。

○一三番（橋口好文君） シカ対策について書いてるんですから、関連したことだからと思うんですが、だめですか。

○議長（永田 章君） だめですね。

○一三番（橋口好文君） だめですか。

○議長（永田 章君） はい。

○一三番（橋口好文君） わかりました。

では、もうシカの対策はこれで終わりますが、次の質問のジビエ

の、シカのジビエ活用についてでございます。

一月二十五日、二十六日、二十七日、第四回目のジビエサミット in 鹿児島が県民交流センターで開催されました。担当課の職員も出席しておりましたが、その内容について報告求めます。また、阿久根市と屋久島町でもあったそうですから、その内容についても報告をお願いします。

○農林水産課長（園田博己君） 本年度、シカの利活用に係る調査を実施しました。総体的な内容について御説明申し上げます。

まず、屋久島町の既存施設、新規施設、それから阿久根市の既存施設の現地調査、全国ジビエサミット参加、日本ジビエ振興協会による講演会、シカ肉を活用しました試食会等を実施し、情報収集に努めたところでございます。

搬入、処理加工、販売、それから廃棄物対策までを確実に責任を持って運営できる体制づくり、それから、食肉処理施設整備に係るコスト、健全運営にするためのランニングコストの試算、食肉処理に従事する人材育成、販路開拓及び消費者が求める品質、衛生管理など、クリアする課題が数多くあるという状況でございます。

全国に見ても行政支援に頼らざるを得ない施設が多く、またジビエの認証制度も始まることから、処理衛生基準の厳格化が求められる状況でございます。本市では、可能性を探るには、先ほど申し上げました課題を一つずつ確実に検証することが必要でないかと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） 私も一月二十六日にこの会に参加したわけですが、いろんなテーマがございましてですね、そのテーマごとに会場が分かれておりましたので、だったんですけど、やっぱりいろんな府県から見えておられました。特に肉のジビエですから、レストラン関係の方も結構見えておられました。

それで、会場の入り口、まず、外にジビエカーが二台展示してありました。一台は二トン車でございます。価格が二千三百万円だそうです。冷蔵庫、冷凍庫、ウインチがついてですね、外でシカをつるして水洗いして、それから車内に入れて解体してというジビエカーです。そして、軽トラックもございました。軽トラックは五百五十万円。やっぱり冷蔵庫とかあれがついてる車でございました。

先ほど捕獲頭数が二千頭間違いなくできるということでございます。昨年の生息頭数は五千四百頭。今年ですか。調査では五千四百頭となっております。それで二千頭も捕獲するわけですから、種子島西之表市にはもう三千四百頭しかないということになります。このジビエは採算的に合うものかと。どうなのかということ。私は非常に疑念を持っておりますが、鹿児島県の幹部職員も採算合わない。西之表市じゃだめだということをおられます。また、農業のある振興会の幹部役員は、八板市長にばかなことはやめえと言うとけど、こういうことまで言われます。ですから、農家はこのジビエについては全然希望してないんですよ、市長。

そして、このジビエは大体農林水産省の官僚がつくった、編んだ計画だと思いますが、やっぱり西之表市に市民税を払うのは、現在もシカ被害に遭ってる農家も含めて、農家なんですよ。地元の農家なんですよ、税金を払うのは。東京の永田町か霞が関か知らんけど、向こうにおける官僚が払うわけじゃないですよ、西之表市の市民税を。八板市長、ですから、あなたも市民が難儀して働いて税金を納めてるわけですから、市民に軸足を置いた農政を展開していただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（永田 章君） これジビエの活用についてですよ。八板市長もちよつと今戸惑っておるようでありますけど、答弁に。ジビエ活用について市長に問いを。

○一三番（橋口好文君） じゃ、八板市長、あなたがやるうとしてるジビエ活用について、あなたが現在描いてる具体的な方法はどうか教えてください。それはできるでしょう。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御紹介いただいたように、先月二十七日でしたか、全国ジビエサミットが鹿児島市で行われまして、本市からも職員を中心に参加をいたしました。議員も参加されたということですから、大変ジビエに対しては関心が高いということで、大変共感を持ってお聞きしたところであります。

このジビエの導入の研究につきましては、まずは特産品の開発という目標がございます。それ以前に、やはり農作物への被害、シカ

の食害というものが非常に蔓延して農家が困っておりますので、大きく三つの観点から、これはせんだつての答弁でもありましたけれども、捕獲、駆除をするというのが一点、二つ目は農作物の被害防止をするという観点が二点目、三つ目として、この種子島に生息するシカを肉ほか資源として活用する方法はないかということ、三番目のところで今研究をしてるわけであります。

で、採算のところをおっしゃいましたけれども、それもこれから進める上では非常に大きなところでありますので、議員が見られたそのジビエカーですか、その他の衛生処理施設の費用ですか、これは、そういうものを初期投資を含めて採算がどうなるのかということは、非常に大きな観点になると思います。

その上で、これは西之表市が行政として直営をするというふうには考えておりません。今のところですね。民間の力で何かやる。それについて行政として支援するという形がいいのかなと思っております。そうしたことを含めて、いろいろ、いろんな条件、課題を探って、この西之表市の産業の振興、農業の振興、あるいは農業被害の除去という観点からですね、いろいろ総合的に見て、このジビエというのは、まあ私としては研究に値すると思っておりますので、御理解をいただきたい。

議員、ちよつと誤解があるというのですね、猟師の皆さん、それから農家の皆さんも、このジビエの取組みというのが、農家の被害をなくす上で阻害要因になるのではというような見方をされてい

る方がいるやに思います。それはやはり誤解であると思います。ジビエの振興とシカの駆除、ないしは被害防止というのは、まあ言うなれば表裏一体と申しますか、農業振興の両輪的な捉え方をしていたいただきたい。私はそういうふうに捉えて考えているところであり  
ます。

○一三番（橋口好文君） このジビエですが、本年は残りが三千四百頭です。調査結果からいたしましたら。それで、平成三十年は捕獲目標頭数が二千五百頭ですから、二千五百頭とつたら、本市には九百頭しかシカはいないことになります。その次の年、また二千五百頭、二千頭でも捕獲目標は立てられないわけですから。もう九百頭しかないわけですから。市長、シカはなくなるんじゃないですか。原料となるシカがいなくなれば、ジビエ施設つくっても事業は頓挫するのはわかってるじゃないですか。そう思いませんか。どうですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

種子島、ないしは西之表市のシカの生息数の推定についての御質問かと思えますけれども、今議員おっしゃった五千四百頭という頭数は、たしか幅があったと思います。推定の幅が二千頭前後から八千頭前後で、中位数が五千頭ということがありました。

で、しかもこれは、仮に五千頭いたとして、二千頭減らして三千四百頭としますと、その間にやはり繁殖もございますので、単純にそれが三千四百頭となるわけではありません。まあ、雌が半分いて

全て出産、一年一産というのが通常ですので、それが増えることになりません。あるいは、頭数が減ってきますと、種の保存の本能から、年、例えば、一産ではなくて二産というようなこともあるように伺っております。

そうしたことから、この生息数については非常に幅があつて、なかなか推定が難しいということがありますけれども、まあ、その推定をしながら、このジビエ遂行が可能かどうか、そういうこともいろいろ調査しながら、実現、活用の方法を探っていきたいと。こういうことでございます。

○一三番（橋口好文君） 私は昨年十二月議会でも意見申し上げましたが、屋久島とか内地は、本土は、山が深いし、例えば、鹿児島県でジビエ事業をやつて捕獲しても、熊本や宮崎の山中からまたずつと来るわけですよ。屋久島の場合はほとんど国有林ですから、国有林の中では捕獲はできないわけです。屋久島の場合は、国有林の外で捕獲して、出てきたシカに対して国有林の外で捕獲しているわけですから、そこら辺の違いがあるんですよ。ですから、種子島西之表市の場合は、もう種子島は離島ですから、周り海ですから、外部から入ってこないわけですよ。ですから、捕獲を毎年強めていけば、シカはもうほとんどいなくなってしまうことになるんじゃないですか。

またもう一つ、市長は、農家は勘違い、誤解をされているんじゃないかということがございました。全然誤解はしてません。そのジ

ビエと農家の思いはもう正反対です。農家は、市長は誤解をしてるとおっしゃいますが、市長は農家の、シカ被害に遭われている農家の痛み、苦しみがわかっていないからそういうことを言うんだと、私はそう考えました。もう少し市長、市長、農家に足を運んでますか。農家に足も運んでくださいよ。そして、農家の生の声を直接聞いてくださいよ。市長選のときは畑の中行って農家さんと握手もしたじゃないですか。どうですか。そういうことせんと、現場の声を、直接生の声を聞いていただきたいと思えます。よろしくお願いします。

○議長（永田 章君） 市長、先ほどのシカの活用について、いま一度詳しく説明をしてもらえませんか。二本立ての活用がありましたよね。シカを削減する目的とジビエを活用する目的は別個で考えてるといふ市長の説明があつたように思いますが、そこが橋口議員には受け入れられていないと私は思うんですけど。そこをもうちょっと詳しく説明してもらえたらいいと思えますが。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

農家のところに足を運べという厳しい視点については、真摯に受けとめて、これまでどおり農家から意見を伺うということは続けてまいりたいと思えます。

それから、農家に誤解があるかもしれないというのは私の言い過ぎだったかもしれません。ただ、議員のおっしゃりようを聞いてみるとそういう感じがしたので、そういう発言に行き過ぎがあつたとすれば御容赦いただきたいと思えますけれども、議長からのお話で

すので、いま一度簡単に申し上げようと思えますけれども、ジビエの活用と申しますのは、先ほどは特産品の創出というところから申し上げましたけれども、やはり動機といたしましては、農家の農作物の被害を与えるシカの有害鳥獣の駆除というのが、これが第一の目的であります。

そして、その駆除するシカを今埋設して捨てているわけですよ。それが非常にもつたいたないと。もつたいたないというだけでは、このジビエという事業は成り立たないと思えます。ジビエをやるためには、ジビエのシカの肉を、肉の質を高めるために、ジビエとしてのとめ刺しの仕方、放血の仕方というのをきちんとしなければなりません。そういうことがあります。

つまり、私の考えているジビエとしては、二つの面がやはりあると思えます。農家の農作物の被害を抑えるための第一であつて、それと同時に、特産品の創出によって島民の所得向上につながるという、その二つの面からどうか御理解をいただきたいと思えます。

○一三番（橋口好文君） 今、特産品と言われますが、先ほどから、このシカの肉は特産品として、私はこの食文化がないんですよ。シカを食べるといふ食文化が。これは北海道庁の講師に見えられた、ジビエサミットに講師に見えられた方もおっしゃってありました。食文化がないということをおっしゃっておられました。北海道の場合にはエゾシカで、飼育してるそうです。飼育して、人工的に家畜と

して飼育して、それを都内の、東京都の有名レストランに送っているそうです。ですから、地元ではジビエじゃないんじゃないかと。人工的に飼育したら家畜になるんじゃないかという、まあそういう批判もあつたそうですけど。

やっぱり市長、無理ですよ、これは。やめてください、ジビエは八板市長、ジビエはやめてください。八板市長、ジビエはやめてください。よろしく願います。

次の質問に行きます。議長よろしいですか。

次は、市有林の生育状況と処分についてでございます。

西之表市内には針葉樹林もありますが、雑木林が結構ございます。この雑木林についても、恐らく戦後一回も伐採がなされていない山がほとんどあるんじゃないかと思えます。やっぱり植物ですから、時期になったら切り倒して、次の芽を出させてという循環、そういうサイクルでいかないと、なかなかいけないと思えます。

まあ、パルプ業者に販売しても、最近はどうもこの山林のパルプの価格が非常に安くてですね、あるパルプ業者さんに聞いたら、もう反当六千円から八千円だそうです。一町歩売っても六万円、八万円ぐらいだそうですが、やっぱりそれで市の財政のほうも自主財源の確保に努めなければならぬということになっておりますので、ぜひこれをもう早急に払い下げて、そのサイクルを回していただきたいと思えます。担当課の説明をお願いします。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

ただいまの質問については、市有林における雑木林の払い下げはどうなつてるといふことかと思えます。

それでは、天然林の払い下げにつきましては、平成二十八年度に立ち木売却をして以降、実施がございません。天然林についても、伐期に応じて伐採し更新していくことが、森林資源の循環の面からも必要であろうと考えております。ある程度集約されていること、境界が明確であること、搬出経路等が地理的条件を見ながら、今後計画的に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） どうぞよろしく願います。

最後の質問になります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（永田 章君） 橋口議員、ちよつと休憩とります。ちよつと休憩とります。ちよつと休憩とります。ちよつとすみません。

午後三時四十分休憩

午後三時四十三分開議

○議長（永田 章君） それでは、一般質問を続行いたします。

○一三番（橋口好文君） 今し方の質問で不適切な発言がございましたので取り消しをいたします。

質問に入ります。よろしいですか。

種子島公設卸売市場の運営について質問いたします。

予算書でも、収入の欄で面積割三十五万五千円、それから売上高割十万八千円となつて、売上高割は昨年よりも減額になつております。面積割というのは、面積は変わらないから毎年同じなんですけど、この売上高割が減額になつてゐるんですが、そこら辺の説明をお願いします。

○農林水産課長（園田博己君） 予算の関係の質問でございましたが、特別会計予算については御承知のとおりで、売り上げ料金についての算定をしています。予算化をする段階ではですね、確実に見込める数字が必要というところでございます。平成二十七年年度はですね、一億四千五百万円、それから平成二十八年度においては一億三千八百万円という形、それで平成二十九年度も二月末までは一億一千万円という数字が実績が上がっておりますので、予算の計上上確実な数字が見込めるところで、売り上げを一億二千万円というの売り上げをしまして、それをもとに収入を算出したところでございます。

以上でございます。

○一三番（橋口好文君） はい、わかりました。これで質問終わります。

○議長（永田 章君） 自席にお願いします。

ただいまの橋口好文君の一般質問をもつて本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす八日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後三時四十六分散会

本  
会  
議  
第  
六  
号  
（  
三  
月  
八  
日  
）

# 本会議第六号（三月八日）（木）

## ◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一〇番 中野周君  
一一番 田添辰郎君  
一二番 生田直弘君  
一三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

## ◎欠席議員（〇名）

## ◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課課長補佐	下川昭代さん
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務所長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	福山隆一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年三月八日午前十時開議

△開議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第六号のとおりであります。

議事日程（第六号）

日程第一 一般質問

九番 鮫島 市憲 議員  
六番 川村 孝則 議員  
一四番 長野 広美 議員

日程第二 議案第三二号 西之表市障害者計画及び第五期西之表

市障害福祉計画並びに第一期西之表市障害児福祉計画の策定について

日程第三 議案第三三号 西之表市防災情報システム整備工事請

負契約について

日程第四 諸般の報告

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

〔九番 鮫島市憲君登壇〕

○九番（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

寒暖の激しい気候も落ち着きを取り戻し、暦の上では啓蟄を迎える一方、保育園や幼稚園、学校では、卒園、卒業式が挙行され、園児や児童、生徒のはつらつとした笑顔、立派に成長された姿に出会う季節を迎えました。

それでは、通告書に基づき一般質問を行います。定住促進対策の市内全域的な取組みについてであります。

まずお伺いいたします。全国的には就業率が年ごとに高いレベルで進んでおりますが、市内の事業所等に就業する今春、今年の春の高等学校等の卒業見込み者の前年度と比較した就業状況について、説明を求めます。

以下の質問については、質問席から行います。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

今年度の種子島高等学校の就職者の状況といたしましては、今年度五十六名の就職でございましたが、そのうち、島内が十五名、前年度の三名の増となっております。島内就職者の割合では二七％と、昨年度より九ポイント増加しております。職種としましては、製造業やサービス業等の割合が高くなっております。

参考までに、就職とはまた別に、進学者は五十三名、四九％でございます。

以上です。

○九番（鮫島市憲君） 説明ありがとうございます。さきに開かれましたエコアイランド種子島の中でも、また同僚議員の中からもお話をされました。今の高校生が、過去のやはり種子島に住みたい、帰ってきたいと思う生徒があれだけ多かつたつちゅうこと、このことを考えますときに、今日、この春、このようにして多くの若者が島に残って、一生懸命自分の地域を、島を支えていこうと頑張ってくれる姿に心を打たれるところがあります。

そういうことからしまして、非常に感謝申し上げますが、次の課題に移らせていただきますが、定住促進に係る空き家対策についてであります。

先般の同僚議員の施政方針の質疑や一般質問の中で説明をいただきましたので、重複する趣旨の質問は割愛させていただきます。

本件については、説明では、過去五年間の実績では毎年二十件前後で空き家に住む、空き家解消がなされていると説明を受け、心を

強くしております。現在の本市の状況、すなわち平成三十年度に向けた状況ということでもあります。

その空き家の入居希望者等々について、お答えいただきたいと思

います。

「地域支援課長 上妻誠一君」

○地域支援課長（上妻誠一君）

お答えいたします。

空き家の、その入居希望者ということですかね。空き家の入居希望者ですね、今、空き家バンクというのを実施しております、その中で、今、登録件数が十三件ということでございます。

そして、今、契約しているのが七件ということで、今、申し込みされている方がですね、四件ほどございます。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 次に、大字では、特に少子高齢化の進展が非常に進んでおります。この空き家の解消をするのは、やはり地域にとりまして、極めて大事なことであります。

特に大字地区にありましては、空き家対策というものも、ただやはりそこに空き家になっているばかりじゃ済まされないわけでございます。共同の奉仕作業にありまして、やはり周りは、そして屋根山は、やはり草払いもしなければいけない。そして柳すなわち防風林がかぶさってきていけば、それも除去しなければならぬ。こういったのが全て、そこに住む人たちの負担になってきます。

そういうことからしまして、やはり、この地域はですね、特に高

齡化がこう進む中では、やはりおうちも大分古くなってきたと。そういうことで、やはり親が住んでる、だから、おうちはつくり替えなきゃいけないということのでつくり替えはして、おうちも新しくあつても、実際、その子供さん方が、今、ちょうど年齢的には、勤めれば幹部クラスになるか、会社では。そういった年齢を迎えているわけですね。なおかつ再雇用、なお今後は、これも引き上げていくとする傾向の中で、今、仕事をやめて種子島に帰るといいうわけにはいかないという、その事実も拭えんわけです。

そういうことからして、築十年から十五年のそのような新しいおうちも空き家になっているのがあります。

そういうことからして、それは、やっぱり解消していくということには、今、住んでいる地域の方々の負担も軽減する意味からも、この空き家に入居していただく人がおれば、大分違ってくると思います。

私どもの地域にあつても、サーフィンで来られた、結婚した、子供さんも生まれた、そして学校も小、中、そして高校にも入つてという、そういった家族もあります。

そういった人たちの働きというのは極めて大きく、やはりいろいろ地域の自治会の会計もしていただいたりとか、そういったふうにして、すごく力をかしていただいております。そのようにして、やっぱり地域が活性化していくと。その要因にもなっていると思えます。

そういうことからして、ただ市としては、自分たち、市のほうが先に、もちろん先頭切つて推奨していかなきゃなりません、これももう少し掘り下げて、やはり背景には、その地域の活性化につながるんだということを前提に置いて、地域の方々の力もかりながら進めていく。すなわち地域の方々といえますのは、やはりそこには親戚もおりますでしょう。同窓生もおりますでしょう。そういったやはりそのおうちの戸主に近い方々、そういう人たちのやっぱり力もおかりしながら、市が取り組もうとするこの空き家対策に臨んでいくということは非常に大事なことでなかろうかと思えます。

その見解について、担当課長の説明をお願いしたいと思います。御意見を聞かせてください。

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

空き家対策につきましては、議員がお話しされたとおり、地域の活性化を図る上で重要な取組みであると考えております。

本市の居住可能な空き家件数につきましては、目視による外観調査であります、三百四十二件でございます。調査後に所有者へアンケート調査を実施したところ、貸してもよいと回答した物件が二十九件となっております。

このように、空き家はあるが貸してもらえないなどの話をよくお聞きいたします。

貸したがない理由といたしましては、家財が残っているからとか、家族や親戚が帰ってきたときに使用するからとか、知り合いで

ないと貸さないなど、さまざまでございます。

市といたしましたも、住宅確保については、貸しやすく借りやすい環境づくりを研究しながら、区長や自治会長、そして今、議員のほうからおっしゃいましたけど、地域の方々のお力をおかりしてですね、一緒になって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 課長は、これはやはり今お答えしましたように、借りやすい環境をつくっていききたいという御回答をいただいております。

非常にこの希望者も多いということになりますが、今、貸したがない原因等について、本市の場合のケースを今説明いただきました。

これを解消するためには、いろんな他の市町村、私どもが総務文教委員会の中で申しました豊後高田市の取組みなんかは規模が大分違います。それ相当というわけにもいきません。しかし、そのような情報を収集しながら、やはり類似した町、取組みが、西之表もこれならできるんじゃないかなと思うこと、そういったこと等のやっぱり資料、情報、そういったものを寄せ集めながらですね、やっぱり西之表流の、種子島ならではの取組方、そういったものをやっぱり検討しながら対応していただいてほしいなど、このように要望するところがあります。

それでは次に移ります。質問二番目にあります観光スポット周辺

の整備の実施を目指してであります。

質問のタイトルである観光スポットと、太々とう出したような感じですが、これは地域で称賛できる貴重な資源である環境のことと、こういったふうにしてお考えいただきたいながら、そのようにして解釈していただきながら、質問をさせていただきたいと思うのですが、地域には多くの埋もれた貴重な物的資源や、人を含む社会的資源があります。それらを有効に活用して、さらなる地域振興につなげるために、壮健な若年高齢者の社会活動への積極的な参加を求めるものであります。

若年高齢者とは、大体六十五歳から七十歳前後の方々のことを指して言うわけですが、この若年高齢者の方々は、終戦後お生まれの方々にあります。全国的に人口の最も多い年齢層であります。地域発展においても、中核的な役割を担ってこられました。

そこで、この方々を地域おこしの伝承者として、豊富な経験を生かし、社会活動への積極的な参加を願い、その推進体系の展開を図れないものかと思いを求めます。

○地域支援課長（上妻誠一君） 御説明いたします。

議員が言われます六十五歳から七十五歳前後の方々につきましてはですね、その方々が社会参加をしていただくことによりましてですね、地域において、この方たちの役割というのは重要であると思っております。

この方々は、幼少のころから地域の資源や芸能文化に触れてきて

おり、地域活動を通して、現在眠っている地域資源や文化の再発見につながり、また、若い世代に受け継がれ、地域の財産になるものと考えております。

このようなことから、市としましても、この方々が地域活動に積極的に参加していただくことにはどのようなことが必要か、区長や自治会長等と意見等を重ねながら、意見交換を重ねながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 最近、テレビで放映がありました。東日本の大震災に遭われました福島県の大熊町、ここのがちよつと放映があったわけですが、ここは帰還困難地域であります。

この地域には、地域に精通している人、御年配の方々が昔から伝えられてきたその地域の危険箇所、危ないところ、そして、生活用水という、ものすごく大事だと、湧水のある場所、そうしたのをよく御存じです。

よって、役場の職員も一緒になって、そういった方々に、いざ大雨のときはどうなるか、ここに行くんだよ、ここが先なんだよと教えていただいている光景をテレビの前で見たりすることがあります。

そのようにして、最近の若年高齢者のお話でも、一連重複することとはありますが、そのようにして、やっぱり地域にある、地域に住んでいる人たち、その持ち物、貴重な体験、そういったものをフル

に生かして、やはりいくということが、これから先の行政の運営の仕方でものすごく大切なことではなからうかと、そのように思うところがあります。

全くやはり今の、知っているかと思えます、市の職員にあっても、若年高齢者の私たち、やはりこの幼少時代、水もなく、湧水を頼りとした生活用水、皆、入れ、担いで、かめに水をくんでいく。井戸水ができたのが昭和三十年代ですから、そういったやっぱり生活の中から、日本国民が一緒になって、この経済大国というものをつくり上げていくわけです。

そこには歴史があります。苦難の中をやっぱりたき上げてきて、この世界に通用する日本という国、そして種子島という、こういった形、経済大国はでき上がったわけでございます。

そういうことから、今後も、やはりこういったやはり若年高齢者の活用、そしてそこに耳を傾けながら、それを我がこととして捉え、現代であればどういったふうな対応に持つていくのか、それを現代と過去とミックスしながら先を読んでいくと、見つめてみるということも非常に大事なことじゃなからうかと。

こういった機会であります。非常に特に市の財政とか、そういうのも非常に厳しい、厳しいと、そこばかり言ってんじゃないか、ならばどうすればいいのかと。やはりそういったふうな考え方で行政も、また地域の方々も、やっぱり取り組んでいくと、またすばらしい、やはり西之表のケースがなされていくんじゃないかと、そう

いったことに期待しながら、次の質問に移りたいと思います。

今年は、明治維新百五十年を迎えます。大河ドラマ西郷どんの放映を初め、県下でも多くの市町村で独自のさまざまな催しが計画されているようです。

本市でも、唯一種子島で西南の役にかかわる玉川招魂碑が東町公民館の前に建立されています。

この碑文には、明治十年、西郷隆盛が鹿児島私学生を率いて新政府と戦った西南の役に、西郷を慕って種子島からも多数参加したとあります。

当時、種子島には、鹿児島私学校の分校に当たる種子島私学校があり、全島より有志が多数参加し、西郷の教えを受けていたと。

ところが、西郷が政府に意見を述べようと兵を率いて上京することになると、種子島私学生もお供することを願い、西郷差し回しの県の軍艦で三百八十六人が鹿児島に向かったとあります。

しかし、西郷の上京を反乱と見た政府は、熊本で西郷軍を迎え討った。激しい戦いで西郷軍は敗れ、種子島私学校生も多数戦死、またはばらばらになり島に逃げ帰ったと言われています。

この招魂碑は、この当時の戦死者百八名のみたまを祭っているもので、生存者の人たちにより、明治十三年二月に玉川のほとりに建てられて、春、夏、秋の三回の慰霊祭が行われてきたとあります。

その後、昭和五年より全部の祭りを東町町内会が引き継ぎ、現在に至っていると記してあります。

これらの功績など、後世に広く伝え、伝承していく必要があります。これらの件については、予算化もなされておりますが、どのように取り組まれているものか、その具体的な取組みについて伺いたします。

〔社会教育課長 松下成悟君〕

○社会教育課長（松下成悟君） お答えいたします。

平成三十年は、明治維新百五十年の節目の年であり、本市では、種子島の明治期における歴史文化に光を当て、明治に躍動した種子島の女性たち展、明治期種子島へ移住した人々に関する冊子作成等を行う事業を予定しています。

玉川招魂につきましては、ふるさと歴史散歩看板の設置や十二月に鉄砲館に新設した看板の中でこの日を紹介し、貴重な歴史を後世に受け継ぐよう努めているところでございます。

今後とも、地域の伝統文化の鑑賞や公開の場の提供に努めながら、特に子どもたちへの関心を高めるとともに、地域の高齢者からの経験等もお聞きしながら、歴史文化の継承を図りたく考えております。以上です。

○九番（鮫島市憲君） 次の質問に移ります。

政府の米生産調整についてお伺いいたします。

政府の米生産調整の方針転換への対応についてであります。

我が国の主幹作物である米の生産調整は古く、政府は昭和四十四年に稲作転換対策事業すなわち四十四稲転という言葉が使われまし

た。ここに始まって、水田相互利用対策、また水田利用再編対策と、そして現在の経営所得安定対策と、交付金事業は半世紀にわたってこの対策に国は多額の予算を投じて進めてきたところであります。

振り返れば、この水田利用再編対策にあつては、水田を、米を植えなければそれで奨励金をもらうというのは稲作転換と、四十四年ごろからの政策であります。水田利用再編は、何かをつくって再び水田を見直そうという政策でありました。

そういうことからして、それがために、皆さんで語り合いをする場所も要る、水田所有者が集まって話し合いをしながら、半分するか、自分も半分すると言いながらやってくる。このときの減反の面積というのが、全国共通して、過去にやってきた減反面積の三倍に相当する面積を転作しなさいという、非常に厳しい割り当てがありました。

この時期は、ちょうど安城田浦、現和田浦が圃場整備を完了して、さあ、これから機械化農業であるよというやさきの生産調整。そのまた面積の大幅な上積みのでられた配分を受けた、この時期でありました。

当時の技連会の方々が非常に苦慮しまして、そのノルマを達成しなかりやならんということで、やはり夜も推進に走った、そういったこともよく伺っております。

また一方では、地域にあつては、自治公民館が相当に老朽化して、ほとんどが木造でしたから、なかなか建て替えようにしても、そこ

には大きな事業もない。そういった中に、この水田利用再編という、この語り合いの場をつくるための施設、それが広報研修施設という名のもとに建設が認められ、国が二分の一を助成してやったのが庄司浦の公民館であり、当時は広報研修施設という正式名なんです。今年川、二本松と、この事業の恩恵を受けているのも確かであります。

そういうことから、この三月二日ですね、発行の全国農業新聞に、ちよつと記事を見たわけですが、この新聞の報道によりますと、戦略的水田農業と題して、近年、米の国内需要が減少の一途をたどる中で、海外市場への活路を求めて米の輸出に取り組む生産者、J Aが増えてきたと。このことを踏まえ、農水省もこの動きを後押しするプロジェクトを立ち上げるなど、国を挙げて輸出体制の整備に乗り出している。

政府は、今後の米生産化への方向転換が示されておりますが、本市の米販売農家は、少ないわけではあります。区画整備完了地区については、重要なことでもあります。

政府見解を当局はどのように捉えているか、見解を求めます。

〔農林水産課長 園田博己君〕

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

政府の方針転換によりまして、農業者が主体となり、経営判断、販売戦略に基づいた水田のフル活用に取り組み、経営への自由度が拡大されることとなります。

これによりまして、平成三十年度からは米の生産調整が廃止されますが、今後も、生産動向、需給見通しに基づく生産量の目安を示していきます。

また、米の生産調整が廃止されることで米の直接支払交付金も廃止されます。

しかし、さとうきび、青果用さつまいもを初め、飼料用作物、WCS用稲などに転作することで、水田活用の直接支払交付金が交付されることから、交付金を活用しながら、水田が耕作放棄地にならないように、水田フル活用の取組みを推進しまして、生産性の高い水田農業確立に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 非常に農家の所得も少ない中での構造改善事業に踏み切っていった経緯がございます。そういうことからしても、やはり水田には水田の役割というのがありますし、畑には畑のやっぱり果たす役割、その作物等導入もですね、いろいろあります。その機能を果たしてこそ、初めて投資効果が生まれてくるということになります。そういうところだから、なお一層のこの推進というものは、情報等をよくよく捉えた中で対応していただきたいなど、このように要望するところであります。

次の四番目の問題に移りますが、土地改良の推進及び整備完了地区の施設、設備の延命策についてであります。

本市の耕地面積は約三千二百町歩、ヘクタールですね、あります。

うち二千六百町歩が畑、田んぼは約六百町歩あります。その中で圃場整備等を必要とする耕作面積が大体八二％あると。そのうちには、やっぱり畑が約二千五百町歩、田んぼが百八十町歩あるとなっておりますが、既に整備が済んでいる畑は四五・四％で畑は半分近く進んでいる。その後、中山間整備事業によって、小規模の土地改良事業が行われております。この件数は若干伸びているとは思いますが。

水田は大体七〇％が大体整備済みだということでもあります。

そこで、本市の農地中間管理事業についてであります。これについては、積極的な取組みがなされて、県下でも高い水準にあることは、この主管課の計画的な努力によるものと高く評価するところであります。

そこで、これまでの進捗状況及び今後の対応についてお答えいただけます。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

中間管理事業の実績につきましては、地域集積を行った地域、浜脇、古田、安城、武部、大平、庄司浦、深川の七地区でございます。ここは圃場整備の完了している地域、農地を対象と行ったところでございます。

その結果、これらの七地区の集積面積は二百四十九ヘクタールで集積率五九％となっております。今後も、引き続き推進していきたく考えております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 非常に五九%といいますが、県下でも非常に高い進捗率にあるわけです。

そういうことからして、今後もやっぱりこのような形の中で、若返り農業を、そこでせっかく投資してきた畑の作場をより効果的に、より永久的に使っていけるよう、やはりそういった事業の推進を的確に地元におろして、農村に潤いを与えていただきたいなと、このように考えるとあります。

次に、圃場整備完了地区の土地改良施設・設備の老朽化に伴う延命対策についてお伺いします。

本市の特に水田の土地改良施設整備については、この水回りの問題、用水の問題ですね、等に苦慮してきておるわけです。場所によっては、いまだこの解消に至っていない地区もあります。

特に昭和四十八年度に施工している現和風本社社の東浦、同時に施工した武部浦については、毎年二月末になりますと、耕作者が掃除によって井手関作業を実施しております。

本年も、私も途中、作業の様子をうかがうことができました。その中で、用水路が増やされてはいるものの、用水堰すなわち水、大川をとめて水を上げる、そこからこうやって水田の水の行かないところを持っていくわけですが、その用水堰から、この武部地区の圃場整備完了地区は大体一キロ、そういう距離がございます。水路の距離が一キロですね。

しかも、その水路は、河川敷の管理道路と、河川の両サイドには

管理道路がついてます。管理道路よりはるかに二メートルぐらい下に水路があると。

その一キロの距離の泥上げを毎年こう行っていくわけですね。二メートルぐらい低いところから泥上げしていくわけですよ。

この圃場整備をした当時は、耕作者も、また水田の所有者にあっても、非常に若くあつて、スムーズに作業もできたこととは思いますが、現在に至っては、非常にこの泥上げ作業に非常に難儀をしております。

幸いにして、農林水産課からも担当職員にも来ていただきながら、その状況もお示したところであります。

しかも、この一キロの距離を、その泥を上げなければ水が行かない、水が来なけりや田んぼはつくれない。しかし、それをよく言えば、今日までこらえてきたなど、私自身はそう考えるとところでした。

やはりこの、あれだけすばらしい圃場整備ができたわけです。今後、いわばこの主管課としてはですね、この水路の改良、そういった問題、それとその用水池もちやうどこの四十八年となりますと、既に四十五年間を経過しております。

そういうことからして、やっぱり用水堰をとめる、あのですね、電動でやるわけですが、そういう問題にしても、非常に設備等も腐食したり老朽化し、やがては機能が利かない、稼働ができないというような状況も来るんじゃないかという、見受けしたわけでございます。

こういうことに対しての主管課の考え方を示しただきたいと思えます。

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

整備完了土地改良施設及び設備の老朽化に伴う延命対策についてという御質問でございますが、施設供用後、二十五年以上経過した各施設は、老朽化などによりまして漏水、ひび割れ、腐食、剥離、欠損等が見られ、施設の維持管理や安定した農業用水の確保に支障を来しております。

このため、施設の機能保全と安全性を確保し、市の基幹産業であります農業の振興を図るためにも、早急な対応を行うことが必要であることから、二十八年度から事業着手しております基幹水利施設ストックマネジメントで老朽化施設の整備、改修、更新を行い、施設の延命対策を講じているところでございます。

なお、議員が御指摘いたしました現和浦につきましても、先ほどの説明じゃございませんが、水田転作によりまして、水稲から他作物に転換しておりますので、用水量の変化がありまして、用水量が確保できないという実情がございますので、その対応につきましては、先般、市長を初め種子島管内の一市二町ですすね、上部団体への整備の早期実施についての要望をしたところでございます。

また、その快適な老朽化対策、また泥上げ等につきましては、各地域で多面的機能支払交付金で活用していただきたいと、その水田につきましては、協定農用地になっておりますので、交付金の活

用が可能でございますので、地域としても、簡易な補修等については実施していただければなと思っております。

以上でございます。

○九番（鮫島市憲君） 非常にこの水田の多面的機能のこの事業が、三十六の組織ができて、非常に高額な交付金をいただきながら、各集落の農道を、農地のやっばり維持管理には非常に役立てておりますし、農家の負担も軽くて自治会運営もスムーズに行っていることには、非常に感謝申し上げます。

ただ、場所によっては、この地区は特にでございますけれども、ここには、浅川集落、武部、西俣、田之脇、この四つの集落の方々が水田を持っているちゅうことになります。

ところが、多面的機能交付金は、それぞれの地域にあることですから、地域が管轄して、かねて共同作業、草払いをしたりすると範囲から外れて、この水田は水田の、それぞれの水利組合といいますか、堰の組合、そういったところが一緒になって運営をしてきたと、今までも。

そいで聞いてみますと、この組織も、もう大体貯金も五万円ぐらいしかない。重機をリースして、大体二万五千円かな。また千円ずつ出しかなど。そういったふうに負担をしながら、そいでこの多面的機能の組織のこの範囲に入っていない、ちょうど円を描くと外れる分にはですすね、そういった地区になっているようです。そういうことからして非常にこう農家の負担、そしてしかも農家の方々は

非常に年をとってきております。若い方々でも、やっぱり先ほどか  
ら言いますように、六十五歳を超えております。

そういうことからして、やはりこういったところには施設、設備  
の再検討をですね、していただきながら、やはり有効な、やっぱり  
水田の活用が図られるよう願うところであります。

最後になります。市長のお考えもいただきたいと思いますが、今  
後の土地基盤整備の推進についてであります。

昨日、TBS系の南日本放送ですけれども、空から見た日本とい  
う午後九時からの放送の中で鹿児島、種子島が放映されております。  
やっぱり鳥瞰的にですね、空から見た種子島、飛行機をこう見ると  
きに南種子町、中種子町、やはり農地がきれいに浮かび上がって  
くるわけですね。海も両サイドあるが、その真ん中に農地がぱつと  
北に向いて走っている。

そこでやはり、南種子町になりますと、平山とか水田の圃場整備  
はなされております。それで門倉岬にある作場も、これきれいに圃  
場整備がなされて、中種子町は最初から早く完了しているわけです  
が、そして西之表市に着きます。

西之表市には、まだまだ用地があります。さつき示しましたよう  
に、やはり圃場整備、可能な面積はたくさんあるということです。

今、私はここで、非常にさとうきびも非常に厳しい、高齢者が進  
んでいる、こうした現状の中であえてそこで土地改良事業、土地基  
盤整備を進めなさいとは申しません。

ただ危惧するのは、このままの状態が高齢化は進む、土地条件、  
畑の条件は悪い。今、農業委員会が一生懸命やっている遊休農地の  
解消、耕作放棄地の解消と。旗を上げてやっていますが、動くのは  
人間であります。使うのも人間であります。非常に条件の整ってな  
いところは非常に借りたがらない傾向もあります。

こういうことを考えますと、やはりこういった、私たちはこの遊  
休農地、耕作放棄地のやはり抑制に努めていかなきゃならないわけ  
でございますけれども、先をやっぱり見据えて、いつかやっぱりそ  
ういったときは来ると。この島は農業で立っていく島なんだと。考  
えましても、種子島でも最高峰二百八十メートル弱ということです  
から、非常に本土にしますと、ちよつとした丘にしか該当しません。  
ですから、やはりこうこれから先は、先ではやらないかと。そ  
して面積にしても、そこに二十アール、三十アールじゃなくて、こ  
れから先はやはり一ヘクタール、二ヘクタールの広大なやっぱり農  
地を、作地整備し、機械化がやっぱり有効に活用される、そういつ  
た土地改良の方法というものを仕組んでいこうと思うんです。

市長にお伺いしますが、この農業基盤整備についての市長の見解  
を求めて私の質問を締めたいと思います。お願いいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御指摘のその種子島の上空から見た映像は、私も拝見いたし  
ました。

特に東海岸、西之表市の東海岸は古くから穀倉地帯として耕作を続けて、先輩方が耕作を続けてきたところでもあります。

そうした中で国の政策が増反であったり、また今回の水田をまた用途を変えるというような政策の転換で、農家の皆さん方が非常に世代を超えて苦労されていると。そういう状況も議員御指摘のとおりでありまして、そうした状況の中でやはり農業は、種子島の、本市の基幹産業でありますので、基盤整備費につきましては、大規模農地の利点も、それは追求しながら、また耕作放棄地が増えておりますところは小規模農家の利用ということも考えながら、両面の体制で中間管理事業も活用しながらですね、やっていかなければならないと考えております。

また、本日の議員の質問を最初から伺っておりますと、高校生の若い人たちの島にとどまるようにやらなければいけないということ、それから空き家対策については、定住のためにいろいろ考えるところのこと、そして、観光スポットのお話の中で、若年高齢者というお話がありましたけれども、玉川招魂碑につきましては、私も常日ごろ気になっておりまして、「市政の窓」で少し紹介したことがございますけれども、やはり昭和三十年代を知る、私もちよつと若目ですけれども、その世代と非常に共通した共有する記憶ですとか思いというものがございまして、議員のおっしゃる農地の基盤整備あるいは市街地の商工政策の効用、推進ですか、それもあわせて全体的に考えていかなければならないと思います。

そういう中で、おっしゃるように、基幹産業の農業については今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○九番（鮫島市憲君） 非常に市長の力で、こう農業における、土地改良事業も含めてですね、御意見を賜りました。そのように力を入れていただきたいと思えます。

やはりこの私も島に住んで、本当、この島ほどよか島はかななど。私ばかりじゃないと思います。それで、そこには、人、物、そういったもの、非常に貴重なものが隠されているというより埋もれている。それをもう少し掘り起こして、それを私たちにとってやっぱり宝なんだと、財産なんだと、資源なんだと、そのように捉えていくと、まだまだすばらしい島になっていくんじゃないか、そして人の知恵もどんどん出ていくんじゃないかということを期待しながら、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時ごろより再開いたします。

午前十時四十五分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
一般質問を続行いたします。

次は、川村孝則君の発言を許可いたします。

〔六番 川村孝則君登壇〕

○六番（川村孝則君） 通告順に従い一般質問をいたします。

まず介護保険制度の充実についてであります。

本議会に第七期介護保険事業計画等が上程をされ、私も一読をさせていただきました。

本市は、近年人口減少傾向にあり、高齢化率も増加の一途をたどっており、高齢化率は昨年九月末現在で三五・八％となり、およそ本市人口の三人に一人が六十五歳以上という状態であります。

こうした中で、介護保険事業を取り巻く環境は、要介護認定者の介護保険給付費の増大等で事業の運営が厳しい状況にあります。現在、介護保険法の改正により、地域支援事業が創設をされ、地域包括支援センターを中心に介護予防の推進が図ってきていることは承知をしているところでもあります。今後ますます高齢化率が増高する中で、介護保険事業の重要性も増してくるといふふうに考えるところ です。

そこで、要支援一、二のデイサービスの市町村への移行についてであります。業務は順調にいつているのか、検証は行っていますかという質問であります。

国は、当初、要支援一から要介護二まで市町村への移行を議論しているとの話を聞いたことがありますけれども、要介護一、二の市町村への移行は自治体の反対が強くて、その結果、要支援一、二の

市町村への移行が先行した形で行われたというふうに私は理解をしているところ です。

こうした中で、要支援一、二の訪問介護やデイサービス事業は、保険給付から外れ、総合事業として市町村が提供することになり、本市は他自治体よりも先行して、平成二十七年四月から取組みを進めているというふうに理解をしております。

国から移管されたこの業務を、小規模自治体である本市としては、十分な事業展開ができてくるのか、三年ほどたちますけれども、そのような観点から、業務の現況及び検証をしているかというふうな点をまずは伺いたいというふうに思います。

以下の質問は質問者席より行います。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

平成二十七年から介護予防日常生活支援総合事業を導入しまして、要支援一、二の方、及び認定を受けていない方でも、専用の調査事項の要件に当てはまれば介護予防サービスを受けられることとなり ました。

このサービスは、市独自でサービスを決めることができるというのが特徴でもあるところでございます。

これまで予防給付のサービスで実施していたデイサービスに加え、新たに市内の事業所ごとの特性を生かしたミニデイサービス、通所型Aサービスでございますけれども、それと三カ月から六カ月

の短期集中型のリハビリを目的とした通所型Cサービス、及び従前の予防給付における訪問型サービスといった体系で実施をしてきております。

サービスまでの流れにつきましては、窓口等で相談があった際に本人の状況を確認し、戸別訪問、聞き取り等で、本人の状況や希望を把握した上で、本人の状況に応じたサービス内容を提案し、サービスにつなげているところでございます。

サービスの利用につきましては、通所Aが毎月百名前後、通所Cが毎月十五名前後での利用となっており、昨年度から同程度の利用人数で推移してきております。業務自体は特に大きな問題もなく順調に來ていると判断しております。

現在、これらの通所A、Cサービスの希望がある場合は、円滑にサービスにつなげられるというような状態にあると思います。急激に利用者が増えるというような見込みもなく、しばらくこの状態が続くのではないかと見通してございます。

サービスの効果についての検証でございますけれども、本年度はまだ実績が出ておりませんので、平成二十八年までの実績でお示したいと思っております。総合事業のサービスを利用して、平成二十七年四月の事業開始時から介護度が軽くなった方、つまり改善したと見られる方が三二・四％、維持が二二・四％、合計で五四・八％であるのに対し、サービス未利用の方は、維持、改善が三四・四八％にとどまっており、逆に介護度が重くなった方は六〇・九％

というようなことになっております。

このように、何らかのサービスを受けている方のほうが、サービスを利用してない方よりも、明らかに維持、改善が図られると判断をしているところでございます。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 担当課長から今、説明を受けましたけれども、この市町村が提供する今のこの地域支援事業を利用している、そういった方々は、体が改善の方向に向かっているというふうな説明であったかと思えます。

で、一つ担当課長に伺いたいですけれども、事業所の方々この運営をしていると思うんですけれども、その事業所からは、この間、地域支援事業になって、事業所からは、この間、何かその支障ちゆうか運営に関する要望なり支障なり、そういう声は何も届いていないというふうに理解してよろしいですか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

事業所からの市へ届いている声でございますけれども、元はそのサービス、その通所型のサービスとかにもっとつなげてほしいと、運営上、そういった、つなげられないかというような要望は受けたこととあるところでございます。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 事業所からもそういった要望はあるようですね、そういった点をですね、今後、行政としてどのような

生かしていくかというのですね、一つの課題として捉えてもいいんじゃないかなというふうに思います。

それとですね、今度はこちらと市長に伺いたいんですけども、私が先ほど冒頭に申し上げましたが、国が当初、要支援から要介護二までのことを、件を、市町村に移行というふうな話を議論していた経過があると。で、今現在、その要介護一、二のこのサービスの関係も、市町村への移行を議論しているというふうな動きがあるようであります。

で、昨年の八月にですね、報道によれば、共同通信社が全国の自治体にアンケート調査を行った結果、千五百六十二の自治体が協力をいただいで、その中で六三・七%が、その要介護一、二まで市町村へ移行することは反対だというふうな、そういった結果が出ています。

で、その反対の理由が、まずもって現在の要支援一、二の事業の検証が先じゃないかというふうな回答の中身であります。

で、これを鹿児島県内に置き替えて、鹿児島県内でも調査をしているようですけれども、三十六の市町村が調査に回答をして、二十の市町村が反対というふうな表明をしているようです。で、残りの、どちらとも言えないというのが十五市町村で、賛成が一町というふうなことであります。

で、反対を表明している自治体の多くは、運営に苦勞しているというふうな内容であります。

で、運営が順調にいつているところは、従来のサービス事業者がスムーズに指定を受けてくれたというふうに回答しているということです。

で、先ほどの私の質問は、そういう意味で、本市の現況を確認したのはですね、やはり国が厳しい介護保険財政を勘案してですね、保険給付を抑制するためにいろんなこのサービスを国から市町村へ移行しようとする動きが見えるわけです。

で、この問題については、国がそういう要介護一、二まで市町村へ移行する議論をしているというふうな状況であれば、自治体としては、やはりそこまでは今の現状をしっかりと検証をしながら、今後の課題をですね、やっぱり国に対しても言うべきところは言ったほうが、要望、要請をするべきじゃないかなというふうに思うんですが、そういう意味で市長の現段階のこの市町村の、その要支援一、二の事業の検証を踏まえて、今、国がこういうふうな動きがありますよということを私が先ほど言いましたけれども、そういう点で鹿児島県内の他の市町村の動きと照らし合わせてですね、西之表市の長として、こういった保険事業に、介護保険事業に対して、どのような認識で今後この要介護一、二の問題については臨むのか、その点、今の基本的な見解を少しお伺いをしたいというふうに思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 介護の問題につきましては、やはりそのサービスを受ける方々の状態に応じて、適正なサービスを提供すると

いうことが肝要であると思います。

御質問の要介護一、二の方々のデイサービスの、市町村への移行についての御質問でありますけれども、この点については、全国市長会におきましても、現行の介護予防、それから日常生活支援総合事業の実施状況を検証して慎重に行うことと提言をしているところであります。

制度改正が直接その高齢者の生活環境の悪化につながることはないように、今後とも要望を続けてまいりたいと考えております。

○六番（川村孝則君） ぜひ市長としてもですね、今おっしゃったような認識で、この問題については、対応方をお願いしたいというふうに思います。

で、二番目のこの質問ですけれども、認知症施策における二十四時間対応型のサービス事業について、現況と今後の課題ということであります。

で、認知症、この施策においても、今回の第七期のこの介護保険事業計画にも、その取組みが盛り込まれているということは理解をしております。

で、今回提案した二十四時間対応型のサービス事業については、今後、本市の認知症の高齢者と思われる方々の人数等、勘案したときに、近い将来、このサービスも必要になってくるのではないかなというふうに思う次第です。

認知症予防の取組みも、実際、今現在行われておりますけれども、

一方、認知症と言われる方々の年齢が、今後、高齢化するにつれ、また、認知症の対象者が増えていく中では、さまざまなこの支援体制の充実、強化が必要になってくるのではないかとということでもあります。

で、そういう中において、今現在、担当課としてはどのような、事業計画も策定を今して、提案をしておりますけれども、現況と課題、今後の計画をですね、かいつまんでも結構ですけれども、答弁方をお願いしたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） お答えします。

認知症につきましてですけれども、本市の認知症の現状から紹介いたしますと、平成二十九年十二月末現在で認知症高齢者が七百八人で高齢者の一二・九％が認知症という数字が出ているところでございます。

ただし、その数値は、あくまでも要介護要支援認定者のみの統計ですので、認定を受けていない潜在的な認知症高齢者を考慮しますと、さらに多いというようなことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、本市では、正しい認知症に対する理解の普及と認知症の方、認知症が疑われる方に対する早期介入の観点から事業を展開しているところでございます。

御質問のその二十四時間対応型サービスについてでございますが、介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの施設サービス、グループホームなどの居住系のサービスにおいては、各事業所において、

二十四時間、適切なサービスが提供されていると思うところでございますが、訪問系のサービスにつきましては、事業者において、緊急時の二十四時間体制をとってはおりますが、二十四時間の中で定期的に訪問を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、夜間に定期的訪問を行う夜間対応型訪問介護を実施している事業者は、市内にはないところでございます。

第七期介護保険事業計画を策定するに当たり、市内事業者に今後の意向調査を行ったところですが、新たなサービス開始を計画している事業者はなかったところでございます。

今後、サービスのニーズ等の把握に努め、必要に応じて適切なサービス提供につなげられるような対応をとっていかなければと考えるところでございます。

また、認知症対策としましては、近隣住民や消防等の御理解をいただきながら、より充実した認知症高齢者の見守りネットワークの構築にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 今、報告がございましたように、施設等で入所されている、そういった方々は、二十四時間体制というか対応というのはでき得る状況で、環境でありますけれども、そういった居宅といえますか、自宅で介護されている方は、まあ介護を受けていない方でもそういった症状といえますか、ある方については、今、課長から説明があったように、市内の事業者においては、二十四時

間ずっとそういう体制ができるかという点、夜間等ではそういった体制にはないというふうな、そういった説明でありました。

で、私がこの問題を取り上げたのは、やはり今後はこういうサービスもやはり必要になってくるのではないかなというふうな、そういった考えを持ったわけであります。

地域においては、集落においては、それぞれやはり地域の見守りというふうなことも確かにありますけれども、家族がいる家と昼間はない家、また、場合によっては夜いない家等々、いろんな家庭の状況が、環境がありますので、そういった中で、こういう認知症の症状をもし持つておられる、そういった家庭があるときに、場合によっては、そういう夜間の徘徊等を含めてですね、いろんな事故というか、そういった部分にもつながる要素が、要因がそこにあるということでありますので、行政としては、そこら辺のサービスの提供については、やっぱり今後、一つの課題として、いろんな関係、事業所も含めてですけども、いろんな意見聴取を含めてですね、やはり今後対応するべきじゃないかと、充実をしたですね、サービス提供ができるようなことを今後考えていただきたいというふうに思っています。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

介護の問題は、高齢化社会の進展とともに非常に重要性が増しているところでありますが、基本的には、認知症の方のことが中心で

ありましようけれども、やはり家族というところが第一義、家族、家庭が一番だと思います。そしてまた、その次に地域、そして、それを両方支えるのが行政ないしは民間のもありますけれども、そういう段階的な支える体制、ネットワークというのが必要になってくると思います。

行政がより介入といいますか、そういうことが必要な時代が、状況が生まれるかもしれないけれども、状況、関係者と相談というか、知恵を出してもらいながら、今後、よりよい方向を目指していきたいと考えております。

○六番（川村孝則君） 市長にですね、お願いしたいのは、一応、この認知症の問題は、課題といえますか、今後、将来はとにかく高齢化もどんだん上がっていく中で、やはり市民みんながですね、そういう方々の対応というか、そういうのはもちろん今後考えていくことでしょうし、行政としても、この問題についてはやっぱり今後の一つの大きな課題だということはですね、ぜひ捉えていただいて、その対策をですね、やっぱり今後は検討していく重要な課題だということだけはですね、ぜひ認識をしていただきたいということであります。

次に移ります。

安納にも続く新たな品目、特産品と書いています。新たな品目というのは、これ、すみません、農産物のことでありますので、農産物の開発についてでありますけれども、今回のこの一般質問で

すね、ほかの他の同僚議員の方々が、多くの方々が、そのさとうきびの関係をいろいろと質問をしておりました。

確かに今回は本当に記録的な、さとうきびが不作になりまして、そういったことを心配して、その対策を市長にもお願いを、要請をしているということでありまして、当然、基幹作物であるさとうきびについては、農家の生産意欲をですね、失わせないようにあらゆる対策を講じることは当然のことだと私も思います。

で、そうした中で、私は、今回、基幹作物であるさとうきびやでん粉いも等、天候で多少なり、天候で左右されるといいますか、所得が減少になった場合に、ほかにも何か、この市場性の高い作物の、農産物の開発を検討すべきでないのかなと思つた次第で、今回、この問題を取り上げさせていただきました。

昨年の六月議会で市長は、施政方針にも、安納にも続く新たな農産物の開発というふうな形でうたっております、質疑も、質疑に対する答弁も、私も議事録を確認させていただきましたけれども、そういう中で、昨年、六月議会以降、今日に至るまで、この問題は今どのような状態にあるのかと。そして、もし何か、やはりこう、難しい問題があるということであれば、そういった課題もぜひ御紹介をいただきたいと思えます。

担当課長で。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えいたします。

特産品とは、地域のみで生産される品目で、地域を代表しまして気候風土を生かした品目でございます。

新たな品目に向けては、種子島で一体となってブランド化に取り組んでいます。スナップエンドウやレザリーリーフファンを想定しているところがございます。

両品目とも、生産者の高齢化による生産面積の伸びが鈍化するとともに、複合経営の中、労働競争による管理作業の遅れ、また病害虫、議員御指摘の気象災害等の被害も多く、収量や所得に格差がある状況でございます。

今後より一層、生産者組織との連携を強化しつつ、栽培技術向上に努め、担い手農家の育成、高齢化への対応、また、新規就農者の確保育成など、産地体制の強化を図ってまいりたいと思っております。

また、新規導入品目につきましては、生産意欲の向上のための、やっぱり収益性の確保が必要じゃなからうかと考えております。

それと、さとうきび、安納いもなど、基幹作物の輪作体系、並びに栽培技術の確立等が、課題があります。生産者からの相談、また生産者の経営とのマッチングが重要じゃなからうかと考えておりますので、関係機関とともに慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 今、担当課長からいろいろと説明いただき

ましたけれども、総じてですね、課長、そういう意味では、この問題は、まだ結構時間のかかる問題だと、そういうふうにとめてよろしいんでしょうか。

まだ、すぐすぐ、その来年、再来年、これでやりましょうというふうに農家にこの説明できるような状態ではないと、まだもう少し時間がかかる問題だというふうに受けとめていいんでしょうか。その辺をお伺いします。

○農林水産課長（園田博己君） 先ほど申し上げましたスナップエンドウにつきましてはですね、生産者と一体となつてと、連携を強化してと申し上げましたが、スナップエンドウにつきましては十八年度にですね、生産振興大会を開きまして、鹿児島ブランド取得に向けての大会を行ったところでございます。

また、レザリーリーフファンも同様でございます。本年度、研修会等で本市のレザリーリーフファンについては、単収がやはり低いところと、技術習得のための研修会、振興大会を開催したところでございます。

また、新規導入につきましては、議員御指摘のとおりでして、収益性の確保、それから各農家との経緯のマッチングが重要でございますので、そういうところをしっかりと研究してからの導入にならうかと思っております。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 今、課長から説明をいただきましたけれども、

スナツプエンドウなり、レザリーフファン等々、そういった部分の作物をですね、中心に今後やって、やっている状況でもありませんし、今後もそういった部分で農家の方々にも説明をして、生産意欲を出していただくような状況をつくっていくということでもあります。市長にも確認です、今の件についてですね。

昨年の施政方針にも出しておりましたので、市長としても、安納いもに続く新たな農産物は、このスナツプエンドウとかレザリーフファンを中心にして進めていくというふうな受けとめてよろしいですか。見解を伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

基本的には議員御指摘のとおりであると思います。

この特産品というか、収益性の高い作物の追求につきましては、継続的に農家の皆さんとも連絡をとりながら、御意見を伺いながら、今後とも続けていきたいと考えております。

○六番（川村孝則君） ぜひですね、そのような形でですね、進めていただきたいと。

とにかく、今、将来的に農家がどんどん高齢化をしていく中では、せんだって、その課長の説明もありましたけれども、畑地の農地の維持、そういった部分で、そのさとうきび自体をもうやめるとか、今の状態の面積でもう十分だとか、いろんな意味のいろんな調査の報告がありましたけれども、将来的に見て、やはり農家の方々が、こういう作物をつくれれば安納いもと同じような形といいますか、収

益性の高い作物があるというふうな形が出てくれば、目に見えてくれば、生産意欲も湧いてくるんじゃないのかなと。

そういう部分で、課長も言いましたけれども、収益性の高いそういった農産物の研究開発というのは大事なことでありまして、その結果が、今、二つのその品目といいますか、スナツプエンドウとかレザリーフファンのそういった話が出ましたので、そういった部分は、ぜひ行政としてですね、推し進めていただきたいというふうに要望しておきます。

次に、移ります。

都市公園及び、よきの海水浴場のトイレ水洗化整備についてであります。

先日、同僚議員が、都市公園の整備については質問がありましたけれども、私の場合は、トイレに特化をしておりますね、質問したいと思っております。

都市公園についてですが、全部で八つありますけれども、二十九年度末で幾つトイレの水洗化が終わったのか、そして、今後の計画も、あわせて伺いたいというふうに思います。

それと、よきの海水浴場のトイレの水洗化ですけれども、これはですね、以前から地元の方からもいろいろと話があるんですが、以前、車椅子のハーフマラソンを行っているときに、海水浴場の駐車場が、ちょうど開閉会式の会場でもあったんですけれども、ボランティアの方々がそこに集合して、いろいろと手伝っていただいでい

るときから、トイレが汚くて使えないというふうな話がありました。

そういう形で、昨年十二月議会ですとね、同僚議員がこのよきの海水浴場の質問をしましたがけれども、そのときには、今後、どうするのか、どう考えているのかというところが、私は聞けなかったなということ、今回、再度、御質問させていただくことにしました。そういう部分で、都市公園とよきの海水浴場のトイレの関係について、それぞれ担当課長から説明をいただきたいと思えます。

〔建設課長 戸川信正君〕

○建設課長（戸川信正君） お答えいたします。

都市公園については、現在、都市公園安全安心対策事業において、社会资本整備総合交付金事業を活用しまして、計画的なトイレ水酸化を実施しているところです。

平成二十九年度は栄町公園と嘉永山公園のトイレの改築、沿路整備を行っております。したがって、六カ所については終了しているということになります。

都市公園内で水洗化されていないトイレは、新城公園、東町公園、あと市営グラウンドの一部のトイレになります。

新城公園及び市営グラウンドのトイレにつきましては、計画的に水洗化の事業を実施してまいります。また、東町公園のトイレにつきましては、老朽化のため使用禁止にしておりますが、近隣にある栄町公園のトイレを改築することから、解体する予定にしております。

以上です。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） よきの海水浴場のトイレについてお答えいたします。

このトイレにつきましては、建設から二十八年が経過しまして、また、くみ取り方式となっていることから、今後、施設の更新が必要と判断しているところでございます。

トイレ全般で申し上げますと、観光の面からは、北部地域を初め、東海岸側にも設置を望む声が多く聞かれている状況となっております、具体的な事業導入を検討し、優先度を考慮した上で施設の更新や設置を行っていきたいというふうに考えているところです。

よきの海水浴場につきましては、海水浴場としてだけではなく、交通量も多く、利用頻度も高いという認識があります。こういったことも踏まえまして、先ほどの優先度を考慮し、今後、あらゆる可能性を考慮し、効果的な事業導入を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○六番（川村孝則君） まずもって都市公園の関係ですけれども、八

つある中の六つは、もう二十九年度末で終わるということでした。で、東町公園、それから中目の新城公園、で市営グラウンドの一部。市営グラウンドの一部というのは、グラウンドの中のトイレとこういうことでよろしいんでしょうか。

○建設課長（戸川信正君） グラウンドの中に、言えば、南東側ですかいいいや、北東側ですか。北東側にちょっと古いトイレが一カ所あります。あと、南側にもありますけれども、そのうちの二カ所については整備を、水洗化をしたいと考えております。

○六番（川村孝則君） それとですね、昨年、長期振興計画が議決をされました、その中で、実施計画書も添付資料として提出されていたんですが、その実施計画書によると三十一年度、三十二年、三十三年度の三カ年で予算額を、事業費を計上してはいたんですが、そういうことでいくと、これは当然トイレだけじゃなくて、施設の整備費も入っている事業費だというふうに私も理解しておりますが、全て三十三年度までのうちに、都市公園のこのトイレ関係は全て終了というふうに理解をしてよろしいですか。

○建設課長（戸川信正君） できれば、三十三年度までには終了する予定でございます。

○六番（川村孝則君） そして、次のよきの海水浴場の関係ですけれども、担当課長も十分、私の考えといいますか、思いは受けとめていただいているようですが、最後にこれはどうしても、やっぱり市長にも確認をとっておかなければならないと思いますので、西之表市の市の指定のこの海水浴場ですから、浦田とよきのと。で、浦田は水洗トイレはありますけれども、よきにはないと。

よきのは、駐車場のトイレと、それから脱衣所、シャワー室のトイレと二カ所、それぞれトイレがあるんですが、両方とも、これ、

くみ取りですので。で、おまけによきの海水浴場は国道沿いでもありませんし、せんだって、今、能野地区は西之表市の水道事業を、工事を行っております、既に海水浴場の上の国道沿いの歩道にはですね、もう、配水管がもう布設が終わっております。

ですから、そういう部分でいくと、水洗化も別に、できればすぐできるような体制はあるんじゃないかなと思うんですが、いずれにしても、市の指定の海水浴場でありますし、で、利用する頻度もですね、やはり高いと。まあ国道沿いでもありますから。ありますので、駐車場と脱衣所と二カ所それぞれありますけれども、少なくとも駐車場のトイレだけはですね、早急にぜひ何とか事業を、水洗化の事業をですね、進めていただきたいというふうに思うんですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（八板俊輔君） トイレの整備は急務だと思っております。で、よきの海水浴場は、先ほど優先順位の話がありましたけれども、その中でも高いほうだと思っておりますので、なるべく早い時期に実現したいと考えております。

○六番（川村孝則君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。次に、移ります。ふるさと応援寄附金についてであります。

一番目に、寄附金が使われる主な事業は何か。基金は、毎年一定の残高があるのかという質問ですが、先日の本会議でこの平成三十一年度の当初予算額では、詳細説明で詳しく、そのふるさと応援基金の事業の中身は書いてはありましたけれども、ここ数年といいますが、

二十九年度までの間の重だつた事業は、何に使ってきたかというのは、どういふふうな事業があつたかということ伺いたいと思うんですが。

それと、その基金の目標残高は、目標残高と言いましたけれども、その毎年毎年基金を、ふるさと納税があつて基金が集まつて、そういう中で一定程度、単年度でこれぐらいはためておこうとか、そういった目標額があるのかないのか、その点もあわせて二点、伺いたいと思います。

「行政経営課課長補佐 下川昭代さん」

○行政経営課課長補佐（下川昭代さん） ご説明いたします。

ふるさと応援寄附金につきましては、寄附者が寄附を申し込む際に、その用途を市が示しております八種類の事業の種類から選択をしていただく仕組みとなっております。

このため、基本的には、寄附者の希望に沿つた使い道に合う事業というものを市長と協議を行いながら選定をしているところでございます。

寄附の傾向としては、子育て支援への使途を望む声が多いようですが、最も多いのは、特に使途を指定せず、お任せするという選択で、全体の約三六％ほどを占めております。

これにつきましても、市長と協議の上、その年の事業を選択しているところでございます。

これまで、主な、その基金を充当した事業ということでございま

すけれども、昨年度につきましては、子育て支援の部分では、その児童クラブの施設の改修事業であつたりとか、児童センターのフェンスの設置事業、そういったものとか、あとは福祉センターの改修事業とか、そういったところに充てられているところでございます。で、すみません、三十年年度につきましては、先ほど議員が御説明にありましたように、全部で四十八事業に一億一千六万五千円を充当しているところでございまして、三十年度も、やはり子育て支援に関する事業への充当が多くなっております。

子育て支援につきましては、子育て応援券の支給事業であるとか地域子育て支援センターの事業、そういったものに三十年度、これは三十年度ですけれども、五事業で二千九十一万一千円を充当しているところでございます。

そのほか、地元産業の育成の支援、そういった部分では、援農隊のマッチング支援事業であるとか、畜産増頭数推進支援事業、そういった部分で一千五百七十一万七千円の充当というところがございます。

以上でございます。

○議長（永田 章君） どうぞ。もう一つ。

○行政経営課課長補佐（下川昭代さん） 申しわけありません。もう一つ、お答えを忘れておりました。

その基金の目標残高の設定というところでございますけれども、寄附につきましては、全て一旦その年の基金に積立てをしましてか

ら、翌年度の事業に活用されることとなりますので、御質問にありましたが、その一定のその目標の設定というところは、現在のところいたしております。

以上でございます。

○六番（川村孝則君） 今、説明をいただきましたけれども、このふるさと応援寄附金については、当然、寄附を集める際に、寄附者の意向は尊重をして、それぞれ、その意向に沿った形で寄附金を使っているというところは理解しておりますし、で、今、説明があった中では、やはり子育て支援に使ってほしいという意見がやはり多いのかなというふうにも受けとめました。

それとあわせて、もう、どうぞ、市長の判断で使ってくださいと、使途を指定をしないというふうな寄附金も多いというふうにご受けとめた次第であります。

で、その基金の関係ですけども、私は、やっぱりその、これまで思っていたのが、毎年一定程度、やっぱりこの積立てをしていく中で、翌年度に使いたいというふうな事業に使っていいんじやないかなというのは、寄附者が、これに使ってほしいと指定をしない、そういった寄附金も、三六%ですか、あったわけですので、行政として、これを計画的に事業に、事業費に生かしていくという部分では、一定の積立てはどうなんだろう、していいんじやないかなというふうには私は思ったところなんです、その点については、市長は、この基金の取り扱い方は、今の現行のような取り

扱いで、毎年度使い切ると、一円も残さず使い切るというようなやり方と、その寄附者がこれに使ってほしいと指定をしない寄附金の取り扱いを、今後の、来年度の事業にも一定程度生かしていくために一定の額を残しておくというか、そういったやり方と、今後のごとですけれども、現状でいくのかどうなのか、そこら辺、私はそういった提案を今しましたけれども、市長に、市長自身は今のようにご考えていらっしゃいますか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

何分に最終的にどれぐらい集まるかわからないといった、不確定なところもありますけれども、それはそれとして、ある程度、見通しを立てて、余った場合はどうか、余るといっても、その継続的などうか、次年度のために積立てをしてはどうかという御質問だと思えますけれども、御提案の件もですね、検討に値すると思えますので、要望の寄附者の意図と要望と、それから、必要な事業と照らし合わせた上で、その点も今後検討して、研究してまいりたいと思えます。

○六番（川村孝則君） それでは、その二番目ですね、この寄附金の有効活用についてということで、本年度、三十九年度、何に重点的に考えているかということですが、予算書は既に、そういった部分で、この寄附金の使い方はいずれに予算書に書いておりますので、中身はわかるんですけども、市長にひとつ伺いたいんですが、先ほども少し申しましたけれども、寄附者の意向は当然尊重すると。

寄附者が、こういった事業に使ってくださいというふうなことは当然ありますけれども、その寄附者が指定をしていない寄附金の取り扱いについて、その毎年度、毎年度、市長はどういった事業を重点的にこの寄附金を使っていくのかというのは、その年度年度で多少状況が変わってくる部分はあるかもしれませんが、ただ市長のその指針として、例えば、その四年間の、任期中の四年間の一つの自分のこの市政として、こういったことに力を入れてやっていくというのであれば、そういった部分の寄附金の使い道もあるのかなという部分があった、私自身はそういった捉え方もしたんですが、今現在、市長はそういった寄附金の指定をしていない、使い道を指定していないこの寄附金の取り扱いは、市長はどういうふうにも有効活用しているかというふうを考えていらっしゃいますか。伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

寄附金の用途について指定していないものの、どうするかという御質問ですけれども、このように議会での皆様の御意見ですとか、あるいは各市民の皆さんの御意見とかも聞きながらですね、やっていきたいと思います。

で、またはっきりした用途を思い立つようなことがあれば、それはしっかり公表といいますか、公表をして、それに向けて寄附の増加を図るというような方法もあるかと思えますので、そういうふうに取り組んでいきたいと思えます。

○六番（川村孝則君） ぜひですね、今おっしゃったように、議会の議員の意見、市民の意見等々、いろんな意見を、そういった部分も受けながら、いろいろと自分の考える部分の予算の事業費の執行というのはあるかと思えます。

で、特に、今年度は平成三十年度の予算書を見ますと、二億円ぐらいふるさと応援寄附金はありますよね、予算。で、そのうち、その返礼品とか手数料とか、引いた残りが大体一億一千万円程度で、その中の一億一千万円程度の中の四千万円が、大体、市長が使える、使い道を指定していない寄附金が四千万円程度あるというふうには理解しております。

で、そういうお金をですね、ぜひ、こう有効に市民の生活に直結する豊かな生活になるような形ですね、使い道をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

ですから、この、その使い道を指定していない、寄附金の使い道を指定していない寄附金の扱い方、取り扱い方というのはですね、本当に慎重に考えながら使っていくべきだろうというふうに思います。

そういうことで、次の最後になりますけれども、出産祝い金についてであります。

で、昨年六月議会、新しい市長が誕生しましたので、私は、今、八板市長に昨年六月、この件について質問をさせていただきました。市長自身ですね、私は、その子育て支援は重要な課題であると

いう認識は持っていらつしやると私自身は受けとめました。

で、そういう中で、今回、これまでこの一年間ですね、医療費無償化の高校生までの拡大を実施をして、本定例会では、給食費の一部無償化として、第二子以降の無償化の予算を計上していることなどですね、子育て支援にいろいろと対策を講じてきていることは評価をしたいと思います。

で、そうした市長の考えであれば、今のこの本市の人口減少をどうこの対策を講じていくのか。そういう点においては、まず人口を増やす対策をどうするかと考えるべきだと思うんです。

そのためには、私は以前から言っておりますけれども、子供をやはりどうしても生んでもらいたい。子供を生んでもらわないと子供は増えない。ここにやっぱりどうしても尽きるんです。年少人口をいかに増やすかということだと思っんです。

ですから、今、行政は、地域支援課も中心に、その移住者対策といますか、いろんなその人口減少に歯止めの対策はですね、いろんな形でやっておりますけれども、でも、私はこの自治体の活性化というのは、やっぱり、この年少人口ですよ。子供たちの人口が増えないことには、地域の活性化というのはどうなのかと。あるのかと。ですから、子供の年少人口を増やすために何をどうすればいいのかと。そこをやっぱり突き詰めて、私は考えていくべきだといふふうに思っんです。

で、対象の子供がいるから、今、いろんな支援をですね、市長が

提案しているいろんな支援、行っておりますし、で、この対象の子供の人口がどんどん減少していけば、今いろんな支援策を子供に対する、子育てに対する支援策を行っておりますけれども、その支援策も効果が薄れていくのではないかと私は思います。

で、子供の減少はですね、これは学校の運営にもやっぱり支障が出ると私は思います。

今現在も、それぞれ大字の学校は複式学級が増えていきますよね。どんどんどんどん複式学級に拍車がかかって、いずれ五年、十年、十五年先は、閉校問題も出てくると私は思います。

ですから、子供の人口を増やすことは、私は喫緊の課題ではないのかなというふうに思っんです。

そういう状態にしないためにも、やっぱりあらゆる対策を講じていく必要があります、より手厚く、よりきめ細かなですね、子育て支援を行っていくべきではというふうに思います。

で、そういうことで、最初、私が言いたいこの問題はですね、市長も十分承知していると思っすけれども、この間、どのように市長自身は考えて検討して、今後どういうふうにしようかというふうに考えていらつしやるのか、その点について伺いたいというふうに思っんです。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

年少人口の増加を図るということ、それから、子育て世代の支援をするということ、それが本市の重要な課題だと思っております。

ついでには、次年度から、限られた財源の中で、給食費の一部無償化ということを新年度から実施するようになってきたところです。

議員の御提案のこの出産祝い金につきましても、他の自治体、南種子町、それから中種子町も同様なことをやっておりますけれども、その点も参考にしながら検討してまいりたいと、検討といいますが、その今後、それが有効かどうか、有効なことはあると思いますけれども、さまざまな方法の中で、やはり選択しながら考えてまいりたいと思います。

以上です。

○六番（川村孝則君） 隣のですね、中種子町も南種子町も、人口の違いはあれ、そして年少人口の違いはあれ、こういう制度が中種子町・南種子町は持っている、中種子町・南種子町も制度はあるということとは理解をさせていただきたいと思います。

で、ちょっと市長にですね、御存じかもしれませんが、紹介をしますけれども、本市の、これは産科婦人科医院の、要はここ最近の出生数のですね、数字ですけれども、里帰りの妊婦を除いた数字を紹介しますと、これは二十八年度ですね、二十八年度が六十六人で、二十七年が七十七人、二十六年が八十二人と。

ですから、二十六年から二十八年度は、どんどんどんどんこの出生数は減っているんです。

で、これは里帰りの妊婦の数はここに入っていないから、大体平均すると、里帰りの妊婦の数は、その生まれた子供は三十人程度、

どの年度も。ですから、百十人から九十人程度になってきているというふうな出生数の状況です。

人口も減ってきているわけですから、で、生産年齢というか、その若い夫婦の世帯の、そういった世帯もどんどん減っていけば、なおさら子供の数も減っていくというような状況であります。

で、やっぱりどうしてもですね、市長には決断をしていただきたいと私は思うんですけども、やっぱりこういった小規模の自治体では、子供の数っていうのは、やっぱり地域の活性化もつながらなくてはもちろんですけれども、これから将来のことを考えたときに、やはり次代を担っていくのは、やっぱりこれから生まれてくる子供たちですから、西之表市を。そういった子供たちの数をいかに維持して、できれば、上昇できれば一番いいんでしょうけれども、いかにこう維持していくかというのは、やっぱりこういった人口が、今の西之表市においてはどんどん減少していく状況でありますので、いかに確保するかという、その手段、手だて、対策はやっぱり真剣に考えていくべきだろうと思います。

で、そういう部分でどうしても私はこのことを主張しているんですけども、市長自体も、一定程度は、その、私の考えはですね、市長も一定程度は理解をいただいていると思いますが、ですから、私が最後に言いたいのですね、制度自体はぜひつくっていただきたいし、で、あとはその中身の問題であって、対象と、その例えばその祝い金を交付するとしたら、その対象は第何子からする

のかとか、その金額とか、それから、その財源の問題についても、先ほども応援寄附金でも触れましたけれども、やっぱり寄附者は、子育て支援に使ってくださいというのは、やっぱり西之表市の現状をやっぱりわかっている寄附者は、何としてもやっぱり子供のために、子供たちがやっぱりこう健やかに成長できるような環境は、当然学校教育もありますけれども、生まれてくる子供たちのためにも、医療も含めて、で、産みやすい環境も、育てやすい環境も、ぜひそのためにお金を使ってくださいということを、私は、寄附者はそういう思いで寄附をしているんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういった寄附者の意向も酌んでいただいて、私が今申し上げたことはですね、ぜひ前向きにこう検討いただきたいというふうに思いますが、市長、最後に結構ですが、見解を伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

子供たちの増加といますか、子供たちの声が聞こえる島、町というのは非常に活気もございますし、その点についての出産、それからそれに続く子育ての応援というのはしっかりしてまいりたいと考えております。

○六番（川村孝則君） ちょっと今、ちょっと冷たいような答弁ですね。やる気が何か全然ないような答弁に、私は。そうするとですよ、市長、今のような答弁だと、市長自体がこの、その医療費とかそういうのはもちろん給食費も含めてやっていますけれども、その

今生まれたばかりの子供たちのその家庭の環境も含めて、そういったことをいろいろと行政も手だてを考えているっちゃうか、手厚くいろんな応援をしていきますよというような気持ちで、何か余りないような、私はそういう受けとめ方をしたんですが、何か言いたいことがあれば、もう一度答弁をお願いします。

○議長（永田 章君） 申しわけありません。ただいま、正午となりましたけれども、今しばらく一般質問を続行いたします。改めて八板市長に答弁を求めます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。  
議員が懸念なさっているようなことはございません。しっかりと頑張つて若い夫婦を支える事業はしっかり展開していきたいと思っております。

それが出産祝い金という事業を新たに開始するかどうかということにつきましては、新年度から始めます給食費の無償化の実施とあわせまして、その推移を見ながら、しっかり検討を重ねてまいりたいと思えます。

○六番（川村孝則君） ぜひ、今年一年間、時間がありますので、その点は十分、給食費の現状も検証をいただいて、やっぱりそういった子育て世帯から、やっぱり感謝のありがたいというような意見が、多分、私は、今の現状を見ても出てくると思いますので、ですから、いろんな環境をですね、手厚くといいますか、でき得る限り、いろんな支援を、今の西之表市の現状だから子育てに力を入れるん

です。ですから、こういったところにいろんな予算配分をして、手厚く行政としてはやっていますよという姿勢は、ぜひ、市民にも、その市長の思いも届くと思いますので、ぜひ一年間かけて慎重に、で、慎重にといいますが、前向きに、前向きに検討をいただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で川村孝則君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

〔一四番 長野広美さん登壇〕

○一四番（長野広美さん） それでは、この三月議会最後の一般質問となります。よろしく願います。

本市の置かれている今の情勢をまず考えますと、近年、国との関係が大変大きく変わってまいりました。

国が、地方の抜本的な過疎対策として地方創生政策を掲げたのは、

平成二十六年、第二次安倍政権でした。東京の一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げるということとを目的としました。

行政運営にかかわる議会の一員として私も、この地方創生の目的は大変歓迎する一方ではありますが、国主導の地方創生にかかわる、関連する事業の中身につきましては、本市には不適切な規模のものや無駄が発生したのではないかと考えております。

加えて、地方分権の推進によって、これまで以上に業務内容や量が変化し、地方行政は、それに対して対応を強いられていると感じております。

さらに、昨年からは、有人国境離島法の関連事業も始まっております。

このように、国との関係性など、本市を取り巻く環境について大きく変化していく中であって、本市の過疎化、高齢化と、さまざまな市民ニーズに対応し、本市独自につくり上げました第六次長期振興計画に沿って成果を上げていくためには、市長のリーダーシップはこれまで以上に重要であり、市民とともに本市の将来展望を導き出すためにも、市民への説明責任が何より肝要だと考えております。

八坂市長がちょうど就任されました一年となります。今年四月から新年度が、西之表市の第六次中期振興計画等をベースに新たな行政運営がいよいよスタートすることになります。

そこで、平成三十年度に向けた市長の施政方針を伺いましたが、

私は、最重要課題として、人口減少問題、その対策、また農林水産業、行政改革の四点に絞って市長に伺いたいと思います。

最初に人口減少問題についての具体的な方針、また、目標値等についての説明を求めます。

以下は質問者席より行います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

人口減少対策と目標値についてのお尋ねであります。

国の推計によりますと、本市人口は、二〇六〇年には現在人口の半数以下となることを見込んでおります。

本市の現状を見てもみますと、十五歳から二十歳、二十までの人口構成が著しく少ない状況にあります。離島であり、就学、就労場所が限定されていることが主たる要因だと捉えております。

このため、人を育てる取組みを進める一方で、雇用の場の確保と所得の向上に力を注ぐ必要があります。

こうした課題の実現、問題解決の実現を図る上では、現在有する資源、特にこれまで培われ、受け継がれてきた歴史や文化、自然環境を特性と捉えて有効に活用し、人や物の動きを意図的に創出、つくり出していくことによる経済の活性化策を講じていくことが現実的手段になると考えております。

本議会におきまして、さまざまな御質問、御指摘をいただいておりますけれども、そのほとんどが人口減少に起因する課題を抱えて

おります。

一朝一夕に解決できるわけではございませんが、地域の中でみんなが力を合わせるような土壌づくりをつくりつつ、外部の人材やノウハウ、人の流れを地域資源に結びつけながら発展を促し、人口や経済、地域社会の課題対策を講じていく必要があるかと考えております。

対策の詳細につきましては、担当課のほうからお答えをいたします。

〔行政経営課課長補佐 下川昭代さん〕

○行政経営課課長補佐（下川昭代さん） ご説明いたします。

人口減少対策としましては、平成二十七年度に策定をいたしました西之表市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、施策横断的な取組みを進めてきておりますが、さらに平成三十年度からスタートをします第六次長期振興計画において、この総合戦略を重点プロジェクトとして位置付けております。

戦略で掲げました四つの基本目標、一つは、安定した雇用の創出、二つ目が、新しい人の流れをつくる、三つ目が、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、四つ目が、中心部と周辺の小さな拠点の連携による魅力ある地域の創出、この四つを基本の柱としまして、長期振興計画の各施策の取組みとも連携をしまして、継続的に見直しを行いながら、より戦略的に取り組んでまいりたいと思っております。

長期振興計画に定めました四つの分野、二十五の施策があります

けれども、それぞれ、さまざまな基本事業を展開して結果を出し、施策の目標達成に貢献していくことで、本市の最も大きな課題であります人口問題へも成果を残していきたいと考えています。

特に三十年度は、昨年の市民アンケートにおいても評価の低かった農業の振興であるとか、商工業の振興といった産業の振興と、あと施設更新の要望の多い、安心安全な生活環境の整備、それから、子育て世帯や女性の社会活躍等を支援する子育て支援、これに予算の配分を強めて、暮らし、仕事、人、それぞれの環境を改善していくことで市民の生活満足度を高めてまいりたいというふうを考えております。

目標としましては、総合戦略で各取り組みについては、それぞれ数値目標であるとか、KPIを設定をして取り組んでいるところでございます。

また、目標人口としましては、第六次長期振興計画でも掲げておりますとおり、長期振興計画の最終年度となる二〇二五年に一万四千八十人と設定をしまして、国の推計よりも減少率を抑制をさせ、施策横断的な取り組みを展開することにより、急激な人口減少に歯止めをかけるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 説明ありがとうございます。

市長が、この三月議会の冒頭に説明していただきました三十年度の施政方針の中よりも、今、人口減少問題に対する対策として、ト

ータルで説明していただきますと、三十年度の取り組みが以前よりもわかりやすく受けとめられました。ありがとうございます。

ここで伺いたいんですが、今、説明いただききましたように、本市の人口ビジョンにつきましては、平成二十七年から、具体的にその対策についても示されております。人口ビジョンですね。で、これは第六次の長期振興計画にも当然引き継がれておりますが、今いただいた、さまざまな具体策がですね、当然、それは大きな流れとして、人口対策に流れていくものですので、いろんな形でそれは寄与していくものですが、一方でまた、市民にとっては、人口問題といえますと、今現在、西之表市の人口が何人になっているかというのは、実は非常に容易にわかります。私は、今現在、例えばホームページでも、「市政の窓」でも、西之表市の人口の状態についてはわかります。

ところが、西之表市が取り組んでいる、今、具体的な、さまざまな施策の結果については、実はなかなか見えてまいりません。

そこで、私がここで市長にリーダーシップを発揮していただきたいと考えておりますのは、この人口対策につきましては、人口ビジョンが示されましたので、その結果がですね、平成二十八年十月には効果検証報告というものが出されておりました、で、その取り組みの状況についても説明がありますが、その後の経過説明というのは今のところ示されておりません。

ですので、非常に大事なこの人口対策、人口ビジョンというもの

が示されているだけにですね、この取組みについては、総合的に、今、現状どうなっているのだとか、どんなことを今年は目玉としてやって、皆さんにもこういうふうに参加していただきたいですとか、いわゆる成果の見える化といったものをもう一段強めて取り組んでいただきたいと思います。市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

成果の見える化、人口だけで言いますと、その目標値より多いか少ないかということだろうと思いますけれども、そのほかのところについては、なかなか表現というか、見える化というのは難しいところではありますけれども、さまざまなか所を見てですね、表現方法を考えて、できるだけ市民にわかりやすいように成果を示していくよう努力をしてまいりたいと思います。

○一四番（長野広美さん） ぜひこの人口問題に対して、市長が答弁、最初にいただきましたように、市民とともに、市民の理解を得ながら、また一丸となって、この問題の対策、取り組みという趣旨でもですね、市長からの情報発信を強めていただきたいと考えております。

次に、この人口問題対策としまして、私自身は、この移住定住者支援及び人口拡大事業としての交流人口の拡大といったものが非常に大事であると考えております。

もう既に同僚議員の質問にも答えてはいただいておりますが、まず最初に、移住定住支援についての評価、これまでの取組みの評価、

それとそれに対して今後どういうふうにしていきたいという改善点等がありましたら、御説明、お願いいたします。

「地域支援課長 上妻誠一君」

○地域支援課長（上妻誠一君） ご説明いたします。

移住定住支援のこれまでの分析評価の自身と改善点の質問でございますが、移住定住支援につきましては、電話や窓口での相談対応、国や県主催の移住セミナー等での相談対応と、島元気郷たねがしま住宅への入居等の住宅支援を行っております。

過去三年間の状況でございますが、相談件数につきましては、平成二十六年、八十九件、平成二十七年、百十八件、平成二十八年、百九十六件となっております。

移住者数につきましては、平成二十六年、十六件、平成二十七年、三十六件、平成二十八年、二十三件となっております。昨年度は少し減っておりますが、年々増加傾向にあり、住宅支援等の取組等が一定の成果が出ているものと思っております。

ちなみに、移住者の年齢別では、三十代が三十人と一番多く、次に十代以下が十五人、二十代が十人、四十代、五十代が五人ずつ、六十代以上が十人となっております。

また世帯別でいきますと、単身世帯が二十九世帯、家族世帯が十七世帯の四十六世帯となっております。

さらに、転出元につきましては、関東地区が十七世帯で最も多く、県内を含む九州地区が十一世帯、東海地区が九世帯、関西地区が五

世帯、その他地区四世帯の順となっております。

またですね、相談内容につきましては、仕事やですね、住宅の相談がほとんどでございます。

住宅の相談においては、アパートやですね、戸建て、部屋の数、あと、自分でリフォームできる住宅などがないかという要望も多様化しております。

で、島元気郷たねがしま住宅は全て入居中でありますので、住宅の確保が今後の課題ではないかと思っております。

このようなことからですね、貸しやすく借りやすい環境づくりを探りながらですね、空き家バンク事業等による住宅の確保に努めるとともに、先日の一般質問において、市ホームページや定住サイト等の充実をとの貴重な御意見をいただきましたので、移住者の目にとまるサイトとなるよう工夫を行い、一人でも多くの方にですね、本市で生活していただけるよう、移住定住支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） やはり種子島は昔から移住政策の成功する島と言われておりましたので、島の魅力をもっともつと發揮していただきたいと思いますが、今、課長が御説明いただきました住宅支援のあり方については、これまでの成果に基づいて、さらに強化をという方向で説明いただきました。

私自身もですね、市のホームページを確認しましたけれども、実

はこの移住政策支援のホームページに行き着くまでに、ちよつとわかりづらいというのもございましたし、また、昨日の同僚議員と同じようにですね、子育て支援ですとか、島の魅力の内容がもう少し工夫していただきたいなというふうに感じております。

あわせてですね、これ、地域支援課が、この移住定住支援の担当窓口になっておられます。この住宅問題とあわせて、地域の受入れということを考えますと、大字地区のそれぞれの地域の中にも、この相談の担当ですとか、もしくは住宅のあっせんについても相談していただけるのか、やはり大字地区との具体的な連携、この受入れについてですね、協議していただいてもよろしいのではないかなと感じております。

いかがでしょうか、市長。もう少し地域支援課としてですね、この定住受入れに向けて積極的な取組みを強化していただきたいと思っております。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

移住定住の着実な進展のためには、今、申し上げましたような方策、それからホームページ等でのアクセスしやすい魅力のわかりやすい情報発信の仕方ということがあると思います。

さらに、今、御指摘のその大字地区との連携ということでありませけれども、それは常日ごろ、各区長さんですとか、あるいは集落の集落長さんですとか、行政連絡員等の制度も活用しながら、あるいはまた市長と語る会ですとか、議会のほうでも住民とのあれもあ

りますけれども、そういったチャンネルを活用しながら、大字との連絡は、意見の取り入れとか知恵の収集というものには努めてまいりたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） ぜひですね、大字地区の地域の活性化にもつながることですので、よろしくお願いいたします。

もう一点は、この交流人口の拡大について伺いたします。

これまでの同僚議員等の質問にもありましたように、具体的にさまざまな増やすための取組みは、事業計画について説明をいただいております。

しかしですね、まち・ひと・しごと、この先ほどの総合戦略の数値目標の中で示されているものにつきましては、種子島への入り込み客数、五年間で二万五千人を増やす。これ、平成三十一年度が目標年度になりますけれども、合計で入り込み客数、年間三十万人という数値が掲げられております。

また、宿泊者数を見ましても、五年間で一万人を増やそうという目標値が示されました。

交流体験の学生数においては、三十一年度については、年間千三百人程度は目標にしたいと。これは目標ですので、それはそれで大事なことだと思いますが、平成三十年度の事業の実施に当たってですね、もう既に担当課からさまざまに御説明いただいておりますけれども、いま一度、この地方創生の全体的な目標値を照らし合わせて、これが達成できるといような目標のもと、平成三十年度の事

業計画というのを位置付けられていたのでしょうか。一度確認させていただきます。

〔経済観光課長 松元明和君〕

○経済観光課長（松元明和君） お答えいたします。

まず交流人口拡大に向けた事業につきましては、通常の観光振興のイベント実施ですとか、当然、民泊型教育旅行の推進、大学連携事業、それから地方創生に係る事業、特定有人国境離島地域社会維持交付金を活用した事業など、多面的にまず取り組んでいるところでございます。

一方、地方創生の観点もなんですが、分析評価につきましては、より傾向を捉えやすい統計としまして、島発以外の高速船利用者、こちらのほうの数字を今後はとっていきたいというふうに考えております。この地方創生のほうのKPIのほうですね、変更させていただきます。

といいますのが、入り込み客の分に関しますと、地元ですね、方々の利用も含まれた形の中の統計把握だったため、議員、おっしゃっているとおり、三十万人を見込むというふうには当初は設定していたんですけれども、例えば、平成十九年度からの比較ですと、ピーク時には四十五万三千人いたんですが、このときに当然、高速船の料金、そういったところに増減がありまして、地元住民の方の利用がかなり多かったというふうな傾向としては捉えております。

そういった中で、より観光客の把握をしたいということを考えた

ときに、この島発以外、要するに島の方が往復券を利用しない数です。ね、指標として持っております。

その利用者の年度的な推移を申し上げますと、平成二十六年年度が十四万一千八十一人、二十七年年度が十四万七千四百五十二人、平成二十八年年度、十五万三千四百六十七人となっております。対平成二十六年年度比で大体八・八%の増となっております。

また、先ほど十九年度、四十五万三千人の入り込み客の数字を述べましたけれども、実際、宿泊のですね、統計のほうもとっております。まして、こちらのほうの推移でいきますと、平成十九年度は六万七百四十九名なんです。

それに対して、実際もうピークだったのが平成十五年の六万七千八百四十八人と、先ほど申し上げたような理由というところをちょっと裏づけているような要素もあります。

それを踏まえまして、こちらの市内の宿泊施設の推移を見ましたときに、平成二十六年年度が四万八千三百七十七人、平成二十七年年度が六万二千六百七十七人、平成二十八年度が六万四千二百二十六人で、対平成二十六年年度比で大体三二・七%の増となっております。

当然、民間での動きもありますので、一概に行政だけの事業では当然ありませんが、これまでの取り組みで一定の成果は出ているものではないかと判断しているところです。

これ以外にも、先ほど説明しました事業の中で、グリーン・ツーリズムにおきましては、平成二十八年度までは大体三校平均で二百

六十名ほどの受入れでした。

こちら地方創生のほうの事業で、島内のほうに呼び込む、その交流をした学生数を記しているんですが、こちらは中高生を対象としたグリーン・ツーリズムの数字を当初目標としておりましたが、実はその後で域学連携、大学との連携なども進展しております。こちらのほうの数字が、大体二十八年度が六百五十名です。

ですから、中高生合わせ、また大学生も合わせますと、九百名ぐらいが今、実績としては、数値としては表現できるものと思っております。

ですので、この地方創生のほうの数値の二百六十名という数字に関しても、今後、表現の仕方ですね、含めて、また修正をしたいと思いますというふうに考えております。

また、大学連携では、さらに今までなかった学会の招致、そのようなことも三件、二十九年度は実施されまして、来年度も既に一件、また打診を受けております。

今後への期待も膨らんでいる状況にありますので、今後、このようなことを含めまして、交流人口の拡大をしていきたいというふうに考えております。

課題としましては、取組みごとにはさまざまありますが、最終的には、いかに経済への効果を高めて、特に市内の商店街等に経済効果が出るようですね、たてつけができるかが課題であると考えております。

商店街の関係団体ですとか、あとDMOなどを推進している企業、それから簡易宿泊などを推進している企業など、観光推進に取り組んでいるさまざまな企業などとも連携しておりますが、さらにまた連携を深めまして、より交流人口の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 取組みの状況等の御説明、ありがとうございました。

実態として、なかなか一般的な入り込み客数だけでは見えない部分で、確実にですね、宿泊者数ですとか、鳥発以外の、言ってみれば、観光客と思われる方たちの人口が増えているという結果を御報告いただきました。

ただちよつと、最後に課長が今答弁していただきました課題について、今後、具体的にどうしていきたいのかといった部分の内容につきましては、これまで以上に関係事業者の皆さんと連携を深めていくというふうに答弁されたんじゃないかなと思います。

で、さまざまな補助事業等が活用されておりますので、この交流人口の拡大に向けては、事業内容というのは私も承知しておりますが、いま一度、この課題の中で一つ、もう少し強化していただくほうがいいのではないかなと思っっているのは、宿泊施設に対する取組みです。

新たな宿泊者、施設の老朽化もしくはいわゆる大手企業さんとは

別に、民宿ですとか、そういった宿泊施設の動向がですね、いま一度、この何年間か、余り大きく見受けられないなど、一社を除いてですね。というふうにもちよつと危惧をしておりますので、そういった部分で、課題整理については、業界全体となって取り組んでいただきたいと思えます。

市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

交流人口拡大に向けての宿泊施設の整備拡充ということでありまして、けれども、本年度、昨年度から始まりました有人国境離島法の関係で、雇用拡大に向けた交付金というものを利用して、既に、既にというか、今、採択というか、採用する、応募をして、その審査をしている過程のものがございます。

既にまた、この事業を利用して、ホテルの、宿泊施設の改造ですとか、そういうことにも使われております。

また、今後のことと言いますと、グリーン・ツーリズムのことがありましたけれども、まだ事業化という段階でもありませんけれども、構想というかエピソードとしてですね、例えば、先日、市民フエアがございまして、この中で徳島から木嶋さんという方が講演をなさいました。

これはよきの、住吉に幕末にアメリカの海軍の調査船が種子島の沖合に来て、で、そこに淡路島出身でミカンを運ぶ途中に大嵐に遭って漂流して捕鯨船に助けられて、アメリカに行ったわけですけれど

ども、その人が日本に帰ってくるときに種子島に立ち寄って測量をしたという話がありましたけれども。

○一四番（長野広美さん） はい、よく知っております。短くお願いします。

○市長（八板俊輔君） 例えば、その木嶋さんですね、そこを観光地に、あるいはそういう歴史のスポットがあるということをしてPRしてですね、それを修学旅行の一つの教材にするとか、そういう提案をされたらいいんではなかるうかという話をされておられました。

つまり、歴史文化を素材にした資源ですね、それを活用して交流人口の拡大を図るといっても、これから十分やっていけるものと思います。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。市長が述べられたのは交流人口のいわゆるその魅力ある地域づくりといいますが、資源の活用の部分については、今後も、より一層、歴史ですとか文化ですとか、新たな魅力を掘り起こしてまいりたいという御意向だと思います。

そういった部分ですね、ぜひ市民と市が一緒になって、そういった魅力づくりを取り組んでいただきたいと思います。

私の次の質問はですね、農林水産業に関連することです。

ここでの重要政策といったものについて、質問を通告してあります。もちろん、今議会ですとね、再三再四、同僚議員からはこのさとうきび対策といったものが出されております。私自身も、もうこ

の三月議会ですとね、平成三十年度の重要課題はですね、一つになるだろうと思いますけれども、さとうきび対策も含めて、市長はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

農林水産業支援に対する重点政策の中で、さとうきびは基幹作物でございますので、重点的な支援が必要になってくると思います。

認定農家、複数農家の共同体ですとか、その他組織など、今後、多様になる担い手、及び新規就業者の農業経営の安定化を図るために施設整備支援、農業労働力の確保支援や経営も含んだ技術指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

農家の耕作意欲を盛り上げることが重要でございますので、今、問題となっておりますさとうきびもそうですけれども、有害鳥獣の対策とか、そういうこともきちんと捉えて対策を強化してまいりたいと考えております。

○一四番（長野広美さん） 農林水産業、いわゆる第一次産業に対する支援のあり方につきましては、さまざまな取組みを實際説明していただいておりますし、市の政策の中でも非常に重要なものでもありますけれども、これは全般的に取り組んでおられ、説明は何いまいりましたが、市長のその政策、リーダーシップの部分で、私、どうしても今回ですね、このさとうきびの課題については、いま一度しっかりと市長のリーダーシップが必要な時期に来ているんじゃないかなと考えますので、その点について、ちょっと議論をさせていただきた

いと思います。

今回、緊急のさとうきび増産基金事業といった部分について、これまで説明をいただいておりますが、担当課のほうに、この事業で今回、総額幾らの事業を追加的に取り組まれているのか、わかれば教えてください。

「農林水産課長 園田博己君」

○農林水産課長（園田博己君） お答えをいたします。

さとうきび増産基金事業につきましては、国の増産基金を活用しまして、相対量ですね、事業費ベースでいうと一億六千万円、補助金で一億円の補助をいただいております。

事業内容については、再三申し上げますが、新植の苗の補助、それから土づくりの土層改良資材、それと各種事業を展開をしているところですよ。

あと追加ではございますけれども、二十九年度の国補正で、また緊急対策がございまして、マルチの助成を行う予定でございまして。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

このようにですね、相当の規模で今回、さとうきびの緊急対策といった部分が計画され、実施されることになりましたが、これらはほとんどはですね、補助事業を活用しているという部分で、これらを実際、投入した結果、生産面積又は生産戸数、生産農家の戸数等ですね、目標値といった部分も持っておられるのではないかと思うん

ですが、それについては考えていらっしゃいますか。

○農林水産課長（園田博己君） 冒頭の施政方針のほうでも、質問でもお答えいたしました。目標値といたしましては、面積ベースでいきますと、県の増産基金の計画でいきますと、西之表市、七百五十ヘクタールで、目標単収がですね、三十六年を目標ではございますが、七千二百キロを目標にしています。

で、本年度、三十九年度につきましては、過去五年の平均の六トン三百キロ台が目標に今回推進を図ったところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 市長にお伺いしたいと思いますが、これだけの抜本的な、生産農家を守るといった取組みにつきまして、これはいわゆるその気象条件による緊急の対策という位置付けでありますけれども、果たしてですね、一時的なその緊急対策でこのさとうきびの栽培面積が増やせるのかと。どのように市長が考えておられるか、ちよつとその点について伺いたいと思いますが、これまでも過去に収量がですね、大幅に落ち込んだことはこれまでも課長が説明されたとおりです。

しかし、これまでと違うのはですね、生産農家の戸数は過去最低という状況にあります。これは、これまでハーベットの機械化ですとか、土地の集積ですとか、さまざまな事業を取り組んできていた結果としてですね、今は大変厳しい状況に陥っているのではないかと。季節的な、もしくはいわゆる気象条件的な変動による落ち込み

といった部分ではないものといった部分で、これまでとは違う支援、もしくはこのさとうきび対策のあり方を検討する必要があるかと私は感じるんですけども、市長はどのようにお考えですか。

○市長（八板俊輔君） 気象条件というのは、年ごとに変わるものがございますけれども、作付面積の減少というところはですね、一番大きいのは、やはり高齢化、そして担い手の不足ということがあると思います。

で、耕作面積が減った分はじゃあどうなっているのかというと、安納いもとか甘しょに移ったりということもございますけれども、そのさとうきびの作付を拡大するためには、やはり農家がさとうきびを耕作しやすいような条件というのを整える必要があります。それには、耕地の集約化ですとか、あるいはそのほかの機材、その他の支援というものが必要になってくると思います。

いずれにしても、その先ほどからの、その人口減少や定住ですね、そこに向けてさとうきびも、さとうきびを耕作する農家も、移住定住させるような、そういうことも含めてですね、取り組んでいかなければならないと考えております。

○一四番（長野広美さん） 確かに、緊急的に対応するべきことは対応していくという趣旨でですね、西之表市だけではなく島内一丸となっておりますね、また、さきの国会議員団の訪問等も伺っておりますので、国と交渉していただきたいと思いますが、私は実はですね、制度設計そのものがですね、もう見直しの時期に来ているのではな

いかと考えております。

ここに、日本製糖業の現状と課題についてという報告がございます。これはですね、いわゆるその製糖業、お砂糖ですね、の消費そのものが、日本人がもう相当減らしてきているとか、人口が減っていますよといったこととは別に、製糖工場の今の現状、相当の設備、過剰投資、過剰設備がもう既に現存であって、そこを健全運営で持続可能な形で経営していくのには相当難しいだろうという報告が、かいつまんでいいますと、そういう状況がここに書かれております。これは二〇一六年度の報告です。

そういった部分ですね、私たち、さとうきび生産農家を抱えている地元自治体としては、今すぐ緊急に、この問題がですね、大きく改善できるという部分はないかもしれませんが、抜本的に今私たちが何を考えなければいけないのか、どういう情報収集が必要なのか、そしてそれに対する対策といった部分はですね、ぜひ市長にそういった問題意識を持っていただいて、取り組んでいただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 一生懸命頑張りたいと思います。

○一四番（長野広美さん） 頑張りますとか、最善を尽くしますというふうな回答を多々いただいております。具体的に答弁していただければ、市民も納得して市長の考えも理解できますので、今後はよろしくお願いいたします。

最後に、この市長の方針の中で、行財政改革について伺っております。

何といってもですね、環境が大きく変わっております、職員の皆さんが本当に一生懸命取り組んでおられるんですが、何せ課題が、社会構造的な、もしくは地域以外の、歴史的な、さまざま、これも言ってみれば、制度的にもですね、大きく変化の時期を迎えております。

そういった中で、私個人的には、再三ですね、職員の皆さんが正規職員、非正規職員に合わせて、それぞれですね、しっかり能力を発揮していただくための環境整備といった部分が重要だと思っております。

この点について御答弁をお願いいたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御質問のほうでは職場の環境整備ということでしたので、まず普通の正職員にしましては、やっぱり働きやすい職場が大事だろうということで、平成二十九年度から特にやっているんですけども、労働安全衛生委員会というのはなかなか機能しておりませんでしたけれども、そこら辺のところの機能をさせてございます。

あと、係長級以上になってしまいうんですけども、面談をいたしまして、ハラスメント系ですね、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、そういったものがないかという把握に努めてござい

ます。

それとあと、ちょっとメンタルなところでのフォローアップも必要だろうということで、定期的な検査、ヒアリング等をいたしまして、そういったものの改善をしております。

あと、非常勤職員につきましては、これまで交通費の支給等で処遇の改善等を図ってまいりましたけども、今、非常に課題になっておりますのは、日本全体がそうなんですけども、任用に移ること、会計年度任用職員の導入というのがありますので、そういったものを視野に入れながらですね、非常勤職員の皆さんの待遇の改善には努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 改めまして、市長の今年度の、この平成三十年度に向けた施政方針の中ではですね、余り具体的なところを触れられておりませんでした。

私は、こういった職員の支援とか職員の能力発揮のための取組みといった部分も、ぜひ市長としてリーダーシップを掲げていただきたいと思っております。

本当に本市を取り巻く、行政を取り巻く環境がですね、刻々と非常に速いスピードで、また大きく変わっているというふうに感じております。

市長のリーダーシップはですね、過去と同じものを踏襲するとい

ダーシップを發揮していただきたいという趣旨で、今回、伺いました。ぜひ、また市民への対話ですとか、告知ですとか、わかりやすく説明をしていただければと思います。

そういう形で要望して、次の質問に移ります。

馬毛島の問題についてです。

これは、FCLPの候補地になっております。

質問の趣旨は、これまでですね、西之表市民に対して防衛省から説明されている内容がございます。これらの状況を踏まえて、市民生活への影響があるかないかといったことを踏まえて、防衛省からの説明を市長はどのように受けとめられているのか、御説明をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島に計画されております米軍の艦載機の離着陸訓練、通称FCLPですけれども、この候補地となっていることと市民生活等の影響ですか、との関連というような御質問だと思いますけれども、御承知のように、これまで何度も申し上げてきたことでありますけれども、このFCLPにつきましては、事の発端といえますのが、平成二十三年、二〇一一年の六月に日米安全保障協議委員会、いわゆるツープラスツーの内容が示されたこと。

その後、協議会を舞台にしていろいろ行動してきたわけですけれども、その市民への影響のところはですね、まだ計画自体が土地の買収交渉の不調というところで進んでおりませんし、なかなかその

はかり切れないところがございます。

そしてまた、その協議会が先月、二月の協議会で解散いたしましたので、それを協議会を中心にしたその国との意見交換の場というのがまだ設けられていない状況にありますので、今後また、その再度、熊毛地域ないしは関係のところでも集まって協議するようなことも必要になれば、またそれを求めてですね、そこでまたその情報収集を図るようなことになろうかと考えております。

○一四番（長野広美さん） 私、市民の安全安心を守る立場にある市長に対して、協議会でございませぬ。市長に対して、この西之表市の行政区域内にある馬毛島、ちょうど十二キロ沖の馬毛島についてですね、今現在、防衛省から私たちに示されている説明は、最も大きな飛行経路を使用してFCLPを実施した場合でも、七十デシベル以下になると予測していますと。このような具体的な表現が示されているわけです。

これに基づいて、市長は、本来、市民に対して説明する責任があるのではないんですか。

○市長（八板俊輔君） 通告にはない御質問でございますけれども。

○一四番（長野広美さん） 通告ではありません。これは。

○市長（八板俊輔君） 七十デシベル、騒音の。

○一四番（長野広美さん） 騒音も含めた。FCLPの経路ですよ。ね。

○市長（八板俊輔君） 騒音ですよ。はい。それは、私が就任す

る前ですけれども、そのときに防衛省が説明した資料の中のデータのことだと思えます。

○一四番（長野広美さん）　そうです。

○市長（八板俊輔君）　そのデータにつきましては、私の記憶では、例えば滑走路の方向ですとか、周回のコースですとか、そういうところでそのとおりにいかない場合もあり得るというようなですね、説明もあつたように記憶しておりますけれども。ですから、その前提のところ、それ以後の状況説明について、当市としても、国の意見というか、説明を受けたいところではありますけれども、そのような機会がまだ持っておりませんので、持てるようになりましたら、また確認して、それを市民に示すことができると思いますが、今後その場をつくれるように努力をしてまいりたいと考えております。

○一四番（長野広美さん）　市長の見解については全く、これは公の施設、説明書になっておりまして、ホームページでも、今現在、馬毛島については、このような情報が一般公開されております。

それも踏まえて、市長が防衛省から直接御自分は聞いてないからという御意見であるということがよくわかりました。この部分については、また別途、別の機会で議論させていただきたいと思えます。今回、私が通告してありましたのは、防衛省の防衛費の中に馬毛島の関連する予算が含まれております。この内容について、経過もしくは内容等を御説明、お願いいたします。

○行政経営課課長補佐（下川昭代さん）　ご説明いたします。

平成三十年度予算につきましては、FCLPが実施可能な施設の整備場所について、施設の運用による周辺の影響や施設の配置検討に必要な基礎的資料の収集、及びその施設の配置検討に要する経費として一億六千七百万円が計上されています。

防衛省が示す内訳としましては、滑走路の方位等を検討する際に必要なデータ収集、そのための気象調査と施設の配置計画の作成業務ということであります。

ただし、馬毛島に係る調査等の予算につきましては、平成二十四年以降計上されておりますけれども、現地視察は別としまして、予算年度に具体的な調査を行われておらず、継続費のように次年度以降に持ち越されて予算が確保されている状況のようです。

そういった中で、市のほうが承知している執行としましては、平成二十七年に立体図面の作成や気象調査等を実施したというふうに聞いておりますが、情報の提供は断られております。

また、平成二十八年度には、馬毛島の土地の鑑定が行われましてその予算が執行されている模様でございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん）　ありがとうございます。

今、説明が防衛省からないというふうには説明いただきました。それではですね、国との関係、今後、どうするかということについて、市長に伺いたいと思います。

昨日までの同僚議員の馬毛島に係る質問につきまして、市長は、

地権者との関係において幾つか大変重要だという発言をされてこられました。

では、国との関係において、今後どのようにされるのか、伺いたいと思います。

○議長（永田 章君） 長野議員、ちょっと聞きづらいです。

○一四番（長野広美さん） わかりました。

○議長（永田 章君） ちょっと、はっきりと。

○一四番（長野広美さん） はい、そうですね。

国との関係において、市長はどのように考えておられるのか、説明をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

国との関係についてというお尋ねですけれども、先ほど、その前にですね、先ほどその国から聞いていないというふうに私が答えたというその意味合いはですね、もちろん、今、防衛省がホームページで掲げているものは承知しております。

その資料の中で、国が説明していることについて、その内容について、当時疑義があったことについての回答がなされていないというような意味であります。その点は誤解のないようにお願いしたいと思います。

国との、それでは国と当局といいますか、の関係をどういうふうにしていくかというお尋ねですけれども、現在、先ほども申し上げたように、国はその地権者と買収の交渉をしております、それが

進展をしていないというところがあります。

一方で、艦載機の厚木基地からの移転というのは、五月中にも、その岩国に移転が完了するという予定だと聞いております。

そういう中で、五月になれば、事態が一つの節目を迎えるわけですから、それを節目にして、国のほうから、あるいは私どものほうに、何かのアクションといえますか、動きがある可能性もあるかなと思っております。

そういうタイミングで私どもから、また問合せをしたり、意見交換の場を求めていくということも考えております。

○一四番（長野広美さん） ここに、平成三十年一月十二日付けで防衛大臣の臨時記者会見概要というのが、これ、ホームページ上で公開されております。

その中に馬毛島について触れられておりまして、馬毛島の交渉が難航しているのです、一部報道では、別の場所も検討し始めたところということについての確認について、防衛大臣は、その事実はありませんと。今後、交渉中の中にあり、新たな候補地を選定するといった事実はありませんと明確に否定されています。

そしてですね、あわせて、私どもは在日米軍の安定的な運用のためにもFCLP施設としての馬毛島の重要性を認識しておりますので、所有者の皆様としっかり共有していきたいと思っております、こういうふうにかかれております。

ですので、引き続きですね、馬毛島への誘致という部分では、そ

の危険性といえますか、可能性も、全く非常に厳しい状況にありますが、ここで気になるのがですね、これ、地権者の皆様としっかり共有してとあります。西之表市も地権者であります。

改めて市長は地権者として、このFCLPの施設を、防衛省は馬毛島に持ってきたいとここで述べておられるわけですけれども、それに対して市長は、どのように意見交換をされるんですか。市長の立場を明確に示してください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

今年一月の、その大臣の会見のところで、馬毛島は引き続き候補地であると。それは当然のことだと思えます。

その上で地権者としての西之表市はどうするかということですが、今年一月に利用計画案を庁内でまとめて、議員の皆様にもお示ししたとおりでありまして、当市としましては、FCLP以外の利用法がふさわしいのではないかと、そういう考え方を元に知恵を出してあの案をまとめてきたところであります。

それには宇宙関連産業ないしは事業への利用、そして、自然、教育、観光的な観点からの利用、その中には、馬毛島小中学校跡地というのが当市の保有する貴重な財産でありますので、それを有効活用するということが肝要になってくるわけで、国の今の状況ですと二〇二一年からずっと、ほとんど進展していないわけですね。六、七年、計画が、ツープラスの計画が示されてから何もなされていない。そういう状況の中で、私どもの地域の貴重な財産である馬

毛島の利活用というのは、非常にこの地域の将来の発展のためにも欠かせないものでありますので、地元の間として、その活用法については考えなくちゃいけない、そういう意味でやってきたわけです。

少しでも、我々の知恵で一歩でも進めなくてはいけないということからやっておるわけで、これは想像というか私個人の見通しと申しますか、このFCLP等の計画が馬毛島から外れるという可能性もないわけではないわけです。

なくなつたときに、じゃあ、何をするかということこれから考えていかなくちゃならないわけで、それを外されてもお手上げになるという状況にならないように、我々は考えなくちゃいけない。それがお示しした利用計画案であると思えます。

このことを市民の皆さんに御検討いただいて、また議員の皆さんにも考えていただき、いい方向を見出していきたくと考えております。

○議長（永田 章君） 長野議員にお願いいたします。

もう残り時間があと十一分、大きな項目が二つ残っております。

○一四番（長野広美さん） はい。急ぎます。

○議長（永田 章君） 時間配分をひとつよろしくお願いします。

○一四番（長野広美さん） はい。

馬毛島の答弁、ありがとうございます。

次の第三次男女共同参画基本計画について伺います。

これはですね、これもさきの同僚議員にもありました、質問にありましたとおり、市民生活課から地域支援課へ変更されております。これを具体的に成果を上げるために、第二次計画よりもさらに具体的に第三次計画を実施していただきたいという思いで質問してあります。

時間の制約がありますので、まことに申しわけないのですが、少しはしよってですね、質問を絞らせていただきたいと思えます。

この第三次基本計画の中に示されておりますアンケートの結果によりますと、男女の平等感につきましては、依然として男女それぞれ立場で隔たりがあるということ、また、西之表市が力を入れるべきことについて、男性は、地域活動における男女共同参画の推進と回答したのに対し、女性は、女性の就労支援の充実を一番多く回答されております。

そういった部分ですね、女性の就労支援の取組みをぜひ強化していただきたいと思えますが、これは要望ですので、今回、少し議論としてはですね、この第三次の男女共同基本計画の策定に係り、具体的に事業は幾つか計画されておりますけれども、その実施、遂行の体制について、現状、どのように考えておられるのか、ご説明をお願いいたします。

「市民生活課長 吉田孝一君」

○市民生活課長（吉田孝一君） お答えいたします。

具体的な目標と推進体制のあり方ということでもよろしいでしょう

か。はい。

具体的な目標と推進体制のあり方についての御質問についてはですね、今回改定いたしました基本計画については、基本目標と重点目標を掲げております。

そもそも、この男女共同参画という言葉に対しては、皆さん、何となく理解はしているようでも、いろんな施策や人々の活動の場である家庭、職場、学校、地域等での社会制度や慣行の中で、やはり中立的ではないことを意識していないことがあるというふうに考えております。

男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るためには、積極的な広報と啓発を推進していくことが重要で、その効果をはかる指標として、今回も行いましたけれども、アンケート調査による平等と感ずるポイントを少しずつでも上げていくということが具体性のある目標ではないかというふうに思っております。

この平等であるという感じ方につきましては、第二次と第三次を比較いたしましたも、大体三ポイントから六ポイント、全ての項目において増加しているという状況がございますので、そういった意味では効果が出てゐるのではないかと。全体的に申しますと、やはり男性のほうが有利だという答えは多い中にも、前回と比べると、男性のほうが非常に有利というポイントは下がって、平等というのが上がっているというような実態がございます。

そういった中で、今後の推進体制のあり方についてでございます

けど、今回、策定をいたしました施策に基づいて、各関係課でそれぞれ取り組むこととなっております。

当然、国や県の動向を捉えて、男女共同参画を所管する課を中心に、男女共同参画行政推進会議というのが庁内にあります。これと、外部委員の組織で構成されております男女共同参画懇話会と連携をいたしまして、それぞれの役割の中で、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の進捗管理も行っていくことが重要であるというふうを考えております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 庁内でのさまざまな事業とそれにかかわる評価の部分につきましては、本市は、事業評価の制度化がされておりますので、そこはよくわかるんですが、ぜひですね、積極的に市民が参加していただくような、例えば、運営委員会ですとか、今、課長のほうからは懇話会というふうに戻すのをいただきましたけれども、実質的な事業の、年に一回、もしくは二回ですね、男女共同参画にかかわる事業を市民の啓発の一つとして取り組んでいただきたいと思えます。これは要望として受けとめていただければと思います。

まことに申しわけありません。最後の質問ですね。市内の児童生徒への特別支援教育の現状について伺いました。

これは幾つか質問を掲げてありますが、もう既に同僚議員からも幾つか回答をいただいております。

そこで、私のほうからは一つだけ、再度、確認の意味で質問させていただきます。今の現場では、小学校、中学校の現場におきましては、この支援が必要とされる子供たちの数が増加傾向にあると。それにつきましては、より専門的なサポートができる体制も整ってきているという環境の説明がありました。

で、私自身も伺ったところ、種子島医療センターでも、発達障害療育外来という日が設けられており、幸いなことに、子供たちの医療費が無料化される中で、保護者の皆さんは、より一層そういったサービスも受けやすい環境にあるかなと思っております。

そういった中で、保護者とのサポートはどのようになっているのかということが一点と、あと、小規模校ではなく、大きい、いわゆる榕城小学校ですとか種子島中学校での支援体制のあり方は十分なのか。より一層、今後も、その方向性が充実に求められるのか、申しわけありません、この二点に絞って回答をいただければ助かります。

〔学校教育課長 赤崎晃洋君〕

○学校教育課長（赤崎晃洋君） お答えいたします。

自閉症、学習障害、いわゆるLD、注意欠陥多動性障害、いわゆるADHD、アスペルガー症候群等の発達障害のある児童生徒への支援といたしましては、特別支援学級及び通級指導教室において児童生徒一人一人の実態に応じた支援及び指導を行っております。

またさらに、通常の学級に在籍する発達障害の疑われる児童生徒

に対しましては、特別支援教育支援員を配置し、学習面、生活面からの支援を行っております。

また保護者の支援につきましては、中種子養護学校による巡回教育相談を実施しております。

教育委員会にも教育相談窓口を設置し、発達障害等に関する相談に応じるとともに、必要に応じて福祉事務所、保健センターとの関係機関と連携をとりながら支援を行っているところでございます。

あわせてまして、大規模校における特別支援の状況でございますが、可能な限り、例えば、特別支援教育支援員を今回、四名増員して十八名にいたしますけれども、その割り振りを大規模校のほうに、例えば、種子島中学校、榕城小学校というふうに割り振りを、割合を変えていく。

それから、今回、特別支援学級の増設を県のほうに申請いたしました。種子島中学校のほうに特別支援学級が一学級増設というようなこととなっております。そういった面から、今後も充足度を高めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） こういった、新たな特別支援の必要とされる子どもたちについては、さまざまに対応していただいていると思いますけれども、やはり早期発見といったことの重要性もまた述べられておりますので、引き続き対応のほう、よろしくお願いいたします。

はしよって大変申しわけございませんでしたけれども、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（永田 章君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

#### △議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、市長から、議案第三二号、西之表市障害者計画及び第五期西之表市障害福祉計画並びに第一期西之表市障害児福祉計画の策定について、議案第三三号、西之表市防災情報システム整備工事請負契約についてが提出されました。

この際、議案第三二号及び議案第三三号を追加上程し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

#### △議案第三二号

西之表市障害者計画及び第五期西之表市障害福祉計画並びに第一期西之表市障害児福祉計画の策定について

○議長（永田 章君） 日程第二、議案第三二二号、西之表市障害者計画及び第五期西之表市障害福祉計画並びに第一期西之表市障害児福祉計画の策定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔福祉事務所長 小山田八重子さん〕

○福祉事務所長（小山田八重子さん） 御説明いたします。

追加議案書一ページをお開きください。別冊として計画書案をお配りしておりますので、御参照ください。

本案は、西之表市障害者計画及び第五期西之表市障害福祉計画並びに第一期西之表市障害児福祉計画を別冊のとおり策定したいので、議会基本条例第九条第一項の規定に基づき議会の議決を求めます。

それでは、計画の概要を御説明いたします。まず計画書の九ページをお開きください。

今議会に提案した三つの計画については、九ページに記載してありますように、障害者計画は本市における平成三十年度から二〇二三年度までの障害福祉施策の基本的な方向性を示す第三期の基本計画となります。

障害福祉計画は、その基本方針を踏まえ、平成三十年度から二〇二〇年度までの三年間の具体的な施策やサービスの提供体制などを示す第五期の実施計画となります。

また、第一期障害児福祉計画については、児童福祉法に基づき、

障害福祉計画と一体的に作成するものです。

ページが戻りますが、目次をごらんください。

本計画書につきましては三部構成となっております。第一部、総論では、計画策定の背景、障害者制度改革推進の動き、本市における計画の位置付け等について掲載しています。

第二部、障害者計画では、本市における障害者施策の基本方針を横断的な視点で整理し、分野別の取組みについて掲載しています。

第三部、障害福祉計画、障害児福祉計画では、第二部で示された基本方針に基づき、具体的なサービスの提供体制や障害のある人の地域生活を支援するための事業及び障害児支援の内容を掲載しています。

それでは、それぞれの計画内容について概要を御説明いたします。まず第一部、総論についてです。二ページをお開きください。

二ページから四ページにかけては、本計画に盛り込むべき国の基本的指針や新たなサービスの創設等について、障害者総合支援法、児童福祉法の一部改正、障害者差別解消法の制定、発達障害者支援法の一部改正などの概要を掲載しています。

二ページの障害者総合支援法、児童福祉法の一部改正では、一、障害者の望む地域生活の支援、二つ目に障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、三つ目にサービスの質の確保、向上に向けた環境整備の三つの方針が示されたところですが、

三ページの障害者差別解消法の制定と障害者権利条約については、

行政機関や事業主が措置を講ずべき主な事項について、同じく三ページから四ページにかけての発達障害者支援法の一部改正については、市の責務及び取り組みべき施策の概要を掲載しています。

これら関係法令の改正等に基づき、厚生労働大臣の定める基本指針についても見直しが行われ、改正の主なポイントを四ページ後段に掲載しておりますが、本市の計画についても、国の指針に基づき策定するものでございます。

五ページから八ページにかけては、第六次長期振興計画と本計画の関連について掲載しています。

第六次長期振興計画においては、施策二十一、地域福祉の充実の中で事業を展開していくこととしています。

一二ページをお開きください。

障害者支援法に基づき設置された自立支援協議会の位置付けと役割について、掲載しています。

種子島地区自立支援協議会には、くらし部会、はたらく部会、子ども部会の三つの専門部会が設置され、島内の相談支援事業所が中心となり、それぞれの部会を運営していただいております。

本市も協議会に参画し、障害者団体、障害福祉サービス事業所、医療機関、関係行政機関や団体等と課題解決に向け、取り組んでいます。

一三ページをお開きください。本計画の策定体制図を掲載しております。

本計画の策定に当たっては、庁内の委員で構成する作成委員会、庁外関係機関の代表者を委員とする懇話会を制定し、協議を進めてまいりました。

また、市民アンケートやパブリックコメントを実施し、広く意見を求めたところですが、パブリックコメントについては、御意見はございませんでした。

一六ページから二八ページについては、本市の現状について掲載しておりますので、ごらんください。

次に、第二部、障害者計画について御説明をいたします。

二九ページをお開きください。

冒頭御説明をいたしましたですが、この障害者計画は平成三十年度から二〇二三年度までの六年間にわたる本市が取り組むべき障害者施策の基本的方向性を定めるものです。

障害の有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指してソーシャルインクルージョンの理念のもとに障害者の社会参加、参画に向けた施策の一層の推進を図ることを基本理念に、また、命の重さは障害の有無によって少しも変わることはないという副題を掲げています。

三五ページから三六ページには、今後の取組みについて横断的視点に基づく分野別施策、主な事業を整理しています。

これは、障害者施策が教育、福祉、医療、雇用等の各分野に横断的な支援が求められることから、各分野の連携に視点を当て、より

有効な施策の展開を目指すものです。

三七ページから五六ページにかけて、分野ごとの取組みについて掲載しておりますので、ごらんください。

続きまして、三部、障害福祉計画、障害児福祉計画について御説明をいたします。

五七ページをお開きください。

基本計画である障害者計画の基本方針を踏まえ、平成三十年度から二〇二〇年度までの三年間の具体的な施策やサービスの提供体制などを示す実施計画となります。

五八ページから六三ページには、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、二〇二〇年度末の数値目標を掲載しておりますが、目標値の設定については、国の指針や本市の実情を踏まえた設定となっております。

六四ページからは、障害福祉サービスの量の見込みと確保策を掲載しています。

平成二十九年十二月末の障害福祉サービスの受給対象者は二百五十名で、障害者手帳保持者の一六・一％となっております。

提供されるサービスは訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援に分類され、それぞれに見込み量と確保のための方策を掲載しています。

平成三十年度から新設されるものとして、六九ページに掲載している日中活動系サービスの就労定着支援、七一ページに掲載して

る居住系サービスの自立生活援助が新たに創設されるサービスとなっております。

七四ページから八二ページには、地域生活支援事業の見込みと確保策を掲載しています。

必須事業については十項目、任意事業については三項目を掲載しています。

項目ごとの説明は省かせていただきますので、ごらんください。続きまして、第五章、障害児支援について御説明をいたします。

八三ページをお開きください。

サービスの利用については、障害者手帳等の有無は問わず、児童相談所や医師等により療育の必要性が認められた児童も、サービスの利用対象となります。

八四ページに掲載しております障害児通所支援の医療型児童発達支援及び八六ページに掲載しております居宅訪問型児童発達支援は、今期計画から新設されたサービスとなっておりますが、現在、島内に指定事業所がなく、サービスの見込みについても、計画値を入れておりません。今後の需要を見込み、指定事業所の確保について、関係機関と協議を進めていく予定です。

また、八七ページに掲載しております医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置についても、今期計画から新設された取組みとなりますが、今後のニーズを勘案して事業所の確保に努めてまいります。

八八ページからアンケート結果と附属資料を添付しておりますので、ごらんください。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は、産業厚生委員会に付託いたします。

#### △議案第三三三号 西之表市防災情報システム整備工事請負契約

について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第三三三号、西之表市防災情報システム整備工事請負契約についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 議案説明をいたします。

追加議案書二ページをお開きください。

議案第三三三号、西之表市防災情報システム整備工事請負契約についてであります。

本案は、老朽化した防災行政無線について、平成二十九年度から平成三十年度にかけて再整備しようとするものであり、予定価格が一億五千万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求め

るものであります。

議案書三ページをごらんください。

契約の主な内容について、御説明いたします。

契約の目的は、西之表市防災情報システム整備工事、契約の方法は地方自治法施行令第六十七条による契約、いわゆる指名競争入札であります。

契約金額は、七億八千七百三十二万円、契約の相手方は鹿児島県鹿児島市鴨池新町一番一号、株式会社九電工鹿児島支店、執行役員支店長、中島雄二氏であります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。  
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

#### △日程追加

○議長（永田 章君） ここで日程の追加についてお諮りいたします。

地方自治法第八十条第一項の規定により、市長が行った専決処分について、同条第二項の規定による報告に係る諸般の報告を日程に追加し、追加日程第四として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後二時二十二分散会

#### △諸般の報告

○議長（永田 章君） 追加日程第四、諸般の報告を行います。

ただいま、地方自治法第八十条第一項の規定により、議会において指定されている事項についての専決処分について、同条第二項の規定による報告が市長からありましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

これをもって本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） あす九日から二十六日まで本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、九日から十五日までは予算特別委員会、十六日は総務文教委員会、十九日は産業厚生委員会、二十日は各常任委員会、二十三日は各特別委員会及び議会運営委員会です。二十七日は午前九時半から全員協議会、午前十時からは本会議を開きます。日程は議案審議等であります。

#### △散 会

本会議第七号（三月二十七日）

本会議第七号（三月二十七日）（火）

◎出席議員（十六名）

一番 下川和博君  
 二番 小倉初男君  
 三番 竹下秀樹君  
 四番 永田章君  
 五番 木原幸四君  
 六番 川村孝則君  
 七番 和田香穂里さん  
 八番 河本幸男君  
 九番 鮫島市憲君  
 一〇番 中野周君  
 一一番 田添辰郎君  
 一二番 生田直弘君  
 一三番 橋口好文君  
 一四番 長野広美さん  
 一五番 渡辺道大君  
 一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	毛井文子さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
行政経営課長	神村弘二君
市民生活課長	吉田孝一君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	上妻誠一君
税務課長	長吉輝久君
健康保険課長	長野望君
経済観光課長	松元明和君
農林水産課長	園田博己君
建設課長	戸川信正君

◎議事事務局職員出席者

水道課長	上妻敏男君
福祉事務所長	小山田八重子さん
農委事務局長	日笠山昭代さん
監査事務局長	鎌田員訓君
教委総務課長兼	福山隆一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	赤崎晃洋君
社会教育課長	松下成悟君
局長	濱尾実君
次長	古市善哉君
書記	中島恵さん
書記	小園啓太君

平成三十年三月二十七日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第七号のとおりであります。

議事日程（第七号）

- |       |  |       |   |
|-------|--|-------|---|
| 日程第 一 | 議案第一二号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について       | 日程第 九 | 議案第二〇号 西之表市管住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について                             |
| 日程第 二 | 議案第一三号 西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について                                     | 日程第一〇 | 議案第二一号 西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について                   |
| 日程第 三 | 議案第一四号 西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                                   | 日程第一一 | 議案第二二号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 四 | 議案第一五号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について                                     | 日程第一二 | 議案第二三号 西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策定について             |
| 日程第 五 | 議案第一六号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定に | 日程第一三 | 議案第二四号 権利の放棄について  |
|       |  | 日程第一四 | 議案第二五号 平成三十年度西之表市一般会計予算   |

日程第一五 議案第二六号 平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計予算

日程第一六 議案第二七号 平成三十年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算

日程第一七 議案第二八号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計予算

日程第一八 議案第二九号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計予算

日程第一九 議案第三〇号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第二〇 議案第三一号 平成三十年度西之表市水道事業会計予算

日程第二一 議案第三二号 西之表市障害者計画及び第五期西之表市障害福祉計画並びに第一期西之表市障害児福祉計画の策定について

日程第二二 議案第三三号 西之表市防災情報システム整備工事請負契約について

日程第二三 請願第五号 新岳之田橋から農道岳之田武部線への案内板設置についての請願書

日程第二四 請願第六号 核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める意見書の提出を求める請願書

日程第二五 議案第三四号 西之表市議会委員会条例の一部を改正

する条例の制定について

日程第二八 議案第三五号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出について

日程第二六 航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告

日程第二七 閉会中の継続審査

#### △議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第一二号 西之表市職員の給与に関する条例及び西之表

市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第一、議案第一二号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 皆さん、おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第一二号、西之表市職員の給与に関する条例及び西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたし

ます。

本案は、平成二十九年人事院勧告に伴う職員及び任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

西之表市職員の給与に関する条例の改正は、平成二十九年第四回定例会で改正された支給割合について、平成三十年以降の六月期及び十二月期の手当が均等になるよう配分するための改正で、一般職については〇・一月分、再任用職員については〇・〇五月分を勤勉手当で配分しようとするものです。

次に、第二条の西之表市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第十一条第四項の改正も同様に、平成三十年以降の六月期及び十二月期の手当が均等になるよう配分するための改正で、〇・〇五月分を期末手当で配分しようとするものです。

附則第一項は施行期日で、平成三十年四月一日から施行しようとするものです。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一三号 西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、議案第一三号、西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一三号、西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、大野崎墓地の区画整備の終了に伴い、使用料の見直しを

行うとともに、中央墓園も含めて、墓地の維持・管理に関する共通の手續を定めるため、条例を制定するものです。

主な内容について。第一条は市営墓地を設置することを、第二条は設置する墓地の名称と位置を定める規定であります。

関係条例につきましては、永代使用料を一平米当たり九千八百円としております。区画単位ではなく平米単位とした理由については、中央墓園墓地に比べ狭いことや、最近の傾向として、小さいサイズの墓碑の需要が高いことからとの説明でした。使用ニーズに合わせて、少しでも多くの設置を見込んでいるものであります。

なお、附則といたしまして、第一項は本条例を平成三十年四月一日から施行することを、第二項は従前の西之表市営墓地の設置及び管理に関する条例を廃止することを規定しております。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一四号 西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する

る条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、議案第一四号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一四号、西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するため、西之表市国民健康保険税の算定方式の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

主な内容について、第二条は国民健康保険税の課税額を定めてお

りますが、平成三十年度から国民健康保険新制度移行に伴い、鹿児島県が財政運営の責任と国保運営の中心的な役割を担うこととなり、県から示された納付金を集めるために必要な標準保険料率を参考に、市が保険料率を定めて賦課することに伴い、基礎課税額、後期高齢者支援等課税額、介護納付金課税額を変更するもの、同条の第二項及び同条の第三項及び同条第四項については、保険税の算定方式を定めています。二月六日の国民健康保険運営協議会の答申を受け、四方式から三方式に変更することに伴い資産割を廃止するもの、第四條及び第七條及び第九條については、資産割額廃止に伴い条項を削除するものです。

第二十三條は国民健康保険税の減額を定めていますが、第一号から第三号については、被保険者に係る世帯平等割額の特定継続世帯の減額割合を定めております。

本委員会は審査の結果、国保運営の広域化に伴う問題点が改善されないままの税制改正は認められないとの意見がありました。徴収率が上がっている傾向や、非課税世帯への減額措置などが示されているとの意見もあり、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） おはようございます。

議案第一四号、西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

この条例は、二〇一八年度からの国民健康保険制度は、持続可能な医療保険制度を構築するためとして、鹿児島県が中心的な役割を担うことに関連をいたしまして変更する内容について提案されています。

しかし、そもそも国民健康保険制度は、年金生活者や不安定な雇用状況にある非正規の若者、女性など所得の低い層が加入し、国民皆保険を保障する大事な制度であることから、国庫負担がこの制度を維持する重要な役割をこれまで果たしてまいりました。

国庫負担率は、昭和五十九年には四五%から三八・五%に引き下げられ、事務費負担なども大幅に後退をさせていただきました。その結果、今は三〇%程度まで低下してきています。国保運営が厳しい事態に陥った原因は、このように国庫負担が徐々に引き下げられてきた影響が大きいのではないのでしょうか。

県内市町村の二十七年度の国保財政収支状況は、法定外繰り入れをしている自治体は三十六自治体に上っており、単年度赤字自治体が二十六自治体にもなっています。このように赤字の自治体が一つの運営主体になっても問題は解決しないばかりか、さらに今後の不

安は大きくなるのではないでしょうか。

低所得層が加入する国民保険制度のこれ以上の住民負担には、もう限界があります。さらに、国保財政の厳しい状況は鹿児島県だけではなく、全国どの自治体でも変わりません。

国は憲法二十五条に基づき、国民の命、暮らしを守る義務を課せられています。国民健康保険制度は国民の命綱です。国がすべきは広域化ではなく、国庫負担割合を引き上げることではないでしょうか。

これまで本市でも、制度の安定化を図るためには、国庫負担の拡充、強化を行うなど、抜本的な改革を行うよう求める意見書を国に提出した経過もあります。議論の中で、国保の広域化は自治体の要求だったとの賛成討論もありましたが、議会の経過とは矛盾するのではないのでしょうか。

国保運営を健全に進めるためには、国庫負担の引き上げしかありません。国は医療や介護、生活保護費、年金など、国民生活に直結するさまざまな社会保障費を削り続けています。一方で、軍事費は五兆円を超えています。

私たち日本共産党は、軍事費を全部削れとは言いません。一兆円を削るだけでも社会保障費が捻出できることや、所得が一億円以上の超富裕層からの応分の税金を払ってもらおう、そして法人税の引き下げをやめる、このような施策を実施できれば、消費税を上げなくても社会保障の充実はできると試算をし、提案をしております。

年金生活者や不安定な雇用状況にある若者、女性が多く加入する国民健康保険制度の健全な運営のための国庫補助の増額を求めて、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「六番 川村孝則君登壇」

○六番（川村孝則君） 議案第一四号、西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

今ほど反対討論者が述べたように、国庫負担の割合が低下する中で、全国各市町村、小規模自治体の国保運営は厳しい財政運営を強いられてきました。そのことは私自身もそのように思いますし、ぜひそのことは国会で議論をいただきたいと思えます。

小規模の自治体において、国が今回、都道府県に保険者を移行する、そういうふうな形の国保運営が始まりました。これまで西之表市は、国保運営については、従来、全国の各市町村と同様に、それぞれ国庫負担を交付いただきながら、保険料等々で財政を運営してきましたけれども、いかんせん、やはり財政が厳しいということ、一般会計からの繰り入れを、法定外の繰り入れを繰り返してき

た経緯があります。

そういうことも踏まえて、全国の小規模の自治体が都道府県に保険者にしていただきたい、そういう意向が今回、平成三十年度から始まる新しい国保の運営であります。このことは西之表市の過去の市議会において、国保運営については陳情書を出しておりますし、そのことは全国の市町村の小さい自治体でも同様の課題を抱えていることでもあります。

このような中で、運営は県にさせていただいて、そして保険料の徴収はこれまでと同様に市町村が行いますけれども、そしてまた、低所得者に対する軽減措置はこれまでと同様に行っていくというふうに考えております。

いずれにしても、この条例が否決をされれば、国保運営は一旦ストップをするわけでありますから、そういうわけにはいきませんので、このことはぜひ、条例の制定は皆さん方に御理解いただき、そしてまた、係るいろんな課題については、その都度その都度、議会としても真摯にそのことは議論していきながら、要請する部分はや請していくべきだろうというふうに考え、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一五号 西之表市介護保険条例の一部を改正する条例

の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第一五号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一五号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、介護保険法及び介護保険法施行規則等の一部改正並びに西之表市介護保険事業計画の策定により、保険料率に関する基準が改正されたこと等に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容について、第二条は保険料率を定めておりますが、介護保険の保険料率は、三年を一期とした介護保険事業計画に基づき介護サービス給付費を算出し、そのサービス費を賄うことができるよ

う、保険料率を算定し算出しております。平成三十年度から第七期介護保険事業計画が開始となるため、第二条中の年度、第一号被保険者の区分に応じて保険料をそれぞれ改めるものです。

第十五条につきましては罰則を定めておりますが、第十五条中、「第一号被保険者」を「被保険者」に改めるもので、第一号被保険者に加え、第二号被保険者及びその世帯員にも対象者の拡大を図るものであります。

なお、附則といたしまして、第一条の規定は施行期日を平成三十年四月一日とし、第二条として経過措置を、第三条として平成三十年度における保険料率の特例を定めておりますが、第一号の保険料率は同条の規定にかかわらず三万四千円とするもので、低所得者軽減措置を平成三十年度も継続するための改正であります。

本委員会は審査の結果、介護サービスを使いつらい方がいる中で保険料だけが上がっている。市民負担が増えるとの意見もありましたが、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第一五号、西之表市介護保険条例

の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

六十五歳以上の介護保険料は、多くの人が問答無用で年金から強制天引きされます。年金は下がる一方なのに、保険料や利用料の値上げは高齢者の暮らしを脅かしています。国民に健康で文化的な最低限度の権利を保障した憲法二十五条の理念にも反します。

介護保険を払い続けていても、介護を受けたときに受けられないこの制度は、利用が増えたり介護労働者の賃金などに充てる介護報酬が引き上げられたりすると、直ちに保険料や利用料の負担増にはね返る仕組みです。そのため、介護が必要な高齢者やひとり暮らしの高齢者が相対的に多い自治体ほど、保険料が高くなってしまいます。

本市の高齢化率は三五・八%と報告されています。高齢者単身世帯は千四百二十一世帯です。安心して受けられる介護制度は国の責任でと、減免制度を抜本的に改善を求める必要があるのではないのでしょうか。

一億円以上所得のある富裕層や大企業への優遇を改める税制改革で財源をつくって、社会保障は充実できると、私たち日本共産党は提案をしております。住民の命、暮らしを守る役割を行政がより一層発揮をして国に求めていくこと、このことを強く指摘をいたし、要望いたしましたして、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 議案第一五号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の討論をいたします。

本条例の改正につきましては、六十五歳以上の高齢者を対象にした介護保険制度の三年に一回の見直しの中で、今回やむなく値上げという改正に至っております。

今回の改正につきましては、第五期が月額五千八百円だったものを、今回の六期では月額六千三百円と、月平均で五百円の値上げとなっております。ただし、委員長報告にもありましたとおり、低所得者への軽減措置も定めております。

本来この介護保険制度は、地元で日々現場で対応していただく、地域での、地域の中での相互扶助を基本としております。今後も三年ごとの見直しの中でこのような改正をしながら、末永くこの助け合いの制度が地域の中で維持していけるような改正と認めて、委員長報告に賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） 反対討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第一五号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

先ほど同僚議員から討論がありましたとおり、この制度について

は三年ごとの改定が決められておりまして、単純に言えば介護保険料を上げますよという改正です。この介護保険制度施行当初は、おおよそ介護保険料が二千円ほどでした。それが今度は六千円、全国平均で六千円ということですよ。三倍ですよ。私たちの中に、所得が三倍になった人がいるでしょうか。あるいは、普通に商店街で買い物をするときに、十数年前のものが三倍にもなっているものがあるでしょうか。私たちの財布を直撃するこの介護保険料、三倍にもなるというところに、まず私は反対をしたい。

それと同時に、介護サービスです。市長の施政方針にも、第六次長期振興計画にも、あるいはこの後出てくる高齢者福祉計画、介護保険事業計画にも、必ずといっていいほど「介護サービスの充実」というものが挙げられています。

しかし、この介護保険料が上がった分に見合うだけの介護サービスの充実が本当に図られているのだろうか。先ほどの討論の中にも、介護サービスが使いづらくなっている状況があります。確かに現場では、いろんな形で、地域でも相互扶助も含め、また介護職員の検討も含め、確かに頑張っている。頑張っているけれども、だから上げていいというものでもなく、本当に必要な人のところにサービスが届いているのか、そこを私たちは見る必要があると思います。

実は先日、八十代で認知症の奥様を介護されている男性のお話を聞くことができました。その方は、「実はついこの前、妻の首に手を持っていこうとしてしまった」と、涙ながらにお話しされました。

介護保険制度が施行されて十数年の間、介護殺人と呼ばれる悲しい事件も、いまだ後を絶ちません。そういった中で、実質的な負担となる介護保険料の値上げ、さらに間接的に、本当に介護を受けて、その人らしく生きられる社会の構築、そういったものを考えたときに、一方的に上がっていく介護保険料に対して、私は賛成というふうにはどうしても言うことができません。

これをもって私の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 議案第一五号、西之表市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告と同様に、賛成の立場から討論させていただきます。

さまざまな討論が行われたところでございます。当然もつともである、そのように思うわけであります。介護サービスの現状、またそのほかにも、議員の方は関心があるかと思いますが障害者の問題、さまざまなところで、国の方針はこうある、制度はこうあっても、なかなか不手際が目につく、そういう状況がございます。本当にお年寄りがお年寄りの介護を行う、そのような悲惨な状況がございます。私も反対討論者と同じく、反対の立場に立つべきなのかもしれませんが、今回、値上げということになりました。本当に、非常に残念なことであります。

以前、共産党の方たちは、負担あって介護なしにはならないか、

そういう心配をされておりました。今、現状では、値上げをせざるを得ない状況に追い込まれたというのは、なかなか、十分満足できるとは言えないですが、以前よりは、当初よりは介護サービスの制度が充実してきたから、介護料のアップにつながっていく、それが事実ではないでしょうか。

介護の社会化が言われて、本当に救われた方がいっぱいいらっしゃるんだ、その中で、介護制度があるのに何で老老介護の問題があるんだ、そして家族の中の本当に悲惨な出来事が起きてくるんだ、そういう思いは、皆さん共通して持っているかと思えます。その中であって、やはりこの介護制度というのは維持しなければならぬ。そのためにはどうすればいいのでしょうか。

国のほうに、地方に対してまだまだお金のほうを出すべきだ、そういう考え方もあるのかもしれませんが。しかしながら、日本の国、政府のほうも、赤字を積み上げてはならない、そういう考えの元に、プライマリーバランスという私から見ればおかしなものを持って財政を切り詰めております。この現状はしばらく終わらない、これが事実でもあります。そのような状況の中でどうするのか。

今日、国会では、森友問題の問題が国会で審議されております。本来なら、反対討論者もおっしゃっておりますが、私は自民党にも、この介護の問題、そして福祉の問題、専門家もおりますが、本来、弱者の立場に最も立っているのは共産党であったのか、そういうふう思うわけがあります。今の国会の状況、そのような介護の

問題、本当に困った人を救うための議論は行われず、全国にあまたある小学校の問題、あまたある空港の跡地の利用の問題、本当にはどうなのかははっきりわからない、そのような問題に一生懸命になつて、本来、今、西之表市議会で議論されているような、本当の真面目な議論がなされていない、本当にそのことを残念に思うわけであります。

ちよつと横道にそれましたが、介護の問題、さまざまな問題がこれからも生じてくると思います。サービスが充実されればされるほど、介護料の値上げはやむを得ないものであります。しかしながら、この介護料金の負担に耐えなければこの制度も維持ができない。この制度が維持できなければ、今、本当に困っている方を誰が救うのでしょうか。社会で、市民全体で救おうという制度の意義はどうなつていくのでしょうか。その辺を反対討論者の皆様、考えていただければと思います。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一六号 西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型

サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第五、議案第一六号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一六号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたこと等に伴い、必要な措置を講じるため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

関係条例は、第一条が、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、第二条が、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指

定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、第三条が、西之表市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正についてであります。

なお、附則といたしまして、三条例の一部改正を平成三十年四月一日から施行する規定であります。

本委員会は審査の結果、地域密着型でありながら、国の基準に沿っただけの条例内容であることや、専門性からも介護、医療は分けるべきとの意見もありましたが、今後、医療機関との連携の強化が進み、現場も改善される方向にあるとの意見があり、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第一六号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

主には議案第一五号と同趣旨により反対の討論といたしますが、加えまして、社会保障費の削減により、医療費の予算削減で重症患者を病院から追い出す介護医療院の設置は、在宅介護の充実にもほど遠くなります。さらに、ケアマネが示したケアプランの点検なども入れ込んでおります。これがサービスの抑制につながり、当事者へのサービスの低下につながる懸念があることを指摘いたしました。反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第一六号、西之表市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

地域密着型サービスというのは、読んで字のごとく、地域に密着した、地域のあり方に沿ったサービスでなければならぬと考えます。しかしながら、今回の基準は国から示された基準どおり、どこにもこの西之表市における独自性、西之表の地域の特性に着目した改正というのは、何ひとつ図られていません。

確かにこの基準については、身体拘束について適正な対策を講じるべきであるという非常によい点もあるんですが、おおむねこの基

準の緩和が図られている点についてはですね、現場の職員の負担が増えること、それに伴い、受ける、受けられるサービスの質が低下することが懸念されます。

地域密着型という名前のとおり、本当にこの地域の現状に即したサービスのようになるように、私はこの条例の一部を改正する条例制定については、反対の立場をとりたいと思います。

以上です。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 議案第一六号につきまして、委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

議員の方お持ちの議案書のほうがございます。こちらの三十六ページのほうに提案理由のほうが書かれております。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、これが公布されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようというものであります。

今回の条例案のほうが審議されているわけでありますが、結局は国の、法律ではございませんが省令のほうが変わったということで、それに伴って市の条例のほうも変えていこうというものであります。また、このことによって、なかなか西之表市独自のものが出ていない、西之表の住民に合った福祉サービスの提供ができるのかどうか、

そういった疑問の声は当然あるかと思えます。現状で満足できるかどうかと、その辺はやはり疑問があるわけでありますが、省令が出されたことに伴い、当市の条例を変えていくのは当然の手続であります。また、この省令が公布されたことに伴い、条例のほうを変更していかなければ、これまでのサービスが提供できなくなる、そのような事態にも追い込まれていくのは目に見えているところでございます。

サービスの質が低下しないように条例案を提出されました。そして賛同をいただいて、その後、今回出された一六号、これが本当に市民に密着したサービスの基準となるように、そのような動きをしていくのも我々議員の働きではないかと思えます。

最後に、余り関係ないかもしれませんが、身体拘束という言葉が反対者の方から出られました。身体拘束、本当に難しい問題ではあります。この辺の議論を表面的な議論だけでやっていいのか、本当に患者さん、身体拘束される方の命を守ることができるのか、それが人権を守ることに通じるのか、身体拘束をしないことが人権を守ることに通じるのか、いろいろな価値判断があると思えます。やはり身体拘束とかそういう問題、また、介護の現場で働かれる方たちがどのような思いを持っているのか、まだまだ深い議論を、そして議会の中でもやっていかなければならない。そのような提案をさせていただいて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一七号 西之表市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第一七号、西之表市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 木原幸四君登壇〕

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一七号、西之表市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、必要な措置を講じるため、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

第一条の西之表市国民健康保険条例の一部改正については、目次から第二本文まで、国民健康保険法における国民健康保険運営協

議会の呼称が変更されたこと及び、都道府県にも当該協議会が設置されることとなったことにより、国民健康保険運営協議会を、本市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改めることであります。

第二条の西之表市国民健康保険基金条例の一部改正については、本基金を国民健康保険の保険給付及び保健事業に要する財源に充てることを目的として設置されたものでしたが、国民健康保険法の改正により、保険給付費については、都道府県から交付される保険給付費と交付金の普通交付金により賄われることとなり、給付費の増加に対する備えの必要性は少なくなったため、基金の設置目的や処分について、必要な改正を行うものであります。

第三条の西之表市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、一定の施設等への入所のために転入した者について、前住所地の市町村又は広域連合が国民健康保険又は後期高齢者医療保険の保険者となる、いわゆる住所地利例については、年齢到達等により国保から後期に加入する場合に適用がありませんでしたが、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、国保の住所地利例を受けている被保険者が年齢到達等により後期に加入する際、前住所地の広域連合が保険者となるよう見直されたため、必要な改正を行うものであります。

第三条については、本市が保険料を徴収すべき被保険者に、第五号として、国保の住所地特例適用者であった者で、年齢到達等により後期の被保険者になった者を加える改正であります。

なお、附則といたしまして、運営協議会委員の定数の改正は平成三十一年五月一日から、それ以外の改正は平成三十年四月一日から施行する規定であります。

本委員会は審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第一七号、西之表市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

この議案は、議案第一四号と同趣旨により反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一八号 西之表市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第一八号、西之表市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一八号、西之表市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十条第一項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を

報告いたします。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

同法第十条第一項の規定は工場立地法の特例を定めたもので、工場又は事業場の緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合を準則により定めることができることと定めたものであります。

主な内容については、根拠法であり、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が、地域の成長発展の基盤強化を目的とした、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたことにより、題名及び第一条において文言など表記を改め、第三条では区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を定めた表から、「住吉中学校跡地」を削除するものです。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第一九号 西之表市企業立地の促進等による地域にお

ける固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第一九号、西之表市

企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第一九号、西之表市企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

審査の結果を報告いたします。

本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正をしようとするものであります。

主な内容については、根拠法であり、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が、地域の成長発展の基盤強化を目的とした、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に改正されたことにより、題名及び第一条において文言など表記を改め、第二条では固定資産税の免税要件を定めており、主に基本計画の同意と課税の特例及び地方税措置に対して、事業費上限の引き下げ、手続の緩和などを変更とした今回の根拠法改正に伴う字句の整理をするもの、第六条では課税免除の取り消しについて、計画名称を改めるものであります。本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二〇号 西之表市営住宅管理条例の一部を改正する条

例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第二〇号、西之表市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第二〇号、西之表市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、公営住宅法の一部改正により、認知症である者等の収入申告義務の免除が認められたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容については、平成二十九年四月二十六日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法が改正され、認知症である者等の公営住宅入居者が、家賃算定の根拠となる収入の申告をすること等が困難な場合には、事業主体が官公庁における必要な書類の閲覧により掌握した当該認知症である者等の収入に基づき、公営住宅の家賃を定めることができるようになったものであります。本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時十五分ごろより再開いたします。

午前十一時休憩

午前十一時十四分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案審議を続行いたします。

△議案第二一号 西之表市都市公園の設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一〇、議案第二一号、西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第二一号、西之表市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、都市公園法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容について、平成二十九年六月十四日に公布された、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により、都市公園法施行令が一部改正され、本市条例の公園施設の設定基準に、政令第八条第一項の条例で定める割合は一〇分の五〇と定めるものであります。

改正の背景といたしましては、既設運動施設のバリアフリー化や国際基準に対応するための改修等、社会状況の変化に対応した改修が全国的に増えていることが挙げられております。このため、従来  
の基準を参酌した上で、地域の実情に応じて、地方公共団体自ら条例で定めることとされたものであります。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △議案第二二号

西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一、議案第二二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第二二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、第七次地方分権一括法の制定に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部改正が行われたことによるものであります。

主な内容については、指定都市の区域に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る事務が、都道府県知事から指定都市の長へ権限移譲され、新たにその規定が認定こども園法に追加され、項のずれが生じたことによる改正であります。

本市への影響はないとの説明で、本条例の第十五条第一項第二条第二号、認定こども園に関する規定中、第九項を十一項に整理するため、条例の一部改正を行うものとなっております。

本委員会は審査の結果、子ども・子育て支援制度について、国基準の支援制度の問題点が改善されなまま取り入れることはできないとの意見もありましたが、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

いわゆる子ども・子育て支援制度は、税と社会保障の一体改革で

消費税を財源とするとしてスタートをいたしました。待機児童の解消を名目に、企業主導型保育の拡大が懸念されている制度です。

本市でも、安心して預けられる保育所の運営が求められております。特にゼロ歳から三歳の子供たちの保育の規制緩和が進んでおります。安心・安全な保育の質も問われている状況となっております。本条例は本市への影響はないとの説明でございました。子ども・子育て支援制度は、自治体の裁量に任されているところが多くあります。今、全国で保育労働者の処遇改善が一向に進まない実態が問題視をされております。

本市では民間委託により公立保育園はありません。唯一、子ども・子育て支援センター、「にこにこひろば」が公的に運営されております。ここに配置されている保育士は、正職員一名と非正規職員が配置されておりますが、二十九年年度、自治体の裁量で、「にこにこひろば」に子育て相談員を配置して、保育士の専門性を評価し、賃金の格上げがされたことは大きく評価したいと思います。

しかし、この条例の制定についても自治体の判断があつてしかるべきではなかったかと指摘をいたしまして、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「六番 川村孝則君登壇」

○六番（川村孝則君） 議案第二二号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の制定について、委員長報告に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

今ほど反対論者が述べた指摘については、私は、この本条例の本旨には全くそぐわない指摘だというふうに思います。本条例の本旨は、いわゆる認定こども園法の一部改正が行われたことに伴い、西之表市がそれに沿って条例を改正しようとするものであります。

都道府県知事から指定都市の長へ権限を移譲して、この認定こども園法に追加されるわけでありまして、先ほど出ましたように、その影響は本市にはないということでありますので、今ほど反対論論者が述べた子ども・子育ての支援制度については、いろいろと課題があるかと思いますが、それは国においても西之表市においてもそれぞれ今後改善を図っていくべきだろうと思いますし、市長においても、子ども・子育て支援についてはいろいろと考えているところがあるというふうに思いますので、その点は別に、この本条例については直接的な関係はないと、私はそのように解しております。以上、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二三号 西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業

業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策

定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第二三号、西之表

市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第二三号、西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画について、西之表市議会基本条例第九条第一項の規定により議会の議決を求めたものであります。

計画策定の趣旨として、西之表市高齢者福祉計画、第六期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画が平成二十九年で終了することを受け、平成三十年から三十九年の本計画を地域包括ケア

システムの構築に向け、他の計画との整合を図りながら、老人福祉法及び介護保険法に基づき、一体的に策定するとしております。

高齢者を取り巻く現状と課題についてであります。高齢化率の増加や高齢者世帯の増加、要介護認定者数や給付費の推移、高齢者等実態調査に基づく高齢者の意識等について定めています。

計画の理念と計画方針であります。高齢者数や要介護者数の将来見込みや、本計画の基本理念を「いきいき元気・よろこび支えあい安心して暮らせるまち西之表」とし、基本理念を実現に向けた施策の基本方針を示しています。

高齢者保健福祉施策の展開といたしまして、施策の基本方針ごと、施策ごとに、本計画で取り組む事業の概要、目的を定めています。

介護保険事業の展開、第七期介護保険事業計画については、サービスの種類別ごと、サービス見込み量から介護保険事業費の推計、事業運営に必要な保険料必要額及び保険料基準額について定めています。

地域介護・福祉空間整備計画といたしまして、日常生活圏域ごとのサービスの現状と、在宅介護サービスを推進する上での介護予防拠点の整備等について示しています。また、本計画は確実に実行できるような、推進体制等も示しています。

本委員会は審査の結果、本計画の策定は、介護保険料の値上がりなども含まれた計画になっているとの意見もありましたが、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「七番 和田香穂里さん登壇」

○七番（和田香穂里さん） 議案第二三号、西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策定について、委員長報告に反対の立場から討論をさせていただきます。まず、この計画につきましては、先ほど私が反対討論を行いました介護保険料の値上げ及び地域密着型サービスの基準の改正を含むものであります。したがって、私はこれに賛同を示すわけにはいかないという点が一点あります。

そして、この計画、非常に多岐にわたって考えられている計画であります。評価すべき点多々あります。ただ、介護する側、家族であったり、施設従事者であったり、あるいは地域包括ケアシステムで重点的に捉えられている地域そのものであったり、そして、そういった政策を進めていく中心に置かれている地域包括支援センター、そういった介護をする側の、そのための支援、その負担軽減について、非常に足りないものであるというふうに私は思っています。

先ほども、高齢者で八十代で認知症の奥様を見ている方のお話を

させていただきました。家族は本当に介護の負担に潰れそうになっている、そういった現状があります。

また、ケアマネジャーや介護施設の従事者、処遇改善を言われながらもなかなか進まず、自分の時間を削って利用者の方々のサービスに努めている、この人たちの負担、なかなか軽減されず、基準が緩和されれば、なおその負担は増えます。

そして地域包括ケアシステムにおいては、「地域でよろしく支え合い」、言葉は非常に美しいのですが、高齢化や少子化、過疎化で、地域そのものの担い手が減っている現状において、介護までも地域で行いなさいと。これは地域に老老介護をなさいということではないですかというふうには私は常々言っているんですが、その地域に対する支援のあり方もやはり不足だと思えますし、そして、そういうものを一手に引き受けて、この西之表市の介護サービスをいかに進めていくか、それを担わされる地域包括支援センターにおいては、いまだにその充足、人員の充足が図られていないという現状があり、負担はまた今後ますます増えていく一方だと思えます。そういった介護する側の負担の軽減、介護する側に対する支援の充実が図られないと、介護を受ける方のサービスの質の低下は免れないものと考えます。よって、そういった視点をさらに生かしていただいた計画にさせていただくことを求め、反対の討論とさせていただきます。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二三号、西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策定について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

主には議案第一五号と同趣旨で反対の討論といたします。

加えまして報告の中で、介護保険新制度総合事業を導入した二十七年から二十九年度の実態を見ますと、認定者総数は減少しているものの、要介護二、要介護三の認定者数が六十六人も増えている、介護度の重度化が見られるという実態があります。

この状況は、要支援の人が介護保険を使えなかったり、初期の認知症の症状を見逃すなどの影響がなかったか、そのような分析が行政としてはもっと深く必要があるのではないのでしょうか。アンケートでも、介護状態になった理由は、「認知症になったから」二九・八％と、一番高くなっております。自治体としては、住民の実態を深く捉え、将来展望を見据えた制度の改善をさらに国に求めていく、このような必要性があるのではないのでしょうか。このことを強く求めたいと思います。

以上、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一四番 長野広美さん登壇」

○一四番（長野広美さん） 議案第二三号、西之表市高齢者福祉計画、第七期介護保険事業計画、地域介護・福祉空間整備計画の策定について、委員長報告に賛成の討論をいたします。

この第七期の事業計画ですが、二〇二〇年までの三カ年を規定しております。二〇一七年からの比較で、三年間で総人口は約一千人減少するものの、第一号被保険者数、高齢者はほぼ横ばいという社会情勢がまず述べられております。また、高齢者の中でも、単身世帯数もしくは高齢者夫婦世帯数がいずれも増加している傾向にあります。

このような中で、第七期の事業計画の主な内容といたしましては、住みなれた地域でお互いを支え合う地域共生社会づくりなど五本の基本方針の元に、担当課と事業名を明文化して、わかりやすい事業計画が今回示されております。

特に認知症の人と家族への支援の充実として、認知症サポーターの人数を一千七百八十三人から三千人に、また、介護給付費等の適正化推進のために、ケアプラン点検会をゼロ回から六回に開催するなど、の事業計画全体の具体的な目標値が十一項目示されております。このように、地域社会で、地域とともに支え合う体制の充実づくりに向けて、非常に充実した内容でこの事業計画が作成されているという内容になります。そのような趣旨で、委員長に賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △議案第二四号 権利の放棄について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第二四号、権利の放棄についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議案第二四号、権利の放棄について、審査の結果を報告いたします。

本案は、債務者が居所不明により債権回収が不能となったため権利を放棄することについて、地方自治法第九十六条第一項第十号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な内容については、放棄する権利を債権、債権の内容は住宅使

用料で、債務者一名、放棄する債権額が三十六万四千二百円となっています。

本委員会は審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二五号 平成三十年度西之表市一般会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、議案第二五号、平成三

十年度西之表市一般会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二五号、平成三十年度西之表市一般会計予算について御報告します。

本案は、本予算の総額を歳入歳出それぞれ百二億二百万円と定めるものです。

債務負担行為は、定住促進事業（住宅家賃補助）平成三十年度申請分一件で、期間は平成三十一年度から三十三年度まで、限度額は百四万円です。

地方債は災害援護資金貸付事業ほか六件で、限度額を七億四千七百十八万三千円と定めるものです。

一時借入金については、最高額を三十億円と定めております。まず、歳入の主なものについて説明します。

市税については、昨年より三・三％の伸びを見込んで計上してまいります。

地方交付税は年四回に分けて交付され、普通交付税は平成二十九年度の確定額をベースに、地方財政収支見通し及び補正係数等を考慮して試算しています。

使用料及び手数料は、総務使用料の光ファイバー網使用料と、土木使用料は住宅使用料を、教育使用料では鉄砲館使用料等を計上し

ています。

国庫支出金の国庫負担金及び国庫補助金は、歳出の事務事業に伴う負担金、補助金で、土木費、農林水産業費、児童手当、生活保護費に係る分を計上しています。

県補助金は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金、鳥獣被害防止総合対策整備交付金等が計上されています。

寄附金は、ふるさと応援寄附金を昨年度より大幅に増額し、二億一千万円を計上しています。

諸収入の地域総合整備資金貸付金収入は、地方公共団体が地域振興に資する民間事業を支援するため、ふるさと財団の支援を得て、設備投資に係る無利子資金の貸し付けを行う事業の返済額を計上しています。

辺地債・過疎債は、社会資本整備総合交付金事業などの精査により、該当事業の減少に伴い減額、土木債には、上洲之崎道路改良事業、市営住宅（桜が丘）改修事業、消防債には庁舎防災用電源設備機能強化事業が計上されています。

次に、歳出の主なものについて説明します。

総務管理費には、市庁舎の電源設備機能を強化し、防災対応力の向上を図るために、新規事業として庁舎防災用電源設備工事が、また、市制施行六十周年記念事業や、ヴィラ・ド・ビスポ市との姉妹都市盟約二十五周年記念事業に係る経費が計上されています。

企画費には、平成三十年度に全国離島交流中学生野球大会を種子

島で開催することとなったことから、一市二町による開催負担金を、地域振興費には、ふるさと納税推進事業で、ふるさと納税寄附金の目標額増に伴い、参加事業者記念品発送業務委託料に目標寄附金の半額を計上しています。

農業振興費には、新規事業で農業振興公社施設整備等事業補助金が計上されており、伊関の鉄骨ハウス二棟の補修や、トラクター等の機械導入に対する補助を行うもので、事業費の三分の一となっています。

漁港建設費には、能野、安城、湊海岸などの長寿命化対策の計画書の作成や、能野漁協の防波堤や物揚げ場等の測量設計を委託しようとする新規事業が計上されています。

観光費には、浦田海水浴場において、公衆無線LANアクセスポイントを設置し、来島者や島民の利便性を高めるWi-Fiスポット設置事業が計上されています。

道路橋梁費には、道路台帳整備委託料が計上されており、道路台帳の電子化を図り、道路情報の一元管理を行うことで、サービスの充実と業務の効率化を図ろうとするものです。

道路改良費は、工事請負費で社会資本整備総合交付金事業の西町上之原線、安城平松線、城上之原線などを予定しています。委託料は新規事業で、現和下之町石堂線の測量委託等です。

また、住宅管理費は、平成二十九年度に策定した長寿命化計画に基づいて、桜が丘市営住宅の改修工事に着手するとの説明を受けま

した。

消防施設費は、工事請負費で市内二カ所への防火水槽の設置と一カ所の解体、また、備品購入費で榕城分団の水槽つき消防ポンプ車、立山分団の小型動力ポンプの購入費用を計上しています。

災害対策費は、工事請負費に新規事業で、市内二十一カ所の緊急指定避難所及び拠点に、災害時の通信確保を目的としてWi-Fiを設置しようとするものです。

教育費の学校給食費には、学校給食費無償化事業で、義務教育期間中の子供を二人以上養育する世帯に対し、第二子以降の給食費の無償化を図ろうとする経費が計上されています。現在の試算では、小学校で三百四十一名、中学校で三十五名を予定しています。

文化財保護費は、市制施行六十周年記念関連で、郷土芸能フェスティバルやいけばな展の開催、明治維新百五十周年記念事業として旧上妻家住宅の古文書修復等を計上しています。

審査の過程において、市制施行六十周年記念事業や、庁舎防災用電源設備機能強化事業、映画製作支援事業、また地域包括支援体制整備事業、援農隊マッチング支援事業、道路台帳整備システムの概要や、教育関係施設の修繕等々について質疑がなされました。

また、委員からは、市庁舎周辺の環境整備については、市制施行六十周年を迎えることから、さらなる充実に努めてほしいとの意見や、予算の執行については、厳しい財政状況であることから、効果的、効率的な執行となるよう努めてほしいとの意見がありました。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 予算特別委員長の報告は終わりました。

本特別委員会は、議長を除く全議員十五人をもって構成する予算特別委員会でしたので、質疑を省略いたします。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二五号、平成三十年度西之表市一般会計予算、委員長報告に反対の立場で、日本共産党議員団を代表して反対の立場を討論いたします。

新年度予算は、今年度一年間、本市が重点と定める施策が何なのか、盛り込まれる重要な施策は何か、市長の政治姿勢が問われる重要な予算です。

まず評価すべき施策として、子育て支援策の一環としての給食費の無償化です。義務教育の児童・生徒で二人目以降の給食費を無償にするための経費一千六百四十三万九千円が計上されました。また、子ども医療費の十八歳までの実現など、子育て支援策の予算が組まれたことを評価したいと思います。西之表市で子育てをしたいと願う若い世代を呼び込む、大事な施策だと思います。

また、桜が丘住宅の改修工事に着手することも盛り込まれ、待た

れていた住環境の整備も進むことを評価したいと思います。

しかし、本市の第一次産業である農業政策への支援策について、施策の不十分さを指摘したいと思います。

二十九年度、さとうきび、安納いもの不作により、農家の収益が落ち込むことが予測されていました。さらにまた、今後の農家の高齢化や後継者不足が心配されています。基幹産業である農家への施策がより一層求められているのではないのでしょうか。

あわせて、農業次世代人材投資事業、これは旧青年就農給付金事業ですが、これを活用している農業後継者への支援策の充実を求めます。種子島の農業に展望を持って取り組む農業関係機関が連携して農業後継青年を育成する、このような環境が重要ではないでしょうか。

また、マイナンバーの導入後、総務省は自治体にマイナンバー記載を指導してまいりましたが、各地で誤送付や事業所での管理上の問題などで批判が高まり、方針を撤回しております。そのような情勢の中で、本予算、二〇一八年度予算では、マイナンバー関連費用が総額三百四十四万九千六百八十八円が計上されております。さらに、日本年金機構から中国の企業への個人情報流出が避けられません。これ以上の個人情報流出を避けるためにも、マイナンバーの利用はやめるべきです。

また、まちづくり公社は公的業務を目的としています。事業は受託事業としていますが、受託事業とは仕事の完結をいうものです。

しかし、行政の業務に完結はあり得ません。さらにまた、働く人たちの処遇改善や庁舎管理など、市民サービスの低下もこのところ明らかになっております。労働者は本庁の直接雇用に戻して、庁舎の管理や学校など、公的施設の管理の充実を図るべきだと指摘をいたします。

最後に馬毛島問題について、市長はFCLPの訓練施設建設に反対する、このような公約をいたして市長になりました。この公約実現に向け行動をするべきと指摘をいたしまして、反対の討論をいたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○一番（下川和博君） 委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

議案第二五号、平成三十年度西之表市一般会計予算、歳入歳出の総額が百二億二百万円となっております。

ただいま反対者が討論をされましたけれども、確かに私個人も、今回の予算については、例えば住宅の改修補助とかプレミアム商品の品券については廃止をしているところなどは非常に不満があります。

ただ、この不満はありますけれども、この不満に対しては、今後い  
ろんな一般質問の機会とか、当局にもしつかり提案をしていくつも  
りであります。

もし、この一般会計の予算が否決をされた場合は、市民に対して  
は大変、市民生活に影響が出ることは必至であります。そういうと  
ころも考え、自分自身の不満のあるところはしつかりと市当局にも  
提案をしていきながら、今回の一般会計予算には賛成をしていき  
たいと思います。

また、反対者が言われた、子育て支援とか住宅改修等については  
非常に評価をしているということですから、そういうところもしつ  
かりと政策ができるように賛成をしていきたいと思っております。  
以上、討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決  
いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の  
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時ごろより再開  
いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案審議を続行いたします。

△議案第二六号 平成三十年西之表市国民健康保険特別会計

予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、議案第二六号、平成三  
十年西之表市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議  
案第二六号、平成三十年西之表市国民健康保険特別会計予算につ  
いて御報告します。

本案は、平成三十年西之表市国民健康保険特別会計の責任主体と  
なる新制度に移行することに伴い、款、項、目の新設や廃止が行わ  
れています。

また、昨年度までの当初予算編成時は暫定的なものとして提案さ

れていましたが、制度改正に伴い、県からの交付金額や県への納付金額が示されたこと等から、今回の当初予算がほぼ本予算となっております。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億九千三百万円と定めるものです。

予算の主なものにつきまして、歳入から説明します。

国民健康保険税については、国保新制度移行に伴い、県が示す給付金額、標準保険料等を参考に保険税が決定されることになり、県の運営方針に基づく資産割の廃止が行われますが、国保事業納付金だけで事業運営可能であると予想されることから、資産割以外の税率については現行のまま据え置きし、過去三カ年平均収納率をもとに計上しています。

保険給付費等交付金の普通交付金は、県が保険給付費の推計により示した額をもとに、また特別交付金は、県が示す額及び過去の推計等から計上しています。

一般会計繰入金は、法定内の繰入金として二億二千七百四十二万五千円を計上しています。

次に、歳出について説明します。

総務管理費には、健康保険課の給付担当職員六人、税務課の賦課・徴収担当職員四人、計十人分の人件費や物件費のほかに、電算処理委託料などを計上しています。

保険給付費の療養諸費と高額療養費は、制度改正により、県内の

医療費及び被保険者数の動向を踏まえ、県が普通交付金を算定することとなっておりますが、いずれも前年度と比較すると減少しており、これは退職被保険者数の急激な減少、一般被保険者の減少、一人当たり医療費の伸び率が近年小さくなってきていること等が主な要因です。

国民健康保険事業費納付金は、市町村が都道府県に納める国保事業運営のための納付金で、県が示す納付金額を、医療給付分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に計上しており、従来、社会保険診療報酬支払基金に納入していた後期高齢者支援金等及び介護納付金はなくなっています。

医療費適正化費は、レセプト点検、看護師等による訪問指導、医療費分析など医療費適正化に関する経費を計上しています。

基金積立金については二百六十五万八千円を積み立て、三十年代末の基金残高は二千五百十万三千円となる見込みとの説明がありました。

予備費は、昨年度までは保険給付費の急激な伸びに対応するため、給付費の三%以上を計上していましたが、県から交付される保険給付費等交付金の普通交付金に賄われることとなったため、減額しています。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二六号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計予算、この予算につきましては、議案第一四号と同趣旨により反対の討論といたしますが、加えまして討論をさせていただきたいと思えます。

税の算定方式が四方式から三方式となり、税の二重取りであるとの批判があつた資産割額が廃止をされました。議案第一六号で述べましたとおり、今後の国民健康保険会計は、住民の命、暮らしを圧迫する税負担となることが予想されます。一般財源からの繰り入れなど、自治体の裁量に任されるべきであることを求めたいと思えます。

以上、広域化への制度のあり方の課題を指摘いたしましたして、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一六番 川村孝則君登壇」

○六番（川村孝則君） 議案第二六号、平成三十年度西之表市国民健康保険特別会計予算について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

今ほど反対討論者が述べたとおり、議案第一四号、国民健康保険税条例の一部改正に係る趣旨でありますけれども、いずれにしまし

ても、これまで各小規模の自治体は国保運営に非常に苦勞している、そういう経緯があります。したがって各自自治体の要望により、平成三十年度から都道府県が保険者となる運営に変わってきているところであります。

保険税の負担、これはまさにそれぞれの各市民が受ける負担の軽減というのは、もちろん自治体も議会も、そのことは本市において努めていくべき課題ではあるうと思えますが、今もって軽減措置もありませんので、そのことを踏まえて、今後、国保運営が健全にいくような手だてというのはどうしても、元氣老人対策、そしてまた予防対策をしっかりと自治体が行うことにより、給付費の抑制に努めるべきではないだろうかというふうに思います。このことは全国どの自治体、県内の小規模自治体も同様なことを念頭に置いて、国保運営には努めていくというふうに考えております。

いずれにしましても、本年、平成三十年度から国保運営は県によって給付費が各市町村に交付されていくわけでありますので、その中で市町村が国保財政を運営し、各市民の方々の健康増進に係るように努めていくべきだろうというふうに考えます。

このことよって、来年度、平成三十年度以降も国保財政運営がスムーズにいくように、そのことを願って賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二七号 平成三十四年度西之表市交通災害共済事業特別

会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、議案第二七号、平成三十四年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算を議題といたします。予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二七号、平成三十四年度西之表市交通災害共済事業特別会計予算について御報告します。

本案は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百三十二万五千円と定めるものであります。

まず歳入については、共済会費収入で、会費年額一人三百円で、当初加入者を七千七百名と見込んで計上しています。

利子及び配当金の一万三千円は、交通災害共済基金の運用利息です。

次に歳出については、事業費の賃金は共済加入業務のための臨時雇用者に係るもので、月十五日、三カ月分を計上しています。

負担金補助及び交付金は、交通災害共済見舞金として百六十一万八千円を計上しています。

基金積立金には一万四千元を積み立て、平成三十四年度末の基金残高は三千百二十二万四千円見込んでいるとのことです。

審査の過程において、基金のあり方についての質疑がありました。高速船事故へも対応するなど保障の拡充しており、実際、高速船の事故も起きていたことから、基金の活用については慎重に検討したいとの説明を受けました。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二八号 平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計

予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、議案第二八号、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二八号、平成三十年度西之表市地方卸売市場特別会計予算について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七万一千円と定めるものであります。

まず歳入については、面積割、売上高割による市場使用料が主なものです。

歳出については、各種研修会等への参加旅費、施設維持のための修繕料、委託料、一般会計への繰出金です。

基金積立金には八万円を積み立て、平成三十年度末基金残高は三百三十二万四千円となる見込みです。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

として決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第二九号 平成三十年度西之表市介護保険特別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、議案第二九号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第二九号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計予算について

御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億一千二百万円と定めるものです。

予算の主なものにつきまして、歳入から説明します。

介護保険料は、現年度分を収納率九八％、滞納繰越分を収納率二四・五四％で見込み、三億四千八百六十六万六千円を計上しています。

国庫支出金及び支払基金交付金並びに県支出金の負担金及び補助金は、歳出で見込んだ給付費等にそれぞれ交付率を乗じて歳入額を計上しています。

一般会計繰入金のうち、その他一般会計繰入金は、職員給与費及び事務費等の法定内繰入金分を計上しています。

次に、歳出について説明します。

一般管理費には、職員八人分の人件費、物件費などが計上されています。

認定審査事務負担金は、介護認定審査業務を種子島地区広域事務組合に委託するための負担金を計上しています。

保険給付費の介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費及び高額介護サービス等諸費並びに特定入所者介護サービス等諸費は、第七期介護保険事業計画における給付見込み額をもとに計上しています。

地域支援事業費の一般介護予防事業費には、元気度アップポイント

ト事業や入浴事業、地域サロンの推進などに係る経費を、地域包括支援センター運営事業費には、職員二名分の人件費、センター臨時職員の賃金、物件費などを、また任意事業には、紙おむつの支給や家族介護手当の支給を行う家族介護継続支援事業、通報システムの設置及び管理事業などを計上しています。

家族介護継続支援事業については、地域支援事業交付金対象外で、一般会計からの繰り入れを含んで計上しています。

基金積立金の準備積立金には三千五百十六万二千元を計上しています。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第二九号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計予算、議案第一五号、一六号と同趣旨により反対の討論いたします。

加えまして、これ以上の介護保険料の値上げは介護難民を増やし、介護の取り上げにつながるのではないのでしょうか。さらに介護の重度化を招きかねない事態となり、そういうことが危惧されている状況です。

また、地域包括支援センターの充実では、自治体の裁量が強く求められるところです。要支援認知症など、初期の対応が重要となります。在宅介護への対応など、さらに丁寧な把握が求められていることを指摘いたしまして、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔八番 河本幸男君登壇〕

○八番（河本幸男君） 議案第二十九号、平成三十年度西之表市介護保険特別会計予算に対する委員長報告に、賛成の立場で討論といたします。

今、反対者が、議案一五号、一六号等の趣旨、あるいは介護料の値上げという話をされておりますけども、ということは、この介護保険そのものを何か否定するような感じがして、先ほどから意見を聞いております。

まあ、そういう意味で、本市においてもですね、あらゆるこの介護に携わる職員、あるいはそこに通う、施設に通う方々、そういうことに本当に生きがいを持ってですね、それぞれの立場で健康づくりのためですね、一生懸命やっております。そういう部分を含めですね、今年も二十一億ぐらいの予算をですね、この保険の中に入れて入っているわけですので、そういった部分で、この保険そのもの、制度そのものをですね、なくそうという、そういう考えには私はなれません。

そういった部分ですね、委員長報告の立場ですね、賛成討論

といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三〇号 平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特

別会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、議案第三〇号、平成三

十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第三〇号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予

算について御報告します。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億二千四百万円と定めるものです。

予算の主なものにつきまして、歳入から説明します。

後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料は年金天引き分であることから、収納率を一〇〇%、普通徴収保険料は現年度分を収納率九八・五五%、滞納繰越分を収納率五六・七六%見込んで計上しています。

一般会計繰入金の事務費繰入金は、保険事業費に係る人件費や物件費などを、また保険基盤安定繰入金は、低所得者に係る保険料軽減分で、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分担金に対応するものを計上しています。

次に、歳出について説明します。

一般管理費には、職員二名分の人件費、物件費などを計上しています。

後期高齢者医療広域連合納付金は、市が収納処理した後期高齢者医療保険料を県広域連合へ納付するためのものです。

保険事業費の健康診査費は、長寿健診対象者の受診券郵送料や健診委託料、健診データ管理システムの委託料などを計上しています。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 議案第三〇号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算、委員長報告に反対の立場で討論を行いたいと思います。

この制度は七十五歳以上の高齢者だけを加入させる制度で、介護や病气などリスクが高くなる人を加入させる制度です。この制度は、保険料が二年ぶりに見直されました。鹿児島県では八百五十六円増となつてきているということです。二〇〇八年に導入され、十年目を迎えております。二〇一六年度の本市の実情を言いますと、滞納者数が六十五人、百五十九万七千七百円でした。

受け取る年金が減らされていくのに保険料が上がる、高齢者いじめのこの制度は廃止するしかないことをずっと指摘をし、求めてまいりました。

以上、反対討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「六番 川村孝則君登壇」

○六番（川村孝則君） 議案第三〇号、平成三十年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計予算について、委員長報告に賛成の立場で討論を行います。

先ほどの委員長報告は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

として決しましたという報告でした。全会一致です。委員会を事前に行い、この特別会計予算の審査を行い、その結果、採決を委員長が諮ったときに、全会一致で決すべきものとして、この特別会計の予算は可決をしているわけであります。

今ほどの反対討論者の趣旨を聞きますと、それは討論者の主張は主張で理解をいたしますけれども、この特別会計予算の討論をする以前に、議員の資質を私は疑いたい。委員会審査を臨むに当たり、議員として、それぞれの予算の本旨を自ら勉強して、その上で採決には臨んでいただきたい。一期生の議員ではないですから、何期もされている議員ですから、なぜ委員会のときに、採決のときに自分の趣旨を主張して採決に臨まなかったのか、残念でたまりません。私は、後期高齢者医療保険特別会計は、これは県が事務局です。西之表市は必要な経費を県に納付しています。その上で七十五歳以上の医療を支えているわけです。そのことを踏まえて、これからも七十五歳以上の健康のために、この特別会計は、保険制度は必要でありますので、支えていかなければならないというふうに思います。いずれにしても、反対討論者の趣旨は、主張は、私には理解できません。

以上で賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三一号 平成三十四年度西之表市水道事業会計予算

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第三一号、平成三十四年度西之表市水道事業会計予算を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

〔予算特別委員長 小倉初男君登壇〕

○予算特別委員長（小倉初男君） 本委員会が付託を受けました議案第三一号、平成三十四年度西之表市水道事業会計予算について御報告します。

業務の予定量は、給水件数九万九千八百十六件、総配水量百九十三万二千九百立方メートル、一日平均配水量五千二百九十六立方メートル、建設改良費は一億八千四百四十五万三千円を予定しています。

収益的収入及び支出の予定額は、収入で、水道使用料四億一千七十四万四千円と、営業外収益の他会計補助金は、総務省繰出基準による一般会計からの補助金を計上しています。

支出では、営業費用の原水及び浄水費は、職員三名分の人件費及び阿曾浄水場の監視人三名、浄水施設巡視人一名の賃金を計上して

います。

配水及び給水費は職員二名の人件費と、修繕費は給配水施設の耐用年数を超えた施設が多く、その修繕に対応するためのものを計上しています。

事務費は職員二名の人件費及び検針、収納事務の委託料七名分を、また総経費は、職員三名の人件費及び簡易水道事業負担金を計上しています。

営業外費用では、支払い利息の企業債利息、消費税及び地方消費税を計上しています。

資本的収入及び支出の予定額は、収入で一般会計出資金は、総務省の繰出基準に基づく統合簡易水道に要する経費を計上しています。

工事負担金は、県営事業に伴う送配水管移設補償費と、他会計負担金は一般会計で負担する消火栓に要する経費で、能野地区の消火栓使用水量分の配水池設置に係る経費を計上しています。

企業債は、継続事業の国上・武部・深川地区に係るもの、補助金は国庫補助金の継続事業三地区に係るものを計上しています。

支出で、施設改良費は工事請負費で、市道改良や県営事業に伴う配水管布設替と、継続事業の国上・武部・深川地区のほかに、漏水事故率の高い配水管や第四配水池への送水管布設替等を計上しています。

機械及び装置購入費は、送水ポンプやろ過ポンプの更新、土地購入費は能野地区配水池用地に係るものを計上しています。

企業債、償還金の元金償還金は一億四千七百十三万七千円を計上しています。

資本的収入が資本的支出額に対し不足する額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしています。

自由討論の中で、水道事業会計については、黒字化が優先されることは理解するものの、水圧の問題等、解消し切れていない部分があること、また、施設の老朽化の問題など、計画的な事業計画の重要性を改めて感じたとの意見がありました。

本委員会は審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 議案第三一号、平成三十年度西之表水道事業会計予算について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

水道事業会計につきましては、人員削減や人件費削減など、夜間の作業がある中で、職員の努力により経営改善の方向にあることは十分に理解をしているところであります。また、有収水率も上がっており、滞納世帯も少しずつ解消しているとの報告もあり、単年度

黒字での経営となつているところでも評価をいたします。

しかし、給水人口が減る中での運営の改善、また、二カ所の浄水場施設の布設替工事に費用がかかり、市民負担となつている点では、主な反対の理由となり、今後の議論が重要であります。

より一層の漏水防止で有収水率を上げることや、滞納世帯の解消など、市民負担によらない経営改善に取り組むことを指摘いたします。水道事業会計に反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔六番 川村孝則君登壇〕

○六番（川村孝則君） 議案第三一号、平成三十年度西之表市水道事業会計予算について、委員長報告に賛成の立場で討論を行いたいと思ひます。

今ほど反対討論者が述べたことは、ごもつともな意見もあります。配水管の老朽管も増えてきていますし、随時そういった部分は工事をしていかなければならないと思ひますし、それが漏水対策の第一義的な要因だと思ひます。

そしてまた、給水人口が減る中で、今後いかに有収水率を上げることかというの、また大きな課題であります。これはもう本市の大きな課題である人口減少対策ですから、そういった部分で世帯数が減つていつて、人口も減つていつて、そういう中でいかにして西之表市が供給するその水道が、需要と供給がいかにバランスよくかみ合うか、それが水道事業会計の健全な運営になつていくわけでありま

すけれども、そのことが今後大きな課題になつていくだろうと。

それはもう私どもが討論を行うまでもなく、担当課は十分にそのことは念頭に置いて、この水道事業の運営はしていると、私はそう思つております。ですから、単年度の黒字決算を出しているのは、職員も一生懸命努力をして、その中で単年度単年度、黒字の決算を生んでいるわけであります。これがもし単年度単年度、赤字の決算を出すと、これは水道料金の値上げにも影響を与えかねません。そのことは担当課も十分に念頭に置いて、単年度の黒字決算に努力をしているというふうに私は思つております。

いずれにしましても、大字の配水管は、何十年も前に布設した水道管がいつぱいありますから、そういうときに漏水があちこち出てくるのはやむを得ない。そのことを工事でどンドンどンドン布設をしていきながら、新しい配水管にかえていく際の経費の計上はやむを得ない、そのように私は思ひます。そういうことも踏まえて、本年度の水道事業会計予算については、賛成の討論といたします。

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三二号 西之表市障害者計画及び第五期西之表市障害

福祉計画並びに第一期西之表市障害児福祉  
計画の策定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第三二号、西之表

市障害者計画及び第五期西之表市障害福祉計画並びに第一期西之表  
市障害児福祉計画の策定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました議  
案第三二号、西之表市障害者計画及び第五期西之表市障害福祉計画  
並びに第一期西之表市障害児福祉計画の策定について、審査の結果  
を報告いたします。

本案は、西之表市障害者計画及び第五期西之表市障害福祉計画並  
びに第一期西之表市障害児福祉計画を策定し、議会基本条例第九条  
第一項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

障害者計画については、本市における平成三十年から二〇二三  
年度までの障害福祉施策の基本的な方向性を示すもので、第三期の  
基本計画となるものであり、障害福祉計画はその基本方針を踏まえ、  
平成三十年から二〇二〇年度までの三年間の具体的な施策やサー  
ビスの提供体制などを示すもので、第五期の実施計画となるもので  
す。

また、第一期障害児福祉計画については、児童福祉法に基づき、  
障害福祉計画と一体的に作成するものであります。

第一部の総論では、計画策定の背景、障害者制度改革推進の動き、  
本市における計画の位置づけ等が示されています。

第二部の障害者計画では、本市における障害者施策の基本方針を  
横断的な視点で整理し、分野別の取り組みについて示されています。  
第三部の障害福祉計画、障害児福祉計画では、第二部で示された  
基本方針に基づき、具体的なサービスの提供体制や、障害のある人  
の地域生活を支援するための事業及び障害児支援の内容について示  
されています。

本委員会は審査の結果、本計画の策定については、第七期介護保  
険事業とかかわりがあるとの意見もありましたが、賛成多数で可決  
すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。  
反対討論はありませんか。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 議案第三二号、西之表市障害者計画及び  
第五期西之表市障害福祉計画並びに第一期西之表市障害児福祉計画  
の策定について、委員長報告に反対の立場で討論を行います。

本案は、障害のある人の自立した生活や社会参加を支援するため、地域において必要な障害福祉サービス等の需要を見込むとともに、サービス体制の確保等の取り組みを進めるものとしております。本年度新たに計画を策定するに当たり、第六次長期振興計画に基づくもの、また、計画書の初めに書かれております、国で定められた障害者総合支援法をもとに策定された第四期障害福祉計画の基本理念があります。

この障害者総合支援法ですが、六十五歳で障害福祉サービスから介護保険に移行する介護保険優先の原則が継続されており、また、新たに設ける自立生活援助サービスは、対象を絞り込むなど極めて不十分な上、グループホームに住んでいる軽度な方を退出させかねないと批判が上がっているところであります。国は軽減措置や対策をとったというものの、中途半端な対応で、利用者の応益負担を残していることも問題であります。

本市においても障害者の高齢化が進んでいるとの報告もありました。問題点が改善されないまま一人一人に及ぼす影響、そして介護保険優先の原則についても、今回の介護保険料値上がりとも関連していくという点で、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。  
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △議案第三三三号 西之表市防災情報システム整備工事請負契約

について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、議案第三三三号、西之表市防災情報システム整備工事請負契約についてを議題といたします。  
総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 鮫島市憲君登壇」

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました議案第三三三号、西之表市防災情報システム整備工事請負契約について、審査の結果を報告いたします。

本案は、老朽化した防災行政無線を平成二十九年年度から平成三十年年度にかけて再整備するため、西之表市防災情報システム整備工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容は、契約の目的が西之表市防災情報システム整備工事、契約の方法は、地方自治法施行令第六十七条による契約で、指名競争入札です。契約金額は七億八千七百三十二万円、契約の相手方は、鹿児島県鹿児島市鴨池新町一番一号、株式会社九電工鹿児島支店、執行役員支店長、中島雄二氏であります。

審査の過程において、指名競争入札については、入札契約審査委員会で決定した指名業者二社で行ったとの説明を受けました。

本委員会は審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

なお、以下の点で意見の一致を見ましたので報告します。

既存の戸別受信機の改修については、高齢者、空き家への対応等、市民への広報周知を図るなどし、完全撤去に努められるよう要望します。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

本案は、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△請願第五号 新岳之田橋から農道岳之田武部線への案内板設置についての請願書

○議長（永田 章君） 次は、請願・陳情の審議を行います。

日程第二三、請願第五号、新岳之田橋から農道岳之田武部線への案内板設置についての請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 木原幸四君登壇」

○産業厚生委員長（木原幸四君） 本委員会が付託を受けました請願第五号、新岳之田橋から農道岳之田武部線への案内板設置について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、橋口好文議員を紹介議員として、西之表市現和七〇四九番地、横川秋男氏外二十一名より提出されたものです。

請願の趣旨は、農道岳之田武部線を利用する地元の方が、夜間通行の際、新岳之田橋への左折を見落とすことがあることから、案内板を設置してほしいとの要望であります。

本委員会では現地調査を行い、案内板設置については、県道等に設置しなければならぬことから、最善の方法を今後、県と協議していくことが必要と判断をいたしました。

審査の結果、本請願について県との協議を受けて判断することが求められるという点から、継続審査をすべきとの意見もありましたが、賛成多数で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり採択と決しました。

△請願第六号 核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める意見書の提出を求める請願書

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、請願第六号、核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 鮫島市憲君登壇〕

○総務文教委員長（鮫島市憲君） 本委員会が付託を受けました請願第六号、核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める意見書の提出を求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願書は、橋口美幸議員、和田香穂里議員を紹介議員として、西之表市西之表六六七八番地一、尾形公雄氏より提出されたものです。

請願の趣旨は、昨年七月に核兵器を違法化する核兵器禁止条約が国連会議で採択され、九月には署名が開始されることを受け、核平和都市宣言を行った西之表市議会においては、核廃絶への努力の一環として、日本政府が速やかに署名し、国会の批准を経て正式に条約に参加するよう求める意見書を、関係機関へ提出することを求めるものです。

審査の過程において、核兵器の禁止については全ての委員が賛同し、理解するものの、意見書の提出及び意見書を提出する時期について、委員より幅広い意見が出されました。

採決においては、継続との意見も出されましたが、審査の結果、賛成少数で不採択すべきとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

本件に対する委員会での採択結果は不採択でありますので、初めに原案に賛成する討論を行います。

賛成討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 請願第六号、核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める意見書の提出を求める請願書採択に賛成をする立場から討論を行いたいと思います。

一九四五年八月六日、九日、広島・長崎に相次いで原子爆弾が落とされ、一瞬に数十万人の人々が無差別に殺されてしまいました。

もしここに自分がいたら、どんなに無念なことだったかと思えます。

あの日から辛うじて生き延びてきた被爆者は、七十三年目を迎える今も後遺症におびえ、苦しみながら、「再び被爆者をつくるな」と訴え続けております。残念ながら、訴えながら亡くなった被爆者の方もいらつしやいます。そして今、私たちは被爆者のこの生の声を聞く最後の世代となっております。非核三原則を国是としている日本でこそ、この思いを実現させなければなりません。

被爆者国際署名の呼びかけ、被爆者代表人の一人であるサーロー節子さんは、広島に原爆が投下された当時、十三歳。姉と四歳のおいを十日後に亡くすというつらい体験をし、自身も瓦れきの下から生き延びた体験と、全ての子供たちが亡くなってしまったおいと重なる思いを強くして、カナダ・トロントから、八十五歳の今も、被爆体験と核兵器廃絶の思いを世界中に発信しています。

そうした中、昨年七月七日、ニューヨークで開かれた国連会議において、人類史上初めて核兵器を断罪する核兵器禁止条約が、国連加盟国三分の二に当たる百二十二カ国の賛成で採択されました。

そして、昨年十二月には、核兵器廃絶国際キャンペーン「ICAN」がノーベル平和賞を受賞いたしました。このとき、日本の被爆者の運動や署名活動などを地道に取り組んできた日本の市民運動が国連を動かしたと評価をされたそうです。

残念ながら日本政府の姿はこの七月の会議の会場にはなく、用意された日本政府の机の上には、「この場にあなただがいれば」と書かれた千羽鶴が置いてあったとの報道がありました。このときのインタビューでサーロー節子さんは、「被爆者の運動をサポートしない日本政府は余りにもひどい。しかし、今からでもかかわってほしい」と言っています。そして、「核兵器廃絶までの第一歩です。後押しをする一人一人のかかわりがこれからとつても大事だ」と発言をしております。

この西之表市でも、市民団体が種子島島内の住民に「三たび、広

島・長崎を繰り返すな」と呼びかける核兵器廃絶国際署名に取り組んで、毎年八月には種子島からも国連に書面を届け続けております。

世界で唯一の被爆国である日本が、原爆を使ったアメリカの核の傘が安全だとの議論にすりかえられ、核兵器禁止条約は現実的ではないとの意見がありますが、むしろ核の傘は核兵器を永久に容認していく政策で、現実に核をなくそうとの思いからはほど遠くなりません。これこそ非現実的な政策はありません。

核抑止力論では、日本に対する攻撃を抑止する力にも、世界の平和を守る力にもなりません。抑止論とは、広島・長崎に起こったことを再びほかの地域にも繰り返すぞという、おどしの政策になってしまいます。西之表市からもぜひ、日本政府に署名を求めていきましよう。

ICAN事務局長のベアトリス・フィンさんは、「署名をするのを決めるのは政府ではなくて、それぞれの国の国民が決めるのだ」と発言しています。西之表市議会としても、ぜひとも政府に署名を求め、平和な世界へと一歩一歩進めていこうではありませんか。議員各位の皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

最後に、昭和六十年に非核西之表市宣言をしておりますこの決議を読み上げて、賛成討論したいと思います。

昭和六十年十二月二十日。提出者が、西之表市議会議員、川脇安男議員。賛成者が、西之表市議会議員、長野幸生議員、串間静夫議員、野口寛議員、種子田操議員、そして当時の議長は伊東盛栄さん

でありました。では、文面を読み上げます。

非核西之表市宣言に関する決議。

今、この地球に、人間は自らを滅ぼして余りある核兵器を蓄えた。いまだかつて、開発された兵器で使われなかったものはない。それは歴史の恐るべき証明である。一刻も早く核兵器をなくさなければならぬ。頭上に核の閃光がひらめく前に。遅過ぎたとき、それを悔やむべき未来すら我々には残されていない。我々は、いかなる国であれ、いかなる理由であれ、核兵器の製造、配備、持ち込みを認めない。持てる国は即時に核兵器を捨てよと。

このかけがえない美しい地球と、そこに住む人類を守り伝えるために、西之表市は核兵器廃絶と恒久平和確立の悲願を込めて、全世界に訴えるため、ここに非核西之表市を宣言する。

以上、決議する。

昭和六十年十二月二十日、西之表市議会とあります。

皆様方の大きな前進をぜひお願いをいたしまして、賛成の討論にかえさせていただきます。

○議長（永田 章君） 原案に対し反対討論はありませんか。

「一〇番 中野 周君登壇」

○一〇番（中野 周君） 請願第六号、核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める意見書の提出を求める請願書について、原案に反対の立場で討論をいたします。

二〇一六年十月二十七日、ニューヨークで開催された国連総会第

一委員会、二〇一七年に核兵器禁止条約交渉のための会議を開催する決議の投票結果は、賛成百二十三カ国、反対三十八カ国、棄権十六カ国の結果となり、採択されました。日本はこの決議に反対しています。唯一の戦争被爆国であり、これまで核兵器の非人道性を訴え続けていながら、日本はなぜ今回反対したのでしょうか。核軍縮、不拡散、安全保障の分野で大きく意見の分かれる問題であると同時に、多くの国民の関心事でもあります。

我が国は、戦後唯一の被爆国として、核なき世界の実現を掲げ、核軍縮に取り組んでおります。今回の決議で日本が反対した理由は、今回の核兵器禁止条約が、これまでに国連でなされてきた一連の核廃絶決議とは異なり、核兵器の法的禁止を目指しているからなのです。

国際社会は、これまで、一九六八年に作成をされ、一九七〇年に発効した核拡散防止条約（NPT）のもとで核軍縮を進めてきております。NPTには三つの柱があり、一つが核保有国による核軍縮であり、もう一つが非保有国への不拡散、三つ目が原子力の平和利用であります。原子力の平和利用については、国際原子力機関（IAEA）による厳しい査察によって担保をされております。

我が国は、あくまでも保有五大国は核兵器を削減する核軍縮と、非保有国は核を持たない不拡散を目指すという、このNPT体制の金科玉条を大前提として、一九九四年から毎年、国連総会へ、核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議案を提出しております。

ところが二〇一二年ごろから、非保有国の一部から核兵器そのものの非人道性という議論が出るようになり、二〇一二年のNPT再検討会議でスイスなど十六カ国は、核兵器の使用は国際人道法に違反するという内容の共同声明を発表、核兵器の非合法性が議論されるようになったとのことです。

この背景には、米露関係、英露関係、米中関係の悪化による保有国間の核軍縮の停滞があり、非保有国の不満の高まりが推測されます。二〇一五年に開かれたNPT再検討会議では、中東問題をめぐる非保有国と保有国の激しい対立の中で、一切の合意ができておりません。

このように保有国と非保有国の対立を考えると重要なことは、一九七〇年に発効した核拡散防止条約は、アメリカ、ロシア、中国、フランス、イギリスの五大国の核兵器保有を事実認めることを前提としたものであり、このことにより、五大国には核兵器の保有が国際法上で既に認められているという事実です。

一方、非保有国が進めようとしている核兵器禁止条約は、加盟は任意で、加盟国に対しては法的拘束力を持つものになることが予想されます。このことにより、保有国と非保有国の間のアンバランスを固定化し、深刻な亀裂が生じ、対立を決定的なものにしてしまうことが危惧されます。

核なき世界は、保有国と非保有国との間の協力による、現実的かつ実践的な措置を重ね、相互の信頼感を積み重ねていくことが不可

欠であり、その結果、実現されるべきであり、核兵器禁止条約の成立を許せば亀裂が入るだけで、そのプロセスが実現できなくなりま

す。

核兵器を現実的に減らしていくためには、このことよって起り得る亀裂を何としても避けなければならないとする日本政府は、安全保障政策の一環として核抑止の担保力を上げるために、核兵器禁止条約に反対という立場を選択したものと思います。

NPTは、五つの核保有国以外は核兵器を持たないという差別的な条約です。しかし、ほとんどの国にとって、隣国が核兵器を持たないことを保障するNPTの存在は、この安全保障にとつて不可欠の要素であります。核兵器禁止条約は必ずNPT体制の弱体化につながると思われる。NPT体制が崩れると、世界の平和と安全は根底から揺さぶられます。核保有国と非保有国との間の対立を深め、対話の断絶を招きかねない核兵器禁止条約には、慎重な対応が求められるのではないのでしょうか。

それゆえに、核兵器禁止条約に係る報道は多く、世界の各所において賛否両論にわたり議論されております。世界最初の被爆国である我が国でも、民間における理想を追求しようとする条約加入論と、国際政治の現実を踏まえての主として政府系による加入反対論があります。その分かれ目は、理想を追う核廃絶者及び核攻撃を受けるおそれのない後発発展途上国又は核保有能力のない国は核廃絶を叫び、攻撃を受けるおそれのある国で保有していない国、日本などは

加入を避け、一方、核保有国は国際法で加入の義務はなく、たとえ賛成論を唱えたとしても、批准しなければ核を保有し続けることを選んでいます。

また一方では、核兵器が実用化され、相互確証破壊が信じられるようになって以来、核戦争抑止論は根強く存在します。現に核兵器が実用化後は、大国間の戦争は起きていないことは事実と捉えるべきと考えます。

国際社会は、国際法がスタートした十七世紀以来、法治社会となり得るだけの法整備がなく、裏づけとなる強制力がないことなどから、大国の同意は法にまさること、国力が正義になり法となることが多く、道義のないのが国際社会の現実のように私には見えます。

その代表的事象が、一九八八年三月に生じた南沙事件であります。これまでベトナムの領土として実効支配をしていた南シナ海のスプラトリー諸島を我が領土として死守しようとして、腰まで海水につかりベトナム国旗を掲げていた無防備のベトナム兵六十四人を、中国海軍艦艇が横一線の機銃掃射でなぎ倒すように殺戮し、軍事力で中国領土として実効支配をし、何事もなかったかのようにその浅瀬を埋立て、今や最先端の軍事能力を装備した軍事基地へと変貌している事実です。

これに対し、国際社会はいまだにこの事象を問題なしと意図的に見通しており、国際問題としておりません。このような実例から、国を導く者としては、理想の追求もさることながら、現実を追求せ

ざるを得ないのが実情であり、国民の人権と生命、財産を守る基本は、国家の存立を確立しておくことに尽きると考えます。

我が国は核兵器を保有しない限り大国の傘の下にあって、その同盟を信頼あるものに保つことが重要であり、現実論を前提として考えたとき、自国の未来の国際関係を不利に陥れる核兵器禁止条約加入は採用できない政策となっております。よって、国及び地方公共団体という、国家を導く一部に属する我が国会が、あえて日本国を不利に陥れるおそれのある行為は避けるべきと考えます。

なお、主義・思想の自由は民主社会において普遍的価値に位置づけられるものであったとしても、議会は常に広角的視野と広い見識のもとに、一義的には現実論に視点を置いて、市民の生命、財産を守る方向性を持って行動すべきと主張し、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

○議長（永田 章君） ほかに原案に対し賛成討論はありませんか。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） 請願第六号、核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める意見書の提出を求める請願について、採択すべきとの立場から討論を行います。非常に大切な問題ですので、多少長くなることをお許しいただきたいと思えます。

条約における核兵器の非人道性の明確化、威嚇としての使用の禁止、NPTとの相互補完、市民や自治体の進むべき方向、この四点について述べてまいります。

まず、条約における核兵器の非人道性の明確化についてです。

核兵器禁止条約は、「核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止並びにその廃絶に関する条約」という長い名前の条約です。これによく似た名前の条約があります。

一つは「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、また「細菌兵器、生物兵器、毒素兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」、そして「対地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」、いずれもよく似た名前の条約です。そして、日本はそのいずれにも署名し、批准しています。なのに、なぜ核兵器に関しては条約の署名、批准を行わないのでしょうか。一刻も早く署名、批准すべきです。

化学兵器や生物兵器あるいは地雷と核兵器とは決定的な違いがありません。それは、一度使われたら最後、無差別に都市を破壊し、赤ちゃんからお年寄りまで、非戦闘員である一般市民を巻き込んだ筆舌に尽くせない悲惨な犠牲を生み、その後、何十年にもわたる放射能汚染と被曝が続き、取り返しのつかない事態を生む、その非人道性が他の兵器と比較にならないほど大きいことです。

二〇一〇年の赤十字国際委員会では、「一たび核兵器が使用されたなら、赤十字を初め、国も他の機関も誰もレスキューするすべは持っていない」と、その非人道性に言及しています。

この核兵器禁止条約の前文、前の文ですね、前文では、核兵器がもたらす破滅的な人道上の結末とそのリスク、また、被爆者と核実

験被害者が受けてきた苦痛に言及し、「いかなる核兵器の使用も国際人道法に違反し、人道の諸原則、公共の良心に反する」として、非人道性を明確にしています。

次に、威嚇としての使用の禁止についてですが、核兵器は今述べたような恐るべき破壊力と非人道性ゆえに、絶対に使用してはならないものであり、だからこそ抑止力という必要悪として容認されました。しかし、条約では、威嚇としての使用、つまり抑止力や核の傘の役割も禁止しています。

実際に、抑止力は世界の平和にとって本当に有効だと言えるでしょうか。確かに冷戦時代においては、もしも一方が核で攻撃したらもう一方も核で報復し、最終的に双方が徹底的に破壊し合うという相互確証破壊の理論を、核保有国間が共有することによって抑止力として働いてきた面があります。ですが逆に、核兵器の存在はキューバ危機のような一触即発の事態も招きました。また、今日の状況は、冷戦時代とはいろいろな面、特に国家にとっての脅威とは何かという点で、大きく異なっています。

かつて日本の脅威として働いていた存在はソ連でした。ソ連の脅威から身を守るためには、防衛力の強化も、アメリカの核の傘も必要であると。しかしながら、元防衛庁審議官の太田述正氏は二〇〇七年に、「ソ連脅威論はうそだった。防衛力を減らす方向に行かないということ都合がよかった」とはっきり言っています。

そして現在、盛んに脅威として語られているのは、朝鮮民主主義

人民共和国における核開発です。繰り返される核実験やミサイルの発射は非難すべきものです。しかし、国際社会から非難や圧力を受けながらもなお、なぜ朝鮮民主主義人民共和国は核を持ったのかといえば、核を持つている米国と対等な立場に立つためではないでしょうか。核を持つている国と何らかの交渉をするとき、核を持つていない国が圧倒的に不利であると考えるのは当然です。朝鮮民主主義人民共和国にとって、米国の核は抑止力ではなく脅威であって、米国や日本を本気で滅ぼすつもりもなく、先制攻撃が自国の破壊を招くことがわかっていてなお、核開発を進め、挑発姿勢をとってきたのは、米国の核の脅威を減じて、金正恩体制の維持を保証させることが目的なのではないかと考えられます。

そのことの是非をここでは論じませんが、今年五月に米朝会談が開かれる見通しとなり、朝鮮民主主義人民共和国は核やミサイルの実験の凍結を表明しています。米国のトランプ大統領は、二月の核戦略の見直し、いわゆるNPRでは、核の役割と能力を拡大する姿勢を鮮明にしたものの、米朝会談については非常に積極的な姿勢を見せています。そして今年二月二十三日には、日朝首脳会談への意欲を日本政府が朝鮮民主主義人民共和国側に伝えたこと報道がありました。あくまでも米国の姿勢に追随する現政権の主体性のなさを今は追及しませんが、明らかに流れは変わってきています。

もう一つの脅威として語られる中国については、今や米国にとっても日本にとっても重要な貿易相手国であり、経済上の大きな損失

を招くような武力衝突は、いずれの国も望まないでしょう。核の使用など論外です。

脅威について考えるとき、ナチス政権でヒトラーに次ぐ実力者であったヘルマン・ゲーリングの次の言葉が思い起こされます。いわく、「もちろん一般市民は戦争を望んでいない。しかし、国民をそれに巻き込むのは、民主主義だろうと、ファシスト的独裁制だろうと、共産主義的独裁制だろうと、常に簡単なことだ。自分たちが外国から攻撃されていると説明するだけでいい。そして、平和主義者については、彼らは愛国心がなく、国家を危険にさらす人々だと、公然と非難すればいいだけのことだ」。この言葉は、脅威論の正体を見事に表現していると思います。

それでは、核保有国が同盟国への核攻撃に対して核で報復するという拡大抑止力、いわゆる核の傘に関してはどうでしょうか。核保有大国が、自国民に被害が出る危険を覚悟してまで同盟国のために核を使用することについての信憑性は、以前から疑問視されています。つまり、核保有国は自国以外のためには核兵器は使わないだろうと言われ、実際にアメリカの政治家や学者からも、核使用に否定的な考えが示されています。

多くを紹介することはできませんが、一つ挙げるならば、日本人にもその名前に覚えのある人は多いキッシンジャー元国務長官が、「超大国は、同盟国に対する核の傘を保障するために自殺行為をするわけではない」と語っています。初めから使わないだろうと言って

しまえば、抑止力としては働きません。

また、原発の存在も拡大抑止力を無力化していると言えます。日本を攻撃しようとする国あるいは組織が日本に甚大な被害をもたらそうと考えたとき、何も核兵器を使用することはありません。通常の爆弾で原発を狙えばよいのです。ミサイルである必要もなく、核兵器が使用されたときと同様の事態を引き起こすことができます。そして、そういう事態に際しては、アメリカの核の傘は日本にとって無意味です。

以上のとおり、脅威論も抑止力論も、一時的で表面的な平穩を見せかけるだけで、本当の平和をつくり出すものではありません。つまりは幻想です。むしろ脅威論に踊らされて、核兵器の抑止力を過剰に信頼することこそが、戦争への危機を増大させるものだと言えるでしょう。

そして、核兵器の威嚇としての使用の禁止を盛り込み、抑止力としての必要悪ではなく、脅威としても存在してはならない絶対悪であることを明確にした点が、核兵器禁止条約とこれまでのNPTとは画期的に異なる点です。

核兵器廃止条約が、NPT、核兵器不拡散条約又は核拡散防止条約ともいいますが、このNPTの取り組みを無効にしてしまふ、あるいはNPTに規定されている核兵器国、米・露・英・仏・中の五カ国と、非核兵器国との亀裂を深めるといふ論があります。それらは、二つの条約を最大限生かすことで解決していくべき課題であつ

て、二つの条約は相互に補完し合って核廃絶を実現する道をつくる  
ことができるものと考えます。決して核兵器禁止条約はNPTを否  
定するものではないのです。

核兵器国の核軍縮がどれだけ進んだか、失礼しました。NPTが  
一定程度の役割を果たしてきたとの評価もある一方で、核兵器国の  
核軍縮が実際どれだけ進んだかは明らかではなく、非核兵器国や非  
加盟国の核開発、核拡散を確実に防止してきたかどうかも疑問です。

そもそもNPTは、国連安全保障理事会の常任理事国でもある五  
カ国だけに核保有を認めている、不平等で不完全なものです。この  
NPTの持つ大きな穴を埋めて、核兵器国五カ国及びNPT未加盟  
の核保有国に対しても核兵器の廃絶を求め、全ての国が核を持たな  
い世界をつくろうとするのが、この核兵器廃止条約です。

条約には、核兵器国、核保有国が核兵器を廃棄する基本的な道筋  
が定められています。実際には、現実には、そこに至る道のりは長く  
険しいものだと思います。けれど、被爆国でありながら米国の核の  
傘の下に身を置いてきた日本は、この条約に署名、批准することで、  
世界から核兵器をなくす取り組みの先頭に立つべきではないでしょ  
うか。

条約は、核廃絶への道のスタートラインです。核兵器廃絶への活  
動が評価され、ノーベル平和賞を受賞した、核兵器廃絶国際キャン  
ペーン「ICAN」の一員であり、被爆者として核廃絶を訴え続け  
てきたサーロー節子氏も、条約の採択については、「核兵器の終わ

りの始まりだ」とコメントしました。

ICANの活動も最初は小さなものでしたし、長い時間がかかり  
ましたが、条約の国連採択とノーベル平和賞という大きな実を結ん  
だのです。現状追認ではなく、高く理想を掲げ、それに向かって進  
むことは、決して非現実的なことでも愚かなことでもなく、平和な  
世界を実現するための確かな方法です。

脅威論や抑止論ではなく、ノーモア・広島、ノーモア・長崎の精  
神を全世界の共通認識として広め、核廃絶に力を尽くすことこそが、  
実験ではなく兵器として使われた核による被爆国としての日本の責  
務であるはずです。

そして、平和な世界を実現し、子や孫に引き継ぐためには、「条  
約に関することは国政のことだから」と逃げてはならないと思いま  
す。私たち一人一人の責任として、いつか子供や孫に「どうしてお  
父さん、お母さんは、おじいさん、おばあさんは、あるとき核兵器  
を許してしまったの」と問われないために、声を上げ、できる限り  
の努力をするべきです。

先ほどの討論にもありましたが、一九八五年、昭和六十年、西之  
表市議会は非核西之表市宣言を決議し、「いかなる国であれ、いか  
なる理由であれ、核兵器の製造、配備、持ち込みを認めない。持て  
る国は即時に核兵器を捨てよ」と宣言しました。この決議は当然生  
きていて、今、改めて受け継ぐべき先輩方からの平和のバトンだと  
思います。

また、日本の全千七百十九市町村中、千七百十八市町村が加盟し、当市も加盟している平和首長会議は、核兵器禁止条約の採択を受けて二〇一七年八月十日に、核兵器保有国を含む全ての国に対し条約への加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求めることを決議しました。これも平和への責任を負うことに対する自治体首長の方々の決意だと思います。

さらに、今年一月二十二日現在で、少なくとも百十三の地方議会が核兵器禁止条約への署名や批准を求める意見書を可決していて、その数はその後も増えています。そしてつい先日、十九日の南種子町議会最終本会議でも同様の意見書が可決されました。

先ほどまでの条例や予算に対する賛成の立場の討論においては、条例や予算の大元の趣旨、方向性を尊重し、まず賛成、賛同した後、不満や問題点などはその後検討し、改善を図っていくというこゝとでした。この請願にこそ、その姿勢をお示しいただきたいと思ひます。

私たち西之表市議会も本請願を採択し、意見書を政府に提出し、先輩方の思いとともに、志を同じくする多くの自治体とともに、核兵器のない真の平和を実現する道へ踏み出そうではありませんか。議員各位の御賛同をお願いし、長くなりましたが、以上で討論を終わります。

○議長（永田 章君） 次に、原案に対する反対討論はありませんか。

「一一番 田添辰郎君登壇」

○一一番（田添辰郎君） 先ほどは申しわけございません。ちょっと不手際がございまして、御迷惑をおかけしました。原案について反対の立場から討論させていただきます。

中野議員のほう、説明を詳しくいただきました。今、和田議員のほうも反対討論でございますが、橋口議員のほうも詳しく説明させていただきます。私のほうは簡単に述べさせていただきますと思ひます。

鹿児島県下で、薩摩川内のほうと鹿屋のほうは、今回の案件のほうは不採択ということになったようであります。基本的に賛成、反対、議論はかみ合わないとおわかっております。わかっておりますが、私もいろいろ言おうと思えば、十分、二十分、三十分、一時間はしゃべれる自信はございますが、簡潔に申し上げます。

本当に日本に住む国民の皆さん、西之表市民の皆さんを、その命を守るにはどうすればいいのか。私は、誤解かもしれませんが、朝鮮を擁護するような、中国を擁護するようなことをおっしゃって、脅威はないんだ、抑止論は意味がないんだ、そのようなことをおっしゃる方もいらつしやいます。馬毛島の問題がございまして、四年ほど前から、前の戦争の本もいろいろ読んだりしました。和田議員が討論されたように、ナチスの場合にもその脅威論は言われながらも、その伸長を見逃してきたところがございます。やはり我々は、単に理想を述べることで先延ばしするのではなく、現実に根づいて、

本当に国民のことを守るためにはどうすべきなのか、市民を守るためにはどうすべきなのか、それを真剣に議論していかなければならないと思います。

この件については、中野議員のほうから説明があったかと思いますが、我々が安全保障の問題、また、さまざまな外交問題、その件について、さまざまな意見があり、言おうとしたとしても、政府、その機関から、質疑をし、そしてどうなのかと判断する場所は与えられていないわけがあります。我々の、西之表市職員、理事者の席に座っている方に、国防の問題をどうだと尋ねても、答えられる、責任を持って答えられる人間はただ一人もおりません。

そのような状況の中で、我々一人一人の市会議員が、国防、また核兵器にかかわる大きな問題について何も確認できないまま、自分の勉強をしたまま、思い込みのまま判断を下しているのか、私は疑問に思うわけであり、本来は、地方自治体はこのような判断をすべきではない、そのように考えるわけであり、これは我々の代表である国会議員の先生方がやるべき問題であります。

今日も、国防の問題よりさほど重要なのか、さまざまな議論がなされているような状況であります、西之表市議会でこのようなことを議論するよりは、我々は国会に代表者を通してあります。その人たちにきつちりと自らの意見を伝えることによって、国会で議論を十分にしていた、それが肝要かと信じております。

以上で賛成討論のほうを終わらせていただきます。

すみません、ごめんなさい、原案に對しまして反対討論といたします。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本件に対する総務文教委員長報告は不採択とのことでありますので、原案について採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、請願第六号は採択と決しました。

ここで、しばらく休憩をいたします。おおむね二時五十分ごろより再開いたします。

午後二時三十七分休憩

午後二時五十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたしま

す。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、議会運営委員会から、議案第三四号、西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての一件が提出されました。

この際、議案第三四号の議案一件を追加上程し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

#### △議案第三四号 西之表市議会委員会条例の一部を改正する条

##### 例の制定について

○議長（永田 章君） 日程第二五、議案第三四号、西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「議会運営委員長 下川和博君登壇」

○議会運営委員長（下川和博君） それでは、議案第三四号について御説明を申し上げます。

本案は、西之表市部課設置条例の一部を改正する条例の制定に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

条例改正案について御説明申し上げます。

西之表市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

名称、総務文教委員会。定数、八名。

所管事項。ア、総務課の所管に関する事項。イ、企画課の所管に関する事項。ウ、市民生活課の所管に関する事項（衛生に関する事項を除く）。エ、財産監理課の所管に関する事項。オ、地域支援課の所管に関する事項。カ、税務課所管に関する事項（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に関する事項を除く）。

キ、会計課の所管に関する事項。ク、議会事務局の所管に関する事項。ケ、選挙管理委員会の所管に関する事項。コ、監査委員会の所管に関する事項。サ、教育委員会の所管に関する事項。シ、公平委員会の所管に関する事項。ス、他の委員会の所管に属しない事項。

次に、名称、産業厚生委員会。定数、八名。

所管事項。ア、市民生活課の所管に関する事項のうち衛生に関する事項。イ、税務課所管に関する事項のうち国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に関する事項。ウ、健康保険課の所管に関する事項。エ、高齢者支援課の所管に関する事項。オ、経済観光課の所管に関する事項。カ、農林水産課の所管に関する事項。キ、建設課の所管に関する事項。ク、福祉事務所の所管に関する事項。ケ、農業委員会の所管に関する事項。コ、水道課の所管に関する事項。

附則として、この条例は平成三十年四月一日から施行する。  
以上で説明を終わります。皆様方の御賛同よろしくお願いをいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、議会運営委員会開催のため、しばらく休憩をいたします。  
再開時間等については庁内放送等でお知らせをいたします。

休憩といたします。

午後二時五十四分休憩

午後三時二十八分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
議案審議を続行いたします。

#### △議案追加上程・議案審議

○議長（永田 章君） 議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第一項の規定により、議案第三五号、核兵器禁止条約の署名、批准を政府に求める意見書の提出が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、この際、議案第三五号を日程に追加し、議題にすることに決しました。

それでは、直ちに議題といたします。

△議案第三五号 核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求め  
る意見書の提出について

○議長（永田 章君） 追加日程第二八、議案第三五号、核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 西之表市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出いたします。

提出者、西之表市議会議員、橋口美幸。

読み上げて説明にかえさせていただきます。

核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書（案）。

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした核兵器禁止条約が、二〇一七年七月七日の国連会議で、国連加盟国の約三分の二に当たる百二十二カ国の賛成で採択された。

核兵器禁止条約は第一条において、核兵器の開発、実験、生産、製造及び保有、貯蔵、さらにその使用と使用の威嚇を禁止し、条約締約国に対し、自国の領域又は自国の管轄もしくは管理のもとにあるいかなる場所においても、核兵器又は核爆発装置を配置し、設置し、または配備することを禁止している。

同条約は五十カ国が批准した時点から九十日後に発効する。九月

二十日にはニューヨークの国連本部で署名式典が開かれ、賛同する国々による署名と批准の手続が始まった。同日中に五十カ国以上が署名し、参加国が既に批准書を持参した。今後は、発効に向けて、署名した国々の国内で批准手続が行われていくことになる。

この歴史的な核兵器禁止条約採択への貢献が評価され、十二月十日には、二〇一七年のノーベル平和賞が、国際NGO、核兵器廃絶国際キャンペーン「ICAN」に授与された。

世界百六十二カ国、七千五百三十六都市に加盟都市を持つ平和首長会議は、二〇一七年八月の第九回総会で、「人類の悲願である核兵器廃絶への大きな一歩となる核兵器禁止条約の採決を心から歓迎する。核兵器保有国を含む全ての国に対し、条約の加盟を要請し、条約の一日も早い発効を求める」とする、核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議を可決した。

核兵器のない世界を望む国内外の広範な世論に応えて、唯一の戦争被爆国である日本は率先して取り組むべきである。よって、政府に対し、核兵器禁止条約に早急に署名し、批准されるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年三月二十七日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されましたが、その字句、数字その他の整理

を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決しました。

#### △航路改善港湾整備特別委員会所管事務調査報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第二六、航路改善港湾整備特別

委員会所管事務調査報告を行います。

航路改善港湾整備特別委員会委員長の報告を求めます。

「航路改善港湾整備特別委員長 田添辰郎君登壇」

○航路改善港湾整備特別委員長（田添辰郎君） 航路改善港湾整備

特別委員会、所管事務調査報告を行います。

今回の所管事務調査におきましては、主に重要港湾西之表港の整備・拡充、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域社会の維持に関する特別措置法に伴う予算枠の確保について、一月二十三日から同二十五日まで、中央省庁、地元選出国會議員、鹿児島県庁を対象に、調査・要望活動を実施してまいりました。また、種子屋久高速船株式会社にも立ち寄り、要望書を提出してまいりましたので、その内容について御報告いたします。

初めに、一月二十三日に訪問した国土交通省では、菊地身智雄港

湾局長と面会し、西之表港の整備・拡充について要望活動を行いました。

西之表港港湾整備計画内の中央地区マリーナ施設整備については、費用対効果を指摘され、地域活性化という目的を考えれば、年数回のイベント時だけではなく、地元の人が十分に活用できるだけの緊急性、実用性が求められるとものでありました。

また、同計画内の観光旅客ターミナルの整備についても、施設の運営について、大型客船の寄港が年に百回は不可欠であり、現状として実現は厳しいとの判断が提示されました。しかしその一方で、大型客船より規模の小さい定期船のターミナルであれば検討の余地があるのではないかとものでありました。

次に、内閣府海洋政策推進事務局では、羽尾一郎事務局長と面会し、現在、航路・航空路運賃低廉化事業の対象が島内在住者のみとなっているため、島外観光客への対象拡大をお願いいたしました。

羽尾事務局長からは、本交付金が来年度も確保される見通しで、内容に関してもさらに充実させたいとのことであり、財政当局にも要請しているとのことでした。

観光客への対象拡大については、運賃そのものを島民並みに引き下げることは、島の新たな雇用、産業創出には結びつかないとし、否定的でありましたが、事業を有効的に活用し、補助していくことは可能であり、例えば、現在、島民の高速船運賃が九千円前後で、島外観光客の運賃が一万二千円前後だとすれば、その差額分のサー

ビスを組み込むなどといった工夫が必要であるとの意見をいただきました。

自治体や観光協会等とも連携して、島内で利用できるマリンスポーツやガイドツアー、また宿泊施設等の利用券等のサービスを提供することで、島の産業創出、雇用の創出に結びついていくのではないだろうかとのことでした。

いずれにいたしましても、地元自治体と連携し、協議をしながら、施策の充実を図っていくとのことでした。

一月二十四日には、森山胤衆議院議員を訪問させていただきました。

有人国境離島地域関連の予算枠の確保につきましては、羽尾内閣府海洋政策推進事務局局長同様、予算の活用方法にさらなる工夫が必要であり、観光をテーマとして有効的に活用してほしいとのことでありました。

また、我が市の基幹産業である農業についても、予算の活用方法次第では今以上に経済効果が見込めるのではないだろうかというお言葉をいただきました。

その後、野村参議院議員、尾辻参議院議員、宇都参議院議員の国会事務所に立ち寄りさせていただき、要望書のほうを提出いたしました。

今回、国の担当部署ほか参議院議員の先生方への訪問につきましては、森山胤衆議院議員を初め、国会事務所の皆様の特別な配慮の

もと、意義ある要望・調査活動になりましたことを、この場をかりまして深甚から感謝申し上げます。

一月二十五日には鹿児島県庁を伺い、松里保廣県議員、日高滋県議会議員とともに、離島振興課、交通政策課、港湾空港課に対して、要請活動並びに意見交換を行いました。

まず、離島振興課からは、有人国境離島地域関連の予算枠の確保について説明があり、車両運賃低廉化については、制度の拡充や予算の確保を引き続き国に要望していくとのことでありました。

次に、港湾空港課からは、西之表港港湾整備計画の実施状況についての説明がありました。整備計画に基づき、沖防波堤の改良整備を行っており、残りの四百五十メートルについても、七、八年後には完成予定とのことでありました。

高速船ターミナルから高速船に乗船する際の雨よけ等に関しては、現状を勘案し、補修が必要な場所から順次工事を行うとのことでした。ターミナル付近のバス停留所での一般車両の混雑緩和につきましては、駐車マナーの指導等を徹底していくとのことでありました。

また、松里県議会議員より、駐車場の長期駐車、指定の場所以外の駐車等について質疑をいただいたところでもありました。

県担当課への要請活動につき、松里・日高両県議会議員には同席をいただき準備をしていただきましたことを、心から御礼申し上げます。

その後、海上保安庁第十管区海上保安本部を訪問し、種子島海上

保安署開設に対し、お礼を申し上げます。

また、種子屋久高速船会社につきましては、曜日運行の見直し、ジェットfoil新船導入についての情報交換に関し、要望書を提出したところであります。

本委員会におきましては、今回の要望・調査結果を踏まえ、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域社会の維持に関する特別措置法に伴う予算の有効的な活用方法を初め、島内一市二町の共通認識を深め、高速船会社、県並びに関係市町村の協議の場の設定も含めて、種子島航路が利用者にとって利便性の高いものとなるよう、関係機関に対し継続的に要望を行っていく必要を感じております。

補足いたしましたして、県のほうにおきまして話題のほうになったわけではありますが、城ノ浜公園についてでございます。一部、危険箇所が見られるということ、今、使用のほうができなくなっておりましたが、こちらのほうも今、危険箇所の撤去のほうに取り組んでおります。今後のほうは、行政当局とも相談しながら、熊毛支庁とも相談し、市民の憩いの場としてふさわしい場所になるよう努力してまいりたいと思っております。

以上で委員長報告のほうを終わりますが、詳しくは資料を事務局に備えておりますので、ごらんいただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 航路改善港湾整備特別委員会の所管事務調

査報告は終わりました。

#### △閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 次は、日程第二七、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会が所管事務調査等に出向、または委員会開催の申し出については、これを許可することに決しました。

これもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 平成三十年第一回定例市議会の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案については、追加議案を含め、

二月十九日開会以降、三十七日間にわたり慎重審議を賜り、全議案、可決、同意いただきました。まことにありがとうございます。

今回の議会は、初めて予算委員会方式での開催となりました。委員会審査の中で御指摘や御意見をいただいた事案につきましては真摯に受けとめ、その改善を図るよう努力してまいりたいと考えております。今後とも御指導、御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、本会期中には部課設置条例改正案の御審議を賜り、先議によりその可決をいただいたところであります。現在、新たな執行体制を整えるべく、人事体制の内示を行うとともに、部署の移動など準備作業を急ピッチで進めているところでございます。作業に当たる職員にも負担はあるうかと思いますが、市民へのさらなるサービスの向上のために頑張っていたきたいと思います。

何かと課題や御指摘のある行政執行体制ではありますが、各分野で職員には努力をお願いしており、国民健康保険税のいわゆる特特制度、特別調整交付金の獲得など、その成果もあらわれてきているところでもあります。私も引き続きその先頭に立ち、市民福祉の向上に努めてまいります。

議会開催中には、保育園や各学校で卒業式も挙行されました。日本の将来を担う子供たちのさらなる成長を願う祝辞の中で、「諦めてはいけない」と励ます大人たちの声がありました。我々大人も諦めてはいけないと自戒したところであります。人口減少に伴うさま

さまざまな課題の中で、根気強く打開策を探り、ふるさと再生を果たそうと決意を新たにしたところです。

二十九年、三十年産のさとうきびの不作については、先日、国會議員、農林水産省、全国農業協同組合中央会等の関係機関の代表が集い、意見交換会がございました。この不作が台風の影響だけでなく、担い手不足ですとか基盤整備など構造的な問題が、この種子島の農業にはあるのではないかと、そういう認識を持っていただいたところでもあります。今後ともこうした国県への発言の場を生かしながら、本市の発展のために努力してまいりたいと考えております。

本日この会議場には、本会議場には、今日で最後の議会となる方がいらつしやいます。鎌田員訓監査委員事務局長、福山隆一教育委員会総務課長、このお二人が退職により、そしてまた赤崎晃洋教育委員会学校教育課長が異動により、本日が最後の西之表市議会となります。これまでの御努力と本市政への貢献に心から感謝を申し上げます。これまでの御努力と本市政への貢献に心から感謝を申し上げます。

また、本会議場以外でも、退職、異動などにより、現執行体制から離れられる方がいらつしやいます。それぞれの職責の中で精いっぱい努力をされ、本市のために貢献いただいた方々ばかりであります。この場をおかりしまして、それぞれの方々に感謝を申し上げます。たいと思います。

さて、間もなく四月を迎えます。私も、本議会会期中の今月十九日に市長就任一周年を迎えました。伝統ある歴史と豊かな自然に恵

まれた種子島の環境の中で、議員の皆様方とともに市政を運営させていただくことに感謝を申し上げ、市民の皆様の幸せを願いながら、閉会に当たつての御挨拶にしたいと思います。ありがとうございます。

#### △議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

平成三十年第一回定例議会が、延べ三十七日間にわたり、議員、理事者各位の御理解のもと、全ての日程を終えることができました。心より感謝を申し上げます。

本定例会において、平成三十年度一般会計当初予算額百二億二百万円が可決されたことは御案内のとおりでございます。予算審議においては、今定例会より、予算特別委員会を設置、議長を除く全議員で審査に当たっていただきました。初めてのことで多少の不安もありましたが、小倉委員長のもと、予定された日程の中で全て終えることができ、所期の目的を達成されたことは、心うれしく思うところであります。議員、理事者各位におかれましては、その役割を御理解いただき、引き続き委員会運営に御協力を賜りますようお願いいたします。

さて、八板市長、二年目の予算編成でありました。限られた財源の中で継続事業を初め、各分野ごとに新規事業への取り組みを含

め、あらゆる施策が講じられていることに高く評価するものであります。第六次西之表市長期振興計画では、市の将来像として「人・自然・文化―島の宝が育つまち」を基本理念としております。本市の主要課題の解決に向け、各施策・事業を着実に進め、さらなる市民生活の向上につなげていただきたいと願うものであります。

さて、野や山は新緑を増し、春の息吹を感じる今日このごろであります。ただいま市長の挨拶の中でもありましたように、本年度をもって退職をなされる福山教育委員会総務課長、鎌田監査事務局長、前園広域事務組合局長、阿世知消防長、ほか退職をされる職員の皆様方、長い間御苦労さまでございました。これまでの業績に対し、敬意と感謝申し上げます。今後は一市民として、市政発展のために御協力を賜れば幸甚であります。

なお、赤崎学校教育課長におかれましては、御栄転とのことであります。新しい赴任地におかれましても、ますます御活躍をされることを願うものであります。

今後の皆様方の御健勝を心よりお祈り申し上げます。

最後に、議員、理事者の皆様方におかれましても、体調管理にはくれぐれも御自愛をいただき、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会に当たり私の挨拶といたします。

#### △閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、平成三十年第一回西之

表市議会定例会を閉会いたします。

まことに御苦労さまでございました。

午後三時五十一分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 六 番 議 員

一 番 議 員